平成18年度三次市「The行政チェック」

評価対象事業一覧

(総合計画施策体系順)

平成19年1月

三次市総務企画部企画調整担当

平成18年度　分野別評価項目数

分野	施策	項目数
第1 こども	1. 子育て	29
	2. 教 育	14
小　　計		43
第2 健康・福祉	1. 保 健	5
	2. 福 祉	20
	3. 医 療	10
小　　計		35
第3 文化・学習	1. 住民自治・生涯学習	20
	2. 芸術・文化	6
	3. 平和・人権・男女共同参画	7
	4. スポーツ	3
小　　計		36
第4 産業・経済	1. 観 光	7
	2. 農林畜産業等	36
	3. 商工業	11
小　　計		54
第5 環境	1. 環境保全・資源循環	12
	2. 防災・安全	31
	3. 地域交通	35
小　　計		78
第6 都市	1. 州都への道のり	3
	2. 高度情報化	13
	3. 都市の魅力づくり	33
	4. 市役所改革	70
小　　計		119
合　　計		365

平成18年度　所管別評価項目数

No.	部署コード	部　局　名	室　名　等	項目数
1	101	市長公室	政策担当	4
2	102		秘書広報担当	10
3	201	総務企画部	情報室	7
4	202		情報処理システム準備室	2
5	203		企画調整担当	23
6	204		総務室	11
7	301	自治振興部	自治振興室	14
8	302		文化振興室	4
8-1	303	君田支所		8
8-2	304	布野支所		6
8-3	305	作木支所		6
8-4	306	吉舎支所		5
8-5	307	三良坂支所		9
8-6	308	三和支所		8
8-7	309	甲奴支所		7
9	401	産業部	ふるさと農林室	30
10	402		観光商工室	16
11	501	建設部	みらい都市室	12
12	502		あんしん建設室	20
13	503		あかるい住宅室	7
14	601	水道局	営業管理室	5
15	602		事業推進室	13
16	701	市民生活部	さわやか市民室	2
17	702		ひとづくり推進室	9
18	703		かいてき環境室	6
19	704		資源リサイクル室	4
20	801	子育て支援局	のびのびこども室	6
21	802		すくすく育児支援室	20
22	901	福祉事務所	まごころ福祉室	9
23	902		いきいきシルバー室	9
24	903		すこやか保健室	7
25	1001	市民病院部	病院企画室	7
25-1	1002		医事室	1
26	1101	財務部	財政室	4
27	1102		課税室	6
28	1103		収納室	2
29	1104		管財室	9
30	1201	会計室	会計室	2
31	1301	議会事務局	議会事務局	3
32	1401	教育委員会	教育企画室	3
33	1402		学校教育室	9
34	1403		社会教育室	8
35	1501	農業委員会	農業委員会	4
36	1601	選挙管理委員会	選挙管理委員会	4
37	1701	監査事務局	監査事務局	4
		24	38	365

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
1	すくすく育児支援室	第１　こども	１子育て	（１）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*Kids情報送信サービス事業*		kids情報送信サービスは，市内在住で12歳以下の子どもをもつ保護者や保育士，民生児童委員などが対象で，防犯情報を含む子育て情報を携帯電話メールで流すサービス。 財団法人ひろしまこども夢財団向けのメールマーケティングサービスにおける自治体向けの配信機能を利用し，三次市からの子育て情報（防犯情報，予防・医療情報，講演会やイベント情報など）を発信。	「Kids情報送信サービス」内容の充実と，対象者へ「kids情報サービス」の広報活動を行う。	１２歳以下のお子さんをお持ちの保護者・保育施設職員・ＰＴＡ関係者・行政職員などで，子育て情報の必要な方	三次市から，子育てに役立つ情報や，イベント・行事情報，防犯情報などの子育てお助け情報を，携帯電話の携帯サイトにアクセスしていただいて，携帯メールで情報を配信するサービスする。	情報を受信したい携帯電話から，携帯サイトにアクセスし，会員登録をして「kids情報送信サービス」をご利用いただく。	今年度から実施している。	情報送信件数	件			41	アクセス件数	件			308	3 子育てに必要な情報（不審者情報・医療情報・感染症情報・イベント情報など）を携帯電話に送信するサービスにより，知りたい情報が必要としている人に確実に届けられる。	3 これらの情報サービスを，必要とされる方へ利用していただけるように，もっと広報していく必要があるが，携帯電話を持っていない方などへの対応も，考える必要がある。	4 月の利用会員数により，利用料金が増減する仕組みとなっており，利用が多ければ，金も増加する。コストの軽減余地は難しいが，利用者が安定すれば，仕組みを検討していく。	3 今年度開始の事業であり当面は，市の情報なので，市が直接提供をした方が良いが，今後は，民間委託等も検討する。	3 個々に携帯電話を持つ人が増えている中で，携帯電話から，いつでも子育てに関する情報を得ることができることは便利である。 また，子どもに対する悪質な事件が後を絶たないため，このような情報発信のニーズは高まっている。	3 市民すべての方が携帯電話を持っているとは限らないが，携帯電話からいつでも子育て情報を得られることは大変便利であり，また，不審者情報等子育て中の方には，ニーズが高い。	19	C	未実施	未実施	要改善	子育て中の方のニーズにお答えできるよう，情報提供に努めるとともに，引き続き利用者拡大を図るため広報していく必要がある。	要改善	**事業周知のための広報活動の強化と内容の充実に努める。**	１３　サービスの向上	１９年度当初
2	すくすく育児支援室	第１　こども	１子育て	（１）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*こども発達支援センター設置事業*	2,988	ことば・発達などに心配のある乳幼児を対象に，相談を受けたり，それぞれのケースにそって，基本的生活習慣を身につけたり，親子あそびを通して，発達の支援をしていく。 粟屋西自治交流センターにおいて，専門的知識を有する職員（保育士・社会福祉士）を置き，指導にあたる。	利用ニーズが高く，発達相談や療育指導体制の整備などセンター機能を充実させていく。 今後は，専門的ニーズに応えるため，心理療法士・言語療法士などの確保が必要である。	ことば・発達などに心配のある幼児	基本的生活習慣を身につけたり，親子遊びを通して，子どもの発達を支援していく。	週3回(月・水・金)教室を開催し，保育士・が基本的生活習慣，親子遊びをとおして，子どもの発達を支援していく。	専門職員の雇用において質の高い療育指導を行っている。	開設日数	日		92	146	述べ利用人数	人		603	946	5 発達に不安があり集団訓練の必要を感じていても県北に施設がないため広島市や東広島市まで通所していた多くの児童が地元で療育指導を受けることができるようになり，相談や親子通所を通して早期からの療育が実現している。	3 指導レベルの向上と高いニーズに対応するスタッフ体制の確立。	3 対象児の増加や療育に対する市民ニーズが高まっており，専門的知識を有するスタッフが求められている。	3 乳幼児定期健診と連動した取り組みであるため。	4 早い段階からの療育指導は以後の発達に大きく影響する。関係機関職員からの利用ニーズも高い	4 これまで県北には療育センターがなかったため，療育指導や相談ニーズは高い。	22	B	未実施	未実施	事業拡大	利用ニーズが極めて高く現在の特色を生かし，さらに本格的な療育センターとしての確立が望まれる。具体的には，週3日を5日開設とし，専門職（心理療法士・言語療法士等）の採用を行っていく。	事業拡大	**県北の拠点となるべく，専門職の充実を図り市民ニーズに応える。**	内容の充実	１９年度当初
3	すくすく育児支援室	第１　こども	１子育て	（１）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*出産費用お助け制度*		少子化要因の一つとして，子どもを持つことの経済的・心理的負担があげられている。なかでも，出産育児一時金の支給がされるまで，出産費用の確保が困難な方への支援が望まれる。 出産費用の資金貸付を必要とするものに対し資金を貸付けることで，出産による一時的な経済負担の軽減を図り，子どもを生みやすい環境を創造することで，少子化対策の一層の充実を図る。	現在は，国保のみが対象になっているが，その他についても利用可能になるように検討する。 出産育児一時金（国）の支払時期の見直しが必要である。	市内に住所を有する出産育児一時金の支給該当者	出産育児一時金（被保険者・被扶養者）が支給されるまで，市が出産費用を立替，病院にお支払いすることで，出産時における経済負担を軽減させる。（立替えは，出産育児一時金の支給額）	出産費用の支払いが困難であると見込まれ，出産育児一時金（被保険者・被扶養者）が支給されるまでに，出産費用を立替え病院に振込みをする。	平成18年度からの事業	利用件数	件			10	利用見込件数	件			10	3 出産のために出産費用の準備が必要となっていたが，出産育児一時金の受給の前に，市が立替えて出産費用の支払いをすることで，出産に備えての経済的負担を軽減することができた。	3 現在は，国保加入者のみとしており，他の保険加入者で貸付制度のない方もおられるため，市民平等に貸付制度を利用していただけるよう検討する必要あり。	5 出産育児一時金の支給額をそのまま貸付額にしているため，コスト削減の必要はない。	4 市が出産育児一時金の支払いを行っており，貸付・返還手続きが容易である。	3 出産後，必要な手続きをしてから1ヶ月後に現金で支給されるため，親は病院に支払う分娩費を用意する必要があり，早期支給が求められている。	3 手元に現金を用意しなくても出産できる制度であり，経済に余裕のない若い世帯にとっては，必要な制度である。	21	C	未実施	未実施	要改善	国の少子化対策のなかで，支払い方法の改善策（病院が保険者へ請求する方法に変更）が検討されており，この制度の動向によっては廃止の方向となる予定	終了	**国の制度へ移行する。**	制度の移行	１９年度当初
4	すくすく育児支援室	第１　こども	１子育て	（１）安心して産み育てることのできる環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*すくすくネットワーク事業*	4,807	児童虐待を含む児童等の諸問題の発生予防・早期発見・早期対応・再発防止等を行うため，関係機関（市・こども家庭センター・警察・学校・保育所・幼稚園・法務局・医師会・歯科医師会・民生児童委員・人権擁護委員等）がネットワークを作り，一貫した切れ目のない支援をすることを目的に設置している。 市民からの通報等の窓口をネットワーク事務局（すくすく育児支援室）に置き，定例の連絡会議や育児支援連絡会議等を行い，必要な情報の交換や共通の支援計画に基づく役割分担を明確化し，問題解決へ向けて地域の総合力を向上させている。	相談件数・対応件数が増加しており，現在での事務局体制では，ケース対応が十分にできない状況もでてきている。	児童虐待などによる要保護児童・家庭子育てに関して，健全育成にかかる問題家庭等	児童虐待のない状況に戻し，児童の健全育成を図る。 乳幼児・児童等の支援体制の確保	市民・関係機関からの通報，情報等をネットワーク事務局に集約し，ケース会議で検討協議することで，処遇方針を決定し，関係機関の役割体制を計画化する。	通報・相談件数が急増しており，その結果地域，民生児童委員・学校関係者等との連携がスムースに行われるようになった。	延べ相談件数	件	968	1,710	2,000	対応ケース数	件	135	176	200	4 通報・相談が市の窓口に変わって件数も増加しており，関係機関との連携も取れており早期の対応が図られている。	3 児童虐待・育児相談対応等早期発見・早期対応しているが，措置権がないため，県との2段階の対応となるケースがある。	4 非常勤特別職で対応しており，コスト削減の余地は少ない	5 児童福祉法・児童虐待等・母子保健法から行政で対応すべき事業である。	5 最近の児童に対する虐待等の報道に見られるように，発生数の増加，ケースの複雑化，多様化から社会的ニーズは高い	4 少子化の中で，子どもを守っていこうとする地域での子育て支援・健全育成の関心は高くなっている	25	B	未実施	要改善	要改善	多様化する児童問題に対して，迅速的確に対応するためには，専門スタッフの養成が必要である。	要改善	**もともと児童相談所の業務分散から生じた事業である。三次市児童相談所開設に向けた場合の運営方法について再検討する必要である。**	１０　内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
5	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	つどいの広場設置事業	1,614	子育て親子が気軽に集い、思いを共感しあったり，直面した同じ課題を解決するために考えたり，行動する力をつけていく場を提供する。 粟屋西自治交流センターにおいて，火・木曜日に開設していたが，利便性が悪いためか利用者が少なかったため，平成18年7月21日をもってCCプラザに移転した。	親子が気軽に利用でき安心して過ごせる場所となるよう子育てアドバイザーを置き，事業の充実に努める。また，多くの親子が利用できるよう市民への周知を行う。 粟屋西自治交流センターでは「こども発達支援センター」を開設しているが，今後は障害を持つ親子の交流の場としても，活用できればと思う。	子育て親子	子育て親子が集まって，課題を解決しながら一体感を感じてもらい，子育てが元気に楽しくできるようになって欲しい。 将来的には，育児サークルなどにより参加者で主体的に活動できる状態。	子育て親子の交流及び集いの場の提供。子育てに関する相談及び援助。地域における子育てに関する情報の提供。育児サークル等の地域組織活動の育成支援。	市民の利用頻度の高い場所にある"空き店舗"を利用し平成18年7月につどいの広場としての「遊び工房」を開設する。	開催日数	日			74	33	参加人数	人			58	42	4	平成17年度11月に粟屋西自治交流センターに開設。市民への周知により多くの親子の参加をめざしたが市街地から遠いため，利用が少なく，平成18年7月に市民の利用頻度の高い空き店舗を利用して開設予定。	2	新規開設につき，今後の成果向上の余地は大きい。 子育てサークルの育成・子育て相談・子育て情報の提供など，親子の身近な交流スペースとして幅広くその役割を果たす。	2	運営支援と施設管理のため人的経費を必要とする。 ※コスト削減の余地が大きい	3	連合自治会やコミュニティー単位での実施も可能であるため検討する。	3	核家族化などにより，育児不安や孤立化が心配される昨今，子育て親子の気軽な交流の場は重要である。さらには虐待予防にも大きな役割をもつ。	3	子育て親子が安心して遊び過ごせる場所として，また，子育て情報交流の場としてニーズが高い。	17	C	未実施	現状維持	要改善	平成17年11月より粟屋西自治交流センターで実施。市街地から遠いことなどから利用が少なく，平成18年7月CCプラザ3階（三次市十日市中1丁目1番10号）で開設したが，今後，利用状況を把握し市民ニーズに応える。	要改善	**市民ニーズを把握し事業の充実を図るとともに，事業の周知に努める。**	10 内容の改善	19年度当初
6	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	乳幼児等医療費助成事業	149,518	三次市内に住所を置く乳幼児および児童（0歳児から小学校6年生修了まで）に対して，総医療費のうち，自己負担分3割（2歳児までは2割）を三次市が負担する。薬剤については全額三次市が負担する。平成16年度10月より小学校3年生修了まで，平成17年度4月より小学校6年生修了まで対象者を拡大。また，乳幼児医療について所得の制限を廃止し，市内の乳幼児は全員対象となるよう制度を拡大した。受益者負担として，通院については月4日まで，入院については月14日まで一部負担金500円／日を自己負担。	自動更新事務は，乳幼児保護者の所得および扶養人数を確認，所得判定し，システム画面で一人一人更新入力をしているが，税情報とリンクしたソフトのシステムが導入できれば，一括判定・更新を行い，事務作業の効率化を図ることができる。	三次市内に住所を置く乳幼児・児童（0歳児から小学校6年生修了まで）に対して。	医療機関等での受診時にかかる医療費のうち，自己負担分3割（2歳児までは2割）について，三次市が負担する。（ただし，一部負担金および入院時にかかる食費等を除く）	現金給付：医療費を医療機関等の窓口で支払う時に，三次市が発行する受給者証を提示すれば，一部負担金を除く自己負担分について支払う必要がない。 現物給付：県外等で受診した場合，受給者証が使えないため，その場合一旦支払った自己負担分については，償還払い申請により，一部負担金を除く額について返還する。	平成18年度4月より乳幼児医療申請書を新様式に変更し，毎年1回の窓口更新を自動更新できるようにした。これにより手続き忘れによる期限切れや市民が窓口へ手続きに来る負担軽減を図ることができた。	受給者証の発行数	件	1,616	5,964	6,000	医療費の公費負担	千円	97,516	135,004	140,200	4	市広報および母子手帳交などの機会を使って制度の情報提供を行っている。証の発行数から見ても，市内の乳幼児・児童の医療費受給者証申請率は高い。 子育てに係る負担の軽減を図り，目的達成への貢献度は大きい。	5	乳幼児・児童にかかる医療費公費負担（一部負担金を除く）は子育てをする家庭の経済負担を軽減している。	3	受給者証を発行するパソコンのシステムをバージョンアップすれば，事務作業時間および人件費の削減を図ることができる。	5	市でなければできない事業であるが，ただし，国・県が支援する余地はある事業である。	5	対象年齢を小学校修了まで拡大し，所得制限を撤廃した三次市の制度は次世代育成支援に基づいたものであり，社会的ニーズを充分反映したものといえる。	5	乳幼児・児童は病院にかかる件数が多いため，保護者にとって3割分（2歳児までは2割）の公費負担はニーズとして高い。	27	A	事業拡大	事業拡大	要改善	ニーズがあれば，対象年齢の拡大も検討していかなくてはいけない。	要改善	**事務の効率化と効果の検証を行う。**	15 効果の検証	19年度当初
7	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	乳幼児予防接種助成事業	7,636	平成17年度より子育てによる経済的負担の軽減を図り，幼児が健やかに成長することを目的に，おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）・水ぼうそう（水痘）にかかることを予防するため，ワクチン接種費用の助成を行っている。	平成17年以前に生まれた幼児とその保護者に対して助成事業の紹介をする機会が少ないため，今後，あらゆる機会（乳幼児健診等）を通じて積極的に周知する。	三次市に住所がある満1歳以上から小学校就学前（満6歳到達後最初の3月31日まで）の幼児	経済的負担の軽減を図ることで，必ず予防接種を受けていただき，おたふくかぜ・水ぼうそうにかかることを予防し，幼児が健やかに成長することを目的としている。	おたふくかぜは6，000円以内，水ぼうそうは8，000円以内でワクチン接種費用助成券の交付を行う。	市の行う11ヶ月相談等あらゆる機会で疾患についてや予防接種の重要性や有効性などについて情報提供を行うと同時に，助成事業の紹介を行う。	助成券交付枚数	枚		2,230	1,500	おたふくかぜ助成券使用枚数			549	500	3	罹患者数減少に繋がっているため、予防接種費用を助成していることで，目的達成に貢献している。	3	継続して事業を行っていくことで、今後さらに罹患者数が減少する可能性があり成果向上余地がある。	3	安心して生み育てていただき，幼児が健やかに成長することを目的として助成している事業であるため，コストの削減余地は少ないが，事務の効率化に努めていく。	3	予防接種の助成事業であるため，行政が行うべき事業であるが，今後，事業効率等のコスト削減を検討し，民間等で実施可能なものはアウトソーシングも視野に入れる。	4	助成を行い，予防接種を受けていただくことで，疾病予防につながることから、社会的ニーズが高い。	3	予防接種の助成は子育て中の家庭にとっては，経済的負担の軽減となり，ニーズは高い。	19	C	未実施	事業拡大	要改善	平成17年以前に生まれた幼児と保護者に対して，助成に対する周知が不足していたため，あらゆる機会を通じて周知を行い必ず予防接種を受けていただく。	要改善	**子どもの健康管理のため，予防接種の効果について，周知に努める。（罹患率・医療費の変化等事業効果の検証が必要）**	10 内容の改善	19年度当初
8	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	育児サークル交流及び育児リーダー養成事業	806	子育てサークルという身近なコミュニティを活性化することで，保護者の孤立化や育児不安の解消を図り，また，地域の子育て意識を醸成し，市全体の子育て力の向上を図る。サークル交流会や助成金事業など行っている。	・子育てサークルのネットワーク化（情報の共有化と連携強化）の実現。 ・各サークルの課題にたいして，必要な専門的行政支援を行い，主体的に活動するサークルへと育てていく。 ・サークル発足の場を提供する。	子育て中の親，及び子育て支援に興味があり，意欲のある方。	子育てサークルという身近なコミュニティを活性化することで、保護者の孤立化や育児不安の解消を図り、地域の子育て意識を高める。	子育てサークルの発足に向け，地域の人材の発掘と研修を行うとともに，サークルリーダーの養成を行う。	サークル助成金を1サークルあたり6000円から10000円にし，子育てサークルの活性化への促進に努めた。 また，つどいの広場を開設し，子育てサークル発足及び活動の促進につながるよう専門的支援をしていく。	サークル数	組	8	12	13	サークル活動日	日	31	183	200	3	平成17年度4月新たに1サークルが発足し，その他の各サークルにおいても，特色ある活動がリーダーを中心に行われており徐々に活発になってきている。 サークル交流会での情報交換や助成金の有効利用が活動の活性化につながっているが，まだ，孤立化・育児不安を感じている保護者もあり，不安解消の必要がある。	2	「つどいの広場」やすくすくおしゃべりクラス，子育て支援センターなどの業務との連携を通して，サークル発足や活動の活性化に努める必要がある。また，サークルリーダーの養成に向けての取り組みが必要である。	4	サークルの数を増やし，活動助成金を交付していく必要がある。	3	子育てサークルの自立及び，ネットワーク化・情報の共有化・連携強化などの行政支援が必要である。	4	子育てサークル活動の活性化は市全体の子育て力の向上に大きく関与する。今後は地域単位（自治会）での支援の組織化が必要。育児の孤立化が育児不安や，さらには虐待を引き起こすケースもあり社会的ニーズは高い。	4	子育て中の仲間作り等で悩む親は多い。また子育て仲間で主体的に活動することへニーズも高い。	20	C	現状維持	要改善	要改善	新たなサークルの増加，リーダーの養成，ネットワーク化，自主活動活性化に働きかけが必要。	要改善	**主体性を持ったサークルリーダーを育成する。**	14 成果の向上	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
9	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*子育てサポート事業*	5,865	保護者の就労時間や勤務形態にあわせた保育の提供や，保護者のリフレッシュ，緊急な場合に一時的に保育できる場を確保することで，子育てに対する協力者のいない家庭の支援をしていく。地域と家庭の連帯感が生まれることにより，地域ぐるみの子育てを目指す。 子育ての援助を受けたい人（お願い会員）と子育てを援助をしてあげたい人（まかせて会員）が相互支援をする。 ・1時間600円（市が2分の1補助 お願い会員の実質負担は300円）	・まかせて会員の増員させていく。 ・市街地に比べて，周辺地域にまかせて会員が少ない実態がある。	0歳から小学生3年生の子どもをもつ保護者	仕事と子育てを両立して，安心して働くことができる子育て環境の実現。	育児の支援を行う提供会員（まかせて会員）、育児の支援を受ける依頼会員（おねがい会員）として登録し，事務局(市のアドバイザー)が支援の依頼を受けて，仲介する。	まかせて会員の増員のため，講習会の広報にケーブルTVを活用。 出前講習会を計画する。	延べ利用件数	件	1,866	1,551	2,000	延べ利用時間	時間	9,366	8,583	10,000	3	保護者の就労保障，リフレッシュ，病気，子育ての協力者のいない家庭，緊急な場合の支援をしていった。まかせて会員の資質向上・増加を目的に講習会や交流会を開催した。また，平成18年度はまかせて会員出前講習会を計画している。	3 おねがい会員の増加，まかせて会員の資質向上，増加の余地がある。	4 相互支援活動としての支援及び，経済的負担の大きい子育て期においての利用料の半額助成は必要である。	3 利用料金（600円）の半額（300円）を市が助成しているので，利用者の経済的負担が軽くなるため，市が実施すべきであが，今後，事業の内容によっては，NPOや民間委託を検討していく必要がある。	4 平成18年6月現在，おねがい会員537人（児童数819人）・まかせて会員102人・うち両方会員15人であり，今後，共働き子育て世代の増加に伴い，社会的ニーズは高くなる。	4 平成17年度，利用回数が1，551件で前年度に比べ利用件数が増加し市民のニーズが高くなっている。	21	C	現状維持	要改善	要改善	まかせて会員の資質向上，増加の必要がある。 より多くの市民に利用してもらえるよう周知を積極的に行う。	要改善	**本事業は「安心して働くことができる環境づくり事業」である。(一方、制度の悪用を防止することも課題)**	10 内容の改善	19年度当初
10	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*妊産婦健診助成事業*	25,221	平成17年度より経済的負担の軽減と母子の健康管理のため，助成券が2枚から6枚に拡大した。また，非課税世帯に対しては，さらに4枚追加して対応している。母子健康手帳交付時に，母子健康手帳別冊として助成券を同時に妊婦へ交付している。	助成券の発行回数が増えたことにより，受診券を利用しての健診受診者数は増えているが，しかし，国保連合会より結果報告が2ヶ月遅れることより，タイムリーな指導につなげにくい。健診結果をいかに妊婦の健康管理へ結びつけていくかが課題である。	妊婦	健診を受けることで，妊婦の心身の健康管理をして安楽な出産ができて，新生児がすこやかに成長できるようにする。	妊婦一般健康診査費を6回分助成する。ただし非課税世帯については，4回分追加する。(平成18年度単価6,480円)	健診結果は，気になるケースについては，カルテにはったり相談などにつなげている。	交付人数	人	568	535	500	助成券使用数	枚	1,036	3,382	2,700	3	妊娠初期からの交付件数，使用件数が増加しており，目的達成に貢献している。	3 平成17年度からの交付枚数拡大により受診者の経済負担が軽減され，妊娠初期からの状況確認に役立っている。	3 健診実施後の事務的部分での整理をすることで，コストの削減余地がある。	4 市で母子健康手帳発行する際に妊婦の健康状況など把握しやすい。また対象者についても利用しやすいため，市で行った方がよりよくできる。	4 安心して妊娠，出産できるよう定期的な健診を受けることは重要である。助成券交付は経済的負担の軽減につながる。	4 経済負担の軽減につながり，定期的に健診を受けることができるため市民ニーズが高い。	21	C	未実施	事業拡大	要改善	妊娠期間中の健康指導や異常の早期発見につながり目的達成効果は高いが，健診結果を早期に伝え妊婦の健康管理に結びつけて行くように改善を図る。	要改善	**母子ともに健康であること，経済的負担の軽減を図るための事業であり，健診者への周知徹底を図る。**	10 内容の改善	19年度当初
11	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*病後児保育事業*	4,985	市立三次中央病院施設内に病後児保育室を設置し，病気の回復期にあたり集団保育が困難で，保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できない児童の保育を行う。	・看護資格を有するスタッフが不足しているので，人材確保が課題。 ・病名により，保育室を分離する必要があるため保育室数が不足する場合がある。	票・対象年齢6ヶ月から小学校3年生終了までの子ども・三次市に住民票があり疾患の回復期にあるため集団保育が困難な場合・サポート会員（お願い会員）であることが原則	児童が病気の回復期で集団保育が困難な期間，保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等の理由により，家庭で保育できない場合に，その児童の保育及び看護を行うことで，保護者の子育てと就労の両立を支援する。	市立中央病院の一部を利用して保育室を確保し看護士資格を持つ専任職員及びサポート会員（まかせて会員）によって保育している。	まかせて会員増員のため，出前講習会を計画している。 ケーブルTVでの広報活動を実施。	開設日	日	135	294	292	延べ利用人数	人	201	364	400	3	事業そのものは目的が達成されているが利用対象をサポート会員としているため対象範囲が限られているため検討する必要がある。	2 平成17年度の利用者数は364人であり平成16年度に比べ利用数は増加し新規利用者も増えてきておりニーズの高まりを感じる。利用人数により保育スペース不足が課題となることがあるので，保育室の確保が必要。	2 昨年度に比べ利用数は増えてきているが投資額に比較して利用数が（少ない）	3 市立中央病院と連携をとって運営しており市が実施した方がよいが，今後は民間委託についても検討していく必要がある。	4 核家族化や夫婦共働きの増加により，病後時保育のニーズが高くなっている。また，市外から三次市に勤務している保護者からのニーズもあるがこの点においては，課題である。	4 病気の回復期は，集団保育が困難なため，保護者の就労保障等の必要から，市民のニーズがある。	18	C	現状維持	要改善	要改善	スタッフとスペースの確保が課題であり，市民の方が利用しやすいように改善する必要がある。	要改善	**市民ニーズを把握し，病気回復期の子どもを安心して預けられるよう事業の改善を図る。**	10 内容の改善	19年度当初
12	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*未熟児訪問事業*	709	保健師や助産師が未熟児の家庭を訪問し，児の発育，発達を確認して発達に合わせた指導，支援を行う。（平成17年度から県からの事務・権限移譲により三次市が実施主体）	未熟児養育医療申請のある児については，出産間もない時期から家族や医療機関との連絡，調整が図れ，退院後早期に訪問ができて支援につながる。しかし，その他の未熟児（低出生体重児など）については，本人から申し出がない限り，把握が難しく訪問時期が遅れることがあり，対象児の把握に努める必要がある。	未熟児とその家族	未熟児養育に関する訪問指導や育児相談を行うことにより，未熟児の健やかな発育と発達を促し，未熟児世帯の育児不安の解消を図る。	主に未熟児の家庭訪問	毎月出生届出の確認の際，出生体重の把握をし，早期に訪問へつなげるようにしている。 また，養育医療の対象者の把握をして，訪問へつなげる。	訪問実働日数	日		84	80	訪問達成率	%		100	100	3	対象者に対して全件訪問行い，未熟児の状況を確認し家族へのフローへつなげている。	3 未熟児訪問指導の内容を，さらに高めていくことが大切である。	4 コストは人件費のみであり削減の余地が小さい。	4 健診，訪問をとおして把握しやすく，フォローができる。	3 対象者は一部ではあるが，支援の必要性高い事業である。	3 対象者は一部ではあるが，支援の必要性高い事業である。	20	C	未実施	現状維持	要改善	未熟児の健康管理と状況把握，家族の不安軽減のためにも，事業継続の必要性がある。そのためには保健師としての指導技術を高めていく必要がある。	要改善	**未熟児の健康管理と親の不安解消ため保健師の指導技術を高める。**	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費(千円)(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
13	のびのびこども室	第1 こども	1子育て	（1）安心して産み育てることのできる環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	保育料徴収	7,399	三次市内にある認可保育所(公立23所，私立26所)に通所する児童の保護者より，三次市保育料徴収規則に定める保育料を徴収する。現年度分保育料の徴収方法は，平成16年度より原則9金融機関からの口座振替である。給与差押等の法的措置は6人（10件，609,550円）実施した。滞納繰越分の毎月の分納は，口座振替10件91,000円，納付書12件103,000円，来庁納付4件32,000円，徴収2件7,000円である。	現年度分については，督促状発送後の催告書を送付したが，毎月送付を実施する。滞納繰越分については，高額な滞納者が増加しているので分納誓約の提出を求めるとともに，分納者の納付状況の確認を行い，誓約を履行させるようにする。分納不履行や折衝に応じない未納者については法的措置を検討する。	三次市内にある認可保育所（公立23所，私立3所）に通所する児童の保護者を対象とする。	現年分の収納率98.2%	口座の未登録者へ毎月15日頃納付書を発送する。残高不足による口座振替未納者へ毎月8日頃納付書を送付する。未納者へ毎月20日頃督促状を送付する。滞納者については，納付相談・分納誓約・法的措置を実施する。	現年度分の督促状については，保育所長からの手渡しにより行っているがどの程度効果があるか不明である。6人（10件）の滞納者へ法的措置を実施した。	保育児童数	人	1,520	1,541	1,530	現年度分収納率	%	98	97	98	4 公平性の観点より収納率が100%は重要なことである。	3 催告書の送付により，納付忘れへの対応が可能となり，新規滞納者が減少した。今後は毎月送付する。滞納管理システムの導入により，滞納繰越分の分割納付管理が容易になり，分割納付誓約を履行しない者については，法的措置を実施することにより滞納額を減らすことができる。	4 固定的な経費なのでコストの削減余地は小さい。基幹業務システムの再構築によるコスト削減は不透明である。	3 情報漏洩の可能性を考えると市が行うべきであるが，今後，滞納整理組合での実施を検討する。	5 負担の公平を求める社会的ニーズは高いと思われる。	4 保育を受けたのに保育料を払わないことに対して徴収せよという市民ニーズはあると思われる。	23	B	未実施	要改善	要改善	事務改善により更なる収納率の向上が期待できる。	要改善	法的措置も含めて，あらゆる対応により，滞納を解消する。	14 成果の向上	18年度中
																					滞納繰越分収納率	%	53	20	20															
14	のびのびこども室	第1 こども	1子育て	（3）子どもの手本となる親育て	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	第3子目以降保育料無料化	1,772	子育て支援策として第3子目以降の保育料(延長保育料，一時保育料，特定保育料を除く)を無料とする。給食費として4,000円を徴収する。ただし，保育料徴収基準に基づき決定した額が4,000円以下の場合は徴収しない。条件として①第3子目以降の子である。②所得税法上，18歳未満の子を3人以上扶養している。③三次市内にある認可保育所(公立23所，私立3所，計26所)に通所している。④市税等の滞納がない。	保育所運営適正化計画を答申した保育所運営適正化検討委員会では，第2子についても保育料軽減措置を求める意見があった。認可外保育所へ児童を通所させている保護者からは，認可施設だけでなく認可外施設に対しても制度を拡充するよう要望が出ている。	三次市内にある認可保育所（公立23所，私立3所）に通所する第3子目以降の児童の保護者を対象とする。	子育て支援策として，多くの子どもを育てている保護者に対して経済負担を軽減し，将来的に2人目3人目を安心して生み育てていただく環境を作り，少子化対策を図ることを目的とする。	保育料（延長保育料，一時保育料，特定保育料を除く）を無料として，親育ての面から一律無料ではなく，給食費として月4,000円を徴収する。ただし，保育料徴収基準に基づき決定した額が4,000円以下の場合は徴収しない。	今年度4月より実施の事業	適用児童数	人			256	減額となった1人当りの保育料	円			17,885	4 月額保育料が1万8千円程度減額となるため，経済的な子育て支援策としては効果があると考える。	4 認可保育所でのみの実施のため，認可外施設，幼稚園，在宅児童についての助成事業を実施することにより更に子育て支援策としての効果があると考えられる。	3 人件費について事務の効率化によりコスト削減が考えられる。	5 徴収している保育料を減額するという制度のため，市でなければできない。	4 18年4月から他市も同じような制度を実施していることを考えると社会的なニーズは高いと考えられる。	5 認可外保育所へ児童を通所させている保護者からは，認可施設だけでなく認可外施設に対しても制度を拡充するよう要望が出ていることを考えると市民ニーズは高いと考えられる。	25	B	未実施	未実施	事業拡大	市民は，認可外施設での実施も希望していることから更なる制度の拡充が必要である。	事業拡大	認可外保育所への制度の拡充は今後の課題であるが，認可保育所との均衡を図る必要がある。	制度の拡大	19年度予算
15	みらい都市室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（3）美しい景観の創出と保全	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	市街地公園整備事業	18,148	市内には尾関山公園やみよし運動公園等の広い公園はあるが，小さな子どもを自宅から歩いて連れていけるような身近な公園が少ないため，一番身近な公園として整備する。また，設計段階から地元に関わっていただき，地元が必要なものを整備するとともに，完成後の運営・管理を地元で担ってもらうことにより，行政に気兼ねすることなく，地元の使い勝手の良いように育てていける公園とする。さらに，16年度は人口集中地区と呼ばれる，三次町・十日市地区・八次地区のみを対象としていたが，17年度からは三次市内都市計画域を対象とした。（平成17年度整備箇所）南大下公園・荒瀬コニュニティ広場・毘沙門広場（吉舎）	完成後の地元運営について，自分たちで自由に使ったり，改良できるという，これまでの公共施設とは一線を画す事業であるので，より多くの市民へ事業の周知を行うこと。また，公園整備に当たり，景観に配慮し，緑のある公園を推進する。	住民（こども）の数は多いにもかかわらず，公園の不足している地域	公園を整備することにより，地域の憩いの場を提供する。	地元要望があり，適地がある地域において，設計～工事～完成～運営まで地元住民とともに公園を一から作る。	広報等による候補地募集を行った結果，7件の候補地のうち，条件を満たした3件の整備を行った。	整備箇所	箇所	3	3	1	オープニングイベント開催数	回	2	2	未定	4 こどもやお年寄り，まだ保育所にも行かない小さなこどもを抱えたお母さんといったバラエティに富んだ地域の方の集まる場となっている。	2 身近な広場の必要性を感じている地域に対する，事業の有効性の啓発が必要。	3 対象用地を無償借地に限定することで，用地に対するコストが縮減される。	3 初期投資がかかるため，市が整備し，完成以降は地元が維持管理を行う。	4 地域の絆が薄まる中で，子どもからお年寄りまで集える場は必要。	5 地域（市民）の要望による整備である。	21	C	未実施	現状維持	事業拡大	市民ニーズによる事業であり，続けていくべきである。	要改善	設置後の利用状況を検証し，場所の決定を図る。（真に要望があり，活用が望める場所で設置する。）	15 効果の検証	19年度当初
																検討委員会	回	21	10	3	オープニングイベント参加者	人	90	90	未定															
16	のびのびこども室	第1 こども	1子育て	（2）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	一時保育事業	1,321	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や，専業主婦家庭等の育児疲れ解消，緊急時の保育等に対応する。この事業は保護者の傷病，入院，災害，事故，育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対する保育を実施する。実施保育所は三良坂保育所，みわ保育所，こうぬ保育所である。また，私立では子供の城保育園が実施している。	年間の延べ利用者が25人を超えないと補助対象にならない（平成17年度はこうぬ保育所は補助対象外）。市街地で行えば効果があると思われるが，面積，保育士の人員の面から定員枠を超えるため実施できない。	保育を必要とする児童（保育理由，住民票の有無を問わない）。月の保育時間は64時間未満	一時的に保育を行うことにより，保護者の心理的・肉体的負担の軽減，就労援助等を行うこと。	通常保育の定員の枠内で保育を実施し，保護者の保育ニーズに応える。	前年度は事業として挙がっていない。	一時保育実施保育所数	所	4	4	4	一時保育延べ利用者数（三良坂保育所）	人	17	60	60	2 公立保育所で一時保育を実施している保育所は周辺部に限られ，施設の面積，保育士の人員の面から実施保育所を拡大できない。	4 現在公立保育所で実施している三良坂，みわ，こうぬ保育所は周辺部にあり一時保育の保育ニーズは低いと思われる。	4 通常保育の定員の枠内で保育しているため，それほどコストはかかっていない。	2 民間でも実施可能であるため。	4 多様な保育メニューの一つとして一時保育を求めるニーズは市街地においては高い。	2 一時保育よりも通常保育の定員拡大の方がニーズが高いと思われる。	18	C	未実施	未実施	要改善	公立保育所の一時保育実施保育所（三良坂，みわ，こうぬ保育所）は周辺部にあるが，一時保育の利用者は少くない。今後，利用者の多い市街地の保育所での実施を検討していく。	要改善	利用者のニーズを把握し，子育て中の保護者が利用しやすい制度とする。	13 サービスの向上	19年度当初
																					一時保育延べ利用者数（みわ保育所）	人	38	36	36															
																					一時保育延べ利用者数（こうぬ保育所）	人	22	21	25															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
17	のびのびこども室	第１　こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	延長保育推進事業	11,926	保護者の就労形態の多様化，勤務時間の増加等に対応するため11時間の後1時間の延長保育を行う。 東光保育所，十日市保育所で実施していたが，平成18年度から愛光保育所でも実施している。また，私立では子供の城保育園，子供の館保育園，みゆき保育園で実施している。今後については，延長保育のニーズの高い保育所が発生した時点で検討を行う。	15年8月より東光，16年度より十日市，18年度より愛光保育所と保育をしてきたが，今後は3歳未満児保育施設を重点的にニーズに応じて取り組む。しかし，補助金の対象外となる1日平均6名以下であるため，財政的に厳しいことが予測される。	延長保育希望者	延長保育希望者全員に保育することで，保育者の就労の時間的な余裕や勤務条件の緩和等に対応する。	午後6時30分までに迎えに来られないとき，前日または当日の午後4時までに連絡を受け保育する。簡単なおやつを食する。あらかじめ延長保育希望の申請をしていいただく。	15年度は東光保育所のみ実施，16年度から十日市保育所，18年度からは愛光保育所で開始した。	延長保育実施保育所数	所	2	2	3	延長保育1日平均利用者数（十日市保育所）	人	2	4	6	3	平成18年度から延長保育を実施する保育所が，23箇所の公立保育所のうち3箇所になったため。利用者には喜ばれているが利用者は少ない。	3 保育時間拡大となるので延長保育の実施で働きやすくなる。	4 コストは職員人件費が大半である。	2 十日市・東光・愛光保育所においては，民間委託を検討している。	3 共働き等により延長保育を求める保護者が増えているため社会的ニーズはあると思われる。	3 共働き等により延長保育を求める保護者が増えているため市民ニーズはあると思われる。	18	C	事業拡大	現状維持	要改善	延長保育を必要とする人はいるが，利用者は少ない。利用人数の面だけでは判断できないが，市民全体の利益につながる事業かどうかを見直していく必要はある。	事業拡大	**利用者のニーズを把握し，子育て中の保護者が利用しやすい制度とする。**	サービスの向上	１９年度当初
																					延長保育1日平均利用者数（東光保育所）	人	2	3	6																
																					延長保育1日平均利用者数（愛光保育所）	人	－	－	6																
18	のびのびこども室	第１　こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	特定保育事業	777	親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため，週に2，3日程度必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスである。 実施保育所は三良坂保育所，みわ保育所，こうぬ保育所である。また，私立では子供の城保育園が実施している。	短期就労の場合，入所した方が保育料の面から良いことが多いため，特定保育の利用価値が少ないことがある。市街地で行えば効果があると思われるが，施設面積，保育士の人数の面から定員枠を超えるため実施できない。	保育を必要とする児童（保育理由は就労，住民票の有無は問わない）。月の保育時間は６４時間以上。	就労を援助して，保護者の利便に供する。	通常保育の定員の枠内で保育を実施し，保護者の保育ニーズに応える。	平成16年度は吉舎保育所で実施したが利用者がなかった。17年度は一時保育を実施している保育所で実施することとして利用者の拡大を図った。	特定保育実施保育所数	所		4	4	特定保育延べ利用者数（三良坂保育所）	人		11	11	2	公立保育所で特定保育を実施している保育所は周辺部に限られ，施設の面積，保育士の人員の面から実施保育所を拡大できない。	4 特定保育の保育ニーズはあるが低いと思われる。	4 通常保育の定員の枠内で保育しているため，それ程コストはかかっていない。	2 民間でも実施可能であるため。	3 多様な保育メニューの一つとして一時保育を求めるニーズは市街地においては高い。	2 特定保育よりも通常保育の定員拡大の方がニーズが高いと思われる。	17	C	未実施	現状維持	要改善	公立保育所の一時保育実施保育所（三良坂，みわ，こうぬ保育所）は周辺部にあるが，一時保育の利用者は少ない。今後，利用者の多い市街地の保育所での実施を検討していく。	要改善	**利用者のニーズを把握し，子育て中の保護者が利用しやすい制度とする。**	１３　サービスの向上	１９年度当初
																					特定保育延べ利用者数（みわ保育所）	人			5																
																					特定保育延べ利用者数（こうぬ保育所）	人			5																
19	すくすく育児支援室	第１　こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	母子自立支援員の配置	739	母子・父子家庭の母・父及び寡婦の精神的・経済的安定を図るため，相談を受け，その自立に必要な情報提供・指導等の支援を行うとともに，職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	母子家庭の母は精神的に不安定になることが多く，複雑なケースが増加しているため，心のケアが出来るような研修や人員が必要。広報・ホームページ等により，住民に広く周知することが必要。また，自立に向けた支援が総合的に提供できるよう，ハローワークや子ども家庭センター，三次警察等の関係機関との密接な連携を図ることが必要。	母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦。その家族。	離死別に関する相談や家族に関する相談を受け，精神的・経済的安定を図る。	自立に必要な情報提供，相談指導，貸付相談等の支援を行う。	離婚の増加に伴い，相談件数も増加している為，継続して配置が必要である。（相談内容も複雑化しており，支援員の資質の向上や他職種・他機関との連携が必要。）特に児童虐待・DV・少年非行・不登校等複数の問題を抱えるケースが増加しており，他の相談員制度との一元化も今後の課題である。	相談件数		412	467	500	解決件数	件	282	448	450	5	母子・父子家庭が抱える様々な問題の解決を母子自立支援員が相談指導を行うことで，精神的・経済的な安定を図ることができているため，目的達成への貢献度は極めて大きい。	4 支援員の資質の向上や，他職種・他機関との連携が必要である	5 現在，人件費のみでありコストの削減余地はない	5 個人のプライバシーに立ち入る部分が多く，民間では守秘義務が守られない可能性が高く，制度についての説明も不十分になりがちである	4 離婚数が増加傾向にあり，相談件数も増加しているため，社会的ニーズは高い	4 離婚数が増加傾向にあり，相談件数も増加しているため，市民ニーズは高い	27	A	現状維持	要改善	要改善	離婚数が増加傾向にあり相談件数も増加しており，複雑なケースが多いため，研修等を受け，母子自立支援員の資質の向上を図る必要がある。	要改善	**児童相談所開設に向けた体制の強化を図る。**	１０　内容の改善	１９年度当初
20	のびのびこども室	第１　こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	3歳未満児保育		入所を希望する1歳児，2歳児を入所させるため，シャワー室設置，畳の搬入，トイレの洋式化等保育施設の整備を図り，保育士を確保して保育を実施する。 平成18年度は和田保育所で1歳児，2歳児の入所を開始した。	旧三次市内の保育所は，私立保育園との住み分けが行われているため，低年齢児の施設が充実していない。少子化の中にあっても低年齢児の保育ニーズは拡大の傾向にあり，保護者の就労を援助するためにも旧三次市内の保育所の低年齢児保育の拡大が必要。	保育所へ入所を希望する１歳児及び２歳児	入所を希望する1歳児，2歳児を入所させ保護者の就労を援助する。	シャワー設備の設置等の施設の整備及び保育士の確保	前年度は事業として挙がっていない。	1歳児，2歳児受入可能保育所数	所	15	15	16	1歳児，2歳児入所児童数	人	226	245	285	3	平成18年5月12日（月）から和田保育所の1歳児，2歳児保育を開始した。	3 和田保育所は12人の定員拡大だったが，まだ低年齢児保育を実施していない保育所へも拡大する余地がある。	3 低年齢児の保育を実施するためには，シャワーの設置等の施設要件や，人の配置等が必要だが，これは必要経費である。しかし，人の配置については民間委託等によりコストの削減余地がある。	2 民間に委託することも可能。	5 労働力を求める社会のニーズは高く，就労を希望する保護者も増加傾向にあると思われる。	5 就労したくても待機児童が発生しやすい状況にあるため保護者の保育ニーズは高い。	21	C	未実施	未実施	要改善	低年齢児の保育ニーズが高い以上，それに応える事業拡大が必要と考える。	事業拡大	**低年齢児の保育ニーズに対応できるよう，事業を拡大する。（保育に欠ける子供の公正な把握が重要となる）**	事業の拡大	１９年度予算
																					和田保育所の入所児童数	人			7																

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
21	すくすく育児支援室	第１こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***女性キャリアアッププラン***		出産・育児で会社を辞めた人に対して再就職プランを作成し，就職相談・研修・講演会等を行う。	ハローワークとの連携を図り利用していただきやすいものとする。	出産・育児で会社を辞めた人で再就職を希望する人	出産育児で会社を辞めても，自分の能力を生かして再就職し子育てと育児を両立しながら生き生きとした人生を送っていただくための事業である	女性のための就職プランの作成・就職相談・研修・講演会等を開催	今年度から事業開始する	講演会	回			2						3	女性の就業率が高い程，出生率が高い統計がでており子どもを産んでも働きたい女性にニーズは高いが現在では，このような事業が少ないため目的への貢献度は高い。	2 計画の立ち上げ段階でるが，子育て等が一段落し働きたい女性に対して積極的に就職について協力することで，成果の向上余地は大きい。	4 計画立ち上げ段階であり，広報，研修，事業開始を今後行うなかで，事業コストや効率を検証し，改善していく。	3 市でなくてもできる事業であるが，少子高齢化が進む現在では，働きたい女性に対して市も積極的に支援していく必要がある。	3 子育て等一段落し働きたい女性の割り合いは益々高まっており，また，人口減少時代においては，企業等も人材確保する必要があり，そのため，社会的ニーズは高と考えられる。	3 産・育児で仕事を辞めた人も，自分の能力を生かして再就職したい人は多い。	18	C	未実施	未実施	要改善	出産・育児等で会社等を辞め，再就職したい女性に対して幅広く周知し利用していただきやすい制度にしていく。	要改善	**働きたい女性のニーズの把握と雇用の場の拡大，そして，男女共同の社会づくりのためより良い事業を展開する。**	１０ 内容の改善	１９年度当初
22	すくすく育児支援室	第１こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***ひとり親家庭等医療費助成事業***	30,484	三次市内に住所をおく，母子家庭の母，父子家庭の父及び養育者とその児童の医療費の自己負担部分について助成する。所得税非課税世帯のみ該当する。児童が18歳に到達し，最初の3月31日を迎えるまでが対象。 事務事業は，窓口における申請の受理・審査及び受給者証の発行・発送，償還払いの申請受理・審査及び返還手続き，医療費及び手数料の支払い。	ひとり親家庭等医療費受給者証の更新は，毎年8月（更新申請受付は7月中）にあり，課税状況・世帯状況を確認。年度途中での課税状況の変更や，内縁関係を含む事実婚の把握が困難であるため，住民基本台帳や課税台帳と連動したシステムが必要。	母子家庭・父子家庭の母・父及び養育者，その児童（18歳到達後最初の3月31日をむかえるまで）。父母のない子	医療機関等受診時にかかる医療費の自己負担部分について，三次市が負担する。（ただし、入院時にかかる食費等を除く）	現金給付：受給資格者が医療費を支払う際に受給者証を提示すれば，自己負担部分について三次市が助成。 現物給付：県外等で受診する場合受給者証が使えないため，その場で現金を支払っておく。保険適用の自己負担部分については，三次市窓口で償還払い申請をすることにより，指定の口座に後日振込む。	前年度からの改善点は無いが，総合行政システムを導入することにより，事務の軽減が見込まれる。	受給者数	人	980	969	985	公費負担額	千円	2,993	2,585	2,818	4 ひとり親家庭の経済的負担を軽減し，病院で子どもを安心して診察できることにより目的達成への貢献度は大きい。市広報や対象者への案内による制度の告知を広くおこなっているため，受給者証申請率は高い	4 一部負担金を除く医療費の公費負担は，受益者にとって十分なサービスといえる	3 不正受給者を調査確認することにより助成の削減を図るとともに，事務の効率化に努める	5 福祉医療の向上を目指すための，国の制度上の業務であり，助成費等は行政が負担すべきである。また，個人情報が非常に強い事務であり，民間等への委託は難しい	3 社会全体的に言えばニーズが高いものではないが，収入が安定しにくい，母子父子家庭等にとって，医療費の公費負担についてのニーズは高い	3 市民全体のニーズが高いものではないが，収入が安定しにくい，母子父子家庭等にとって，医療費の公費負担についてのニーズは高い	22	B	未実施	未実施	要改善	ひとり親家庭だと偽り受給されていても確認が難しいが，公平性の確保のため不正受給者には厳しく対応する必要がある。（事実婚・内縁関係でも受給資格無し）	要改善	**不正受給者への調査を強化し，厳しい対応で望む。**	１０ 内容の改善	１８年度中
23	すくすく育児支援室	第１こども	１子育て	（２）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***放課後児童健全育成事業***	86,335	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い，昼間保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため，放課後児童クラブを開設した。直営14クラブ，委託1クラブにて運営。また，県費補助基準に該当しない10人未満の児童クラブに対し，運営費として「三次市小規模放課後児童クラブ事業補助金」を地域運営団体5箇所(甲奴・君田・青河・仁賀・八幡)に交付している。	引き続き，入会児童数の増加に伴い，施設面での整備が必要。危機管理体制や指導員の資質向上に努める必要がある。	昼間，保護者が就労等により家庭にいないおおむね小学校1年生から3年生までの児童。	対象となる児童の健全育成と，保護者の就労支援をめざす。	児童館及び学校の空き教室で，学校の放課後に保育し，家庭に代わる生活の拠点として，遊びを中心とした活動を行い，心身ともに健全に育つことを支援する。	八次小学校放課後児童クラブにおいて希望者が増加したため，八次小学校内を1・2年とし、八次コミュニティセンター内で3年の保育とし，待機児童を解消した。	措置児童数	人	357	465	510	ニーズ達成状況	%	87	100	100	4 平成17年度においては，八次児童クラブの施設を2箇所にし，待機児童解消対策とした。平成18年度は，甲奴放課後児童クラブが小規模から人数の増加で新たに加わった。	3 定員を超えて受け入れをしているところもあり，施設面での対策を講じる必要あり。未実施地域や小規模クラブ実施地域でのニーズが高まってくれば、受け入れ態勢の確保に努める必要あり。平成18年度はでは，小規模クラブの甲奴が加わった。	3 指導員の人件費がほとんどを占めている。コスト削減は難しいが，今後，民間委託等により削減できる部分もあり。	2 現在，社会福祉法人へ1クラブ委託をし，専用施設において運営されている。他のクラブにおいても大規模クラブは民間委託を視野に入れるべき必要あり。	5 近年の核家族化や夫婦共働き家庭の増加により，昼間(放課後)家庭に保護者のいない家庭は増加している。また、子どもたちの危機管理からすると，小学校3年生までと区切らず，6年生までの安全確保が必要であり，放課後の児童の健全育成を図っていくためには，教育委員会とも協議しながら，進めていく必要あり	4 市内中心部，大規模校においては，保護者ニーズが高く，周辺部，小規模においても，ニーズが高まってきている。	21	C	事業拡大	現状維持	事業拡大	近年，核家族化と共働き家庭の増加，また子どもの放課後の安全を考えたとき，施設拡大が必要となる。 市街地（十日市・八次・三次）は定員オーバーであり，指導員，施設拡充を図る必要がある。また，川地・田幸では小規模クラブの設立が協議されており，ニーズは高い。	事業拡大	**全市域で均衡のとれた事業を推進する。**	制度の充実	１９年度当初
24	すくすく育児支援室	第１こども	１子育て	（４）自主自立したおとなへの成長	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***結婚コーディネーター事業***		少子化の原因のひとつに未婚化・晩婚化が考えられることから，三次市内に限らず，未婚の男女に出会いの場を提供する。また，出会いから結婚につながるまでを，さまざまな形でバックアップすることにより，三次市の婚姻率を高め，やがては出生率の増加につなげる。 結婚へと「一歩前」へ進むためのイベント企画や講習会の開催，情報提供を市内の企業・団体と協力して行う。 未婚の男女を対象とした市内でのイベント・スタンプラリー等の開催や結婚関連商業への働きかけは，経済・観光の活性化にも効果あり。	市内外へ広く周知するための広報活動。結婚関連商業，農業委員会との連携及び既存の団体（結婚支援グループ）との連携を図る。	未婚の男女	出会いの場を提供し，結婚につながるまでをさまざまな形でバックアップ。婚姻率さらには出生率を上げる。	出会いの場の提供…イベントの企画・運営 自分磨きサポート…男女ともに，さらに輝くための修行の場をプロデュース 情報収集・提供…結婚・子育てに関する意識調査・情報提供を通しての実態把握と対策立案	平成18年度から実施	結婚コーディネーター事業件数				3	結婚件数	件			3	3 今年度から取り組んでいる事業であり，今後，事業を展開していくことで，未婚の男女を結婚に導く。	3 この事業により未婚の男女が一組でも多く結婚することができれば，今後も成果の向上余地がある。	3 計画立ち上げ段階であり，事業開始を今後行うなかで，事業コストや効率を検証し，改善していく。	2 市が少子化対策の一環として取り組みを行っているので，事業を展開していかなくてはいけないが，今後，NPO，民間事業者等に委託することも検討していく。	3 少子高齢化社会を生き抜くためには社会的ニーズがある事業である。	3 未婚の男女が多いため，事業に対するニーズはある。	17	C	未実施	未実施	要改善	今後，限られた予算を有効に使い，一組でも多く結婚に導く。 また，民間事業者や農業委員会と連携を図り，市民のニーズに応えることのできる事業を展開する。	要改善	**行政としての関わりを見直す。**	４ 市民の多様な力の活用	１９年度当初

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費(千円)(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
25	文化振興室	第1 こども	1子育て	(4)自主自立したおとなへの成長	任意的事務	直接業務(対外的な業務)	正確性が重視される仕事	成人式開催業務	2,217	市内居住者及び三次市出身の成人者を対象に成人式を開催する。実行委員会形式により，各地域より成人代表者にでていただき，成人式の企画・運営を行う。	成人式開催時期について、現在は8月開催としているが，実際のその年の成人代表者にアンケートをとるなどし，開催時期について検討が必要。また，行政主体の成人式でなく，成人者自らによる企画・立案・運営で行う成人式となるよう移行していきたい。	三次市内居住及び三次市出身の成人者	成人式を開催し，成人者を祝福・激励する。また，成人式に参加することにより，一人前の大人として自立する意識や責任感を持たせる。成人者自らが企画・立案にかかわることにより，成人としての自覚を高めるとともに郷土愛を育む。	成人式を開催するにあたり，担当室及び各地域から立候補または選出された成人代表者により，実行委員会を立ち上げ，成人式の企画・運営を行う。	成人式の参加率は，合併2年目の方が高くなっており，引き続き，魅力ある成人式を開催していきたい。 成人代表者が集まりにくく，企画も行政まかせのところがある。実行委員会設立時期を早め，充分協議する時間を確保する必要がある。	実行委員会開催回数	回	5	7	6	成人式参加率	%	67	70	67	4 成人代表者により企画・運営した成人式を開催した。出席した495名の成人対象者それぞれが成人としての自立への意識を高める場となった。	3 出席者それぞれが自立への意識を高める場となったが，成人代表者選出の時期を早めることにより，実行委員会で充分に協議する時間を確保でき，成人代表者自身による企画・運営とすることが可能になると思われる。	4 会場は，市の施設を利用し，記念品等についても必要最低限としているため，削減は難しい。	2 成人代表者による企画・運営を行っているが，まだまだ行政主体のところがあり，成人者自らによる成人式となるように移行していく工夫が必要である。	4 新成人を祝福する行事として定着している。	4 成人式対象者及び保護者からの関心が高く，今後も成人式は必要である。	21	C	未実施	要改善	要改善	成人式の開催時期の検討が必要である。また，成人者自身が，主体的に企画・運営を行っていく体制づくりが必要である。	事業縮小	**成人者自身による，主体的な運営をめざす。**	市民の多様な力の活用	19年度中
26	ひとづくり推進室	第1 こども	1子育て	(4)自主自立したおとなへの成長	義務的事務	直接業務(対外的な業務)	サービス向上が求められる仕事	青少年育成事業	10,313	青少年の健全育成を図るため、カウンセリング講座や子ども体験教室事業を実施。 また、青少年の健全育成に寄与する団体(三次市子ども会育成団体連合会・青少年育成三次市民会議・R54ーWALK大会実行委員会)への補助をしている。 (平成17年度の取り組み内容) カウンセリング講座や子ども体験教室事業を実施。また、青少年健全育成に寄与する団体への補助を行なっている。	青少年健全育成の推進の根拠となる計画の策定により、継続的・総合的な施策を青少年育成指導員とともに実施していくことが求められる。 また、補助金交付団体(三次市子ども会育成団体連合会・青少年育成三次市民会議)の事務局を市が持っていることから、団体が主体的に自立・運営できるよう指導・育成していく必要がある。	青少年	青少年の健全育成	青少年の健全な育成に有効な施策の展開	補助金交付団体の運営が、団体主導型に移行できるよう指導を進めている。青少年育成三次市民会議については、平成17年度中に事務局次長および会計を設置するなど事務局体制を強化し、平成18年度から自主運営が図られる見通しとなった。	市主催事業の件数	件	2	2	2	事業の参加者数	人	943	950	950	3 各種事業や団体への補助により、一定程度の目的は達成していると考える。	3 青少年育成指導員によって、求められる事業の調査や既存事業を改善することにより、さらに青少年育成事業をさせる事が可能と考える。	2 市職員ではなく、補助金交付団体自らが主体的に団体運営を行なうことにより、経費削減の可能性が高い。	3 青少年健全育成について公共性が高いと考える。本来、行政は団体を指導・育成する立場であり(直接に運営する立場にない)、補助金交付団体の運営は、徐々に住民主導型の運営形態へ変更していく必要がある。	4 少子高齢化社会のなかで、次世代を担う青少年のひとづくりを行なっていくことへの社会的ニーズは、高いと考える。	3 青少年の保護者を対象とした事業(カウンセリング講座)については、市民ニーズが高い。	18	C	未実施	要改善	要改善	次世代を担う青少年のひとづくりに対する社会的ニーズは高い。今後青少年育成事業を関係部局と連携をとり、強化・充実させていく必要がある。 補助金交付団体の運営を、団体主導型に移行できるよう、指導していかなくてはならないと考える。	要改善	**関係機関，地域，家庭との連携や役割分担を整理して進めるとともに，補助団体の自主性を強化する。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
27	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	(4)地域みんなの温かい声援	任意的事務	直接業務(対外的な業務)	サービス向上が求められる仕事	遊び工房事業		子育て親子が安心して集い過ごせる場所として，利用しやすい場所にある空き店舗を利用した"つどいの広場"としての「あそび工房」をCCプラザ3階において開設する。 子育てアドバイザーを置き子育て相談・サークルの育成・子育て情報の提供等を行う。	より多くの親子が利用できるよう周知していく。 この取り組みに賛同していただけるボランティアの人を確保する。 育児サークルの育成支援を行う。	未就園児とその親子	子育て中の親が気軽に集い，うち解けた雰囲気の中で語り合うことで，精神的負担の解消を図り元気に楽しく子育てができる。	空き店舗を利用し子育て親子の交流及び集いの場及び情報提供の場を提供する。	より多くの子育て親子に利用してもらえるように，事業内容の充実に努める。 平成17年度に事前評価を実施している。	開設日数	日			167	利用人数				6,680	4 市民の利用頻度の多い空き店舗を入用することで集客効果が期待できる。	3 平成18年7月21日にCCプラザ3階にオープンした。子育てアドバイザーが常勤しており効果が期待できる。	3 新規事業のため当面は，子育てアドバイザーが必要であるが，将来的には，子育てサークルなどの自主運営を想定している。	3 当面は専門的な行政支援が必要であるが，将来的には，民間委託も視野に入れながら，柔軟な施設運営も検討していく。	4 育児の孤立化が虐待などの問題にいたるケースが報告されており，子育て中の親の育児不安解消は，社会的課題である。	4 親子が気軽に利用でき安心して過ごせる場所としてニーズが高い。	21	C	未実施	未実施	要改善	新規事業につき，子育てアドバイザーや子育てボランティアとの連携を図り進めていく。	要改善	**利用者ニーズを把握し改善に努める。**	10 内容の改善	19年度当初
28	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	(5)子どもを見守る地域づくり	任意的事務	直接業務(対外的な業務)	サービス向上が求められる仕事	子育て人材バンク登録事業		子育てに関する様々な知識・技能を持っている人で，本市が展開する子育て支援事業にボランティアで貢献する意欲がある人を登録し，子どもの様々な体験活動，支援活動，情報提供の充実を図る。 (おもちゃの病院の医師・家庭型保育所の保育士・絵本の読み聞かせ・子育てアドバイザー・育児法等の講師・離乳食講座講師等)	この取り組みに賛同していただけるボランティアの確保	本市が展開する子育て支援事業にボランティアで貢献する意欲がある人	子どもの体験活動の機会や場の充実を図る。	・人材ボランティアを発掘・募集 ・登録制によるバンク ・さまざまな支援事業への斡旋・派遣	平成18年度実施予定	登録会員	組			50	事業実施予定回数				10	3 ボランティアの活力を有効に取り入れた多様な子育て支援が展開できる。	2 活動ボランティアの意見を取り入れながら，人材を有効に活用できるよう企画する。	3 立ち上げに向けての調査・研究・企画・広報など当面コストがかかるが，軌道に乗ってくると削減の余地はある。	3 人的コーディネイトがひつようであり，行政と市民が一体となった活動により人間相互の関係に支えられた住みやすい地域社会づくりをめざす。	3 ボランティア活動の振興により，子育てが楽しくなる，住みやすいまち街づくりが求められる。	3 子育てに関して支援を求める人と子育てを支援することで生きがいや自己実現を求める人は多いが，生かされる場や機会が今のところがないためニーズは高い。	17	C	未実施	未実施	要改善	平成18年度実施に向けて，活動ボランティアの確保と連携が大切。運営方法についてもボランティアの意見をできるだけと取り入れて企画する。	要改善	**人材確保とボランティア活動が行い易いよう事業の改善に努める。**	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度		有効性		効率性		市の役割 市関与の妥当性		必要性 社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
29	すくすく育児支援室	第1 こども	1子育て	（5）子どもを見守る地域づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	地域子育て支援センター運営事業	6,240	子育て家庭への支援活動の企画・調整，育児不安などの相談・指導，子育てサークルの支援等を進めるとともに，子育て地域全体の子育て意識を高める。 場所：三良坂保育所・こうぬ保育所・みわ保育所（みわ保健センター） ちゅうおういこいの森・みゆき保育所（委託）	地域の子育て拠点として，子育て親子をはじめとする市民に信頼され親しまれる場所となるようセンターの活性化が必要となる。地域に密着し，気軽に相談したり，遊びの場を提供できる地域子育て支援センターを目指し職員の意識改革を図るとともに，支援策の見直しが必要である。	未就園児とその保護者	子育て家庭への支援活動の企画・調整，育児不安の相談，指導，子育てサークルの支援等の子育て支援を進めることで，子育てを地域全体で支援するという意識を高める。	子育て相談 子育て講演会の開催 広場の提供 育児サークル支援事業	職員の意識改革及び資質向上のため講師を招いて講習会を開催した。また，子育て講演会や人形劇・コンサートなど業務内容を工夫した。	利用人数	人	540	1,075	1,100	一時保育利用者数	人	63	108	110	3	子育て家庭への支援活動の企画・調整・育児不安等の相談・指導・子育てサークルの支援等の子育て支援策を進めていく必要がある。	2	子育てサークル活動の支援・子育て講演会など保護者のニーズにあった多様なサービスの展開が必要である。	4	直営は臨時職員で対応し，2箇所を民間委託している。	3	公立・私立・民間にこだわることなく，地域の子育て支援センターとしての機能を持たせることは出来る。現在でも2つの私立保育所に委託し実施しているが，指導については行政機関が行う必要がある。	4	核家族化が進み，孤立化しがちな子育て過程が増えており地域に根ざした子育ての拠点として必要である。	4	育児不安を抱えている家庭や核家族が増えている現状の中で育児を指導・支援していく体制のニーズは高い。子育てを元気に楽しくできるよう支援していく必要がある。	20	C	手段変更	現状維持	要改善	地域の子育て支援センターとしての各センターの業務を見直し，専門性を最大限に生かした支援をしていく必要がある。	要改善	利用状況・活動状況を把握し，改善に努める。	10 内容の改善	19年度当初
30	学校教育室	第1 こども	2教育	（1）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	のびのび学級三次プラン推進事業	66,037	「明るく元気なみよしの子ども」を育成することを目途として，少人数学級の特性を生かした指導を行い，児童・生徒の学力向上を図るために，市費負担教員を任用して，段階的に「20人学級編制」を行っていく。 平成16年度はステップ1として，市費負担教員を20名を任用し，小学校においては「30人学級（34人以下）」，中学校においては英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施した。 平成17年度は市費負担教員22名を任用。さらに平成18年度はステップ2として，市費負担教員25名を任用し，小学校においては「25人学級（29人以下）」，中学校においては英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施している。	・少人数学級編制を効果的に活用した指導方法等の工夫改善。 ・優秀な人材確保のための情報収集の徹底及び勤務条件の整備。 ・資質の向上のための研修制度の確立。	三次市地域の児童・生徒	次世代を担う”明るく元気なみよしの子”を育てることを掲げ，三次市独自の「のびのび学級三次プラン」を推進し，学力向上日本一を実現する。	現行制度では学級定員が40名のところを，段階的に少人数学級編制を行い，最終的には「20人学級編制」としていく。	・優秀な人材を確保するため，大学や関係団体等への制度のPRと教員に係る情報収集を行い，優秀な人材の確保に努めた。また，給与・手当等の勤務条件について改善を図った。	市費負担教員数	名	20	22	25	学力到達度検査結果での平均正答率	%	72	74	77	4	成果指標においては，向上が認められるほか，児童生徒・保護者・教員を対象としたアンケートで，学習意欲の向上や人間関係の深化等について成果が認められる。	4	市費任用教員の待遇改善，研修システムの整備により，優秀な人材確保と人材育成が可能となり，成果の一層の向上が期待できる。	4	市独自で優秀な人材を確保していくことが必要であり，コスト削減の余地は小さい。	5	義務教育に係る内容であり，さらに三次市としての独自性を発揮すべき内容である。	5	文部科学省による全国的な学力調査が来年度から実施される予定となっているように，児童・生徒に確かな学力を身につけさせることについての社会的ニーズは極めて高い。	5	少人数学級・少人数指導に関わる紙上調査結果から伺えるように，義務教育就学児童・生徒をもつ保護者からのニーズは極めて高い。	27	A	事業拡大	事業拡大	事業拡大	小・中学校ともに少人数学習は着実に成果をあげてきている。 本年度までの取組みを総括して，最終的には平成20年度に大規模校を中心に小学校の20人学級を編制していくこととしており，事業拡大を計画している。	事業拡大	計画的に推進する中で効果を検証し，実績が上がる手法を確立する必要がある。	計画的に拡大	19年度当初
31	学校教育室	第1 こども	2教育	（1）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	教職員資質向上事業	965	三次市地域の児童・生徒の学力向上を図るため，教職員研修講座を市独自に開催して，教職員の資質の向上を行う。	・中・長期的に見通しをもった研修講座を開催する必要がある。そのために，専門的見地から系統的・計画的に指導・助言をいただくことができるスーパーアドバイザー制度を活用し，系統的・計画的に研修の質の向上を図るとともに，成果の検証を行う。 ・研修計画及び運営について，各学校の教務主任で行う等の自主開催・自主運営に発展させる。	三次市地域の小・中学校の教職員	教科指導力，生徒指導力を向上させるとともに，意欲と熱意にあふれた教職員を育成する。	教職員研修講座の実施	計画的で系統的な研修とするために，講師の精選を行った。この結果として，専門的見地から指導・助言をいただく三次市教育スーパーアドバイザー制度を創設することに至った。	研修講座の開催講座数		19	18	21	教職員一人あたりの参加回数	回	2	2	2	4	質の高い実践的な内容の講座の開催により，研修態度や学校長による評価から教職員の意識変革が進んでいると捉えられる。 研修した内容を学習指導に生かすことにより学力到達度検査の結果も向上している。	3	講座実施に係り，各学校の主任クラスや基礎学力定着プロジェクト部会が主体的に準備・事務作業を行う体制にすることにより，さらに効果を高めることができる。	4	三次市の教職員の資質の向上は行政の責務であり，今後とも行政責任において取り組む必要がある。	4	当面は市が積極的に関与する方が成果が期待できる一方で、参加者自身が企画・運営を行うことで自らの不足した部分を直接補う研修が可能となり、結果参加意欲の向上が図れる。	5	教職員の資質の向上は，国の教育施策の中核をなす部分として中教審の答申等にも明記されており社会的ニーズが極めて高い。	5	最大の教育条件である教職員の資質向上は，子育て日本一を目指す本市の市民から強く求められている。	25	B	現状維持	事業拡大	要改善	夏季休業中に三次市独自の研修を実施しており，社会的ニーズは高く，意欲の向上も見られるため，より効果的な研修内容の創造に努める。	事業拡大	生徒にとって教員から受ける影響は絶大なものがある。今後は，結果がでる研修手法を確立する。	成果の向上	19年度当初
32	教育企画室	第1 こども	2教育	（1）子どもたちのための学校改革	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	奨学金貸与事業	38,180	学習意欲がありながら，経済的理由により高等学校又は大学への修学が困難な者に対して，学資を貸し付け，もって修学を支援することで有用な人材の育成の途を開くことを目的とする。 市町村合併により旧町村の奨学金制度については，それぞれ歴史的経緯もあり，その内容にもそれぞれ差異があるため，経過措置として新市に引き継いでいる。	基金の確保と計画的な運用。就学を目指す者に対する確実な融資の実行	高等学校，中等教育学校後期過程，高等専門学校，大学，専修学校の過程及び専門課程の在学生	経済的理由により修学を断念せざるを得ない状況を解消する	奨学金の貸付 奨学金の償還事務	奨学金制度の周知活動 計画的な基金の積み立て	貸付総数	件	81	73	91	進学者数	人	25	23	42	4	経済的理由により修学を断念せざるを得ない状況を解消する手段としては貢献度が高い。	3	経済的理由により修学を断念せざるを得ない状況を解消する手段としては大変有効である。 今後利用ニーズに応じた弾力的運用が求められる。	3	システムの利便性を向上させ，貸付事務，償還事務の更なる効率化を図る必要がある。	3	小中学校で学力を付けた者が就学するための市の施策として重要である。	3	教育費の負担はかなり大きく，経済的負担の軽減化から意義・社会的なニーズが認められる。	3	申請者の前年度比増から市民ニーズが認められる。	19	C	現状維持	現状維持	要改善	経済的理由により修学を断念せざるを得ない状況を解消する手段として，極めて有効であり，申請者も対17年度比32%増でありニーズが高いと言える。また，返還義務が始まって通産5年以上三次市に居住した時は返還が免除となる制度があり，若者のUターンを期待する。しかし，事務処理の効率性から，現システムを見直す必要がある。	要改善	制度内容の充実と事務の効率化を図る。	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
33	教育企画室	第１ こども	２教 育	（１）子どもたちのための学校改革	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***中学校給食業務改善対策事業***	36,535	三次市は行財政改革の一環とし民間活力を図るため民間委託の方針により平成13年9月に共同調理場から給食を受けていた十日市中学校を業者委託によるデリバリー（配達方式）給食に移行した。その後，平成16年度で目標とした旧市内4中学校の拡大計画に達した。その際家庭からの弁当持参も可能な選択制をとっている。過去の経緯から全員給食を実施していた十日市中学校も平成17年10月から選択制へ移行した。	民間委託によるデリバリー給食を実施しているものの その単価は安価となっていない。老朽化している給食センターの対応とあわせ効率的な民間委託を推進するなど、ランニングコストの削減を行うことが必要である。	旧三次市内中学校５校の生徒（選択制導入）	学校給食法第2条に定める教育目的及び学校給食の目標を達成する。	市が作成した献立に基づき食材も調達し民間の施設を活用して調理，配送を委託する給食と家庭から持参する弁当との選択方式による。	実施校5校全校に選択制導入（平成17年10月） 三次市献立検討委員会の充実	毎日の発注数量	個	689	525	563	デリバリー給食の選択率	%	56	43	43	3 旧三次市内5校全校にデリバリー給食の導入を行っている。選択性のため効果的な食育推進が課題である。	2 デリバリー給食そのものを含め，効果的な手法への見直しが必要である。	2 コストの削減が課題であり，給食全体を通して効果的な民間委託を推進していく必要がある。	5 学校給食の実施主体は，学校の設置者となっている。	3 家庭環境等さまざまであるため，生徒の健全な発育や安心して授業が受けられる環境づくりのために必要でありニーズはある。食育推進の効果的手法を確立する必要がある。	3 家庭環境等さまざまであるため，生徒の健全な発育や安心して授業が受けられる環境づくりのために必要でありニーズはある。食育推進の効果的手法を確立する必要がある。	18	C	事業縮小	現状維持	要改善	各学校と連携を強化し選択制の中での給食指導の工夫や，安全安心で魅力あるデリバリー給食を実施し喫食数を増やす努力が求められる。	事業縮小	**委託費の更なるコスト削減を図る。**	コストの削減	１９年度予算
34	教育企画室	第１ こども	２教 育	（１）子どもたちのための学校改革	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***調理場の管理運営***	293,632	学校給食法の規定に基づき三次市立小学校及び中学校の給食を実施するため市内へ12の共同調理場を設置し教育委員会が管理運営する。共同調理場の運営を円滑に行うため各共同調理場に学校給食共同調理場運営委員会を置き年1回以上会議を開き運営に関する審議を行う。	調理業務等の外部委託を進め，効率的な管理運営体制を整備していく必要がある。	市内小・中学校の児童・生徒	学校給食法第2条に定める教育目的及び学校給食の目標を達成する。	学校給食実施のための栄養管理，食材の仕入れ，調理，配送を行う。給食を使っての給食指導を行う。	食育の推進と地産地消の推進。	1日あたりの食数	食	4,472	4,389	4,352	一食あたりのコスト〔食材費を除く〕	円	271	335	313	4 市内全小中学校で学校給食を実施しているが，そのうち全小学校と旧町村中学校への給食を実施している。（旧三次市内中学校は調理業務を民間委託して行うデリバリー給食）	3 全校で実施しており，一定の成果はあるが，食育や地産地消などをさらに取り組むことで成果の向上余地がある。	2 人件費部分が占める割合が大きく，民間委託によりコスト削減余地は大きい。	5 学校給食は，学校設置者が実施する事となっている。調理業務等は人件費等の経常経費を削減し，民間委託等の効率的な体制を整備していくことが重要である。	3 健康の保持増進，体位の向上を図り望ましい食習慣を身につけ好ましい人間関係を育てるなど食育推進上からも社会的ニーズがある。	3 児童生徒が豊かな人間性を持ち，健康と体力を向上していくこと，食育推進の点からも市民ニーズはある。	20	C	未実施	要改善	要改善	市内全小中学校で学校給食を実施しており，目的は達成しているが，人件費の占める割合が大きい。平成17年度には嘱託調理員14名を臨時的任用職員へと雇用形態の変更をしたことで，人件費の削減が図られた。今後は施設統合も視野に入れた給食調理業務の外部委託を進める必要がある。	事業縮小	**民間委託を推進し，効率的な運営体制を整備する。**	民間委託等の推進	１８年度中
35	学校教育室	第１ こども	２教 育	（１）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	***学力到達度検査・基礎学力定着事業***	3,566	・三次市地域の児童･生徒の基礎学力の定着状況を把握して，学力向上対策関係事業の効果の把握及び指導方法等の工夫改善を行う。	・実施時期及び実施教科・内容について，引き続き検討を加えながら実施する。 ・学習・生活に関する意識調査と教科調査の相関関係を分析し，保護者や地域に具体的な提言が行うことまでを見通した取組みとする。	三次市地域の児童・生徒	児童･生徒一人一人の学力を客観的･継続的に把握し，指導すべき課題を明確にする。	①統一した学力到達度検査の実施	学力到達検査の精度を高め、個々の学力をより正確に把握するため、学力検査の内容を変更した。	学力到達度検査の総受験者	人	4,533	4,391	4,302	学力到達度検査の平均正答率	%	72	74	77	4 児童･生徒の学力向上の客観的･具体的な指標となるため，重要な意味をもつ。	4 市内全児童･生徒の学力の定着状況について把握し必要かつ適切な措置を講ずるための基準となるものであり，有効性は高い。 検査内容の充実を図るため，実施教科を増やすことは検討する余地がある。	4 テストを自前で作成する方法も考えられるが、第三者による評価を第一義に考え事業推進を図ることで所期の目的が達成できる。	5 児童生徒個々の学力を正確に把握し、個々のあわせた指導計画を立て学校に実践させることは行政の責務である。	4 児童･生徒に確かな学力を身につけさせることについての社会的ニーズは高く，学力の定着状況について保護者･市民に公開することは「透明･参加･選択」の推進につながる。	4 義務教育就学児童･生徒をもつ保護者からのニーズは高い。	25	B	現状維持	未実施	要改善	学力向上の向け，学習課題を把握するために大きな成果を得ており，今後は検査内容拡大の検討と，結果分析の充実，指導方法の工夫改善をより一層進める。	要改善	**検査結果の分析に基づく指導方法の確立。その結果が，数値として（基礎学力の定着）結果がでるよう工夫する。**	１４ 成果の向上	１９年度当初
36	学校教育室	第１ こども	２教 育	（１）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	***教育都市みよしスーパーアップ事業***	2,666	教育都市みよしを創造し，常に社会変化や状況変化に応じて一歩先んじた教育施策の展開を図るため，日本を代表するレベルでの教育に関するアドバイザーを委嘱し，施策についての提言や外部評価を得る。 当面は，国語，算数･数学，英語の各教科についてのアドバイザーを委嘱し，教科学力の充実を図る。 また，子どもの生活づくりに関するアドバイザーを委嘱し，学力向上の基盤となる生活づくりについて保護者や地域を巻き込んだ取組みを行う。 平成18年度のアドバイザーは，宮城教育大学相澤秀夫教授（国語），愛知教育大学志水廣教授（算数･数学），帝京大学佐野正之教授（英語），県立広島大学加藤秀夫教授（子どもの生活づくり）の4名。	・教育施策全般にわたって，多様な視点からの分析等を行うために，アドバイザーとしての委嘱対象を広げることが必要である。 ・スーパーアップ事業での取組みを教職員の指導力向上，児童生徒の学力向上により，一層効果的に結び付けていく。	三次市全域の児童生徒及び保護者	児童生徒については，確かな基礎学力の定着を図り，各学年での学習内容を確実に習得した状態。 保護者については，子どもの基本的な生活習慣を確立し，安心して元気に学校に行ける状況を常に保つ状態。	①アドバイザーを講師としての研修会実施（教職員及び教育委員会事務局員） ②学力向上施策についてアドバイザーへの諮問 ③各学校へのアドバイザーによる直接的な指導・助言	・学校の教職員を対象とした研修だけでなく，教育委員会事務局員を対象とした研修会の実施。 ・教科内容にとどまらず，本市の教育推進プラン全般に係る指導・助言を得る。	アドバイザー指導日数	延べ日	4	13	15	学力到達度検査結果での平均正答率	%	72	74	77	4 実施事業に係る外部評価としては，本制度によって行うことが適切かつ有効である。	3 教科学力の向上については一定の成果を得ている一方で、一歩先んじた教育施策を展開するための視点での活用が必要である。	4 日本屈指のスーパーアドバイザーを擁す経費としては、破格で受けていただいており，コスト面の削減より，活用を高めることが課題である。	4 市の教育施策としてミニマムスタンダードを設定し，PDCAサイクルで取組みを進めることは，今後の地方自治による責任ある教育行政を推進する上では必須条件である。市でなければできないことではないが，上記の視点から考える場合，市でやるからこそ意味がある。	4 市の教育施策としてミニマムスタンダードを設定し，PDCAサイクルで取組みを進めることは，今後の地方自治による責任ある教育行政を推進する上では必須条件である。	4 市民が直接本事業について触れ合う機会がないが，成果としてのニーズは高い。	23	B	未実施	未実施	要改善	学力向上に向けた教員の資質向上に多大な貢献を得ており，アドバイザーのより効果的な活用方法と研修内容について検討を要する。	要改善	**教科・課題別による有識者からの助言・指導体制を構築し，数値で結果が分かるようする。**	１５ 効果の検証	１９年度当初

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	1次総合評価 今後の方向性	2次総合評価 総合評価	2次総合評価 今後の方向性	内訳区分	実施期限
37	学校教育室	第1 こども	2 教育	（1）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	*学力向上モデル事業（旧やる気のある学校支援事業）*	4,699	昨年度までの「やる気のある学校支援事業」を学力向上に特化させる。校長のリーダーシップのもと，子どもや地域の実態を踏まえた特色ある学校づくり「学力向上日本一」をめざした先進的な実践を行ない市内全体のレベルアップを図る。平成17年度の研究公開は41校全校で開催された。開催することが目的であった状況を脱却し，モデル校において内容の充実を図らせた研究公開を開催させる。予算的にも，その取り組みの中身によって傾斜配分する。本年度はモデル校として15校を指定した。研究内容は次のとおり。①学力向上実践研究校②ことばの教育実践研究校③指導方法・指導体制の工夫改善実践研究校④キャリア教育実践研究校 ⑤道徳教育実践研究校⑥総合的な学習の時間実践研究校⑦情報教育実践研究校	・特色ある取り組みについては，学校間だけでなく，保護者・地域はもとより市民への情報発信を積極的に行わせていく必要がある。	三次市地域の児童・生徒	地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊かな教育内容の創造や教育活動を支援し，児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげる。 学力検査の全科目で，学力向上モデル校は平成18年度に広島県及び全国平均以上をめざす。平成19年度は，半数以上の学校において達成させ，平成20年度は全校全科目において達成する。	指定を受けた学校（15校）は，先進的な実践研究を行うとともに研究公開を実施し，研究のまとめを作成することとし，市内の各学校へその取り組み内容を積極的に発信する。	平成17年度の研究公開は41校全校で開催された。開催することが目的であった状況を脱却し，モデル校において内容の充実を図らせた研究公開を開催させる。 また，ほぼ全校が学力向上モデル校として希望が出されたが，本年度15校に厳選し（16年度42校全校，17年度16校），予算的にも傾斜配分を行なった。	事業実施指定校	校	42	16	15	学力到達度検査の平均正答率	%	72	74	77	4 学力向上モデル校での特色ある取組みにより積極的に事業が進められている。	3 先進的な特色ある取り組みを情報発信し，有効活用していくために，さらなる工夫が必要である。	4 特色ある取組みの情報共有化により，今後のコスト削減の余地が生じてくる。	5 義務教育に係る内容であり，さらに三次市としての独自性を発揮すべき内容であり，積極的に取組む学校には予算を傾斜配分することにより効果は高まると考える。	4 児童・生徒に確かな学力を身につけさせることについての社会的ニーズは高い。そのための特化した指定は必要である。	4 義務教育就学児童・生徒をもつ保護者からのニーズは高い。	24	B	未実施	未実施	要改善	学校の主体性と誘導施策としての一貫性を保持しながら，本事業がより特化された事業になるよう改善を行なっていく。 学校教育の充実，とりわけ学力の向上は社会的ニーズが極めて大きく，子育て日本一をめざす本市の重点施策の中核をなす事業でもあり，制度の充実と内容の深化を図ることにより，一層の成果が期待できる。	要改善	**親にとって子どもの学力向上は重要かつ重大な関心ごとであり，数値として結果を求めている。親の期待に沿えるよう，内容の充実を図る。**	**14 成果の向上**	**19年度当初**
38	学校教育室	第1 こども	2 教育	（2）自分・みんな・生命を大切にする教育の推進	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*特別支援教育推進事業*	8,841	心身の障害や学習障害（LD），ADHD，高機能自閉症等により，通常の学級における指導だけではその能力や可能性を十分に伸ばすことが困難な幼児児童生徒について，その能力や可能性を最大限に伸ばし，自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うため，一人ひとりの障害の種類・程度や教育的ニーズに応じた特別支援教育を行う。	専門機関が近隣にないことで，早期の対応が困難を極めている。教育相談員による実態把握，指導を行いながら，専門家による巡回相談体制の整備を行うことにより，専門機関が近隣にないという地域的な課題の克服を行うことが求められる。	三次市地域の児童・生徒	LD，ADHD，高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行うとともに，一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を実施する。	①適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実 ②教員の専門性の向上 ③小学校，中学校における特別支援教育の充実	各学校に特別支援教育コーディネーターが配置され，組織的に特別支援教育の推進対策を行えるようになった。	就学指導委員会対象者	人	52	69	100	障害児学級数	クラス	26	24	27	4 各学校に特別支援教育コーディネーターを位置づけ，組織的に特別支援教育の推進対策を行えることは，大きな成果である。また，特別支援教育コーディネーターを中心として，児童生徒の状況の把握や，教育相談員との連携を図りながら取り組むことで更なる効果が期待できる。	3 特別支援教育コーディネーターの資質向上や校内体制の整備，巡回相談体制の整備を行うことで，更なる成果の向上が見込める。	4 コストの大半を教育相談員，就学指導委員会委員報酬が占め，削減は難しい。	5 特別支援教育の推進に当たっては，関係機関と連携しながら，推進体制の整備を行う必要があり，個々の教育的ニーズに応じた指導，支援のあり方など，市が中心となり推進していく必要がある。	5 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに対応できる教育が求められている。	4 障害のある児童生徒の保護者は，障害の状況をできる限り改善したい，高度のサービスをできる限り地域生活に密着した形で受けたいという願いを持たれており，個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が必要である。	25	B	未実施	未実施	要改善	障害を持つ児童生徒が将来自立できる教育のための校内外での体制が構築されつつある。今後は，教員の資質向上や，個々の教育的ニーズに対応するための体制の整備（通級制度の導入など）を行い，教育内容の充実を図っていく必要がある。	要改善	**障害児教育の指導体制の充実を図る。**	**10 内容の改善**	**19年度当初**
39	ひとづくり推進室	第1 こども	2 教育	（2）自分・みんな・生命を大切にする教育の推進	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*こども体験教室*	668	小中学校において実施される学習活動やPTC活動等に、物づくりや体験活動を推進し、体験活動を通して青少年の健全育成を図る。 〈平成17年度の取り組み内容〉 青少年健全育成の一環として、市内各小中学校において実施される体験活動に講師の派遣（指導者謝金を市で負担）をして、学校と連携した青少年育成活動を展開した。（実施学校数 … 小学校7校、中学校2校 延べ実施回数 19回） 〇主な活動内容 粘土で土鈴づくり、米づくり体験、手話体験、オカリナづくりと演奏など	事業は平成17年度で終了。	小・中学生およびPTCなどの親子活動	市内各小・中学校において実施される学習活動やPTC活動等に体験活動指導者を派遣し、活動を通して青少年の健全育成を図る。	日常生活のなかで身近にある材料を使い、物づくりや体験活動に挑戦する。	平成17年度で終了	事業実施数	回	19	19							3 学校は、事業の継続を要望している。限られた予算範囲内で、効果をあげている。	3 青少年育成指導員による講師や活動内容の相談を充実させることにより、事業内容の充実を図ることができる。	4 講師謝金は、市の報償金支払い基準に基づいて支払っているため、経費削減できる余地は小さい。	3 講師派遣の場が提供できれば、外部委託の余地もある。しかし、講師を紹介できるノウハウや公平性を保てるかどうかは調査の必要がある。	4 青少年健全育成を、ひとづくりの視点から一層充実させるための社会的ニーズは、高いと考える。また、この事業があることによる各学校独自の学習活動を深める事ができる。	4 次世代を支える子どもたちの健全育成を図ることについては、市民からの一層の理解が得られると考える。	21	C	未実施	現状維持	終了	事業は、平成17年度で終了。	終了	**学校での自主的活動に移行し，事業終了する。**	**自主的活動へ移行**	**18年度中**
40	学校教育室	第1 こども	2 教育	（2）自分・みんな・生命を大切にする教育の推進	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	*不登校1/2作戦*	7,733	不登校児童生徒の学校復帰への取組みや不登校児童生徒を出さない未然防止の取組みを行政が学校・家庭や地域と連携して取組む。不登校対策の取組みは従来から行なってきたが，平成17年度からその総事業名を不登校1/2作戦と名付けた。 平成15年度から国の委託事業である地域スクーリング・サポート・センター整備事業（地域SSC）を継続実施し，不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組みを行っている。	学校，教育委員会が連携を強化し，定期的な訪問活動などの実施により不登校児童生徒の一人ひとりとの関わりを深めることを通して，不登校児童生徒の減少につなげていく。	三次市地域の児童・生徒	不登校の解消に向けた取り組みを強化し，不登校児童生徒を減少させる。	①不登校理解や不登校児童生徒への支援のあり方に係る研修の機会を設ける。 ②不登校児童生徒の状況把握を行い，教育相談員が学校と連携をして学校復帰できるように取組む。	本年度は，市のスクールカウンセラーを配置した。特に小学校においては，県のスクールカウンセラーがいない状況から，市のスクールカウンセラーを利用する状況が高くなっている。	年間欠席30日未満児童生徒の割合	%	98	98	99	取組みにより学校復帰した児童生徒数	人	合併で前年度の比較データが入手不可により不明	小学校児童3名	小学校児童3名 中学校生徒2名	4 〇不登校対策研修を充実させることで，学校における不登校対策を支援できる。 〇不登校児童生徒の状況を把握し，教育相談員が不登校児童生徒や保護者へ具体的に取組むことは有効である。 〇スクールカウンセラーが児童生徒や保護者の要望に応じて面談することは有効であ	3 学校，教育委員会の連携強化による定期的な訪宅活動などに取り組む必要がある。 スーパーアドバイザーの設置をはかることで各学校に具体的な指導・助言を行うことができる。	4 コスト的には，教育相談員及びスクールカウンセラーの人件費が全てであり，効果を高めることで効率性の向上を図る。	4 不登校児童生徒への取組みは学校，教育委員会が連携して取り組むことで効果が上がる。	4 不登校児童生徒の問題は社会的にも深刻な問題となっており，その取組みに対する社会的ニーズは高い。	4 不登校児童生徒を抱える保護者にとっては切実な問題であり，その取り組みに対する市民ニーズは高い。	23	B	未実施	未実施	要改善	社会的情勢の変化の中で，不登校児童生徒の問題は深刻な教育上の大きな課題で，早急に取組まなければならない課題であり，社会的ニーズ・市民ニーズはとても高い。 さらに，不登校児童生徒の進路保障の面から，不登校1／2作戦は子育て日本一を目指す本市の重要施策の一つであり，取組みを更に推進することで，一層の効果が期待できる。	要改善	**適応指導教室を中心とした不登校児童・生徒への対応体制の整備**	**10 内容の改善**	**19年度当初**

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
41	学校教育室	第１ こども	２教 育	（３）世界へはばたく教育	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	小中学校英語活動	35,082	・三次市内の全ての小学校で総合的な学習の時間を中心とする国際理解教育の充実を図る。 ・三次市内の全ての中学校で英語の授業改善に取組み，英語学習に対する生徒の意欲を高めるとともに，英語学力の基礎・基本の定着や，実践的コミュニケーションの向上を図る。 ・小・中９年間を見通した系統的な英語学習のカリキュラムを作成する。	小学校では，ALT派遣以外でも，多様な機会をとらえて英語活動を充実していく。 中学校では，生徒の意欲を高める授業改善に取り組む。	三次市地域の児童・生徒	①異文化・異言語に積極的に接する姿勢をもつ。 ②小・中学校９年間で学ぶべき，英語の基礎・基本を身につけている。	①外国語指導助手の全校派遣 ②小・中学校９年間を見通したカリキュラム開発	・平成１７年度当初から，ALTを1名増員し，特に小学校への派遣回数を増やした。 ・派遣業務委託により，3名の「民間ALT」の派遣を開始した。	1週間の標準授業時数	時数	5,440	6,240	6,240	児童の英語活動実施状況	%	100	100	100	4	児童・生徒の英語学習への動機づけと意欲を高めるために，ALT派遣は有効である。	3	計画的な研修の実施などを通して，学級担任，英語科教員及びALTの指導力向上を図ることで，さらに向上が期待できる。	3	教職員の英語指導力向上とALT確保手段の見直しなどによりコスト縮減の余地がある。	4	民間企業への委託は実施しているが，義務教育課程での教育内容に係ることであり，完全に業務委託することはできない。	4	「英語が使える日本人」育成のための行動計画の策定や，小学校英語活動の見直しの動向など，小中学校のおける英語教育の充実は強く求められており，社会的ニーズは高い。	4	必要性が強く叫ばれている社会状況の中で市民の理解も進んでいる。とりわけ，保護者においてはニーズは高い。	22	B	未実施	要改善	要改善	社会的ニーズが極めて高く，時間数や内容のさらなる充実が必要である。優秀なALTの人材を確保することと，教員の指導力の向上のための研修体制を強化する必要がある。 また，客観的に成果を把握できる成果指標となるよう，内容を見直す必要がある。	要改善	人材確保と教員の研修体制の確立を図り，実施する。	10 内容の改善	19年度当初
																広島県「基礎・基本」定着状況調査における市平均正答率	%	75	78																						
42	学校教育室	第１ こども	２教 育	（３）世界へはばたく教育	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	キャリア教育推進事業	1,418	望ましい勤労観・職業観，そして社会人として自立する力を備えた三次の子どもたちの育成 ～キャリア教育の視点での教育活動の見直しを通して～ ① 小学校6年生全員を対象としたキャリア教育特別プログラム ② 主に中学校2年生全員を対象とした5日間の職場体験 ③ 小・中9年間を見通した系統的なキャリア教育の中身づくり	・小学校におけるキャリア教育特別プログラムについては，来年度までの指定事業（経済産業省），中学校の職場体験は本年度限りの指定事業（文部科学省）であるため，今後の事業継続にむけて，財源確保及び人材育成が急務である。 ・小・中学校の連携を強化し，9年間を見通したキャリア教委推進のためのカリキュラム，教材等の作成を進める。 ・保護者や地域人材の参画により地域を挙げたキャリア教育を推進していくため，事業の成果・課題を積極的に発信する。	三次市地域の児童・生徒	①発達段階に応じ，望ましい職業観・勤労観を身につけている。 ②自己肯定感が高まっている。 ③郷土に対する理解が深まっている。	① 小学校におけるキャリア教育特別プログラムの実施 ② 中学校のおける5日間の職場体験の実施 ③ ①及び②の実施に向けた教職員研修，保護者研修，地域への協力要請及び事業実施への参画要請	小学校における特別プログラムは平成17年度から始め，児童，保護者，協力者（地域の職業人）等から，非常に高い評価を得た。今年度は，さらに地域の「自律」にむけ，プログラムの半分以上を地域人材で運営できるよう取組んでいる。中学生の職場体験は，これまでの平均2日間から一律5日間（原則）に期間を延長して行う。現在，市内各地の約250の事業所から受入れの回答を得ている。	事業対象児童生徒数	人		1,246	1,110	事業に係るアンケート結果（肯定的意識の伸び率）	%		29	未調査	5	昨年度実施した，小学校特別プログラムに関する意識調査，中学校での職場体験（2日間程度）の抽出意識調査において，内容に対する評価が高く，事業の推進は目的の達成に大いに貢献すると考えられる。	3	小・中9年間を見通したキャリア教育の中身づくりを具体的に進めることで，成果の向上が大いに期待できる。	5	指定事業として実施しているため，コストの対部分は，別立ての事業予算としてついている。これ以上のコスト削減は当然無理であり，事業の継続を考え，コスト増が不可欠である。	5	教育内容に関することであるため，市が責任をもって行うことが当然求められる。ただし，内容の性格上，保護者や地域人材の共同参画を得ながら進めていくべきものである。	5	昨今の若年層の職業観・勤労観の希薄さや，不安定な就労状況に鑑み，小学生の時期から計画的なキャリア発達を目指す教育内容の創造は不可欠である。	4	市の将来を担う次世代を育成する取組みの一つとして，キャリア教育に対する期待は大きいと言える。しかしながら，現状では市民の理解を十分に得られているとは言えず，今後より積極的な啓発活動が必要である。	27	A	未実施	未実施	要改善	将来，自立した成人になるため，小中学校9年間を通した計画的なキャリア教育の確立を目指しており，小学校6年生を対象とした特別プログラムの実施，中学校2年生を中心とした職場体験の実施についてより充実し継続した事業実施を図る。	要改善	小中学校9年間を見通したキャリヤ教育の推進を行う。	10 内容の改善	19年度当初
43	観光商工室	第１ こども	２教 育	（４）地域みんなの温かい声援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	匠伝承事業	1,265	①三次を広く全国に発信するためのハイレベルの技術者・技能者を「みよしの匠」として認定する。（認定制度） ②「みよしの匠」が後進の指導に当たることによりその優れた技術・技能を将来に伝える優秀な人材の育成を図り，子どもたちに優れた技能への感動と「ものづくり」の大切さ，素晴らしさを伝える。（補助制度）	今後，「みよしの匠」が，その優れた技術・技能を将来に伝える優秀な人材の育成を図るとともに，子供たちに優れた技能への感動と「ものづくり」の大切さ，素晴らしさを伝える取り組みの推進を図ること。	②①三次市内小・中学校生徒 市内在住の技術者・技能者	①匠として，広く技能を紹介する。 ②小・中学校生徒に匠の技能を体験させ，技能について理解を深める。	①匠として認定し，地域，学校，技能職団体，市が行う行事等での実演，講演，研修等の実施や市等が推薦する体験入門者の受入れ ②小・中学校の授業で匠を呼び，技能体験を取り組む。そのための，活動費の助成を行う。	受付までの周知の期間を確保し，またその徹底を図った。	認定制度の普及啓発回数	回		25	25	匠認定者件数	件		17	6	4	技術・技能の伝承と優秀な人材育成は，三次市経済の活性化という目的に合致している。	3	制度に対する関心度は高く，問い合わせ件数は増加しており，向上余地はあると思われる。	4	優れた技術・技能を将来に伝える優秀な人材の育成を図り，子どもたちに優れた技能への感動と「ものづくり」の大切さ，素晴らしさを伝えた上で今後，制度の拡充を図る必要がある。	5	三次を全国に発信することが可能な優れた技術・技能の伝承と優秀な人材育成が目的であるため市が関わるべきである。	4	三次市経済の活性化という面から考えると，人材育成と「ものづくり」の大切さ・素晴らしさの伝承は必要性がある。	3	子どもたちが社会人になるときの，自立する力を身につけることや働くことの意義の理解を深めるために必要である。	23	B	未実施	要改善	要改善	「みよしの匠」が，その優れた技術・技能を将来に伝える優秀な人材の育成を図り，子供たちに「ものづくり」の大切さ，素晴らしさを伝える取り組みなどの評価を行いながら，より成果のあがる事業とすることを目指す。	要改善	本取組みは，単に認定することが目的でなく，技術を伝承していくことであり，その手法についての精査が必要である。	10 内容の改善	19年度当初
																制度の問い合わせ件数	件		25	10																						
																小・中学校での取り組み件数	校			3																						
44	すこやか保健室	第２ 保健・福祉	１保 健	（１）いきいきと暮らせる健康づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	国保被保険者人間ドック事業	31,328	40才以上の市民を対象に，市内外5つの医療機関との事業委託により実施している。 本市は，国保世帯員以外も対象としているが，県内では他の市町では行ってない。 医療制度改革に伴い平成20年度からは，医療保険者に対し，健診，保健指導の事業実施が義務付けられるため，国保世帯員以外は対象外となる。	高齢の受診者が多く，疾病により通院治療している者が多いため，重複健診になり疾病の早期発見・治療にはなっていない現状がある。特に脳ドックは高齢になるほど治療のリスクが高くなる。40歳から65歳くらいの年齢層に受診しやすくするため，年齢制限等の検討が必要である。また，国民健康保険世帯員以外も対象としているのは県内では本市だけであるが，保険者責任の観点から，国民健康保険世帯員のみを対象とした方がよいと思われる。	４０才以上の市民	健診により，疾病の早期発見と早期治療により，重症化を防ぐ。 また，健康意識の高揚を図る。	人間ドック及び脳ドック受診を医療機関に委託実施	前年と変更無し。	受診者数	人	1,212	1,359	1,465	受診者数	人	1,212	1,359	1,465	3	健康意識の向上になっている。	3	高齢者の受診希望が多く，制限を設ける必要がある。	4	検査精度が高いため，一件当りの単価は高額となり，削減余地は小さい。	2	補助制度に移行し，住民主体の健診にする方がよい。	3	国民健康保険世帯員に対しては，必要な事業である。 国民健康保険以外の方は，それぞれの保険者において実施するべき。	4	ドック希望者は多いが，必要以上の健診希望者（重複受診や慢性疾患者など）が多い。 特に脳ドックの希望は多い。	19	C	未実施	未実施	要改善	市民を対象に，人間ドックの受診の仕方について意識啓発等を行い，適正な受診行動を促す必要がある。また，事後指導に結びつけた健診に改善する必要がある。	要改善	早期発見は当然であり，検診結果が事後指導に結びつく健診に改善する。	14 成果の向上	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価		
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
45	すこやか保健室	第2保健・福祉	1保健	（1）いきいきと暮らせる健康づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	在宅健康管理システム事業	3,858	システムの概要：作木町内のみの事業。家庭と作木支所を電話回線でつなぎ，利用者の方の健康管理をコンピューターで行う。家庭に健康端末を設置し，血圧，心電図，問診，体温，体重などを測定し，作木支所では送信された健康情報を保健師が分析，必要時医師と相談しながら保健指導や受診指導を行う。他に緊急時の通報機能があり通報ボタンを押すだけで備北地区消防広域行政組合へつながる。 設置台数：平成18年3月末351台。 定期業務：毎日のデータ処理分析，保健指導，利用者への測定結果（月間レポート）の返却。 17年度の状況：月別の平均利用率　74%。データ処理延べ件数　3,120件。異常の早期発見（高血圧症他）	①作木町内のみの事業である。 ②現在の機器は2006年3月末で保守停止となった。 ③CATVの整備とあわせ健康管理ができるシステムを再構築していく。	概ね65歳以上の高齢者	①健康に関心を持ち，生活習慣病予防への行動変容ができるようになる。 ②疾病を早期発見し，適切な医療をうけることができる。 ③毎日をより安心に過ごすことができる。	①希望者宅に健康端末を設置し利用環境を整備する。 ②日々のデータ分析を行い，異常の早期発見，保健指導を行う。 ③個人ごとに毎月のデータをまとめ，返却する。	サーバーの設置場所は福祉保健センターであったが，指定管理者制度が導入され，設置場所を作木支所に変更。	健康端末設置台数	台	336	351	355	異常の早期発見	件	28	28		3	①利用者と保健師が同じデータをもとに検討できることで，食事や疾病の自己管理など意識の変革に役立っている。 ②異常を早期に発見し適切な医療を受けることができ，大事に至らなかった例がある。 ③利用頻度に個人差がある。	3	①CATVのインターネット回線を利用することで，健康管理システムの精度を高め，市内に広く普及していくことができる。 ②受益者負担，医療機関委託など体制を整えることで，費用対効果が期待できる。	2	①受益者負担，医療機関委託など体制を見直すことで経費削減が可能。（現時点で受益者負担は可能だが委託は協議を要する） ②保守停止となっていること，CATVを利用して全市的に拡大していくとすれば一時的に整備費用が必要。	2	システムの環境整備は市が行い，定期業務はかかりつけの医療機関委託とすれば，より迅速な対応ができ，個人情報を守ることができる。 （現時点で医療機関委託は協議を要する）	3	市中心部と周辺地域，また対象者によりニーズに開きがあると思われるが，高齢化が進む中，疾病予防に有効な手段であり，健康に関する社会的ニーズは高い。	3	作木町及び市周辺地域の市民ニーズは高いが，地域性，対象者によりニーズに開きがある。	16	D	未実施	要改善	要改善	この事業は，合併以前からのもので作木町のみで実施している。高齢化率が高く，医療機関への受診が困難な僻地においては有効な事業となっているところはある。が，受益者負担の見直し，CATV回線の利用や医療機関委託を検討し，将来的にはシステムの再構築により全市的な取り組みとすることが望ましい。	要改善	一定地域限定の事業であり，受益者負担の必要性の検討と効果の検証を行う。	18 受益と負担の適正化	19年度当初
																訪問指導・受診勧奨	件	150	120	120	月別利用状況	%	74	74																
46	すこやか保健室	第2保健・福祉	1保健	（1）いきいきと暮らせる健康づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	食生活改善推進員事業	1,415	市は，三次市食生活改善推進協議会の事務局として会員の資質の向上のために研修会を開催している。また，地区活動費の一部（調味料・お米代）を市が負担している。平成17年度の会員数は120名。 会員は，年4回の研修会に参加・学習し，地域への伝達講習会や地域独自の料理教室等を通して市民の健康増進を図っている。また，市が実施する事業（講演会や総合集団健診等）への呼びかけや試食の提供等にも協力し，市民と行政とのパイプ役としての役割を担っている。	食生活改善推進員の高齢化により地域によって活動内容に偏りがあったり，地区活動の対象者が固定化しつつあり，本来の目的が十分に果たせていないところがある。また，地区活動を行う際の実費自己負担を進めているが，その理解が理事会においても納得されていない部分がある。今後は，「食生活改善推進協議会理事会」において，本来の目的の確認や地区活動における材料費は自分たちの昼食代として負担をしていくという考えを持っていただけるような働きかけが必要。また，青・壮年層の食生活改善推進員を養成し，若い年代のニーズを把握し，活動に広がりをもたせることも必要。	食生活改善推進員	食生活改善推進員が健康づくりのリーダーとして身近な地域での活動を展開することで，市民の健康増進を図る。	・食生活改善推進員研修会の実施 ・地区活動の支援	前年度は，地区活動費を市が全額負担していたが，金額の大半を参加者の自己負担にした。	研修会の実施回数	回	22	22	22	研修会参加者数	人	239	289	416	3	健康づくりのリーダーを育成し，地区活動等の支援を行うことで，市民の健康意識の向上が図られ，元気な地域づくりを推進していくことができる。しかし，地区活動の内容が地域により偏りがあり，また対象者が固定化してきている地域もあり，食生活改善推進員としての目標の統一を図り，地域づくりの輪を広げていく必要がある。	3	地区活動を行う際の対象者が固定化してきている地域もあり，市民全体への成果としては見えにくいものになっている。今後，行政と協働しながら活動を振り返ることで成果の見える活動へつなげていける可能性がある。	3	ボランティア意識に基づいた活動であるので，伝達講習等においても参加者の食材料費は，全額自己負担してもらい，学習に取り組む意識を高めることが考えられる。また，参加者に実費負担してもらうことで，食生活改善推進員の意識向上にもつながると考えられる。	3	食を通した健康づくりのリーダーを育成し，市民の健康意識の向上を図ることを目的としているが，会員の高齢化により活動が広範囲に及んでおらず，内容にも偏りが生じている。 現在の状況が改善できないのであれば，市が関与する必要性が低いと思われる。しかし，積極的に市の事業で協働することで，活動に広がりがもて市が関与する必要性が高まると思われる。	3	食に関心を深めてもらう「食育（生活習慣病を含む）」や介護予防での「低栄養予防」等，食に関する社会的ニーズは高まってきている。	2	地域での食に関する活動（教室等）の相談役や実施者として必要とされることが多いが，活動内容に地域間でかなりの差があり，食生活改善推進員を知らない方もおられるのが現状。 一部ではニーズがあるが，全体としてのニーズが高いとは言えない。	17	C	未実施	要改善	要改善	地域へ広く健康づくりの輪を広げることを目的に活動を行っているが，地域によっては地区活動の内容に偏りが生じていたり，対象者が固定化しつつあるので，本来の目的に沿った活動を行えるように理事会などで検討を行い，支援を行う必要がある。	要改善	地区活動の実費負担を検討する。	18 受益と負担の適正化	19年度当初
																地区活動実施回数	回	68	79	85	地区活動参加者数	人	2,853	3,075	3,090															
47	すこやか保健室	第2保健・福祉	1保健	（1）いきいきと暮らせる健康づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	総合集団健康診査事業	52,864	老人保健法により，他の健診の受診機会がない方のために実施する。この健診により，疾病の早期発見と早期治療により重症化を防ぎ，住民の健康保持を図るとともに，健康意識の高揚を図る。 実施場所及び日数については，合併前の実施状況を考慮し，11会場延べ27日間実施している。 健診の実施については，基本健診及び大腸がん健診は地元医師会と随意契約とし，その他のがん検診等は，入札により健診実施機関が請負う。	全面委託による実施の検討。 高齢者の重複受診の防止。若年層の受診率向上。 平成20年から老人保健法の改正により，市は国保世帯員に限定した健診を実施することになるが，中小零細企業の従業員の健診機会を確保するため，産業保健センターと連携し環境整備を図る必要がある。	18才以上の市民及び市内の事業所に勤務する方，他の健診を受診する機会のない方。	健診により，疾病の早期発見と早期治療により，重症化を防ぐ。 また，健康意識の高揚を図る。	基本健診及び各種がん検診	実施手段について，全面民間委託方法による実施との意見があったが，18年度も変更なく実施している。	実施日数	日	29	27	27	受診者数	人	3,584	3,245	3,800	3	健診により，所見のある方及び精密検査の必要な方に対して通知をし，受診勧奨を実施している。 ただし，総合集団健診だけでなく，個別健診も併せて実施することで，貢献度が向上する。	3	若年層の受診率向上を図ることにより，早期治療を行える。 各年齢期に適した受診方法を啓発する。 総合集団健診だけでなく，個別健診と併せて実施することで，成果が向上する。	5	委託実施することにより有効性や効率性は向上すると考えられるが，コストは上昇が見込まれる。	2	法により，事業実施主体は市であるため。 計画及び啓発などは市が行う。健診の実施については，専門の健診機関への委託事業で可能である。	5	健康意識の高揚と，疾病の重症化を防ぐことにより，市民の健康増進を図る。 これにより，医療保険や介護事業の運営の適正化に努め，高齢社会に対応する必要がある。	4	国保世帯員は市の実施する健診のみである。 また，他の健診を受ける機会のない方が多数ある。	22	B	未実施	要改善	要改善	医療保険財政の適正化と，市民の健康増進を図るために，個別健診などの集団健診以外の方法の導入や委託を検討し，市としては受診促進及び事後指導や予防事業に重点をおく必要がある。	要改善	委託することによりコスト削減が見込まれるため，早期委託に向け，検討する。	3 民間委託等の推進	19年度予算
48	すこやか保健室	第2保健・福祉	1保健	（1）いきいきと暮らせる健康づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	介護予防普及啓発事業	346	高齢になっても介護が必要な状態とならず，できるかぎり住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために，介護予防の重要性を認識し，生活の中で実践していけるよう，市民の介護予防に対する意識を高め，個人や地域ぐるみでの取り組みにつながるよう普及啓発を行う。このことにより，高齢者の生活機能の低下を未然に防止し，介護保険制度の安定維持を図る。 平成18年度からは介護保険の一般高齢者施策として実施する。	普及啓発事業を次のステップとして，高齢者が日常生活の中で行動変容すると共に，地域で取り組む介護予防事業につなげていくことが必要	・市内の在宅高齢者を中心とした一般住民 ・地域のボランティア等の住民リーダー	高齢者等が介護予防の知識を得て，介護予防に対する意識を高め，予防の具体的方法を身につけ実践することにより，元気で住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを目的とする。	ふれあいサロン，老人クラブ健康教室，出前講座等を通して，要介護状態とならないための重要性について話し，地域での取り組みを支援する。	前年度なし	地域等で活動を行った事業実施回数	回	33	53	120	参加者数	人	760	1,317	2,700	3	参加した住民の間で，少しづつ意識が高まっている。	2	実施方法を工夫し，効率よい方法で実施することにより，もっと成果を向上できる余地はある。	4	職員が直接実施するため人件費部分の負担があるが，全市的な展開を考えた場合，職員が企画したものを諸団体に委託して実施する方法も考えられる。	3	市がデータ等の資料を基に企画する必要はあるが，必要性や目的，方法論をきちんと伝えた上での委託が考えられる。	5	介護が必要な方が急増したことにより，介護保険法が改正されたり，介護保険料は上がり住民の負担も増えている状況がある。本事業に取り組みむことにより元気な高齢者を増やし，介護保険財政の節減を図る必要性は大きい。	4	地域で元気に暮らしたい思いはだれも強く，市民の関心やニーズも高いと思われる。	21	C	未実施	未実施	要改善	社会的ニーズが高く，積極的に取り組んでいかなければならないが，実施方法については，各種機関と連携を図り改善していく必要がある。	要改善	健康教室等へ出向き，講座を開催しているが参加者が少ない，如何にして参加者を増やすか，また，ケーブルテレビ利用して啓発するなど，工夫が必要だ。	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
49	まごころ福祉室	第２保健・福祉	２福祉	（１）認めあい，支えあう福祉の推進	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	健康福祉まつり	483	福祉・保健・医療・介護に関わる社会福祉法人，医療法人，民間事業所，ボランティア団体と行政により実行委員会を組織し，イベントをとおして市民へ健康・福祉に関する情報提供と啓発を行う。	イベント的には形骸化している。今後もこれまでの規模での継続が妥当であるのか検証を要す。 市周辺地域への開催周知と利用しやすい送迎バス運行の改善・PR 高齢者や身障者の来場しやすい会場の検討	一般市民	市民が福祉・健康・医療への関心を高め，健康で安心して暮らすことのできるまちづくりを進める。	実行委員会に参加する各機関・団体が企画する保健・医療・福祉関連のプログラムにより，無料健康相談，歯科検診，健康体操、健康講演会，福祉用具・介護用品紹介，施設紹介等を行なう。	周辺地域からの参加者への便宜を図るための送迎用バス・ワゴン車を3台運行した。	実行委員会構成団体		36	38	40	参加団体（協賛団体含む）	団体	36	38	40	2 周辺地域からの来場者が少なく，交通機関等の利便性の課題もあり，全市的な事業展開となっていない。	3 市民への周知や来場できない方への情報伝達など，今年度からCATVの活用により有効性が高まるものと期待できる。	3 事業費は参加団体からの負担金と市の負担金であり，主な支出経費は，チラシ・ポスター印刷費，看板作成費，送迎車両運転手賃金等であり，コストの削減余地は少ないが，市の関与を縮小することにより，事務の効率化を図ることが望ましい。	2 実行委員会事務局を市（福祉事務所）と社会福祉協議会が合同で行なっているが，事務局を社会福祉協議会とし，自主運営による事業拡大や柔軟な運営を図るためにも市の関与は縮小することが望ましい。	4 誰でも気軽に参加しやすいイベントを開催することにより，健康や福祉に関する情報提供と市民への啓発の場として社会的ニーズは高いものがある。	4 この「まつり」への来場者は，参加団体の活動状況や健康・福祉に関する情報が得られ，また相談・体験もできることから市民の関心は高まっている。	18	C	現状維持	要改善	要改善	実行委員会体制を検討すると共に，市民へのPR方法，会場（1フロアでの開催）の確保，参加者規模等改善する必要がある。	要改善	効果を検証し，今後の対応方針を決定する。	15 効果の検証	19年度当初
																実行委員会開催回数			3	3	当日来場者数	人	800	750	800															
50	まごころ福祉室	第２保健・福祉	２福祉	（１）認めあい，支えあう福祉の推進	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	民生委員・児童委員に関する事務	30,634	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員は区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織するよう義務づけられている。現在三次市には13区域の民生委員児童委員協議会があるが，各協議会にかかわる事務については，各区域の民生委員・児童委員へお願いしており，その頂点に立つ三次市民生委員児童委員協議会の事務については福祉事務所職員が行っている。 具体的には，県・市・各機関などからの高齢者・児童・青少年関係などの依頼事項の伝達や配布物の配布。児童健全育成活動などの市民児協活動の創設，計画，実施。80歳以上の一人暮らし，二人暮らしの人などへの絵手紙の作成，配布。年2回の部会（5部会）別研修の手配，実施。主任児童委員委員会（研修会）の実施。全員研修会の実施。先進地全員視察研修の計画，実施。6月総会の準備。市民児協会計の処理。職務に関する連絡調整。	・H19年12月1日の次期一斉改選では，定数削減を国や県から示されることが想定されるため，対応について考え方を整理する必要がある。 ・民生委員・児童委員の推薦について，推薦事務の円滑化を図るため，推薦準備会が必要と思われる。	三次市民生委員・児童委員（直接的には。間接的には三次市民に対して）	住民の福祉の増進のために必要な情報提供や援助ができるように高めること。必要な知識・技術の習得。関係機関・団体とのネットワーク化もめざす。	各種研修会の開催，住民福祉増進のための活動の創設実施。	住民の必要とする分野（児童健全育成活動等）への更なる活動を実施している。ネットワーク化にも力を入れている。	相談・支援件数	回	10,763	12,610	12,610	実益度	%	100	100	100	5 住民の福祉の増進のために必要な情報提供を研修会や資料の配布等を通じて行っている。	3 資質向上や連携の見直しなど向上の余地がある。	5 事業にかかる必要経費のみで活動しているため，コストを落とす余地がない。	5 推薦会の運営，一斉改選や，関係機関・団体との連絡調整，指揮監督など市でなければできない部分がある。	5 地域の福祉，子育てなど多種多様な相談・支援活動や他機関との連携・協力など，民生委員・児童委員の活動は地域社会をつなぐかなめとなる。	5 地域の福祉，子育てなど多種多様な相談・支援活動や他機関との連携・協力など，民生委員・児童委員の活動は地域社会をつなぐかなめとなる。	28	A	未実施	現状維持	要改善	多種多様な相談・支援に応えるためにさらに委員の資質向上をはかる必要がある。	要改善	委員研修の充実を図り，資質の向上に努める。	10 内容の改善	19年度当初
																理事会・部会・委員会開催回数	回	22	17	17	児童健全育成活動への貢献	回		12	13																
																視察研修	回	3	2	2																			
51	まごころ福祉室	第２保健・福祉	２福祉	（１）認めあい，支えあう福祉の推進	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	手話奉仕員養成事業	380	聴覚障害者と手話を通じてコミュニケーションできる人材を育成し，市の手話通訳者派遣事業の推進を図る。 社会福祉協議会へ事業委託して実施する。	受講終了者からの奉仕員への登録者数が少なく，奉仕員の養成に結びついていない現状がある。CATV等により受講者を広く求めるとともに，育成プログラムの見直しが必要。	手話奉仕員になることを希望する者	手話の技術を向上させ手話によるコミュニケーションを可能にする。	定期的な養成講座を開催する。 入門講座　10日間（15時間）×2回 初級講座　5日間（7.5時間）×2回	前年度は行っていない。	受講実人数	人	78	47	50	奉仕員新規登録者数	人		1	1	2 奉仕員の登録者数が少なく，奉仕員の養成という目的への貢献度は小さい。	3 受講人数に比べて新規登録人数が少ないため，向上の余地はあると思われる。	4 講師への謝礼及びテキスト代が主たる経費であり，コスト削減の余地は小さいと思われる。	5 平成18年10月から，障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として位置づけられる。	4 情報バリアフリーの観点からニーズは高いと考える。	3 手話でなければコミュニケーションが取れない障害者にとってはニーズが極めて高いが，手話を取得している障害者が少ない。障害者自身の手話技術の取得支援を図る必要がある。	21	C	未実施	未実施	要改善	必要な事業ではあるが，事業により奉仕員の実数はそれほど増えておらず，事業内容の見直しが必要であると考える。	要改善	奉仕員の登録を増やす工夫をする。	10 内容の改善	19年度当初
52	いきいきシルバー室	第２保健・福祉	２福祉	（１）認めあい，支えあう福祉の推進	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	高齢者共同生活施設支援事業	15,212	在宅での生活維持が不安なひとり暮らし高齢者の方に，生活援助員（支援員）の協力を得て，共同生活を行ってもらい，相談や食事，レクレーションを通じて生きがいのある生活が送れるように支援する。	平成17年度から一般財源化したため補助基準であった職員配置基準等，市としての基準として見直し，他の生活支援ハウス等の運営基準との均衡を図る必要がある。	原則６５歳以上の在宅での生活維持が不安なひとり暮らしの高齢者	生活支援ハウスを利用することにより安心して自立した生活を続けさせる	施設内の生活援助員による利用者への日常の相談相手や，規則正しい生活への声かけなどを行う。	前年度の行政評価チェックなし	入居者（君田生活支援ハウスのみ）	人	11	11	11	入居希望者の入居率	%	100	100	100	4 ひとり暮らし高齢者が増えるなかで不安を感じる高齢者にとって安心していきいきと暮らせる場所である。 また，今後は高齢者虐待が増えるであろうと考えられるので，一時的な保護場所としても利用できる。	5 利用者は日々生きがいをもって生活している。	4 ほとんどが光熱水費と人件費であり，少ない人員なので削減の余地が少ないが，他の施設との均衡を保つ必要があり削減をっ検討する余地がある。	3 入所者の決定や負担金の決定について公平公正に行うため。現段階の制度では，独立採算は不可能である。（利用料が実費でない）	4 高齢者の一人暮らしが増える中利用希望の声が多い	4 高齢者の一人暮らしが増える中利用希望の声が多い	24	B	未実施	未実施	要改善	市内の他の生活支援ハウスの運営状況との均衡を図るため委託内容について検討をする必要がある。また，今後不安をかかえたひとり暮らし高齢者が増えると予想されるため自立を支援する施設は必要となる。	要改善	他の生活支援施設等との運営基準の均衡を図る。	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
53	みらい都市室	第2 保健・福祉	2福 祉	（4）ユニバーサルデザインのまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	広島県福祉のまちづくり条例に伴う事務	709	広島県福祉のまちづくり条例に従い、対象施設（公益施設、共同住宅、公共交通機関等）の建設計画を事前にチェックし、これらの建築等を行うものに対し、当該施設のバリアフリー化を求める。 平成17年度の条例適合施設は5件であり、三次市に限らず全県的に若干減少傾向にある。平成18年度においては事前協議、適合証交付申請のいずれもまだ無い。	条例の遵守は義務ではないため、実際に認定されるものが少ない。 条例の趣旨について、一層の周知と啓発を図る。 認定後の維持管理状況の把握に努める。	対象物：条例に定める公益的施設、共同住宅等施設、複合施設、道路等施設、公共交通機関	対象物について、障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などが利用する際の障壁を取り除き、すべての県民の自由な行動と社会参加を保障する環境を整える。	対象施設の建築等を行うものはあらかじめ施設の計画図書を市へ提出し、市はその内容について未整備事項があれば指摘し整備をもとめる。条例に定める整備基準に適合する施設については、適合通知及び適合証を交付する。	行政チェックの結果のとおり、今年度も継続して実施している。 一般市民向けに作成した建築パンフレットへ掲載し、周知を図っている。	事前協議件数	件	11	6	4	適合証交付件数	件	3	5	3	3 条例の内容が、整備の要求水準が高く、硬直化している面もあり、さらに義務付けではなく整備努力に止まるため、認定に至るものが少なくならざるを得ない	3 同上	5 コストは事務処理に係る多少の人件費程度である	5 条例に基づいて市が行っているものである	5 ユニバーサルデザインの推進は近年重要な課題となっている	4 施設利用者側のニーズは、高齢化の進行にあわせて高まっていくものと考えるが、施設設置者側には要求水準の整備を行うほどの動機はない	25	B	未実施	現状維持	要改善	県条例に基づく事務であるため、事務内容について変更することは難しいが、制度そのものは、認定基準などに改善の余地がある。 施設供用後、認定した整備内容が適切に維持、管理されているかを監視する必要がある。	要改善	認定基準などを改善する。	10 内容の改善	19年度当初
54	まごころ福祉室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	障害者生活支援事業	7,854	在宅障害者に対する相談体制の充実を図るため，社会福祉法人に委託して事業実施する。 在宅の障害者に対して，在宅福祉サービスの利用援助，社会生活力を高めるためのアドバイス，ピアウンセリングあるいは介護相談や情報提供を総合的に行い，地域における在宅障害者の生活を支援し，障害者の社会参加の促進を図る。	障害者自立支援法の施行に伴い，平成18年度10月からの地域支援事業としての新たな相談支援業務体制を検討中である。現在，身体・知的・精神の3障害を対象とした総合相談事業の実施体制を目指し，市直営による相談事業の創設を予定している。これまでの社会福祉法人への委託方式のメリットもあり，将来的な相談体制のあり方も含め，検討が必要である。	在宅の身体障害者（児）及び知的障害者とその家族	在宅の障害者に対し，地域において情報や相談等さまざまな支援を行い，もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。	・福祉サービスの利用援助（情報提供・相談・助言・手続代行） ・巡回相談 ・専門機関の紹介	前年度は行っていない。	相談件数（累計）	件	751	1,267	1,200	当該事業により支援を受けた障害者の人数（登録者数）	人	156	178	192	3 障害者に対しての情報や相談等の支援を行うことは，在宅福祉の向上につながるものと考える。	3 障害者の自立支援を目的とした事業である。	4 平成17年度からは県費補助が終了し，市単独事業として，平成16年度の事業予算費の半額で運営しており，コストの削減余地が小さい。	5 今後は，障害者自立支援法に基づく市町村の必須事業として位置づけられた。 委託は可能であるが，より，中立・公平な立場で相談支援事業の中核を担う役割が大きいことから，市の関与する必要性が高いと考える。	4 障害者にとって身近な地域において生活相談を行い支援することは必要である。	4 障害者の自立にとって専門職による相談支援は必要である。	23	B	未実施	未実施	要改善	障害者自立支援法の施行に基づき，平成18年10月からの地域生活支援事業の必須事業として，本事業が位置づけられた。市の方針として，身体・知的・精神の3障害に対応した総合相談体制の構築を目指す。	要改善	市直営としての充実を図る。	13 サービスの向上	19年度当初
55	まごころ福祉室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	日常生活用具給付事業	3,105	障害者（児）に対し，国で定められた日常生活用具を給付し，日常生活の利便を図り，自立の促進につなげる。	障害者自立支援法の施行による平成18年10月からの制度改正及び介護保険制度利用との調整が必要である。	身体障害者手帳又は，療育手帳を所持する在宅の重度障害者（児）等で，日常生活用具を希望する方	日常生活用具の給付や住宅改修を行うことで，障害者の日常生活上の便宜を図り，自立生活を支援する一助となる。	浴槽，ベッド等の日常生活用具の給付及びその取付け工事に要する費用の助成を行う。	前年度は行っていない。	給付件数	人	23	41	42	日常生活が容易となった給付者	人	23	41	42	5 日常生活用具の給付は，障害者にとって容易かつ便利に使用しうる品目が給付されるため，在宅福祉の向上につながると考える。	3 日常生活用具の品目は，国が定めており，障害者のニーズに基づいて品目の追加等を行っている。今後の品目の追加等によって，日常生活の更なる利便性が図られると考えられることから成果の向上は見込まれると考える。	4 対象品目の単価は，国の補助基準額により決定されているため，見直しの必要性は低いと考えられる。障害福祉業務支援システムの導入により事務の効率化等によるコスト削減の検討も必要と考える。	5 法律に規定された市町村必須業務である。個人給付であり民間委託にはそぐわない。	5 障害者の在宅生活を容易にするために必要度は高い。	4 障害者の自立生活支援として制度に対するニーズは高い。	26	B	未実施	未実施	要改善	重度障害であっても住み慣れた地域で快適生活を過ごすためには，障害程度に応じた自立支援としての日常生活用具の給付は欠くことができず，在宅生活を推進する。	要改善	制度改正に対応し，事務の効率化も行う。	8 事務事業の効率化	19年度当初
56	まごころ福祉室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	腎臓障害者通院助成金支給事業	3,399	身体障害者手帳所持者で手帳に腎臓機能障害の記載のある方で，人工透析のために通院をしている方の通院費の負担を軽減するために，バス代又は電車代の1／4を基準に給付する。ただし，週3日を限度とする。	本事業と福祉タクシー助成事業の対象者が重複しており，タクシーを利用する場合は，対象としない等の公費負担の重複についての見直しが必要と考える。	身体障害者手帳にじん臓機能障害の記載のある方で人工透析のため通院している方	人工透析のための通院費の負担を軽減する	透析のための通院1回につきバス代又は電車代の1／4を給付する	継続実施した。	通院日数	日	9,876	11,671	11,930	利用率	%	100	100	100	3 人工透析患者の方は，定期的（週1～3回）な通院が必要であり，その通院については物心ともに負担は大きく，本制度による支援制度は，経済的及び精神的の両面において貢献度がある。	4 公共交通機関を利用した交通費を助成の基準額としているため，実際の交通手段と相違する面もあるが，個別に基準を定めることは公平性を欠くことにもなるため現状の算定方法が妥当であると考える。	5 事務も簡素化を図っており，特にコスト削減の余地はない。	5 障害者への個別的な扶助施策であるため。	3 腎臓機能障害者で人工透析治療を必要としている場合，経済的及び精神的にも本人負担が大きく，多様な支援・対策が望まれている。	3 市内の周辺地域の医療機関には，透析治療が行える病院がなく，市内中心部の医療機関や他市の医療機関へ通院する必要があり，そのため周辺地域の患者には，特に交通費の負担が大きい実態がある。	23	B	未実施	現状維持	要改善	給付水準について現状維持とするが，人工透析患者が増加傾向にあり，制度周知を図るとともに，増加に伴う予算確保が必要である。	要改善	本事業と福祉タクシー助成制度の公費負担の重複を見直す。	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
57	いきいきシルバー室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	ひとり暮らし巡回相談業務	8,096	ひとり暮らし高齢者等の世帯等に対し，定期的に相談員が安否確認及び相談を行なう。	地域包括支援センター，民生委員及び地域自治会との連携。	おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯	ひとり暮らし高齢者等の安否確認及び相談による不安解消。	市が委嘱した相談員が，対象者に対し，週1回以上の安否確認，月1回の訪問を行なう。	効果の検証。効率的効果的な推進体制の確立。・・・要改善	対象者数	人	1,700	1,700	1,800	安否確認等の実施割合	%	100	100	100	4	3	3	4	4	4	22	B	未実施	要改善	要改善	地域包括支援センターを中心として、民生委員や地域自治会等との連携システムを構築し、他事業と総合的に実施することが必要。	要改善	地域包括支援センター，民生児童委員及び地域の自治組織と連携して事業を進める。	1 市民と行政の協働	19年度当初
58	いきいきシルバー室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	成年後見制度利用支援事業	268	判断能力が不充分な高齢者や知的障害者，精神障害者の成年後見制度の利用のための市長申し立て，申し立てに係る経費や成年後見人への報酬などを支援する。	成年後見制度の市長申立及び申立費用・後見人の報酬の支援については，推進していかなければならないが，県北では現実的には第3者後見人の数が少ないため，安定した利用の環境づくりが急がれる。また，市民への制度や支援事業の周知を充分していく必要がある。	・二親等内の親族が存在なく，かつ判断力が十分でない認知症高齢者，・親族から虐待を受けていてかつ判断力が十分でない知的障害者及び精神障害者及び精神障害者等	認知症や知的障害，精神障害等で判断力が不十分な人が，いろいろな手続きや契約行為を行う時に，不利な契約を結ばないように支援し，本人の権利や財産を守ることを目的とする。	成年後見制度の市長申立及び申立費用・後見人の報酬の支援	前年度行っていない。	利用者				1	利用者	人			1	3	4	市長申し立て費用や後見人への報酬は対象者に負担能力がないことから全額を市が負担することとなるので削減余地が少ない。	4	5	成年後見制度により対象者への利用支援は市でなければできない。	4	認知症高齢者が増えて中いつまでも権利が擁護され安心して生活が送れるようニーズは高まる。	4	24	B	未実施	未実施	要改善	地域包括支援センターを中心とし，高齢者等の権利擁護事業を充実させるため成年後見制度の周知や市の支援事業の周知等啓発を行っていくことが今後の課題である。	要改善	制度の趣旨が住民に伝わっていない面があるため，広報やケーブルテレビを利用した啓発方法の見直しをする。	10 内容の改善	19年度当初
59	いきいきシルバー室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	介護認定調査業務	32,548	要介護（要支援）認定申請者に対し，介護認定審査会において要支援・要介護度を決定する資料とするため，認定調査員が申請者と面談し，国が設定している82項目の調査を行っている。	平成17年度の認定調査の状況は，約41%を市が行い，約59%が事業者への委託となっている。市の調査件数を増やせば，委託料が減額となり市の経費は増額となるが，全体事業費は削減される。現在，市が月平均約190件の認定調査を嘱託調査員を含め5．4人では，月平均200件が限度であると思われる。平成18年度は嘱託調査員が1名増員となったが，これから，団塊の世代が高齢者となれば急激な高齢者の増加となることが予測されることから，嘱託調査員の増員を計画的に行う必要がある。(委託料は，在宅：3，150円／件，施設：2，100円／件)	要介護（要支援）認定申請をされた被保険者全員	申請者の要支援・要介護度を決定する資料とするため，認定調査員が申請者の心身の状態を把握する。	国が設定している82項目の調査を行っている。	前年度の評価結果において介護保険制度の見直しを踏まえて検討することとされている。今年度は，介護保険制度において新規・変更申請については自治体が行うこととなっているので引き続き行っているが，制度改正に伴い更新申請のうち要支援・要介護1の者の一部については今年度から市が行っている。	認定調査件数	件	5,617	5,710	5,900	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった割合	%	1	1	1	5	4	3	4	5	5	26	B	未実施	要改善	事業拡大	引き続き，要介護（要支援）認定申請をする市民が増加すると予測される。 また，認定審査会資料の公正・中立の立場を保つためには市が実施することが必要と考えられるともに，委託すると1件当たりの委託料は在宅：3，150円，施設：2，100円を必要となり，市が実施すれば安価になると考えられる。	要改善	対象者の増加に対応して委託か調査員の増員か，トータルコストで比較し安価の方を選択する。	8 事務事業の効率化	19年度当初
60	いきいきシルバー室	第2 保健・福祉	2福 祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	緊急通報システム体制整備	5,433	在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時の迅速な対応と不安解消のため，緊急通報装置を設置（給付）する。 現在，約1300台設置	火災報知機との連動やCATVを利用した通報等，他のシステムとの連携を検討する必要がある。	在宅のひとり暮らし高齢者等，日常生活で注意の必要な方	緊急時の消防署への通報及び不安解消。	ボタンを押すだけで消防署へ通報でき，ハンズフリーで会話のできる装置を設置。	効果の検証が必要である。・・・要改善	給付申請台数	台	120	100	100	給付申請に対しての給付割合	%	100	100	100	4	4	5	3	5	4	25	B	手段変更	要改善	要改善	火災報知機との連動やCATVを利用した通報等のシステムを構築する必要がある。	要改善	効果を検証し，他の方法も検討する。	15 効果の検証	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
61	いきいきシルバー室	第２ 保健・福祉	２福 祉	（２）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	敬老金支給	4,579	88歳及び100歳の方に対して敬老金を支給する。平成17年度までは88歳支給対象者の基準日を8月1日現在到達者としていたが，H18年度からは，市民政策提案制度により，年度内に対象年齢に到達するものとし，実施することとなっている。100歳支給対象者については以前から年度内に対象年齢に到達するものとなっている。よって，平成18年度については基準日の変更により88歳対象者が増える。	今後，ますます対象者の増加が見込まれるため，支給年齢や支給金額の検討を行う必要がある。	市内在住の８８歳及び１００歳の方。	長寿を祝福し敬意の意を表す。	88歳の方へは口座振込みにより支給し，100歳の方へは市長が訪問し手渡しにより支給する。	前年度までは88歳支給基準日が8月1日であったが18年度より，年度内に対象年齢に達する方とした。なお，100歳については以前から年度内に対象年齢に達するものとなっている。	対象者数	人	323	337	563	予定に対しての給付割合	%	100	100	100	4 この事業は，市民に広く周知されており，支給を心待ちにされている方も多い。	4 88歳対象者の手渡し支給等，改善は可能であるが，対象者が多く職員での対応は困難。	3 国と同じ100歳のみを対象とすれば，コストの縮減は図れる。	5 三次市の長寿祝賀の意であるため市でなければ出来ない。	3 長年，社会で頑張ってこられた方を祝福する意味で社会的ニーズがある。	4 長年続けられている行政サービスのため，住民にも周知されており，期待感は大きい。	23	B	未実施	現状維持	要改善	今後ますます対象者の増加が見込まれるため，国と同じく100歳のみを対象とし事業の縮小を図る等，経費縮減に向けた課題がある。しかしながら，長寿を祝福し敬意の意を表すという事業の趣旨から，100歳のみに限定し，88歳を廃止することは困難。	事業縮小	88歳及び100歳の方を対象に支給しているが，今後益々対象者が増加するなか，支給年齢や支給額の見直しを検討する。	内容の改善	１９年度中
62	いきいきシルバー室	第２ 保健・福祉	２福 祉	（２）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	高齢者介護慰労金支給事業	270	三次市市内に住所を有し，重度の介護を要する高齢者を自宅で介護し，市民税非課税世帯に属され，申請日前1年間自宅で継続して介護保険のサービスを利用しなかった方に現金10万円を支給する。	介護保険サービスを利用されていない介護者の実情，課題を明らかにしその対応を行うこと。	三次市市内に住所を有し，市民税非課税世帯に属され，介護保険のサービスを利用しなかった方	介護慰労金を支給することにより，介護者への精神的及び経済的援助を図る。	介護慰労金の支給（1会計年度10万円）	介護保険特別会計で予算化した。	介護慰労金申請件数	件	3	2	8	介護慰労金受給者		3	2	8	2 介護保険制の周知が効果をあげたためか，申請が昨年度より減。今後は介護保険制度の中での位置づけを検討する必要あり。	3 本事業の受給対象範囲が限られているため，利用者が少ないが，住み慣れた家庭での在宅介護の維持のためには有効である。	3 該当者が多ければ，本事業のコスト削減よりも，介護保険給付額を節減でき，効果は大きい。	4 サービス利用の状況は保険者である市でないと分からない。	5 高齢者の尊厳の保持のための在宅介護の重要性が叫ばれる中，本制度の役割は重要である。	3 介護保険を利用せず，在宅で自らか介護を行っている家族等のニーズは高い。	20	C	未実施	現状維持	要改善	介護者の経済的負担は大きいため，介護慰労金の経済的支援の役割は大きい。介護者の精神的負担についてはサービスを使うことで身体的精神的軽減が図られるのであればそのことも重要である。本事業は，サービス利用の推進との間に矛盾が生じていることもあり，内容等について検討する必要がある。	事業縮小	介護保険制度全体の中で廃止を含めて検討する。	内容の改善	１９年度当初
63	いきいきシルバー室	第２ 保健・福祉	２福 祉	（２）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	高齢者外出支援事業	395	ねたきり等のため，一般の交通機関では移送が困難な高齢者で，家族の支援が困難な方を移送用車輌（リフト付車輌及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と医療機関等との間を送迎する。	現在は利用負担を設けずに，経済的に低所得で家族支援がない住民税非課税世帯の利用に限られているため，利用対象者は極めて少ない。在宅での寝たきり等高齢者の医療機関等受診機会の拡大とその経済的負担の軽減のために，対象世帯の所得要件の緩和を行い，通院費の一部助成制度への転換を検討したい。	三次市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する高齢者で家族の支援が困難な方，住民税が非課税世帯の方。	高齢者が住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援する。	移送用車輌（リフト付車輌及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と医療機関等との間を送迎する。	利用対象者の要件の見直し，負担金設定について，他事業等との調整を図りながら検討中である。	移送サービス利用回数	回	31	75	112	移送サービス利用回数	回	31	75	112	4 低所得者世帯を対象に，ストレッチャー付きまたは車椅子対応の専用車輌で安全に移送し，経済的負担の軽減にも貢献している。	5 民間運送事業者との委託契約により利用者の希望に沿った，ストレッチャー付きまたは車椅子対応の専用車輌での移送をしており，有効的に活用されている。	3 契約方法改善の余地あり（距離基準単価（4段階）方式から走行メーター料金方式へ）	5 低所得世帯で重度の要介護（自力歩行困難）状態の高齢者を対象とした経済的支援の性格を持つ事業であるため，市が関与すべき。対象者認定には個人情報を用いることから，市が直接行うべきである。	5 在宅寝たきり高齢者の医療機関への通院手段の確保については，家族支援に頼るところが大きい。しかし，家族支援がなく医療機関も遠い高齢者のみの世帯については，民間介護タクシー利用では経済的負担が大きく，通院をあきらめている方もあるため，社会的ニーズは高い。	5 高齢者世帯での在宅寝たきり高齢者の介護については，経済的負担も大きい。とりわけ，三次市には潜在的に低所得の高齢者世帯が多く市民ニーズも高い。	27	A	未実施	要改善	要改善	介護保険要介護4以上の非課税世帯という要件があるため，広く市民の利用がない。市内中心部から離れた自宅から，タクシーで通院することは経済的負担が大きい。要件の緩和を行うことにより，在宅で介護をしている介護者の負担軽減を図る。	要改善	受益者負担の徴収を検討する。また，対象者が極めて限定されているので運用方法の改善（利用制限の緩和等）が必要。	１８ 受益と負担の適正化	１９年度当初
64	いきいきシルバー室	第２ 保健・福祉	２福 祉	（２）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	食の自立支援事業	36,865	三次市内に住所を有する身体上・精神上の障害のため，調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れるよう配食サービスを「食」の自立の観点からアセスメントを行い，計画的な「食」に関するサービス調整を行ったうえで食事の提供を行う。平成18年度は対象者によっては低栄養のリスクが高い高齢者へは介護予防計画を作成しそれに従ってサービス利用をする。	個々で出来る部分は，自主的に行ってもらい，足らない部分を支援していくように内容を見直すことが必要	三次市に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯もしくは，これに準ずる世帯に属する高齢者，身体障害者。	調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れること。	1日1食夕食（主食及び副食）を提供とし，週5日以内の利用に限る。6ヶ月を限度とし，更新する。	「食」の自立支援について効果を検証し，制度の再構築。・・・要改善	利用回数	食	43,860	49,080	45,000	利用回数	回	43,860	49,080	45,000	4 食事の確保により在宅生活の継続へつながっている。また，他のサービスとの調整により自立の支援となっている。	3 配食弁当の提供だけでは食の自立ができたとは言えず他のサービスとの利用調整がさらに必要である。また，弁当の内容をニーズにあったものが提供できるよう種類の検討が必要。	3 調理に関わる費用を個人負担としたが個人への負担が高く利用を阻む要因となる。単価の見直しにより利用できる状況を整える。	4 食事提供と併せて安否確認など，食を中心とした支援を有効的に実施するには市の関与が必要である。また，市内全域普遍的なサービスとなるためには市の関与が必要。	4 高齢化に伴い生活機能の低下や疾病により調理が困難な高齢者が増えると予想される。在宅生活を継続させるために食に関する支援はニーズ高い。	4 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるための福祉サービスとしてニーズが高い。	22	B	未実施	要改善	要改善	介護保険制度の改正により栄養改善の必要性が重視されてきているので食の自立支援と栄養改善を総合的にサービスへ繋げる必要がある。利用者のニーズにあったサービス提供ができるよう内容の見直しを行い効果的なサービスとする必要がある。	要改善	在宅の高齢者が自立した生活を送る上での効果を検証し，他のサービスとの利用調整を図る。	１５ 効果の検証	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
65	まごころ福祉室	第2 保健・福祉	2 福祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	障害児生活訓練事業	2,949	夏休み・冬休み・春休み期間中の障害児（小学生・中学生・養護学校生徒）に対して，日常生活に必要な訓練や指導を行い，障害児の長期休暇中の生活安定を図ることを目的に，社会福祉協議会へ委託して実施する。 実施場所　三次市福祉保健センターほか	実施会場として福祉保健センター等公共施設を活用しているが，一般利用との併用であるため，期間中で同一会場を確保できない。そのため，隣接している生涯学習センターや青少年女性センターの空き部屋を代替会場としており，障害児にとって，環境等の変化になじめない児童もあり，指導員の負担も大きい。しかし，現状では他に適切な施設等がない。	市内に住所のある障害児	長期休暇中の障害児の生活の安定を図り，充実した日が送れるようにする。	障害児に対する日常生活に必要な訓練や指導を行う。	前年度は行っていない。	延べ利用児童数	人	428	446	480	長期休暇中の障害児の日常生活が充実した児童数（実人数）	人	58	61	62	5	障害児に対する歩行訓練や福祉機器の活用方法，栄養指導，療育相談等の指導を通して，障害児の日常生活の安定と自立を支援するとともに，保護者の介助等負担の軽減と就労促進を支援する。	4 市内小学校に配置されている障害児学級介助員の方と指導目的に応じた専門職員による訓練を組み合わせており，障害児や保護者にとって十分な成果が提供できていると考える。しかし，会場等の制約による，会場を変更することもあり，知的障害児にとって環境の変化は，極力少ないほうが良い。	5 人件費が主な経費であるが，小学校障害児介助員を臨時的雇用しており，これ以上のコスト削減は困難と考える。	5 障害児教育と障害児福祉を一体的に推進するためにも市でなければできないと考える。	5 今後も保護者の就労支援対策としてのニーズが高いものと考えられる。	4 障害児と関わりが少ない市民にとってのニーズは高くないが，障害児及びその保護者にとってはニーズが高い。	28	A	未実施	未実施	要改善	実施会場の制約もあるが，今後，利用希望者の増大も見込まれるため，介助員の増員等事業拡大が必要と考えられる。	要改善	実施会場の選定を早期に行う。	7 施設の見直し	19年度当初
																事業実施日数当たり経費	千円	71	74	74																					
66	すこやか保健室	第2 保健・福祉	2 福祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	精神障害者就労促進事業	9,429	この事業は一般企業等での就労が困難な精神障害者に作業の場を提供し，作業を通して技能習得訓練や生活訓練を受けることにより，精神障害者の就労への支援を行うとともに社会復帰を目指し実施している。 現在，ともえ三次工房（三次市），ハート作業所（庄原市）2箇所の小規模作業所に通所があり，通所者数に応じて，補助金を交付することにより運営を行っている。	平成18年度より障害者自立支援法の施行により，今後，小規模作業所は新事業体系への移行が必須となっており，各作業所においてNPO法人化等への移行に向け取り組みを始めている状況である。平成18年度10月から県費補助金交付は廃止となり，単市補助事業となる。新事業体制移行に伴い，今後の運営支援及び事業内容の位置づけ等，市の事業委託を含めた検討が必要である。	満１５歳以上の三次市在住の在宅精神障害者	この事業により運営している小規模作業所に在宅の精神障害者が通所し基本的な生活習慣を確立し病気の再発を防止するとともに，生活訓練や技能習得訓練を受けながら，就労・自立に向けた意欲を持つ。	精神障害者への生活訓練・技能訓練等に係る作業所運営費補助金を交付する。 市として，利用者への訓練指導等が適切に行われるよう指導している。	前年度は行っていない。	利用者数	人	151	210	228	登録した者のうち月5日以上就労できた実人員の月平均	人	13	18	19	4	精神障害者の就労の場として社会参加の促進に貢献しており，目的はほぼ達成している。	3 訓練内容，作業収益については，関係団体，地域の理解や協力を得ることにより，より充実した事業にすることが可能である。	5 福祉的な事業であり，費用対効果の算出は困難である。対象が障害者であり，自主的な安定した運営財源の確保は困難であり，現状では経費削減の余地はない。	3 今後，障害者自立支援法施行に伴い，本事業による運営から小規模作業所は法人化等新体制への移行が考えられるが，今後も市が関与し実施内容や通所者への指導を行うことにより，事業の成果を向上させる必要がある。	5 今後，精神障害者は入院から地域へという社会的な動きもあり，地域で生活する障害者を支援する通所施設への社会的ニーズは高い。	5 利用者は増加傾向にあり，対象者及びその家族のニーズは高い。	25	B	未実施	未実施	要改善	これまで本事業は精神障害者の社会参加促進に大きく寄与し一定の成果を挙げてきたと言えるが，平成18年度から障害者自立支援法の施行により今後，小規模作業所の法人化等新体制移行が必要であり，移行等動向を見極めながら市事業の委託・事業内容等を検討していく必要がある。また，今後より一層，障害者の社会参加促進を進めていくため訓練内容や通所者への指導等について事業拡大をしていく必要がある。	要改善	事業の内容は作業所への補助金だが，本来の趣旨は技能習得や生活訓練を通し社会復帰が目的であり，復帰できる条件整備をどうするか検討する。	10 内容の改善	19年度当初
																利用登録者数	人	20	20	20	日中の交流や活動場所が確保できた者	人	20	20	20																	
67	まごころ福祉室	第2 保健・福祉	2 福祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	福祉タクシー給付事業	9,693	移動の困難な身体障害者・知的障害者の移動に係る経費の軽減や社会参加の促進を図るために，タクシー料金の一部（初乗り運賃部分）を助成する。 旧三次市では，昭和58年度から実施され，平成16年度市町村合併後も旧三次市制度を継続実施している。	利用対象者の範囲等認定基準の見直し（歩行困難な者への適用等），福祉タクシーの制度を明確化していく。	①身体障害者手帳1級，2級，3級を所持している方（ただし，3級は下肢・体幹・視覚障害に限る）②療育手帳Ａ，Ａを所持している方	歩行困難な障害者の日常生活での移動の利便と生活圏の拡大を図る。	対象者の利用申請に基づき，市があらかじめタクシー券を交付し，タクシー利用時1回につき助成券（初乗り料金分）1枚を限度に引き換えることにより，タクシー利用料金の一部を助成している。 1人 1冊（36枚）交付。 ただし，透析患者は，2冊（72枚）まで。	「市民バス等で代替可能な場合」を想定した地域及び対象者基準の絞込みが明確にできない。	タクシー券交付冊数	冊	806	928	951	交付率	%	31	35		3	通院時等の移動手段にタクシーを利用されることが多いため，経済的負担の軽減のための貢献度は大きい。 ただし，助成額が初乗り料金（小型車560円）であるため，距離加算分の負担が多くなる周辺地域の方には，社会参加も含め貢献度が高いとは言えない。前年度と比較して実利用者数が122人増加しており，制度の周知が浸透している。	2 利用する距離に関係なく，一律に初乗り料金を助成する制度であることや，障害者手帳の等級で認定しているため，他の移動手段が利用可能であるため，交付は受けているが利用していない等有効性にバラツキがある。	5 認定基準や利用手続きが簡素化されているため，コスト削減の余地はない。 一方，有効性を高めるためには、認定審査要件等の見直しが必要であるが，反面，適正な運営のための，事務費（人件費）等コストが増加する。	5 障害者への個別扶助であるとともに，適正な認定事務が求められるため。	4 移動手段を持たない障害者が社会参加を拡大していくためには，移動手段確保の施策が重要な役割を占める。	4 障害者に対応した，きめ細かいバス路線の確保や低床型バスの運行ができていない現状では，タクシー利用は欠かせない交通手段であり，通院等定期的に外出が必要な方にとってのニーズは高い。	23	B	未実施	要改善	要改善	利用対象者の範囲等認定基準の見直しを行うとともに，手帳所持者でなくても，真に歩行困難な者への適用等も含めた総合的な改善が必要である。	要改善	真に歩行困難な者を救済できる方法を検討する。	10 内容の改善	19年度当初
																利用率	%	56	51																				
68	まごころ福祉室	第2 保健・福祉	2 福祉	（3）一人ひとりの生きがいづくりの推進	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	心身障害者就労促進事業	5,305	福祉的就労の場を確保するため，無認可小規模作業所である「ジョイジョイワーク第3作業所」を運営する事業主に対し，運営費を助成する。 ・場所：三次町2054-1 「ジョイジョイワーク第3作業所」 ・内容：リサイクル事業（空き缶，新聞紙の回収）を通して社会活動及び生活訓練を行っている。	平成18年10月から障害者自立支援法の施行に伴い，県の運営費補助金が一般財源化する。また，無認可作業所は法定化事業所（地域活動支援センター等）への移行が想定されているため，本年10月からは，作業所の意向も踏まえ，福祉計画に位置づけるとともに，社会的資源としての位置づけを明確にする。 新規就労希望者に対し，就労支援事業としての特色ある事業運営を明確にすることにより，障害程度等に見合った利用者への成果の向上を図る。	満１５歳以上の一般就労が困難な在宅の身体障害者及び知的障害者	一般就労が困難な障害者に対し，日中活動と就労の場を提供することにより，生活のリズムを整え社会活動への参加を促進する。	障害者への訓練・指導等に係る作業所運営に対し，運営補助金を交付する。	前年度は行っていない。	利用者数	人	124	112	120	登録した者のうち月5日以上就労できた実人員の月平均	人	11	9	10	5	障害者の就労場所が確保されることによって，障害者の就労及び日中活動の参加が促進される。	3 現在の利用数に対し，作業所の定員（19名以内）に余裕があるため，新規就労希望者を増やすことにより，成果の向上余地があると考える。	4 必要最低限の補助基準である。指導員の人件費と家賃相当分のみの助成であるため，コスト削減の余地が少ない。	5 福祉的就労の場を提供するため，市が主体となって実施していくべき事業である。	5 重度心身障害者の一般的な就労は極めて困難な状況があるので，日中活動等交流の場の確保とともに，小規模作業所の存在は，社会的ニーズとして高いと考える。	5 重度心身障害者の一般的な就労は極めて困難な状況があるので，日中活動等交流の場の確保とともに，小規模作業所の存在は市民ニーズとして高いと考える。	27	A	未実施	未実施	事業拡大	障害者自立支援法の施行に伴い，国の基本方針においても，障害者の地域生活支援を推進するため，就労支援を重点施策においた日中活動の場としての「地域活動支援センター」の確保が求められている。そのため，三次市では，平成18年度中に策定する障害福祉計画において，「地域活動支援センター」の必要整備目標を設定する。このうち小規模作業所（ジョイジョイワーク第3作業所等）については，平成19年度中を目途に，事業内容を拡大充実した「地域活動支援センター」への移行を推進する方針で調整中である。	事業拡大	利用者の障害の程度に見合った就労となるよう，成果の向上を図る。	成果の向上	19年度当初
																利用登録者数	人	13	11	9	日中の交流や活動場所が確保できた者	人	13	11	9																	

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
69	さわやか市民室	第2 保健・福祉	3 医療	（1）どこでも安心・充実「地域医療」	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	レセプト点検事務	14,603	適正な保険給付を行うため、資格の有無、診療内容の点検を行う。	診療報酬体系の変化に伴う適切な対応	レセプト（診療報酬明細書）	適正な保険給付	被保険者資格の有無の点検・診療内容の点検	点検員の研修を行い、点検の強化を図った。	点検枚数	枚	453,800	471,300	450,000	点検金額	千円	127,177	63,465	65,000	4	3	4	3	4	4	22	B	未実施	要改善	要改善	専門研修等により資質の向上を図り、保険給付費の削減に取り組む。	要改善	点検員の研修を重ね，民間委託についても検討する。	3 民間委託等の推進	18年度中
																					点検効果枚数	枚	8,569	7,674	8,000														
70	医事室	第2 保健・福祉	3 医療	（1）どこでも安心・充実「地域医療」	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	地域連携業務	10,635	当院は地域医療圏の中核病院として急性期医療を担う医療機関である。地域においてその機能を発揮するためには，他の医療機関とそれぞれの機能を分担し，連携，協力する必要がある。このため，四病院連絡協議会の連携強化や合同カンファレンスを実施し，良質な地域医療の提供を可能にすべく活動している。	地域医療連携をさらに強化するためには，医療機関，施設との情報の共有や，病診連携等質的向上が不可欠である。また，地域包括支援センター等，介護福祉機関との連携を行い患者の在宅復帰への可能性を高める必要がある。	良質な地域医療を必要とする患者さま及び関係医療機関を対象とする。	地域の中核病院として，対象に対し必要な医療を実現する。	地域の医療機関等から，高度医療を必要とされる患者様の紹介，または逆紹介を行う。また，患者様の入院中や転退院及び退院後など総合的な医療福祉に関連する相談業務を行う．	地域医療連携業務の浸透を図るため，四病院連絡協議会を中心に他の医療機関等と連携を強化している。	連携室経由紹介患者数	件	2,102	2,627	2,700	患者紹介率	%	35	43	45	5	3	4	3	5	5	25	B	未実施	要改善	事業拡大	良質な地域医療の実現のため，さまざまな業種，人々とのコラボレーションによる連携が要請されている。このため，より多面的かつ質的転換をして行く必要がある。	事業拡大	良質な地域医療を目指し医療機関同士での地域医療体制の充実を図ると同時に，福祉機関との連携も図る。	内容の充実	19年度当初
																合同カンファレンス	回	1	1	1	逆紹介率	%	26	35	40															
																四病院連絡協議会運営	回		1	2	相談業務件数	件	データなし	523	550																
71	すこやか保健室	第2 保健・福祉	3 医療	（2）いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	休日夜間急患センター運営費補助事業	26,810	三次地区医師会が医療センターで実施する，休日夜間の急患センターの運営費について補助する。	中央病院の夜間救急があるため，医療センター利用者が減少している。 内科診療は医療センターを利用するよう，実施者及び市が啓発する必要がある。	三次地区医師会が医療センターで実施する休日夜間急患センターの運営	休日夜間の急患センターの安定した運営を行うことにより，地域住民の医療体制の確保を図る。	補助金の支出。（運営費と診療報酬の差額分の補助）	前年度は行っていない。	受診者数	人	2,993	2,653	3,800	休日診療日数	日	71	70	71	4	3	3	3	4	4	21	C	未実施	未実施	要改善	休日夜間の診療体制の確保は必要である。ただし，実施機関においても，コスト削減などの対応をしなければならない。	要改善	内科診療は医療センターを利用するよう，実施者及び市が啓発の取り組みを強化する。	10 内容の改善	19年度予算
																					夜間診療日数	日	365	365	365															
72	病院企画室	第2 保健・福祉	3 医療	（2）いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	救急医療拠点病院事業	392,644	地域の中核病院として救急医療体制（医師，看護師，放射線技師，臨床検査技師，薬剤師当直体制）を整備し，夜間休日住民の緊急時のために救急医療を確保している。	地域住民が安心できる救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには，医師，看護師，コメディカルスタッフを充実し，体制整備をおこなっていく必要がある。	住民	休日夜間の救急医療の確保，充実	救急診療	全年度評価を行っていない。	診療日	日	365	365	365	救急患者数（小児科を除く）	人	10,914	12,292	12,000	5	3	5	3	5	5	26	B	未実施	未実施	要改善	県北の中核病院として，更に医療スタッフの充実を図り，救急医療体制を整備する必要がある。	要改善	医療スタッフを確保し，救急医療体制を充実する。	13 サービスの向上	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
73	病院企画室	第2 保健・福祉	3 医療	（2）いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	小児救急医療拠点病院事業	113,615	小児救急医療拠点病院の指定をうけ，24時間救急医療体制（小児科医師当直体制）を確保し小児救急患者に対応している。	365日24時間小児救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには，小児科医師，看護師を確保し体制整備をおこなっていく必要がある。	小児患者	24時間小児救急医療の確保，充実	救急診療を行なう。	全年度の評価は行っていない。	診療日	日	328	365	365	救急患者数	人	7,758	8,945	8,900	5 平成16年7月から24時間小児救急体制を整備し，救急対応を行なっている。	3 小児救急医療の充実を図っていくためには，医師，看護師の確保が必要である。	5 直接的な経費は，人件費部分である。	3 地域の中核病院として，市立病院として小児救急医療体制を整備していく必要がある。	5 救急においても小児医療に対するニーズは高い。	5 小児専門医への受診ニーズがますます高まっている。平成17年度小児救急患者数は，平成16年度に比較して15.3%増加している。	26	B	未実施	未実施	要改善	小児救急医療拠点病院として，更に医療スタッフの充実を図り，医療体制を整備する必要がある。	要改善	開業医との連携も含め，市民のために真に必要な安心の救急医療体制を充実する。	10 内容の改善	19年度当初
74	病院企画室	第2 保健・福祉	3 医療	（3）市立三次中央病院の充実	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	医療機器等整備事業	330,936	最新医療への対応のための医療機器の整備及び移転新築時より11年を経過して老朽化した医療機器を計画的に更新することにより医療レベルの向上や効率化を行う。平成16年度は小児救急拠点病院のための整備や透析室改修に伴う透析機器等を更新した。17年度は放射線画像管理システムの導入，結石波砕装置などの更新を行った。18年度は放射線治療装置，X線テレビ装置，自動洗浄装置を中心に機器更新を行う。そして19年度以降は，心臓用アンギオ撮影装置等の更新を計画しており，更に医療情報システム更新に伴い電子カルテシステムを導入する。	医療機器は平成6年新築移転時に整備したものが11年を経過し，老朽化により機器の故障が多発しているため，機器更新は急務となっている。最新の医療に対応するためには最新の医療機器の導入は必要である。	市民（患者様）	急性期医療，高度医療を中心に最新の医療提供を行う。	最新の医療に対応した機器への更新，新規機器の導入を行う。	引き続き医療機器の整備を行う。	購入機器数	台・式	75	130	77	機器更新数	台・式	42	38	45	5 中山間地の地域における中核病院として高度医療・救急医療を担うため医療機器の整備は必要である。	4 予算の範囲で整備するため優先順位が高い機器から更新・導入を行っている。	4 同等機種を複数メーカーより選択をし，仕様書により入札を実施して購入している。	5 急性期医療・高度医療を担う医療機関として，中核病院としての医療レベルの向上を図る責務がある。	5 医療環境の変化は，めまぐるしく日進月歩であり，市民が安心して医療を享受できる体制を整備する必要がある。	5 患者満足度調査，病院の医療を考える市民の会などによる住民ニーズの医療現場への反映と医療スタッフ，医療機器など充実した機能が求められている。	28	A	現状維持	未実施	事業拡大	医療に対する住民の期待は大きく，高度で最新の医療機器を整備する必要があり，順次老朽化した機器を更新していく。	要改善	最新医療器具が備えてあるだけでも，住民，特に患者にとっては心強い面がある，より一層の充実を図る。	10 内容の改善	19年度予算
																機器新規導入数	台・式	33	92	32																			
75	病院企画室	第2 保健・福祉	3 医療	（3）市立三次中央病院の充実	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	医療施設整備事業	97,002	急性期病院として，必要な医療施設を充実し，病院を利用される方々に質の高い医療を提供するとともに患者サービスの向上を図る。	より病院を利用しやすいよう施設の充実を行う。	病院を利用されるすべての方	病院の診療しやすい施設環境の充実及び，患者様が利用しやすい環境を整える	・第2受電室を増設し，安定した電力供給を行う。 ・3階東病棟の浴室を浴室とシャワールームに変更する。 ・内視鏡室に空調及び排気設備の増強を行う。 ・非常用電源装置の取替えを行う。	引き続き医療施設の整備を行う。	施設整備等工事	箇所	8	10	4	施設整備工事	箇所	4	2	1	3 質の高い医療を提供する上で，施設の充実は，患者サービスの向上につながる。	5 24時間365日いつでも安定して医療を提供するための環境づくりができる。	3 入札を実施し，コスト削減を行っている。	5 救急も含め，安心で安全な医療の提供は，公的病院〔三次市）の責務である。	3 病院設備の整備は，医療機関として患者サービスの向上を推進する上で，必要不可欠である。	3 日常生活を安心・安全・快適に過ごす上で，質の高い医療サービスを提供する市民のニーズが高い。	22	B	未実施	未実施	要改善	県北地域の医療の質の向上及び利用者の利便性を図るため，病院施設の整備を推進する。	要改善	計画的に実施する。	8 事務事業の効率化	19年度予算
																施設改修工事	箇所	4	8	3																			
76	病院企画室	第2 保健・福祉	3 医療	（3）市立三次中央病院の充実	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	認定看護師育成研修事業	3,506	認定看護師とは，特定の看護分野（救急看護，がん疼痛看護等）において，熟練した看護技術と知識を用いて，水準の高い看護実践のできる看護師であり，認定看護師を育成することにより，市立三次中央病院の看護レベルの向上を図る。全国の認定看護師数は，約1,700 県内の認定看護師数は，32人（平成18年5月現在）である。認定看護師の資格要件は，⑴保健師，助産師及び看護師のいずれかの免許を有し，⑵認定看護師として必要な実務経験があり，⑶日本看護協会が認定した『認定看護師教育課程』を修了した者である。認定看護師教育課程は，看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。認定看護師の育成については，研修計画のひとつとして位置づけている。	認定看護師教育課程終了後，認定審査に合格した場合，認定証を交付される。認定看護師のレベル保持のため，認定後5年ごとに更新審査があり，合格した後の支援策が必要。	勤務年数3年以上の看護師	認定看護師資格の取得	認定看護師教育課程の受講（6ヶ月）	前年度未実施	研修受講者数	人	—	1	3	認定看護師 合格者数	人	—	—	1	5 研修計画に基づき教育課程を修了し，認定看護師に合格した。	3 認定看護師のレベル保持のため，認定更新制度（5年後）があり，その間，認定看護師は，学会及び研究会等への参加や発表等が義務付けられている。これらを支援することにより，資格取得希望者が増えると考えられる。	4 経費は，授業料と旅費である。	3 認定看護師の育成は，中央病院にとって重点課題であり，引き続き育成する。	5 より専門性が求められる時代であり，熟練した看護技術と知識を用いて，水準の高い看護実践のできる認定看護師の育成は，全国的にも社会的ニーズが高い。	4 住民からの良質な医療に対するニーズは高く，水準の高い看護技術をもつ看護師の育成は，必要である。	24	B	未実施	未実施	要改善	認定看護師は，特定の看護分野において，熟練した看護技術と知識を用いて，水準の高い看護実践のできる者であり，看護現場において，実践・指導・相談の役割を担う。市立三次中央病院においては，実践力の質の向上のため，引き続き，認定看護師の育成を推進する。	要改善	研修内容を拡大し，最新技術の習得など，研究・研修を重ねて中央病院職員の資質向上を図る。	14 成果の向上	19年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
77	病院企画室	第2 保健・福祉	3 医療	（3）市立三次中央病院の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	中央病院ホームページ更新	917	病院情報をより多くの市民の皆様に正確に伝え，ご意見や要望を病院運営へ反映させるため双方向の媒体としてホームページを開設し適宜内容を変更更新を行う。	より多くの方に病院を知っていただけるよう表現方法や内容の充実を行う。又，携帯電話によるアクセスもできるようにする。	パソコンを利用されているすべての方	病院の診療内容や施設・職員の紹介，患者様に対するサービスの向上	病院ホームページに診療・健診のご案内・施設・広報紙・職員募集の紹介・お見舞い・ご意見メールの受付	情報を簡潔に，また，より多くの事柄を掲載するようにした。	ホームページの更新回数	回	2	8	8	ホームページのアクセス件数	回	17,100	35,000	70,000	3	5	4	4	3	3	22	B	未実施	要改善	事業拡大	病院の話題等をより多く取り上げるとともに深く掘り下げ利用者の利便性を図る。また，ページ数を増やすことで，魅力あるホームページ作りを行う。	要改善	営業努力の視点からもホームページの充実は必要である。魅力あるホームページを作成する。	10 内容の改善	19年度当初
78	医事室	第2 保健・福祉	3 医療	（3）市立三次中央病院の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	中央病院広報紙・業績集作成	1,759	病院情報を市民の皆様へお知らせするとともに医療機関相互の連携を深め，ご意見や要望を病院運営へ反映させるための媒体として発行している。	多くの市民に三次中央病院の情報をお知らせするために，表現方法や内容の充実を行う。	広報紙は，市民及び地域連携医療機関等業績集は，大学病院，県内の病院，三次地区医師会等へ配布	病院の診療内容や施設・職員の紹介，患者様に対するサービスの向上	広報紙・業績集の作成	情報を簡潔に，また，より多くの事柄を掲載するようにした。	広報紙・業績集発行回数	回	2	3	3	広報紙発行部数	部数	26,000	26,000	26,000	4	4	4	4	4	4	24	B	未実施	現状維持	要改善	病院の話題等をより多く取り上げ，魅力ある紙面づくりを行う。市民に三次中央病院を理解していただくために広報紙等は有効な手段である。	要改善	広く市民に知らせる工夫を図る。	10 内容の改善	19年度当初
																					業績集発行部数	部数	250	250	250														
79	自治振興室	第3 文化・学習	1 住民自治・生涯学習	（1）市民と行政の協働によるまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	地域懇談会	1,205	市町村合併により市域が拡大し，タウンミーティング（市政懇談会）のみでは，市民の意見を反映していくことが困難となるため，それを補完するもの。 タウンミーティング（市政懇談会）の位置づけを「市の総合的かつ計画的な行政を運営するにあたり，市民の市政参加を促進するために設置する」と考える。 地域懇談会は「市民の市政参加をさらに促進・保障しながら，行政の提言・地域課題をともに考え，地域が自ら行動するための協議の場」として位置づける。	要望・陳情型の懇談会からの脱却。住民自治組織を主体とした地域コミュニティづくりの場にするため，主催は住民自治組織，行政は後援（サポート）といったスタイルがふさわしい。その中では，地域の課題について，まずは，地域内で課題を共有し，課題解決に向けて，地域でできること，行政も含めて検討（協働）することなどの選別が必要である。 …まち・ゆめ基本条例の精神	市民	市民の市政参加をさらに促進・保障しながら，行政と地域がともに考え，地域が自ら行動するため。17年度は，「三次市まち・ゆめ基本条例（(仮称)まちづくり基本条例）」の制定を考えていたことから，このことについて，広く住民の意見を聞くことを目的にした。	住民自治組織と連携し，まちづくり基本条例をテーマに開催した。	16年度は市が主催でおこない，行政主導型であったが，17年度は住民自治組織が自主的に，主体となって進めることをねらいとした。	地域懇談会開催箇所数	ヵ所	51	51	51	参加者	人	988	1,162	1,200	5	3	4	2	5	2	21	C	未実施	要改善	要改善	自立した地域コミュニティづくりに向け，運営方法の検討，市民意識の醸成など改善すべき点がある。市政懇談会（タウンミーティング）を補完する機能をどのような形で行うのか検討が必要。	要改善	住民自治組織を主体とした地域コミュニティづくりの場とするとともに，実施回数・時期・テーマ等を熟考し，より効果的な取組としていく。	1 市民と行政の協働	19年度当初
80	自治振興室	第3 文化・学習	1 住民自治・生涯学習	（1）市民と行政の協働によるまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	地域審議会運営事務	3,430	【経緯】・・・合併特例法第5条の4の規定に基づき，地域審議会を設置することを第9回合併協議会で確認されました。合併後，「三次市地域審議会条例」が定められ，第1条に基づき，旧市町村単位ごとに設置するものです。 【概要】・・・旧市町村単位に設置します。各地域審議会の委員は12人以内とし，任期は2年で再任を妨げない。今年度は，改選期にあたり，96人の委員のうち，72人の委員が再任され，24人が新たに選出されました。 審議会の所掌事務として，市長の諮問（新市まちづくり計画の変更等）に応じて審議し答申することや必要と認める事項について市長に意見を述べることができる付属機関（地方自治法第138条の4第3項）	平成17年度は変更事項がなかったことから，変更協議及び申請を必要としなかったが，平成16年度同様運営方法に課題がある。また，三次地域審議会から，合併後，2年が経過し，まち・ゆめ基本条例や三次市総合計画の策定が進められるなど，新しいまちづくりが始まっていることから，地域審議会の廃止も含め，地域審議会のあり方を検討するようにとの意見具申が出されました。そうしたことからも，設置の目的である，合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念に対応していくよう，今後の運営について検討していく必要がある。	地域審議会	地域審議会を通じ，地域住民の声を行政施策に反映させ，きめ細かな行政サービスを実現する。	・新市まちづくり計画の変更等（諮問及び報告，広島県との事前協議，議会議決） ・地域審議会の開催及び運営	前年度の行政評価で，さらに効果的・効率的な運営方法を確立するよう平成17年度は諮問事項がなかったため，実施状況や実施計画，財政計画の報告を行い，各地域審議会で取りまとめられた意見具申をいただいた。	審議会開催回数	回	20	14	8	いずれの地域からも答申，又は意見具申の提出を受けている。	%	100	100	100	3	3	4	5	5	3	23	B	未実施	要改善	要改善	地域審議会を機能させていくため，市政に関する情報の共有と公開を積極的に行い，より多くの市民意見を反映するとともに，出された意見を市政に反映していく必要がある。	要改善	更に効果的で効率的な運営方法とする。	8 事務事業の効率化	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
81	自治振興室	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	*NPO育成*	70	福祉，環境，国際協力など，いわゆる「まちづくり」に係る，様々な分野において，ボランティア活動やNPO活動に，市民が積極的に参画できるよう，NPOの立ち上げの支援や，活動の基盤整備（初期投資分のみ）を支援	NPO法人格取得の普及啓発活動の展開	地域団体，任意団体等	任意団体等から，法的裏づけのある法人格の取得へ	NPO法人格取得への支援（金銭，指導，助言等）	啓発資料の収集等によ応談態勢の整備	補助金交付団体	団体			2	補助金交付団体	団体			1	4 必要経費の2分の1補助であるが，法人格取得には相当の費用がかかるので，補助があることの意義は大きい。	4 法人格を取得することが目的であり，取得によって成果（達成）となるため余地は少ない。	4 補助事業なので削減余地は少ないが，補助対象経費の精査が重要なポイントとなる。	3 市民との協働のまちづくりを推進する上で，市が支援や補助という形で関与すべきである。	4 全国的にもNPO法人が増加している状況をみると，社会的ニーズは高い。	3 補助金申請の問い合わせはあった。 出前講座も実施した。	22	B	未実施	現状維持	事業縮小	NPO団体との協働のまちづくりの推進は，今後の行政のあり方を考えると法人格取得後の連携も重要であるので，その方面の強化に振り向ける必要があるのではないか。	要改善	**NPO，ボランティア団体の育成は主要な取り組みであり，NPOの設立支援やその特性などについて積極的にPRを行う。**	10 内容の改善	19年度当初
82	自治振興室	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*自治振興活動費補助事業*	173,039	地域住民自ら地域の課題に対応し，生涯学習の推進と地域活動の実践をとおして地域活性化を図り，住民自治のまちづくりを進めていく住民自治組織活動を支援する。 住民自治組織の推進体制整備や活動に対し，一定の基準に基づいて算出した補助金を，各地域の連合自治組織（自治振興区の連合体）に交付する。 算出の内容としては，人口割額として，500円/1人を基本単価として人口数に応じて算出。基礎額として，人口5,000人未満は5,050千円，5,000人以上7,000千円を交付。	市行政としては，真の自治組織をめざすとともに，地域が自立することをねらいとすれば，支援補助金の減額が課題となる。ただし，そのことが本当に地域にとって有効なことであるのか，常に考える必要がある。 また，活性化補助金とまちづくりピジョン支援）と3本立ての支援をおこなっているが，1本にすべきかどうかといったことも，考慮する必要がある。	住民自治組織	真の自治組織をめざして，自治活動を促進し，居住住民の自治意識の高揚をめざす。	住民自治組織を中心とした地域の自治活動に対して財政的支援。	前年度の現状維持であるため，特になし。	補助金交付件数	件	19	19	19	補助金交付件数	団体数	19	19	19	5 住民自治組織が活動する上での基本的な財政支援であり，この支援により，地域活動・地域コミュニティが活性化している。。	4 補助団体への一つひとつの内容の見直しは必要と思われる。	4 住民自治組織が活動する上での基本的な財政支援であるが，人件費の割合が多く，削減する余地は少ない。	3 真の住民自治を目指す上では，一層の自主自立性が求められる。協働のまちづくりの観点からは，市がおこなうべき支援である。	5 市民が主体となった住民自治が求められており，自治組織を支援・育成していくことは必要である。	4 住民自治の基盤となる自治組織への支援は，住民にとって身近なものであって，ニーズが高い。	25	B	未実施	現状維持	事業拡大	市内19の住民自治組織は，協働のまちづくりを進める上で，中心的な役割を果たしている。住民自治組織が，活発的な活動をおこなうには，財政的な支援が必要である。	要改善	**コミュニティ活動だけではなく，各地域の自主自立を推進していくようなサポートを行い，計画的に補助金の中身について見直しを行っていく。**	10 内容の改善	19年度予算
83	自治振興室	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	*地域まちづくりピジョン支援補助事業*	12,278	“地域のことは地域が主体となって地域で取組む” この自治のまちづくりの実現に向け，指針となる「地域まちづくりビジョン」の策定と，ビジョンにそった取組み（リーディング事業 ）を支援する。 ビジョンの策定には，市内19の住民自治組織が主体となり，検討委員会等を立ち上げ，住民アンケートや地域資源の調査などをおこない，地域の将来像の創造，地域内の課題や要望への対策を盛り込んでいる。その計画は10年を見通し，短期・長期を展望したものとしている。実施にあたっては，「地域で取組むもの」「行政が取組むもの」「地域と行政が取組むもの」と，実施主体を明確にしている。これらのビジョンの情報は，地域内に居住する住民に周知し，地域全体での取組みとすることがふさわしい。	平成18年度は，これらを実施するための具体的な実施・行動計画を策定し，地域をイメージづける先導的（リーディング）事業を実施する。その際，地域の一部分，特定の人たちだけで取組むのではなく，総意によって実施するのがのぞましい。 行政依存の傾向の地域では，地域に見合わない計画を立て，行政に要望するといったことも想定されるため，主観的だけでなく客観的な視点で地域実態の分析が必要である。また，自身の地域のみを考えるのではなく，三次市全体を展望した地域づくり，地域選別（地域の特色を生かすこと）をおこなうことが重要である。	住民自治組織	“地域のことは地域が主体となって地域で取組む” この自治のまちづくりの実現。	補助金の交付とその事務作業	今年度からの事業である。	補助金交付件数	件		19	19	地域まちづくりビジョンの策定（公開の有無）	件		14	19	5 これまで，地域まちづくりビジョンのような，地域の根幹的な指針となるものはなかった。地域の人が，自分たちの住む地域の将来像を考え，その実現に向けて検討することは，自治活動の芽生えである。そういった観点で，この補助事業は，貢献度の高いものであった。	3 地域によって取組み方法，進度が違うのは当然である。真の自治活動には，行政依存の体質から，地域主導型への転換が必要である。そういった意味で，向上への余地が十分ある。	4 地域で考えた地域まちづくりビジョンは，地域課題の解決に向けた方策を盛り込んでいる。市の総合計画「みよし百年物語」とのリンクしながら，ビジョンの実現に取組むことが，三次市のまちづくりの根幹である。そのため，コスト削減は想定できない。	5 地域まちづくりビジョンの支援は，協働のまちづくりの視点から，市がおこなうべきである。ただし，この支援は短期的なものであって，今後は，市の施策にリンクするため，この補助事業自体は縮小の方向とすべきである。この評価点は現時点での評価とした。	4 地域コミュニティの柱となる地域まちづくりビジョンであるため，ニーズは高い。	3 直接的に市民に還元するものではないため，単純に市民ニーズが高いとは判断できない。将来的には，「極めて高い」ものである。	24	B	未実施	未実施	事業拡大	地域まちづくりビジョンが策定されたばかりで，これからその実現に向けて実施・行動計画を策定し，地域をイメージづける先導的（リーディング）事業を展開する必要がある。市民の自治意識が高揚している今，真の自治活動構築をめざして，行政も積極的な支援と，意識改革が必要である。	要改善	**まちづくりビジョンの実現のために，人的支援・財政的支援を行う。**	市民と行政の協働	19年度当初
84	自治振興室	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*地域集会所整備事業*	4,483	地域におけるコミュニティづくりを推進するため，住民自治組織自らが行う地域集会施設整備に要する経費に対して，予算の範囲内において補助金を交付する。 補助金の額は，補助対象経費の2分の1以内の額で，補助金の額は，100万円を最高限度とし，補助対象経費の2分の1の額が10万円に満たない時は補助しない。	昨年度に比べ，地元要望が多くなっており，相応の予算措置では，地域のニーズに応えられる状況にない。（改修要望50件程度）	地域集会所を利用・管理している自治組織	地域のコミュニティが図られる場となるよう支援	地域集会施設の新築及び増改築に要する経費 建物の買収に要する経費	特になし。	補助を行った施設	件	4	6	8	対象戸数	戸	163	423	550	3 自治組織を通じて制度の照会，募集を行っているが，周辺・末端まで周知ができていない。	3 効果的な情報発信を行い，制度の周知を図ることに努める。	4 2分の1の負担が必要なため，地元も最低限の工事としており，コスト削減に余地は少ない。	4 地元負担で行える地域もあるが，困難な地域には一定の支援が必要と考える。	4 活動拠点を整備することで，地域のコミュニティの活性化を図る必要があり，社会的ニーズは高い。	4 年々要望数は増加し，地域コミュニティの重要性も高まっており，市民ニーズは非常に高い。	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	社会的・市民ニーズは非常に高く，老朽化の施設が年々激増している。合わせて，公共事業（上下水道整備など）による期限をともなう緊急事例も多発しており，今後は，事業費の確保が必要と考える。	事業縮小	**集中と選択により，真に必要な整備を計画的に実施する。**	事務事業の効率化	19年度当初
																現地調査・地元協議	回	13	32	57	対象人口	人	428	136	1,500															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
85	布野支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***まちづくりサポートセンター運営業務***	709	市町村合併と前後して各町に住民自治振興組織が設立されたが，この自治振興組織への支援を進め活発化することにより，市民との共同のまちづくりを進める一つとする。	指定管理者制度の導入により，管理施設が加わったことに伴い，前年より布野町まちづくり連合会の業務が増えている。当面は，これまで以上の活動支援が必要となると思われる。	自治振興組織及び市民	自治振興組織を中心とした市民による自治活動が活発化する。	・まちづくりに関係する各種情報提供（講師や視察などの研修情報） ・地域リーダー育成研修会の開催 ・布野町まちづくり連合会主催事業への事務支援 ・ふのまちづくりビジョン実行のサポート	地域住民が主体的に事業に取り組むためには，各地域でのリーダーが必要であり，その育成に支援を行う。 まちづくりビジョンの実行に当たり，支所からの支援を行う。	活動指標：まちづくり連合会主催事業支援	式	1	1	1	成果指標：まちづくり連合会主催事業支援	式	1	1	1	3	行政と市民による協働のまちづくりへの過渡期であり，急激な変化による混乱を避けるための穏やかな改革には必要である。	3	自治振興組織の取り組みの程度に差が大きく，活動があまり行われない組織への支援が不十分である。	3	職員の労務提供はあるが，それ以外の予算執行は伴わない。	4	協働のまちづくりの観点から，市が関与すべきことである。	3	将来的には，市民の自治に対する意識の高まりにより，行政の関与は縮小される。	4	当面は，市民の自治活動について行政への支援が強く求められる。	20	C	未実施	要改善	要改善	自治活動の担い手は市民であり，市民に活動しやすい環境を整備することが行政の役割である。適切な情報提供を行うとともに，地域リーダーの育成にこれまで以上の力を注ぐ必要がある。 また，指定管理では少人数での対応のため，支援が必要である。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
86	作木支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***まちづくりサポートセンター運営業務***	14,180	・まちづくりセンターと支所との連携 ・住民自治組織との連携 ・情報ステーション機能 ・交流サロン機能 ・相談研修機能 ・コーディネート機能 ・生涯学習振興機能	住民自治組織の自立の支援。	住民自治組織及び市民	住民自治組織の自立を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを実現する。	住民自治組織と連携をとり活動の支援をおこなう。	昨年に引き続き住民自治組織と連携をとり活動の支援をおこなう。	活動指標：住民自治組織との会議	回	36	36	36	成果指標：住民自治組織との会議	回	36	36	36	5	行政からの支援があることにより、住民自治組織と住民との信頼関係が高まり、住民自治活動の向上につながる。	3	行政と住民自治組織との連携を強化すれば、成果の向上がさらに期待できる。	3	住民自治組織が自らの地域の諸課題の解決に向け取り組めるよう支援しているが、協働のまちづくりの観点から一定のサポート活動は今後も必要。	5	協働のまちづくりの原則に基づいている。	5	協働のまちづくりの原則に基づいている。	5	26	B	未実施	要改善	要改善	住民自治組織への支援を継続し、自立を促進することが必要。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
87	作木支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***まちづくりサポートセンター運営業務***	7,090	「人が輝き　自然がきらめき　活き活きとふれあうまち　きさ」をめざし，自治組織による市民と協働のまちづくりを展開していくための機能として位置づけ。	これからの「市民協働型」のまちづくりを推進していくうえで，今後も住民自治組織の活動支援や地域リーダーの育成に向けた研修など，まちづくりの情報交換やアドバイス活動が求められますが，行政主導でない，住民自治組織等の自主性の向上に努めるとともに，連携を強めていく必要がある。	住民自治組織及び市民	住民自治組織の活動支援や地域リーダーの育成など，まちづくりの情報交換やアドバイス活動ができるようにする。	中央サポートセンターと連携をとりながら，吉舎まちにおけるまちづくり活動支援を行う。 ・情報ステーション機能　・交流サロン機能　・相談研修機能 ・コーディネート機能　・生涯学習機能	住民自治組織と連携し，自治連合会中心に委員の推薦により，18名で組織された策定委員会でまちづくりビジョンを策定，これから，組織・行政相互に連携し，ビジョンの具体化に向け協働して取り組む。	活動指標：生涯学習回数	回	41	46	34	成果指標：生涯学習参加人数	人	800	900	750	3	合併3年目，住民の行政依存でない，住民自治組織を結成し，自主性の向上に努め，まちづくりの基本理念の活動が形づくられてきている。	3	生涯学習活動等へのサポートは成果を挙げている。 情報ステーション機能や，コーディネート等はさらに充実を図らなければならない。	3	住民自治組織が，自らの地域の諸課題の解決に向け取り組まれれば，職員のサポート自体は少なくなるが，市民と協働のまちづくりの観点から言えば一定のサポート活動は今後も必要となる。	3	市の関与については，あくまでもサポート業務ではあるが，市民と協働のまちづくりの観点から言えばサポート活動は今後も必要。	4	住み良いまちづくりを実現するには，住民と行政が協働のもとに，自主自立のまちづくり展開していくことが求められており，社会的ニーズが高い。	4	吉舎町まちづくりビジョンが策定され，これから地域資源を活かして，地域が共有する夢実現に向け，具体的な事業の取り組みが計画されますが，市民と協働のまちづくりの観点から，市民の期待は大きい。	20	C	未実施	要改善	要改善	今後も，住民自治組織による市民と行政の協働のまちづくりは，推進していかなければならない，サポートセンターも真にその機能を発揮し，住民の活動をサポートしていくことで，継続した協働のまちづくりが展開できる。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
88	三良坂支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***まちづくりサポートセンター運営業務***	3,545	三良坂町自治振興区連絡協議会を中心に，特色あるまちづくりに向けた取り組みを行なう。17年度においては「まちづくりビジョン策定委員会」を組織し，三良坂の今後10年のまちづくりの指標となる「まちづくりビジョン三良坂」を策定した。18年度では，30名程度の委員で組織する「三良坂まちづくり会議」を発足させ，まちづくりビジョンに基づく具体的な行動計画の策定に取り組む。支所（まちづくりサポートセンター）では，これらの活動に対する運営補助や情報提供・助言等の支援を行ない，行政と市民の協働のまちづくりに向けた取り組みを行なう。	17年度において「まちづくりビジョン」が作成され，少しずつ特色あるまちづくりへの取り組みが進んでいる。しかし各単位振興区をみると，自治のまちづくりに向けた考え方の転換や，輪番制の役員選出等により継続的・一体的な活動が行なわれているとはいい難い。18年度において計画されている「まちづくりビジョン」の具体的行動計画の策定を支援し，特色あるまちづくりに向けた住民の自発的な活動への機運醸成や後方支援を行なうことが今後の課題となる。	○三良坂町自治振興区連絡協議会の行なうまちづくり活動 ○主に三次市三良坂町の市民	市民ひとり一人が，まちづくりについて自ら考え行動する「自治」のまちづくりをめざす。また三良坂ならではの特色あるまちづくりに向けた取り組みを行なう。	三良坂町自治振興区連絡協議会を中心とした，特色あるまちづくりの多方面からの支援。18年度においては，17年度に策定した「まちづくりビジョン三良坂」に基づく具体的行動計画策定のため組織された「三良坂まちづくり会議」の支援。	18年度に組織した「三良坂まちづくり会議」では，3つの分科会が設けられている。それぞれの分科会に支所の3つのグループのマネージャーと職員が担当としてサポートする。地域振興グループだけではなく全体でサポートしていく体制となっている。	活動指標：組織運営支援月数	月	12	12	12	成果指標：情報提供による各種補助金助成金事業申請件数	件	3	5	3	4	特色あるまちづくりに向け，17年度では「まちづくりビジョン」が策定され，さらには18年度においてその具体的行動計画策定のための「まちづくり会議」が組織された。それらに対するサポート機能は果たしていると考える。	3	特色あるまちづくりにむけた取り組みを，市民ひとり一人に広げるためにも，サポート機能を連合会のみならず，各単位振興区にも積極的に行なうことで，成果は向上すると考える。	3	支所全体で特色あるまちづくりに取り組んでいく必要がある。	5	行政と市民の協働のまちづくりをすすめるためには，市の積極的な関与が必要である。	4	これからまちづくりをいかにすすめるかを考えると，行政と市民がお互いに知恵を出し合い協働して行なわなければならない。そのサポートへの必要性は高いと思われる。	4	協働のまちづくりは始まったばかりで，その成熟途上にあるなかでは，市民のサポートセンターに対するニーズは高いと考える。	23	B	未実施	要改善	要改善	特色あるまちづくりに向けて，まちづくりサポートセンターとしての機能を，グループの枠をこえて支所全体（職員全員）で取り組む体制・意識が必要。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
																活動指標：自治連合会各種会議支援回数	回	3	12	15	成果指標：事業の内，各種団体と共催で行なう割合	%		15	10																			

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析：活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ：目的達成への貢献度		有効性		効率性		市の役割：市関与の妥当性		必要性：社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価：総合評価	今後の方向性	2次総合評価：総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
89	三和支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	*まちづくりサポートセンター運営業務*	4,254	市民の自治活動、及び学習活動への支援のために次の機能を果たす。 (1)情報ステーション機能 (2)交流サロン機能 (3)相談研修機能 (4)コーディネイト機能 (5)生涯学習振興機能	市民のニーズに対し，的確な助言やサポートをするために，中央機能を担う，三次まちづくりサポートセンターの機能強化により，支所職員のスキルアップのための研修等の実施が必要。また，まちづくりサポートセンターの存在・機能を広く市民に周知するための啓発も重要な課題。	三和町の市民、三和町内自治組織	自らが考え行動する住民自治を確立する	各種情報の提供、助言 住民の意識改革のための啓発	各自治組織において，まちづくりに向けての，自主的，主体的な取り組みができつつある。	自治連絡協議会との協議回数	回	170	156	120	自治連絡協議会との協議回数	回	170	156	120	2	職員のスキル向上のための研修もなされず、各自が自主的に情報収集等を行う状態にあり、十分なサポートになっていない。	2	協働へ向けての目的手段としては有効であり、まだ成果の向上余地はあるが、協働の意味をはきちがえると一歩的な押し付けになってしまう恐れがある。	2	住民自治が成熟すれば当然コストは削減される。	2	協働のまちづくりを目標に掲げている以上、市の関与は当然のことである。	3	新しい行政と市民の関係を創造する必要があり、サポートセンターとしての機能は必要とされている。	2	サポートセンターとしての機能が住民に認知されていない。 自治振興協議会の活動を活発に展開し、それに関わることにより機能を周知していけばニーズも出てくる。	13	D	未実施	要改善	要改善	市民との協働は、関わり過ぎても、また距離をおき過ぎてもだめで、ちょうどよい加減を模索している。サポートセンター機能は重要と思われるが、市民と行政双方に足りない部分が多くあり、目的にそった運営ができていない。もうしばらく実施する必要がある。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
90	甲奴支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	*まちづくりサポートセンター運営業務*	14,180	「人々がふれあい輝く自治のまちづくり」をめざし、より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参画し、市民と行政の協働のまちづくりを推進していくための機能として位置づけている。支所でのサポート機能としては、①情報ステーション機能（自治活動や市民活動に関する各種情報提供）②交流サロン機能（市民活動の交流が図れる場の提供）③相談研修機能（市民活動を支援する制度、サービス等についての相談、地域リーダーの育成）④コーディネイト機能（協働のまちづくりを推進していくための各種団体のネットワーク化や相互交流につながる事業展開） ⑤生涯学習振興機能（学習ニーズに対する情報提供、生涯学習講座企画等のサポート）	サポート機能を充実していくためには、的確なアドバイスができるよう、職員に日々の研鑽と研修が求められている。 まちづくり情報は、インターネット等で比較的容易に収集できるが、他の情報源からの情報収集も必要である。	市民、住民自治組織、各種ボランティア団体等	市民一人ひとりが、まちづくりについて自ら考え行動する「自治」のまちづくりをめざす。甲奴の特色を活かしたまちづくりを協働して実現していく。	まちづくりに関する様々な情報提供や相談及び事業の企画支援等。 自立した住民自治組織の育成とまちづくり人材養成を目的とした研修。	住民自治組織活動の活発化に向け，更に工夫を凝らした取り組みを進める。 ①コミュニティビジネスの推進及び支援（カーターピーナッツの特産品化） ②自治組織法人化への研修会 ③生涯学習講座、イベント等の企画支援	相談件数 振興協議会連絡会議	回 回	600 12	800 12	900 12	相談件数	回	600	800	900	4	「サポートセンター」に対する市民の浸透は薄いが、地域振興協議会、イベント役員からの相談は多い。 地域づくり、イベント等における各種団体とのコーディネイト機能の役割は重要であり、特色あるまちづくりを進めていくために、サポートセンターの貢献度は大きいと評価できる。	2	地域づくり、まちづくり活動の成果は、緊急を要する地域課題の解決も含め、地域社会が持続して成り立っていくまちづくりを進めなくてはならない。そうした意味で、まだまだ成果の向上余地はある。	4	直接経費は、ほとんど必要ないが、相談に応じられる人的配置は今後とも必要である。	3	協働のまちづくりを進めていくには、行政と連携が必要な分野も多く、積極的に行政が関与すべきである。 まちづくりの担い手である、人材を発掘し、育成していくために、市の役割は大切である。	4	特色あるまちづくり、協働のまちづくりを推進していく上で、情報の交換、提供をおこなう機能は欠かせない。	3	日常的には、サポートセンターへの関心は低いが、地域役員、イベント関係者のニーズは高い。 パソコン教室等専門性を有する分野での生涯学習講座の企画運営に対する要望は強い。	20	C	未実施	要改善	事業拡大	特色あるまちづくりビジョンの実現、市民との協働まちづくりを推進する上で、サポート機能の充実を図る必要がある。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
91	吉舎支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	*地域イベントサポート業務*	70	「きさふれあい祭」等のイベントを住民自治組織等と実行委員会方式により開催し，イベントが成果あるものになるよう，市全体を視野に置き，市民と協働のまちづくりを展開していく。	イベント実施主体の確立。	住民自治組織及び市民	住民自治組織等による自主的な，かつ効果的なイベントの実施	住民自治組織等と実行委員会方式により開催することにより，情報等の共有を図る。	実行委員会方式で開催することで，自主運営に向けた取り組みが図れる。	実行委員会への参加人員	人	221	235	235	観光客数	人	8,000	8,000	8,000	3	合併3年目，住民の行政依存でない，住民自治組織を結成し，自主性の向上に努め，まちづくりの基本理念の活動が形づくられてきている。	2	イベント等へのサポートは，住民自治組織の事務局体制との関連もあり，難しい状況にあるが，諸課題の解決に向け取り組まなければならない。	2	サポートしていくための，事務局体制への関わりを少なくしていくことで，たいおうしお	2	地域のイベントは住民自らで運営していくべきであるが，市民と協働のまちづくりの観点から言えば，今時点での大型イベントへの関与，サポート活動は今後も必要。	3	地域のイベントは住民自らで運営していくべきであるが，住み良いまちづくりを実現するには，住民と行政が協働のもとに，展開していくことが求められており，社会的ニーズが高い。	4	吉舎町まちづくりビジョンが策定され，これから地域資源を活かして，地域が共有する夢実現に向け，具体的な事業の取り組みが計画されますが，市民と協働のまちづくりの観点から，市民の期待は大きい。	16	D	未実施	要改善	事業縮小	市民と行政の協働のまちづくりに取り組み始めたばかりの現段階では，サポート打ち切りは，イベントの存続と共同のまちづくりの観点から，もう少し時間が必要であるが，自主自立の活動が期待される。	事業縮小	**住民自治組織等による，自主的で効果的なイベントとして実施できるよう支援を行う。**	市民の多様な力の活用	19年度当初
92	三良坂支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	(2)住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	*地域イベントサポート業務*	3,511	現在、補助事業として4つの地域イベントが開催されているが、行政はサポート役として関わっている。①三良坂祇園まつり（7月）：三良坂町商店街を中心に各種パレードやステージでの催し物のほか、バザーや露店で賑わい，約7,000人が市内外から訪れる。②夏祭り盆おどりの夕べ（8月）：盆踊りはもちろんのこと、野外コンサートや地元特産品の当たる抽選会もあり、地域住民・客1,000人が訪れる。③升田幸三杯将棋大会（11月）：遠くは関西からも参加者のある大会。選手を含め、300人が集まる。市内在住者対象の部門もあり、地域間交流の醸成が期待できる。④菊薫るまちづくり事業：三良坂商店街に菊を並べ飾る『菊ロード』により、商店街の景観が美化され、買い物客の目を楽しませている。	各イベントへの観光客（参加者増）が課題であるが、三良坂町自治振興区連絡協議会のイベントへの関わりを深める。特産を積極的に取り入れPRしていくことなどが課題となる。 また、経費削減・各主催団体の自主財源の確保等により、一般財源（市補助金）を削減しても継続できるイベント作りをしていかねばならない。	1.市民及び市外からの参加者 2.商店街を中心とした、地場産業、特産品 3.三良坂町自治振興区連絡協議会	1. 交流人口の増 2. 地場産業（商店街）の活性化、特産品のPR 3. 各種団体との連携。まちづくりへの関心の醸成	地域イベントの開催	各主催団体の自主財源率が向上し、対事業費ではH16実績（29.0%）、H17実績（34.5%）、H18計画（40.0%）となっている。	イベントの開催回数	回	4	4	4	誘致観光客数	人	11,000	8,800	9,500	4	相当数の観光客を誘致しており、年々増加もしている。 特産もPRする場がある 三良坂町自治振興区連絡協議会の関わり（バザー出店や、準備等への協力）を多くしたい。	3	イベントを魅力のあるものにすることにより、より多くの観光客の誘致を望める。また、イベント周知方法もまだ改善の余地がある。 特産のPR方法についても、改善の余地がある。	4	完全補助金依存でなく、自己財源も支出してのイベントなので、事業主体のコスト意識は高い。しかし、事業主体・行政等関係機関が一体となりイベントを企画運営することで、コストの削減余地は小さいながらに残されている。	3	事業主体団体がイベントを企画・運営しており、市の関与は少ない。市は全く関与しないのではなく、サポート役として、イベントの企画・運営に関わっていくことが望ましい。 補助金については、公共性が高く、今後も額を精査し継続はするべき。	4	他地域との交流・地域内での交流・景観美化やまちの活性化など、社会的ニーズは高い	4	祇園まつり・将棋大会については市内だけでなく、市外・県外からも多数の観光客（参加者）が訪れている。その他イベントについても、地域住民の交流及び商店街の活性化・景観美化等、市民ニーズがある。	22	B	未実施	要改善	要改善	誘致観光客数も多く、社会的ニーズ・市民ニーズもある地域イベントであるが、要改善とする。改善箇所は、事業主体において経費削減や受益者負担などで自己財源比率を高める。三良坂自治振興区連絡協議会のイベントへの関わりを深める。特産を積極的に取り入れ、PRしていく。などが挙げられる	事業縮小	**住民自治組織等による，自主的で効果的なイベントとして実施できるよう支援を行う。**	市民の多様な力の活用	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
93	三和支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***地域イベントサポート業務***	1,418	元気まつりが三和町自治振興協議会を中心に企画され、各自治会からのステージ発表やバザーの実施により賑やかに開催されている。行政も実行委員会の一員として参加し、協働を実践している。 各地域では、旧三和町時代の公民館活動（生涯学習活動）が引き続き活発に行われており、地域コミュニティの醸成が図られている。 みわ文化センターのホール等運営協議会では、運営委員の自主的な企画運営により、ふだん触れることのできない芸術文化の鑑賞機会が提供されている。	市からの補助金により運営されており、今後自主財源をどのように確保していくかが課題である。	三和町の市民 三和町内自治組織	自らが企画し実施する住民自治の力量を向上させる。	ホール等運営協議会の自主活動により、プロの行う芸術・文化公演（コンサート・演劇・演芸）や映画を鑑賞し、また愛好者による作品展・発表会を開催する。 祭りについては、実行委員会の一員として企画から実施までサポートする。	住民自らの手により、企画から実施まで行われており、引き続き活発に事業展開されることが望まれる。	ホール等運営協議会自主事業運営委員会	回	12	10	8	ホール等運営協議会自主事業実施回数	回	6	5	4	4	芸術文化に触れる機会の少ない地域にあって、そうした機会を設けることは住民の文化意識高揚に大きな効果がある。	3	住民ニーズをもう少し的確につかむ工夫をし、企画から実施まで関わる人をふやせばもっと有効性があがると考えられる。	3	受益者負担の徴収方法の工夫や事業価値を高める工夫により可能である。	2	財源の確保がむずかしい事業については、一定の補助を行うべきである。 自主サークルのようなものは、自主運営を促進すべきである。	3	美術館の建設目的と同様な主旨で、地域の文化活動もフォローしなければならない。	3	中央で行われるものより、もっと小さな地域で行われるもののへのニーズが大きい。	18	C	未実施	要改善	要改善	市と市民の協働による事業展開を目指し、限られた財源を有効利用しながら自主財源を確保する取り組みが必要。	事業縮小	**住民団体等の主体的な活動を更に促進していく。**	市民の多様なの活用	１９年度当初
																みわ＊ふるさと元気まつり実行委員会回数	回		10	10	みわ＊ふるさと元気まつり入場者数	人	－	1,500	1,800																
94	自治振興室	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（３）生涯学習の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***生涯学習事業***	17,479	市民が活き活きと充実した生活を送っていけるよう，多種多様な学習機会を設けるものです。	受講者が固定化している傾向があるため，講座の内容や開催方法，広報を工夫するなどして，新しい受講者を掘り起こし，裾野を広げていく必要がある。	市民	誰もが生きがいをもち自己実現できるように，健康で明るい生活を送るための学習と，生きがいをみつけるきっかけづくりを行う。	講座の開講	前年度なし。	開催講座数	件	57	56	45	受講人数	人	1,090	1,722	1,206	3	地域づくりに携わる人材を育成する講座をはじめ，若者の学習と交流の促進，地域の魅力や人材を活用した内容など，多様な56講座を開講し，一定の成果を得ることができた。	3	受講者が固定化しており，広範な人の参加を得るため，さらに講座の内容を充実させるとともに，工夫した広報を行うことで，市民と市のニーズにあった講座を実施することができると考える。	3	平成18年度は，支所が実施していた講座のアウトソーシングを行ったが，さらに住民自治組織など市民主体でおこなっている講座内容を精査することで，コストを削減することができる。	2	住民自治組織をはじめとする市民主体の民間活力をさらに導入し，市の関与を縮小することができると考える。	4	高度化・複雑化する社会環境において，生涯学習の果たす役割は，大きいといえます。	4	地域のまちづくりにおいて，リーダーの育成は急務といえます。さらに，市民の学びたいという気持ちは，年々増加の傾向にある。こうしたことから，市民ニーズは増加の傾向にあると考えます。	19	C	未実施	要改善	事業縮小	社会的・市民ニーズは大きい状況にあるが，実施主体は必ずしもすべての講座を行政が行う必要はないと考える。できるもの，競合するものから民間活力を導入し，市の役割をリーダー育成など特化していく必要があると考える。	事業縮小	**住民自治組織等へのアウトソーシングにより，市民主体の活動として，市の関与を縮小していく。**	市民の多様なの活用	１８年度中
95	社会教育室	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（３）生涯学習の充実	任意的事務（対外的な業務）	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市立図書館蔵書整備***	34,327	情報化社会を迎え市民の要望は多様化・複雑化している。一方自己判断，自己責任の時代といわれ情報提供は行政の責務である。蔵書整備については市民の要望や社会の必要性を勘案し，量的にも内容においても充実化を図る。平成17年度末で蔵書数は，中央館108，033冊・点，分館合計107，079冊・点計215，112冊・点である。平成16年度日本図書館協会基準によると61，000人の都市では約30万冊が基準とされている。各図書館の容量のことも勘案しながら当面25万冊を目標とする。なお，雑誌，古くなった書籍等は随時入れ替えを行う。	新図書館システムの導入とインターネットの活用による図書貸出サービスの向上。 分館の機能向上と図書館ネットの一元化の推進によるサービス向上。	三次市民	①貸出冊数の増加 ②雷管者数の増加 ③図書館に係わる多様なニーズに応え頼りにされる。	①図書の購入 ②中央館・分館の図書の流通促進 ③他市及び県立図書館からの相互貸借利用	①登録者数の増加 ②貸出点数の増加	年度末蔵書数	冊・点	203,106	215,112	226,000	貸出冊数	冊・点	217,122	221,099	224,000	4	情報化時代といわれて久しい中，情報をもとに「自己判断・自己責任」が明確化されている現代，図書館はあらゆる情報を提供してゆかなくてはならない。情報化社会のなか図書館の役割は益々重要となると思われる。また趣味においても多様化し，ゆとりある暮らしをもとめて小説や絵本，技術書などの需要は高まると思われる。	3	市民全体が図書館を利用しているとはいいがたい。個人のライフスタイルにもよるが，図書館を利用することにより，より効率的な学習が出来ることを周知する必要がある。一方で来館者増加に備えて蔵書数の充実だけでなく職員・司書の充実，施設の拡張が必要である。	3	8図書館に特色をもたせ，同じ書籍が出きるだけダブらないよう購入するなど，同じ経費で効率的な図書館運営をする。	3	民間に全面委託も可能であるが，公平性や市の方針を反映させるためには行政主導が望ましい。 また，公立図書館には図書館法の「図書館無料の原則」があり，公的サービスの必要性が高い。	4	図書館はあらゆる情報を提供していく場としてニーズは高い。	4	昨年１１月に行われたアンケートでは，蔵書の充実を求めるものが最も多く市民ニーズは高い。 図書館に行く習慣とりわけ子どもたちに図書館見学や絵本の読み聞かせなどを通じて図書館のイメージアップとPRを行う必要がある。	21	C	現状維持	未実施	要改善	ニーズの多様化，情報量の激増により，市民の図書館に寄せる期待はますます大きくなると予想される。蔵書の量的・質的な充実に加えレファレンス（図書に係わる相談）の充実という質的な要素も不可欠である。これまで同様に蔵書の増加・入れ替えは行う必要がある。	要改善	**市民にニーズに即応した蔵書をそろえる。**	１０　内容の改善	１９年度当初
																					来館者数	人	131,545	131,161	132,000																
96	社会教育室	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（３）生涯学習の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***図書館システム構築事業***	#VALUE!	平成16年4月1日市町村合併に伴い8市町村が合併した。これまでそれぞれの市町村では図書館（室）を置き，独自に図書館サービスを行ってきたところである。条例上合併に伴い8図書館は一つの図書館となったが，システムは統合されておらずそれぞれが独自で図書館データーをもち貸し借りも独自で行っている。この事業により全ての図書館データを統合し「どこの図書館でも借りられどこの図書館にも返却できる」ようシステムを改善し，あわせて各家庭・学校等からも検索等のできるホームページを立ち上げる。	・利用者に混乱を与えないよう円滑な導入の必要。 ・新システムにより図書館の機能を向上させる。	三次市民	①貸出点数の増加 ②来館者数の増加 ③図書館に係わる多様なニーズに応え頼りにされる。	新システムの導入・ホームページの構築	前年度未実施。	蔵書数	冊・点	203,106	215,112	22,600	貸出冊数	冊・点	217,122	211,099	224,000	3	8図書館を一つの図書館として機能させ，市民が一つの図書館として利用できることから効果は大きい。	3	新システム導入は図書館事業の基礎をなすものである。このシステムの導入にあわせ，レファレンスの充実，学校との連携など発展的施策が可能となる。	4	導入後，運営面でのコスト削減に努める。	3	市立図書館のシステム導入であり，個人情報保護の点からも市が実施する必要性は高い。	4	情報化社会の中ホームページによる図書館情報の公開は必要であり，社会的にも求められている。	4	図書館に寄せられる意見で多いのは「どの図書館でも借りられ，どの図書館でも返却できるようにしてほしい」「図書検索を自分のパソコンでしたい」と言うものであり，市民ニーズは高い。	21	C	未実施	未実施	要改善	ホームページの公開，蔵書の検索等の情報発信により，市民にとってより身近で利便性の高い図書館にするためには，この事業は不可欠である。	要改善	**図書館新システムを早期に立ち上げ，図書貸し出しサービスの向上を図る。**	９　事業の迅速化	１８年度中
																					来館者数	人	131,545	131,161	132,000																

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
97	社会教育室	第３	文化・学習	1住民自治・生涯学習	（３）生涯学習の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	図書館たより発行	70	市民に広く図書館利用を呼びかけるのは図書館の重要な任務である。業務の一環として全館で取り組んでいる。図書館の情報の発信については①各館の図書館だより②広報みよし③中国新聞ファミリー④ケーブルテレビへの依頼で行っている。昨年度の行政チェック要改善をうけてより効率化的な広報に取り組んでいる。	多様な機会をとらえて，多くの市民に有効な手段で図書館情報の発信を行うことが求められている。今後，CATVの有効活用を行っていく。	三次市民	図書館情報を幅広く提供し，図書館への関心を深め図書館の利用を促進する。	図書館の来館者に配布	①独自発行ではなく自治連合だより，支所だよりと連携した。 ②ケーブルテレビを活用した。	発行回数	号	94	103	90	貸出冊数	冊・点	217,122	221,099	224,000	3	紙面による情報発信が有効な市民に対して効果がある。 図書館だよりを楽しみにする市民も多い。	3 いかに有効な情報をタイムリーに分かりやすく提供していくか，紙面作りに工夫が必要である。	4 直接的なコストは削減余地が小さいが，人件費を含め削減に取り組む。	3 公立図書館としての広報であり行政関与の必要性は高い。	3 情報化時代といわれて久しい中，情報をもとに「自己判断・自己責任」が明確化されている現代，図書館はあらゆる情報を提供してゆかなくてはならない。しかしその利用について知らない方も多い。出来るだけたくさんの方に図書館を利用してもらう手段として図書館だよりは重要と思われる。	3 来館者には発行部数の増加や紙面充実の要望もあるが，市民全体へのPRが必要である。	19	C	未実施	要改善	要改善	図書館情報の発信についてはさまざまな方法がある。条件が整えばデジタルな方法が好ましい。しかし市民の要望もあり当面は並行運用が望ましい。	要改善	**単独の紙媒体で発行する必要性を検証し，ホームページや広報みよし，ケーブルテレビなどの媒体によるPRを強化する。**	10 内容の改善	19年度当初
																					発行部数	枚	54,320	64,250	50,000															
98	社会教育室	第３	文化・学習	1住民自治・生涯学習	（３）生涯学習の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	図書館運営企画	58,876	現在三次市立図書館は5本の基本計画を立て図書館協議会の承認を受けているところである。①住民の情報拠点として施設・資料を整備する。②市民の読書施設として，読書環境を整備する。③住民の各年齢層に応じた学習(生涯学習)を支援する。④住民の知的財産を保存し活用を図る。⑤幼児，高齢者，障害者，遠隔利用者に配慮した施策を講じるの5点であり，計画的に推進している。	・図書館運営体制の機能強化と効率的な運営体制の構築。 ・分館の機能向上と図書館ネットワーク化推進によるサービス向上。	三次市民	①貸出冊数の増加。 ②来館者の増加 ③市民の生涯学習の支援。	①図書の充実 ②レファレンスサービス（図書相談）の充実 ③職員の資質向上 ④小中学校との連携強化	①貸し出し数の増加 ②視覚障害者等障害者貸出制度の創設 ③布野図書館の移転整備	蔵書数の増加	冊・点	203,106	215,112	226,000	貸出冊数	冊・点	217,122	221,099	224,000	3	効果的で効率的な図書館運営を行うため，企画力を高めるとともに，運営体制を強化する必要がある。	3 図書館事業は新システムの導入や蔵書の充実にあわせお話し会の定期開催などで来館者や貸し出し数を増加させることが可能となる。	3 運営体制について，委託化を含め検討していく必要がある。	3 設置主体は市であるが，運営面については民間委託も含め，効果的で効率的な体制を整備する必要がある。	3 図書館はあらゆる情報を提供していくことが求められていることから社会的ニーズがある。	3 市民の図書館に対する要望は高く，市民の要望や社会情勢に対応できる企画と運営が求められる。	18	C	未実施	現状維持	要改善	図書館の需要は大きく市民の要望も強い。市民の要望に耳を傾け，察知し，加えて学校やボランティアグループとの連携も強化してゆかなくてはならない。	要改善	**利用者のニーズに沿うとともに特色ある運営を行う。**	13 サービスの向上	19年度当初
																図書館協議会の開催	回	2	2	2	利用者数	人	131,545	131,161	132,000															
99	社会教育室	第３	文化・学習	2芸術・文化	（１）「奥田元宋・小由女美術館」を核とした芸術によるうるおいある暮らしの実現と感性豊かな人格の形成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	さわやかこども劇場開催に関する事務	1,113	成長期にある子どもたちに優れた芸術を鑑賞する機会を確保し，豊かな創造性，情操の涵養に資するとともに，優れた舞台芸術を派遣して，芸術文化の振興と子どもの健全育成を図る。（公演費用の2分の1は県教育委員会が負担）	年度計画をたて，効率的に市内の各小中学校で開催できるよう検討する。	市内の小中学校の児童・生徒	豊かな創造性，情操の涵養に資するとともに，芸術文化の振興とこどもの健全育成を図る。	芸術鑑賞の場を提供する。	複数校での合同鑑賞を実施し，効率的に事業を実施する。	公演数	回	2	3	3	児童・生徒による鑑賞会の満足度	%				3	児童・生徒が生の演劇に接することにより，情操面において貴重な体験をしている。	3 複数校での合同鑑賞を計画的に実施し，限られた公演数の中で，より多くの児童生徒が鑑賞できるよう，効率的に開催してく。	4 必要経費は公演開催に必要な負担金のみであり，コスト削減の余地は小さい。	2 学校主体の公演であり，市の関与は最小限に抑える。	3 情緒・感性が磨かれる時期に質の高い芸術にふれることは重要であり，社会的ニーズは認められる。	3 情操教育の観点から子どもたちが質の高い芸術を鑑賞することに対する保護者のニーズは高い。	18	C	未実施	現状維持	要改善	複数校での合同鑑賞を活用し，できるだけ多くの児童・生徒に鑑賞機会を提供していく。	事業縮小	**工夫を凝らし，計画的に実施していく。**	内容の改善	19年度当初
																対象校	校	3	9	4	参加児童数	名	214	831	433															
100	文化振興室	第３	文化・学習	2芸術・文化	（１）「奥田元宋・小由女美術館」を核とした芸術によるうるおいある暮らしの実現と感性豊かな人格の形成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	市民祭・文化祭	567	『みよし市民祭』は三次市文化連盟三次支部の主催事業であり，旧三次市から引き続き春に実施されている。芸能祭，美術展等を開催し，多くの市民に発表の場を提供することを主旨としている。 また，三次市文化連盟の主催である『みよし文化祭』は，毎年秋に開催され，芸能祭，美術展，生花展，俳句大会，短歌大会を開催し，文化連盟の総合フェスティバルとして位置づけられているとともに，本市最大の文化行事となっている。 市行政は，両行事を本市の文化振興における主要な行事として位置づけ，文化連盟との協力体制の下に企画・運営に参加している。また，文化連盟のバザー等実施による自主財源の確保の場として協力・助言等をおこなう。	市としては，補助金適正化計画を示しており，文化連盟の自主財源の確保のため，引き続き文化連盟による自主事業（バザー・イベント等）の検討を要請し，文化連盟が主体的となって自主事業の企画・立案ができるよう市行政が十分な助言・支援をおこなっていく必要がある。行事運営については，人的支援を行っているが，文化連盟の主体性を確立するうえで，運営体制の見直しをし検討していく必要があり，今後は文化連盟が主体的・積極的に広報活動をおこない人材の確保につとめるとともに，独自に研修等を計画実施することで人材育成にも力を注ぐ必要がある。	市民	芸能祭，美術展等の出演・出展などにより，市民の文化活動の場および発表の機会を提供するとともに，多くの市民が鑑賞する機会を提供することで文化意識の高揚に資することを目的とする。また上記の事業を文化連盟の自主財源の確保に対する主体的な活動の場として行政側からも支援していく。	市民祭・文化祭の開催（主催：三次市文化連盟） 文化連盟自主財源確保のための取り組み（バザー等の実施）	芸能祭・美術展等の出演者・出品者数の増加，また観客者数の増加などから市民の文化意識が向上していると考えられ，広報活動など積極的に実施している。文化連盟により自主財源の確保に対する積極的な意向があり，上記事業を自主財源の確保の場として18年度事業を計画している。	市職員出席会議・行事回数	回	30	26	25	参加・観客者数	人	4,378	4,600	4,700	4	文化連盟の主催事業ではあるが，主要な文化事業として市行政との協働体制を築くことにより，効果的な事業運営を行っている。	3 企画内容を検討し充実を図るとともに，広報活動を十分に行っていくことで，参加者，観客者数の増加を図る。また自主財源の確保のため，自主事業の企画立案の面からも支援していく。	4 企画会議等へは積極的に参加し，連携を図る。行事運営の人的支援については拡大はせず，文化連盟の主体性を確立する上で運営体制の見直しをしていくために助言していく。	2 市行政としての関わり方について，企画内容の助言，情報提供を主とし，事業運営については，文化連盟が主体的に実施しいけるよう，独自に研修等を実施することで人材育成を行っていく必要がある。	5 市民が，自らの文化活動の場として主体的に参加し，市民自らが文化意識を高揚させていくために社会的ニーズは極めて高い。	4 芸術文化活動に親しむ市民にとって日頃の成果を発表する場を提供することに対して非常にニーズが高い。また市民が積極的に文化活動に参加し，市の文化振興に主体的に関与することに対しても非常に関心が高い。	22	B	未実施	現状維持	要改善	文化活動の場を提供するとともに，市民の主体的な文化活動の参加および文化振興の担い手であるアーティストの育成の点からも，市の主要な事業として文化連盟を支援していく必要がある。行事の実施運営体制に関しては，文化連盟が主体性を確立するために文化連盟独自で研修等をおこない，人材を育成していく必要がある。そのため市行政は運営体制の見直しについて助言していく必要がある。	要改善	**自主財源確保の取組を継続して行う。**	17 コストの削減	19年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
101	文化振興室	第３	文化・学習	２　芸術・文化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	文化連盟支援事業	4,116	三次市文化連盟は，新市合併とともに8市町村の文化団体が統合し設立された。8支部216団体で構成され，会員数は2，570人（平成17年度実績）となっており，本市の芸術・文化活動を推進する中核団体となっている。 主な支援事業は，補助金交付（2，727千円），みよし市民際，みよし文化祭等主要行事の共催（人的支援），情報提供，広報支援等である。	これまでのような財政支援が困難な情勢であるため，会員増，会費の増額やイベントでの収益（バザー・自主事業）等，自主財源の確保の取組みが必要であり，文化連盟の財政計画を見直していく。19年補助金は，240万円で内定通知。 文化連盟の会員増の取り組み，役員の高齢化，舞台専門スタッフの養成等課題があり，市としても積極的に指導・助言していく必要がある。 また，主要な文化イベントでは，市行政との連携を強化し，「協働のまちづくり」のなかで文化・芸術の振興を図る。	三次市文化連盟	本市の文化・芸術活動を推進する中核団体として，市民文化団体・サークルの育成や文化行事を主体的に実施できるよう，また，自主財源の確保ができるよう文化連盟を育成・強化していく。	財政支援	平成17年度は，新文化連盟設立後2年目で，事業運営等において，主体的に取り組める体制ができつつあるが，指定管理者との調整等，市がかなり関わっていた。 平成18年度は，自主財源確保の取り組みに積極的に支援・助言している。	文化連盟主催の行事件数	件	22	23	24	文化連盟加入団体数	団体	194	216	210	4	文化連盟の統合は，スムーズに進み，組織も強化されつつある。	3	市行政との連携を図りながら，文化連盟の主体性を高め，本市の文化事業をリードしていく団体として，更に育成・強化する必要がある。	4	文化連盟の事業拡大及び活動団体の育成等を図る上で補助金は必要である。	3	市との連携は常に図り，相互の情報提供を行うが，文化連盟主催事業への人的支援は縮小し，連盟の主体性を培う必要がある。 市が主催する大規模イベントで，文化連盟との協働体制を確立する必要がある。	4	市民の様々なライフスタイルとともに，多様化する文化事業へのニーズに応えるためには，文化連盟への支援と連携が欠かせない。	4	会員数が2,500人を超える一大団体であり，文化連盟の事業に対する市民の関心も高い。	22	B	未実施	現状維持	要改善	今後は，文化連盟の自主財源（会費，イベント収入等）を増やす取り組みが必要である。また，行事のマンネリ化を防ぎ，斬新な企画を打ち出せるよう，一層の連携と情報提供を図る。	事業縮小	**自主財源確保の取組を継続して行う。**	コストの削減	１９年度予算
102	社会教育室	第３	文化・学習	２　芸術・文化	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	文化財保護事業	10,233	市内の指定文化財（国：13，県：61，市：190件）について，その保存及び観光・交流資源としての活用に取り組む。	昭和59年2月に国史跡に指定された「史跡寺町廃寺跡」は，国分寺建立以前に建てられた私寺であり，地方寺院跡としては遺構の残存状況が良く，三次地方ないては中国地方への初期仏教文化の伝播を考察するうえで極めて貴重な古代寺院跡である。本遺跡を整備することは，地域文化活動や地元の自治活動等を活性化につながり，さらには歴史的観光資源の増加により観光人口がの増加が期待できる。また，文化財の説明板・案内板の設置及び草刈については，引き続き必要である。	市内の指定文化財	文化財への理解や興味が湧くようにするため，視察や現地学習に対応できるよう整備を行う。	文化財の保存・修理及び観光・交流資源としての活用。	文化財の積極的な活用を検討する上で，地域の文化財の再調査を実施する。	市内の指定文化財	ヶ所	267	264	264	有形文化財案内看板等設置割合	%		70		2	現状では，文化財の適切な保存・管理・活用について，十分な対応が取れておらず，計画的な保存活用を行う必要がある。	2	地域住民と連携を取りながら文化財の保存・継承及び新たな地域文化を創造していくため積極的な活用を図る。	4	地域での保護活動として，低価格での委託等を行っており，コスト面の削減より，地域と連携した効率的な保存活用を行うことが必要。	2	住民参加による文化財の保存活用に取り組む。	3	文化財は長い歴史の中ではぐくまれ，現代にまで守り伝えられてきた貴重な市民共有の財産であり，文化財保護に対する社会的ニーズは認められる。	3	広く市民ニーズがあるものではないが，文化財の適切な保存，積極的な活用を図ることにより，新たな地域文化を創造し，市民の関心を高める必要がある。	16	D	未実施	未実施	要改善	地域との連携を図りながら，文化財の保存活用を計画的に推進する。	要改善	**歴史的遺産や伝統文化の保存・保護及び観光・交流資源としての活用を図る。**	１４　成果の向上	１９年度予算
103	文化振興室	第３	文化・学習	２　芸術・文化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	文化団体の育成・支援	8,035	市民が質の高い芸術・文化に触れる機会の提供し，地域の芸術・文化の振興につなげるものとして，文化施設ホール等で行う文化活動に対し補助金を交付し，活動を支援する。 交付団体の実施する事業は，参加型事業よりも鑑賞型事業のものが主体となっている。（参加型事業は文化連盟の事業で行っている。） 平成17年度事業・・・[文化振興活動支援補助金]みわ文化センターホール運営協議会外3団体，補助金総額：6，617千円 平成18年度事業・・・[文化振興活動支援補助金]みわ文化センターホール運営協議会外3団体，補助金総額：6，196千円	補助金額が，全市的に減額される状況の中で，地域の文化センターで行う文化事業をいかに活性化させるかが最重要課題である。利用者負担の増大，自主財源の確保，指定管理者との協力関係構築等で，交付団体に対する指導助言をこれまで以上に積極的に行う必要がある。 また，CATVや市ホームページ等による広報を充実させ，入場者の増加について積極的に支援する。	文化活動団体，市民	質の高い芸術・文化の鑑賞機会を提供することにより，地域の芸術・文化の振興につなげることを目的とする。	文化施設の事業に補助金を交付し，企画内容を指導・助言し，広報を充実させる。 これにより，質の高い芸術鑑賞機会を市民に提供し，また，多くの方に来ていただける事業を実施する。	補助金交付団体が行う文化事業について，実施結果報告書の提出だけでなく，ヒヤリングを行うとともに，次年度計画について，指導・助言を行った。 これにより，18年度は，公演機会等の充実が図られた。	補助金交付団体	件	6	4	4	イベント数	回	32	62	60	4	地域の文化振興を推進する上で，各文化センター施設を拠点として質の高い文化事業の実施ことに貢献している。	3	実施回数，入館者数について，増加できる可能性がある。	4	補助金を減額し，利用者負担，自主財源確保の取り組みが必要であるが，ある程度安価な入場料で良質の芸術を鑑賞してもらうためには，総事業費の半額程度は補助金を交付することが望ましい。	2	良質の芸術をある程度安価に鑑賞してもらうため，また，地域の主体的な文化活動を支援するため，補助金制度が必要であるとともに，市が企画や実施方法について指導助言することで，効率的で内容の高い事業の実施を図る。	4	人間が人間らしく生活していくうえで，芸術文化に触れる機会を増やしていくことは非常に大切なことであり，今後社会的ニーズは益々高くなると思われる。	4	身近な施設で質の高い芸術を鑑賞できる環境が，市民の生活に潤いを与え，地域の文化振興に貢献するということで，市民のニーズも高い。	21	C	未実施	要改善	要改善	補助金の減額傾向はあるが，地域の文化事業は今後ますます活性化させる必要があるため，費用対効果の高いものを企画・実施できるよう積極的に支援していく。	要改善	**文化施設を効果的に活用するとともに，利用者負担の見直し，自主財源の確保，指定管理者との協力関係の構築等を行う。**	１７　コストの削減	１９年度予算
104	秘書広報担当	第３	文化・学習	２　芸術・文化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	国際交流推進業務（財団法人三次国際交流協会）	10,635	財団法人三次国際交流協会（事務局：市長公室）を通じて行う国際交流事業の推進。 三次市における国際化の進展に適切に対処するとともに，在住外国人と地域住民との親善交流を推進することを目指し，住民レベルでの国際交流・国際協力を積極的に実施するよう支援する。 (1)在住外国人のための生活相談(2)賛助会員の募集(3)国際交流・協力ボランティアの募集(4)第2回外国人による日本語スピーチコンテスト(5)国際交流・協力事業報告会(6)友好・姉妹都市からの海外友好訪問団受入事業協力(7)外国人訪問者の受入(8)各交流団体への助成金交付事業	急速な国際化により，社会的にも外国人による犯罪が増加しており，その原因のひとつに言葉の壁による意思の疎通がとれないことへのストレスがあげられる。このことが示すように今後さらに，在住外国人同士，在住外国人と地域住民の相互理解，交流，協力の推進の必要性に迫られる。	三次市民（在住外国人を含む） 三次市を訪問する外国人 民間国際交流団体	①三次市民の国際意識の高揚・国際交流の推進 ②在住外国人が住みやすいまちづくりの形成 ③民間国際交流団体の活動支援と団体強化	(1)外国人との交流及び国際理解を目的とした事業の実施 (2)外国人の住みやすい・訪問しやすいまちづくりのための事業の実施 (3)協会の活動拡大と強化のための事業の実施 (4)国際交流団体支援のための事業の実施 (5)友好・姉妹都市交流推進のための事業の実施	昨年に引き続き基本財産の大幅な運用益があった。 事業の継続(外国人による日本語スピーチコンテスト)の実施。 民間国際交流団体への助言・提案など積極的な支援を行った。 2,100万円の指定寄附により新たな運用財産の確保に繋がった。 教育的な人事交流の継続は，勿論の事，産業，経済分野での交流を模索するためインドへのIT視察事業を実施。	協会の主要事業開催日数	日	10	17	17	国際交流協力事業報告会/日本語スピーコンテスト参加者	人	－	130	150	3	三次市の国際交流に関する事業は(財)三次国際交流協会を通して事業実施をしており，この協会は国際交流・協力のための事業を広く展開しているため目的達成への貢献をしているが，今後も国際理解の推進及び在住外国人支援に力を入れる必要がある。	3	多様化する国際交流・協力に対して対応できるよう人的支援を行う必要がある。さらに民間交流団体が活発に活動できるように助言や協力などの支援を行う必要があるため。	5	(財)三次国際交流協会の事務費に対しては補助金を交付せず，財産の運用益で行っているのでコストがかからない。	4	他市の状況を見ると独自に職員を雇用し，行政は管理職の出向等で事務局の運営を行う財団があるが，本市財団の財産規模・事業規模を考慮して，行政を中心に事業実施することで充実した活動が展開できる。	5	今後日本が少子高齢化による労働力不足及び国際化で外国人とふれあう機会が増えることが見込まれる。多文化・共生社会の中で国際交流・国際協力及び外国人支援事業の実施は自治体及び国際交流協会が主体となって行う事業の中心になるべきものであると考える。	4	行政・協会・民間団体が一体となって国際意識の高揚を図るための啓発事業に力を入れた成果があり，国際交流・協力に関する意識は市民の中でも高くなっている。	24	B	未実施	事業拡大	事業拡大	インドハイデラバード市との友好都市提携に伴う新たな交流団体の立ち上げ支援と三次市の産業，経済分野での新たな交流の実施を行う。財団法人三次国際交流協会主催のスピーチコンテストの継続的な支援と新たに日本人学生による英語でのスピーチコンテストの開催支援を行う。また，三次市内の中高校生を対象に実施し，今後何らかの大会（市を越えての）につなげていく。	事業拡大	**異文化交流から更に発展させて，産業経済分野の知識・技術の交流を含め，戦略的な交流を進めるなど内容の見直しを積極的に進める。**	事業内容の拡大	１９年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
105	ひとづくり推進室	第3 文化・学習	3平和・人権・男女共同参画	（1）平和の継承と創造	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	平和推進事業	9,142	被爆者や戦争体験者の高齢化により、原爆と戦争の記憶は次第に風化し、忘れ去られようとしている現状にある。このため、平和行政を「慰霊・継承・創造」の三つの基本理念のもと、市民一人ひとりが平和の尊さについて考え、平和への想いを伝える平和祈念事業を展開する。	被爆者や戦争体験者の高齢化により、体験継承が困難になる。	市民	平和の大切さ、尊さに想いを寄せ、恒久的な平和の実現を祈念する機会とする。（市民が安心して暮らすことのできる戦争も核もない世界平和の構築）	「平和の尊さ」の発信	前年度，現状維持であるため特になし。	事業回数	回		5	4	催事来場者	人		770	800	5	昨年広島・長崎に原爆が投下されて60年の節目を迎え、三次市平和非核都市宣言を行なった。これを世界に向けて広く発信するとともに、あらためて平和の尊さを考える機会とする。	3	内容の充実を図るため、次世代を担う子どもたちにも参画してもらう。	3	コンサート経費の縮減（平和祈念事業の趣旨を盛り込んだ内容で実施する。）	5	平和の尊さ、平和を願う市民の想いは、イデオロギーを異にする平和運動によって左右されることのないよう、平和行政の基本理念にそって取り組みを推進すべきである。	5	世界初の被爆県として、継承と平和の創造に対する社会的ニーズは、極めて高い。	5	平和への願いは永遠のものであり、今後も市民の平和意識の高揚を図るため、必要なものである。市民が米軍機の低空飛行等で日常生活が脅かされることについて、極めて関心が高い。	26	B	未実施	現状維持	事業拡大	平和を基調とするまちづくりに、本事業を推進していく必要がある。	要改善	**平和教育は今一番求められるものであり，次世代の子どもたちに，生命の大切さを認識させることで，凶悪な犯罪を起こさない環境づくりを今後も行っていく。**	10 内容の改善	19年度当初
106	自治振興室	第3 文化・学習	3平和・人権・男女共同参画	（2）人権の尊重	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	地域相談業務	212	みよしまちづくりセンター及び別館において，市民相談全般（人権相談・地域相談・生活相談・消費生活相談・健康相談・介護相談・助成相談・青少年，子育て相談・教育相談など）の相談業務を行う。18年度からは，一日市民相談業務も地域相談に統合して，事業を行う。	各関係部署や支所と連携し，情報を共有する体制づくり。	市民	市民の悩みや問題の解決につながるようなアドバイスを行う。	面談による相談など	一日市民相談を統合し，通常の業務として行えるようにした。	相談件数	件	8	10	10	解決	件	2	3	4	2	何度も同じ相談を持ち込まれることも多いため。	3	各部署との連携をはかることにより，問題解決につながると考えられる。	5	コストは職員の人件費のみであるため。	5	設置目的に沿った，市の運営義務があり，実施せざるを得ない。	3	利用度は低いが，一定の利用は継続的にある。ただ相談者が固定化している。	3	利用度は低いが，一定の利用は継続的にある。ただ相談者が固定化している。	21	C	未実施	要改善	要改善	本来縮小すべきと思われるが，補助事業の関係で，最低限の事業実施が必要である。	要改善	**関係部署や支所との連携を強化し，情報を共有できる体制づくりを行う。**	14 成果の向上	19年度当初
																開催回数	回	12	12	12	照会	件	4	5	3															
																					教示	件	2	2	3															
107	ひとづくり推進室	第3 文化・学習	3平和・人権・男女共同参画	（2）人権の尊重	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	ひと・かがやきフェスタ	6,458	人として人権感覚を身につけるための取り組みを行なうことで、自らが気づき、人としての思いやりなどの意識に目覚めることができる具体的施策の事業を行なう。（平成17年度の取り組み内容）ひと・かがやきフェスタ，ひと・かがやき講演会の開催。	ひと・かがやき・みよしプラン（三次市人権教育・啓発推進プラン）に基づき、時代の要請にそった啓発の取り組みを広く市民に伝え、理解していただく。	市民	誰もが人権尊重の理解を深め、互いに認め合い、ともに支えあって生きるひとづくり・まちづくりをめざす。	人権をともに考える機会として、ひと・かがやきフェスタを開催する。	平成17年度は、他部局とのイベント（健康福祉まつり）と同日開催することで、より多くの市民に参加していただいた。また講演会においては、人権週間期間中に行ない、講演・上映会の実施と人権啓発パネル展示等、市民に判りやすい場の提供を行なった。	ひと・かがやきフェスタ	回	1	1	1	ひと・かがやきフェスタ参加者数	人	2,112	960	600	3	市民への広報周知はしているが、より広い市民参加の方法を考える余地がある。	3	人権教育・啓発について、市民が取り組みやすい施策を展開することが必要である。	4	事業の開催にあたり、参加者からの受講料の徴収については、検討する余地がない。	5	不当な差別意識による人権感覚のズレに気づき、自らを振り返り、人としての思いやりを持つことの大切さを学ぶ講座等を繰り返す必要がある。	4	現代社会の中で、外国人との共生や国際社会の中心で生き続けられる人権感覚を鋭意に持ち続けるための社会的ニーズは、高いと考える。	2	市民に啓発が十分行き届いていないこともあり、市民の関心や盛り上がりが不足している。	21	C	未実施	未実施	要改善	市民ニーズの低さに課題があり、市民の関心や盛り上がりが十分でないため、今後はより一層の取り組みやすい具体的施策を推進する必要がある。	要改善	**事業目的と市民意識の分析が必要。**	15 効果の検証	19年度当初
108	ひとづくり推進室	第3 文化・学習	3平和・人権・男女共同参画	（2）人権の尊重	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	外国人施策に関する事務	987	外国人生活相談を開設し、行政手続きの方法や生活上の悩み等助言を行なっている。みよし日本語教室・ポルトガル語教室・日本語指導ボランティア講習会の実施や、永住外国人参政権への取り組みを行なっている。	日本語指導ボランティア等に関心があり、協力的な人材の発掘。参政権は、国の判断が必要となるため困難であるが、取り組まなければいけない課題である。	市内在住外国人	日本での日常生活を安心して営めるようにする。	外国人生活相談を開設し、相談に応じ助言を行なう。日本語教室・ポルトガル語教室・日本語指導ボランティア養成講座・市職員英会話講座の開設。	市内在住外国人が年々増加している中で，少ない教材の活用と講師数の現状維持で行なっている。（人材養成講座の予算化が必要となる。）	講座・教室の受講者	人	71	736	885	講座・教室の受講者	人	71	736	885	5	日本語の習得を希望する外国人が増えており、自立していけることを目指している。	5	日本の生活習慣・文化等になじんで、上手に合わせていけるようになったと思われる。	4	外国人に対する生活相談は、講師料のみで経費はかかっていないと考える。	5	市が外国人の自立支援のため、取り組むべき施策と考える。	4	外国人登録者は増えており、在留資格を持ち、学び、働くといった状態である。支援施策が必要であり、社会的ニーズは高いと考える。	3	協働のまちづくり推進にあたり、各地域の外国人支援に対する市民ニーズがある。	26	B	未実施	現状維持	要改善	「三次市人権教育・啓発推進プラン」においても、外国人に対しての施策は重要であり、また学校でも外国人が増加しているため、事業ニーズは高い。市の関与は最小限で効果を上げており、引き続き事業をすすめていく必要がある。	要改善	**外国人のニーズを把握し，計画的に住みやすい環境づくりに努める。**	13 サービスの向上	19年度当初
																外国人相談者数	人	92	106	100	外国人相談者数	人	92	106	100															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
109	ひとづくり推進室	第３	３平和・人権・男女共同参画	（２）人権の尊重	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***市民無料法律相談***	826	毎日の暮らしの中での悩みごとや心配ごとに、弁護士が専門的な立場で無料で相談に応じる。	限られた時間なので、相談者には質問内容を絞るよう勧めている。 相談時間を延長すると業務委託料が増加するため、延長は難しい。どうしても急がれる方には有料法律相談を照会する。併せて、県民相談室でも第三木曜日に無料弁護士相談を行っているので勧めている。	原則として三次市民（住所・勤務先・学校等が三次市内であること。）他市は補欠表で受付、前日確認も行うが、空きがある場合は相談を受けることとしている。	相談者が解決の筋道をみつけられるよう、助言と指導を行う。	広島弁護士会から備北地域へ派遣される弁護士が、刑事・民事・その他法律相談全般に応じる。	相談時間をどうするかといった問題はあるが、現時点で法律相談事業自体に特段の改善点はない。	相談者数	人	128	130	38	相談者数	人	128	130	140	4	2	5	5	5	5	26	B	未実施	要改善	要改善	法的なトラブルは増えており、無料法律相談のニーズは高く、今後も継続が必要である。	要改善	**利用状況などからニーズを的確につかみ，受益者負担も考える中，開催回数について検討する。**	１０ 内容の改善	１９年度当初
110	ひとづくり推進室	第３	３平和・人権・男女共同参画	（３）男女共同参画社会づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***女性相談業務***	2,378	家庭内暴力、児童虐待、離婚問題など女性が抱える様々な課題について、婦人相談員を配置して相談に応じ、その解決をめざす。 婦人相談員の設置、女性一時保護　等	備北地域こども家庭センターとの連携強化。	売春防止法の規定による要保護女子 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による暴力被害者女性	転落未然防止及び保護更生保護	相談（情報提供を含む）及び一時保護施設への同行	前年度，現状維持であるので特になし。	女性からの相談件数	件	293	192	200	女性からの相談件数	件	293	192	200	4	4	5	4	男女が対等なパートナーとしてその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくり・ひとづくりのための事業のひとつであり、現在の社会情勢として求められているものである。	4	対象は市民全体ではなく、必要な市民は限られるが、誰でもいつ必要となるかわからないため、一時保護等の相談対応体制は必要である。	24	B	未実施	現状維持	要改善	女性相談業務に対する市の役割は、重要である。 男女共同参画社会のまちづくり・ひとづくりのために、社会的ニーズは高い。	要改善	**PRを含め相談しやすい環境と，的確な判断のための連携・研修を進める。**	１０ 内容の改善	１９年度当初
111	ひとづくり推進室	第３	３平和・人権・男女共同参画	（３）男女共同参画社会づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***男女共同参画推進事業***	10,120	男女が互いにその人権・個性を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とし、総合的かつ計画的に事業を行なう。 （平成17年度の取り組み内容） 男女共同参画週間講演会および男性セミナー，女性セミナーの開催 男女共同参画情報紙の創刊	広く市民・事業者の理解と協力の下に、あらゆる分野での男女共同参画を浸透させることが課題である。 この課題を解決するためには、ひとづくり推進室を含め全庁的に男女共同参画の視点にたって、市の事業を行なっていくことが必要である。	市民及び事業者	男女共同参画社会の実現を図る。	男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を策定し、実施する。	前年度，現状維持であるので特になし。	男女共同参画週間講演会等	回	8	7	4	男女共同参画週間講演会参加者数	人	292	60	160	3	3	3	5	5	5	22	B	未実施	現状維持	要改善	男女共同参画推進事業に対する社会的ニーズは極めて高いと考えることから、今後より一層市民・事業者の関心を高めていく必要がある。	要改善	**継続的な取り組みと関心を高める工夫が大切。**	１０ 内容の改善	１９年度当初
																					男女共同参画セミナー参加者数	人	―	87	60															
112	社会教育室	第３	４スポーツ	（１）だれもがスポーツに親しめる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***6年生陸上記録会***	2,118	①児童の体力・運動能力が低下傾向にある中，市内全校の小学校6年生がみよし運動公園において競技を行い，体力・競技力の向上を図る。②運動を始める契機づくりや，個性や特技を伸ばすため模範演技や指導を行う。③知育・体育・徳育には体力・集中力，礼節が必要であり，バランスのとれた人間形成を図る。 ④小学校間の親睦を図る。 ⑤みよし運動公園を使用しての競技から，施設の感触・良さを会得する。⑥自己記録目標達成を果たすため，練習に取り組む。ことを目標に，走る・投げる・跳ぶ種目を行う。	・現状の事業内容・手法では目的を達成できるとは言い難く，廃止を含めて事業内容の大幅な見直しを行う必要がある。	市内小学校６年生	体力・競技力の向上 運動への契機づくり 知育・徳育・体育のバランスのとれた発達 市内小学校の一体感の醸成	市内小学校6年生全員が一堂に会し，陸上記録会を実施	日程の調整（夏休み後半のスケジュールであったことを改善し，秋開催とする） 半日開催を一日開催とした。	実施回数	回		1	1	児童による満足度	%				2	3	3	3	3	3	17	C	未実施	未実施	要改善	児童の体力・運動能力低下への対策としては，体育授業や各学校全学年で体力テストを実施しており，小学校6年生に限定した現状での本事業による目的達成への効果は薄く，費用対効果も低い。また，学校間交流についても，本事業による貢献度は低く，別の手法による実現が可能であり，抜本的に事業内容を見直す必要がある。	要改善	**目的を効率よく達成できる手法を検討し，本事業は廃止を含めて大幅な見直しを行う。**	１０ 内容の改善	１９年度予算
																参加人数	人		605	539																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
113	社会教育室	第３	文化・学習	４スポーツ	（１）だれもがスポーツに親しめる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***三次駅伝競走大会運営費補助金***	624	三次市体育協会（三次駅伝実行委員会）が行う駅伝競走大会の運営に係る経費に対し，補助金を交付する。	単独での補助金支出を見直し，体育協会に対する補助の中で整理する必要がある。	三次市民	心身の健全な育成を願い，体力づくりには欠かせないスポーツを通じて健康増進を図る。	駅伝競走大会開催のための補助	体育協会と連携し，企業等の参加を促し，参加チームを増やす。	実施回数	回	1	1	1	参加チーム数	チーム	45	52		3	歴史ある駅伝大会であり，着実に定着し効果を上げている。	4 地域の伝統あるスポーツイベントであり，継続して実施する必要がある。	4 警察から交通規制等を強化するよう指導されており，経費増加への対応について，参加者負担の見直しを行うことも必要である。	2 市体協・市陸協が中心に運営しており，市の関与は最低限度に近い。	3 起伏に富むロードレースは中学・高校県大会等でも開催されており，トラックレースとは異なる成果が得られるため開催要望は強い。	3 心身の健全育成・市民の体力向上など，大会出場にむけた練習が日常的に行われている。沿道をはじめ，市民の応援も熱心で高い。	19	C	未実施	現状維持	要改善	個別事業としての補助金ではなく，体育協会に対する支援を検討する中で整理する必要がある。	事業縮小	**補助金の見直しを検討をする。**	コストの削減	１９年度予算
114	みらい都市室	第３	文化・学習	４スポーツ	（３）スポーツ施設の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***みよし運動公園整備***	1,039,685	県北のスポーツ・レクリエーション活動の拠点を担う都市公園施設として位置づけ，都市計画決定及び事業認可を受け整備を行っている。これまでには平成6年のアジア大会や平成8年の国民体育大会でのサッカー競技会場として活用しており，スポーツ人口の増加や競技レベルの向上に寄与している。平成17年度はテニスコート（屋内4面，屋外8面）整備工事及び南側駐車場リニューアル整備工事を行い，公園用地も計画的に三次市土地開発公社から買い戻しを行っている。今後は野球場等の整備を進め施設の充実を図る。	施設の維持管理及び利活用について，平成18年度から指定管理者制度の導入を行うが，ﾃﾆｽｺｰﾄについては，この面数に応じた大会の開催を確保し年間を通して取り入れるように広報・HP等を活用する。 また，野球場整備についても市民のニーズを反映した施設整備が行う必要がある。	市民・広島県北部のスポーツ愛好家・ファミリー層・近隣施設利用者	スポーツ人口の増加及び競技レベルの向上、市民の憩いの場の提供	①利用者の利便性の向上やシンボル性をもった施設整備	事業の目的実現のため、市民のニーズをより探ることが必要であると認識し、平成16年度に開催した幅広い層によるテニス愛好家などによるﾜｰｸｼｮｯﾌﾟの意見を反映した設計を基に整備工事を行った。	ワークショップ等の開催	回	2	1	3	ワークショップ等の参加人員	人	90	10	50	4	三次市及び県北のスポーツレクレーション施設の拠点としての役割を果たしている。16年度のﾜｰｸｼｮｯﾌﾟにおいては市民の意見を聴取しよりニーズにあった施設整備を行った。	5 特にプロ野球選手による野球教室は好評であり、このようなイベントを継続的に行う必要がある。	4 施設整備及び維持管理について、コスト縮減のため検討の余地がある。	3 施設整備については市が都市公園法に基づき整備していき、維持管理については指定管理者制度の導入を18年度から行う。	5 県北のスポーツ・レクレーションの拠点としてのニーズは非常に高い。また災害時の避難所等多目的な利用も可能である。	5 住民アンケートによるニーズはきわめて高い。	26	B	事業拡大	現状維持	事業拡大	来園者数をみても県北のスポーツ・レクレーション施設としてのニーズは非常に高く、整備する必要性はある。さらなる来園者数を確保し、施設を有効に活用するため今後は周辺施設（広島三次ワイナリー・奥田元宋小由女美術館・三次中央病院）との連携を視野にいれた多目的な利用について検討する必要がある。また合併後の市域人口の増加に対応した各種スポーツ大会やイベントの拠点にふさわしい施設であり、三次の顔の一つとなり得る。	事業拡大	**野球場整備等市民ニーズを反映し，こども たちに夢を与える整備を進める。**	計画的に拡大	１９年度中
																各種教室の開催	回	1	－	1	各教室等参加者・見学者数	人	1,000	－	1,000															
																指定管理者による企画イベント	回	－	－	1	来園者数	人	40,127	47,172	71,000															
115	政策担当	第４	産業・経済	１観　光	（１）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***灰塚ダム周辺整備事業***	10,974	平成18年度の灰塚ダム完成へ向けて，灰塚ダム周辺を整備し，広く人々が交流したり，市民の自然学習の場やレクリエーション，癒しの場としての利用を図る。整備計画はダム起業者である国土交通省や地元住民と協議しながら進めていく必要がある。 国土交通省は基盤整備までを行い，市は施設整備を実施する。なお，ダム完成後の維持管理費については，本年度竣工までに協議・決定する。	整備計画はこれまでダム起業者である国土交通省や地元住民と協議しながら進めてきた。国土交通省は基盤整備までを行い，施設の設置については市が実施する。維持管理方法については，今後三者で協議して進めていく。	主としてダム周辺住民及び市民	人々の交流や自然学習の場，レクリエーション，癒しの場としての活用を図る。	平成17年度事業として，安田パークゴルフ場トイレ整備。 平成18年度事業として，灰塚大橋整備（高欄設置）を実施する。	平成17年度は安田パークゴルフ場にトイレ施設を設置し，利用者の利便性の向上を図った。平成19年度からソフト事業に当てる原資が減少するので，平成18年度はそれに向けての地元調整を図る。	会議開催回数	回	2	20	20	整備施設利用者数	人	6,639	6,978		4	道路整備を含め，周辺整備の約99％（国交省分）を完了している。	3 地元との協議を進めることにより，地元理解の上で事業を執行することが可能となる。	4 事務事業を効率化できる可能性が低い。	3 周辺を整備し，ダム周辺環境の保全と利活用を進めるためには，市が国土交通省や地元との協議を行いながら進めることが必要。	3 ダム周辺を利活用するという点については，社会的ニーズがある。	3 施設整備は地域住民との当初からの約束であり，特定地域の要求が強い。市民全体からは観光エリアとしての期待があると思われる。	20	C	未実施	現状維持	要改善	国交省による周辺整備事業完了後，市へ管理等を委託されるため，受託後における単市の整備は継続して実施する必要がある。44	終了	**国土交通省による周辺整備事業完了後は，ダム湖を重要な観光資源や教育資源として有効利用するための施策を展開し，周辺地域の活性化を図ることが必要。**	国土交通省による周辺整備事業は終了	１８年度中
																整備件数	件		1	3																				
116	秘書広報担当	第４	産業・経済	１観　光	（１）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***大型観光キャンペーン事業(秘書広報担当分)***	57,689	今春に開館した奥田元宋・小由女美術館，はらみちを美術館などの芸術文化施設を含めた市内のあらゆる観光資源と連携して，観光都市みよしをPRし，入込観光客の増加を目指す。 三次市観光キャンペーン実行委員会と連携し，イベントの実施，観光情報発信，市民のおもてなしの心の醸成を推進する。	19年度以降は17･18年度で行った事業を一定の成果としてとらえ，観光ビジョンに基づき，それぞれの部署で主体的に取り組んでいく。	三次市内外及び海外の人	三次市の知名度アップと入込観光客の増加	観光ルートの設定 観光情報の積極的な発信 観光資源の魅力アップ 市民をあげてのおもてなしの気運の醸成		キャンペーンポスター掲示	枚	－	6,100	3,000	GW主要施設入館（場）者数	人	－	54,955	106,790	4	大型観光キャンペーンによる三次市の知名度アップへの貢献度は大きい。	5 地域産業に活力を与え，元気な三次市を創造して働く喜びをもてるまちづくり，誇りを持てるまちづくりに十分成果がある。	4 トータルの宣伝効果を考慮し，それぞれのイベントや事業を行なっているため，削減余地は少ない。	3 観光とあわせ，農林業，商工業の施策を一体的に行なうことで，三次の魅力をアップし国内外へアピールするには，市の関与が必要である。	5 観光情報やおいしいもの，気持ちのいいお店などいろいろな情報をみんな求めている。	4 観光客を呼び込むためには，全市民がおもてなしの心で対応し，リピーター，滞在型の観光客を増やすことが重要である。	25	B	未実施	未実施	終了	平成17年度から開始した観光キャンペーンにより，魅力ある三次市の宣伝にかなりの成果があった。 今後は，三次市観光キャンペーン実行委員会を継続させ，観光ビジョンに基づき各部で日常的に取り組んでいく。	事業拡大	**平成17年度･18年度の取組による効果などを整理し，「また来ていただける三次」づくりのため部署間の連携を深め更なる観光資源の魅力アップに向けた情報発信に取り組む。**	成果の向上	１８年度中
																新聞広告	部		1,218,180		年間入込客数	人	1,629,985	1,625,455	2,924,794															
																キャンペーン説明会	人		190																					

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
117	三良坂支所 地域振興グループ	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	観光商工に関する業務	283	実行委員会が開催するイベント（三良坂祇園祭、盆踊り、舛田幸三盃将棋大会等）をとおした集客と商店街の活性化を図る。	7商工会が平成19年度合併し、広域な組織となる。それぞれの旧商工会の特性を活かし、自立した組織づくりが課題である。また灰塚ダムが平成18年度完成し、観光資源としての活用（商店街に観光客をどう引き込むか等）について検討する必要がある。	集客（観光客）と商工業者等	実行委員会が開催するイベントをとおした集客と商店街の活性化。	商工会が中心となった実行委員会に参画し、企画等のサポート。	支所は企画づくりに参加し、サポートのみとしている。	実行委員会開催回数	回	4	5	5	バザー出店数（祇園祭り）	団体	14	17	18	4	実行委員会のメンバーとして企画に参画している。	3 実行委員会に市民代表も加え、企画づくりをする必要もある。	4 空店舗の活用や市民募金の検討が必要である。	2 ボランティアスタッフを募集し、関与を縮小しても支障はない。	4 各種団体等が商工会と連携し、イベントに関わることでニーズは高い。	4 各種団体等が商工会と連携し、イベントに関わることでニーズは高い。また、市民の交流の場としてのニーズも高い。	21	C	未実施	要改善	要改善	実行委員会への市民参加や資金調達など工夫が考えられる。	要改善	**本年度完成する灰塚ダムなどの地域資源を生かした取組を新たに行う必要がある。**	10 内容の改善	19年度当初
118	観光商工室	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	特産品による美容料理開発事業	1,768	三次市特産品（食材・食品）の販売促進のため,特に美容に効果のある栄養成分の基礎データーを作成し,それを基に新メニューを開発する。将来的には,市内の店舗等での提供やパッケージ商品の開発・提供を目指す。	美容料理を広く市内外者にPRし,その料理が継続して提供できるように取り組む。また，季節に合ったメニューの変更等にも工夫する。常に，食された人の声を聞き入れ，より手軽で親しみやす美容料理としたい。	主に３０代から５０代の女性	三次市の独自の料理の開発	体にいいとされる美容料理を三次市内外の人に食してもらう		試食会	回		3	3	開発した美容料理	品		3	3	3	三次市特産品を使った美容料理として登録した作品が3品目完成	3 ある特定の場所でしか提供できないため，美容料理を食してもらう機会が少ない	2 市の特産物を使っての美容料理なので,市との連携が必要不可欠だと思われる	3 三次市の特産品を使って，美容に効果的な料理ということで，料理そのものと，市への関心も深まると思われる	3 美容は健康と同様に関心が高く，美容と名のつくものには，誰もが目を留める	2 美容に対するニーズは大いにあるため，三次市をPRするためにもまずは市内での美容料理を広げることが検討される。	16	D	未実施	未実施	要改善	美容料理として登録されたものを三次市内外に広くPRし,市民が誰でも三次の美容料理を知り,宣伝できるようになる必要がある。また,市内の商店が自主的に美容料理を開発する機運が盛り上がることを考えていきたい。	事業縮小	**先ず，消費者のニーズを掴む取組をすることが先決である。**	内容の改善	19年度当初
																レシピ検討会議	回		5	5																				
119	観光商工室	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	大型観光キャンペーン事業(観光商工室担当分)	3,770	本市が保有する豊かな自然，個性ある歴史・伝統・文化資源，市民が持つ魅力やエネルギーを全国に積極的に発信することにより，「三次」の知名度・認知度を高め，観光客の誘致拡大を図り，本市が賑わい溢れる活気のある"まち"に，また，市民挙げての『おもてなし』の心で，何度も訪れてみたい魅力ある"まち"にするため，官民が協働となって，「三次市観光キャンペーン実行委員会」を設立し，各種事業の展開を図る。	市民が一体となって，観光客に対する歓迎ムードを醸成するには，市全体で各種事業を展開しないといけない。その啓発に向けて，関係機関と協議・調整し，理解度を高めるよう，努めなければならない。	観光客全般と市民	観光客誘致拡大市民挙げての『おもてなし』の心（歓迎ムード）の醸成	地域で開催される各種イベントや情報など，三次の魅力を全国に積極的に発信するべく，HPや雑誌などを活用し，広報PRを強化するとともに，市内一円を花で飾るなど，『おもてなし』の機運の醸成を図る。		おもてなしの花いっぱい事業	回		1	2	市民ボランティア参加人数	名		149		4 観光客誘致へ向けて，各地に点在する魅力を有機的に結びつける方策を検討することは，市全体の魅力を再発見するためにも必要である。	4 新たな施設の開館PRに伴い，近隣施設の紹介を行ったため，県外からの観光客から問い合わせが多数あった。	4 各種事業の展開規模を縮小することは可能であるが，各種媒体を活用する広報PRについては，対象者・規模・時期など計画を立て，実行すべきである。	2 関係者が連携して，各種事業の展開を図ることは可能であるが，市全体のイメージアップに繋がるようなものは，全体の中で調整が必要である。	4 「癒し」や「やすらぎ」を求める観光客は，今後も増加傾向にあると考え，三次の「観光」は社会的ニーズが高い。	3 魅力ある地域をつくるのは，その地域に住んでいる"ひと"であり，交流人口の増加は，その地域を活性化させる最大の方法である。市民を巻き込んで，市全体の活性化に向けて取り組むべきである。	21	C	未実施	未実施	要改善	市域全体が活性化するためには，各種部会について，十分な協議・調整が必要であり，官民一体となって事業の展開を図るべきである。観光に携わる関係者だけでなく，市民を巻き込んで『おもてなし』の心の醸成に向けて，取り組むべきである。	事業拡大	**平成17・18年度における広報活動とホスピタリティーの育成により，着実に観光客の増につながっており，新たな発想で三次の魅力を積極的に発信していく。**	成果の向上	19年度中
120	観光商工室	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	江の川文化圏会議業務	675	江の川流域の自治体（市町）及び国・県の関係機関が広域的に連携し，調査・研究，交流，情報交換などを行い，「環境との共生と地域の拡充」に向けた流域の地域づくり活動の展開を図っていこうとするものである。年1回開催する委員会を関係自治体が持ち回りで「サミット」として開催，16年度は，11月14・15日（2日間）三次で開催，17年度は，11月12日島根県邑智郡川本町で開催，18年度は，北広島町で開催予定である。	市町村合併に伴う構成自治体数の減少から，本会を構成する委員・幹事も人員減となった。広域的な連携，交流を図りながら，地域の情報交換を図っていくには，地域づくりで活力のある民間団体の参画が，今後重要な要素となる。各自治体がそれぞれ，独自の事業を展開しつつ，本会の組織構成として，民間・地域を含めた体制整備・事業展開を図りながら，「江の川サロン」の展開を検討することが，今後の課題である。	広島県と島根県にまたがる江の川流域。現在，6市（大田市・江津市・安芸高田市・府中市・三次市）6町（川本町・美郷町・邑南町・飯南町・北広島町・世羅町）で構成する。	本会は，江の川固有の文化形成を図り，広域連携のもとに江の川流域の活充にまい進することを目的とし，委員会を開催するなどの活動を行う。	年1回の委員会を関係自治体が持ち回りで「サミット」として開催。「環境との共生と地域の拡充」に向けた取組みを図るため，分科会を設置し，各種事業の展開を図るとともに，官民が一体となって，江の川流域の地域づくりに向けた活動を展開する。	効果の検証を行う。方向性とすれば市独自の取り組みを強化していく。文化圏会議においては，未協議市独自としては，大型観光キャンペーン事業にて観光施策の展開を図る。	「サミット」開催	回	1	1	1	機関紙サン太郎通信（三次のイベント情報等）	発行回数（掲載記事）	6(９)	6(１４)	6(１５)	3 県・市町という行政区画を超えた広域的な連携を図ることについては，一応目的を達成していると思えるが，事業の展開は，委員会（サミット）の開催以外には，分科会や専門委員会の活動が停滞している観が否めず，課題も多い。	2 分科会については，民間の参画も検討し，官民一体で取り組む方向性であるが，具体的な事業展開など明確にするべきである。今後は，「江の川サロン」を通じて，具体的な活動の方向性を検討する。	4 本会への負担金については，構成自治体数の減少によりこれ以上の削減は困難である。事業の展開については，本会主催事業（広域連携）と各自治体の特色にあった各自治体独自の事業とに分ける必要がある。	3 構成機関（自治体）と民間組織との協働による事業展開は必要であるが，構成機関が連携し，広域のネットワーク化を維持していくには，実務的な関わり方として，市の関与はある程度は必要である。	2 世界遺産に登録予定の「石見銀山」を含め，今後は，江の川流域がクローズアップされるだろう。	2 江の川流域は，全国的にも過疎化・高齢化が先鋭的に進んだ地域であり，中山間地域を対象とした行政機関の連携は必要であると思う。	16	D	未実施	要改善	要改善	本会への負担金は，運営補助維持のための現状維持が精一杯である。各自治体において，独自で関連施策を実施し，その総括の場が本会となるなど，本会の活動方針等の見直しなど，今後の方向性を検討すべきである。	事業縮小	**市独自の取組へ移行していく。**	効果の検証	19年度当初
																幹事会出席	回		1	2																				
																サミット出席	名		3	3																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
121	観光商工室	第４　産業・経済	１観　光	（２）観光情報の発信機能の強化	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	***備北地区観光連絡協議会***	1,468	備北地域が一体となり，地域の観光資源をはじめとした観光情報を発信し，交流人口を増大させ，地域活性化を図るため，宣伝・情報発信事業を行う。 家族向けの情報発信として，備北地区の食やイベントにスポットをあて，春休み前の３月２日発刊の旅行情報誌「じゃらん中国・四国」4月号に，６ページにわたり掲載した。	市町村合併に伴う構成自治体数の減少，それに伴う観光協会等団体数も将来減る予定である。 また，事業費の86%が備北地区消防広域行政組合からの広域観光事業の補助金であるため，補助が終了すれば，事業の存続が困難である。	観光客・観光施設等	備北地区の市，民間観光関係機関が一体となって広域観光ネットワークを形成し，備北地区全域の観光振興及び地域の活性化を推進し，観光客の誘致拡大を図る。	備北地域が一体となり，地域の活性化を図るため，宣伝活動，情報発信事業を行う。	効果の検証を行い，連絡協議会のあり方を検討する。 関係機関との協議を含め，未検討	担当者会議開催回数	回	1	1	2	旅行雑誌掲載回数	回	4(P 8)	1(P 6)	2(P 4)	3 旅行雑誌の情報掲載については，観光客の誘致を図ることが，大きな目的である。 雑誌購読者から1,000通弱のアンケート回収があったことは，ニーズ調査を含め，今後の施策の展開について有効である。	4 旅行雑誌への情報発信は，1,000通弱のアンケートの回収もあり，効果が高いと思われる。	4 事業費の約9割の大部分を，備北地区消防広域行政組合からの広域観光事業補助金で賄っているため，補助が終了すれば，事業の存続が困難である。	3 自治体数が減少し，将来観光協会数も減少する可能性があり，本協議会の継続運営のためには，観光施設等の参会も視野に入れることも必要である。 いずれにしても，組織継続については，関係機関との調整が必要となる。	3 「癒し」や「やすらぎ」を求める観光客は，今後も増加傾向にあると考え，備北地区が持つさまざまな観光資源は，社会的ニーズが高い。	2 備北地区のさまざまな観光資源を活かし，情報発信など観光PRをすることは，観光客の誘致拡大，地域の活性化に繋がり，地域住民にとって有益であると思われる。	19	C	未実施	要改善	要改善	運営費の大部分を補助金で賄っているため，組織存続も含めて関係団体と協議・調整する必要がある。 観光施設等の参会も検討すべき項目であるが，受益者負担の検討など課題も多い。	廃止	**関係団体と調整して廃止する。**	関係団体と調整	１８年度中
122	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***集落法人経営支援事業***		新たな米政策に対応し，需要に即応した売れる米づくりを推進するため，省力低コスト化の推進と高付加価値米の生産拡大をすることで集落法人経営の安定・高度化を図り，消費者の多様なニーズに対応した米の生産流通体制を構築する。	米価が低迷する中で，水稲を中心にした法人経営においては，省力低コスト化や高付加価値米などの売れる米づくりの取り組みが求められている。 今後，同事業及びふるさと農林業創造プランの各支援策を実施する中で，農業生産法人の経営を改善し，儲かる農林業の実現を図る必要がある。	集落法人	集落法人の米づくりへ，省力低コスト化を推進することで，経営の安定・高度化を図る。	乳苗疎植栽培，無人ヘリ作業体系などの省力低コスト稲作を実践するために必要な田植機の改造経費，育苗に関する費用，無人ヘリ委託料等通常栽培との掛け増し経費の補助。	前年度未実施	乳苗疎植栽培実施面積	ha			1	水稲作付面積に対する導入技術のシェア	%			4	3 乳苗疎植栽培は，通常栽培と比べると育苗管理日数の経減及び苗箱数4割の削減が見込める。このことにより，苗の運搬や田植機への積み込み作業も，通常栽培より省力化することができる。 従って，水稲栽培にかかる経費の削減につながり，経営の改善を図ることができる。	3 乳苗疎植栽培は，経営コスト削減のひとつの手法だが，その他にも大型機械の利用体系を考えるなどコスト削減につながる可能性はある。	4 事業費にかかるコスト削減は，通常栽培との掛け増し経費について，実費相当分を補助することになり，コスト削減の余地は小さい。	4 同事業は広島県の事業だが，実施にあたり市の事業指導や義務負担分の必要がある。	4 今後，農業の担い手である法人のコストの削減が図られれば，法人経営の改善につながり，農業所得の向上につながる。	4 低コスト栽培が広がれば，米の販売価格にも影響がでると考えられることから，実需者側にもより低価格の米を購入することができる。	22	B	未実施	未実施	事業拡大	米価が低迷する中で，水稲を中心にした法人経営においては，省力低コスト化や高付加価値米などの売れる米づくりの取り組みが求められている。 同事業は，無人ヘリ防除へも補助する内容になっており，市のめざす安全・安心な作物振興の方向性と整合をとりながら実施する必要がある。	要改善	**その他の集落法人化に向けた支援策と合わせて，有効な支援を検討する必要がある。**	１０　内容の改善	１９年度当初
123	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***肉用牛ブランド化推進事業***	6,386	畜産農家が行う肉用牛の改良事業に補助金を交付することで，肉用牛の改良増殖を推進し，肉質・増体等の産肉能力の向上を図り，優秀な『三次和牛』のブランドを構築することで生産性の高い畜産経営の確立に資する。	これまでの取り組みにより，市内の繁殖雌牛群は一定以上のレベルに達している。今後は保留及び和牛繁殖農家の確保に重点を置き，この優秀な繁殖雌牛群を市外に流出させないことで他産地に対する優位性を維持するとともに，引き続き改良に取り組む必要がある。	市内畜産農家	『三次和牛』のブランドを構築し，生産性の高い畜産経営を実現する	①優秀繁殖雌牛導入促進事業 ②優秀受精卵移植普及促進事業 ③優秀繁殖雌牛保留促進事業	これまで重点が置かれてきた優秀繁殖雌牛の県外導入から，自家保留へシフトするよう農協担当者等と話し合った。	優秀繁殖雌牛導入促進	件	14	10	5	三次産子牛とその他子牛の平均価格の比較	千円	8	15	—	4 改良に伴う農家負担の軽減は，三次和牛ブランドの構築にとって重要なポイントである。	3 牛の改良とともに，和牛繁殖農家の確保にも力を入れる必要がある。	3 和牛の改良を進め経営効率の高い畜産経営を実現することで，，将来的には補助金が無くても農家自らで改良を進められるようにしていかなければならない。	2 JAに委託するほうが効率的に事業を実施できる。	4 BSE問題等により，食の安心・安全への意識が高まるなかで，国産牛肉，とりわけ生産者の顔が見える地元産牛肉への期待は大きい。	3 和牛の繁殖は当市の農業において重要な位置を占めており，その振興を図る必要性は高い。	19	C	事業拡大	未実施	要改善	これまでの取り組みによって市内の繁殖雌牛は一定レベル以上に達しており，今後は改良と合わせて和牛繁殖農家の確保にも取り組む必要がある。	要改善	**後継者の育成に向けた取組を推進する必要がある。**	１４　成果の向上	１９年度当初
																優秀受精卵移植普及促進	件	58	51	45																			
																優秀繁殖雌牛保留促進	件	49	69	100																			
124	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***フードフェスタ参加***	1,313	広島県内の自治体の産品・加工品が一堂に会する来場者数25万人の一大イベントで，自治体のPR効果，産品の宣伝効果，都市農村交流や観光に果たす役割等，多くの効果が期待できるため，出展を行うものである。	取りまとめ窓口が行政であり，また，これまでは自治体のPRのためのイベント参加という位置付けがなされており，行政主体の参加となっていた。 今後は，取りまとめ窓口は行政であることは変わりないが，参加者主体の出展形式をとり，出展負担金についても参加者が負担し，生産者自らが消費者の顔を見て販売する形態に移行し，「本気のものづくり」を行なっていくことが必要である。 出展負担金を参加者の全額負担としたため，経営基盤の弱い地元加工グループの参加が困難になると思われる。	市内で農産物の生産・販売を行なう者の加工・販売を行なう者及び農産物	都市農村交流型農業の展開，6次産品化の推進，生産者の所得向上	出展者を募り，出展者において生産された産品を販売する。	平成17年度から，出展負担金の一部を参加者に求めることとした。 平成18年度からは，全額を参加者が負担することとした。	出展団体数	団体	28	6	15	販売高	千円	1,530	1,500	1,500	4 都市農村交流イベントへの参加を通して，都市住民の消費ニーズを肌で感じることができるとともに，産品を求めるリピーターができることにより，生産者の所得向上が図れる等，効果は大きいものと思われる。	4 他のイベント参加や，スーパーなどでのインショップ販売等，販路拡大の余地はあると思われるが，多くの来客があるイベントに参加することは，意義深いと思われる。	4 出展負担金の金額はフードフェスティバル実行委員会で定められることとなり，コスト削減の余地はないが，出展小間数の縮小，参加者負担金の徴収等を実施すれば市のコストは削減できる。	2 フードフェスティバル実行委員会の定めにより取りまとめ窓口は行政となるため，完全に関与をなくすことはできないが，参加者中心の体制となるよう，働きかけを行なっていく。	4 都市と農村との交流を，参加者・来場者ともに楽しみにしておられ，「〇〇町の〇〇を買いに来た」という客もいる。 安全・安心，生産者の顔が見える産品へのニーズは高い。	5 都市農村交流イベントへの参加を通して，生産者のやる気を引き出し，ひいては，三次が誇る新たな産品形成を図ることが可能でもある。 三次を発信し，名実をともに高めていくことは，新たな誇りうる故郷を創出することにもつながり，市民ニーズは非常に高い。	23	B	要改善	未実施	事業縮小	市は，出展募集，調整業務のみに関わることとし，実際の出展，販売については，参加者が行うこととする。	事業縮小	**各地域の生産者組織が主体的に参加していくよう働きかけが必要である。**	市民と行政の協働	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
125	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	ふるさとの食づくり推進事業	2,134	地域の食材を活用した伝統料理，郷土料理，季節料理の開発を支援 栄養バランスに優れた健康的な日本型食生活を見直し，季節折々の郷土料理・伝統料理を通して，地域の食文化や伝統文化への消費者の理解を深め，地域で採れた安全・安心で新鮮な旬の食材へのニーズを喚起する。 そのために，優れた郷土料理や地域に伝わる伝統料理などの掘り起こしや新たな郷土料理のメニュー開発を行う。	当該事業を活用し開発されたメニューの定着化と，継続的な改良の実施。 18年度に事業に取り組む団体の掘り起こし。	こし及びメニューを開発する団体及び事業者地元食材を利用した郷土料理・伝統料理の掘り起	食生活を見直そうという動きが形成されつつあるなかで，地域固有の古来から伝わる料理の再現及び地元産の旬の食材を使用したメニュー開発を行なうことで，都市住民（観光客）を始めとした方に三次の食をPRし，リピーターを増やすとともに，地産地消をすすめる。	メニュー開発費用を補助	メニューが完成したのが3月であり，18年4月から実施を行ったため，結果は出ていない。	補助金交付件数	件		3	3	開発された新規メニュー	品		30	20	5	当該事業を活用して，新規に開発された地産地消メニューが大きな話題となり，道の駅など第3セクターの来客数・売り上げに大きく貢献している。 今後はより広範囲な取組とすることにより，地産地消を一層推進することができる。	4	事業に取り組んだ事業者の地産地消に対する意識が普及し，引き続きメニューの開発改良に取り組まれるものと思われる。	4	地元農産物の活用には，一定程度のコストが生ずるのは致し方ないと思われるが，消費者ニーズに応えるための必要経費と認識している。	3	事業者には利益を生ずるものに取り組むことが原則であり，市の目指す「地産地消」の推進のためには，メニュー開発というリスクを伴う初期投資にかかる一部経費負担は，やむを得ないと思われる。	4	食の安全が求められる昨今，地域の第三セクターのレストラン等が地元の安心できる農産物を活用したメニューを提供することは，経営的な向上をもたらすと同時に，その設立趣旨からしても社会的な責任であると考える。	5	当該事業を活用して開発されたメニューを求めて，市内外から多くの集客があることから，市民ニーズが極めて高いことは明らかである。 さらに幅広い取組にすることにより，地域産品への理解，食文化の伝承，都市農村交流等の効果が期待でき，市民ニーズは高い。	25	B	未実施	現状維持	事業拡大	地産地消を主題としたメニューが集客の拡大と共に，三次市の取り組む農政施策への理解も促進される。各メディアからの注目度も高く，市内全域に普及していく必要がある。	要改善	布野の道の駅では，ふるさとバイキングが好評であるが，人間の食に対する思いは常に変化していくもので，その変化を認識し，改良を加えていくことが必要で考える。	１０　内容の改善	１９年度当初
126	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	三次農産物ブランド認証制度	354	一定基準に基づき，化学肥料・農薬の使用を抑えた農産物を認証し，安全・安心な三次ブランド農産物として販路の拡大を図る。 また，地元産農産物を使用する商店を認証し，地産地消を推進し，市民の消費拡大を図る。 一方，この認証制度を推進することにより，生産者のより安全・安心な農産物生産の意欲を喚起し，堆肥による土づくりなどの循環型農業の実現を図る。	○認定基準の設定やその確認を誰がするのかなど，実施にあたっての課題がある。また，多くの三次産農産物は，広島の市場やきんさい館へ 出荷されており，三次市内の流通機関を巻き込みにくい。流通の仕組みを含め，流通機関を取り込んでいくことが課題である。 ○流通の形態によっては，認証シールの添付のみでは直接販路の拡大や農家所得の向上につながりにくい。通信販売・カタログショッピングなど の流通形態も視野に入れ，三次市独自の新たな認証の仕組みを創造していくことが課題である。	新鮮・安全・安心な三次産農産物	地元産の安全・安心な農産物を三次ブランド品として認証することにより付加価値を付け，消費者に対し有利販売を行うことで，市場価格を安定させるとともに，販路を拡大し農家所得の向上を図る。	○新鮮・安全・安心な地元産農産物を三次ブランド品として認証 ○地元産農産物を食材として提供している商店を認証	前年度未実施	先進地視察研修及び検討会	回		2	4	ブランド農産物認証件数	件			2	4	個々の農家では，消費者に対する安全・安心の信頼を得ることは限界があり，行政が認証することで，安全・安心という付加価値を付けることを支援することは，他地域の農産物との差別化が図られ，農家所得の向上が期待できる。	3	行政が認証することで，三次産農産物への消費者の信頼性をより高めることができる。	4	個々の農家では，消費者に対する安全・安心の信頼を得ることは限界があり，他の手段は考えにくく，コスト削減の余地は小さい。	4	全国的には直販施設ごとに取り組む事例もあるが，認証の信頼性を高め，市内全域を対象にした取り組みとするために，市が支援することが望ましい。	5	生産者には，消費者に対し安全・安心な農産物を提供する責任があり，農薬や化学肥料の使用を抑えた環境にやさしい循環型農業が求められいる。また，環境問題や食料自給率向上からも地産地消が求められており，社会的ニーズは極めて高い。	4	BSEの問題や鳥インフルエンザなどの家畜の病気，農産物への残留農薬，残留抗生物質などによる健康への被害が心配されており，市民から安全で安心な農産物を求められている。	24	B	未実施	未実施	事業拡大	農産物を有利販売するためには，「三次」をブランド化することが必要であり，ブランド認証制度の確立だけでなく，生産段階からの施策を実施することが必要である。	要改善	取組がスタートとして2年目を迎えても，ブランド認証制度の優位性が検証されていない中で拡大はありえない。まず，方針を決めて推進することが必要である。	１５　効果の検証	１９年度当初
127	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	産地づくり対策交付金	175,400	水稲以外の作物作付等を実施した農業者に対し助成を行う。 助成内容は水稲以外の作物作付等を実施した農業者への「基本助成」，また，生産調整推進上の地区で米の生産調整を達成した農業者に対し，「達成加算」，水稲以外の麦・大豆や飼料作物，そばといった土地利用型作物を担い手が一定規模で実施した場合に交付する「担い手加算」，そして，市の振興する作物を作付し，一定要件で出荷している農業者へ対し交付する「振興作物加算」，集落営農集団や法人を育成，支援していくための「担い手育成助成」からなる。	従来は，行政が主体で産地づくり対策を講じてきたところだが，今後は，農業者，農業者団体の取り組みも積極的に取り込んで産地づくり対策を講じる必要がある。	米の生産調整に寄与する農業者	水田を利用した農業経営の確立と担い手の育成	産地づくり対策の実施計画書の内容を現地確認し，交付金の交付を行う。また，水田農業ビジョンの点検を行い必要に応じて助成体系の見直しを行う。	担い手育成に向けて新たな助成種別を設けるなど，交付金の有効活用を図った。	交付金交付対象農家数	人	4,002	4,024	4,200	交付金対象水田面積（実面積）	ha	944	1,060	1,060	4	麦・大豆について，パンやパスタ，豆腐や味噌などに加工するため，地元での需要も大きい反面，販売単価が安いため，収支面では交付金に大きく依存をしている。 また，転作を実施するにあたり，農業者の経営を大きく支えている。	3	転作の奨励金として，助成制度が恒常化しているため，同制度を利用した新規植栽等の成果が現れにくくなっている。	3	農業者，農業者団体の主体的な取り組みへと移行することにより，コスト削減の可能性がある。	2	農業者，農業者団体が主役となって取り組まれることが望ましい。	4	国の「食料・農業・農村基本計画」では，食料自給率の向上，安定供給の確保，担い手の育成等に重点的に取り組むこととされており，産地づくり対策はそれらの目的に資する制度であり，生産者のニーズは高い。	4	麦や大豆といった転作作物は，地元産のパンやパスタ，豆腐等の加工品の原材料として使用され，これが市民の間にも定着してきていることから，消費者や生産者のニーズは高い。	20	C	未実施	現状維持	要改善	今後は，農業者・農業者団体が主体的に取り組むことで，各自の販売戦略に即した産地づくり対策を講じることが必要である。	要改善	先ず，生産者が経営感覚を身につけ販売展開していくことが重要であり，そのためにも個人での取組でなく，組織的な取組が行えるよう，行政が支援していくことが必要である。	１　市民と行政の協働	１９年度当初
128	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	新規就農総合対策事業	1,870	意欲ある地域農業の担い手として，新たに市内に就農する若者等を育成確保するため，三次地域新規就農者研修事業後，引き続き栽培・経営研修を必要とする新規就農者及び就農者の栽培及び経営研修受け入れを実施する農家・団体等に対して助成を行い，地域農業の活性化を図る。	現行の制度では，三次地域新規就農者研修事業終了者に対象を絞って支援を行っているが，団塊の世代等の定年帰農者も含め，U・I・Jターン者等で，意欲ある新規就農者を支援できる制度としていく必要がある。	新規就農者及び就農者の栽培及び経営研修受け入れを実施する農家・団体等	新たに就農する若者等の支援を行い，新規就農者の経営の安定を図る。	対象者への資金支援（補助金の交付） ①　新規就農者：20，000円／月 ②　栽培及び経営研修受け入れを実施する農家・団体等： 30，000円／月	前年度評価：要改善 現在，三次地域新規就農者研修を受けている新規就農者が，2名おり，平成19年度対象者は，3名となる。 新規就農者に対する支援は，ニューファーマーサポート事業以外にないため，今後も継続していく必要がある。	新規就農者補助金交付件数	件	3	3	1	新規就農者数	人	3	3	1	4	地域農業の担い手の育成・確保につながっている。	5	新規就農者は，積極的に，視察研修等に参加しており，生産技術の向上にもつながっている。 3年間の補助期間中，年々，新規就農者の所得も上がり，生産性の向上につながっている。 新規就農者の経営基盤づくりに大いに役立っている。	4	収入が少ない新規就農者への支援は，削減余地が小さい。 また，栽培及び経営研修受け入れを実施する農家・団体等への支援については，団体の努力により研修コストを削減していただいており，実態に即して補助金を交付している。	5	意欲ある地域農業の担い手として，新たに市内に就農する若者等を育成確保し，地域農業の活性化を図るために市が主体的に支援する必要がある。	4	農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中で，新たに就農する若者の育成が社会的に求められており，新規就農者に対する支援は社会的ニーズが高い。	3	安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を求める市民ニーズは高い。反面，地域農業の担い手は年々減少し，耕作放棄地や遊休農地が増加しており，生産高は減少する傾向にある。 地域農業の担い手の確保と地元農産物の生産高向上という市民的ニーズがある。	25	B	未実施	要改善	事業拡大	農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中で，新たに就農する若者の育成が社会的に求められている。新規就農者は，技術的に未熟であり，また資金力がないため，行政がバックアップしていく必要がある。	要改善	将来に渡って地域に根ざす人が求められることから，まず，希望者の適正化研修を行うことが必要であり，その研修を終了した者に対して支援するシステムの構築が不可欠。	１０　内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
129	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***認定農業者育成事業***	8,000	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加している。意欲と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図り，併せて農地保全を図るため，借地権設定による認定農業者への農地集積を支援する。	賃借権設定の更新を含めた現行の補助金制度では，直接農地集積の拡大に繋がらない部分も含んでおり，要綱の見直しを行っている。 しかし，農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており，認定農業者の農業経営規模拡大による経営の安定と農地保全のため，今後も認定農業者育成事業を継続していく必要がある。	３年以上の賃借権の設定を受けた認定農業者	認定農業者の農業経営の安定を図る。	賃借権の設定による農地集積を支援（補助金の交付） ①　3年以上6年未満：6，000円以内の額／10a ②　6年以上10年未満：15，000円以内の額／10a ③　10年以上：20，000円以内の額／10a	前年度評価：要改善 賃借権設定の更新を含めた現行の補助金制度では，農地集積の拡大に繋がらない部分も含んでおり，要綱の見直しについて検討している。 しかし本市において認定農業者に対する唯一のメリットであり，耕作放棄地の減少にもつながっていくため，今後も事業を継続していく必要性がある。	補助金交付件数	件	23	33	35	利用権設定面積	㎡	558,117	707,456	135,000	4	4	3	3	4	4	22	B	未実施	要改善	要改善	賃借権設定の更新を含めた現行の補助金制度では，直接農地集積の拡大に繋がらない部分も含んでおり，要綱の見直しを行う必要がある。 しかし，耕作放棄地・遊休農地が増加しており，認定農業者の経営安定と農地保全のため，今後も認定農業者育成事業を継続していく必要がある。	要改善	**若手を中心とした担い手の育成が重要であり，これに向けた取組みを模索する必要がある。**	１０　内容の改善	１９年度当初
																					認定農業者数	人・団体	110	112	113															
130	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***農地集積・保全管理***	1,483	適正な農地の保全管理を円滑に行うため，JA三次営農センターと業務委託契約を結び，地域農業を支える多様な担い手を確保・育成し，農作業の受委託及び戦略的な転作作物の導入等による地域営農体制の再編に向けた企画・提言・指導・調整活動を行わせるとともに，農作業受委託に係る事務等を代行させる。	経営構造対策事業（マッピング）との関連事業として位置づけられているが，経営構造対策事業において地図作成未了地区が存在する。 平成18年度にはデータ整備を完了し，本格運用する予定であるが，整備後には農地の分合筆等の異動が生じるため，引き続きデータ更新を行なう必要が生じる。	地　農業振興地域農用地区域内のすべての農業者・農	市の保有する農地情報を活用し，農作業の受委託を円滑に実施するとともに，生産調整支援システムの活用による戦略的な転作作物の導入と効率的な農地利用を推進し，農業経営の効率化を図る。	農地情報を活用した営農支援事業 ①　農作業受委託の指導・調整活動及び業務の代行 ②　戦略的な転作作物導入のための企画・提言・指導	前年度評価：現状維持	地域農業経営研修会	回	35	40	40	農地利用集積面積	ha	38	100	100	5	5	5	5	5	5	28	A	未実施	現状維持	事業拡大	経営構造対策事業との関連事業であり，平成14年度から平成18年度まで年度別の計画を作成し順次事業を実施している。 この事業に関しては，現在の農業農村が抱える多くの課題に対処するために必要不可欠な業務であり，事業完了後には大きな成果があるものと期待できる	要改善	**本事業で得られた成果を生かして，農業経営の効率化を図る。**	１４　成果の向上	１９年度当初
131	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***米生産調整***	7,357	主要食糧の需給及び価格の安定を図るため，国が毎年定める基本方針に基づき，市が水稲の生産目標数量及び生産目標面積を，集落の代表者を通じて各農家へ配分している。 平成19年度からは，今年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で，行政による生産目標数量の配分は行わず，国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき，農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施する新システムをスタートする予定である。 平成18年産米の三次市への生産目標数量は17,266.3t，生産目標面積は3,326.8haで前年対比1.4%の増であった。	米の計画的生産により価格の安定を図るとともに，制度を利用しながら売れる米づくりの推進，流通・販路の創意工夫により，米の販売の拡大を図っていく必要がある。	米の生産者	生産者が主役の需給調整システムを確立することにより，市場の需要動向に応じた生産が行われ，米の需給や価格の安定が図られることを目的とする。	生産目標数量の配分及び生産計画の確認	前年度評価：要改善 制度を利用しながら，他の産地に負けない生産，販売体制を確立するため，今年度から闘う農政プロジェクトチームを設置し，三次産の農産物の販売促進体制をとった。	配分対象農業者数	人	7,737	7,758	7,461	米の数量調整実施者	人	7,338	7,322	7,044	3	3	3	2	4	4	19	C	未実施	要改善	要改善	米の数量調整については，消費者や市場を重視した売れる米づくりの取り組みが配分数量に反映されるようになっており，これまで以上に消費者ニーズに対応した生産・販売方法の推進が重要になってきている。 今後も米の計画的生産により価格の安定を図るとともに，制度を利用しながら，売れる米づくりの推進，流通・販路の創意工夫により，米の販売の拡大を図っていく必要がある。	事業縮小	**三次ブランド米の推進をはかり，農家所得の向上を目指すためには，生産調整は徐々に縮小していく必要がある。**	内容の改善	１９年度当初
132	農業委員会事務局	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（１）儲ける農業戦略	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	***広島県農業会議に関すること***	1,229	農業会議の業務（農業・農民に関する意見の公表，行政庁への建議，行政庁からの諮問に対する答申，農業・農民に関する情報提供・調査及び研修，農業委員会委員の研修，農業委員会が所掌する事項に関する助言・協力）が円滑に行えるよう連絡調整をする。平成17年度は農業委員研修を4回実施した。	市町村合併に伴う構成市町の減少により，負担金（均等割）の見直しが行われる予定（平成20年度以降）である。	農業委員会の上部組織（関係機関の連絡調整）	県内各市町農業委員会が適正な委員会業務ができるようにする。	上部組織による指導・助言と連絡調整。	委員研修を行い，資質の向上を図った。	農業委員研修会	回	2	4	3	農業委員研修会	回	2	4	3	4	4	4	4	3	3	22	B	未実施	現状維持	要改善	委員研修等積極的に行うよう調整する。	事業縮小	**事務・権限移譲や構造改革特区提案の活用など，今後の方向性を検討する。**	内容の改善	１９年度中
																農業会議連絡調整	式	1	1	1	農地法第4・5条諮問件数	件	133	131	150															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
133	農業委員会事務局	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（1）儲ける農業戦略	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	農家相談日に関すること	141	農業委員が，農家の農地・農業経営等の相談を受け，その問題点に対する対応策等の助言を行う。農業委員の業務として随時相談は受けているが，相談日を設けることにより農家は相談がしやすい。平成17年度の開催回数は1回，市内17会場で実施した。	農政部局との連携（相談事項の反映）	農家	農地の所有権，賃借権，相続，営農などの問題に対して農業委員が助言を行い，農地の効率的な有効利用を図り，農業者の地位の安定や農業生産力の増進を図る。	農業委員による農家相談	相談日の開催は年1回としている。	農家相談件数	件	26	10	15	農家相談件数	件	26	10	15	4 相談内容をみると，高齢化等による耕作困難，耕作者の紹介などの相談が多く，賃借権等の設定を進め遊休農地を増加させないよう努めている。	4 農業委員として日常的に相談は受けているが，相談日を設け農家の相談を受けることも必要である。	4 法律に基づく農業委員の業務である。	4 法律に基づく農業委員の業務である。	4 農家の相談窓口のひとつになっている。	4 行きやすい農家の相談窓口になっている。	24	B	未実施	要改善	要改善	農家からの相談を受け助言等行うことは農業委員の業務であり日常的に相談は受けているが，相談日を設けることにより農家の方は相談しやすくなる。相談会場の設け方などについて農家の方にとって不便とならないよう改善を検討する。	事業縮小	相談日の相談件数から判断してを相談日の指定をせず，いつでも相談を受けられる体制を整備する。今後は，廃止を含めて通常業務の範囲内で可能かどうか検討する。	内容の改善	19年度当初
134	農業委員会事務局	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（1）儲ける農業戦略	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	農地保有合理化促進事業	283	農業経営を営む者に対し農地の売買・貸借を行う場合，農地保有合理化法人（財・広島県農林振興センター）を活用し農地の所有権移転等を行う制度で，税制上の優遇措置等を受けることができる制度。平成17年度は3つの農業集落法人への農地集積（121．9ha）を行った。	啓発媒体を活用した情報の提供。	農業者	担い手へ農地を集積する。	農業で自立を目指す者へ農地の利用集積を図る。	広島県農林振興センターとの連携を密にし農業者が行うべき事務手続きなどの指導，助言を行った。	農地保有合理化事業対象件数	件	2	3	2	農地保有合理化事業対象件数	件	2	3	2	4 農地保有合理化促進事業実施要綱の目的と合致している。	4 特に農地の売買を行う場合税制上の優遇措置を受けることができる制度である。	4 農地を取得する場合多くの資金を必要とするときには，有効な制度であり他の手段は現行制度ではない。	4 法制上農業委員会が行う事業である。	4 農地の取得等を希望している農業者には本制度も必要である。	4 農地の取得等を希望している農業者には本制度も高いニーズがある。	24	B	未実施	現状維持	要改善	広島県農林振興センターとの連絡調整を緊密に行い農業者へのサービス向上に努める。	要改善	広報を充実し農業者へのサービス向上に努める。	13 サービスの向上	19年度当初
135	布野支所 地域振興グループ	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（2）「消費者が求める安全・安心・そしておいしいもの」へのこだわり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	さんそんネット関係業務	70	平成15年度に君田村・布野村・作木村が，広島県の中山間地域総合整備事業で整備した地域情報発信システム（販売管理システムと地域情報システム）の運用業務。 運用形態は，管理を株式会社君田トエンティワンへ委託し，システムの運用、維持管理を行っている。また，各観光施設では設置してある公共端末の通常の管理，生産者情報登録の受付を行っている。各支所においては，公共端末設置の観光施設に限らず観光やイベントの情報など地域情報の提供を行っている。	各産地直売所の生産者全員が販売管理システムに加入しているが，地域情報システムの基本となる生産者情報への全員の登録ができていないため，登録の促進と、登録情報の充実が課題。	地域情報システムについては都市住民を中心とした消費者を対象に，販売管理システムについては君田町・布野町・作木町の農林水産業生産者を対象にしている。	地域の農家に向けて農業生産情報や市況情報を発信し，農業生産の向上を図ると共に，広く一般へ地域の特産品やイベント情報，地域資源の情報を発信して，都市農村の交流の活性化を図ることを目的としている。	地域情報システムは，ホームページを作成し，各観光施設に設置してある公共端末またインターネットで広く情報の発信を行う。販売管理システムは，各産地直売所の売上情報を生産者へFAX・ホームページ・携帯電話などで伝える。	生産者に積極的に働きかけた結果，売上げ情報確認のための情報端末新規登録者が，対前年比で25%増の80名（会員数140名）となった。	イベント情報掲載回数	回	10	12	12	販売管理システム登録者数	人	50	60	80	3 販売管理システムを利用した追加搬入，年間を通した戦略的な生産に活かしている人が少しづつではあるが増えている。 また，公共端末の利用者は多いが，ホームページへのアクセスが少なく，情報発信の面では今のところ貢献度が小さい。	3 販売管理システムを活かしての追加搬入の促進や，ホームページの定期的な更新とニーズに応えた情報の提供を行うことによって，売上の増加・入込観光客の増加が図れる。	4 コストのほとんどが維持管理費。特に，システムのメンテナンスにかかっており，コスト削減に努めて最低限度のメンテナンスを行うようにしている。今後はコスト削減よりも、コストに見合った成果を出していければよい。	2 業務のほとんどを委託で行っているため，市が行う部分は修繕の対応と情報提供，生産者の加入促進などである。	4 地域情報システムについては，多くの方がホームページを使った情報収集を行っている状況にあり，ニーズに答えているものと言える。今後は内容を消費者ニーズに近づけていく必要がある。	3 販売管理システムについては，生産者によってその活用程度に大小差があるものの，販売情報を活用している。生産者からも好評である。	19	C	未実施	要改善	事業拡大	現状の運営方法の中で，生産者・消費者の両方へのPRを高めることで、成果の向上が図れる。	事業縮小	費用対効果の検証と活用方法の改善が必要である。	成果の向上	19年度当初
136	ふるさと農林室	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（2）「消費者が求める安全・安心・そしておいしいもの」へのこだわり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	ふるさとランチ	10,755	「ふるさと農林業創造プラン」の柱として，地産地消を推進することとし，平成15年7月から給食の献立を工夫しながら，地元で生産された安全・安心で新鮮な旬の農産物を給食に取り入れた「三次市ふるさとランチ」を開始した。	事業開始時には，ベジタハウスが食材の供給を行っていたが，量の確保，採算，手間の面から，事業廃止したため，平成17年度に再度食材供給体制を構築することが必要となった。 地域で子どもを育てるという市民意識の醸成を図りながら，学校給食への地元産農産物を供給する体制づくりを，地域ごとに進めていくこととし，自治組織への働きかけを行ったが，全体的な取組となっていない。また，平成17年度以降は予算化せず地域の自主的な運営にゆだねている。 さらに，計画されている給食センター設置との整合を図ることが必要である。	農家・保育所の児童・園児	安全・安心で新鮮な旬の農産物を学校給食に取り入れ，地元野菜の消費拡大を図る。（学校・保育所の教育現場においては，このふるさとランチを利用し，児童・園児への食農教育を推進する。）	地元産農産物を学校給食へ供給するための体制づくり，及び供給事務を支援する。	昨年の評価：事業拡大 給食への食材供給を地域で行う取組が始まったことは，評価できる。	ふるさとランチ実施調理場数	件	10	8	10	農産物供給量	kg	5,704	—	—	4 学校給食は，大勢の市民が同時に地元産農産物を消費する場であり，地産地消の効果は大きい。また，児童・園児を通じ，親への教育効果も期待ができることから，安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を家庭の食生活へ取り入れることも進み，地産地消の効果を広げていくことができる。	3 学校給食は，大勢の市民が同時に地元産農産物を消費する場であり，地産地消の効果は大きい。また，児童・園児を通じ，親への教育効果も期待ができることから，安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を家庭の食生活へ取り入れることも進み，地産地消の効果を広げていくことができる。	5 H17，18年度は，受益者負担としており，事業の予算化をしていない。	4 市立の教育施設・保育施設への地元産農産物の消費拡大であり，生産者と連携した取り組みを行うことが求められている。また，市が推進している食農教育の推進の視点から，市が主体的に取り組む必要がある。	5 次代を担う子ども達に安心で安全な食材を提供できる。また，生産者にとって販路拡大につながっている。	4 地元農産物の消費拡大につながる。子ども達の食生活改善にも効果が期待できる。	25	B	未実施	事業拡大	終了	事業の有効性からみて取組を広げていく必要はあるが，特に予算化されておらず，今後「地産地消」の取り組みの1つと位置づけ，推進していくべきと考える。	終了	地域の自主的な取組へ移行	地域の自主的な取組へ移行	18年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
137	ふるさと農林室	第４産業・経済	２農林畜産業等	（２）「消費者が求める安全・安心・そしておいしいもの」へのこだわり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	地産地消の推進	709	三次市は，策定した「ふるさと農林業創造プラン」の柱の一つに地産地消の推進を掲げ，三次市の特産品の消費拡大PRとあわせて，学校・保育所給食への安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を取り入れた「三次市ふるさとランチ」を推進している。 「米」は三次市の代表的な農産物である。従って，米飯給食を中心にした「三次市ふるさとランチ」は，地元産農産物の消費拡大とあわせて，学校・保育所における食農教育として，地域の食文化を理解する上で重要な役割を果たすものといえる。 また，学校給食に米飯を取り入れるため，平成14年度から17年度まで，米飯学校給食用食器を導入した。 平成18年度においては，自治組織が給食用食材を供給するにあたり，食材の品質保持のため，保冷庫を導入す	米飯給食実施校の増校や地元農産物の学校給食への安定的な供給体制づくり。 各地域の自治組織の取組への拡大を図るための普及啓発が課題。	三次市市民，特に小学校の児童	給食への供給により，地元農産物の消費拡大を図る。 次代を担う子どもたちに給食を通じて地元産の食材に接する場をつくり，「食」への感謝の心を育て，農業及び農産物への理解を深める中で，子どもや親が適切な食生活を実践できる環境を整えていく。	小学校へ米飯給食用の食器を導入（H14～H17） 自治組織が食材供給に取り組むための保冷庫導入補助金の交付 小学生の農業体験の実施	積極的に推進する。 自治組織の食材供給への取組を推進したことにより，取組拡大の機運が高まりつつある。自治組織，学校，市が連携して，小学生の農作業体験を通じての農業への理解を深める取組を始めた。	保冷庫導入数	台			2	米飯給食実施校数	校	22	26	30	4	モデル的に実施した田幸小学校では，児童の食や農業に対する関心は非常に高く，特に給食の残食率にも改善が見られることから，取組を拡大することにより，市全域での効果が期待できる。	3	自治組織の取組への意欲が不十分であるため，普及啓発の必要がある。 農産物の生産の調整など，安定的な供給に解決すべき課題はまだ多い。	4	米飯給食及び地元産農産物の食材供給のための最低限の初期投資であり，コスト削減の余地は少ない。	3	生産者（農家）・消費者（学校）双方にニーズは一致しているが，両者の調整を図りスムーズな運営を図るため，市（農林室・コミュニティセンター）への期待は大きい。	5	5	子どもたちに安全・安心な農産物を利用した学校給食を提供し，地域への理解を深めさせることは，保護者だけでなく地域全体の願いである。	24	B	未実施	事業拡大	事業拡大	学校給食への地元農産物供給は，地域農業の振興だけでなく，その教育的作用からも大きな成果が見られ，市内全校に普及していくことが求められている。 また，学校給食への取り組みだけでなく，幅広い観点から「地産地消」を推進していく必要がある。	事業拡大	**市内で消費できるシステムづくりを推進し，生産者の顔が見える「安全・安心なの農産物」を提供していくことが，農家所得の向上にもつながり，後継者も育成できる。**	事業内容の拡大	１９年度当初
138	地域整備グループ	第４産業・経済	２農林畜産業等	（３）やりたい農業の支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	特産品の加工・販売振興（君田）	8,994	君田地域農産物等活用型交流促進施設「森の食彩館」を拠点とした，各特産加工グループの特産品開発，販売の取り組みの拡大を図る。	原材料の生産，加工，販売，集客の一連の仕組みづくりを，地産地消や観光キャンペーンの取り組みへ位置づけ行なっていくことが必要です。	農家・各特産加工グループ	既存特産品の商品力の強化と販路の拡大，新商品の開発及び地元産原材料の安定供給システムの確立	新たに三次市全域で組織される農産加工団体協議会（仮称）への参画を推進し，他団体との交流により商品力，販売力のレベルアップを図る。	「森の食彩館」を（株）君田トレンティワンが指定管理者として運営管理することにより，君田温泉という観光スポットと一体となった特産品の販売開発が期待できる。	森の食彩館利用日数	日	2,739	2,826	2,900	販売額	円		4,486,528	5,000,000	3	「森の食彩館」は農産物等の加工施設として活用されているが，商品開発，特産振興の拠点として，より有効に利用していくことが必要です。	3	共同利用が可能な施設は，特産品の生産のほか，新商品開発の取り組みにも広く活用が期待されます。	3	独自運営が可能となるよう，「森の食彩館」利用者の収益性の向上を図らなければなりません。	4	特産品により収益をあげ，経営が確立されれば市の関与の必要性は少なくなりますが，零細な団体が多い現状では市の支援により特産の振興を図らなければなりません。	3	奥田元宋美術館やはらみちを美術館の開館による入り込み客の増加により，この地ならでは品の特産品に対する需要は更に高まる見込みです。	5	特産品の振興は，農林水産業関係者のみでなく，商工業者，観光関係者にも深く関係する事業です。「お客様」に喜んでいただけるような，特産品の開発，既存商品の改良等は急務です。	21	C	未実施	要改善	要改善	特産振興の必要性はこれまでもいわれていたことですが，行政の都合による推進ではなく，意欲のある農業者（事業者）が，自由な発想で主体的に取り組めるルールづくりが必要です。	事業縮小	**君田町「森の食菜館」を拠点とする特産品の加工・販売については，市の関与を見直し，団体等の自主運営を促進する。**	市民の多様なの活用力	１９年度予算
139	ふるさと農林室	第４産業・経済	２農林畜産業等	（３）やりたい農業の支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	アスパラ価格補償支援事業	4,772	三次市の振興作物であるアスパラガス生産農家の経営安定を図るとともに，計画的生産・出荷を推進し，安価価格補償を充実させる。	近年，アスパラガスの価格が低迷しているため，生産者の経営は厳しい状況にある。あわせて，アスパラガス生産者の高齢化により，廃園が増加している。今後，アスパラガスのブランド化・産地化を図るため，新規植栽者の意欲を喚起し，安心して出荷できるよう制度の充実及び予約数量の増加が必要である。	アスパラガス生産者	市場価格低落時に補給金を交付することにより，生産者の経営安定と野菜の安定供給に寄与する。	予約数量に対して負担金支出。	前年度評価：要改善 国・県の制度に基づき事業を実施しているが，本年度から制度が改善され，三次市においては，野菜価格補償のうち産地化を図るため，アスパラに特化した事業を実施する。	予約数量	t	235	229	223	補償金交付金額	千円	23,184	23,641	20,000	4	野菜生産は気象等自然条件の影響を受けやすく，価格が常に変動するため，生産農家所得を不確実なものにしているが，価格補償制度による価格補填金を交付することにより，価格の安定性が図られている。	4	野菜生産は気象等自然条件の影響を受けやすく，価格が常に変動するため，生産農家所得を不確実なものとし，生産意欲を削ぎ生産面積の減少につながっている。価格補償制度による価格補填金を交付することにより，価格の安定性が図られている。	5	他の手段はない。	5	野菜の生産出荷の安定と生産者の経営安定，消費者への安定供給を図るため，野菜価格安定制度は重要であり，行政として行う必要がある。価格補償については，国・県の制度に基づき実施することが効果的であり，行政の責任で行うべきである。	4	価格の不安定は，生産農家所得を不確実なものとし，廃園などの増加から生産量の急激な減少や，それに伴う価格の急騰を引き起こす可能性がある。農産物の自給率を上げ，農業を支えていく面で社会的ニーズが高い。	3	価格の低落は，生産農家の生産意欲を削ぎ，生産量の減少やそれに伴う価格の急騰を引き起こす可能性がある。生産農家の経営安定を図り，野菜の計画的生産・出荷により，価格の安定を図る点でニーズがある。	25	B	現状維持	事業拡大	事業拡大	三次市は，アスパラガスのブランド化，産地化を図っている。野菜価格の安定制度は，野菜の生産出荷の安定と生産者の経営安定，消費者への安定供給を図るために重要な役割を果たしている。	要改善	**生産者が減少する中で，将来にわたってアスパラ推奨の必要性の有無を検証する必要がある。**	１５　効果の検証	１９年度当初
140	ふるさと農林室	第４産業・経済	２農林畜産業等	（３）やりたい農業の支援	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	経営構造対策事業（調査分析活動）	15,829	農業者の高齢化，担い手，後継者の不足等により農業生産活動が不可能となった農家の増加に伴い，農地の荒廃や遊休地化が進んでいることから，地域における農作業受委託の斡旋が求められている。 また，転作作物の収益性の向上や農地利用の集積への支援も求められている。 これらを実施するためには，農地の各種情報を一括管理することが重要であり，農地情報と地図情報とをリンクさせることにより，一層の効果が見込めることから，これらの情報を統合的にコンピュータに入力・管理すると同時にデータ活用システムを構築し，住民ニーズに応えることを目的に事業を実施する。	農地の分筆等により，農地情報と地図情報の不突合が予想されるため，今後もデータ更新を行なう必要が生じる。	農業振興地域農用地区域内のすべての農業者及び農地	農地情報の活用による耕作放棄地の発生防止と，遊休農地の有効活用による農地保全，農作業の効率化等による農業経営の低コスト化	①コンピュータへの農地情報及び地図情報入力 ②農作業受委託支援システム及び生産調整支援システムの導入 ③データ及びシステムを活用した営農活動の支援	前年度評価：現状維持 ①市内全域の地図情報入力に至っていないため，引き続き平成１８年度事業終了までに入力を行なう。 ②農地情報と地図情報との突合ができていないため，引き続き平成１８年度事業終了までにデータ整備を行なう。③システムの有効活用を推進するため，JAとの連携により体制整備を図る。	地図作成筆数	筆	14,800	15,200	20,000	農地利用集積への活用	ha		100	166	5	農地荒廃の防止，遊休農地の活用，農地の利用集積等のために，農地情報と地図情報がリンクした形で確認できることは不可欠であり，そのためにはコンピュータにこれらの情報を入力し，一括管理を行なうことがシステム・データ利活用において最も適切である。	5	市内全域のデータ整備がH18で終了予定であり，システム・データはこれからが本格的な活用となる。整備完了後には事業効果が充分得られるものと思われる。	5	他の手段はないものと思われる。	5	農地情報，地図情報とも行政所有の個人情報であり，民間事業者の参入はない。 なお，情報の入力業務については，情報保護の覚書を締結したうえで業務委託を行なっている。	5	農業者の高齢化，担い手不足による農地荒廃や遊休農地の増大は深刻な問題であり，農地保全及び環境保全の両面から社会的ニーズはきわめて高い。	3	農地荒廃の防止は，水田の多面的機能（洪水防止，生態系維持等）の確保に重要な役割を果たすものであり，市民ニーズがある。	28	A	現状維持	終了	終了	平成14年度から平成18年度までの継続事業であり，年度別の計画を作成し順次事業を実施している。 この事業に関しては，現在の農業農村が抱える多くの課題に対処するために必要不可欠な業務であり，事業完了後には大きな成果があるものと期待できる。しかし，農地の分筆等により，農地情報と地図情報の不突合が予想されるため，今後もデータ更新を行う必要がある。	終了	**本事業は５年間で終了する。**	５年間で終了	１８年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
141	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（３）やりたい農業の支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***地域営農集団育成***	1,383	本市においては，農業従事者の高齢化及び後継者・担い手不足による農地荒廃が懸念されているとともに，個人で行なう農業経営は限界を迎えており，集落の農業を効率的に行なう組織として，地域営農集団の活性化が必要とされている。 このため，研修会参加や農業法人化に向けた取り組みを行なう等，地域営農集団の積極的・主体的な活動を支援するため，活動費補助金を交付する。	他の職業から得た収入を農業経営へあて，個人の生活タイルに合わせて農業を行う個人単独での農業が増えており，活動のない地域営農集団が目立っている。 この補助金は，農業経営の集団化や法人化への一助となる活動補助金であるが，あわせて市が研修等を仕掛けるなど，農業者の経営意識の向上を一層図る必要がある。	地域営農集団	個人で行なう農業は，経営規模の拡大や低コスト化による経営安定化を図る上で，すでに限界を迎えており，地域をあげて土地利用を集積し，効率的な農業経営を行なう農業集団の活性化を図る。 ひいては，集落農場型農業生産法人の育成をめざす。	研修会等への参加などを通して，農業集団で行なう農業経営体制の構築を図るための活動費に対し，補助金を交付する。	前年度評価：現状維持	補助金交付団体件数	件	6	9	7	集落農場型農業清算法人設立数	団体		4	3	5 活動費の捻出は地域の農業者の大きな負担となっており，補助金を交付することで積極的な活動への気運を醸成することができる。	5 昨年度補助金を交付した集団については，集落での意識高揚等の効果が現れており，研修を重ねる等，活発な活動が行なわれている。 農業法人化に取り組む地区は4地区にのぼっている。	5 研修活動参加等については，移動費や研修負担金等を伴うことが多くあるため，今後の事業費拡大が必要であり，コスト削減ん余地はない。	5 他の方法がない。	5 地域農業集団経営体制の構築は急務であり，市の主要施策にも掲げられている。 効率的な農業経営は，基盤の強い農業を支える上で欠くことはできない。	3 本補助金は，農業者を対象とするものであり，広く市民のニーズに応え得るものではないが，集落営農の活性化により良好な農地保全が図られることから，農地の持つ多面的機能の確保による市民への効果は大きい。また，農村においては，集落機能の維持や地域振興にもつながっている。	28	A	未実施	現状維持	事業拡大	今後とも，集落における主体的な農地保全活動・生活環境保全活動は，地域を守り，活性化する上で必要不可欠であり，この事業による効果は極めて大きいものと思われる。	要改善	**これまでの取組を検証するとともに，今後の施策を模索していく必要がある。**	１５　効果の検証	１９年度当初
142	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（３）やりたい農業の支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***特産品化工事業6次産品化業務***	1,454	地域農産物を有効活用した加工及び特産品の開発事業を支援する。	開発を行なった6次産品が，安定した加工・販売が行なわれ，着実に地域の農業振興につながるよう，販売経路を確立する必要がある。	市内の特産品加工グループ	地域農産物を有効活用した加工品及び特産品を開発（6次産品化）し，地域農産物の販路を拡大することにより，加工グループの販売額の増加と運営の安定を図る。	（補助金の交付）地域農産物を有効活用した加工及び特産品の開発事業を支援する。	実施後の効果はまだみられない。	特産品加工グループ数	団体		1	2	開発加工品数	品		1	2	4 特産品や加工品の開発により，地域農産物の販路拡大を通して，農業振興を図ることができる。 特に，高齢化した地域においては，高齢者に適した農産物の栽培と加工を行うなど，地域の特色を活かした農業振興を図ることができる。	4 特産品開発には，加工機器の導入等の条件整備が必要となるが，これらの資金の調達にはかなりの負担を要することから，立ち上げ時の補助を行なうことで農業者及び加工グループの活動が停滞することのないよう，支援を行なう。	4 本事業で導入された加工機器等が有効に活用されるよう，加工グループ同士の連携により利活用を行ない，稼働率を上げる等の取組みが必要。	4 機器導入時の資金調達については，融資制度の利用が困難であることなど，加工グループの活動に支障が生じることがあるが，補助を行なうことにより製造及び販売を軌道に乗せ，生産者の所得向上を図ることができる。	4 過疎化や高齢化が進み，集落機能の維持が難しくなっている地域もあり，農村での新たな事業として加工品製造事業を掘り起こすことは，農業振興と併せて地域振興を図ることにもつながり，社会的にも大きな意味を持つ。	4 地元産の原料でできた，安心できる加工品が求められる。地域の特色を活かした加工品開発は，地域の活性化につながるとともに，誇ることができるふるさと産品の創出につながる。	24	B	未実施	現状維持	事業拡大	農産物を利用した6次産品は，地域アイデンティティを確立する有効な手段であり，引き続き生産者の意欲を支援し，市としても新たな特産品の開発を支援し，経済的波及効果と市のPRに努める必要がある。	要改善	**既に各地域においては特産品が作られており，まず，検証を行う中で，販売拡大にむけた取組を展開する必要がある。**	１５　効果の検証	１９年度当初
143	農業委員会事務局	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（３）やりたい農業の支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***農業者年金事務***	724	農業者年金は農業者全般を対象とした年金制度で，国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上，農業者の確保に資することを目的とした公的年金制度。なお，農業者年金事務は地方自治法第180条の2の規定より市長から事務委任を受け行っているものです。平成17年度は669名の農業者年金受給等の手続を行った。	相談会の開催（農業委員と共に）	広く農業者全般。	農業者の老後生活の安定及び福祉の向上，農業後継者の確保。	加入促進，保険者・被保険者の管理，年金受給手続き，その他相談業務全般。	経営移譲年金手続きの対象年齢に達する者に対し，事前指導等を徹底した。	農業者年金加入者	人	899	879	880	経営移譲者	人	1	3	2	4 農業者年金に係る事務は，これまで掛け金を支払ってきた方がいかに多く年金を受給できるかが目的であり，その目的に向けた日常の相談業務を欠かさず行っている。	4 年金受給に向け適切な指導を行っている。	4 職員人件費以外のコストは少額である。	5 農業者年金加入者の農地情報等個人情報の管理を行っている。	3 独立行政法人農業者年金基金法の目的どおりである。	3 農業後継者の減少等により，新たな年金への加入者は減少傾向にあるが，農業者にとっては必要な制度である。	23	B	未実施	現状維持	要改善	農業者年金加入者が経営移譲を行うべき年齢になられる前に経営移譲年金裁定請求手続きの指導を徹底する。	要改善	**手続きの助言・指導を充実する。**	１０　内容の改善	１９年度当初
144	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***耕畜連携支援モデル事業***	1,117	農地の荒廃防止及び保全管理の省力化を図ることを目的として，水田（休耕田）等へ繁殖牛を放牧するために必要な電気牧柵・給水設備等の導入費用の一部を補助する。	昨年度から県のモデル事業として始まった事業であり，これから事業の効果を明らかにする必要がある。	３戸以上の農家で組織する団体等	農地の荒廃防止及び保全管理の省力化を図る。	繁殖牛の放牧に必要な電気牧柵・給水設備等の導入費用の一部を補助する。	前年度未実施	放牧実施団体数	件		3	3	放牧を実施する面積	ha		7	8	4 高齢化が進行する中山間地域においては，農地の維持管理に要する労力が大きな負担となっており，水田放牧による省力化の効果は大きい。	4 現在のところコスト・労力・効果の面で最もバランスの取れた方法である。	4 機材の選定及び放牧頭数について，若干コスト削減の余地があるが，一層の情報収集及びノウハウの蓄積により解決できるものと思われる。	5 県の実施要領により，市の関与が義務付けられている。	3 高齢化が進行する中山間地域においては，農地の維持管理に要する労力が大きな負担となっており，ニーズはある。	3 省力化の他に，景観の維持，獣害防止等の効果もあり，，ニーズはある。	23	B	未実施	未実施	要改善	県のモデル事業終了後も単市事業としてこの事業に取り組むのか，これまでの事業の効果及び市民のニーズを踏まえて検討する必要がある。	要改善	**モデル事業として実施したものでもあるが，今後本市にとって農地の荒廃化を防止する意味で有効な手段であるか検証する必要がある。**	１５　効果の検証	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
145	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	小規模農業基盤整備事業	110,654	施設の老朽化により用水の確保が困難な地域における水路改良，道路幅員が狭小で機械の搬出入が困難な地域の農道整備，砂利道のため機械搬出入に苦慮している地域の農道舗装，老朽化により用水確保が困難なため池の補強工事を等を行い，農業の近代化と農業経営の安定化を図る。	本事業に対する農業関係者からの要望が多く単年度での対応が難しいため優先順位の決定根拠が必要である。 また，ため池については農業用水の確保だけでなく，決壊時における被害が多大となるため早急な対応が必要となる。	農業生産に必要な施設（水路・道路・ため池等）の受益者	農業基盤の整備により，農業の近代化，作業の軽減化を行い生産・品質の向上により農業収益の増をはかる。	農業施設使用受益者の事業実施要望により安価で効果の発揮できる施設改良工事の実施	必要最小限の整備とする	かんがい排水事業	千円	42,000	30,348	20,000	かんがい排水事業	件	16	10	8	5	維持管理経費の節減とともに、農業の近代化を図ることができた。	5 地元要望に対しての事業を行っているため十分な成果が得られている。	4 地元負担金も伴うことから、最低限での工事実施を行った。	3 事業要望の取りまとめについては土地改良区が行っているが、工事関係が伴うことから市も関与するべきである。	3 農業関係者が対象となる事業である。	5 農業関係者だけでは対応できない事業であり、農業関係者は強く望む事業である。	25	B	事業縮小	現状維持	事業拡大	必要最小限の整備とするが、事業要望が多いため。	要改善	農道，用排水路等が老朽化したものが多く，改修が必要となってくる施設も多くでているなかで，要望すべてに応えていくこととなると，際限もなく，一定の基準を設ける必要がる。	１０ 内容の改善	１９年度当初
																農道整備事業	千円	38,080	40,052	20,000	農道整備事業	件	12	11	11															
																老朽ため池補強事業	千円	20,000	36,000	28,500	老朽ため池補強事業	件	5	7	4															
146	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	新農業水利システム	8,194	既存農業用施設の機能診断（どこが，どのように壊れていて，これをどのように改善すればよいか）を行い，今後の水利用と管理のあり方（適時・適量を流すためにはどういった制御を行い，どのような制御で流せばよいか）について，管理計画を策定し，水利関係の農業用施設（水路・頭首工・ため池等）の新設や改修を行う。	施設が老朽化などによる新設及び改修の要望は高くなっているが，制度が確立できていない。	水利関係の農業用施設（水路・頭首工・ため池等）が対象	水利管理保全計画を基に，農家への意向調査等を実施し，ハード事業として水利関係の農業用施設の新設及び改修を行う。	水利施設等の状況把握（農家への意向調査等）や技術的分析，管理の省力化等計画の策定を行い，施設の新設及び改修を行う。	計画的に実行する。	事業調整	回	5	12	12	地元住民の同意	%	―	100	100	5	地元要望の箇所であり，貢献度は高い。	5 地元要望の箇所であり，十分な成果がある。	4 既存施設の改修が主となるため，削減余地は少ない。	4 土地改良区事業であるが，地元住民との調整役及び県との調整は，市がおこなったほうが良い。	4 農業用施設とは言いつつも，現代社会では混住化が進み，生活用施設ともなっており，社会的に重要な施設である。	5 農家にとって，水利関係施設は農業経営にとって最も重要な施設であるため，その更新は極めて重要である。	27	A	未実施	現状維持	事業拡大	施設の老朽化などに伴う市民ニーズが高くなる。	要改善	施設の老朽化などに伴う市民ニーズが高くなる。しかしながら，全てに対応することにも限度があり，改修基準を定めて実施する必要がある。	１０ 内容の改善	１９年度予算
147	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	中山間地域等直接支払事業	484,200	農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付することで，適正な農業生産活動を推進し，耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保に資する。	高齢化が進行するなかで，集落における担い手と後継者の確保・育成を図る必要がある。	地域振興法（過疎法）の指定を受けている地域で，交付要件に該当する協定農用地を持つ集落協定参加農家及び，個別協定を締結している担い手農家	農業生産条件の不利を補正することで，適正な農業生産活動を推進し，耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図る。	集落協定を締結した集落及び，個別協定を締結した担い手農家に対し交付金を交付する。 集落及び担い手農家は協定に基づき農業生産活動等に関する取り組みを行う。	制度の改正により，より積極的な取り組みが行われるようになった。	協定締結数	件	292	263	265	保全された農地面積	ha	3,607	3,423	3,500	4	交付金を活用して鳥獣害対策や共同機械の購入が行われており，農地の保全及び農業生産活動の活性化につながっている。	3 交付金を原資として，一層の農業生産体制の整備を図ることが必要である。	3 各協定において，より効率的な交付金の活用方法について検討する必要がある。	5 本事業の事業主体は市である。	4 農地の保全及び多面的機能の維持は喫緊の課題であり，社会的ニーズは大きい。	4 農地の保全及び多面的機能の維持は市内全域に関わる課題であり，市民のニーズは大きい。	23	B	現状維持	現状維持	事業拡大	本制度は，農業生産活動の推進，農地の保全及び多面的機能の維持に有効であるため，交付要件を満たす集落においては，できるだけ協定を締結していただけるよう取り組んでいく。	要改善	活用内容を十分精査するする必要がある。一般財源を投入する以上，その費用対効果の検証は必須である。	１５ 効果の検証	１９年度当初
																協定面積	ha	3,607	3,423	3,500	交付金額	千円	560,635	460,759	471,123															
148	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	内水面漁業振興	150,553	1（社）広島県栽培漁業センター負担金の支払い 2 江の川漁業協同組合負担金	特定外来種であるブラックバスやブルーギルの繁殖による，アユ等の淡水魚への被害が増加しており，関係団体の活動強化と市としての関わり方を改善していく必要がある。	内水面漁業者団体（川漁従事者，養殖業者，遊漁者）	伝統的産業である川漁の維持振興水産業者の所得 遊漁者の入込数増加	養殖業者からの相談への対応 魚の伝染病に関する情報提供等	前年度評価：要改善 アユの稚魚放流について，近年冷水病が発生していたが，17年度稚魚育成中間施設の増設を補助事業として取り組んだことにより改善の傾向にある。	予算額		718	149,844	710	遊漁者入込数	人	1,180	1,561	―	3	内水面漁業振興に関して，直接的に市が事業を実施しているものではなく，負担金の支払いという関節的な関わりであるが，昨年課題とされていた「アユ稚魚中間育成施設」の増設により冷水病等が回避できた。	2 外来種の駆除に関しては，法律も制定されており，生態系や環境を守るなど市が関与することにより成果の向上が考えられる。	5 負担金については，定額的なものであるため，コスト削減余地はない。	3 自然生態系，河川環境の維持に関しては，公共性の高い業務であり，住民等の協力を得ながら進めるべきである。	4 外来種の繁殖やコイヘルペスの発生等内水面漁業を取り巻く環境は厳しく，社会的にもそれらへの適切な対応のニーズは，高い。	4 江の川のアユは，県内でも有名であり，市民にも遊漁者が多い。 また，アユの加工品等住民からの需要も多く地元産業のひとつでもある。 観光「三次の鵜飼」への影響も考えられる。	21	C	未実施	要改善	要改善	コイヘルペス病や外来種の増殖など，民間や個人での対応の限界があり，市として関わり方を改善する必要がある。	事業縮小	市の関与のあり方を見直す必要がある。	内容の改善	１９年度当初
																市民からの相談回数	回	1			アユ漁獲高	t	44	60	―															
																負担金支払箇所	箇所	2	3	3																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
149	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***農道台帳整備事業***	141	三次市内の土地改良事業等で整備した市管理農道について，各路線ごとに「農道台帳調書」「現況平面図」等整備し，路線網図で位置，や路線番号等一括管理している。農道整備事業等により，新設，改良工事があった場合は，新規農道台帳の作成，差し替え，追記等をし，現況を反映した台帳として整備する。	・市道再編と併せ，三次市道路網を整備する観点から，農道路線の見直しが必要。	道・農業施設である農道・生活道の性格を有する農	・農業用施設としての機能維持と適切な施設管理。 ・三次市の道路網を形成する“道”（集落間の連絡道）としての機能維持するための適切な施設管理。	・新規農道台帳作成。 ・改良，補修等の履歴追録。 ・市道路線見直しに伴う，農道台帳の整備。（新規登録又は廃止）	・市道台帳と併せて検討する。費用対効果を検証し，システム整備の方向性を出す。 ・市道認定路線再編作業と併せ，農道台帳を精査調整し，電子データ化への基礎資料を整える。	農道台帳作成及び修正	m				災害・道路改築申請等による施設状況把握	件	9	8	10	4	農道台帳のシステム化（電子データ化）により，データ収集の迅速化等施設管理面での貢献度は大となる。。	4 電子データ化し，必要なデータを入力管理することにより，その有効性はさらに向上する。	4 電子データ化（システム化）は，外部委託を考えているが，事前の基礎資料整備等によるコスト削減を図り，システム構築後の更新入力は直営で行う。	3 行政財産の把握，管理であり，市が関与すべきもの。	4 三次市の道路網管理の面で社会的ニーズがある。 農道台帳登載路線が普通交付税の算定対象路線となる。	3 農道としての台帳登載が，農業用施設であり，地域の生活道でもある農道改良事業の条件となっている。	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	農道台帳のシステム化（電子データ化）は必須である。（単に農道のことと捉えず，市道，林道と併せ，三次市の道路網整備の基礎データとして，先ず，台帳を完成させる必要があります。）	要改善	**市道台帳とあわせて検討する。**	8　事務事業の効率化	１９年度当初
																農道台帳データ更新	件	5	7	10																			
150	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***森林整備地域活動支援交付金***	34,854	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から，森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業を行うため，森林の現況の調査及び，その他地域における活動の確保を図る。	平成14年度から平成18年度までの5年間の事業として実施され、今年度が最終年度にあたるため、次期制度（制度の継続・制度内容）については国において検討中である。 この制度により，施業の集約化、森林整備への関心が高まったと思われるが、活動の大半が「森林の現況調査」であるため実施基準を定める等、実施量が把握できる仕組みが必要。	森林施業計画の認定を受けた森林所有者であって，市と協定を締結した者	森林の多面的機能の発揮を図る観点から，森林整備のための地域による取り組みを推進する	森林所有者等による計画的・一体的な森林の実施に不可欠な森林の現況調査，施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等 交付金額　1haにつき10,000円	前年度未実施	積算基礎森林面積	ha	3,369	3,379	3,379	森林の現況調査	日	249	192	192	3	この制度は、森林所有者等による森林施業に不可欠な森林の現況調査等の地域活動の確保を目的としており、効果がある。	3 地域の実情に合わせた地域活動メニュー（交付対象作業）の拡充を図る必要がある。	3 現制度の交付金額は10,000円／haと決まっているが、次期制度においては積算基礎森林面積の基準の変更（協定期間内に施業を実施しない森林の除外）、活動内容により交付金額に差異があってもよいと考える。	4 市の関与は協定の作成指導・書類審査・地域活動の実施状況の確認・交付金の交付事務であり、市で実施すべきであると考えるが、森林組合等へ委託できる事務もあると考える。	4 この制度は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、森林施業に不可欠な地域活動を確保することを目的としたものであり、地域活動が適切に実施されることにより、森林施業の促進につながっている。	3 この制度は、森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保することを目的としており、重要であると考えるが、森林施業と地域活動との結び付きを市民に十分理解されていない。	20	C	未実施	現状維持	要改善	この制度は地域活動、森林整備への効果があり有効であると考えるが、次期制度においては施業の集約化の促進や地域の実情に合わせた地域活動のメニューの拡充・見直し、実施基準の設定、積算基礎面積の見直しを行い、有効な支援制度とする必要がある。	要改善	**森林所有者の意識調査を実施する中で，事業の必要性を検証し，その有効策を講じる必要がある。**	15　効果の検証	１９年度当初
																施行実施区域の明確化作業	件	10	11	11																			
																歩道の整備等	件	182	182	182																			
151	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***地域木材利用建物促進対策事業***		環境に対する関心が高まっている中で、木材を構造物や木製品などの環境にやさしい循環型資源として、地域木材の利用拡大を図るため、普及啓発を行う。	地域材の利活用を促進するため、木の良さの普及啓発など、地域の木材需要の拡大につながる事業を継続的に実施する必要がある。	地域木材を利用した利用促進・普及啓発につながると認定した事業	小中学生やその保護者の世代を対象に、木材利用の意義、重要性を理解してもらう機会の提供	市有林の木材の提供・木材搬出経費への補助	前年度未実施	事業対象	事業数			1	補助金交付金額	円			100,000	3	木材を提供（実際の伐採に立ち会う）、木材の加工体験を通して、森林や林業について学ぶ機会の提供につながっている。	3 事業に対して地元がどのように（どこまで）関わるかにより成果は大きく変わる。	5 搬出はボランティア等では実施が不可能であるため、コスト削減は望めない。	4 市有林の提供のため、木の選定等市の関与は不可欠。	4 森林のもつ機能を発揮させるためには森林の整備が不可欠である。木材利用を進めることが森林整備にもつながるため，地域材を利用することによる森林・林業への関心をたかめる「森林環境教育」の機会の需要は高まっている。	3 森林を保全しながら有効に利用していくことにより、これまで受けてきた森林からの恩恵を次の世代に引き継いでいかねばならない。そのためにできることのひとつが、地域材の利用であり市民それぞれに期待されている役割である。	22	B	未実施	未実施	事業拡大	今後、普及啓発だけでなく、間伐材も含めた地域材の利用促進体制の整備を構築する必要がある。	終了	**新規事業へ移行し，地域木材利用促進に取り組む。**	単年度事業	１８年度中
152	ふるさと農林室	第４　産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***濃密林間伐事業***	6,708	森林のもつ公益的機能の持続的な発揮を図るために必要な保育（下刈・除伐・間伐）のうち、全体的に遅れている間伐の推進を図る必要があるため、森林所有者負担の2分の1を補助する。	間伐をより一層推進するためには間伐材の利用促進、団地化による効率的な間伐の実施に取り組む必要がある。	造林事業の補助対象とする事業（流域公益保全林整備事業又は流域循環資源林整備事業）により実施する間伐事業の事業主体	森林の公益的機能の持続的な発揮を図る観点から，間伐の推進を図る。	流域公益保全林整備事業又は流域循環資源林整備事業により実施した事業費から国県補助金を控除した金額（2分の1）の2分の1以内を補助する。（森林所有者負担は4分の1）	前年度未実施	間伐事業採択申請件数	件	170	336	200	間伐実施面積	ha	162	312	125	4	自己負担が軽減されることにより、間伐実施への誘導等推進が図られている。	3 市内の人工林面積の約6割にあたる9,931haが間伐等を必要とする35年生以下の林分であり、それらの解消につながっている。	4 事業費に対する国県補助が行われても，なお全体的に間伐が遅れている森林について，その負担を軽減し，森林所有者の整備意欲を喚起するために行う事業であり，コスト削減は望めない。	4 森林保全の面からも間伐の実施は重要であり、推進を図る上でも市の関与は必要。	4 林業の採算性の悪化から、適正な森林管理が行われないまま放置される人工林が増加し、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能の発揮が損なわれることが懸念されている。間伐を適期に実施することによって森林の保全を図る必要があり、間伐推進を図る施策は重要。	3 森林のもつ多面的機能・地球の温暖化防止機能を保持・推進への住民のニーズ・関心は高く、土砂流出防止などの公益的機能の維持・発揮につながる間伐の推進を図る施策は重要。	22	B	未実施	未実施	事業拡大	適正な森林管理が行われないまま放置される人工林が増加すると、森林の持つ公益的機能が発揮されず土砂流出等につながる危険性がある。間伐等の施業適期を迎えている林分を解消していくことが森林の保全につながると考えるが、効率的な間伐実施のためには作業道の整備を促進する必要がある。また、事業を推進する上で、間伐材の利用促進を図ることによるコストの軽減を実現させることが必要である。	要改善	**先ず，取組みの成果の検証を優先することが必要である。**	15　効果の検証	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
153	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	森林施業計画	3,912	森林所有者が自発的意思に基づいて森林施業に関する5年の計画を作成し、その計画に従って計画的・合理的な施業を行うことにより森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため，計画策定に係る経費の一部を助成する。	森林組合等が森林所有者と長期間「森林の施業や経営の委託契約」を結び森林所有者に代わって森林施業計画を作成し、認定を受け、森林の施業に取り組むことができるようになる。自分が所有している森林を「託す」という新しいスタイルで計画的な森林づくりが可能になっている。今後も，森林組合等と連携し作業受委託を推進する必要がある。	森林所有者等が30ha以上の団地的まとまりのある森林についてたてる森林施業計画の作成経費	計画的・合理的な森林施業を確保することで、健全で豊かな森林をつくる。	団地施業計画の作成事務を行う森林組合に対して，補助を行う。	昨年度評価：現状維持	計画策定面積	ha	10,000	11,440	7,500	森林整備地域活動支援交付金対象面積	ha	3,369	3,379	3,379	3	森林所有者が自らの意思により団地施業計画を作成することで，計画的，合理的な森林施業の確保が期待できる。	4	木材価格低迷により森林所有者による積極的な伐採等が進みにくい状況にある中、森林組合等が森林所有者と長期施業受委託を結び施業計画を作成することで、計画的、合理的な森林施業が行われることにより、森林の持つ多面的機能の発揮につながる。	4	事業費のほとんどは事務経費のためコスト削減の余地は少ない。	5	森林法において市町村は、森林所有者に対して、計画的、合理的な森林施業が推進されるよう、森林施業計画の作成及び実施について援助を行うこととされており、市の関与は必要と考える。	4	森林のもつ多面的機能が注目されてる中，計画的な施業を実施することで森林のもつ多面的機能の保持・推進に大いに役立っている。	3	森林のもつ多面的機能・地球の温暖化防止機能を保持・推進へのためには計画的な施業を実施する必要があり，計画策定は必要不可欠である。	23	B	未実施	現状維持	事業拡大	木材価格の低迷等により森林所有者の森林への関心が低下する中、森林施業計画を樹立し計画的に森林を管理していくことは容易ではない。 しかし、森林施業計画は、森林整備の基礎となる計画で、各種事業実施の基礎であり、森林管理の骨格となっており、必要性が高い。このため、計画樹立を拡大していくことが必要である。	要改善	**森林所有者の意識調査を踏まえ，整備計画を推進していく箇所を検討する必要がある。**	8 事務事業の効率化	１９年度当初
154	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	木とのふれあい促進事業	1,450	小中学校の生徒・児童を対象に，地域の森林，木材を利用した体験学習を実施することにより，地域材や森林に対する関心を高める。	木材利用普及啓発団体強化事業が平成17年度終了となったため，単市事業となる。 これまで，補助メニューに沿った事業を行っていたが，単市事業となるため市独自の事業を実施する。	市内の小・中学校に通う児童・生徒	三次市をとりまく森林林業に対する関心を高める。	広島県森林環境づくり支援センター・三次地方森林組合・林業研究グループの協力により，市内の学校で木工教室の開催や体験学習を行う。	前年度評価：現状維持	開催回数	回	8	7	7	参加人員	人	265	125	150	4	森林の役割・林業への関心を高めるため，市内中学校（6校）で森林学習，地域材を利用した出前教室を実施。 また，市内の小学生とその親子を対象にウッドピアみよしにて，「木とのふれあい教室」を開催。	3	学校への「出前教室」とウッドピアみよしでの「木とのふれあい教室」を実施しているが，市有林・森林組合有林等を利用し，森林の中で様々な体験活動を行い，より森林を身近に感じられる森林学習を取り入れる必要がある。	4	工具・備品にかかる経費については，これまで事業を実施するなかで揃ってきており今後削減できると考えるが，材料代や講師謝礼の削減は難しい。	4	市と広島県森林環境づくり支援センター・三次地方森林組合・林業研究グループが連携して実施することにより，より高い事業効果が望める。	3	森林のもつ機能への関心は高まっており，その機能を発揮させるためには森林の整備が不可欠である。木材利用を進めることが森林整備にもつながるため，地域材利用への関心をたかめるこの事業の継続は必要である。	3	近年，森林の持つ多面的機能の発揮によりもたらされる様々な恩恵については周知されてきており，市民ニーズは高まっている。今後は，森林や木材と直接ふれあう機会をつくっていく必要がある。	21	C	未実施	現状維持	事業拡大	小学生・中学生だけでなくその親の世代でも森林や林業，木材を身近に感じることが少なくなっている。また，木材利用の意義への認識もうすい。このような中で森林の中での様々な体験活動や木工作などを通じて，環境と森林や林業、木材との関係について学ぶ機会をつくっていくことは重要と考える。	要改善	**事業効果の検証を行ない，内容を検証する必要がある。**	15 効果の検証	１９年度当初
155	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	林道整備事業（東入君，高丸，伊賀和志，香淀，黒鞠，大忠平石）	118,655	①木材等の森林資源の有効活用による林業の振興を図る。 ②森林作業軽減による間伐の実施促進等による森林機能の維持増進と地域環境の保全を図る。 ③地域の道路網（生活道，防災道）を整備することにより，生活環境の向上を図る。 上記事項を目的として，国庫補助事業や単独県費事業により，林道開設，改良，舗装整備を実施した。	国県補助金が削減される中で，効果的に事業実施するため，実施（要望）路線を精査し，優先順位の決定（見直し）を長期的計画に基づき行う必要がある。	・林業施業者・地域住民	・森林作業の軽減を図り生産性の向上を目指す。 ・生活道，防災道として整備し，生活環境の向上を図る。	開設，改良，舗装等の林道整備。	・費用対効果を検証し，計画的に実施する。	整備実施路線数	件	9	7	5	整備完成事業件数	件		2	1	4	林業振興，住民生活の利便性向上に貢献している。	3	林道整備後の担い手の育成，地域の活性化施策などの有効活用策により成果は向上する。	3	工法，舗装構成等検討し，コスト縮減を図っている。	3	林道管理者である市が施行すべきもの。	5	・道路網整備は，地元住民の利益に留まらず，観光面（観光資源の有効活用）や人，物の交流拡大につながる。 ・森林資源の利活用，森林機能の維持増進等国土保全に資する。	5	・三次市の道路網整備は，地元住民の利益に留まらず，観光面（観光資源の有効活用）や人，物の交流拡大につながる。 ・地域・近隣住民の利便性が向上する。	23	B	未実施	要改善	要改善	・林道整備は三次市の道路網整備であり，林業の振興と，住民の生活環境の向上，地域間の交流拡大による地域の活性化に寄与している。 ・国県の補助金削減の傾向もあり，整備路線の選定，費用対効果の検証，有効（妥当）性とコスト縮減を検討し，計画的に事業実施する必要がある。	要改善	**費用対効果や，有効性について検証する必要がある。**	15 効果の検証	１９年度当初
156	ふるさと農林室	第４ 産業・経済	２農林畜産業等	（４）美しい里づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	林道台帳整備事業	141	・三次市内の林道について，各路線ごとに「現況一覧表」「総括表」「経過表」「平面図」等整備し，旧市町村ごとの綴り（台帳）で管理している。 （平面図以外は，電子データ化している。） ・林道整備事業により，改良等があった場合又は災害の被災状況，改修履歴等を随時追録し，現況を反映した台帳として整備する。	・平面図以外の電子データ（エクセル）化は済んだが，システム化に向けて市道，農道と一体的に整備する必要がある。	・国庫補助事業により整備した林道・県単独補助事業により整備した林道・市町村が自財源で整備した林道・農林漁業金融公庫からの融資により整備した林道	林道の種類，構造，資産区分等林道の現況を明らかにし，適正な林道管理をする。	・新規整備林道の台帳作成。 ・改良，補修等の履歴を随時追録。	市道台帳と併せて検討する。費用対効果を検証し，システム整備の方向性を出す。	林道台帳データ更新	件	10	7	5	災害・道路改築申請等による施設状況把握	件	12	9	10	4	林道台帳の電子データ化による一括管理で，施設維持管理の基礎資料検索，統計処理等への貢献度は大である。	4	電子データ化により，必要なデータを入力管理することで，その有効性はさらに向上する。	4	エクセル機能の活用により直営で電子データ化した。 平面図等の電子データ化について検討する。	3	行政財産の把握，管理であり，市が関与すべきもの。	3	市道，農道と併せ三次市の道路網管理面で社会的ニーズはある。	3	林道台帳搭載路線であることが，林道整備事業の必須条件となっている。	21	C	未実施	現状維持	事業拡大	林道台帳のシステム化により，林道整備事業，災害復旧等に関する施設状況の把握及び改修履歴等の事務効率化が図れる。	要改善	**市道・農道と併せて検討する。**	8 事務事業の効率化	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
157	ふるさと農林室	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（4）美しい里づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	占用改築境界立会	70	道路・水路の占用又は改築行為者からの申請により，その目的，工法（手段），施工に際しての安全性等を書面審査し，現場立会によりその妥当性を審査する。その際，市の行政財産及び管理財産である道路・水路が必要以上に占用改築されることはないか，道水路機能を損なうことはないか，改築等の行為により市の財産が侵害されることがないよう，境界票を敷設させる等の条件をつける。	・追跡調査の必要性。 ・無届占用改築行為の把握困難。	・占用改築行為者（申請者）	・申請行為の妥当性を審査し，立会いにより市の財産の保全を図る。	・申請に基づき行為者と現場立会し，申請内容の妥当性や境界侵害（将来含め）の危険性の有無について確認すると共に，道水路の機能 に支障をきたさない行為かどうか審査する。	継続して実施する。	申請件数	件	7	12	10	市有財産が保全されたか	件	7	12	10	5	審査（財産保全）に必須の事務。	5 現場立会に優る（代わる）手段はない。	4 審査（現場立会）の効率を高める手段について検討。	5 行政財産の管理であり，市が関与すべきもの。	4 財産管理者として要求される。	4 申請者（行為者）は管理者の許可，立会いを必要としている。	27	A	未実施	現状維持	要改善	市有財産の保全が社会ニーズや市民ニーズの評価対象とは捉えがたく，市民サービスの範疇ではないと考える。申請者（行為者）は迅速，適正な審査を望み，道水路利用者は公平で占用改築行為等により利用に支障がないことを望む。	要改善	更に，迅速，適正な審査を行っていく。	9 事業の迅速化	19年度当初
158	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（2）雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	工場立地促進事業	17,303	三次市における経済の活性化と雇用の確保を図るため，市内進出企業数の増加をめざした誘致活動を行う。	三次市の産業の特徴である，IT・電子関連産業を重点とした誘致活動を進め，ハイテク産業の集積化を図る。	市内外の企業	雇用の拡大につながる三次工業団地を中心とした市内への企業誘致	人脈ネットワークづくり情報収集等の企業誘致活動	企業訪問回数の増加とインドの企業訪問等より幅広い誘致に向けての情報収集を行った。	誘致活動（企業訪問件数）	社	42	80	100	企業立地件数	社	1	2	5	4	最近の景気の回復を反映して，企業立地が増加している。	3 立地した企業は流通業であるため，雇用効果は大きくなかった。	5 今後は製造業，IT・電子関連企業等を中心に積極的に企業訪問を展開していく必要がある。	5 企業が進出し易い環境整備を行政が担う。	4 市の経済活性化につながる企業誘致を進めるのに有効な手段である。	4 企業誘致は雇用の確保につながり，市民生活の基礎づくりにとって重要である。	25	B	未実施	未実施	事業拡大	企業誘致の受け皿である三次Ⅲ期地区工業団地の早期造成につながる誘致活動をより一層強化する必要がある。	事業拡大	定住促進の意味でも有効な事業であるため，取組を拡大する。	取組の拡大	19年度中
159	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（2）雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	広島県企業立地推進協議会	504	県内の工業団地等に県外企業の立地を積極的に推進し，もって地域における就業機会の増大，経済変動に柔軟に対応できる産業構造の改善を図り，活力ある地域社会の形成を促進する。	現在，関西と関東の企業を中心に活動を展開しているが，経済活動が活発で産業集積の動きが著しい中部地方，九州も視野に入れた活動を拡げることが必要である。	企業	企業立地の推進	企業との意見交換会，企業立地セミナー，企業懇談会（人的ネットワークの構築，企業誘致）	企業情報入手手段として有効であり，本市独自の誘致活動と平行して取り組む。	セミナー等参加回数	回	6	6	6	出席時のセミナー等企業等参加数	社	325	450	350	3	企業へのPR，関係強化に貢献している。	3 セミナー等へ参加する企業の数は相当数にのぼり，県外企業との交流機会が充実している。	4 負担金の額の減少による活動への影響が懸念される。	5 行政の対応によっては企業の信頼確保へ影響する。また，企業誘致には行政としての基本的な考え方，姿勢が大きく影響するため。	4 企業誘致は，雇用の確保に直結したものであり，その対策として協議会の役割は大切なものである。	3 協議会から得られる情報に基づいた企業誘致活動を通じて市民の雇用の確保に貢献する。	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	企業情報入手手段として有効であり，今後も活動を継続すべきである。	事業拡大	定住促進の意味でも有効な事業であるため，取組を拡大する。	取組の拡大	19年度中
160	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（2）雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	工業団地等企業立地奨励事業	18,980	三次市における経済の活性化と雇用の確保のため，三次市へ立地する企業数の増加をめざす。実績の上がる事業制度として推進する。	今後も企業進出動向を踏まえながらIT，電子関連等特定産業を対象とした優遇助成制度の拡充を検討する。	①三次工業団地及びみわ工業団地内：農林漁業を除く全ての業種 ②三次工業団地及びみわ工業団地外：製造業，流通施設，情報サービス事業所及び試験研究施設	工場等を新設又は増設する者に対し，必要な奨励措置を講じることにより，産業の振興及び雇用機会の拡大を図り，経済の活性化と市民生活の安定に資する。	一定条件を満たして市内に工場又は事業所を新設又は増設した場合固定資産税相当額を5年間奨励金として交付，市内居住者を雇用した場合一人当たり30万円の雇用奨励金を交付，三次工業団地の土地を広島県から取得したものに対し5%の土地取得奨励金を交付する。	平成17年度において，土地取得奨励金の新設，雇用奨励金の支給基準を緩和する助成制度改正を行ったことによる効果が現れ，三次工業団地への企業立地が進んでいる。 進出企業の増加をめざし，実績の上がる事業制度として推進する。	企業立地引合い件数	件	4	5	5	奨励金申請件数	社		3	5	4	平成17年3月に奨励制度の拡充を行ったことにより立地企業が増加した。	3 企業の設備投資の動向により誘導策としての奨励金制度の拡充が必要になる。	4 優良企業等誘致を図るうえで今後も制度の拡充が必要。	5 企業が進出しやすい環境整備を行政が担う。	4 市の産業活性化につながる企業誘致に有効な手段である。	4 企業誘致は雇用の確保につながり，市民生活の基礎づくりにとって重要なこと。	24	B	未実施	事業拡大	事業拡大	本市経済の活性化と雇用の拡大を図る上で有効な事業であり，IT・電子関連産業等業種に特化した奨励制度の拡充整備が必要である。	事業拡大	定住促進の推進に有効な事業であるため，取組を拡大する。	取組の拡大	19年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
161	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（2）雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	三次Ⅲ期地区工業団地への企業誘致促進	724	広島県企業局が計画し，用地購入以後中断状態にある三次Ⅲ期地区工業団地の早期整備に向けた条件（半分以上の企業立地の確約等）をクリアし，若者定住につながる新たな雇用創出の場である企業誘致を促進する。	Ⅲ期工業用水の確保。事業の採算性の確保	市内外の企業，広島県企業部	三次Ⅲ期地区工業団地の早期造成着工と団地への企業誘致	Ⅱ期工業団地の完売とⅢ期地区工業団地の着工につながる企業誘致活動と造成工事着手への条件面の検討	着工に向けた協議のため，県市共同による企業の需要動向調査を実施。Ⅲ期地区の早期整備を促進し，企業誘致を積極的に取り組む。	協議回数	回	4	3	4	立地希望企業件数	社			3	2	3	5	5	5	5	25	B	未実施	事業拡大	事業拡大	Ⅲ期地区造成着手につなげる条件を達成するため，広島県との充分な協議と共に積極的な企業誘致活動を展開する必要がある。	事業拡大	定住促進の推進に有効な事業であるため，取組を拡大する。	取組の拡大	19年度中
162	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（2）雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	新規産業創出・ベンチャー企業育成事業	2,543	新技術・新製品等の研究開発，試作等に取り組む創業者，中小企業者に対し，その研究開発費，試作費などの事業費を補助することにより，創業的ビジネスの促進を図り，産業の活性化に資する。補助対象となる事業は，事業者自らが行う研究開発・試作に限り，事業費合計が100万円以上で，補助限度額は1億円である。	三次市創造的ビジネス開発事業の制度について，事業評価を行いながら，使いやすい，より効果の上がる制度として，創業者，中小企業者の積極的な活用の増加を図る。そして，この制度の事業の推進により，中小企業の活性化を目指す。	三次市内の中小企業者・ベンチャー企業等，創業を目指している人	積極的な事業の展開を目指している人に対して，助成することにより，市内の経済効果が上がるよう取り組んでもらう	補助制度の普及啓発	前年度は「要改善」であったが，今年度以降において，事業（販売）計画の達成度等を検証していく。	補助制度の普及啓発回数	回	5	5	5	補助制度の問い合わせ件数	件	3	2	1	4	4	3	4	4	4	22	B	未実施	要改善	要改善	前年度評価は「要改善」であったが，今年度以降において，事業（販売）計画の達成度を検証するとともに，事業評価を行いながら，より使いやすい，より成果のあがる制度とし，創業者，中小企業者の積極的な活用を目指す。	要改善	効果の検証を行い，活用しやすい制度とする。	15 効果の検証	19年度当初
																補助金交付決定件数	件	1	1	1																			
163	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（3）商工業の活性化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	住宅・店舗リフォーム資金補助事業	6,954	市内に居住し，住宅又は，店舗をリフォームするにあたり，その経費の10/100に相当する額（10万円を限度）を補助する。	当該事業により，市内の建築業者の活性化を図るとともに，既存並びに新たに起業しようとする者の商売意欲へと繋がれば，補助事業としての効果は高い。当事業が今年度終了により，同様の目的とした新たな景気対策事業が必要と思われる。	市民 市内商店	住宅，又は店舗のリフォーム助成することにより，市内の商工業者，建築業者への活性化につなげる	補助制度の普及啓発 補助金交付事務	前年度未実施	補助金制度普及啓発回数	回	5	10	10	補助金交付確定件数	件	32	60	60	5	4	3	4	4	4	24	B	未実施	未実施	要改善	1人当たり，10万円の補助が60人の対象であるが，要望者がそれをうわまわっているので，人数・金額の検討をすべき。	終了	本制度は，緊急経済対策として期間限定で導入した事業である。	本年度で終了	18年度中
164	観光商工室	第4 産業・経済	3商工業	（3）商工業の活性化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	空き店舗チャレンジショップ運営補助事業	2,709	新たに商売を始めようとする起業家へ，安価な経費で店舗を提供し，経営をする中で独立に向けてのノウハウを経験してもらう。事業主体の商店街振興組合が，商店街内の空店舗を借りて，チャレンジショップに改修し，起業家に期間を決めて貸し出す。市は，改修費・家賃等について助成する。	今年度，市内全域の商店街を対象として展開しているが，補助金がなくても自主運営ができないか検討する必要がある	商店街での起業を考えている人	起業に導く	商店街振興組合への補助金をだし，安価に経営ノウハウを学べる場所を提供する	市内全域の商店街を対象として取り組んでいる。	チャレンジショップ数	店舗		1	2	出店者数（起業家数）	人		6	2	5	4		4	4	5	3	25	B	未実施	現状維持	事業拡大	市内全域の商店街を対象として展開しているが，商店街の賑わいを取り戻すためには拡大すべき	要改善	市内全域の商店街を対象とすることも必要であるが，今の段階では三次町本通を中心に推進していく，選択と集中を図っていく必要がある。	10 内容の改善	19年度当初
																					空店舗の開店数	店舗		2	2														

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価･･･「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

																定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性						1次総合評価		2次総合評価			
連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
165	**観光商工室**	第4 産業・経済	3 商工業	（3）商工業の活性化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***空店舗対策補助事業***	3,425	商店街の賑わいの回復を目指し,空き店舗を利用して,新店舗はもちろん,チャレンジショップや恒常的なイベント会場,ギャラリー等を開設する事業を補助する。補助対象となる経費は,空き店舗の改装費用で,補助額は補助対象事業額の1/2以内で300万円が限度。	衰退しつつある中心市街地を活性化するうえで,商工業振興の観点のみならず,まちづくり,ひとづくりの観点からも一体的に事業を進める必要がある。補助対象を大型店舗にも取り入れ,そこへの集客力,利用者の利便性をはかれるものとして実施していくことも効果が高いと思われる。また,入居可能な空店舗情報を発信することも重要な要素である。	商店街の空店舗を改装し新たに出店等する者	商店街の空店舗に出店等をすることにより,商店街の賑わい回復につなげることを目的とする	・補助制度の普及啓発・補助金交付事務・審査会の開催	前年度も現状維持であったが，事業の達成度等を検証しつつ，制度の積極的な利用の為の啓発に力を入れた。	補助制度の普及啓発回数	回	5	4	5	補助制度の問い合わせ件数	件	10	5	3	5 空店舗を活用し,出店することは,商店街の賑わい回復に繋がり,事業の目的に合致している。創出に	4 商店街の空店舗の解消に直接的な事業なので,成果は十分ある。	4 資金繰りの困難な,創業者の空店舗への入居を考えると,現在の補助率が妥当であると考えられる。	4 資金力の乏しい創業者等の空店舗の入居について,民間が資本を投じて,低利融資等の積極的対策を講じることは考えられない。中心市街地の活性化の面からも市が関与すべき事業である。	4 衰退傾向のある商店街の活性化方策は,社会的にもニーズは高い。	3 年度を通して何件かは制度の問い合わせがある。また,商店街の活性化は,市民の市場選択の幅を広げることにもつながる。	24	B	現状維持	現状維持	**事業拡大**	前年度評価も「現状維持」であった。制度に対する問い合わせ件数,制度の利用要望も増加しているので,より利用しやすい,より効果の上がる制度とし,創業者等の積極的な活用を目指す。	**要改善**	**利用しやすい制度としての見直しと，ある程度地域を限定とした制度とすることも検討する必要がある。**	**10 内容の改善**	**19年度当初**
																					補助金交付確定件数	件	1	1	2																
166	**観光商工室**	第4 産業・経済	3 商工業	（3）商工業の活性化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***勤労者生活安定支援事業***	80,141	三次市生活応援融資制度（助かるわ）：三次市に勤務，又は居住している勤労者を対象に,生活支援の為の融資制度 （限度額） 勤労者1人あたり50万円 （融資期間） 5年以内	貸出実行が少ないので，制度の見直しの検討を含めて，補助制度の普及啓発を図る	三次市に勤務又は居住している勤労者	融資対象者に対して,必要な資金を融資することにより,市民の生活を豊かに（援助）することを目的とする	補助制度の普及啓発	前年度未実施	制度の普及啓発回数	回		4	8	制度の問い合わせ件数	回		28	10	4 勤労者の資金需要に応える融資は，三次市経済の活性化という目的に合致している。	3 実績件数は少ないが，制度に対する問い合わせ件数は増加しており，向上余地はあると思われる。	1 貸出実行額と預託額の差が大きいため，預託額の検討が必要	4 三次市の経済の振興や活性化を図ることが目的であるため，市が融資に対する預託を行うべきである。	3 三次市経済の活性化という面から考えると必要性があると思われる。	2 三次市内の勤労者の資金需要に応える融資制度を設けることは市の経済活性化の点から必要であると考えるが，条件等により実行はすくない。ただし，問合わせはあるので，制度への関心はあると考えられる。	17	C	未実施	未実施	**事業縮小**	制度に対する問い合わせ件数，制度の利用要望も増加しているので，事業評価を行いながら，より使いやすい，より成果のあがる制度とし，勤労者の積極的な活用を目指す。	**事業縮小**	**継続して実施するが，利用者が少ないため，今後は廃止も含めて内容を検討する。**	**内容の改善**	**19年度当初**
																					預託額の確定額	千円		80,000	80,000																
																					利用者数	人		1	2																
167	**観光商工室**	第4 産業・経済	3 商工業	（3）商工業の活性化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***イノベーション会議運営事務***	2,772	産業の振興や地域の活性化のため，産業界，大学，行政，地域社会等の連携を強化することにより，大学の有する研究成果，機能等を活用し，活力ある地域の再生に貢献する。	マッチング活動強化による新製品，新技術の成果品の創造。創造的ビジネス推進事業，創業者支援事業等類似事業を三次イノベーション会議へ統合を図るなど事業の見直しを行う。	産業界・大学・行政・地域社会	技術ニーズ（企業）と技術シーズ（大学等）のマッチングにより，新商品，新技術を創造し地域経済の活性化に貢献する。	みよし産学官連携セミナーの開催，先進地事例研修，会報誌の発行による産学官連携機運の向上を図る。産学官技術交流フェアへの出展による新技術を持った地元企業の全国PR。	具体的なマッチング事例が生じないため，なんでも相談会を開催し企業ニーズの掘り起こしを図った。今後は類似事業を全て三次イノベーション会議に統合する。	セミナー，研修等の開催数	回	7	15	17	マッチングによる新製品，新技術の開発事例	件			1	2 マッチング事例はないものの，産学官連携に対する認識度は向上している。	2 新たな分野の企業ニーズの掘り起しにより新技術等の開発の可能性がある。	5 新たな技術・製品の開発費に対する助成等制度の充実を図る。	4 産学に連携の体制が確立するまでは行政による後押しが必要である。	3 新技術・新製品の開発は意識改革を含め地域経済の活性化へ向けた原動力となる。	3 新製品の開発は新たな創業，生産規模拡大を伴う等地域の雇用創出にもつながっていく。。	19	C	未実施	事業拡大	**要改善**	類似事業を三次イノベーション会議へ統合する見直しを検討する。	**要改善**	**県立広島大学との連携をしているが，今後早稲田大学との基本協定の締結により，早稲田大学との産学官連携も進めていく必要がある。**	**10 内容の改善**	**19年度当初**
168	**観光商工室**	第4 産業・経済	3 商工業	（3）商工業の活性化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***中小企業融資支援制度設置事業***	3,381	①三次市創業支援資金融資制度：中小企業者として市内に主たる事業所を設け，新たに事業を営もうとする者又は市内に事業所を有する創業後1年未満の者に対して必要な事業資金を供給し，創業を促すための融資制度である。 ②三次市工業団地企業立地資金融資制度：三次工業団地に事業所を新設又は移転しようとする者に対して，必要な資金を融資し三次工業団地及びみわ工業団地への企業誘致を促進するための融資制度である。	三次市創業支援資金融資制度については，件数は少ないものの確実に利用があり，預託額も年々増加している。空店舗対策事業を利用して創業し，運転資金にこの融資を利用するケースもあり，制度の相乗効果も現れている。三次市工業団地企業立地資金融資制度については，工業団地への立地が少ないことから，利用実績がないが，一旦立地されると融資金額も大きくなることが予想される。今後，事業評価等を行い，より使いやすい融資制度への改善を図ることとする。	①市内で事業開始後1年未満の中小企業者②新事業創出関連における中小企業者③三次及びみわ工業団地において事業所の立地を行う者	融資対象者に対し,必要な資金を資することにより,創業の促進を図り,三次市の経済の活性化に資することを目指す。	融資制度の普及啓発 融資後の預託	融資制度の普及啓発を強化並びに事業計画の達成度等を検証しつつ，制度の見直しをしていく。	制度の普及啓発回数	回	4	5	4	制度の問い合わせ件数	回	8	10	8	3 創業及び企業立地を促進するための融資は，三次市経済の活性化という目的に合致している。	3 毎年の実績件数は少いが，制度に対する問い合わせ件数は増加しており，向上余地はあると思われる。	5 他に利子補給という手法も考えられるが，融資がスムースに行えるのは，預託手法なので，融資後の施策よりも，融資そのものに有利な事業手法としている。又，預託であるので，実質的な支出ではない。	3 三次市の経済の振興や活性化を図ることが目的であるため市が融資に対する預託を行うべきである。	3 三次市経済の活性化という面から考えると必要性がある。	3 特定の中小企業者及び事業所に関する事業であるため，広く市民が求めているサービスとはいい難い。しかしながら，創業及び企業立地を考えていても資金面で実行できない者（事業所）のために有利な融資制度を設けることは市の経済活性化の点から必要であると考える。	20	C	手段変更	要改善	**要改善**	前年度評価は「要改善」であったが，制度に対する問い合わせ件数，制度の利用要望も増加しているので，今年度は更に事業評価を行い，より使いやすい，より成果のあがる制度とし，創業者，中小企業者の積極的な活用を目指す。	**要改善**	**ニーズに応じて制度を見直す。**	**10 内容の改善**	**19年度当初**
																					預託額の確定額	千円	1,250	3,240	3,500																
																					利用件数	件	1	1	2																

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
169	あんしん建設室	第5 環境	1環境保全・資源循環	（1）美しい山，川，田園風景に配慮したまちづくり	任意・義務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	江の川水質汚濁防止連絡協議会に関すること	87	江の川水系上流における公共水域の水質の実態把握及び汚濁機能の究明を行うとともに，汚濁事故発生時における情報及び連絡調整を図る。また，技術研修として水質事故想定訓練を実施する。 水質事故時対応の資器材（オイルフェンス・マット等）を備蓄し，緊急時には関係機関が資材調達の相互協力を図る。	事故発生に対する対処については，情報連絡も現場対応も充分機能しているが，市民や企業，事業所など汚濁の第一原因者となりうるところへの啓発活動を充実させる必要がある。	江の川水系上流水	水質を良好に保つとともに，汚濁事故発生に対処する。	江の川（上流）水質汚濁防止連絡協議会幹事会が年1から2回開催され活動計画などを審議し，会員の研修，事故防止に向けての啓発等について協議する。また，水質事故発生時には，関係機関が情報を共有し相互協力で対処を図る。	前年度評価，現状維持であるため特になし。	協議会回数	回	2	2	2	水質事故訓練参加者	人	94	54	50	4	3	4	5	2	2	20	C	未実施	現状維持	要改善	市民や企業，事業所など汚濁の第一原因者となりうるところへの啓発活動を充実させる必要がある。	事業縮小	協議会への関与は事故発生に対処する活動にとどめる。	内容の改善	19年度当初
																					啓発パネル展来場者数	人	7,600	－	－														
170	かいてき環境室	第5 環境	1環境保全・資源循環	（1）美しい山，川，田園風景に配慮したまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	環境クリーンフェスタ	2,468	三次環境クリーンセンターでの環境イベント内容 ・クリーンセンター探検隊 ・リサイクル品抽選会 ・環境ポスター展示・表彰 ・みよし環境大賞表彰 ・環境関連企業によるバザー ・環境パネル展示 ・環境ミニセミナー　など	広く市民に周知し、環境意識の向上に効果的なイベントを実施する。	市民	地球環境問題をはじめとして、地域の環境保全に意識を持ち、少しでも環境によいことを実践していただきたい。	市民への啓発、学習機会の提供	前年度は行政チェック項目にない。	チラシ配布数	枚	－	18,000	25,000	来場者数	人	－	600	600	4	3	4	3	4	4	22	B	未実施	未実施	要改善	社会的ニーズ・市民ニーズは高いが、やり方を工夫する必要がある。	要改善	子どもから大人まで楽しんで学べる改善が必要。	10 内容の改善	19年度当初
171	かいてき環境室	第5 環境	1環境保全・資源循環	（1）美しい山，川，田園風景に配慮したまちづくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	環境審議会に関する事務	764	環境基本計画の策定および変更に関すること。 その他、環境保全に関する重要事項について調査審議する。	継続して実施する。	審議会委員	環境審議会の庶務	三次市環境基本条例により、リーディングプランの内容を検討する。	平成17年度は、審議会委員の委嘱および審議会の設置。今年度、委員による調査審議を実施する。	審議会開催回数	回	1	1	2	審議事項の答申・承認割合	%	100	100	未定	4	4	4	5	4	3	24	B	未実施	現状維持	要改善	リーディングプランを検討・策定した。審議会で見直してできるものについては、見直していく。	要改善	審議会において積極的な意見をいただき，常に見直しを進める。	10 内容の改善	19年度当初
172	資源リサイクル室	第5 環境	1環境保全・資源循環	（1）美しい山，川，田園風景に配慮したまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	不法投棄防止対策パトロール事業	4,731	市内における不法投棄の抑制および防止に向けた取り組みとして，平成17年3月1日から市内の郵便局（10局）とタクシー会社（104台）による不法投棄監視パトロール業務委託を実施し，巡回の結果を資源リサイクル室に報告。 不法投棄のあった場所の現地確認の後に，回収を行う。 市内の郵便局との業務委託内容は，巡回箇所30箇所を有償で月4回行い，1ヶ所1回あたりの監視報告料金85．05円で契約。 18年度からは，日本郵政公社中国支社との業務委託（郵便局11局，巡回箇所40箇所）に変更。	1．日本郵政公社の民営化に伴う郵便局減少による不法投棄監視体制への影響の検証。 2．不法投棄の夜間パトロール実施の検討。 3．現在の不法投棄監視箇所以外の不法投棄の監視及び防止策。	三次市全域の不法投棄防止	ごみの不法投棄の抑制，防止および廃棄物の回収を実施し、市内の環境保全に努める。	日本郵政公社中国支社(三次管内郵便局11局)による不法投棄監視パトロール(月4回) 定点観測40箇所巡回による発見報告	17年度は，郵便局およびタクシー会社に監視パトロール業務を依頼していたが，18年度は，郵便局のみによる監視パトロール業務を依頼し，監視箇所を増加した。	巡回箇所数	箇所	30	30	40	回収重量	kg	1,000	14,210	18,360	3	3	4	4	4	4	23	B	手段変更	要改善	事業拡大	廃棄物処理法の罰則の改正等でも分かるように，不法投棄（一般・産業廃棄物）が社会的に問題となっている。 各公共機関および市民からの情報提供が増えている状況から，より迅速な対処・処理を行うための体制確立が必要である。	要改善	ポイ捨て禁止条例の普及に努める。また，市民・事業者などと協力してごみの減少について取組を進める。	14 成果の向上	19年度当初
																巡回数	回	120	1,440	1,920	発見報告	件	13	165	84															
																					回収実績	件	13	165	84															

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度		有効性		効率性		市の役割 市関与の妥当性		必要性 社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
173	かいてき環境室	第5 環境	1 環境保全・資源循環	（2）自然環境を生かした教育と学習の推進	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	環境教育推進事業		保育所園児向けの環境教育教材（絵本・紙芝居等）を作成し、市内各保育所や図書館に配布。 保育所園児を含めた幼児の環境教育に努める。	完成した教材の活用。	市民（幼児・保育所園児）	幼いうちから環境を守ることの大切さを学ぶ。	幼児・保育所園児向けの絵本・紙芝居の作成。	前年度実施していない。	絵本作成数	冊	－	－	30	学習人数	人	－	－	2,614	4	住民への啓発効果が大きい。	3	幼児の反応を見ながら、より分かりやすい内容にできる。	5	最小限の経費で実施している。	4	市民や保育士の知恵を出し合うことで、より効果的な内容の教材ができる。	4	環境問題に対する関心事である。	4	環境・子育ての両方に関心をもって取り組む。	24	B	未実施	未実施	要改善	今年度からはじめる事業であり、今後すすめ方を工夫する必要がある。	要改善	**子どもたちが興味を持って環境について学べるように取り組む。**	10 内容の改善	19年度当初
174	かいてき環境室	第5 環境	1 環境保全・資源循環	（2）自然環境を生かした教育と学習の推進	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	環境料理教室事業		食生活改善推進員等の研修会において、調理をする時の省エネ対策を研修する。 材料や調理器具等の使い方を含めたエコクッキングを行なう。 （三次市内6地区で実施）	参加者からの波及効果。参加者の環境に対する意識向上。	市民（主婦中心）	環境に配慮した料理を紹介し、家庭で実践してもらう。	主婦を対象に、家庭で簡単にできる料理の紹介と調理実習。	前年度実施していない。	エコクッキング教室開催	回	－	－	6	参加者数	人	－	－	90	4	住民への啓発効果が大きい。	3	継続開催することで、より成果が上がる。	5	最小限の経費で実施している。	2	環境を考える意味でも、市民サークルで開催する方が効果的。	4	環境問題に対する関心事である。	4	食を通じて、環境に関心を持つきっかけとなる。	22	B	未実施	未実施	要改善	今年度からはじめる事業であり、今後すすめ方を工夫する必要がある。	事業縮小	**環境保全の啓発手段として適当とは考えられず，廃止年度を決め，徐々に縮小する。**	効果の検証	19年度当初
175	三良坂支所 総合調整グループ	第5 環境	1 環境保全・資源循環	（3）資源を大切にするまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	公害対応に関する業務	11	市民から寄せられた公害に関する情報や苦情に対し，早急に対応することで発生した公害を最小限にとどめる 大気汚染･水質汚濁・土壌汚染･不法投棄等に対する指導･助言を行う	あらゆる公害に対しての対応マニュアルの作成。	三次市民	あらゆる公害の未然防止と，発生した場合には，市民に及ぼす被害を最小限に抑える。	早期発見が早期対応，被害軽減につながるため，支所と市民と諸団体が協働し取り組む。具体的には，市民から寄せられる情報に，支所が迅速に対応し，解決不能の場合，関係機関（市関係部署，警察，消防等）と協議し対応する。又，未然防止に向け，公衆衛生推進協議会等による啓発を助長する。	本事務を環境美化，ゴミの不法投棄防止と混同しないよう区別化した。 又，支所と市民が協働し取り組む事業として位置づけた。	公害対応件数 公害未然防止啓発件数	件 件	5 	1 1	1 1	被害拡大防止	件		1	1	4	苦情･相談に適切に対応している。	4	公害が、恒常的に発生しているのではないので、発生後の対応を迅速にすることと、市民からの苦情等に対する的確な助言・指導に努めている。	4	指導・助言が主な業務のため、コスト削減余地が小さい。	2	環境基本法・廃棄物処理法等の国の法律及び三次市ポイ捨て禁止条例に基づき、 市が助言・指導を行う必要がある。 ただし，未然防止，迅速性から考えると市民と協働で事業分担し実施すべき。	4	現在の社会情勢において、市民の環境問題等への関心は高い。	4	市民の公害等への行政対応の関心は高い。	22	B	未実施	現状維持	事業縮小	公害に対しては，社会的，市民的関心は高いものの，支所管内で恒常的に公害が発生しているわけではない。むしろ，未然防止のための啓発活動が重要である。支所が独自に行うのではなく全市一斉に展開すべきである。	要改善	**環境意識の啓発に努める。**	10 内容の改善	19年度当初
176	みらい都市室	第5 環境	1 環境保全・資源循環	（3）資源を大切にするまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	建設リサイクル法に関すること	2,127	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）に基づき、一定の対象建設工事（建築物の解体、新築、増築、修繕、模様替、その他の工作物に関する工事）を行うものから提出される届出及び通知を受理、審査し、特定建設資材の分別解体及び同廃棄物の再資源化等に関する助言、監督、命令を行う。 平成17年度の届出件数は160件あり、うち83件が市の審査対象であった。平成18年度の届出件数は、第1四半期においては前年度を上回っている。	引き続き周知に努める。 解体作業現場のパトロールを徹底する。	建築物の解体（床面積80㎡以上），新築・増築（床面積500㎡以上），修繕・模様替（請負金額1億円以上），その他の工作物に関する工事（土木工事等，請負金額500万円以上）で、特定建設資材（コンクリート，木材，アスファルト等）を含むもの※うち市審査分は建築基準法第6条1項4号に掲げる戸建て住宅等に限る	特定の建設資材について、分別解体及び再資源化と、再生資源の利用及び廃棄物の減量等を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図ることで、生活環境を保全し、また国民経済の発展に寄与する。	特定建設工事の発注者及び自主施工者は、工事に着手する7日前までに届出書を提出する。公共工事の場合は通知書を提出する。パトロールを行い、現地や作業状況を確認し、不適切な工事や無届け工事が行われていれば指導する。	行政チェックの結果のとおり、今年度も継続して実施している。 一般市民向けに作成した建築パンフレットへ掲載し、周知を図っている。	リサイクル届出件数	件		83	100	適正処理件数	件		83	100	4	市で扱うものは建築基準法第6条1項4号及び同施行令第138条第1項にかかるものに限定されており、県との連携によって目的が達成される	3	法に基づく事務である届出の徹底を図る必要がある	5	コストは主に事務処理に係る人件費である	5	法に基づいて市が行っているものである	5	環境保全のため重要である	5	同上	27	A	未実施	現状維持	要改善	パトロールの徹底と指導、啓発内容の充実	要改善	**パトロールの徹底と指導・啓発内容を充実させる。**	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
177	かいてき環境室	第５環境	１環境保全・資源循環	（３）資源を大切にするまちづくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	ISO14001推進事業	5,669	環境基本計画に基づき、三次市の事務事業から生じる環境負荷を軽減し、環境保全施策の取り組みを継続的に行なう。 本庁舎は、2回目の定期審査を受けた。 みよしまちづくりセンターと7つの支所の拡大審査を受けた。 それぞれ認証取得した。	職員のISO14001への取組み意識を向上させる。 市役所が率先してISO14001を取得したことにより、今後住民・事業所への波及・PRが求められる。	本庁舎・まちづくりセンター・支所の職員	ISOの認証取得を契機に、全職員の環境に対する意識が変化し、各職場において環境に配慮した事務事業が展開される。 オフィス活動や事業活動を、環境保全対策の視点から継続的に見直し、改善することにより、事業活動に伴って発生する環境負荷を低減する。	①マニュアル・システム文書の構築（要綱・要領の作成） ②計画（環境側面調査・目的及び目標の設定） ③実施及び運用（体制及び責任・職員研修・運用管理） ④点検及び是正（内部環境監査） ⑤計画の見直し	結　　果：事業拡大 その対応：平成18年度は、福祉保健センター・水道局・生涯学習センター・情報システム準備室・青少年女性センター・三次環境クリーンセンターへ拡大する。	職員研修	人	241	420	599	市内事業所の取得件数	件	8	15	20	3	3	3	5	4	4	22	B	未実施	事業拡大	事業拡大	環境問題に対する社会的ニーズ・市民ニーズは高く、三次市の全公共施設に拡大予定であるが、拡大後のすすめ方を工夫する必要がある。（現段階では、事業拡大。）	要改善	**認定直後の取組みは庁内的に推進されていたが，各職場の検証を行う中で，取組み施設の拡大についてもっと検討を要する。**	１０　内容の改善	１９年度当初
																市内事業所への啓発回数	回	1		1																				
178	資源リサイクル室	第５環境	１環境保全・資源循環	（３）資源を大切にするまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	環境衛生施設改善補助金（ごみ集積場）	2,596	市民の生活環境の整備を図ることを目的とし，一般廃棄物集積場の整備にあたって，おおむね10戸以上の利用のある集積場に対し，設置費用額の二分の一以内（上限10万円）の補助金を交付する。	現在は，申請書の瑕疵がない限りすべての申請に補助金を交付しているが，集積場の老朽化が一斉に進み，申請が集中した場合補助金を交付できない地域が出る可能性が懸念される。	三次市民，おおむね１０戸以上が共同で利用する集積場施設の利用者	市民の日常生活における環境整備を図る。 町の美観を損なわないような集積場の設置。	一集積場あたりの補助金は，施設設置費用額の二分の一以内，十万円を上限として，補助金を交付する。	前年度，現状維持であるため特になし。	補助金交付件数	件	22	17	20	補助金交付によって整備された集積所の利用者数合計	世帯	403	316	370	4	4	4	3	3	4	22	B	事業縮小	現状維持	要改善	手続きの簡素化，旧市内に偏りがちな申請を周辺部にも広げて行く工夫，独自の助成がある地域とそうでない地域の調整等，市民に広く平等に活用していただけるための改善の余地がある。	要改善	**環境，美観などにも配慮する。**	１０　内容の改善	１９年度当初
																					補助金交付総額	千円	2,049	1,178	1,398															
179	資源リサイクル室	第５環境	１環境保全・資源循環	（３）資源を大切にするまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	生ごみ処理機器購入費補助金	4,417	一般家庭から排出される生ごみの減量化および市民のごみ資源化意識の高揚を図ることを目的とし，生ごみ処理機を設置した者に対して，補助金を交付する。	①補助金交付対象となった生ごみ処理機器の実際の使用状況（設置場所の確認等）が，不十分。 ②補助金申請から決定・交付までの時間の短縮化。 ③補助金額および補助率の再検討。（生ごみ処理機器は高性能になり，高額なものが多く，実態としてほとんどが三分の一程度の補助となっている現状がある。）	三次市に住居を有する全世帯	生ごみの自家処理を推進することによって，ごみ資源化意識の高揚を図る。 収集・焼却ごみの減量化により，施設・設備の延命化につなげていく。	補助金は，生ごみ処理機器の購入価格の二分の一に相当する額とし，その額が2万円を超えるときは，2万円を上限とする。	改善した点は特にないが，市民ニーズは依然として高いため，引き続き実施していく。	補助金交付件数	件	148	155	150	減量された生ごみの量	t	38	40	46	5	4	5	5	5	5	29	A	現状維持	現状維持	要改善	廃棄物処理及び資源の有効活用の分野は社会的ニーズが極めて高いため，継続していく必要性が高いと判断する。しかしながら，ごみの排出抑制や再資源化を進めるうえで，利用実態調査と併せ，要綱の見直し等も進めなくてはならない。	要改善	**効果・利用状況について検証する。**	１５　効果の検証	１９年度当初
180	資源リサイクル室	第５環境	１環境保全・資源循環	（３）資源を大切にするまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	買い物袋持参・ノー包装運動推進事業	1,983	・レジ袋等の削減および簡易包装に協力的な事業者を「ノー包装運動協力店」として認定し，店舗名等を広報することによって， 　その活動を支援する。 ・買い物の際，レジ袋等の包装を辞退することに対し，ポイント制の特典を設けることにより，本事業の普及を図る。 ・協力店の利用を広く市民に推奨し，ごみ排出抑制に対する事業者および市民の意識高揚を図り，ごみ減量化を推進する。	・大型店舗やチェーン店では，既に独自のノー包装運動（ポイント制）に取り組んでおり，三次市のノー包装運動への協力に消極的な姿勢を見せている。 　また，実施については本部の許可が必要で店舗独断での実施はできないため，引き続き協力をお願いする必要がある。 ・三次市役所各支所との連携。（協力店への指定ごみ袋の補充，協力店の確保等）	三次市内に住居を有する全世帯及びレジ袋等の包装を使用する事業者	市民は買い物袋を持参し，事業者は無駄・過剰な包装をしないことにより，レジ袋等のごみ排出を抑制する。	ポイント・スタンプ制を導入し，消費者が買い物袋を持参した場合，またはレジ袋等の包装を辞退した場合，1回につき1ポイント加算（ポイントカード）し，50ポイントに達すると三次市指定のごみ袋（資源物またはプラスチック資源物）と交換できる特典を設ける。	17年度は，実施の前段階としての準備期間であり，比較できない。	実施店舗数	店舗	－	－	247	指定袋交換数	袋	－	－	15,000	4	3	4	4	4	4	24	B	未実施	現状維持	事業拡大	市民の関心が高い。	事業拡大	**ごみの減量に向けてPRに努める。**	利用の拡大	１９年度当初
																ポイントカード・ポスター配布数	枚	－	－	17,807																				
																スタンプ・のぼり旗配布数	本	－	－	349																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費(千円)(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
181	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	任意的事務	直接業務(対外的な業務)	サービス向上が求められる仕事	***消防ポンプ積載車更新***	15,841	消防団のポンプ積載車を配置年度の古いものから計画的に更新し，消防力の向上を図る。消防ポンプ車等104台 更新車両3台，新規設置軽1台	今後同一年度に更新時期がくる車両が多数あるため，より計画的な更新計画の策定と配置車両の見直しが必要である。	消防ポンプ積載車・地域住民	古いポンプ積載車等を計画的に更新し，消防力の強化を図る。	ポンプ積載車の定期的な更新	更新計画を作成し，計画的に更新している。	更新車両数	台	1	5	5	積載車活動状況	回	180	200	200	4	3	4	5	3	3	22	B	未実施	現状維持	要改善	配置車両の見直しを行い，経費の削減を図る一方で，古い消防車等を計画的に更新することで，消防力の向上を図る。	要改善	**現状を見直し，計画的な整備により経費削減を図る。**	17 コストの削減	19年度予算
182	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務(対外的な業務)	サービス向上が求められる仕事	***消防団事務***	6,121	三次市の消防団活動が円滑に遂行されるよう消防団に関する事務処理を行う。具体的には，団員の人事管理，手当・報償金等の支払事務，消防施設・設備・物品の維持管理，各種消防行事の準備・運営，広島県消防協会三次支部・三次市消防団員互助会等の関係機関の庶務等を行う。 従事する職員は，嘱託員2名を基本とし，会議・大会等においては正職員も含めて対応している。また，各支所単位では，各支所消防担当が活動の補佐を行っている。	消防団活動の充実には，市の事務補助以外に，三次消防署等の常備消防との連携・協力体制が必要であるが確立されていない。また消防団事務の本庁対応による窓口一元化推進には，これまでの消防団事務のあり方を再検討し，消防団自身で完結できる体制整備などについて，消防団員の協力を得ながら進めていく必要がある。	三次市民・消防団員	三次市の消防団活動を円滑に遂行させることにより，消防力の充実を図り，市民の安全と安心を確保する。	団員の人事管理，手当・報償金等の支払事務，消防施設・設備・物品の維持管理，各種消防行事の準備・運営，広島県消防協会三次支部・三次市消防団員互助会等の関係機関の庶務等を行う。	本庁対応を進めていく結果が出ているが，市内全域を網羅する大きな組織であるため，本庁のみの対応には業務量や地理的に限界があり，具体策はできていない状況。	各会議・訓練等開催回数及び研修会等参加回数	回	34	39	39	各会議・訓練等開催回数及び研修会等参加回数	回	34	39	39	5	2	3	5	5	5	25	B	未実施	要改善	要改善	市民の安全と安心を確保するためには，市の消防事業を担う消防団の活動が必要であり，その活動を円滑に遂行するための活動補助事務は今後も継続していく必要がある。 ただし，市町村合併後により大きな組織となっている消防団の運営方法等について，消防団自身で完結できる体制整備などについて，消防団員の協力を得ながら進めていく必要がある。	要改善	**常備消防との連携を含め，効率的な事務処理を進める。**	8 事務事業の効率化	18年度中
183	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	間接業務(内部管理)	正確性が重視される仕事	***水防事業***	15,474	気象予警報等に基づき，水防の注意体制，警戒体制として市職員を要員として配置させ，浸水被害の未然防止と軽減を図る。また，国・県から委託を受けた河川樋門について操作員への出動及び定期点検等の指示・管理等を行うとともに，委託料の請求及び操作員への賃金支給事務を行う。気象情報やダム放水情報などの水防情報の収集を行う。 平成17年度において，大雨洪水注意報等に基づく注意体制を26回，大雨洪水警報に基づく警戒体制を6回配置した。	水防体制の配置に当たっては，気象予警報に基づき行っているが，とりわけ，注意報発令の回数が多く注意体制に伴う時間外手当の経費が多くかかる。各部署において適格な緊急対応が講じられるように日頃から改善を重ねていかなければいけない。	市民の生命と財産	集中豪雨や台風などの水害から市民の生命と財産を未然に守り，被害を最小限に抑える	水防体制の設置，国土交通省等から委託の河川樋門の操作及び管理，水防情報の収集	前年度結果は現状維持であり，今年度も前年度同様のやり方を行っている	注意体制・警戒体制の設置回数	回	41	32	32	注意体制・警戒体制の設置回数	回	41	32	32	4	3	4	5	5	5	26	B	未実施	現状維持	要改善	水防対策は市の責務で行うものであり，水害の未然防止と軽減を図り，市民の生命と財産を守るためには，引き続き現状維持を基本とするが，より迅速で的確な体制設置を行っていくことが望ましい。	要改善	**組織内や関係機関との更なる情報の共有・活用に努め，市民の安心・安全を築くため，体制の整備・改善を行う。**	5 組織・機構の見直し	19年度当初
184	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	(1)だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	間接業務(内部管理)	正確性が重視される仕事	***排水機場の維持管理***	6,778	市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所の維持管理として，操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また，市設置の排水機場については，点検結果を受けて修繕を行うとともに，電気保安業務等，業者委託により維持管理を行う。	浸水被害を未然に防ぎ，被害を最小限に抑えるには排水機場の役割は重要であり，その維持管理を行うことは今後も必要である。 市設置のポンプ場について，老朽化しているため，今後，修繕等の維持管理料が増える見込であるとともに，計画的な専門業者による点検が必要である。	市内12箇所の排水機場	いつでも稼動できるよう維持管理を行う	操作員による定期点検実施，排水機場の修繕，電気保安業務等の委託	前年度結果は現状維持であり，今年度も前年度同様のやり方を行っている	操作員(市職員)の点検回数	回	18	18	18	操作員(市職員)の点検回数	回	18	18	18	5	3	4	3	5	5	25	B	未実施	現状維持	事業拡大	市民の生命と財産を守るため，浸水被害を未然に防ぎ，被害を最小限に抑えるためには，排水機場の役割は重要であり，今後も継続して維持管理を行う必要がある。また，施設の老朽化に伴い，有事の際に確実に稼動させるため，点検作業の充実について検討していく必要がある。	要改善	**維持管理における点検作業などについて，効果・効率性の向上を図る。**	14 成果の向上	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
185	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***防火水槽整備事業（40トン有蓋）***	19,254	防火水槽は，火災発生時の初期消火の水源確保に，非常に重要な消防施設であり，水利の確保が困難な地域において，緊急度や必要性を考慮して，計画的に整備する。	地域の防火水槽の現有数と基準による充足率の向上	消防水利の無い地域	火災発生時の水利を確保し，地域住民の不安を取り除く	計画的な防火水槽の設置	整備計画に基づき計画的な事業実施に努めている	防火水槽設置基数	基	8	5	5	防火水槽充足率	%	60	61	62	4	5	4	5	3	3	24	B	現状維持	現状維持	要改善	他事業との調整を図り，効率的な整備を行う。	要改善	**計画的な整備を行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
186	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***防災会議***	168	本会議において，本市の防災に関する基本方針や計画を作成するとともに，防災関係機関が協議を行い，本市における防災対策が一体的に行われ，的確かつ円滑に実施されるよう連絡・調整を行う。 委員構成は，市長を会長とし，防災に関する国・県の行政機関や公共機関の計25名の委員で構成。 平成16年度は1回，6月の出水期前に開催している。	ここ近年，本市において大きな災害が発生していないこともあり，議題の中身が意見交換程度に終わっている状況が昨年度同様である。事前に事務担当レベルでの調整をし，課題提示等工夫していく必要がある。	三次市地域防災計画及び三次市において関係機関が行う防災対策	計画作成や修正及び防災対策が一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施される	防災会議を開催し，三次市地域防災計画の策定，変更を行うとともに，各関係機関が行う防災対策の連絡・調整を行う	会議内容の中心が県の防災計画修正に伴う市防災計画の修正協議となるため，内容が発展しにくい。	防災会議開催回数	回	1	1	1	防災会議開催回数	回	1	1	1	3	2	5	5	5	2	22	B	未実施	現状維持	要改善	三次市地域防災計画の修正は本会議において協議する必要があるため，本会議の開催は今後も必要であるが，防災対策が各関係機関と一体的に行われ，的確かつ円滑に実施されるためには，協議内容の充実が必要であり，課題提供等の工夫を行なっていく必要がある。	要改善	**関係機関からの意見把握に努め，会議内容の充実を図る。**	14 成果の向上	19年度当初
187	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***防災行政無線等***	35,515	災害，公害及び気象に関する予報，警報や営農指導，流通市況等農家生活に関する情報等を提供する。	防災行政無線は，CATVの普及率を考慮しつつ，その機能をCATVの音声告知放送へシフトしていく計画であるが，円滑にシフトしていくために，移行方法等が課題である。	市民	市民に災害等の情報伝達を的確に行う。	農家生活に関する情報提供は，定時放送で伝える。緊急を要す災害時には，随時放送で災害情報や市民への避難指示等の周知を行う。	CATV音声告知放送への機能シフトを円滑に行うため，現在ある防災行政無線及びオフトークについて，移行に向けての課題整理などを行っている。	戸別受信機設置世帯数	世帯	7,901	7,921	7,933	戸別受信機設置世帯数	世帯	7,901	7,921	7,933	4	4	3	5	4	5	25	B	未実施	要改善	要改善	CATVの音声告知放送へ円滑に機能シフトしていく方法についても検討する必要がある	事業縮小	**大規模な修繕等は行わず，CATVの活用への転換を検討する。**	事務事業の効率化	19年度当初
188	君田支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***防災無線業務***	709	防災無線による町内放送で市民へ行事・イベント・君田町内行事開催等の周知を行う。又、火事・災害時は防災無線で市民に被災周知、避難勧告を行い被害拡大防止に努める。	防災無線のニーズは高く、今後も防災無線サービス提供は大切である。 平成19年度より君田町でケーブルテレビが開局するため、ケーブルテレビのメリットを周知し加入促進に努める。 防災上，無線による伝達手段は必要と考える。	市民	防災無線による町内放送で行事・イベントを周知する。又、災害時は防災無線で避難勧告等を行い被害を最小限に抑える。	防災無線による町内放送	防災無線に対する町民のニーズは極めて高いため、引き続きサービス提供に努めた。	定時・緊急放送原稿延件数	枚	660	665	670	年度末現在の加入世帯率	%	96	97	93	5	5	5	4	5	5	29	A	未実施	現状維持	要改善	君田町民への情報提供、周知の面で住民へのメリットは極めて高い。しかし、平成19年度より開局するケーブルテレビの普及で画像、文字、音声を使ったさらなる情報提供が可能になる。今後、君田町民へケーブルテレビへの加入促進に努め情報提供の推進をする必要がある。	事業縮小	**大規模な修繕等は行わず，CATVの活用への転換を検討する。**	事務事業の効率化	19年度当初
																放送日数	日	242	243	244	緊急時放送(火災)	件	1																	
																新規加入者件数(移転を除く)	件		2		臨時放送	件	31	34	11																	

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
189	布野支所　総合調整グループ	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***オフトーク放送関係業務***	709	市と農協からのお知らせや時報については，各家庭のスピーカーや集落ごとの屋外スピーカーから定時に放送する。また，緊急放送（火事など）は，通話中でもわかるようになっている。 お知らせは，毎日職員がレコーディングし，放送時間などの制御はコンピュータが行い，定時に放送する。 宅内装置で軽微な故障であれば職員が訪問し，無料で対応している。軽微でないものは，有料で修理をお願いしている。	CATVの音声告知が整備され全戸がCATVに加入するまではオフトーク放送において情報の提供をするため屋外スピーカー等の維持管理費が必要である。旧三次市内では音声告知が整備されているが布野町では整備の時期が未定である。情報の共有化をするための対策が必要と思われる。	市民	市や農協からの情報を市民へ提供する。緊急時（災害・火災等）の情報を正確・迅速に市民に伝え生活安全を守る。	放送内容をレコーディングし，定時に放送できるようセットする。緊急時（災害・火災）については市民に情報提供する。	昨年度の評価は現状維持であるので特になし。	定時・緊急放送原稿延件数	枚	272	332	310	年度末現在の加入世帯率	%	90	91	91	4	市からの広報の方法はいくつかあるが，広報誌より身近な情報の伝達手段として喜ばれている。また，強制的に流れるので，自分から情報をとりに行く必要がない点がよい。しかし，再放送の時間はあるが，放送時に在宅していないと聴けないなどの制約もある。	4 この事業は，開局10年以上が経過しており，これ以上の改善策などないと思われる。	5 加入者のオフトーク宅内装置保全管理（修理等）については本人負担となっているためコストは低いと思われる。	2 原稿を作成したり審査することは，市で行ったほうがいいと思うが，放送したり維持管理は市でなくても十分出来ると思われる。	3 より身近な情報伝達の手段として役立っている。 集落内だけの独自の放送ができることや緊急時の放送などは住民にとっては重要な施設である。	3 上記の理由でニーズはあるが，平成18年度から開始されているケーブルテレビの地域放送や音声告知放送など新しいサービスとの関連を整理する必要がある。	21	C	未実施	現状維持	要改善	ケーブルテレビの音声告知システムの整備時期が未定の現段階では，オフトーク通信はきめ細かい地域の情報伝達手段として有効である。また，ページング放送や緊急放送など現在の音声告知放送にないサービスもある。しかしながら，屋外スピーカの修繕が多くなってきており，経費負担が多い。また，職員が直すことが可能な程度ではあるが，家庭用端末の故障が多くあるので，新しい設備への移行も検討の必要がある。	**事業縮小**	**大規模な修繕等は行わず，CATVの活用への転換を検討する。**	事務事業の効率化	１９年度当初
190	作木支所　総合調整グループ	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***オフトーク放送関係業務***	1,418	三次市作木町の住民を対象に、①行政機関及び三次農協作木支店からの情報伝達、②防犯・火事・災害等の緊急放送、③各種団体、各常会・行政区・小中学校などのグループからの公益上必要な連絡及び情報の伝達、④難聴地域である作木町内において、ラジオ放送をセンターで一括受信し提供する、などを事業としている。	平成19年4月開局予定の、作木町内のCATVと、それ以後に開始予定の音声告知放送への切替と、オフトークの廃止時期等についての検討。	三次市作木町内のオフトーク通信加入世帯住民を対象	行政機関の情報を日々提供することで行政活動に関心を持っていただき、お年寄りから子供まで必要な行政サービスを享受していただくため。 また、火事など災害が起こった際には災害情報を住民に素早く伝え、被害を最小限に食い止めるための、第一順位の情報伝達手段とするため。 さらに再放送の実施により、伝達事項を徹底するため。	・朝、昼、夜の定時放送及びその再放送による情報の伝達。 ・臨時放送による、災害や緊急に住民の方々に告知する必要がある事柄の伝達。 ・午後5時から午後0時までNHKラジオとRCCラジオを提供すること。	平成19年4月の、作木町内のCATV開局を控え、現施設、加入者に対する適正な維持管理に務める。	定時・緊急放送原稿延件数	枚	1,644	1,370	1,142	年度末現在の加入世帯率	%	87	87	87	5	火災等、災害時の情報伝達手段としては、現在オフトークに優るスピードで多くの町民の方に一度に周知できる手段はない。 オフトーク放送は、住民に広く根付いており、常会文書と合せて、行政情報の伝達手段として町民の関心が高い。	4 繰り返し放送することにより、伝達の徹底を図る。 また、定時放送の再放送を活用し、定時放送を聞きのがした方も、それ以後に聞くことが出来るシステムになっている。	5 ４つのchは多機能性を備えておりながら、費用的にはコストは低い。	4 災害時の放送、くまの出没注意やおくやみの放送など、市でするのが効率的である。	4 市からの情報提供、参加呼びかけなどを日常的に行うことが可能であり、市民と協働の町づくりに寄与する。	4 広く作木町民に浸透しており、オフトーク通信の必要性については、作木町民の大多数の方から支持いただいている。	26	B	未実施	現状維持	要改善	引き続き、行政や地域団体などの情報を、分かりやすい言葉・文章であることを常に心がけながら、オフトーク放送施設の維持管理・運営を行うとともに、現在整備中のCATV開局運用に伴って、何時の時点まで両方の情報伝達手段を維持してゆくかも、検討していかなくてはならないと思われる。	**事業縮小**	**大規模な修繕等は行わず，CATVの活用への転換を検討する。**	事務事業の効率化	１９年度当初
191	三良坂支所　総合調整グループ	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***防災行政無線関係業務***	1,418	非常災害時における災害情報の伝達の手段の確保及び火災予防等の注意喚起や市内で行うイベント情報や行政情報を広く市民に伝達することを目的に防災行政無線を各戸に設置する。現在、個人、事業所等合わせて約1500台設置している。 火災発生情報により、消防団の出動要請回数。（出動要請件数　H15年度　3件　H16年度　4件　H17年度 3件）	防災情報，行政情報とも防災無線を通じて町内に一斉に放送することにで迅速に情報を伝えることはできている。また，火災発生による消防団の出動要請には，無線放送は欠かせないものである。しかし，防災無線未設置の世帯や障害者・高齢者に対する周知については，完全なものとはいえないのが現状である。また，停電時においては，蓄電池で数時間は対応できるが，長期にわたると難しいと思われる。 今後CATVの導入により全市民を対象に情報提供できるようになるので，加入促進に取り組む必要があるが，一方で，未加入者に対する伝達方法，特に災害時の対応には課題が残る。	三良坂町に居住している市民及び三良坂町内の事業所に勤務しているもの。	災害時における迅速な情報提供を行うことにより，被害を最小限に食い止める。 行政情報の提供により市民への利便性，行政サービス向上を図る。	防災行政無線を通じての放送。	受益者へ提供する情報内容を徹底的にチェックし，情報の質の向上を図っている。	定時・緊急放送原稿延件数	枚	377	559	336	年度末現在の加入世帯率	%	100	100	100	5	防災情報を迅速かつ正確に市民に知らせ、人命や財産などの被害を最小限に食い止めるという目的達成への貢献度は、極めて高い。	3 必要な行政情報，防災情報のみを厳選することが重要である。	4 今のシステムを継続する以上，情報提供(供給)する側(支所)のコスト低減は困難だが，受益者が，情報機器の保全管理にかかる費用の一部を負担することで，コスト低減につながる。 (金銭的要因・関心的要因)	3 市民の安全を守る趣旨の情報に関しては，支所として情報提供が必要だが，一般的な行政情報の伝達については，民間委託は可能である。	5 火災発生や防災情報などの緊急な情報提供については、社会的ニーズは、きわめて高い。	5 防災情報のみならず、行政情報も防災無線放送で連絡されるということが住民意識の中にも定着しておりニーズは高い。	25	B	未実施	現状維持	要改善	緊急時に全世帯に緊急情報等を一斉に周知するためには，現時点において唯一の最も有効な術であるということからも，他のシステム(CATV)に移行するまでは，現状を維持することが必要と考えられる。ただし，より質の高い情報提供を検討すべきである。	**事業縮小**	**大規模な修繕等は行わず，CATVの活用への転換を検討する。**	事務事業の効率化	１９年度当初
192	三和支所　総合調整グループ	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***防災行政無線関係業務***	283	・屋外機と宅内受信機を使用して、防災を主としながら、地域内の行政に関する情報を市民に正確、かつ迅速に提供する。 ・時報ﾁｬｲﾑは午前6時と午後0時、午後5時。定時放送時間は、朝が6時30分、昼が12時11分、夜は7時30分。 ・その他、緊急により、防災情報等の提供を行う。 ・戸別受信機の修理は、月1回の修理日で対応。(ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙにより、定時放送の内容を案内し、修理までの代替対応が可能。)	・三和地域においては、平成19年にCATVが開局予定となっているが、CATVの音声告知が整備されるまで、緊急を要する防災情報提供ができないため、これまで通り防災無線を利用することとなり、引続き受信機等の機器維持管理が必要となる。 ・戸別受信機故障の場合、月1回の修理日では災害時に支障をきたす。	支所管内全域（市民・事業所）	防災に関する情報を正確・迅速にもれなく提供し、市民の生活安全を守る。また行政に関する情報を提供し、市民の関心を高める。	緊急の防災情報は、正確な情報収集をもとに正確・適切・迅速な情報を提供する。定時放送において、行政に関する情報をわかりやすく伝える。フリーダイヤルサービス有。また、正確な情報を提供する為に、各戸の受信機修理にも対応する。	平成17年度2次総合評価＝現状維持 今後の方向性＝CATVへ機能シフトするまでの間は継続実施する。 平成18年度その対応＝現状維持で継続実施。	定時・緊急放送原稿延件数	枚	1,573	1,325	1,396	年度末現在の加入世帯率	%	90	89	90	5	・防災、行政情報等、情報提供の役割は果たしている。 ・聴覚障害のある方へのサービスはない。	4 ・緊急の防災情報で周知徹底し、市民への早期対応につながる。 ・行事等について、案内により周知効果がある。 ・修理の早期対応ができるとよい。	4 ・防災情報提供の手段として必要。 ・支所においては，事業費支出なし。	5 ・緊急な防災情報は、市が情報収集・指揮の中心となるため妥当	5 ・防災情報提供の手段として重要な役割がある。	4 ・防災情報はもとより、行事等について周知効果があるためニーズも高い。 ・行政に関する情報については、ホームページや広報での情報収集が可能。	27	A	未実施	現状維持	要改善	現在整備されているCATV、地域イントラネットによる情報受発信の施策も見据えて、防災無線による情報提供の範囲を検討していくことも必要。	**事業縮小**	**大規模な修繕等は行わず，CATVの活用への転換を検討する。**	事務事業の効率化	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
193	君田支所　総合調整グループ	第５	環境	2防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***消防・防災関係業務***	2,127	三次市は消防団を設置し市民の生命、身体及び財産を守ることを任務とする。 防災については異常気象時対応、災害未然防止、有事の対応。	若年層のさらなる消防団加入促進。地域高齢化が進み、若手団員は地域に欠かせない存在になっている。 各分団単位での若手団員加入促進を勧める。出動手当支給、事務連絡等は生活安全グループと各支所の連携強化をする。	君田町に居住している市民及び君田町内の事業所に勤務する方	市民の生命、身体及び財産の保護を目的とする。	消防団活動については（訓練・会議等）に関する諸事務、連絡調整。 防災に関しては注意報、警報発令時の体制配備、情報収集、住民周知。	平成17年度の若手団員加入が9名あった。しかし全体の割合からするとまだ高齢化のためさらなる若手団員の加入が必要。	訓練等回数	回	10	8	6	訓練等参加延べ人数	人	315	335	320	5	消防団の活動により市民の生命、身体、財産を守る目標達成へ極めて大きく貢献している。 防災に関しては防災無線を通じて火災通報、防犯情報を周知し貢献している。	5	消防団の活動により無火災、無事故が図られており町民の信頼も厚い。 防災に関しては注意報、警報発令時の支所職員配置により有事に対し迅速に対応できるよう体制を整えている。	4	出場手当については団員の意欲低下につながるため削減するべきではない。	3	消防団の活動は自主的に行うものが望ましいが生活安全グループからの事務連絡調整、伝達等は市で行った方がよりよくできる。	5	住民同士の交流が薄れる中、消防団の存在は地域の連帯意識を高め、火災時対応、防犯対策等に大きな役割を果たしており社会的ニーズは極めて高い。	5	高齢化が進む君田町で消防団のニーズは極めて高い。火災対応だけでなく、ひとり暮らし老人訪問、夜警巡回による防犯対策等地域に重要な役割を果たしている。	27	A	未実施	現状維持	事業拡大	近年の災害増加は市民も不安を抱えており、消防団へのニーズは高い。火災対応だけでなく防犯活動、地域連帯、災害時の出動など消防団の役割は年々大きくなっているため、より一層の活性化が必要である。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1　市民と行政の協働	１８年度中
																方面隊幹部会議開催件数	回	5	5	5																						
194	作木支所　総合調整グループ	第５	環境	2防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***消防・防災関係業務***	709	地域防災計画を策定し，危機管理体制を充実させるとともに，広報や防災訓練などにより市民の防災意識の高揚を図ります。また，新市の河川防災の中枢となる水防センターを整備し，一体性の速やかな確立を図ります。 消防については，各地域の消防団の再編・統合と非常時における自主防災体制を確立するとともに，消防防災施設の整備を進めます。また，備北地区消防広域行政組合による市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。 平成17年度末には三次市（作木地区）洪水ハザードマップを作成し，洪水時に対応できるよう，江の川流域の各戸に配布しました。 平成18年度は，これまでに引き続き，担当部署とに連携を図りながら，防災・消防業務に努めています。	防災については，危機管理体制が計画されているが，全市的に訓練されたことはない。大規模な災害が発生した場合が心配である。 消防については，これまで旧町村で実施してきた事業を団員で自主的に行うことになったが，行政に依存する形態を大きく変えることができていない。消防団には，旧町村の職員が所属している場合が多く，異動により各支所に不在となったことで人員減となり，さらに，高齢化等の進行で団員の減少が進み，初期の対応が遅れる問題も出ている。	作木町に居住している市民及び作木町内の事業所に勤務する方	地震，水害，火災などの災害から守る	防災計画の策定と，避難路や避難場所を示した防災マップの作成。危機管理体制の充実。消防防災施設，水防センター等の整備。常備消防の全域出動態勢の確立。	作木地区の災害ハザードマップを作成し，江の川沿岸の各戸に配布した。	訓練等回数	回	7	7	4	訓練等参加延べ人数	人	378	363	310	3	必要な消防・防災活動は行われ，目標は達成されている。	3	消防団の取り組みについては，より自主的な活動に向けて向上の余地がある。防災活動についても，大規模な訓練などを行う必要がある。	4	市民の安全のために必要なコストであり，削減できる余地は小さい。	4	消防団事務局については，地域性やこれまでの経緯も考えると，全てを消防団で自主的に行うべきとは言えない。	4	全国的にみても，市民の安全・安心については関心の高い事柄であり，消防・防災もこれにあてはまる。	5	住民の求めている生活の安全のひとつとして，消防・防災が挙げられる。	23	B	未実施	要改善	要改善	消防団は，旧三次市においては，住民⇒消防署⇒消防団の流れで出動するが，各支所は，住民⇒消防署⇒各支所⇒消防団，と流れが違うこともあり，事務局体制が支所に求められる体制になる。方面隊内外の連携のためには，事務局としての機能が必要である。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1　市民と行政の協働	１９年度当初
																方面隊幹部会議開催件数	回	7	6	6																						
195	吉舎支所　総合調整グループ	第５	環境	2防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***消防・防災関係業務***	1,418	防災行政無線の管理・運営 広報活動等による防災意識の高揚 危機管理体制の充実 消防団吉舎方面隊との連携および協力，施設整備の充実	防災行政無線については，現在，町内のみの運用であり，設置後18年が経過し，全体の機器更新の時期に来ている。平成20年のCATV開局まで，現状を維持するために応急工事を続けていますが，CATVへの切り替えと音声告知放送への加入の問題。 自主防災組織の確立。	吉舎町に居住している市民及び吉舎町内の事業所に勤務する方	市民の安全な生活を守るため，防災体制の充実を図る。また，市民の防災意識を高める，自主防災組織の結成と活動の活性化を図る。	広報・訓練等による防災意識の高揚と自主防災組織の確立 消防・防災設備の充実 危機管理体制の充実	自治組織等を中心にした，組織が未組織のため，住民自らの取り組みを推進していく。	訓練等回数	回	3	3	3	訓練等参加延べ人数	人	411	329	420	3	防災無線を使って，災害情報・警報発令等の広報を行っている。そのため，災害発生時には迅速に対応できるよう，設備の点検整備や更新が必要である。 あわせて，防災意識の高揚を図るため，市民へあらゆる機会を捉えての啓発が必要である。	3	消防防災の基盤整備や危機管理体制の確立など，今後も取り組みが必要である。 また，自治振興会などを拠点とした自主防災組織の確立が進めば，さらに防災意識の高揚が図れるとともに，有事の際に被害を最小限に食い止めることができる。	5	支所における事業費支出がないため	3	市・警察・消防署・消防団の連携は不可欠である。 しかし，市が実施する事業以外に，自主防災組織の確立とその自主活動には大きく期待する。	4	安心安全で，災害のないまちづくりを求められている。	4	災害の経験からも，最近の世界・国内の状況からも，消防防災に対する意識は高い。	22	B	未実施	現状維持	要改善	防災行政無線（個別受信機）の各戸貸与など，災害時に備えての整備は行なっているが，旧自治体のエリアに留まっているのが現状である。統一したシステムの整備など改善の余地はある。また，システム整備後も施設を活かして，いかに被害を最小限に食い止めるかのマニュアル作りや訓練等も欠かすことはできない。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1　市民と行政の協働	１９年度当初
																方面隊幹部会議開催件数	回	6	6	7																						
196	三和支所　総合調整グループ	第５	環境	2防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***消防・防災関係業務***	709	・　防災計画策定 ・　危機管理体制の充実 ・　消防団組織体制等の充実と消防防災施設等の整備 ・　広報活動等による防災意識の高揚 ・　地域の自主防災組織の充実	消防防災設備・施設《防火水槽・詰所（格納庫）・積載車等》の老朽化等による更新・修繕を要する箇所が多数あり、引続き計画に沿った対策を講じる必要がある。	三和町に居住している市民及び三和町内の事業所に勤務する方	市民の安全な生活を守るため、防災体制の充実、また防災意識の高揚と自主防災体制の充実を図る。	・　地域防災計画の策定、危機管理体制の充実 ・　広報や訓練などによる防災意識の高揚 ・　消防団組織体制等の充実と自主防災体制の確立、消防防災施設 の整備	平成17年度2次総合評価＝現状維持 今後の方向性＝消防・防災担当部署と連携し，適確に実施していく。 平成18年度その対応＝消防・防災担当部署と連携し，啓発活動・危機管理体制を継続する。	訓練等回数	回	7	7	7	訓練等参加延べ人数	人	613	601	609	3	火災・災害発生時の情報収集及び対応は迅速かつ正確に行う必要がある。日頃から防災意識の高揚を図りながら，施設の点検等を併せて行い対策を講じる必要がある。	3	あらゆる機会を利用しての，意識啓発及び気運を盛り上げるための取り組みが必要。	5	支所においては，事業費支出はない。	4	市，警察，消防団との連携が必要である。	4	社会的にも，火災のない町，災害ゼロの町を望んでいる。	4	市民の消防・防災への気運はかなり高い。	23	B	未実施	現状維持	要改善	消防防災設備・施設の老朽化等による修繕等、早急に対策を講じる必要あり。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1　市民と行政の協働	１９年度当初
																方面隊幹部会議開催件数	回	8	5	5																						

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
197	甲奴支所　総合調整グループ	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***消防・防災関係業務***	709	危機管理体制の充実させるとともに本庁担当室・三次市消防団及び消防団事務局と連携し，広報活動・防災訓練などにより市民の防災意識の高揚をはかる。	消防防災設備・施設及び防災無線設備の老朽化等による更新・修繕を要する箇所が多数あり、引続き計画に沿った対策を講じる必要がある。	甲奴町に居住している市民及び甲奴町内の事業所に勤務する方	防災に強いまちづくりに向け，防災啓発事業を通じ市民の防災意識を高める。	防災無線放送を通じて防災啓発活動 消防団甲奴方面隊との連携，協力 危機管理体制の充実 消防防災施設の整備	消防・防災担当部署との連携を強化し，業務を的確に実施する。	訓練等回数	回	7	8	30	訓練等参加延べ人数	人	560	680	1,800	3	火災・災害発生時の情報収集及び対応は迅速かつ的確に行うため，日頃から防災意識の高揚を図りながら，施設の点検・整備・更新等を行う必要がある。	3	あらゆる機会を利用して，防災意識の気運を高める取り組みが必要である。	4	4	市，警察，消防署，消防団との連携が必要であり，市が関与すべきである。	4	社会的にも火災・水害等災害のない，また災害に強いまちづくりが必要である。	4	市民の消防・防災への意識は高い。	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	災害はいつ起こるかわからない。日頃の防災対策がいざというときの役に立ち，被害を最小限に抑えることができる。このため，本庁担当G，警察，消防署，消防団等と連携し啓発活動を継続し，さらに充実していく必要がある。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1　市民と行政の協働	１９年度当初
																方面隊幹部会議開催件数	回	10	12	15																					
198	あかるい住宅室	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***雪害等緊急対策事業***		個人住宅で雪害を被った家屋等の修繕工事を行おうとする者に対して必要な事業資金を融資する。 融資限度額は1世帯300万円で7年以内とし,無利息。	雪害を被った時点で緊急を要する建物は、大半が建物共済保険等を利用して修繕を行なっている。このため、融資事業について、問い合わせはあるものの現在のところ融資を希望する者はいない。融資制度についてもっと市民に啓発をする必要がある。	雪害により被害を被った個人住宅	修繕工事に必要な事業資金を融資し、その事業の早期実施を促進する。	雪害を被った家屋等の修繕工事に必要な事業資金を融資する。	平成18年度新規事業である。	雪害による家屋修繕	件	－	－	3	雪害による家屋修繕(見込)	件	－	－	3	4	融資することで早期実施が可能となり、市の経済活性化及び市民の安定が図れる。	3	雪害を被った家屋等の早期復旧に貢献。	2	基本的には、受益者個人での対応が望ましい。	2	個人の所有物の整備であり、受益者負担が望ましい。	3	ニーズは限定された市民にある。	17	C	未実施	未実施	終了	雪害を被った時点で融資制度が確立されていれば効果的な制度として利用が多くあったと考えられる。雪害を被ってから、数ヶ月経過してからの融資制度の創設であったため、緊急性が高い家屋修繕は大半完了状態である。	終了	**事業は今年度で終了するが，実績を検証し，今後の取組に生かす。**	期間限定	１８年度中
199	企画調整担当	第５　環境	２防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***消防格納庫整備事業***	2,861	消防格納庫は，消防ポンプ積載車，ポンプ車，可搬式ポンプの格納場所であり，地域消防団員の活動拠点施設として計画的な整備を図る。	合併により，地域格差が大きいため，施設の点検調査を行う。	地域消防団，地域住民	消防積載車の格納庫を新設することにより，地域防災活動の拠点施設の充実を図り，地域住民に安心感をもたらす。	消防格納庫の新築	必要最低限の整備を行うとともに，ファシリティマネジメントを勘案した整備も検討中。	格納庫整備戸数	戸	2	1	1	格納庫の利用状況	回	50	40	40	4	火災の際，地域住民に安心感をもたらす。	4	活動拠点の整備は，消防団員の活動の励みとなる。	3	5	3	3	22	B	現状維持	要改善	要改善	老朽度等，設備内容を調査し，格納庫の統廃合を検討しながら，計画的な整備を行う。	要改善	**近隣施設の有効活用を含め，計画的な整備を行う。**	17　コストの削減	１９年度予算
200	企画調整担当	第５　環境	２防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***子どもの安全支援事業***		地域安全マップ作成であげられた危険箇所を基に，地域活動(防犯パトロールや街頭指導)や環境改善(ガードレール設置等)に対する支援を行う。また，市内の防犯灯を一斉に点検し，必要に応じて電球の交換及び修繕を行う。	職員提案及び市民提案予算であるため，単年度での事業となる。	市内の子ども	子どもが安心して暮らせる、安全な地域社会の形成	関係部局との連携を図り，防犯に係る消耗品の購入・配布を行う。 また，通学路の危険箇所修繕を行う。防犯灯の一斉点検を実施し，電球の交換及び修繕を行う。		子供の安全確保会議	回			38	防犯ブザー等配布校数	校			24	4	職員提案等による事業のため，目的達成への貢献度は大きい	4	単年度での事業となるため，成果の向上余地が小さい	5	緊急度の高い箇所から改善を行うため，コストの削減余地はない	3	市と地域が一体となり事業を推進していく	5	昨今の犯罪情勢を背景に，市内でも防犯，とりわけ子どもの安全に対する関心が非常に高い	26	B	未実施	未実施	終了	市民提案及び職員提案による単年度の事業であるため	事業拡大	**市の役割等を整理し，市民の協力を得ながら効果的な事業としていく。**	取組の拡大	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
201	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	（2）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全の推進	7,375	交通安全協会や広島県が推進する各季の交通安全運動にあわせ，各関係機関と連携を図りながら，街頭キャンペーンやテント村を設置し，交通安全の啓発を行う。また，オフトークや防災行政無線での啓発放送により交通安全の意識向上を図る。本年度，三次市交通安全対策会議を立ち上げ，第8次交通安全5箇年計画を策定する。	交通安全の啓発と交通事故を減少させる対策を検討する必要がある。真に効果のあがる啓発活動等を推進するため，活動内容や推進方法を見直す必要がある。行政や警察が主として展開するのではなく，市民（住民自治組織等）を中心となった取り組みへ転換していく必要がある。	市民	安心安全なまちづくりに向け，交通事故防止を目指す。	各関係機関と連携を図りながら，キャンペーンなどの各種啓発活動，広報紙，市民へオフトーク，防災行政無線などでの啓発をとおして，市民の交通安全の意識向上を図り，交通事故防止の対策に取り組む。	事業の推進方法について，行政や警察が主として推進する従来の方法では，マンネリ化した啓発活動となり効果が期待できないため，住民自治組織や交通安全協会が中心となった取り組みへ転換していくよう，本年度から取り組む必要がある。	テント村，街頭キャンペーン実施回数	回	14	14	7	交通事故件数	件	280	327	300	3 広報やCATV，オフトークや防災行政無線で安全運転を周知し，街頭キャンペーン，テント村等でのドライバーへの呼びかけをしている。	4 年間4回の各季交通安全運動の啓発等を行うが，より効果的な方法を検討していく必要がある。	4 三次市交通安全協会の，負担金活用方法の見直しを検討する必要がある。	2 交通安全協会や各関係機関と連携を図りながら，継続していく必要がある。住民が中心となって展開できるよう活動の推進体制を見直す必要がある。	4 年々交通量が増加しており，交通安全への取り組みは必要である。	4 交通事故の件数が激減していることもなく，啓発を続けていく必要がある。交通事故のない安心安全なまちづくりは市民の願いであり必要性は高い。	21	C	未実施	要改善	要改善	行政や警察が主として展開するのではなく，市民（住民自治組織等）を中心となった取り組みへ転換していく必要がある。	要改善	**市民主体の取り組みを促進する。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
202	企画調整担当	第5 環境	2防災・安全	（2）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	防犯事業	10,656	「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会において，防犯に関する協議を行い，市内の各防犯団体を支援しながら，事業を推進する。また，市が設置した防犯灯の維持管理を行うとともに，新設に係る補助金の交付事務を行う。	「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会において協議された事項に対して，推進方法等を検討する必要がある。また，安全で安心して暮らせる三次市を目指して，各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	安心安全なまちづくりを目指して，犯罪の起こりにくいまちづくりをする。	各団体と連携を図りながら，安心安全なまちづくりを目指して推進体制を整える。	「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会を昨年立ち上げた。年数回の会議開催により，より効果的な事業推進について検討していく。	会議開催回数	回		2	2	刑法犯認知件数	件	576	478	277	3 啓発活動や呼びかけを行っている。	3 昨年，「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会を立ち上げたことにより，より効果的な方法を検討していく必要がある。	4 防犯灯の設置等，より効果的な方法を検討していく必要があるので，削減の余地が少ない。	3 各団体と連携を図りながら，安心安全なまちづくりを目指して推進体制を築いていく必要がある。	5 年々犯罪が増加しており住民の生命にかかわることであり，防犯活動は必要である。	5 犯罪件数が減少していることもなく，啓発は必要である。安心安全なまちづくりは市民の願いであり必要性は高い。	23	B	未実施	要改善	要改善	防犯に関する啓発活動や，犯罪件数の減少に向けた取り組みについて，方法等を検討する必要がある。	要改善	**警察や市で抱えられるものでなく，地域での防犯気運の醸成，その取り組みを促進していく。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
203	総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（2）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全・防犯関係業務	709	交通安全・防犯対策・チャイルドシート貸出事業を通じて交通安全・防犯対策の総合的かつ計画的な推進を図り、公共の福祉の増進、少子化対策の一層に普及促進に寄与することを目的とする。	交通安全・防犯は市と警察、住民が一体となって活動に取り組まなければならない。チャイルドシート貸出事業については市民への周知、PRを行う。	三次市民	市民の交通安全の推進を図ることにより交通死亡事故減少、防犯対策による犯罪の減少、チャイルドシート貸し出しにより交通安全対策の促進、少子化対策の一層の普及を図ることができる。	交通安全は街頭指導、旗の設置、防災無線による啓発 防犯は全国地域安全運動実施、そよかぜ通信での防犯呼びかけ チャイルドシートは申請により貸し出しを行う。	君田町内での交通死亡事故はゼロで昨年に続き交通事故防止に貢献できた。防犯は君田町内配布のそよかぜ通信での防犯呼びかけ、君田地区防犯組合連合会の役員名簿記載による周知をした。チャイルドシート貸出についても引き続き君田支所からの貸出を行った。	街頭指導回数	回数	4	4	4	交通事故発生件数	件	6	6	2	3 街頭指導、交通安全旗立て、防災無線呼びかけ等交通事故防止に貢献している。	3 チャイルドシート貸出について平成17年度君田支所からの貸し出しは2件の為、さらなる周知、PRが必要。	5 支所での予算づけはない。支出についても支所からはない。	3 交通安全・防犯は市、警察、住民が一体となって取り組む事業だが、地域に根ざした活動をするためには市も積極的に取り組むべき。	5 犯罪増加、交通死亡事故は市民に大きな不安を与えているため社会的ニーズは極めて高い。	5 三次市内でも不審者情報が出ており、君田町内でも過去に例があった。市、警察、住民が一体となって防犯活動、又は交通安全運動に取り組まなければならない。	24	B	未実施	要改善	事業拡大	防犯対策、交通安全対策は近年、全国的ニーズが高く三次市は積極的に活動に取り組まなければならない。	要改善	**交通安全・防犯については，犯罪の抑止・防止機能を高めるため，自治組織を中心に地域ぐるみでの相互の助け合いによる住民自らの取組を促進していく。**	1 市民と行政の協働	19年度中
																チャイルドシート貸出人数	人	5	2	5	刑法犯認知件数	件	576	478	277																
204	布野支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（2）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全・防犯関係業務	354	交通安全については，主に全国・広島県交通安全運動の期間中にイベントや啓発活動を行っている。防犯については，防犯組合連合会等の組織と連携を図りながら啓発活動を行っている。	布野町は，国道54号線が縦走し交通事故の発生件数も布野町以外の方が非常に多い。また外部から入りやすく空き巣等の犯罪も多い傾向にある。交通安全協会，防犯組合連合会，まちづくり連合会等と連携をとりながら諸活動を展開し、住民一人ひとりに交通安全・防犯意識の高揚に引き続き取り組む必要がある。	市民	交通安全に対する意識の向上，交通ルールや交通マナーを実践し啓発することにより，交通事故の防止を図る。防犯に対する意識向上などの啓発を行い，犯罪に強い地域づくりを図る。まちづくり連合会と防犯・交通安全についての連携を図る。	交通安全に対する啓発活動（オフトーク、チラシ配布、桃太郎旗の設置、街頭キャンペーン等）。防犯に対する啓発活動（防犯組合による夏・冬季の夜間巡回や春の声かけ運動，オフトーク，チラシ配布等）。まちづくり連合会が三次交通安全協会・三次市と連携して，防犯・交通安全の旗を家庭から家庭へ1週間毎にリレーし，地域ぐるみで防犯・交通安全に取り組んだ。	まちづくり連合会，交通安全協会，三次市が連携し，各家庭を「防犯・交通安全の旗」でリレーする取り組みを本年度も地域ぐるみで実施する。	交通安全街頭指導	回	2	2	2	交通事故発生件数	件	18	15	6	2 布野町では外部から入ってくる人が多く，交通事故は外部の人が起こすケースがほとんどである。また，国道が長い直線や急坂でスピードが出やすく非常に危険なため，啓発活動のほか取り締まりも必要である。	3 交通事故・犯罪を未然に防止するためには，三次市・警察署・町づくり連合等が連携して地道に事故防止等の啓発を行う必要がある。	3 限られた人員の中，活動を継続していくための組織・人員等について検討の余地がある。	4 交通安全・防犯団体をはじめ警察・消防などとの連携を強化し，地域をあげて防犯等を取り組む必要がある。	5 振り込め詐欺事件などの犯罪がテレビ等で報道され，防犯についての社会の関心は高い。布野町では，「防犯・交通安全の旗」を各家庭にリレーする取り組みを行っており，地域ぐるみの意識は高くなっている。	5 テレビ等で，頻繁に事件事故が報道されているものの，他人ごとのようで緊張感が薄い。交通事故・犯罪は，何時起きるかわからないため，粘り強く啓発していく必要がある。また，高齢者に対しては気をつけるよう声掛けなどが大事である。	22	B	未実施	要改善	要改善	交通安全・防犯は，継続して啓発活動を行うことが重要であり，さらに自治会をはじめ地域が一丸となって自主防犯の取り組みを行うことが大切である。また，市民は啓発されるばかりでなく啓発推進者として積極的に活動に関わる必要がある。	要改善	**交通安全・防犯については，犯罪の抑止・防止機能を高めるため，自治組織を中心に地域ぐるみでの相互の助け合いによる住民自らの取組を促進していく。**	1 市民と行政の協働	19年度中
																					刑法犯認知件数	件	576	478	277																

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
205	作木支所　総合調整グループ	第５環境	２防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全・防犯関係業務	354	広島県が進める交通安全施策にのっとって、全国、あるいは全県で一斉に行う交通安全運動を中心に、さくぎ交通安全推進委員会及び三次警察と連携し啓発を行っている。 また、年々凶悪・複雑化する犯罪を減少させるため、自治組織等との連携を図りながら、啓発を進めている。	合併後も交通安全活動については、ほぼ同様の活動を行ってきており、支所職員が縮小しつつあるなか、今後一層の住民自治組織による自主的な活動を募る対応が必要である。反面、さらに道路改良が進むなか、交通安全の推進は常に必要であり、現在も継続されている交通死亡事故ゼロの記録を啓発材料としたい。 防犯についても、自主防犯組織と連携し、子供からお年寄り等に対する、あらゆる犯罪に対する抑止啓発に努めてゆくべきである。	三次市民	交通事故件数、あるいは交通死亡事故件数を減少させるため。詐欺をはじめとする犯罪を防止するため。	安全運転(スピードの遵守、運転中の携帯電話の使用禁止、高齢者や子供などへの配慮ある運転マナーの実践、シートベルトの用、チャイルドシート等の使用)啓発，防犯意識の高揚につなげる啓発、防犯パトロール等の実践等、防犯組織の立上げ	交通死亡事故0継続9000日達成に伴う、推進大会の実施。 作木町内、自主防犯組織「さくぎ地区防犯連合会」の発足。	委員会等の開催	回	2	3	2	交通死亡事故0継続日数	日	8,552	8,917	9,282	5	4	4	3	3	4	23	B	未実施	要改善	要改善	一昨年よりもまして、交通死亡事故0継続9000日を達成するなど、町民大会の実施や、自主防犯組織の発足など、一定の成果は出てきているものの、今後の自治組織での自主的な活動への移行が検討課題であると思われる。	要改善	**交通安全・防犯については，犯罪の抑止・防止機能を高めるため，自治組織を中心に地域ぐるみでの相互の助け合いによる住民自らの取組を促進していく。**	1　市民と行政の協働	１９年度中
																交通安全街頭キャンペーン	回	4	4	4	交通事故発生件数	件		6																	
																町民大会	回			1	刑法犯認知件数	件	576	478	277																	
206	吉舎支所　総合調整グループ	第５環境	２防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全・防犯関係業務	354	交通安全・防犯意識の高揚・交通安全運動期間中（年４回）の啓発活動 ・チャイルドシート貸出申請書の受付・進達 ・防犯灯設置補助金の申請にかかる受付・進達 ・交通安全協会・交通安全推進隊・防犯組合との連携	交通安全協会や防犯組合の自主的活動の推進とあわせて自治振興会等を拠点とした自主防犯組織の確立，育成 未だに，周辺部では家に鍵を掛けないなど，防犯の意識の低さがあり，更なる防犯意識の高揚	市民（主に吉舎町民）	市民の安全で安全な生活を守るため，防犯体制の充実と意識の高揚を図る。また，市民の防犯意識を高める，自主防犯組織の確立と活動の活性化を図る。	交通安全・防犯に対する啓発活動自主防犯組織の確立・育成	自治組織等を中心にした，組織が未組織のため，住民自らの取り組みを推進していく。	街頭指導回数	回数	4	3	3	交通事故発生件数	件	16	18	8	3	3	5	4	4	4	23	B	未実施	要改善	要改善	施設整備を整えたから安全なまちづくりが実現するものではなく，各種団体と連携し，今後も地道な継続した事業実施が必要である。	要改善	**交通安全・防犯については，犯罪の抑止・防止機能を高めるため，自治組織を中心に地域ぐるみでの相互の助け合いによる住民自らの取組を促進していく。**	1　市民と行政の協働	１９年度中
																					刑法犯認知件数	件	576	478	277																	
207	三良坂支所　総合調整グループ	第５環境	２防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全・防犯関係業務	70	防犯に関する事業は，旧三良坂町で設置している防犯灯の維持管理と，主として三次警察署管内防犯組合連合会三良坂支部との連絡調整である。交通安全に関する事業は，交通安全運動期間に懸垂幕や桃太郎旗を設置したり，防災行政無線で交通安全の啓発を実施している。また，三次交通安全協会三良坂支部との連絡調整や，同支部主催の夏と秋の年2回街頭キャンペーンへ支所としても参加している。 その他自治組織が17年度策定した「ビジョン三良坂」内の自主防災組織と安全ネットワークづくりについて，ワーキングスタッフとして支所も参加している。	防犯灯修繕については，市として統一した基準もないため，数は多いものの現状維持はやむを得ない。 防犯組合三良坂支部，安全協会三良坂支部が三良坂町自治振興区連絡協議会の枠組みで活動，事業展開できるよう支所として誘導する必要がある。	市民，近隣住民，自動車等の運転手	市民が「安心」で「安全」に暮らせるまち	①　防犯灯保全管理：管理台帳を作成し地域住民からの連絡により修繕を実施。 ②　交通安全啓発活動：市管理の懸垂幕や桃太郎旗を設置し啓発活動を実施。 ③　防犯組合三良坂支部，安全協会三良坂支部との連携し，それぞれの目的を目指すとともに，二つの団体が三良坂町自治振興区連絡協議会と融合し，住民に近い立場で，活動できるよう支所として誘導する。	住民自らの取り組みを促進させるため，住民自治組織が中心となり事業実施できるよう支所として誘導する取り組みを実施。 結果：各団体と一緒になって住民への啓発活動や，「安心安全ネットワーク会議」が開催される等の動きが出てきている。	防犯灯修繕	件	76	60	60	交通事故発生件数	件	17	15	5	3	3	2	2	4	4	18	C	未実施	要改善	要改善	旧三良坂町が設置した防犯灯管理修繕について，市として一定の基準を検討すべき。(将来的な管理・市全体の整合性) 防犯，交通安全については，住民自治組織の枠組みで活動できるよう市と警察署が検討すべき。場合によっては団体の統廃合も視野に入れなくてはならない。	要改善	**交通安全・防犯については，犯罪の抑止・防止機能を高めるため，自治組織を中心に地域ぐるみでの相互の助け合いによる住民自らの取組を促進していく。**	1　市民と行政の協働	１９年度中
																防犯活動	件		1	1	刑法犯認知件数	件	576	478	277																	
																交通安全街頭キャンペーン	回	3	3	3																					
208	三和支所　総合調整グループ	第５環境	２防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全・防犯関係業務	212	・　安全教育等による交通安全意識の高揚 ・　防犯組織の育成 ・　活動による防犯意識の高揚 ・　防犯灯設置補助 ・　チャイルドシート貸出業務（子育て支援制度関連）	高齢者の交通事故の増加、また犯罪の増加・凶悪化がすすんでいるといわれる中、事故・犯罪を防ぎ安全なまちをつくるため、引き続きこれらに関する対策を講じることは必要である。	支所管内（市民）	市民が安心して生活できる安全なまちをつくるため、交通安全及び防犯意識の高揚を図る。	・　交通安全対策として、安全教育・交通指導 ・　防犯組織の育成・活動 ・　犯罪防止対策の一環として、防犯灯設置補助	平成17年度2次総合評価＝要改善 今後の方向性＝交通安全や防犯は，自治組織等を中心に住民自らの取り組みを促進していく。 平成18年度その対応＝協会・組合等組織を中心に住民自らの取組みを促進。	行事等活動回数		9	9	9	交通事故発生件数	件	12	7	10	3	3	5	4	4	4	23	B	未実施	要改善	要改善	交通安全および防犯意識の高揚のため、協会・組合等組織を中心に住民自らの更なる取り組みを促進する。	要改善	**交通安全・防犯については，犯罪の抑止・防止機能を高めるため，自治組織を中心に地域ぐるみでの相互の助け合いによる住民自らの取組を促進していく。**	1　市民と行政の協働	１９年度中
																					刑法犯認知件数	件	576	478	277																	

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等
209	ひとづくり推進室	第5 環境	2 防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	*・消費生活情報整備体制事業・消費生活相談事業*	9,146	PIO−NET（パイオネット）（消費生活情報整備体制事業）独立行政法人（H13年）国民生活センターのシステムを導入することにより、消費生活相談員の内容の情報を的確に入手し，相談者への消費生活相談や消費者の自立をめざした啓発活動に活用することができている。	三次市として相談体制の更なる充実を図るため、専用の相談室設置整備が必要である。 また将来的には総合的な生活・人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、地域相談、市民無料法律相談等の生活相談センターとしてのみの機能化が望まれる。	消費者を対象に、消費生活相談（苦情・問合せ・要望）、各種相談情報をPIO－NETで運用する各種データベースの検索・集計を行なっている。
210	あかるい住宅室	第5 環境	2 防災・安全	（２）相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*アスベスト緊急対策事業*		三次市既存建築物アスベスト対策事業補助金 多数の者が利用する建築物で,吹付けアスベストの分析調査,除去等に係る費用の3分の2以内で補助する。 補助対象事業費の上限は750万円。 本年度は3件分計上。 三次市アスベスト対策工事資金融資制度 個人住宅のアスベスト対策工事（含有調査,除去,封じ込め,囲い込み）を行おうとする者に対して,1世帯300万円以内で融資する。 融資期間は7年以内とし,個人の利子負担が1．0%となるよう市が利子補給する。本年度1,000万円計上。	既存建築物アスベスト対策事業補助金は、国が1／3．県と市で1／3以内となっているが、県はH18年度当初予算には計上しておらず、9月議会に補正対応するとのことである。県と市が1／3を折半するよう要望しているが、今のところ確定しておらず、事業を推進していく上で補助額が確定していないため支障となっている。 1，000㎡を超える施設については県が持ち主に調査を行うよう指導。市内で117施設が該当。現在5施設について吹きつけアスベストが確認。未調査が5施設程度ある。また、1，000㎡以下の対象物件の調査方法について確立されておらず今後の課題である。	・個人住宅の所有者 ・多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る）
211	企画調整担当	第5 環境	2 防災・安全	（１）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*消火栓新設*	5,176	上水道管の新設時や現在設置されていない上水道計画ルートにおいて消火栓を設置する。	消火栓，水道管の口径が75mm以上で設置が可能であり，現在，給水区域内において口径が75mmに満たない地域については，設置ができないため，配水管の布設替え等が必要と考える。	住民（給水区域内）
212	自治振興室	第5 環境	3 地域交通	（１）利便性の高い生活交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*生活交通確保対策事業*	195,604	①市民バス 地域内における日常生活交通手段として運行。 ②デマンド型交通システムの試験運行 三良坂町域において，利便性と効率性の向上をめざして試験運行を実施。 ③路線バス 三次市の幹線交通手段として確保するため補助金を交付。 ④JR線 芸備線・福塩線・三江線の各協議会に関する事務。要望事項のとりまとめ。	①市民バス 路線毎の運行経路・ダイヤ及び運行形態に関する具体的な実施計画の策定。②デマンド型交通システム 試験運行を基にしたデマンド型交通システムの有効性の検証に基づく実施計画の策定。③路線バス 市内外への幹線交通としての役割を明確にした，路線毎の配置及びダイヤ等の具体的な見直し。④観光客などの市内の移動手段の確保に向けた実施計画の策定。⑤環境に配慮した公共交通システムの調査・研究。⑥JR線三次・広島間の高速化に向けての調査・研究。	市民 観光客

連番	目的	手段	前年度の対応	活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18
209	消費生活相談の苦情処理斡旋等で解決を図っていく。 消費者自身の課題は、「消費者の権利」と「自立支援」を基本理念として、主体的な消費者をめざしていく。	「消費者生活相談」 本人面談 代理人面談 電話による相談	平成17年度から見直しがあり、①パソコンへの直接入力方式 ②国民生活センターが、相談等の一括整備および通信経費の一部負担を行ない、無償貸与化する。 ③地方への交付金廃止	相談者数	人	480	349	350	相談者数	人	480	349	350
210	アスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を 図る	アスベストの分析調査、除去、封じ込み、囲い込み工事等に必要な資金を融資又は補助する。	平成18年度新規事業である。	アスベスト除去等対策	件	−	−	6	アスベスト除去等対策	件	−	−	6
211	市民の生命，身体及び財産を火災から保護するとともに，被害の軽減を図るため。	水道管布設時に，消火栓を設置する。		消火栓の設置数	箇所	6	12	13	消火栓整備率	%	100	100	100
212	・住民の通院・通学・買物など日常的な地域内及び市内外の移動手段としての公共交通を，利便性の向上を図りつつ効率的に運行すること。 ・観光客などの市内の移動手段の確保。	公共交通機関の確保	・市民バスについては，誰もが利用できる条件を整備したとともに，一定の受益者負担を導入した。 ・デマンド型交通システムの試験運行を実施したことにより，利便性と効率性の向上へ向けた調査・研究のデータを得た。	市民バス等利用者数	人	110,342	100,242	100,000	市民バス等利用者数	人	110,342	100,242	100,000

連番	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	1次総合評価 今後の方向性	2次総合評価 総合評価	2次総合評価 今後の方向性	内訳区分	実施期限
209	4 消費者の必要性に対応できていると思われる。 消費生活相談の解決に向けて、苦情処理や斡旋、情報提供に役立っている。	3 苦情要因の明確化と処理の斡旋や情報提供につながっている。	5 経費をかけずに相談に応じられる。	4 市の消費生活センターに変わるものがない。 市民も相談しやすいかと思われる。	4 現在の相談状況の増加をみると、きわめて社会的なニーズは高い。	4 市民や他市への周知もできており、市民のニーズは高い。 合併して各町の特色はあるが、市の室名や機構システムが変わるため、市民は窓口を少し混乱されている状況下にある。	24	B			要改善	社会的ニーズや市民ニーズが高いと思われることから、より一層の充実強化を図る必要がある。 何よりも即相談に応じられる相談室が設置の時は存在していたが、現在は収納室と連携をとりながら使用しているという状況にある。 昨年4月には個人情報保護法も制定されたことから、早急な対策が必要と考える。	要改善	**専門性を含め相談体制の充実を図る。**	13 サービスの向上	19年度当初
210	4 融資制度や補助制度を活用することによつて早期事業着手が可能でアスベストの飛散による市民への健康被害を防止し、その生命身体の保護が図れる。	3 アスベスト除去等の対策事業として貢献できる。	3 基本的には、受益者個人の対応が望ましい。	5 補助対象者は民間事業者等であるため、市の補助に対し国が市に対して補助金を交付する間接補助事業である。	4 平成17年6月に発生したアスベストによる労災死亡事故を発端に、建築物に使用されたアスベスト使用建材の危険性が大きく取り上げられ、早急な除去等対策が求められている。	4 平成17年6月に発生したアスベストによる労災死亡事故を発端に、建築物に使用されたアスベスト使用建材の危険性が大きく取り上げられ、早急な除去等対策が求められている。	23	B	未実施	未実施	事業拡大	社会的に市民ニーズも高く、行政が積極的に推進する必要はあるが、事業者への負担が極めて大きくアスベストの除去等の必要性について理解を深めてもらう必要がある。	要改善	**アスベスト対策にかかる事業に対し，補助や融資を行うこの事業の必要性を，より多くの方に認識してもらい，制度の有効活用を進める。**	10 内容の改善	19年度当初
211	5 消防活動に必要な水利施設（消火栓）は市が整備すべきもの	5 水道管の布設に伴い，消火栓を設置しているため，設置箇所の増加と消火活動エリアの拡大	5 上水道の布設に伴い設置を行うため	4 市の配水管計画ルートから離れた地域や，団地造成後，配水施設として民間が水道管を布設する場合もあるが，上水道の施設整備ルートにおいては，市が消火栓の設置を行う	5 市民の生命，身体及び財産を火災から保護し，被害を軽減しなければならない。	5 現在，消火栓の設置されていない区域（配水管が75mm以下）においては，一部要望がある	29	A	未実施	現状維持	事業拡大	水道事業の整備に合わせて，消火栓設置を行っているが，市民からの要望もあり，消火栓の設置し，管理を行う必要がある。	要改善	**設置基準に基づき，計画的に実施する。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
212	4 地域生活交通手段を確保する上で，路線バス・市民バスは総じて利用率が低い点を除けば，目的を達成するために大きな役割を果たしている。	3 路線バス・市民バスとも利用者の利用実態に応じた路線や運行形態の変更などより効果的な運行の向上をはかることができる余地がある。	3 費用対効果の点で，路線のさらなる見直し等によってコスト削減の余地がある。	2 財政支援等の面で市が関与することは不可欠であるが，より効果的な運行形態等運行に関しては，民間主導でより柔軟に利便性と効率性を高い次元でバランスさせるべきである。	4 環境やエネルギーの有効利用も含めて，より多くの市民が公共交通を利用するような仕組みをつくっていくという意味で社会的ニーズは高い。	4 現状では，実際に公共交通機関を使わざるを得ない市民のニーズは極めて高いが，自家用車利用の市民のニーズは低い。そのギャップは大きなものがあるが，将来的な社会的ニーズを含めた意味においては，その必要性は増大してくる。	20	C	現状維持	要改善	要改善	路線バス・市民バスとも利便性の向上，費用対効果などの面から，路線の存続やダイヤまた運行形態などさらなる見直しが必要である。	要改善	**安全・便利で環境にやさしい交通体系を確立し，市内外の移動時間を短縮するよう，運行形態などの見直しを行う。**	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
213	自治振興室	第5 環境	3 地域交通	（1）利便性の高い生活交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	三次市民タクシー運行事業	1,425	公共交通機関がない地域において，交通手段を持たない住民が利用組合を結成し共同で週1回を限度に定期的にタクシーを利用した場合，運行経費の2分の1を補助。	利用組合の構成員の高齢化により利用が減少しているので，対策が必要である。	住民	・交通手段を持たない住民の通院や買物など日常的な市内の移動手段として設置。	運行費用の2分の1を補助	前年度現状維持であるため特になし。	利用者数	人	770	1,244	1,200	利用者数	人	770	1,244	1,200	4 公共交通機関のない地域において，タクシーの共同利用という形態は通院や買物等の目的達成に貢献している。	4 利用者自らが費用対効果を考慮しながらの運行であり，有効的な利用ができている。	5 市からの補助は運行費用の2分の1という基準により運用されており，運行費用の半分は利用者が負担することから，おのずと必要最小限の利用となり費用対効果の面でも有効である。	5 運行については全て利用組合が主体的に行っており，運行費の補助事務は市でなければできない。	3 すべての地域にバランスよく即時に有効的な公共交通を整備していくこと（例えばデマンド運行）には無理があり，その間を補う交通手段として社会的なニーズは高い。	2 交通手段を持たず，公共交通手段のない地域に限定されるので，広く市民的なニーズはない。	23	B	未実施	現状維持	要改善	利用者が主体的に共同利用しており，公共交通手段が確保され必要がない状況ができきるまでの間は非常に有効であるが，三次市全体の生活交通確保施策の中で整理をしていく必要がある。	要改善	特定地域への限定的な措置となっているため，将来的には他事業との統合等の整理を行う。	11 事務事業の統合	19年度中
214	君田支所 総合調整グループ	第5 環境	3 地域交通	（1）利便性の高い生活交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	君田地区生活バス，へき地患者輸送バス運行管理業務	354	旧君田村で行っていた「生活バス」及び「へき地患者輸送バス」運行事業を廃止し、平成17年7月1日より統合した形で三次市民バスに1本化。	・市民バス路線のニーズ調査等をおこない、合理的なダイヤ編成をする。 ・デマンド方式の市民バス運行を検討する	①市民バス：主に児童、園児、の通学通園と、移動手段を持たない高齢者等の移動 ②へき地患者輸送：へき地の高齢者等の通院のための移動	交通弱者へ移動手段を提供し、過疎化を防止する。	一般公共交通機関の無い地域を重点的に巡回するバスの運行	平成17年6月末で運行終了し，平成17年7月より市民バスに移行	運行日数	日	312	74	－	利用者数	人	16,500	3,913	－	4 通園通学、高齢者等のニーズに沿った運行ダイヤ設定されている。平成17年度中に市民バスの検討がされ、それに移行することで、目的達成への貢献度も向上したものと考える。	3 高齢者等のニーズは多様であり、すべてをクリアすることは困難であるが、より身近な交通手段として考えると車両の小型化とか、複数車両化など利用者の拡大に有効な策は考えられる。	3 三次市において一元管理することで、委託料の平準化が図られる。	4 サービスに対するコストは高いが、それを望んでいる住民は多い。市民に公共サービスを均等に提供することは行政の役割である。	5 公共交通機関の運行が少ない周辺部の高齢者や、小中学生には、欠かせぬ足であり、そのニーズはきわめて高い。	5 多くの市民から、交通弱者に対する便の確保についての要望は高い	24	B	未実施	要改善	廃止	平成17年7月から市民バス事業へ移行した。	終了	君田地区の生活バス，へき地患者輸送バス運行は，平成17年度で市民バス事業へ移行した。	他事業への移行	17年度中
215	作木支所 総合調整グループ	第5 環境	3 地域交通	（2）広域的な高速交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	作木地区市民バス運行管理業務（福祉バス・スクールバス）	886	山間地域における町民の交通手段の確保として、バス運行は行政サービス上、非常にウエイトが高い。 市民バスは地域内の町民の交通手段の確保として、受益者負担金（1回大人100円、小学生半額、小学生未満無料）を徴収している。 スクールバス運行は、小学校の統合条件として、中学生、保育所も合わせて平成14年度から運行を開始した。保育所については、平成9年度3つの保育所が統合したことにより、保育所園児の交通手段として運行をおこなっていた。	作木大和道路開通に伴い、備北バスが路線を変更した場合の交通手段の確保。 デマンド型交通システムの計画的導入。 JRとの接続。	市民バス：三次市民 スクールバス：保育所園児、小中学校児童生徒	地域間・市外との広域・幹線交通手段としての路線バスの利便性の向上 通院、通学、買い物などの地域内の交通手段としての利便性の向上	路線図、ダイヤの作成。 関係部署との調整。	利用者サービスを第一に考え，絶えず見直し，料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていくため，アンケート調査を実施する。	運行日数	日	247	246	248	利用者数	人	36,222	39,058	35,000	3 地域住民の交通手段を確保し、市民の福祉を増進している。	3 地域住民の交通手段を確保し、市民の福祉を増進しているが、料金や運行形態等あらゆる面で見直し、改善が必要。	2 予約によって運行するデマンド型を検討する必要がある。	3 運行は業者委託しているが、路線計画などは市がやるべき。	5 総合バス（福祉バス）は山間地域における町民の交通手段の確保として、行政サービス上、非常にウエイトが高い。 スクールバス運行は、保育所、小学校の統合条件。	5 総合バス（福祉バス）は山間地域における町民の交通手段の確保として、行政サービス上、非常にウエイトが高い。 スクールバス運行は、保育所、小学校の統合条件。	21	C	未実施	要改善	要改善	スクールバスについては現状維持。 市民バスについては、JRとの接続や備北バスとの連携など改善が必要。	要改善	今後も，利用者サービスを第一に考え，絶えず見直し，料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。	13 サービスの向上	19年度当初
216	三良坂支所 総合調整グループ	第5 環境	3 地域交通	（1）利便性の高い生活交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	三良坂地区生活バス運行管理業務（デマンド型バス）	709	商工会が事業主体となり補助金で運営している交通システム。 登録者からの予約に基づき，登録者宅から所定の目的地まで乗客を輸送する。 市民バスとの違いは，予約に応じて運行するため，必ず客が乗車している。市民バスに比較し効率的な交通システムである。	市民バスに代わる新たな交通手段としてデマンド型バスのシステム化を図り，そのノウハウをもって全市へ拡大していく取り組みを模索していかねばならない。	町内住民等（自家用車以外の交通手段に頼る住民）	市民の利便性の向上と商店街の活性化を図ることを目的とする。	① 円滑な運行・運営のためのサポート ② 利用促進のためのサポート ※支所業務では，補助金は扱っていない。	利用者サービスの向上及び，より有益な運営運行を目指し，運営主体によるアンケート調査等行い，見直しや改善を行う取り組みを実施。（18年度）	運行日数	日	－	48	153	利用者数	人	－	1,518	5,100	3 市民バス運行時と比べ乗車人数も増加し，外出機会の増加，利便性の向上を果たしている。	3 運営主体は商工会であるため，支所としては，市民の立場で運営主体への助言等に留まることになるが，運営主体の体制(組織，事務局)が確立(改善)されれば利用促進，運営，運行について成果が向上する。	4 民間運営のデマンドバスでありながら，市民バス的な考えも依存している。そのため，市民へ一定のサービスを供給するためには費用を要す。	5 市民バスに代わる新たな交通システムの確立は，市がすべき。(支所としては，本庁と協力し，デマンド型バスシステムの拡大を図らなければならない。)また，運営に関しては市は関与せず民間がすべきである。(18年度は補助金で商工会が運営。)	4 交通手段がない人や，地域の活性化をめざすという観点では，必要性は高い。	4 公共交通機関の整備が不十分である山間部地域において戸口から戸口までのサービスを提供できるデマンド型バスの運行は十分期待されるものである。	23	B	未実施	要改善	事業拡大	デマンド型バスシステムを確立させ，市民バスに代わる新たな交通手段として拡大していかねばならない。(運営はあくまでも民間)	要改善	今後も，利用者サービスを第一に考え，絶えず見直し，料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。	13 サービスの向上	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
217	自治振興室	第５環境	３地域交通	（２）広域的な高速交通体系の確立	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	芸備線対策協議会	1,829	県を通じてのJRへの要望活動。イベント情報の発信など利用促進事業。	①芸備線の利用状況は，緩やかに減少しているが，高速化など利便性の向上により利用者を増加する必要がある。 ②JRから譲渡または貸与されている駅舎などの施設が老朽化しており，取り扱いについて方針を定める必要がある。	住民・ＪＲ・市外観光客	・住民に対しては，芸備線の利用促進のためのPR活動を通して利用の促進をはかる。 ・JRに対しては，三次−広島間の高速化をはかる。	利用促進事業・JR西日本への要望活動	前年度現状維持であるため特になし。	三次駅乗車数	人	758	776	770	三次駅乗車数	人	758	776	770	2	JRの高速化や列車増発など直接的な効果は望みにくいが，観光PR事業などその他の事業と連携しながら，沿線の気運を盛り上げる施策を展開することにより，目的の達成に貢献できるので，改善の余地が大である。	2	都市部においては，生活交通手段としての有効性は明らかであると思うが，中山間地域においては，利用者増に中々繋がらないので，地域間交流・観光推進など他の施策が重要となってくる。	4	本会への負担金については，構成自治体数の減少によりこれ以上の削減は困難である。 事業展開のあり方を，本会主催の事業と各自治体の事業とに分ける必要があり，別の施策展開として事業費の負担増になる。	5	民間地域との協働による事業展開が必要であると考えるが，事業目的が公共性の高いので，市としての実務的な関わり方は現行どおりである。	4	芸備線そのものは，三次・広島間における主に通勤・通学の社会的ニーズは高いが，さらに利用を促進し高速化等の実現に結びつけるための必要性は高い。	4	芸備線そのものは，三次・広島間における主に通勤・通学の市民的ニーズは高いが，高速バス路線との競合がある。さらに利用を促進し高速化等の実現に結びつけるための協議会の必要性は高い。	21	C	未実施	現状維持	要改善	芸備線の高速化などの課題については，沿線の気運を盛り上げることが必要であり，観光PR事業との連携や利用促進に関わる民間と連携した会議の開催など工夫した取り組みが必要である。	要改善	**人が乗車するようなイベントや特別な列車（広島から美術館等へ）を考えるなど，利便性の向上や利用促進に取り組むことが必要である。**	１４　成果の向上	１９年度当初
218	自治振興室	第５環境	３地域交通	（２）広域的な高速交通体系の確立	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	三江線改良促進利用期成同盟会	359	県を通じてのJRへの要望活動。イベント情報の発信など利用促進事業。	三江線の利用状況は，ここ数年は下げ止まり傾向にあるが，観光とのタイアップなどにより利用者を増加させる必要がある。	住民・ＪＲ	・住民に対しては，三江線の利用促進のためのPR活動を通して利用の促進をはかる。 ・JRに対しては，ダイヤ改正などの要望活動を行う。	合同ゲートボール大会など利用促進事業・JR西日本への要望活動		三次駅乗車数	人	758	776	770	三次駅乗車数	人	758	776	770	2	列車増発など直接的な効果は望みにくい。	2	生活交通手段としての有効性は明らかであるが，中山間地域においては，利用者増に中々繋がらないので，地域間交流・観光推進など他の施策が重要となってくる。	4	本会への負担金については，構成自治体数の減少によりこれ以上の削減は困難である。 事業展開のあり方を，本会主催の事業と各自治体の事業とに分ける必要があり，別の施策展開として事業費の負担増になる。	5	事業目的が公共性の高いので，市としての実務的な関わり方は現行どおりである。	3	三江線そのものは，利用者は減少したまま下げ止まり傾向にあるが，地域における鉄路の意義等を勘案すると，利用を促進するための必要性はある。	2	三江線そのものは，通勤・通学など一定の市民的ニーズはあるが，利用実態は減少したまま下げ止まり傾向であり，ニーズは高くはない。	18	C	未実施	現状維持	要改善	利用促進のため，沿線の気運を盛り上げることが必要であり，観光PR事業との連携や利用促進に関わる民間と連携した会議の開催など工夫した取り組みが必要である。	事業縮小	**利便性の向上と利用促進に成果のある取組を行う。**	成果の向上	１９年度当初
219	自治振興室	第５環境	３地域交通	（２）広域的な高速交通体系の確立	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	福塩線対策協議会	309	県を通じてのJRへの要望活動。イベント情報の発信など利用促進事業。	福塩線の利用状況は，通学での利用が減るなど減少をしており，PR活動などを通して利用者を増加させる必要がある。	住民・ＪＲ・市外観光客	・住民に対しては，福塩線の利用促進のためのPR活動を通して利用の促進をはかる。 ・JRに対しては，ダイヤ改正などの要望活動を行う。	活性化イベント事業など利用促進事業・JR西日本への要望活動	前年度現状維持であるため特になし。	三次駅乗車数	人	758	776	770	三次駅乗車数	人	758	776	770	2	列車増発など直接的な効果は望みにくい。	2	生活交通手段としての有効性は明らかであるが，中山間地域においては，利用者増に中々繋がらないので，地域間交流，観光推進など他の施策が重要となってくる。	4	本会への負担金については，構成自治体数の減少によりこれ以上の削減は困難である。 事業展開のあり方を，本会主催の事業と各自治体の事業とに分ける必要があり，別の施策展開として事業費の負担増になる。	5	事業目的が公共性の高いので，市としての実務的な関わり方は現行どおりである。	3	福塩線そのものは，利用者は減少傾向にあるが，通学など地域における鉄路の意義等を勘案すると，利用を促進するための必要性はある。	2	福塩線そのものは，通勤・通学など一定の市民的ニーズはあるが，利用実態は減少したまま下げ止まり傾向であり，ニーズは高くはない。	18	C	未実施	現状維持	要改善	利用促進のため，沿線の気運を盛り上げることが必要であり，観光PR事業との連携や利用促進に関わる民間と連携した会議の開催など工夫した取り組みが必要である。	事業縮小	**利便性の向上と利用促進に成果のある取組を行う。**	成果の向上	１９年度当初
220	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	県道新設改良事業（権限移譲）	107,090	県道に係る単県道路事業（国補と関連したものを除く）のうち，起終点が三次市の区域内で完結する一般県道改築工事（生活密着道路）を権限移譲事務として移譲を受けて，事業実施するものである。 平成17年度は，3路線4箇所について事業実施を行った。 平成18年度は，5路線6箇所について事業実施する計画である。	現在の取り組みは，継続して県により取組まれていた改良箇所を移譲により事業執行を行っているものであるため，市民が望んだあるべき道路機能を取り入れた道路改良には不十分な取り組みになっているものと思われる。 今後の取り組みとしては，道路改築箇所の選定・改築順位・改築方法などについて，市が主体的に計画できる体制を確立することが望まれる。	市民	市民が望んだあるべき道路機能に近づけ，満足度の向上を図る。	事業箇所において，地元説明会を行い道路のあるべき姿を議論し，満足度の向上を図る。	平成17年度が初年度であってため，比較がない。	改良延長	m		429	660	改良延長	m		429	660	5	交通の安全・走行性が向上したが，住民の満足度については1路線上の部分改良となっていることから十分とはいえない。しかし，目的達成のプロセスの第一歩としては貢献度は高いといえる。	4	住民コンセンサスが十分に発揮されず，道路法その他の制約に縛られた改良となっている。	4	コスト縮減については，一定基準に基づいて事業執行しているため，削減余地は少ない。	4	担当者が市職員であるため継続した地元交渉が可能であり，又地域ニーズを潜在的によりよく把握しているため，市が執行者となることの方が効果的である。	5	地方分権の時代であるため，社会的ニーズは高い。	5	市民ニーズの高い箇所を事業化している性格から，市民ニーズは極めて高い。	27	A	未実施	未実施	事業拡大	県道といえども生活密着型の一般県道であれば，市が改築工事を行うことはよりきめ細かな住民コンセンサスが得られやすく，住民満足度が高められることが期待できるため。	事業拡大	**権限移譲の取組を拡大し，計画的に改良を実施する。**	権限移譲の拡大	１９年度当初
																					路線数	路線		3	5															
																					工事箇所	箇所		4	6															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
221	甲奴支所 総合調整グループ	第５ 環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***甲奴地区生活バス路線運行業務，福祉バス運行事務***	20,892	三次市民バスは，平成17年7月1日より三次市各地域の日常的な移動手段として，地域内の通院・通学や福祉，買い物等のアクセス及びJR，路線バスへの接続手段としてすべての住民が利用できる公共交通機関として位置づけ，三次市民バス運行条例に基づいて運行している。 (1)福祉巡回バス 交通手段を持たない市民の通院・買い物など，またJR・路線バスへの接続を目的に運行している。 (2)スクールバス 甲奴小学校統合に伴い運行している。対象児童は上川地区に限定されている。 (3)保育所送迎バス 3保育所，1児童館の統合に伴い運行している。	地域内の日常的な移動手段としての必要性及び広域交通機関への接続の必要性などの課題に対応するため，次のことについて検討する必要がある。 ①需要・利用目的・広域交通機関の状況・路線バスとの整合性。 ②運行形態，路線の必要性，利用目的に対応するために必要な確保すべきミニマムの設定，運行回数及び便数・ダイヤなど。	三次市民	利便性を高め，誰でもが安心して利用できる生活交通体系を実現する。	通学・通所便の安全確保と運行を最優先に確保しつつ，効率的な運行を図るために運行形態のありよう，路線の必要性の有無，運行経路，便数，ダイヤ等の適正性について検討し，具体的なプランを策定する。	利用者サービスを第一に考え，絶えず見直し，料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていくため，アンケート調査を実施する。	運行日数	日	296	297	298	利用者数	人	16,800	15,928	16,000	3	1 利用者が限定されており，また利用者が少ない。利便性・効率性を高める必要がある。	2 便によっては1人未満，ゼロ人での運行があり，予約によって運行するデマンド型を早急に検討する必要がある。	2 将来的には，運行業務の実施主体として民間運送業者或いはNPO・自治組織等の参入を検討するべきである。	3 公共交通機関の運行が少ない中、運転免許証を持たない階層からのニーズはきわめて高い	4 生活バスを利用される人の（便数の確保等）バスに対するニーズはきわめて高い	15	D	未実施	要改善	要改善	通院や買物など地域内の公共交通手段を確保するため，週1日以上の運行を基準とし，地域内の実情に応じた運行としている。利用者が平均数1名以上の便については、運行システム等効率化と利便性の向上をはかりながら維持するが，利用者平均数1名未満の便については、路線の統合・運行システムの変更・減便などの対策を速やかに確立する必要がある。	要改善	**今後も，利用者サービスを第一に考え，絶えず見直し，料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。**	13 サービスの向上	19年度当初
222	君田支所 地域整備グループ	第５ 環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道維持管理業務***	19,787	市道の維持補修 市道の除草 市道の除雪	除草において、地元除草（報償費対応）を更に進めることができればコスト削減の余地あり。 除雪は請負業者が保有している機械により、作業効率に差が出ている。また、請負業者の負担ではあるが、道路施設の損壊が多く、地元住民の生活に支障が出る場合もあるので、降雪前において道路状況の把握が必要である。	市道の利用者	・安全な通行人や物の流れの確保（ライフライン） ・良好な道路環境	維持補修・除草・除雪	地元への制度（報償費対応）説明・周知により、2地区6路線において地元対応へと移行できた。	維持補修対象路線	路線	115	28	25	維持補修件数	件	29	28	30	5 安全な道路環境を確保するため必要不可欠である。	4 安全な市道確保を行うためには，迅速な対応が必要である。	4 除草については報償費による地元除草が増加すればコスト削減の余地がある。	5 管理者として，市が責任をもって行う。	5 市道本来の用途のみならず、水道、電気、電話等のライフラインの多くは道路敷地内に設置してあるため、市道維持管理の必要性は極めて高い。	5 豪雪地帯のため、除雪についても関心が高い。また、狭小な市道の改良についても同様である。	28	A	未実施	要改善	事業拡大	市道は住民サービスの要であり、住民のニーズは極めて高い。今後とも市道の維持管理については、市の責任として行われなければならない。	要改善	**マイロードシステムの充実や民間委託を一層推進するなど，より効率的な手法を進める。**	3 民間委託等の推進	19年度予算
																除草面積	㎡	32,844	49,594	49,594	除草面積	㎡	32,844	49,594	49,594															
																除雪日数	日	10	26	15	除雪延長	km	58	58	58															
223	布野支所 地域整備グループ	第５ 環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道維持管理業務***	17,051	交通基盤の整備（維持・管理）として市道の安全確保のため，以下のことを実施した。 ①パッチング→20ヶ所（6路線），②側溝修繕→7ヶ所（7路線），③側溝清掃→5ヶ所（5路線），④除草→1路線，⑤標識設置→2ヶ所（1路線），⑥路肩修繕→2ヶ所，⑦ガードレール修繕→20ヶ所（7路線），⑩除雪→延延長59km（74路線）。	市道の維持管理事務は，一定額までは直接維持業者に委託できるので，比較的速やかな対応ができる。18年度より維持工事について一定額までは支所が権限をもち発注できるようになったため，迅速に処置できる。課題としては，現在業者が1社であり，その業者が忙しい時にはすぐ対応できないため，対応できるように2社対応にすればいいと思われる。	２市道路線 １級→６路線，２級→７路線，その他→７	快適性の確保 市民にとって最も身近な生活基盤であり，常に安心・安全な状態に保つことを目的とする。	維持及び管理 維持→①維持パトロール，②各種修繕，③清掃，④除草，⑤除雪 管理→①防災点検，②異常時巡回，③道路情報の収集・提供，④占用工事申請受付，⑤不法投稿連絡受付，⑥台帳管理	パトロールの強化により，修繕が必要な箇所を早期発見・確認に努め，工事発注している。	維持補修対象路線	路線	30	35	30	維持補修件数	件	60	75	50	5 市民にとって安全安心な市道として維持管理の徹底を図る必要がある。	5 現状復旧し安全な市道を確保することが，維持管理の最大の使命である。	4 業者選定及び入札制度の見直しにより一定の削減は可能と判断される。	5 義務的事務のため市がしなくてはならない。	5 市道は，不特定多数の者が利用する社会基盤施設であるため，社会的ニーズは高い。	5 安全な市道を保持するため，市民の維持管理に寄せる期待は大きい。	29	A	未実施	要改善	要改善	市道を安全に維持管理することは極めて重要であり，安全性を確保する工事についてその費用を縮減するには限界があるため，改善すべき事項として業者選定，入札制度等の側面についてコスト削減を見直す必要がある。	要改善	**マイロードシステムの充実や民間委託を一層推進するなど，より効率的な手法を進める。**	3 民間委託等の推進	19年度予算
																除草面積	㎡	123,532	131,715	131,715	除草面積	㎡	123,532	131,715	131,715															
																除雪日数	日	15	23	15	除雪延長	km	3,872	6,476	3,500															
224	作木支所 地域整備グループ	第５ 環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道維持管理業務***	23,038	市道の維持補修 市道の除草 市道の除雪	除草において、1路線を除いて全て地元除草（報償費対応）としているため更にコスト削減は困難。 除雪は請負業者が保有している機械により、作業効率に差が出ている。また、降雪前において道路状況の把握をした上で作業しているが、今年度のような豪雪の場合道路施設の損壊が多く検討する必要がある。 維持管理について、民間委託等効率的な手法を検討する必要がある。	市道の利用者	安全な通行人や物の流れの確保（ライフライン） 良好な道路環境	維持補修・除草・除雪	除草について（報償費対応）昨年に引き続き地元行政区で取組んでいる。今後も継続して地元対応とする。	維持補修対象路線	路線	122	122	122	維持補修件数	件	78	47	80	5 安心安全な市道として維持管理の徹底を図る必要がある。	4 安全な市道を維持することが維持管理の指名である。	3 維持管理の手法によってはコスト削減の余地はある。	5 市道は、不特定多数の者が利用する社会基盤施設であるため、市がしなければならない。	5 水道、電気、電話等のライフラインと同じく、市道維持管理の必要性は極めて高い。	5 豪雪地帯のため、除雪についても感心が高い。また、狭小な市道の改良についても同様である。	27	A	未実施	要改善	事業拡大	市道は住民サービスの要であり、住民のニーズは極めて高い。今後とも市道の維持管理については、市の責任として行われなければならない。	要改善	**マイロードシステムの充実や民間委託を一層推進するなど，より効率的な手法を進める。**	3 民間委託等の推進	19年度予算
																除草面積	㎡	320,942	324,294	324,294	除草面積	㎡	320,942	324,294	324,294															
																除雪日数	日	17	25	17	除雪延長	km	115	115	115															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価		
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
225	三良坂支所　地域整備グループ	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道維持管理業務***	12,592	道路・橋梁等点検を随時行い、修繕・補修の規模の小さいものや経費の低いものについては、業者へ作業を指示し復旧する。	1．パトロール強化と危険箇所の早急な修繕　2．ゴミのポイ捨て撲滅と通報体制の確立　3．土地所有者による道路際の立木伐採	市が管理する道路・橋梁等の修繕・補修	安全で快適な施設	路面，路側の破損の修繕。落石，崩土，堆積物の除去等の補修指示。落下物，動物の死骸等の回収。	維持管理に関する業務を支所に予算配分し、事務効率と現場への即応性を向上させた。	維持補修対象路線	路線	220	220	220	維持補修件数	件	29	31	40	4	安全・快適な交通施設として、貢献度は高い	4	修繕・補修については、早期に対応できている 除雪については、地域に作業協力してもらうことも必要である	4	除雪について地域の協力を得るシステムの検討が必要である	2	除雪について地域の協力を得るシステムの検討が必要である	4	交通安全の面からニーズは高い	4	交通安全の面からニーズは高い	22	B	未実施	要改善	事業拡大	交通網整備と安全で利便性が求められる市道の維持管理について、市民のニーズは高い。	要改善	**マイロードシステムの充実や民間委託を一層推進するなど，より効率的な手法を進める。**	3　民間委託等の推進	１９年度予算
																除草面積	㎡	66,457	191,512	190,000	除草面積	㎡	66,457	191,512	190,000														
																除雪日数	日	2	5	4	除雪延長	km	54,749	56,206	56,206														
226	三和支所　地域整備グループ	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***市道維持管理業務***	20,226	市道や橋梁の補修、修繕、除草、除雪などを内容や規模（事業費）に応じて、業者委託や請負契約或いは地元への報償金の対応で行う。	舗装、側溝などの老朽化に伴い修繕箇所の増加が見込まれ、事業費も増大する。予算の確保と併せ迅速でより効率的な対応方法が求められる。	市道の利用者や市民	安心、安全、快適な市道環境の形成	○道路パトロールによる情報収集と危険箇所等の早期発見と早期対応 ○利用者や市民からの要望や苦情の対応 ○請負や委託業者へ修繕や作業などの指示 ○地元除草に対する報償費の支出	民間委託の範囲拡大に至っていない	維持補修対象路線	路線	192	192	192	維持補修件数	件	60	90	110	3	修繕箇所の緊急性の高いものから対応した。	3	道路情報の掌握方法の改善（例：市道モニター制度による情報収集等）により，よりスピーディーで的確な処理が期待できる。	3	除草の地元対応（報償費）としている如く、地域活動（地元）へ市道維持管理の範囲を拡大できる可能性がある。	3	管理者としての責任を明確にした上で、業者委託の範囲，地元対応の範囲等を拡大できる	5	安全で安心な地域に密着した交通網を確保するという点で，社会的なニーズはきわめて高いと判断する。	5	安全で安心な地域に密着した交通網を確保することは，極めて高い市民ニーズでもあり，又，緊急時（有事）のライフラインの確保など市民生活に及ぼす影響は多大なものがある。	22	B	未実施	要改善	要改善	修繕の規模に関わらず、本所と支所が連携を密にし、緊急性に応じスピーディーな対応が求められる。支所における権限については、フットワークの良さを活かせるよう検討されるべきである。市民による「市道モニター制度」等を考え，スピーディーで的確な情報収集が必要である。	要改善	**マイロードシステムの充実や民間委託を一層推進するなど，より効率的な手法を進める。**	3　民間委託等の推進	１９年度予算
																除草面積	㎡	23,400	23,400	24,097	除草面積	㎡	23,400	23,400	24,097														
																除雪日数	日	8	11	10	除雪延長	km	61	54	54														
227	甲奴支所　地域整備グループ	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道維持管理業務（危険木等処理）***	905	市道沿いについて，危険と思われる竹木や倒木・支障木について処理する。簡易なものについては，職員自ら処理するが，困難なものについては，路線委託業者に処理を指示する。	高齢化や過疎化が進み山林や原野を管理されなくなりつつあるため，危険木や倒木等が増加する傾向にある。広報等でできる限り所有者に管理していただくように周知いく必要がある。また，市道の通行に支障がある場合緊急を要するので早急な対応が迫られる。処理対象が多ければ業者委託となるが，職員が直接処理したほうが対応も早いので機械器具の充実が必要である。また，危険木処理には熟練した技術が必要になる場合が多いので，森林組合などに処理委託したほうが良いと考える。	市道沿いの危険木等，市道を通行する市民及びその他の人	市道の維持管理。市道を安全に通行できるように支障となる危険木・倒木・支障木・枝を処理する。	住民からの情報やパトロールにより危険木等を確認し，簡易なものは直接職員が処理し，困難なものは業者に処理を指示する。多数の危険木処理をする場合は所有者を調査し承諾を得る。	効率的な民間委託を一層推進するなど，手法を検討する。	維持補修対象路線	路線	327	327	327	維持補修件数	件	19	24	20	5	市道を安全に通行するためには必要不可欠。処理することで目的が達成される。	3	所有者に処理していただく必要があると考えるが早急な対応が望まれるので簡易なものは職員。困難な場合は路線委託。但し、業者も危険木処理には危険を伴う場合も多いので、森林組合のような熟練した業者に処理依頼をした方がよい。	4	交通安全の確保をする上で処理は必要不可欠。また、早急な対応も必要。しかしながら所有者への処理依頼や負担を求めてもいいのではないか。また、地元住民に管理していただくことも検討する必要がある。（除草同様）	3	市道管理は市の責任。また安全な通行を確保する必要がある。しかし「地元の道は地元で管理する」意識で住民や所有者が処理していただけるような方法も検討する必要がある。	5	市道管理、交通安全面からも危険木処理は必要。	5	市道管理、交通安全面からも危険木処理は必要。特に周辺部住民のニーズは大きい。	25	B	未実施	現状維持	要改善	市道維持管理していく上で、危険木処理は必要不可欠な事業である。交通安全面からみても、実施する必要がある。ただし地元住民や所有者に実施していただくことも必要ではないか。「地元の道は地元で・・・」の意識改革を進めていく必要がある。	要改善	**マイロードシステムの充実や民間委託を一層推進するなど，より効率的な手法を進める。**	3　民間委託等の推進	１９年度予算
																除草面積	㎡	383,700	383,700	383,700	除草面積	㎡	261,001	282,702	300,000														
228	甲奴支所　地域整備グループ	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道維持管理業務***	5,956	市道の保全管理を目的とし冬期積雪の除雪事業。2箇所のモニター（情報連絡員・1箇所は支所宿直）を置き，積雪20cm以上で対象路線の除雪作業を委託業者に実施を指示する。除雪完了後，各業者より完了報告書（出来高・写真等）を提出してもらい，それに応じて清算する。	県道が15cm以上で除雪を実施しているのに対し，市道は20cm以上ということで実施していないこともあり苦情も多い。また，各業者の除雪技術が向上していないこと。優先路線の見直し。除雪機械が入らない対象外路線の対応。	市道の除雪事業	市道等の維持管理。市道を安全に運行できるように除雪を行う。	2箇所のモニターからの情報（積雪20cm以上）をもとに迅速な対応及び適切な除雪方法の指導・管理。	除雪基準に基づき実施している。	除雪回数	回	1	3	2	除雪延長	km	88	225	180	3	除雪対象路線でも優先的に実施された路線については貢献度が高いが，実施が遅れた路線や対象外路線については問題を残す。	3	対象路線及び基準の見直し。	4	サービス提供の現状維持をするためにはコスト削減は困難。ただし除雪機械を効率のよいものに変更すればコスト削減の余地がある。	5	地元や個人で実施される場合もあるが，個人的利便性が強いため公共的でない。また機械等の負担が大きい。	5	市道管理，交通安全面，利便性からも除雪は必要。	5	交通安全面，利便性，住民生活を確保する意味からも住民ニーズは高い。	25	B	未実施	現状維持	事業拡大	市道維持管理，交通安全性，住民生活を確保していく上で，除雪事業は必要不可欠な事業である。	要改善	**優先路線の見直しを行い，効率的に実施する。**	3　民間委託等の推進	１９年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
229	みらい都市室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	都市計画道路上原顧万地線整備	258,205	三次市の中心市街地である，十日市地区と住居地区である畠敷地区が馬洗川で分断され，畠敷地区から，十日市地区にいくのに，国道184号線の鳥居橋や県道和知三次線の旭橋，巴橋付近が交通混雑している。 この為，三次町願万地から十日市上原地区に行く道路・橋を整備することにより，交通量を分散させ，市内の交通のスムーズ化を図る。	用地買収等のスピードアップを図る必要がある。	交通渋滞解消，市民	中心市街地内の交通渋滞の解消	道路築造	前年度，現状維持であるため特にない。	交通量	台	－	－	4,000	交通量	台	－	－	4,000	5	新規道路にもかかわらず，通行台数が伸びている。	5	新規道路にもかかわらず，通行台数が伸びている。	3	橋の形式と景観の要素をどこまで，取り入れるかで，コスト縮減は可能である。	5	都市計画道路の性格上、市でなければできない。	5	地元説明会などでも、要望は強い	5	地元説明会などでも、要望は強い	28	A	事業拡大	現状維持	事業拡大	事業拡大で評価したが、現状の計画で事業を完了させる。この路線は、尾道松江線ジャンクションから中心市街地へのアクセスの増加、十日市から畠敷方面への移動に大きな役割を果たす。現状は巴橋の利用や熊野橋を利用して通行しているが、朝夕のラッシュじなど非常に混雑している。	要改善	地元の理解の上，早期の事業完成に努める。	9 事業の迅速化	完了予定年度
230	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	「土木の日」に関すること	567	11月18日が土木の日に制定されているが，これにあわせて土木事業及び公共事業のPRイベントとして，親水公園で『「土木の日」親水公園フェスタinみよし』を開催する。 このイベントは13年度から始まり，三次地区安全対策協議会が主催，国交省，県，市等が共催して実施されていたが，16年度より国土交通省を中心に県，市が主催して開催されている。平成17年度は10月31日(日)に開催し，ステージ発表，パネル展示，建設機械の展示・運転体験，ミニ新幹線，バザー，フリーマーケットを行った。 このうち，市は，会場・テントの確保，展示物産コーナー（パネル展示，特産物販売）を担当した。	参加団体を広く募り，イベントの活性化を図る。	一般市民	土木事業に対する理解と認識の向上	イベントを開催し，土木事業及び公共事業のPRを行う。	特に無し	開催回数	回	1	1	1	来場者	人	3,000	3,000	3,000	3	一定数の来場者があり，開催目的である土木事業のPRを行うことができた。	3	文化団体、市民団体等に広く参加を呼びかけることで，イベントの活性化を図ることができる。	5	予算措置は国交省三次河川国道事務所が行っており，市の費用負担は無い。	3	市が関与したのは，会場確保と，学校とテント貸し出しの協議，当日の展示販売であり，主旨である土木事業のPRにはあまり関与していない。	3	現在，土木事業をPRするイベントは他に無い。また，秋の野外イベントとして定着しつつある。	3	回数を重ねて開催したことにより，秋の野外イベントとして定着しつつあり，一定数の来場者がある。	20	C	未実施	現状維持	要改善	文化連盟等文化団体，市民団体の参加を促し，イベントの活性化を図る必要がある。	事業縮小	実施主体は国土交通省であるので，市の関与は縮小していく。	市の関与を見直す	18年度中
231	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	県道維持管理（権限移譲）	114,037	市内に存する県道（主要地方道・一般道）のうち35路線について，ポットホール（穴ぼこ）補修，崩壊土砂の除去，倒木処理，動物死がい処理，除草，側溝清掃，街灯修繕など県との基本協定に基づき設定された19項目の維持修繕業務を行う。	権限が移譲されたとはいえ，管理権限はじめ，異常気象時の対応，一定額を超える場合の修繕業務については県に残されており，さらには移譲されていない他の路線との管理水準の均一という面で，ことあるごとに県と事業調整を行わなければならないといった完全な移譲とはいえない実態がある。	住民，路線利用者	住民に身近な基礎自治体（市・町）が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるよう自己完結型事務の実現	県道（権限移譲路線）の維持修繕による通行の利便性・安全性の確保	前年度未実施（平成17年度からの事業）	工事(移譲事務)契約件数	件	－	66	50	事業執行	%	－	100	100	4	路線委託方式により，早期発注，早期修繕ができ，安全性の確保ができる。	3	パトロール体制や通報体制を強化することにより，更に早期対応が見込まれる。	4	道路，橋梁，河川の管理は，絶対的に必要な業務であり，削減余地は小さい。	4	道路法に定める業務である。	5	生活に密接した施設に関する業務であり，市民ニーズは極めて高い。	4	生活に密接した施設に関する業務であり，市民ニーズは極めて高い。	24	B	未実施	未実施	事業拡大	1 住民に身近な基礎自治体（市・町）が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるよう自己完結型事務の実現を目指す。 2 年度変わりへの対応や業者委託方法など，さらに効果的手法がないか検討する。	事業拡大	権限移譲の取組を拡大するとともに，委託方法などを見直し経費の削減も行う。	権限移譲の拡大	19年度当初
232	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	交通安全施設整備事業	15,903	交通安全施設の整備及び修繕を行い、交通安全に努める。	複雑化する道路事情とニーズに対応していく為には、職員の技術力等の向上を図る。 優先順位を定め、計画的に実施する。	道路交通安全施設	通行上、安全な道路環境に改善し交通事故の防止を図る。	道路反射鏡設置、道路防護柵設置、視線誘導標設置、警戒・注意標識設置、区画線設置など。	前年度は行政チェックなし。	設置路線数	路線	64	61	60	反射鏡設置数	基	46	41	45	4	根本的各種改良工事以外では、安全施設設置により安全性の確保に貢献ができる。	4	パトロール・通報体制を強化することにより、更なる早期対応・事故未然防止が見込まれる。	5	必要最小限度で施工しておりコスト削減余地はない。	5	法の規定に基づく事業にあたる。	5	安心・安全な道路環境は、全ての道路利用者の切なるニーズである。	5	交通安全施設事業は住民の日常生活に直結型事業であり、市民ニーズは極めて高い。	28	A	未実施	未実施	事業拡大	交通安全施設事業は、安全な交通確保という全ての市民を対象とした社会的ニーズに対応している。住民要望も極めて高く、事故防止・住民安全確保は行政責務である。	要改善	優先順位を定め，計画的に実施する。	8 事務事業の効率化	19年度当初
																					防護柵設置距離	m	494	543	500																		
																					区画線施行距離	m	5,766	3,512	4,500																		

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
233	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***道路新設改良事業***	1,828,161	道路新設改良事業については，新市まちづくり計画（H15年度作成）及び新市まちづくり計画事業（H16年度作成）並びに三次市実施計画（H16・17年作成）に基づき事業展開を行ってきた。 平成17年度は，57路線58箇所について事業実施を行った。 平成18年度は，53路線53箇所について事業実施を行う。	現在，道路改良計画は新市まちづくり計画に基づき平成26年度までの計画を持っているが，厳しい財政運営の中では1.5車線的道路整備の手法を取り入れた道路整備を行わざるを得ない時期に直面している。 また，極力土羽構造を主体とした道路構造への転換並びに臨道債など後年度負担が大きな課題となる生活密着型道路については土地及び立木補償などについては無償提供を原則とした整備手法に転換を図らなければならない。	市民	市民が望んだあるべき道路機能に近づけ，満足度の向上を図る。	事業箇所において，地元説明会を行い道路のあるべき姿を議論し，満足度の向上を図る。	前年度行政評価未実施	改良延長	m		10,300	6,600	改良延長	m		10,300	6,600	5 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており，又地元説明会を行う中で市民の要求も取り入れた道路改良となっていることから貢献度は高い。	3 道路整備の早期完成が望まれている中，コスト縮減は避けられないものとなっている。地元説明会において意見交換を交わし地域に即した道路をする必要がある。	3 地域において，道路整備促進のための推進母体を形成し，地域にふさわしい道路整備水準について短期間に成案形成を行う必要がある。	5 道路管理者以外には，道路法上困難である。	5 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており，社会的ニーズは高い。	5 生活道路の利便性や幹線道路網の形成に貢献しており，市民ニーズは高い。	26	B	未実施	未実施	事業拡大	新市まちづくり計画による道路整備は市町村合併においての合併条件であり，又市の道路交通網形成上欠くことのできない路線である。しかしながら，整備手法については改善の余地は残されており，橋梁整備についても耐用年数を見極めつつ整備年次を考慮していく必要がある。	要改善	**整備基準を定め，計画的に実施する。**	10 内容の改善	19年度当初
																					路線数	路線		57	53															
																					工事箇所数	箇所		58	53															
234	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***マイロードシステム***	70	ボランティア活動に意欲を持つ企業や団体あるいは個人を「里親」に認定し，里親契約を締結して，道路管理者（県）とバックアップしながら，道路の一定区間の清掃，緑化等を推進する。道路管理者においては，団体名等を記した表示板を設置し，団体・企業の社会貢献をアピールする。これらのシステムを機能させることにより，清潔で良好な道路環境の実現とともに，住民の道路への愛着心，地域への帰属意識を高める。	現在，登録が10団体余りという状況なので，これをいかに周知し，活用を行っていくか県と連携し検討する必要がある。	地域住民（団体）・企業等	県道の環境美化活動を支援する。	ゴミ回収等の活動支援のため，クリーンセンターの受け入れ体制の調整を行う。 申請書を受付け，県へ進達をし，認定決定後は協定書を締結する。 完了後，事業完了報告を受け，県へ進達する。	市道における運用を検討中。	活動報告依頼・県進達	件	14	15	14	団体認定	団体	14	15	14	2 県制度の中継ぎ調整を行っている程度。	2 推進への関与の度合いを高めることができれば県道に限らず，市道においても効果ある可能性をもっている。	4 市の費用負担は，事務にかかる人件費部分しかない。	3 収集ゴミの処分搬入調整は，行政支援で行う必要がある。	3 道路の維持管理制度の転換が図られようとしている。	2 市民への周知を十分に行っておらず，市民の関心は高くない。	16	D	未実施	現状維持	要改善	PR手法の検討が必要である。	要改善	**実施距離が延びるよう，PRを強化する。**	10 内容の改善	19年度中
																					活動推進	団体	14	15	15															
																					美化された路線距離	km	29	29	29															
235	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***吉舎油木線改良促進期成同盟会に関すること***	263	主要地方道吉舎油木線の整備促進を図るため，三次市・府中市・神石高原町（旧神石郡三和町・油木町）の市町長，議会議長が構成員となり，国や県に対して予算確保の為の提案活動を中心とした活動を行っている。 事務局は，会長の神石高原町に置かれており，三次市長は副会長に，三次市議会議長は理事に就任している。	要望活動など，同盟会の運営や活動の全てを負担金でまかなっているため，合併に伴い会員数が減少する中，負担割合が増大傾向にある。	利用者や沿線住民	当該道路の整備促進を図る目的。	提案活動。	市域を越えた広域幹線道路であり，現時点では権限移譲を求める路線ではない。	要望会の回数		2	2	2	改良率	%	99	98	99	3 整備率の向上に繋がっている。	4 期成同盟会による要望活動の成果。	3 会員数の減少に問題あり。	5 市が関り，関係組織が連携を取り合い要望する。	3 社会的な必要性については，認知がされていなくても，事業への影響やニーズはある。	3 期成同盟会への関心度は低くても，事業に対する期待感やニーズは高い。	21	C	未実施	要改善	事業縮小	期成同盟会で行って来た要望の成果により未改良区間も僅かとなった。継続して取り組み，全線の早期の改良を図る必要がある。	事業縮小	**同盟会の解散も視野に入れ，今後の在り方を検討する。**	終期の設定	19年度中
236	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***市道・橋梁等維持事業***	178,419	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。 市道敷地線道路修繕工事ほか111件の維持補修工事（160,694千円）を施工した。	1. 膨大な修繕要望に当たっては、昨今の工法複雑化への対応及び緊急順位判断の的確・公平性が求められる為、担当職員の更なる資質向上を図る。 2. コスト重視、安易工法等、従来的手法にとらわれず交通弱者や環境に配慮するなど時代に即した工事執行を進める必要がある。	市道（橋梁）	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保つ。	市道（橋梁）の維持・修繕工事	優先順位を定めた、計画的事業実施に努めた。	工事発注件数	件	134	112	100	事業執行率	%	100	100	100	4 一定区間の根本的改良工事の外に、部分的改良を維持修繕工事によって機能・環境を保持する。	4 小規模で早期に工事完了することにより、低コストで成果が上がる。	5 小規模、必要最小限度で施工しておりコスト削減は困難。	5 道路法の規定に基づく事業にあたる。	5 安心・安全な道路は、住民のみならず訪問者や通過交通者等、全ての利用者の切なるニーズである。	5 道路維持修繕事業は住民の日常生活に直結型事業であり、市民ニーズは極めて高い。	28	A	未実施	現状維持	事業拡大	市道・橋梁等維持事業は、安心・安全な通行確保という、全ての市民を対象とした社会的ニーズに対応している。住民要望も極めて高く、事故未然防止等の住民安全確保は行政責務である。	要改善	**優先順位を定め，計画的に実施する。**	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
237	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	市道の補修管理	122,308	道路・橋梁・河川等の維持修繕に関する業務（パトロール含む）を市内を地区割りにし業者委託及び直営により行う。 業務内容は、ポットホール（穴ぼこ）補修、崩壊土砂除去、倒木処理、動物死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など、主に緊急性の高い修繕業務を行う。 市内地区割りは17地区で、17受託業者にて業務遂行。	1. 昨今の道路事情の複雑化への対応及び現場での判断の的確・迅速性が求められる為、担当職員の更なる資質向上を図る。 2. パトロールについては、計画的な巡回、重点路線の設定など業者委託も含め効率的な方法検討を進める必要がある。 3. 年度変わりに、業務空白期間をつくらないよう債務負担等の手法等の対応検討。	市道，橋梁，河川	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保つ。	ポットホール（穴ぼこ）補修、崩壊土砂除去、倒木処理、動物死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など。	要望聞取りから業者指示→修繕施工の過程において、確認帳票類等を改善整備し、多数の要望に対して正確かつ迅速な業務遂行に努めた。	委託地区数	地区	17	17	17	事業執行率	%	100	100	100	5	3	4	5	5	4	26	B	未実施	要改善	要改善	更なる業務効果向上のため、従来型の業者委託方法の改善も検討している。 権限移譲による県道の維持修繕業務との整合性、速効性を検討する。	要改善	早期発見，早期修繕を図り，民間委託をより一層進める。	3 民間委託等の推進	19年度予算
238	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	主要地方道甲山甲奴上市線改良促進期成同盟会に関すること	181	主要地方道甲山甲奴上市線の整備促進を図るため，三次市・庄原市・世羅町の市町長，議会議長が構成員である。国や県の関係機関並びに議会に対して要望活動をこれまで行っており，平成16年度は参加行動がなかったが，平成17年度は総会で開催され広島要望も実施する。	合併に伴い会員数は減少し，会員の負担割合が増大している。 平成16年度は参加行動はなかったが，平成17年度総会で今後の方向性についても協議し， 本路線の整備率を向上させる為，要望の必要性があることを確認する。	利用者や沿線住民	当該道路の整備促進を図る目的。	要望活動。	前年度，現状維持であるため特になし。	要望会	回		1	1	改良率	%	75	77	77	3	3	3	5	3	3	20	C	未実施	要改善	事業縮小	要望活動が平成17年度から復活したので，この活動を継続する。	事業縮小	平成17年度に要望活動を行っているが成果を検証し，解散も視野に入れ今後の在り方を検討する。	終期の設定	19年度中
239	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	除雪業務	140,181	12月15日～3月15日を基準期間とし，積雪時おける主要幹線道路の通行を確保するため，積雪深20cmで各地区のモニターからの通報を受け除雪を実施する。また，低気温で凍結の恐れがある場合は，幹線（西酒屋寺町線・粟屋中央線・双三農免道）の凍結防止剤散布を行う。 17年度実績は603路線，620km 凍結防止剤積置き，旧三次市67箇所及び各支所。	◎除雪の要望は強く，除雪機械の所有量など物理的な面から，路線によって時間的ずれが生じる。 ◎権限移譲に伴い，県道除雪と連携した効率的な除雪計画をたてる必要がある。また，除雪基準の統一見直し検討が必要。 ◎市街地の除雪（排雪）について検討を要する。	住民及び路線利用者	◎道路交通の安全確保。 ◎経済活動の確保及び市民の生活の安定を図る。	積雪が除雪基準以上の量（cm）になれば，連絡体制により各モニターから通報を受け，除雪委託業者に連絡する。	現状維持（除雪基準に沿って実施する）	計画路線数	路線	584	603	580	除雪延長	km	618	620	620	5	4	4	4	5	5	27	A	未実施	現状維持	要改善	道路交通かつ市民生活安定確保するため社会的ニーズ・市民ニーズが非常に高く，必要不可欠である。 市街地の除雪ニーズが高く，市街地内の主要道路も除雪する必要がある。なお，市街地は雪の持ち出しが必要な路線が多い。	要改善	除雪基準に沿って効率よく実施する。	8 事務事業の効率化	18年度中
240	あんしん建設室	第5 環境	3 地域交通	（3）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	生活道路整備補助金	6,560	国道・県道・市道以外の道路で，日常生活で1戸以上が利用し，一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより，市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。 対象事業は延長20m以上で，舗装新設の場合は幅員0.9m以上，ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装4cm又はｺﾝｸﾘｰﾄ舗装8cm以上，改良の場合は幅員3.0m以上とし，補助金は原則事業費の1／2とし，上限50万円。（住民税非課税世帯7．5／10，補助・生活保護世帯10／10補助）	多様化するニーズに対する補助内容の検討。事務体制の見直し・支所との連携	住民	住居への進入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増進	生活道路の整備を行うとともに，道路整備の基準を作る。（すでに要綱策定済み）	実態把握を行うとともに，道路整備の基準を作る。（すでに要綱策定済み）	補助金の処理件数	件	51	18	40	申込件数のうち，補助金交付決定となったものの割合	%	100	100	100	4	4	4	4	3	4	23	B	未実施	現状維持	要改善	事業開始から6ヵ年が経過し，かなりの整備が進むとともに，ニーズも広がってきた。今後，期限となる平成20年度までに制度面，予算措置等の見直しを計りながら，多様化するニーズに即応すべく検討を進めていく	要改善	終期を見越して，早期に実施する。	9 事業の迅速化	18年度中
																					整備された道路延長	m	1,930	651	700															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
241	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	土木協会に関すること	2,332	社団法人広島県土木協会を本部とし，市町を会員として県の建設局単位に支部が置かれている。三次支部は，従来7市町村の会員で構成されていたが，現在は，合併により会員は三次市だけになった。活動としては，主に次の様な事業を行うこととしている。 〇建設事業及び災害事業に関し，関係機関の事業の推進及び促進等の活動 〇建設事業及び災害事業に関する各種情報活動 〇建設事業及び災害事業に関する支部所属職員の研修 平成17年度は，（財）広島県建設技術センターの職員を講師に「維持修繕講座」を実施し21名が研修をする。	合併により三次支部は1会員となり，支部会員との連携事業は無くなった。 県内においても同様な減少が発生して来ており，本部において事業を集約されるべきである。	三次支部所属職員（研修対象として）	事業の推進，促進。 知識や技術の向上。	技術研修会への参加。 視察研修など研修会の開催。 事業推進の為の資料（書籍等）や備品類（デジカメ）などを会員（三次市）へ提供。	支部組織の廃止については，本部に対して意見を述べる等の取り組みを続けている。	研修会の開催	回	1	3	3	研修会参加者	人	12	21	30	3	知識や技術の向上に繋がる	3 研修方法や内容を検討する	2 支部は廃止し，本部に吸収する。	5 市が会員である。	4 土木技術の普及促進等により建設事業の改善が図られる。ため，間接的にある。	4 土木技術の普及促進等により建設事業の改善が図られる。ため，間接的にある。	21	C	未実施	要改善	要改善	1市のみの会員では非効率であるばかりでなく，行政の行うべき事業との区分けも難しくなっている。 市町村合併の進行に伴い各支部の会員は減少しているため，支部組織は廃止し，継続すべき事業を本部において集約し，その推進を図るべきである。	事業縮小	協会の今後のありかたを検討し，解散又は支部の廃止を検討する。	終期の設定	１９年度中
242	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	道路・河川期成同盟会事務局	3,385	国道375（大田・三次間）改良促進期成同盟会・三次高野間道路改修促進期成同盟会・江の川改修促進広島県期成同盟会・江の川水系ダム建設促進期成同盟会の事務局を務める。何れの期成同盟会についても，総会並びに整備促進を図るための県・国関係機関や議会に対しての要望が主な活動であり，その企画，実施及び連絡調整を行っている。 なお，合併に伴う会員数の減少により，三次高野間道路改修促進期成同盟会が平成16年11月9日に，また合併に伴う会員数の減少と灰塚ダムの完成に目処が立ったために江の川水系ダム建設促進期成同盟会が平成16年11月30日を以ってそれぞれ解散した。	合併に伴う会員数の減少により，4つあった期成同盟会の2つが解散し，2つの期成同盟会の事務局になった。 整備促進が進み，所期の目的が達成されれば，残る期成同盟会も解散の方向。 今後は，関係市町との連携の下に，市独自の取り組みとして要望を行うことを検討する必要がある。	①利用者や沿線市町の住民，②会員市町，流域関係者など（サービスの最終提供者及び要望書作成に係る調査対象者）③国・県及び関係国・県議会議員（要望対象）	当該道路や河川の整備促進を目的として連携を図る。	会員間の連絡調整，総会の開催及び要望活動を実施する。 また，要望のための情報収集や調査，調整を行い，要望書を作成する。	権限移譲の推進については，国道及び国直轄管理河川であるため，現状では困難である。	総会	回	6	2	2	要望先	箇所	8	8	8	4	関係機関との連携，連絡調整が取れている。	4 情報収集し，資料の提供を行うなど整備率向上に繋がっている。	3 合併により会員数が減少しており，負担割合が増加している。	5 市が，市民や関係団体と連携を取り合い要望を行う。要望方法を検討する必要性あり。	3 社会的な必要性は認知されていなくても，事業への影響やニーズはある。	3 事務局への関心度は低くても，事業に対する期待感やニーズは高い。	22	B	未実施	要改善	要改善	会員市町間で共通の大きな課題を有する当面の間は，期成同盟会での要望が効果的であると考えられる。ただし，将来的には，関係市町との連携を保ちながら，市の全体構想や位置づけに基づき，市独自の要望活動の中で取り組むことを検討する必要がある。	事業縮小	従来の改良要望のみの活動を改め，政策提案を主体とした活動に移行する。	内容の改善	１９年度当初
243	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	道路河川の占用改築	1,418	1　道路，河川管理者として，電柱，水管等の占用申請を審査し，適正なものについては許可をし，条例に基づき占用料を徴収する。 原則1年間を占用期間とし，年度変わりに更新手続きを行う。また，建築足場など一時占用についても申請に基づき，審査許可する。 2　埋立，水路改築等の改築申請を審査し，適正なものについては許可し，また，指導を行う。 改築については，永続とする。	電柱の地中化を推進するため，一定期間占用料を免除の検討をする必要がある。 無断占用及び改築を防ぐため，関係法及び事務手続きについて住民周知を図る必要がある。	市道，里道，河川，水路敷を使用又は改築しようとする住民，電気通信事業者，開発申請者，上下水道占用者等。	市民の利用に対し支障の無いよう公共物を適正管理する。	道路法，河川法に照らし合わせ，申請受付・審査・許可及び承認をする。	占用，改築の承認や許可を本庁でするのではなく，支所の申請は支所で承認や許可をしている。	申請件数		377	535	535	占用料	千円	14,186	16,758	16,000	5	許可及び承認を行うことにより，公共物の適正管理ができる。	3 承認及び許可基準を社会ニーズに合わせて見直しを行うことにより，社会的ニーズに的確に対応する必要がある。	4 構造上の審査，事務処理については，職員が行う以外になく，データ管理面を創意工夫によって効率化が図れる。	5 法的な管理権限が自治体になっており，民間委託になじまない。	5 公共物の適正管理については，社会的に必要な事務である。	2 申請手続きにおいて図面等が必要なため，申請側にあっては面倒な意識がある。	24	B	未実施	要改善	要改善	法に定められた事務であるが，データ管理の方法に工夫が必要。 許可基準の見直しについて検討が必要。	要改善	無断占用に対する対応を検討するとともに，事務改善を進め，効率的に実施する。	8　事務事業の効率化	１９年度当初
244	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	道路台帳	24,940	道路台帳は，道路管理を行ううえで正確に整備することが必要であり，住民から閲覧の申し出があれば供しなければならない。 新規認定，区域変更など変更が生じた路線について，道路台帳及び平面図の修正を行う。 新規認定，変更認定，廃止はいずれも議会議決を必要とする。 平成16年度において，道路台帳整備と，幹線1・2級市道の見直しを委託し行った。 平成17年度においては，その他市道再編業務委託作業を行った。	①　現在ペーパーでの管理を行っているが，PC管理に移行し効率的かつスピーディーな対応ができるよう，システムを構築する必要がある。 ②　合併により自治体の枠組みが変わったので，見直し再編を行い，平成18年12月議会を目標に市道再編を提案し，平成19年度から台帳の再整備を行う必要がある。	三次市が市道として認定した道路	市道を的確に管理するとともに，市民の閲覧に供する。	新規認定，変更が生じた路線について，道路台帳及び平面図の修正を行う。	費用対効果を検証し，システム整備の方向性を明らかにするとなっているが，システム整備以前に見直し再編成や台帳整備を行う必要がある。	新規認定・変更認定路線数	路線	11	5	3,000	修正量	㎞	1		8	5	道路法により義務づけられている。	3 電算での管理システムの導入により向上が見込まれる。	3 電算での管理システムの導入により初期投資費用がかかるが，導入後はコスト縮減が望まれる。	5 道路法の規定により義務づけられている。	5 道路法の規定により義務づけられている。	3 道路法の規定により，閲覧に応じる義務があり，路線確認など窓口業務も多々ある。	24	B	未実施	現状維持	事業拡大	電算での管理システムの導入により管理が容易になる。 また，窓口業務も迅速に対応できるが，市道の再編等の課題を解決する必要がある。	要改善	課題認識の早期解決と費用対効果を検証し，システム整備の方向性を明らかにする。	15　効果の検証	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
245	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***道路補修業務（謝礼）***	42,677	市道除草委託路線以外の除草を地域の団体等で行い，それに対する支援制度。（謝礼金：20円/㎡） ただし，地元除草における怪我への対応として，市が普通傷害保険に加入する。 平成17年度は，489件，40，347千円の支出があった。 傷害保険については，該当が無かった。	◎高齢化・少人数のため地元で対応が難しい地域が増えつつある。 ◎実績により支払うため，予算管理が難しい。 ◎集落から離れ交通量の少ない箇所は除草が行届いていない。 ◎多件数でかつ完了確認に手間がかかり，謝礼金の支払いが遅れる。 ◎市道利用者の意識改革が必要である。	市民及び市道近隣の地域団体・市道利用者	安全で良好な道路環境づくりと道路保全・美化の向上をめざす。	地域団体の路面補修（除草等）に対し，その謝礼金（年間2回を限度）を支払う。	前年度は民間委託を含めて効率的な業務推進をのあり方を検討することとしている。 これを踏まえて，「市民参加による道路美化の推進」についてモデル地区の選定・実施を行うことととしており，準備を進めている。	路面補修件数	件	453	489	255	除草面積	㎡	1,688	1,923	2,000	3	3	3	3	4	4	20	C	未実施	要改善	要改善	主に地域住民が利用する道路については，除草を含めた維持管理を地域で対応するシステムを検討する。	要改善	**地域に密着した道路はできる限り地元が管理する体制を整える。また，事業費を抑えるための単価見直しを検討する。**	１７　コストの削減	１９年度予算
246	あんしん建設室	第５環境	３地域交通	（３）交通基盤づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***府中世羅三和線整備促進期成同盟会に関すること***	184	主要地方道府中世羅三和線の整備促進を図るため，三次市・府中市・世羅町（甲山町・世羅町・世羅西町）の市町長，議会議長が構成員となり，県や県議会に対して事業促進を要請する要望活動を展開している。 事務局は，会長の世羅町に置かれている。 現況は，府中市・三次市は改良済み，世羅町は83．5％の改良率である。全体での改良率は87．4％である。	合併に伴い，会員数が減少する中，要望活動を負担金に頼っている現状であり，負担割合が増大している。 一方改良も進み，府中市においては完了。三次市も完了し平成18年度中供用開始予定となっている。	利用者や沿線住民	当該道路の整備促進を図る目的。	提案活動。	市域を越えた広域幹線道路であり，現時点では権限移譲を求める路線ではない。	要望会	回	5	4	4	改良率	%	89	91	91	5	3	2	5	3	3	21	C	未実施	要改善	事業縮小	中間点の世羅町における改良が進んでいないため，今後も3市町が連携して本同盟会による要望を継続し，早期完成を図る。とりわけ，三和町と吉舎町を結ぶ世羅町区間の改良は，本市にとって重要である。	事業縮小	**従来の改良要望のみの活動を改め，政策提案を主体とした活動に移行する。**	活動内容の改善	１９年度当初
247	管財室	第６都市	１州都への道のり	（１）広域発想による戦略立案	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***隣市との境界確認***	1,418	本市の境界については，安芸高田市と接する一部が決定しておらず，両市の面積も，国土地理院において「便宜上の概算数値」として公表されている。 境界が確定できなかった理由は，当該区域において境界紛争が起きていたためであるが，本件に係る裁判は平成14年1月に結審している。 本来は，旧三和町と旧甲田町によって整理されるべき事項であったが現状のまま今日に至っている。したがって，実際には境界が決定できる状況にあることから早急に所定に事務を履行する必要がある。	広島県及び安芸高田市との境界決定に係る事務や議会対応（同時期の議決要）等の早期の協議・調整	三次市（三和町）と安芸高田市の境界未確定部分	境界の確定事務を行う	①境界決定確認(支所との連携) ②市議会での議決 ③広島県への申請	安芸高田市との協議を開始	関係機関等との協議	回		2	2	関係機関等との協議	回		2	2	5	5	5	5	5	3	28	A	未実施	現状維持	要改善	市の境界決定（変更）は，地方自治法でも規定される事務で当該案件が発生した場合は速やかな事務処理が必要である。また，未決定状態のままでは，所有地の地籍や地権者の管理・運用に，また国・県の市町村事務等に影響を及ぼすことになる。	要改善	**早急に解決していく。**	９　事業の迅速化	１９年度当初
248	あんしん建設室	第６都市	１州都への道のり	（３）広域交通網の充実	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***尾道松江線事業の促進***	7,110	設計協議や再設計協議に関し，国・県等との計画・関連事業の推進等に関する折衝・協議調整，庁内関係部局との事業工程・管理区分等に関する調整，対策協議会との折衝，関係者との個別協議等。 用地買収に関し，県用地事務所等との工程・推進方法等の協議調整，地権者会との折衝，地権者との個別協議，家屋移転者の移転先の確保に関する調整や物件調査等。 盛土場，工事用道路，流末排水等，派生的事業にかかる関係機関・地域住民等との調整，折衝等 平成１７年度は，設計協議未了１地区の協議，計画変更に伴う再設計協議5地区，新規5地区の用地協議，新規着工２地区の協議等を進めた。	１　工事の本格化に伴うトラブルや地域からの苦情・要望に対し，速やかで的確な対応が必要となる。２　設計協議の合意事項・懸案事項で未了のものが多数あり，整理と実施を要す る。３　関係事業・他事業との事業年度や実施方法の調整を確実に行いきる。 ４　国・県・関係部局との調整を行い，側道・水路等の管理区分や整備の詳細条件等を明確にしておく必要がある。５　暫定２車線での整備となるため，買収済み残地の除草等の管理が適正に行われるよう監視する。６　各インターチェンジやパーキングエリアを充分活用する方策を立てる必要がある。	中国横断自動車道「尾道松江線」	１　本市と市民にとって真に有用な計画とする。 ２　本事業による沿線住民や地権者への悪影響を最小限に抑えるとともに，側道等の関連事業による生活環境の改善を図る。 ３　円滑な事業推進による早期完成を目指す。	１　国，県等との計画・関連事業等に関する折衝・協議調整 ２　市関連事業の推進及び築造物の管理等に関する調整 ３　対策協議会・関係者等との折衝・協議調整 ４　地権者会・地権者との折衝・協議調整	結果的には，計画の決定や解決が遅れていた事項の多くを解決した。 しかしながら，職員の減少に伴い，細かい協議等に係わる時間が減少し，処理にも時間を要する傾向が生じており，これによりトラブルが生じたり関係者の信頼を損なう恐れがある。	説明会の開催	回	38	14	20	設計協議書，又は再設計協議書調印地区数（年度内数値）	地区	3	6		5	3	5	5	3	5	5	5	5	5	28	A	未実施	事業拡大	事業拡大	事業の信頼性を高め，関係する諸課題を解決するためには市の全面的な関与が求められている。 早期開通を図るためには迅速な課題解決が必要であり。 また，長期の事業であるため経緯等に精通する必要がある。これらのことから，本事業に係わる時間を確保することが求められる。	要改善	**地元調整を図り，住民理解の上，早期開通を図る。**	取組の拡大	１９年度当初
																					新規に用地協議が整った地区数	地区	3	3	4															
																					新規着工地区数	地区		2	2															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
249	政策担当	第６都市	１州都への道のり	（６）都市の中枢・拠点機能の強化	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	三次駅周辺整備事業	7,850	新市のエントランスとしての都市機能の充実と，魅力と賑わいのあるまちづくり。三次駅前の国道183号の拡幅4車線化（県事業）にあわせて，交通拠点機能の充実である「交」を中心に，「遊」と「住」の機能の集積を図り，都市の顔としての賑わいと魅力ある空間を創造する。	整備区域の確定と用地買収。整備手法，内容の確定。民間事業者との事前調整。	市民，駅周辺住民，観光客	交通機能，アメニティ機能，居住機能を一体的に整備し，三次市の玄関口としてふさわしい賑わいのある拠点施設づくりを行うことで，交通機関の乗換え等の利便性向上を目指す。	PFI方式の導入を検討し，施設整備を行う。 交通拠点施設の整備（JR，路線バス，高速バス，タクシー等）を行う。	平成17年度は，①民間事業者の意向確認。②PFI可能性検討調査（施設計画の検討）などを実施した。 平成18年度は，①土地利用計画を策定する。②用地買収については，租税特別措置法の適用を受けるよう対応する。	地元説明会	回	4		2	実施方針策定進捗率	%		50	80	3	説明会を十分に開催することにより，地元理解が深まる余地がある。	説明会等に出席する回数が増加し，コスト減には中々つながらないと考えられる。	市の顔としての玄関口の整備であり，まちづくりの観点からも公共性があるため，市が実施すべき内容である。	駅周辺整備は市にとって大きな事業であり，地元住民や市民にとって関心が高い事業でもある。	市民ニーズが高く，早期整備が望まれる。	22	B	事業拡大	事業拡大	事業拡大	駅周辺整備事業は市にとってのエントランスであるとともに顔となる場所を整備する事業であり，市や中心市街地のまちづくりを考え，実施するうえで極めて重要な事業であるため，整備事業着手に向けて推進する必要がある。	要改善	**市のエントランス(玄関)整備事業として，民間活力の活用を図りながら計画的に事業を実施していく。また，国道183号の拡幅工事にあわせて市道274号と中原踏切の改良も急がれる。**	9　事業の迅速化	１９年度当初
																事業説明会	回		1	3																				
250	秘書広報担当	第６都市	２高度情報化	（１）情報発信都市	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	ホームページ運営	7,090	市の施策や取り組み、観光情報やイベント等あらゆる情報を掲載する三次市公式ホームページの運営。リアルタイムかつ詳細に情報を伝達することができ，電子掲示板や各部署メールアドレスの公開・リンクで広聴活動もあわせて行う。更新作業は原則、当該業務の担当部署がページを作成し、秘書広報担当において最終公開作業を行う。	部署により情報の更新頻度や内容に格差があり、情報密度の不均一を是正する必要がある。	市民、市内事業所、近隣自治体、三次市に縁のある方、三次市に関心のある方	市の情報を分かりやすく伝え、市政に関心をもっていただき、まちづくりに積極的に参加していただくことを目指す。	三次市の市政・観光・福祉情報をはじめ、市民生活と市政運営に関わる情報を公開する。	コンテンツ管理システムを導入し、更新作業の分散による更新頻度の向上と内容の充実を図った。また、アクセシビリティチェックを、システムを使用して行うことで、専門知識がない職員であっても容易に適切なコンテンツ制作ができるようになった。	コンテンツ更新回数	回	160	200	240	サイト閲覧件数（トップページ）	件	250,000	260,000	300,000	5	「協働のまちづくり」を支える市政の情報開示のための基礎資料として、主要施策などをはじめ、観光情報や市民生活に関わる情報を網羅する。	さらなる内容の充実が必要である。	システムはリースにより使用するため、さらなる削減は難しい。	市の概況や市政の情報を不特定多数に対して常に広く開示することは行政の責務であり、住民福祉の向上やまちづくり参加の推進はもとより、三次市の経済活性化においても必要不可欠である。	積極的な情報開示と適切な情報伝達は事業者・市民とも市に求められているサービスである。	生活全般に関わる情報を適宜提供することは市民にとって必要不可欠である。	27	A	未実施	要改善	事業拡大	ホームページ上で住民アンケートを実施することにより、ホームページの改善につなげることができる。 外国語版や携帯電話版のホームページの整備し、利便性の向上を図ることができる。	要改善	**ホームページに対する利用者の声を充分に把握しリアルタイムで詳細な情報が得られる使いやすいホームページを構築することが大切である。(アクセス数が確認できるシステムと定期チェック実施)**	2　徹底した情報公開	１９年度当初
251	秘書広報担当	第６都市	２高度情報化	（１）情報発信都市	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	市広報紙の発行事業	46,602	「広報みよし」25,500部を，毎月1回，住民自治組織およびシルバー人材センターを通して市内全世帯と希望する事業所へ配布している。 行政情報を市民に伝え，世論を市政へ反映させるための媒体として，24～28ページを基本に，中身の濃い情報をコンパクトに掲載する。 ホームページにも，全ページをPDFファイルで掲載している。	ページ数の圧縮のため特集記事が「お知らせ記事」を補完するものとなっている。お知らせ記事は簡略化してホームページに詳細を載せるなど，媒体による「情報の住み分け」を行い，特集記事は政策的な事柄や問題提起型とできるよう紙面の見直しが必要である。	市民，市内事業所，近隣自治体，三次に縁のある方，三次に関心のある方	市の情報を分かりやすく伝え，市政に関心をもっていただき，まちづくりに積極的に参加していただくことを目指す。 身近な話題やイベントなどの情報も掲載し，お年寄りから若者まで読めるものを発行する。	行政の「お知らせ記事」だけでなく，市内のできごと，地域の取り組みなどを載せ，協働のまちづくりへの機運を高める。 巻頭には特集記事，裏表紙はシリーズで「みよしの匠」を紹介し，三次市に関心を持ってもらう。	市民で構成する「みよし広報会議」を設置し，紙面の検証を行うとともに，「市民が創る紙面」として委員が作成するシリーズコーナーに取り組んでいる。配布方法については，住民自治組織に①住民自治組織②シルバー人材センターいずれかへの業務委託を選択いただき，配布に係る経費を節減した。	発行部数	部	307,500	306,000	306,000	発行部数	部	307,500	306,000	306,000	5	「協働のまちづくり」を支える市政の情報開示のための基礎資料として、主要施策などをコンパクトにまとめて伝えた。	4	配布については業務委託方式へ移行したことで削減を達成し、印刷製本については読みやすさを重視した業者選定をプロポーザル方式で行い、デザインに加え価格についても採点項目とし、経費の削減を図った。	市政の情報を住民に公平に提供することは行政の責務であり、住民福祉の向上やまちづくり参加の推進に必要不可欠である。	積極的な情報開示と適切な情報伝達は事業者・市民とも市に求められているサービスである。	生活全般に関わる情報を適宜提供することは市民にとって必要不可欠である。	28	A	現状維持	要改善	要改善	全世帯へ配布できる広報紙はなくてならない情報伝達手段である。子どもからお年寄りまで分かりやすく興味を持って読める情報紙にするため，紙面の見直しを行う必要がある。	要改善	**広報紙は確実に市民周知できる広報媒体であるがタイムリー性に欠ける。ホームページや放送媒体など即時性を持つものとの効果的な使い分けについての整理が必要。**	17　コストの削減	１９年度予算
252	情報処理システム準備室	第６都市	２高度情報化	（１）情報発信都市	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	情報処理（申告受付支援システム）	10,331	毎年実施される住民税申告受付事務の効率及び迅速化を目的とし，合併前の旧町村（現支所）で平成14年～15年にかけて 旧情報センター組合を経由し，（社）岡山中央総合情報公社製のシステムが導入され，現在も引続き運用している。 平成17年度の申告としては約21,050件（7支所分）の入力が行われた。システムの主な機能は，前年の申告基礎データの閲 覧や，申告書，収支内訳書の印刷等がある。さらに，申告受付前に事前調査事項を受付基礎データとして入力することにより， 会場での申告受付時間の短縮が可能となる。	新基幹システムは平成19年度稼動予定であるが，今年度の申告受付は現行システムで行うのか，又は新システムを使うか。 時期よっては，移行データの内容が異なることが考えられるため注意を要する。	地方税法317条の2（市町村民税の申告等）及び三次市条例第36条の2（市民税の申告）に該当する住民と，課税賦課業務に従事する職員	住民税申告受付事務及び関連情報処理業務の効率化及び迅速化（申告会場での受付時間の短縮化を含む）	各受付会場において，クライアントサーバ方式のパソコンシステムを用いて申告受付を行う。また，事前及び事後に，申告基礎データや 課税データをホスト系システムと連携させる。	新システムへの移行により，当システムが統一（旧三次市は現在別システム）され，効率的な運用を見込んでいた。	申告データ数	件	22,000	21,050	21,050	申告データ数	件	22,000	21,050	21,050	5	実受付時間の短縮等，目的達成への貢献度は極めて大きい。	4	従来の紙を主とした申告受付方法に比べ，成果は実感できるものの，日々の技術革新により，現システムでは不十分な部分も，新システム導入等により改善される可能性が見込める。	現システムのソフト保守経費は，昨年度から無償となり，他の経費は例年ほぼ一定であり，現状でも安価と思われる。しかし，新システムの導入や運用方法及び新基幹システムとの連携等の賦課事務を総合的に検討することにより，コスト削減の可能性はある。	基本的には閉鎖的ネットワークのパソコンシステムであり，システム管理や保守の外部委託は可能と思われる。ただし，それらはシステム提供元の協力体制によるところであるが，現在の状況では不可能である。	県内の他市の状況についても，申告受付事務は，電算システムを導入しているところがほとんどである。それらは市町村合併による受付者数の急増も起因していると考えられ，申告受付事務の電算化は必須と思われる。	申告受付支援システムの操作を行うのは市職員であり，システムを使用するのに関して市民に負担は発生しない。そのため，市民の認知度は低いと思われるが，その目的及び成果から，必要性は極めて高いと判断できる。	25	B	未実施	現状維持	要改善	申告受付システムは，必要性が高く使用効果も期待できるが，現状では本庁システムと支所システムが別々のものであり，この度の新基幹システム構築を機に，統一されたシステムとなり，さらに利便性の向上を図る必要がある。	要改善	**新システムへの移行を確実に行うとともに利便性の向上を図る。**	8　事務事業の効率化	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
253	情報室	第6 都市	2高度情報化	（2）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***基幹業務系システム見直し***	25,235	平成16年4月の合併により，旧市町村における住民情報系基幹業務システムについては，旧広島県北情報センター組合のシステム（旧レガシーシステム）に統合し運用しているところであるが，各業務間でのデータ連携が難しく，また制度改正への対応等機能改善等の作業負荷も少なくない。 このため，各種業務間データの連携強化による行政事務の効率化及び住民サービスの向上を図ることを目的とし，基幹系業務システムの再構築を実施するものである。	平成19年4月の稼働を目指し，業者決定後はシステム開発，データ移行，職員研修等を実施し，スムーズなシステム移行を実施する必要がある。	市民及び三次市職員	各種業務間データの連携強化による行政事務の効率化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。	情報処理システム準備室のシステム（旧レガシーシステム）を全面的にリプレースする。	—	基幹システム導入	式		1	1	基幹システム調達仕様書等作成	式		1		4	基幹システムで導入する業務の担当室と協議を行い詳細を詰めることにより，精度の高いシステム調達仕様書が作成できた。	3	調達業者決定後，システム開発に係る協議，データ移行作業及び研修等関係部局との連携を強化することで，成果の向上が大きく期待できる。	3	原則，パッケージ対応とし，極力カスタマイズをしないでシステム調達をすることにより，コストは削減することが可能である。	3	市の基幹的業務に必要なシステムの導入であり，市でなければできない業務である。ただし，導入後のアウトソーシングは検討の余地がある。	4	各種業務間データの連携強化による行政事務の効率化をおこなうことにより，よりスムーズな対応が可能になるため，社会的ニーズは高い。	4	ワンストップサービスや住基カードの多目的活用などを視野に入れ導入を進めており，市民ニーズは高い。	21	C	未実施	未実施	事業拡大	基幹システムの導入及び導入後の安定的稼働までは，関係部局との連携強化が必要であり，事業拡大傾向にあると判断する。	要改善	**事務の効率化，サービスの向上につながるよう，関係部局と連携して進める。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
																					介護保険システムの運用開始	式			1																	
254	情報室	第6 都市	2高度情報化	（2）情報ネットワークによる生活情報の提供	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	***行政LAN運用事業***	68,866	グループウェア（行政情報ポータル，共有フォルダ，メール，予定表の共有等）を利用し，職員相互の情報共有及び情報伝達の迅速化を図る。	グループウェアの改良を行うことにより，情報の共有化・情報伝達の迅速を更に強化する。	三次市職員	グループウェア（行政情報ポータル，共有フォルダ，メール，予定表の共有等）を利用し，職員相互の情報共有及び情報伝達の迅速化を図る。	グループウェアの改良 ①行政情報ポータルの改良 ②共有フォルダ（ファイルサーバ）の改良	共有フォルダの各業務対応を実施した。（アスベスト調査，実施計画，） 情報ポータルへのチャレンジングウェーブ06メンバーの情報共有ページ作成を行った。LCS（ライブコミュニケーションサーバ）構築により，職員間でのデータの送受信及びメッセージの交換にメールを使用しなくても行えるようになり，メールサーバの負荷軽減及び2MB以上のデータの送受信が可能となった。	端末台数	台	600	610	610	ポータルアクセス件数	件	415,000	1,114,098	2,000,000	3	目的に対し，ある程度は成果は出ているものの，今後はグループウェアの新しいシステムの導入及び行政情報ポータルのカスタマイズを行うことにより，情報の共有化・情報伝達の迅速化を図る等職員のニーズに対応する必要がある。	3	目的に対して十分成果は出ているが，さらに利便性を向上させる必要がある。 ①ポータルの改良 ②共有フォルダの改良	5	システムの維持費は経常的経費であるため，コスト削減は困難であるものの，業務委託内容の精査を行い，費用対効果を高める必要がある。	5	職員相互の情報共有及び情報伝達の迅速化を図ることが目的であるため，市が実施する必要がある。	5	ITに関連した法律の施行やe-Japan，u-Japan計画など国の方針であり，社会的に極めて必要性が高い。	3	直接的に市民には関与しないが，この事業は情報共有，情報の迅速化を目指しており，迅速な事務事業が執行できることにより，市民に対するサービス向上につながる。	24	B	未実施	要改善	要改善	グループウェア（行政情報ポータル，共有フォルダ，メール，予定表の共有等）を利用し，職員相互の情報共有及び情報伝達ができるよう一定の仕組みはできているが，更に改良（一時的対応を含む）を加え，利便性を向上させる。	要改善	**効率的で利便性のあるものとして利活用を進める。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
255	情報室	第6 都市	2高度情報化	（2）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***地域イントラネット活用***	99,071	平成16年4月1日の市町村合併により，行政サービスの範囲が広域化し，住民サービスの低下や世帯数減少による集落機能の低下が懸念されるため，速やかな行政相談や行政情報の提供が可能な手段を確保する必要がある。 また「みよし百年物語（三次市総合計画）」においても，「情報ネットワークによる生活情報の提供」を掲げており，超高速通信ネットワークを活用し，情報提供に取り組むこととしている。	提供する情報の内容について，市民ニーズに対応したものとなること，さらに，TV会議システム等地域イントラの持つ機能や利便性をアピールし，利用の向上に努める必要がある。	市民及び三次市に関心のある方	インターネットを通じて行政情報の収集をより身近にできるようにするとともに，TV会議システムにより各種相談業務を実施する。	①ウェブページによる，行政情報・子育てに関する情報を提供する。 ②TV会議システムにより，各種相談業務を実施する。また，利用者間の交流を図る。 ③キオスク端末により，観光・イベント情報を提供する。 ④教育支援システムによって，学校間交流等を図る。	市のホームページへの情報提供が柔軟に行える仕組みや利用し易さを向上させるため，コンテンツマネジメントシステムを導入し，各種行政情報発信の機能を強化を図った。	光伝送路による接続施設数	（箇所）	166	168	169	ウェブページのページカウンター	（件）	250,000	260,000	300,000	3	当初の目的どおりに，ネットワーク構築を行った。	4	この事業により，ネットワーク基盤の整備は一定水準に達したと考えているが，住民サービスの展開に不可欠なソフトウェア（=システム）部分の整備は始まったばかりであり，現状では不十分である。今後，意欲的な整備が必要である。	4	他の電気通信事業者が整備した高速アクセス回線では，合併した三次市内を網羅し得るサービスがないだけでなく，回線速度の向上を簡易・短期に行うことができず，独自で回線を敷設しネットワークを運営することは大きなメリットがある。	3	市の業務として法律としての定めはないが，国の「e－JAPAN戦略」においても電子自治体の構築は重点政策と位置づけられており，積極的に整備を進めるべきものである。	5	行政圏域が広域にわたっていることから，行政サービス提供のための手段の1つとして，また市民と行政の情報共有の基礎インフラとして，必要性が極めて高い。	5	中山間地域や過疎地域を抱える三次市においては，高速通信回線に対するニーズが高く，各種事業において有用な活用が期待できる。	24	B	未実施	要改善	事業拡大	「電子自治体及びe－JAPAN構想」に基づき基本インフラの構築を実施してきた。現状で活用できるサービスはインターネットの閲覧や電子メールサービスなどの基本的な利用しかできない状況であり，住民ニーズに対応したサービスへの取り組みが必要である。	要改善	**利用実態の詳細を把握し，機能が十分に活用できるようPRを含め，市民に人気のあるシステムとなるよう改善を進める。**	14 成果の向上	19年度当初
																ウェブページの更新回数	（回）	160	200	240	TV会議システム会議開催数	（回）	4	8	15																	
																イベント中継の実施回数	（回）	20	16	20	イベント中継の閲覧実施施設数（延べ数）	（箇所）	900	700	900																	
256	情報室	第6 都市	2高度情報化	（2）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***地域情報化事業（CATV加入促進）***	18,015	市内全戸及び事業所を対象に，放送と通信の事業を行う。（一部農林水産省補助対象事業＝H15～17） 伝送方式は，FTTH方式を採用。行政が施設整備を行い，第3セクター方式で管理・運営を行う。（公設民営方式） 局舎は市防災センター2階。全市を3地区に分けて段階的に整備する。 加入促進は全域整備後も推進する。	1期地区（旧三次市・布野町）のさらなる加入の推進。 2期地区（作木・君田・三和町）の加入契約を支所を中心に推進する。 3期地区（三良坂・吉舎・甲奴町）の説明会を実施し加入予約を推進する。	市内各世帯及び事業所	デジタル高画質映像の配信。高速インターネットで高度情報通信社会に対応。IP電話の普及により新たなコミュニケーション手段を確保する。音声告知放送により地域のお知らせや緊急情報を伝える（旧三次市の農協有線放送の代替措置）。情報過疎からの脱却を図る。	事業説明会 契約書書き方説明会 加入促進戸別訪問 加入予約申込受付	地区説明会を1年間で70会場で実施し1,600人の参加。 年度末で約6,900件の契約をいただいた。 平成16～17年度で業務委託により農業技術ビデオ（アスパラ・黒大豆）を制作した。 PSS（ビオネットサポートスタッフ）の研修を実施し開局に向けて撮影・編集技術を研鑽した。	加入促進	人	3,000	1,500	2,500	加入促進	人	3,000	8,500	2,500	4	CATV事業の目的とサービス内容を理解いただいた。CATV事業を映像を利用して周知した。	4	当該地域の情報番組の映像を交えて説明した。細かいサービス内容が確定したのでさらに詳しい説明ができた。	4	会場使用料しか支出していないので元々コストが低い。小さい単位の行政区で説明会を実施した。共聴組合を重点的に押さえた。	4	市の主要施策だあるので市が説明すべき。自治組織・支所等の協力も不可欠。地元出身職員が地元を回ったほうが加入しやすい。 契約書の書き方説明会はビオネットの社員で行う。	4	難視聴地域が多いので映像系はニーズが高い。通信系は民間に期待できない地区はニーズは高い。地上デジタル放送に関して関心が高い。	4	難視聴地域では極めてニーズが高い。旧市の市街地では周辺部ほどのニーズはないが，地上デジタル放送に関しては全域で関心が高い。通信は民間の伝送速度が遅い地区ほどニーズが高い。	24	B	未実施	事業拡大	事業拡大	市全職員の協力を得て1期地区の加入契約を推進した。布野支所では地区内を全世帯加入活動を行った。小集落単位で説明会を実施及び共聴組合ごとに何度も説明会を開催した。	事業拡大	**情報の発信・共有・収集等を進めるため，さらに積極的な加入の促進に取り組む。**	加入促進の拡大	18年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
257	情報室	第６都市	２高度情報化	（２）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	地域情報化事業（CATV施設整備）	1,930,876	市内全戸及び事業所を対象に，放送と通信の事業を行う。（一部農林水産省補助対象事業＝H15～17） 伝送方式は，FTTH方式を採用。行政が施設整備を行い，第3セクター方式で管理・運営を行う。（公設民営方式） 局舎は市防災センター2階。 全市を3地区に分けて段階的に整備する。	引き続き事業費の削減に努める。	市内各世帯及び事業所	デジタル高画質映像の配信。高速インターネットで高度情報通信社会に対応。IP電話の普及により新たなコミュニケーション手段を確保する。音声告知放送により地域のお知らせや緊急情報を伝える（旧三次市の農協有線放送の代替措置）。情報過疎からの脱却を図る。	施設整備 伝送路・システム・宅内機器等の整備 維持管理 既設伝送路の支障移設等 サービス　テレビ・インターネットによる行政情報の配信	予定どおり4月1日に開局した。計画どおり旧三次市・布野町の引込工事を実施した。	施設整備	km	375	582	450	施設整備	km	375	582	450	4 旧三次市・布野町の契約者6,288件の引込工事を実施した。 開局に合わせシステムを導入した。想定した数量の宅内機器を購入した。	4 旧三次市・布野町全域で引込工事を施工した。開局までにシステムを整備した。予算に計上された宅内機器を購入した。	4 設計・入札の段階でぎりぎりまでコストを削っている。	5 コストがかかるので民間では市全域の施設整備はできない。 過疎地域を含む中山間地区では情報インフラは行政が行うしか早急な整備手法はない。	5 国・県・市の基本施策に沿った事業で現在のニーズに合致する。 高速通信網の整備が求められている。 2011年地上デジタル放送への全面移行までに対応しなければならない。	4 難視聴地域では極めてニーズが高い。旧市の市街地では周辺部ほどのニーズはないが，地上デジタル放送に関しては全域で関心が高い。 通信は民間の伝送速度が遅い地区ほどニーズが高い。 全世帯を対象とする事業である。	26	B	事業拡大	現状維持	事業拡大	平成15～16年度はほぼ計画通りに事業推進ができている。 システム整備に費用がかかるため、引き続き総事業費の抑制を図りながら整備を進める。 平成17年度は開局に間に合わせるためにかなり無理があった。 平成18年度は2期地区（作木・君田・三和）の整備を早急に進める。	要改善	**工事期間が最少となるよう計画的に事業を進める。併せてCATVを使ったサービス充実のための改善について常に取り組む。**	9 事業の迅速化	18年度中
258	情報室	第６都市	２高度情報化	（２）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	電子自治体構築	18,152	各種申請及び届出等の行政手続について，自宅や職場等からインターネットにより手続きを可能とすることでワンストップサービスを実現するとともに，行政運営の簡素化及び効率化を図るものである。	前年度は，電子申請及び公共施設予約システムについて運用開始をしたものの，電子申請については6業務，公共施設予約については，2施設と非常に少ないため，今後は業務数及び予約可能施設を増やしていく必要がある。	三次市民等	IT技術を活用し，事務処理の簡素化及び効率化を図るとともに住民等の利便性の向上を目的とする。	電子申請及び公共施設予約システムの導入	電子入札システムのみでなく，電子申請及び公共施設予約システムについても導入を図り，運用開始した。	電子申請システム及び公共施設予約システム導入	式	1	1	1	電子申請システムによる申請件数	件	—			3 システムの導入により，空室状況の確認がWEB上からできることから，予約申込みがスムーズになっているとともに，予約管理が効率的になっている。今後は，利便性拡大に向け，公開施設数を追加していく必要がある。	3 今後は，施設数及び申請手続き数を追加することにより，利用者の拡大が予測される。	3 ○電子申請については，平成20年には広島県下の市町が共同参加する予定となっており，参加市町が増えれば負担割合も減少する。 ○公共施設予約システムについては公開施設数により負担割合が決められているため，三次市の新規公開施設数と他自治体の施設追加数に依存する。	5 市の行政手続き業務の電子化である。	4 総務省が新たに「IT新改革戦略」を策定し，その中で行政手続きにかかる申請・届出のオンライン申請率50%が掲げられており，電子自治体の推進が求められている。	3 窓口，郵便に加え申請・届出手段の拡大により，申請者（住民）の選択しが拡大され，外出が困難な住民へも申請の機会ことになる。	21	C	未実施	事業拡大	事業拡大	地域イントラ等によるIT基盤の整備が完了し、今後はITの利活用を進め住民サービスの向上，行政事務の効率化を行うため、電子自治体の構築をさらに進める必要がある。	事業拡大	**市民サービスの向上や行政事務の効率化のため，積極的に事業を進める。**	事務事業の効率化	19年度当初
259	情報処理システム準備室	第６都市	２高度情報化	（２）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務（内部管理）	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	情報処理（台帳管理システム）	2,502	合併時に本庁と各支所で固定資産税課税台帳（名寄帳）の保管方法を検討した結果，紙では保管スペース（現年分，過年分） の確保が困難であり，該当者の検索が容易に行えることから，磁気データによる台帳管理システムを導入した。 平成18年度の賦課では，固定資産税・住民税・軽自動車税・国民健康保険税の各台帳全体で157,969頁分を管理している。 システムの機能としては，納税義務者のカナ・漢字・基本番号等による検索，画面での台帳表示，印刷，税額更正時の修正入力 等がある。	今年度，新基幹業務システムの導入があり，台帳管理システムも新たな別システムとなる予定である。現行システムのデータを新システムに移行できるかは現段階では不明であるが，移行不可能な場合，どのような形で過年の台帳データを維持するか検討を要する。	課税資料として課税室職員を対象とし，名寄帳に関しては，納税義務者の「閲覧」も対象となる。	閲覧請求及び写しの交付に際し迅速な対応が可能であり，台帳に修正等が生じた場合に変更入力が可能であること。 また保管場所の省スペースが計れること。	クライアントサーバ方式のシステムにより，専用ソフト「Page Base」を 使用して，ホストコンピュータでの賦課データを変換し取り込み，画面表示・印刷・税額更正時の入力を行う。	行政チェックの対象としては今年度が初めてのため，比較なし。	課税台帳ページ数	ページ			156,722	157,969	課税台帳ページ数	ページ		156,722	157,969	5 目的は充分達成しており，磁気データとして管理し「紙」に印刷しないため，環境問題にも配慮されている。	4 台帳管理としてのシステム完成度は高いと思われるため，成果向上の余地は少ないと考える。	4 次期新システムでは，基幹システムと連携したものであるため，コスト削減の可能性がある。	5 「課税台帳の備付け」そのものは市の業務であるが，システム運用管理上の業務であれば委託することは可能である。	4 自治体の各業務が電算処理されており，その結果を「紙」で保存する必要があるものと，そうでないものに分けた場合，この台帳は必ずしも 「紙」である必要はなく，毎年度分を長期に保存し，保管スペースの確保を気にする必要がない，また地球環境にもプラスになることからニーズは高いと思われる。	3 このシステムは市職員が使うもので，市民の立場からは，名寄帳写しの交付を受けた時のみ，結果を見れるものである。 しかし，このシステムの果たす役割からニーズはあると判断できる。	25	B	未実施	未実施	要改善	課税台帳をデータで管理する仕組み自体は，目的・効果・成果から総合的に判断すると，満足できるものである。 しかし，今年度の新基幹業務システム構築によって，賦課システムとの直接のデータ連携をすることで，より効率的な運用を期待するものである。	要改善	**情報の適切な管理・活用に努め，効率的な処理を行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
260	管財室	第６都市	２高度情報化	（２）情報ネットワークによる生活情報の提供	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	電子入札業務	12,732	地域社会の基盤を支える公共事業の重い社会的使命を踏まえ，IT技術を活用することにより，行政サービスの向上，行政事務の高度化・効率化及び透明性を図るため， 電子入札と資格申請の電子化に取り組み，一層の電子自治体を推進する。	入札事務の効率化及び透明性の向上は今後ますます求められる。しかしながら現段階での電子入札は，事業発注のあまりない業種の業者や市外業者に電子の応札者が少なく，事務の効率性が十分に発揮されていない。このシステムを共同利用する各公共団体が共同して，利用登録を一層推進する必要がある。	三次市の入札に参加する建設業者，建設コンサルタント業者等	1．入札における透明性の確保及び公正な競争を促進する。 2．入札参加者の人件費・移動コストを減少させ建設コストの縮減を図る。 3．入札事務において，自動処理が可能となり事務負担が軽減される。 4．紙資源や，人・物の移動によるエネルギー消費が軽減される。	広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システムの利用による。（理由：発注者側のシステム開発費の重複投資を避ける。受注者側の複数システム対応のための労力，コストの増大を避ける。）	電子入札については，平成17年度において，272件実施した。平成18年度においては，公共工事や測量設計などの業務委託は全て実施する。	電子入札実施件数	件	7	272	330	電子入札実施件数	件	7	272	330	4 入札・契約手続の電子化は，電子自治体システムを構築するための十分な手段となる。	3 公正な競争を促進することによる落札率を低減させる。電子化により，紙資源や人・物の移動によるエネルギー消費が軽減される。	3 人の移動や書類作成の費用が削減される。	5 地方自治法第234条第1項に規定されている業務。	3 透明性・公平性の一層の向上。	3 入札・契約についての情報を公開できる。	21	C	現状維持	事業拡大	事業拡大	三次市では，公共工事の入札及び契約という大切なプロセスを透明にするために「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定に伴ない，制度面や事務手続き面での整備を推進してきた現在，技術面や事務手続き面での切り札となるインターネットを利用した電子入札の普及を推進する必要がある。 平成17年度には，かなりの件数を実施した。 平成18年度には全面導入する予定である。	事業拡大	**全面導入する。**	事業の拡大	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
261	情報室	第6 都市	2高度情報化	（4）個人情報保護対策の強化	義務的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	セキュリティポリシー普及事業	283	平成16年度に策定した「セキュリティポリシー基本方針」に基づいた具体的なセキュリティ体制及び対策等について規定し，職員のセキュリティ意識の向上と統一を図るものである。 また，e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の積極的受講を庁内に呼びかけ，職員の情報セキュリティの基礎知識等の習得を図る。	セキュリティ対策は全庁的に取り組む必要があるが，その実現のためにはセキュリティポリシー整備の重要性を認知してもらう必要がある。様々な規程を策定するのみでなく実行してくことが重要であり，全ての職員の理解と協力は不可欠となる。	三次市職員	職員のセキュリティ意識の向上と統一	情報セキュリティ―職員研修 情報セキュリティ―ポリシー基本方針・対策基準・実施手順策定及び職員への周知	情報セキュリティマネジメントの目的，適用範囲，経営層の関与及び全庁的に遵守すべき基本原則を文書化した「セキュリティポリシー対策基準（素案）」の策定に取り組んだ。平成18年度においては，当該基準を全庁的に提示し，職員のセキュリティ意識の向上と統一を図る。	研修回数	回	2	2	2	職員による故意の不正アクセス	件				3	平成16年度に基本方針を策定し、17年度は対策基準の素案を策定したところである。 平成18年度以降においては，対策基準を制定し，全庁に周知する必要がある。	2	セキュリティ対策基準を制定し，全職員に周知することで成果向上を図ることが可能となる。さらに、今年度は実施手順書策定の準備を行う。	4	セキュリティに関する研修内容は専門性が高く，職員のみでの対応は困難であることから，研修の開催については、業務委託が必要であるものの，研修内容等の精査を行い，費用対効果を高める必要がある。	5	住民情報を取り扱う市としての立場上，全庁的に取り組むべき課題である。	5	住民情報を取り扱う立場上，セキュリティに関する社会的ニーズは非常に高く、今後もさらに高まるものと予想される。したがって，セキュリティ対策基準を明文化し、全職員に対しセキュリティ意識を向上させるように啓発する必要がある。	5	市民の個人情報に関する関心が高まっている中で，住民情報を取り扱っている市としては当然取り組んでいかなければならない事業である。	24	B	未実施	現状維持	事業拡大	市民の個人情報に対する関心が高まっている中で、住民情報を取り扱っている市としては当然、取り組んでいかなければならない事業であり、今後、セキュリティポリシーの周知及び職員研修を充実していく必要がある。	要改善	研修などによりマナーの向上と意識啓発を進める。	6　職員の意識改革	18年度中
																					データ及びプログラムの持ち出し、盗聴、改ざん等	件																				
																					データ漏洩	件																		
262	総務室	第6 都市	2高度情報化	（4）個人情報保護対策の強化	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	個人情報保護制度の推進	4,431	個人の権利利益を保障し市民の基本的人権を擁護するために，個人情報の適正な取扱いが求められており，これに応えることにより公正で信頼される市政の実現を図ることができるものである。 平成17年度は，三次市個人情報保護制度審議会を計4回開催し，三次市個人情報保護条例の全部改正についての答申を得て，12月に改正条例の公布を行った。また，個人情報の例外的な収集等を行うことについて諮問し，意見をいただくことで，個人情報保護に係る適正な運用と透明性の確保に努めた。	個人情報保護条例の適正な運用を図るため，条例の逐条解説を作成し，職員に周知する。また，本市の個人情報保護への姿勢を市民をはじめ内外にアピールするため，ホームページへの掲載が必要である。	市の実施機関，市民及び民間事業者	個人情報保護の推進及び本市の保有する個人情報の適正な利用と管理を行う。	改正後の個人情報保護条例の適正な運用 （個人情報ファイルの届出や運用状況の公表，市民への意識啓発等）	個人情報保護の新たな法令に対応する三次市個人情報保護条例の全部改正について，個人情報保護制度審議会の答申を受けて原案を作成し，平成17年12月議会で可決され，同月公布を行うことができた。なお，改正条例の施行は，平成18年4月1日。	審議会開催回数	回	2	4	1	審議会への諮問案件のうち答申を受けたものの割合	%	50	100	100	3	個人情報保護の新たな法令に対応する三次市個人情報保護条例の全部改正条例を平成17年12月に公布した。 また，条例改正に伴い，ポータルサイトにより職員への啓発も行った。市民への個人情報保護への啓発は広報みよし(2月号)へ掲載したが，十分とは言えない。	3	個人情報保護の新たな法令に対応する三次市個人情報保護条例の全部改正条例を平成17年12月に公布した。	4	委員報酬以外はコストが直接かからないため，コスト削減を図れるものはない。	3	市の責務として個人情報保護推進と制度の周知の必要がある。	4	昨年はWinnyによる行政・民間企業の持つ個人情報が流出する事態が多く発生するなど，引き続き個人情報の保護に対する社会的ニーズは高い。	4	個人情報の流出が多発している現在において，市民からも適正管理を強く求められていると認識している。	21	C	未実施	要改善	要改善	個人情報の適正な管理の実施と啓発及び職員研修に，今後も工夫を加えて取組む必要がある。	要改善	監理・研修・啓発に改善を加えながら取り組む。	10　内容の改善	19年度当初
																評価事業件数	件	2	2	2	個人情報保護に係る啓発	回	1	1	1																
																研修会等	回	2	3	3																				
263	みらい都市室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（1）都市のにぎわい・魅力づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	みらさか土地区画整理事業	166,687	三次市の生活拠点の1つである三良坂地区において，馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前の既存商店街を結ぶ幹線道路の新設に併せて両地区を一体的に面整備し，駅前市街地の再整備及び下郷地区の宅地整備を行い，生活拠点機能の強化に向けたまちづくりを推進する。 （平成17年度事業） 幹線道路への上下水道布設工事，三良坂駅前線の舗装工事，区画道路築造工事，宅地整地工事，公共残土の受け入れ促進，地元協議会の開催	特色のあるまちづくりを推進するため，長い間不在となっている地元協議会の会長選出を早急に行っていただくよう地元調整を行い，それを契機にまちづくりの意識の共有を図る必要がある。また，事業に占める市の負担の軽減をさらに図る必要がある。	三良坂町内の駅前地区及び下郷地区	馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前商店街を結ぶ幹線道路の新設に併せて両地区を一体的に面整備し，駅前市街地の再整備及び宅地整備を行うことで，人口増及び商業の活性化を図り三次圏の拠点機能を高めるまちづくりを行う。	道路や上下水道などのインフラ整備を行うとともに，良好な宅地整備を行う。	まちづくりの将来像について住民合意を形成するため，地元協議会を7回開き，地区の魅力作りのための街路樹や歩道インターロッキング舗装などの整備向上に取り組んだ。	地元協議会開催数	回数	3	7	5	事業進捗率	%	9	12	14	5	駅前地区と川向こうの下郷地区とを一体的に整備することができ，未利用地の利用促進を図ることができる。	3	宅地の整形化とともに幹線道路の整備などのインフラ整備も一体的に行うことができる。	3	事業計画の見直しを進めており，平成18年度も引き続き市負担額の軽減を図る。	5	市が主体となって行う事業として認可されている。	3	地方の景気低迷が続くなか，三次圏の活性化のためにも，三次市中心部だけでなく周辺拠点を活性化させることで，三次圏全体の元気づくりを担う。	3	三次圏では，開発業者によるミニ宅地造成が行われており，業者の造成する宅地と比べて魅力あるまちづくりを進めることで，三次市中心部から離れていても十分に宅地需用はあると見込まれる。また，駅前地区の商店街活性化にも寄与する。	22	B	未実施	要改善	要改善	全体事業費に対する市負担の軽減を図るため，現在事業計画の変更手続き中であるが，事業の円滑な推進のためにはさらなる軽減を図る必要があるため，他の国庫補助メニューの取り込みなどを行う必要がある。	要改善	市有地部分の有効活用とコストの軽減を図る。	8　事務事業の効率化	19年度中
																工事費	千円	62,411	126,735	143,410	地元協議会出席人数	人数	61	151	100															
264	みらい都市室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	県景観条例に基づく大規模行為の届出に関すること	418	ふるさとをより豊かな人間と自然との共存の場とし、活力ある地域社会とするため、個性豊かで潤いのある景観形成は重要な要素であり、 旧三次市内においては、一定規模以上の建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、また外観の変更を行う場合届出が必要とする「大規模行為届出対象地域」に指定されている。これにより、事業主から提出されるその届出について、景観形成基準への適合の合否を審査し、必要な場合は指導等を行う。 平成16年度、県からの事務移譲を受け事務処理を実施している。 平成17年度実績17件。	現在の景観形成基準においては、明確な基準が設定されておらずある程度の幅を持った解釈による指導となるため、具体的な効果の発現については十分とはいえない。新たに制定された「景観法」との整合や現在策定中の「景観計画」との調整等運用方法について整理が必要である。また、社会的な認知度も高いとはいえない実情である。	大規模行為とは、・高さ13メートルを超える建築物（工作物含）の新築、増築、改築、移転、撤去・地形の外観の大規模な変更を伴う鉱物の掘採等	景観形成基準への適合 ・地域住民に親しまれる形態、落ち着いた色調の採用 ・できるだけの敷地内緑化 ・屋外照明の光量の抑制	届出行為を審査し、必要な場合指導を行う。	広報・啓発活動について、建築パンフレットを作成し市民へ向けた広報・周知を図った。	大規模行為届出		16	17	15	大規模行為審査済件数	件	16	17	15	3	具体的基準が定められておらず、積極的な効果の発現にはいたっていない。	3	関係法令との連携強化、調整を行うことでよりいっそう実効性のある制度となる。	5	コストはほぼかからない	5	都市計画、まちづくりに関わるものであり公共性が極めて高い。 特に、統一的な基準の運用が重要であり市が関与することが妥当である。	4	ハード先行型の社会発展形態より、ソフト面の付加価値を重視した現在の社会情勢からも、社会的ニーズは高い。	3	良好な景観の創造は、住環境の向上、豊かな日常生活につながるため市民のニーズは高い。	23	B	未実施	要改善	要改善	「美しい景観の形成」は本当に魅力のある都市の創造の重要な要因であるが、指導基準等が定量化されていないため、十分な実効性が発揮されているとはいい難い状況である。平成17年度において作成した建築パンフレットにて啓発を行っているが、今後はCATV、HPと多様なメディアを利用しての広報も積極的に行う必要がある。基準の見直し提案については、現在策定中である景観計画との整合を取りつつ進める。	要改善	更に制度自体の広報・啓発を行い，社会的な認知度を高める。	10　内容の改善	19年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
265	みらい都市室	第６都市	３都市の魅力づくり	（２）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***開発行為許可／宅地造成工事許可***	1,772	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって快適な環境の整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、一定規模以上の建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）に対して、良好な環境形成が図られるよう定められた許可制度。 平成17年度、「権限移譲」により「県知事許可」から「三次市長許可」となり、より地域の実情に沿った指導や、迅速な事務処理が可能となっている。 平成17年度には開発行為の許可申請は3件，宅地造成工事の許可申請は11件受付けた。	平成17年度から三次市に権限移譲された事務であり、今後これまで以上の事務処理の迅速化、地域実情に即した指導等が求められる。 新規事務であり、正確性確保のためのチェック体制・効率的な事務処理システムの構築、適切な指導を行っていくための職員のスキルアップが必要である、また、引き続き制度自体を広く市民に知ってもらうための広報活動・啓発活動等の実施が課題である。	事業者	個人や民間事業者が行う開発行為及び宅地造成工事	安全で良好な環境整備	法令等の技術基準に適合するよう、審査指導を行う	前年度の行政チェックにおいて、「継続事業」であり引き続き業務を進める。 また、パンフレットを作成し一般市民を対象とした広報活動の充実を図った。	開発許可申請件数	件	2	3	3	開発許可件数	件	2	2	3	5	許可については、技術基準に100%適合しなければ許可されないことからも、目的達成としては100%といえる。	5	法令に基づく事務である。	4	事務に係るコスト（人件費を除く）は、ほぼかからない。 審査事務が主であり、コスト削減の余地が小さい。 しかし、事務処理の迅速化、より適切な指導等改善余地は残っている。	5	都市計画、まちづくり、災害の防止に関わるものであり公共性が極めて高い。 統一的な一定の技術基準を満足することには市が関与することが妥当である。 法令に基づく事務であり、市でなければできない。	5	都市計画区域内は開発需要が高く、計画的な市街地整備、規制による誘導が必要である。	3	「財産保護の観点からも、需要は高い。ただし、直感的にその必要性が十分感じてもらっているかについては、十分とはいえない。 法令に基づく「自治事務」である。	27	A	未実施	現状維持	要改善	災害が多発している近年、安全な宅地への社会的ニーズは高いといえる。また景気が回復の兆しを見せる昨今、ますます需要は高まると言える。「地方自治」がより強く求められていくであろう今後において、秩序ある開発の徹底は、秩序ある都市の創造へ重要なポジションを占め、迅速かつ正確な事務処理の徹底、市民への情報提供・啓発活動、職員の能力向上に引き続き取り組む。	要改善	**地域の実情に即した指導等を行うとともに，事務処理の迅速化を図る。**	9 事業の迅速化	１９年度当初
																宅地造成許可申請件数		－	11	15	宅地造成許可件数	件	－	10	15																
266	みらい都市室	第６都市	３都市の魅力づくり	（３）美しい景観の創出と保全	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***屋外広告物許可***	1,418	屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に対して屋外で表示されるものであり、平看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・及び建物や工作物に掲出表示されたもの、並びにこれらに類するものをいう。 これらの広告物は、社会生活や経済活動に役立ち、街ににぎわいや活気をもたらすものである。 しかし、無秩序に設置・掲示が行われると、広告物が氾濫し、良好な景観や自然の風致が損なわれることとなり、また、設置や管理が適切に行われないと、倒壊や落下により、公衆に対して危害を及ぼす恐れがある。	市内一円での法令の適用を一元化し、広報等により制度の周知を図っているところではあるが、十分な認識を得ているとはいえず、制度を知っていても申請がなされないものや、制度を知らないで無申請で設置される看板が多数存在している。 「良好な景観の形成と自然の風致の維持」と、公平性の確保という観点から、さらなる周知を図り、違法状態にある広告物について、改善の働きかけを継続していかなければならない。	事業者	屋外広告物及びその設置者	良好な景観を形成し、自然の風致を維持すると共に、公衆に対する危害を未然に防止する。	広告物設置の申請に対して、審査をし、適当と認められる物に許可を与える。（1年期限、更新可能）	対応がまちまちであった旧町村の既設物件に対しても、申請のお願いをし、市内において法令の適用を17年度に一元化した。 引き続き効率的な事務推進体制を検討する。	屋外広告物許可件数	件	213	266	280	屋外広告物許可件数	件	213	266	280	4	悪質な違反広告物に対して簡易除却を行うなど、良好な生活環境を維持するため、積極的に取り組んでいる。	3	申請の働きかけにより許可件数は増加しており一定の成果は上がっている、しかし、無申請の違反広告物が多数存在しており、これらを把握し、申請を行ってもらえるよう、継続して指導をしていかなければならない。	3	許可期限が1年以内となっているため、1件の看板について、年毎の許可証の発行が必要。 システム化されていないため、1件について同じようなデータを複数回入力している状態である。 コスト削減に向け、システム導入準備中。	5	景観づくりはまちづくりに関するもので公共性が高い。 条例に基づいて市が行っているものである。	4	「良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止」という点において不可欠である。。	3	良好な生活空間の形成において欠くことのできない制度ではあるが、市民に対する啓発が必要である。 市の景観条例制定と共に関心が高まると思われる。	22	B	未実施	要改善	要改善	「良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止」においては、欠くことのできない制度であり、一定の成果もあがっているが、十分な認識を得ているとは言い難く、景観条例の制定にあわせて、周知の徹底を図る必要がある。 事務手続きにおいては、管理システムを導入し、効率化していく必要がある。	要改善	**市内一円で実施し，無許可広告物のチェック体制の充実を図る。**	10 内容の改善	１９年度当初
267	みらい都市室	第６都市	３地域交通	（３）美しい景観の創出と保全	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***三次町歴史的地区環境整備街路事業***	334,788	歴みち事業としてして、平成8年度より官民協同で取り組んでいる。民は歴みち協議会の設立と街並み協定の締結（約300件）と家屋の修繕。官は基盤整備については、巴橋～三次本通り～荒瀬病院～太才神社までの延長約1300メートルの現道幅員を電線地中化、下水道、上水道移設、石畳舗装、水路改良、街灯を設置する。ソフト事業としては、家屋の修繕に補助金を出す。 事業完成後は、住民が歴史を認識しながら、高次の生活を営みながら持続可能な町とし、また、市内外の来訪者も三次市の歴史を歩いて楽しむことを目標とする。	家屋修景補助金が，最大事業費200万円、補助金100だが、現状では、表の修景部分だけ直しても、300万円くらいかかっている。修景補助金の金額増の必要がある。	該当地区の住民	中心市街地としての、活力をとりもどす。	電線地中化，下水道・上水道・石畳の整備，家屋修景補助	前年度，現状維持である。	歴みち整備延長	m	－	440	835	修景補助の件数		2	1	3	5	17年度は，巴橋付近～三次フードセンターまでの工事を行った。18年度はきんさい祭りのパレードにも使用された。	5	17年度は，巴橋付近～三次フードセンターまでの工事を行った。	5	上下水道と一緒に整備している。	5	道路、電線、上水道、下水道等、公共の施設も併せて整備する。	5	三次町の歴史的景観を整備し、集客の増加や街のにぎわいを取り戻す。	3	他地区の市民は、まだ理解してない人もいる。	28	A	現状維持	現状維持	事業拡大	都市や町は、変遷していき、やがては世代交代して隆盛と衰退を繰り返し、変化しながら、変わっていく。三次町の歴みち事業は、衰退した通りを、過去の町の魅力を活かしながら、未来にむかって持続可能なまちづくりを実践している。今後の中心市街地のまちづくりは、過去のまちを活かしながら整備するか、過去を捨て去り、新規にスクラップアンドビルド方式（再開発）で整備するか、選択する余地がでてきた事業だと判断した。	要改善	**地元商店街と協力し，魅力ある商店として復活させるには，何が足らないか検討し，課題を見つめ直す。**	10 内容の改善	１９年度中
268	みらい都市室	第６都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***違反建築物に対する措置（指導，命令，処分等）***	3,545	建築物は、建築中に限らず建築の完了後にあっても適法にする必要がある。適法でない場合には，建築主等が自主的に適法にしない場合に適法にために何らかの強制的な手段が必要となります。特定行政庁は、建築基準法第9条の規定により，建築主等に対し違反建築物の是正に必要な措置（工事の停止，除却，使用制限等）をとることを命じる。また，定期的なパトロール等により，違反建築物の防止を図る。 平成17年度においては39件の違反指導を行った。	三次市は木造2階建てまでの住宅を主とした建物について違反指導を実施しているが，それ以外の建物についても広島県との連携を図り，安全安心なまちづくりを目指す。	第１項第４号に該当するもの	主に住宅等小規模な建築物で，建築基準法第６条	建築基準法に適合させる。	指導し是正させる。	前年度は権限移譲による新規事業であり，計画的に対応ができなかったが，今年度は計画的にパトロールを実施している。 また，違反防止のため前年度において「たてものたてかたパンフレット」を作成し，啓発によるさらなる周知を図っている。	違反建築物パトロール	回		9	12	違反建築物パトロール	件	－	39	50	4	周りに影響を与える違反建築物に対して指導等を実施することにより，安全・安心な建物を目指す。	3	定期的なパトロールの実施により，素早い対応を図る。	4	コストはほぼ人件費のみである。	5	建築基準法第9条の規定により，特定行政庁が実施することとなっている。	5	防災的見地から安全安心な建物を目指す意識が高まっている。	4	防災的見地から安全安心な建物を目指す意識が高まっている。	25	B	未実施	現状維持	事業拡大	行政，住民がより一体となって防災意識を高め，安全安心な建物を目指す。 違反防止に向けた啓発をより一層図る。	要改善	**違反防止に向けた啓発を強化する。**	10 内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
269	みらい都市室	第６　都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	建築確認事務事業	13,258	建築物の敷地，構造，設備及び用途に関する最低の基準を定めて，国民の生命，健康及び財産の保護を図り，もって公共の福祉の増進に資することを目的とする，建築基準法に基づく，建築物の建築等に関する確認事務及び建築物に関する検査事務等。 平成17年4月から建築主事を置くことにより，限定特定行政庁となり，三次市において確認等の事務の一部を取扱っている。 平成17年度は，確認事務においては，84件を審査し，検査事務においては，122件を検査した。	権限移譲受け事務事業を行って1年になるが，職員の技術力が不足しているため，職員の技術能力向上を図ると共に，市民が安全で安心して生活できるよう，厳正な業務を行っていく必要がある。 また，確認の事務をつかさどる建築主事の育成も必要である。 民間確認検査機関による確認等件数が増えており，今後は，確認事務の他，違反建築物の指導等に力を入れる必要がある。	建築物を建築する行為	市民の生命，健康及び財産の保護を図るため，建築物の敷地，構造，設備及び用途の規制を行うことにより建築物の安全を確保し，都市環境の整備を図る。	建築確認申請等により，建築主事が建築物又は建築計画が建築基準法等に適合しているかを建築工事の着手前，工事中及び完了後に審査及び検査を行う。	審査・検査事務の正確性や迅速性の向上に努めている。	建築確認等審査・検査件数	件		206	220	建築確認件数	件		84	90	4	申請等に対しての確認行為や検査であるため，申請件数での目標達成指標としては，評価しにくい。	3	申請等に対しての確認行為や検査であるため，申請件数での成果としては，評価しにくいが，その申請等に対しての審査事務の正確性や迅速性について，向上余地がある。	4	確認申請等の審査事務及び検査事務のため，事務処理に係る人件費及び検査実施のための現場への交通費であり，コストの削減余地は，小さい状況である。	3	民間指定確認検査機関においても確認及び検査は実施できる。 この場合でも，法律上は市（建築主事）が行ったことになる。	5	建築基準法の基準により建築物の安全・衛生を確保し，市街地の安全環境を確保することにより，建築物の使用者の生命，健康等を守り，良好な市街地環境を確保する意味から，社会的ニーズが高い。	4	建築主が建築物を建築する場合には，建築基準法に基づき確認申請等を行うとなっており，建築を行う市民にとって，ニーズが高い。	23	B	未実施	現状維持	要改善	建築基準法による確認及び検査事務事業については，民間指定確認検査機関においても同様の業務を行うことができることとなっている。しかし，市においては，確認及び検査事務事業を行うと共に，民間指定確認検査機関の監視及び違反建築物の是正指導等の業務を行い，安全で安心して生活できるまちづくりを行うと共に，市民に対し確認申請等の行政手続きが必要であることの普及啓発や建築士等に対し法律改正内容等の情報提供をより一層行っていく必要がある。	要改善	**職員の技術能力の向上と専門職員（建築主事）の育成を行う。**	8　事務事業の効率化	１９年度当初
270	あかるい住宅室	第６　都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	ほのぼの住宅補助金	577	平成12年度広島県住宅供給公社が広島県知事の認定を受け，吉舎町に8戸の高齢者向け優良賃貸住宅を整備された。 高齢者の方が安心して長く住み続けていただくために，三次市は広島県住宅供給公社に対し，契約家賃と応能応益家賃との差額の1/2の補助を20年を限度として行う。	他の市営住宅との整合性	６０歳以上の単身・夫婦世帯の入居希望者	高齢者が安心して暮らせる住宅を供給する。	契約家賃と応能応益家賃との差額の1/2以内の額を補助している。 管理期間内（原則20年間）	前年度，現状維持であるため特になし。	交付戸数	戸	8	8	8	入居者数	人	13	13	13	3	高齢者が安心して暮らせる住宅を供給することができる。	4	三次市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱に基づき補助を行っている。	5	三次市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱に基づき補助を行っている。	3	認定事業者の補助を市が行っている	3	緊急時の対応，介護サービスなどへのニーズが高い	3	緊急時の対応，介護サービスなどへのニーズが高い	21	C	未実施	現状維持	要改善	高齢者向け優良賃貸住宅の制度要綱に基づき，県知事の認定を受け供給されており，平成13年から20年間の管理期間があり，今後も継続する必要がある。	終了	**経過措置として実施する。**	終期の設定	２０年度まで
271	あかるい住宅室	第６　都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	・公営住宅ストック総合改善事業・改良住宅ストック総合改善事業	13,635	平成17年度実績 既設公営住宅ストックの有効活用を図るため，建替え・改善を計画的に実施し，適切な維持管理を行う。 兼石住宅（甲奴町）13戸を公共下水道に接続するため，トイレを改修し水洗化を図った。	市営住宅によって設備性能等に大きな開きがあることから，居住水準の向上を行う必要がある。	市営住宅	市営住宅を管理しているうち約7割強が耐用年数の半分を経過して老朽化が進んでいる。それに加え，これらの市営住宅は現在の居住水準からみても，広さ，設備性能，高齢化対応など様々な改善点が見受けられる。こうした背景を踏まえ，市営住宅の改善事業を行う。	トイレの水洗化・外壁改修・消防設備の整備	前年度同様，公共下水道に接続することにより居住水準の向上が図られた。	住宅施設改善件数	件	169	13	85	実施した割合	%	58	4	29	4	平成17年度計画し実施したトイレ改修（水洗化）により，現在の居住水準・設備機能は改善された。	2	引き続き下水道供用開始区域内にある市営住宅を公共下水道に接続促進していく。また居住水準の向上及び施設整備の実施を行っていく。	4	事業範囲は最低限で，コスト削減余地は少ない。	5	市営住宅の管理を行う部分で市として行う必要がある。	4	居住水準の向上構造・設備の老朽化への対応など改善を求める声は大きく社会的ニーズは高い。	5	設備整備や環境改善を求める声があり市民ニーズがある。	24	B	未実施	要改善	要改善	市営住宅の設備整備及び居住水準の向上に向け改善をする必要がある	要改善	**住宅政策全体での見直しを行い，計画的に実施する。**	10　内容の改善	１９年度当初
272	あかるい住宅室	第６　都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	住宅維持修繕	56,046	市営住宅入居者の居住整備及び市営住宅内維持管理を行うもの。 平成17年度実績 市営住宅修繕件数356件，市営住宅工事件数24件，市営住宅施設機器管理委託件数22件（消防設備点検10団地，貯水槽清掃6団地，草刈剪定12団地，浄化槽維持管理12団地，排水管清掃1団地，エレベーター保守点検1団地）	市営住宅敷地内整備等入居者で実施出来るものは何かを見極める必要がある。共用部分（浄化槽・敷地整備等）の管理について，住宅ごとに管理組合を設置し維持管理をしていただくよう努めていく。	市営住宅入居者及び市営住宅内設備機器の維持管理	入居者が快適に生活できるよう住宅環境の整備を行う。	維持修繕内容を調査し，緊急に行うのか，計画性をもって行うのかを判断し実施する。 また設備機器の管理については委託し維持管理していく。	入居者負担部分と行政負担部分を明確化できていないが，敷地整備などの維持管理についてお願いしたところ入居者で対応していただいたものがある。	市営住宅修繕等件数	件	344	402	350	改善された住宅戸数	戸	694	460	400	4	緊急修繕・自然災害でおきた修繕については即対応している。また計画的に行う修繕についても実施してきている。	2	居住整備及び・敷地整備など入居者負担と市の負担を整理し改善していく。	4	住宅敷地内の共用部分の維持管理負担について入居者への理解を求め，住宅敷地内の整備の協力をお願いする。	5	維持管理は市が行う方が効率的な管理ができる。	4	現在の生活水準に達していない住宅も多くあり，整備・改善は必要である。	5	入居者は生活をする上で，必要な設備・機器など多様にあり，入居者の生活利便施設の整備は必要である。	24	B	未実施	事業縮小	要改善	市営住宅敷地内整備において入居者負担で行うものは何かを整理し維持管理をしていく必要がある。	事業縮小	**市営住宅の維持管理を今後どのようにしていくか検証し，市が関与していく部分を明らかにする。また，入居者との責任分担の基準を設ける。**	10　内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
273	あかるい住宅室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	住居入居募集・抽選	384	市営住宅に空室が生じれば，広報みよし・ホームページなどにより入居者を募集する。空きの募集戸数に対し，入居申込者が上回れば，公開にて入居決定抽選会を実施し入居者を決定する。	ケーブルテレビを利用して市営住宅の募集情報を提供する。	入居希望者。	住宅の供給を行う。	広報みよし，ホームページ及び各支所からは無線放送などで市営住宅の入居募集を行う。その結果，応募戸数が募集戸数を超えれば抽選を行い入居者を決定する。	民間に委託できる部分は委託するとあるが個人情報の保護の観点から困難。	抽選回数	回	14	9	10	入居率	%	99	63	87	4 平成17年度は、全市9戸の市営住宅の抽選会を開催し、入居希望者に入居してもらった。	4 広報みよし，ホームページなどで募集状況を提供している。	4 入居申込書等の提出資料及び抽選会の開催案内を送るための郵送料を要する。	5 住宅申込書に住民票・所得証明書・税の完納証明書などの添付にかんして，個人情報を保護する必要があるため。	3 入居希望はあるが特定の住宅に偏る。	3 入居希望はあるが特定の住宅に偏る。	23	B	未実施	要改善	要改善	入居希望が特定の住宅に偏るため，その対策を検討する必要がある。	要改善	入居希望が特定の住宅に偏ることを解消する。	10 内容の改善	19年度当初
																住宅募集件数	件	25	19	15																					
																申込件数	件	110	65	45																					
274	営業管理室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	下水道接続促進事務	634	新規供用開始区域において説明会の開催し，接続の啓発を図る。 既供用区域内における未接続世帯に対し，接続の啓発を図る。	接続は法的に義務が課せられているものの，個人負担を伴うものであり，強要し難い。 なんらかの新しい営業ツールの開発が必要。	下水道供用（開始）区域内の市民	利用可能な世帯がすべて接続する。	啓発活動を重ねて加入を促進する。	平成17年度評価；要改善（現行の普及促進事務を検証し，抜本的な見直しを行う） ○広報紙・CATV・ホームページによる啓発（平成18年7月予定） ○既供用区域内未接続世帯への戸別訪問による啓発行動を予定	説明会回数	回	9	6	10	調定件数	件	4,783	5,387	6,064	5 下水道の本来の目的を達成するため，不可欠な事務である。	3 新しい営業ツールや個別訪問の手法の開発により既供用地域内における未接続世帯への普及の余地がある。	3 手法の改善の余地があり，マニュアル化を進める中で，人件費の削減が可能である。	3 民間委託が可能である。	5 下水道の本来の目的を達成するため，不可欠な事務である。	3 下水道の早期整備の要望に対し，整備された地域の接続状況に温度差があり，実際のニーズの把握が難しい。	22	B	未実施	要改善	要改善	新しい営業ツールや個別訪問の手法の開発が必要。 また，民間委託についても検討が必要である。	事業拡大	自主財源の確保の観点からも，加入促進を図る。	利用者の拡大	19年度中
																説明会動員人数	人	227	130	200	公共マス設置戸数	戸	8,230	8,878	9,330																
																個別訪問数	件			200	調定件数／公共マス設置戸数	%	58	61	65																
275	事業推進室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	し尿処理場建設事業	10,140	し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理するため、循環型社会に向けた3R（汚泥の資源化）を考慮した汚泥再生処理センターを整備する。	平成17年度までの処理量の実績と将来の下水道計画を踏まえた、適正な施設規模の算出。 長期的なランニングコストを考慮した処理施設の検討。	市全域のし尿及び浄化槽汚泥等	現有施設「錦水園」の老朽化及び処理量超過の対応、また「甲双衛生組合し尿処理場」の平成21年度取り壊しに対応するため新たな施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理すると共に汚泥の資源化を図る。	今年度までに、用地買収、測量調査、環境調査、敷地造成等を行い、平成19年度～21年度で処理場建設を行う。	前年度評価未実施	調査・基本計画策定業務	式	1	1	1	調査・基本計画策定業務	式	1	1	1	5	3 平成18年度において工法等検討委員会を設置し、処理方法等ランニングコストも含め検討していく。	3 平成18年度において工法等検討委員会を設置し、処理方法等ランニングコストも含め検討していく。	5 循環型社会形成推進のため、市が整備を行う。	3 現有施設「錦水園」の老朽化、「甲双衛生組合し尿処理場」の取り壊しに対応するための施設整備である。	3 現有施設「錦水園」の老朽化、「甲双衛生組合し尿処理場」の取り壊しに対応するための施設整備である。	22	B	未実施	未実施	事業拡大	現有施設「錦水園」の老朽化、「甲双衛生組合し尿処理場」の取り壊しに対応するため，施設整備は急務である。	要改善	施設整備を計画的に実施する。	9 事業の迅速化	18年度中
276	事業推進室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	農業集落排水総合補助事業（神杉・下羽出庭・上山・和知）	1,201,408	農村は、わが国の可住地面積の9割を占め、総人口の4割が居住する空間であり、国民の重要な居住・就業・食料の安定 供給の場であるほか、国土と自然環境の管理と保全、余暇空間の提供など、重要かつ多面的な役割を果たしている。しかし ながら、農村社会における混住化、生活水準の向上、農業生産様式の変貌などから、農村の水環境をめぐる状況は大きく 変化している。これらを背景とし、農業用用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を重点施策として位置づけ、農業生産 基盤と生活環境の一体的な整備を図る。	今年度で3地区が完了予定で、接続戸数を伸ばすための普及促進に努めなければならない。 和知地区が平成19年度から新規として事業開始となり地元調整等準備が必要となる。	区域内	農村での快適な生活環境を確保し、若者が結婚・定住し故郷を守って行 ける生活の場所とし、また、都市部から帰省する子や孫が怖がらないトイ レとし、併せて公共用水域の水質改善で、安全な農作物の生産、また、水 路・河川にタニシ・シジミ・ホタル・川魚が復活し、子ども達が遊べる場に。	生活環境改善	今年度の行政チェックが始めてである。	供用区域面積	ha	21	22	59	区域内人口	人	743	749	2,998	4 管路施設は農業集落排水事業の主要施設で、目的を達成している。	4 公共水域の水質改善はもちろん、他の農業集落排水供用開始地区において、宅内排水設備工事の際にトイレ・台所・風呂等を改築してから、市街地のアパート住まいの子や孫が帰ってきたという例や、下水道が整備されているということから他の地域から移り住まれ、若い方が新築される例等で、波及効果が大きい。	4 農村地域は家屋が点在しており、管路延長が長くなる。また、既設の道路舗装の取り壊し、復旧等で管路工事にかかる費用が大きくなる、合併浄化槽の工事費と比較すると 約4倍の費用が必要である。	5 都市部の公共下水道に対し、農村部の下水道整備は根拠法令が無いものの、都市部と同様公共性は非常に高い。	3 公共水域の水質改善と農村地域の快適 な住環境整備の必要性が非常に高い。	3 現代社会に育った若者、子どもたちは、トイレの水洗化は常識であり、若い人が農村部に定住できる住環境整備が強く求められている。	23	B	未実施	未実施	事業縮小	農業集落排水事業は1地区が5年間から6年間を必要とし時間がかかる、また、合併浄化槽との経済比較から言えば不経済であるが、地域全体が整備され一気に公共水域の水質改善、住環境整備が図られる等の大きなメリットがある。 合併浄化槽は設置したい人がすぐに設置できるメリットと、放流水が田に流入することでの"汚い水"のイメージでのトラブルや、地域全体での整備とならない等のデメリットもあり、地域全体での話し合いを持つ中で解決が必要である。	事業縮小	事業自体は縮小していくが，今後は加入者の増加に努める。	取組の縮小	18年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
277	事業推進室	第６都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***飲用水供給施設補助金***	20,558	水道事業の計画区域外又は区域内でも1年以内で給水が開始されない区域で，飲用水検査に合格した一定の水量を確保するためのボーリング又は堀井戸の費用のほか，揚水ポンプ，水質及び水量検査の費用に対する補助しようとするもの。	上水道事業においては，家屋の連なる路線や幹線ルートのみ管路を計画しており，その他については地域住民において給・配水管工事をしていただいている。本線に近い住民と離れた住民において費用に差がでるため，地域にて組合を設立し工事費をプール計算し給水工事を行っている地域もあるが，組合が設立されない地域においては本線から離れた住民は給水工事に高額な費用を要している。このような場合において給水区域内に居住しているにもかかわらず水道工事費よりボーリング工事費が安価な場合は，ボーリング補助を選択すると想定される。今後，水道整備計画とリンクさせながらこの事業を進める必要が考えられる。	水道事業の計画区域外の区域または区域内でも１年以内に給水されない地域に在住する市民	飲用水の安定確保	飲用水を確保するために必要な経費の一部を補助	①より利用しやすい制度として補助要件の追加。（貯水設備，滅菌器等装置設置費用，水源調査の経費，補助対象の施設間の配管） ②共同での事業に対する補助金額の増。	補助件数	件	71	49	70	補助により飲用水水源が確保できた戸数	戸	71	53	80	5	5	4	5	4	4	27	A	未実施	事業拡大	事業拡大	補助要件の追加により，より利用しやすい制度として市民に利用していただいている。今後，申請件数の増加も考えられる。	要改善	**水道整備の補完事業として効率的に実施する。**	8 事務事業の効率化	１９年度当初
278	営業管理室	第６都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***下水道整備事業推進改造施設費補助金***	6,103	旧三良坂町の制度で，公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・小型合併浄化槽設置に関して，既設の汲取り便所等を水洗便所に改造・改築する場合，改造費に対して補助金を交付する事業である。 また，この事業は平成20年度まで実施することとなっており，補助金額が毎年減少している。	平成16年度の市町村合併に伴い，この制度は平成20年度までの事業である。 今後については，供用開始後3年以内のものについては「三次市排水施設改造資金融資あっせん制度」へ移行し，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を進めていく必要がある。（三次市排水施設改造資金融資あっせん制度は補助金ではなく，融資あっせんした貸付金の利子補給制度である。）	旧三良坂町において，既設の汲取り便所を水洗便所に改造又は改築及び排水施設を改造又は改築しようとする者（法人及び団体，営利を目的として居住しない家屋を除く）	旧三良坂町地域の下水道等接続（下水道法においては供用開始後3年以内に接続）を早急に進め，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	既設の汲取り便所を水洗便所に改造又は改築及び排水施設を改造又は改築しようとする者に対して，補助金を交付する。	前年度結果 ：Cランク 対応・改善点 ：特になし	補助件数	件	48	44	60	処理人口	人	131	112	152	5	すべての申込者に対して，補助金を交付することができた。（このほか1名は申請中に補助対象外に変更のため辞退）	3	補助対象者に広報を行い，積極的な接続を早期に進めていただく余地がある。（今後の金利動向など諸条件によっては「三次市排水施設改造資金融資あっせん制度」が有利な場合もあり，確認をすることが必要。）	5	2	この制度は旧三良坂町地区のみであるだけでなく，平成20年度までの制度であるため，関与を縮小していくべきである。	2	この制度は旧三良坂町のみを対象としているため，社会的なニーズは特定的なものである。（下水道接続補助制度としてのニーズはあり，他地域は「三次市排水施設改造資金融資あっせん制度」を利用。）	1	18	C	未実施	現状維持	事業縮小	この事業は平成20年度まで実施することとなっており，年度ごとに補助金額が40千円づつ減少している。	終了	**経過措置であり，事業が終了するまでに他事業へ移行していく。**	終期の設定	２０年度まで
279	事業推進室	第６都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***給水工事審査・検査，給水台帳***	3,436	給水装置を新設し，改造し，修繕し，又は撤去しようとする者は水道事業等管理者へ申し込み，その承認を受けなければならない。水道事業等管理者は給水装置工事を行う指定給水装置工事事業者に対し設計審査及び完了検査を行う。また，水道事業等管理者は，給水工事申込書を給水台帳として管理し，既存の給水装置の改造，増設を行おうとする者に対して，給水装置の情報を提供すると同時に漏水事故が発生した際にも配管ルート等の把握に活用することができる。	市街地の配水管網において配水機能が限界に達している（宅地化により家屋の増大）エリアでの給水工事や集合住宅，高層マンションなどの審査には知識や経験などが必要とされる。今後，専門職を配置するなどの対応により高度な給水のサービスが必要と考えられる。	給水区域内住民，指定給水装置工事事業者	指定給水装置工事事業者が行う給水工事について，給水装置の構造及び材料の基準に関する省令，三次市給水装置工事事業者規程並びに三次市上水道給水装置工事施行基準を厳守した施工を行わせることにより，飲料水等の供給を受ける住民に安全な水を安定的に供給する。	①給水工事の申込受理・設計審査，関係機関への許可申請（道路占用申請等） ②給水工事の指導監督・工事立会・検査 ③給水台帳の管理	現状維持であり特になし。	給水工事審査・検査，給水台帳の申込件数		604	610	600	検査合格件数		604	610	600	5	平成16，17年度ともに検査合格率が100%と目的達成度は極めて高い。	5	安全な水を安定的に供給するためには，許可制度により給水装置への法令基準への適合を図るほか，当該工事を適正に指導監督しなければならない。	4	5	水道法代5条に基づき水道事業管理者には給水の義務がある。なお，同法第16条及び第16条の2において，給水工事の構造及び材質の法令基準への適合並びにこのための給水装置工事事業者の指定制度が明記されている。また，個人情報である給水台帳の保護のためにも市で行うべきである。	4	生活環境の向上のため，安全な水を安定的に供給する事業として社会的ニーズが高い。	4	市民生活に欠かせない安全な水を安定的に供給するサービスの向上に向けて実施する。	27	A	未実施	現状維持	事業拡大	給水区域の拡大，高層マンションや住宅団地開発など大規模な給水計画の増加に伴いより高い社会的ニーズがある。	要改善	**効率よく事業を実施する。**	8 事務事業の効率化	１９年度当初
280	事業推進室	第６都市	３都市の魅力づくり	（４）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***君田地区簡易水道事業***	329,908	君田町の水道施設は藤兼地区の一部、茂田地区を給水区域とする水道事業が存在するのみで、水道普及率は10%と非常に低い値となっている。 水道未普及地域では各家庭で湧き水、渓流水及び井戸水に依存しており、地域によっては渇水期における水不足が深刻化している。この事業を創設することにより、良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を図るものである。しかし，1系統による（藤兼，茂田地区を除く）簡易水道の整備計画であるため不測の事態が生じると君田地区全域にわたり断水が予測される。将来計画へは第2水源の確保並びに浄水施設の検討が必要となる。緊急時対応として自家発電機，緊急遮断弁設置等有事に対する整備計画が必要になる。	この事業の効果指標には水道普及率の向上が求められる。したがって平成18年10月一部供用開始に向けて加入促進の啓発に努めることが課題となる。メーターまでは三次市負担である住民側の利点を生かし普及促進を実施する。 平成17年度末給水工事件数は200件余りを実施した。	三次市市民（君田町）	良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を目指すものである。	平成24年度事業完了を目標に掲げて施設整備を実施する。並びに本年度10月に一部供用開始を行う。	本年度一部供用開始を踏まえて緊急対応として自家発電機切換盤の設置を実施した。	事業費	事業	1	1	1	施工予定延長	m	9,608	5,610	7,920	5	本地区の計画事業についてほぼ面的整備が本年度終了する。	2	本地区については19年度施工計画地区移行の小集落地域についてはボーリング補助事業を実施すべきだと感じている。	1	5	公共性が高く市でなければ続行は不可能	5	良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を図るものである。	5	水道未普及地域では各家庭で湧き水、渓流水及び井戸水に依存しており、地域によっては渇水期における水不足が深刻化している。	23	B	未実施	要改善	要改善	給水区域内の事業箇所を精査し，事業の見直しを計る。	要改善	**地域の実態に応じた事業計画の見直しを検討する。**	10 内容の改善	１９年度当初
																					本事業施工予定全延長	m	57,382	59,014	60,024																	
																					施工率	%	11	10	13																	

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
281	事業推進室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	公共下水道事業（三次・三良坂）	1,662,334	近年の産業の高度化や生活様式の多様化などにより河川や海の汚濁は進行しており、ここ三次でも生活雑排水により市内河川の汚濁は進んでいる。三次公共下水道事業は市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を図るため平成2年三次市公共下水道基本計画を策定し同年都市計画法・下水道法の認可を受け事業着手した。 平成17年度は、管渠延長4．5km、排水面積22．1haの整備を行った。	市民の快適な環境づくりのための下水道事業として、早期完成・早期供用開始が課題	下水道事業区域内に定住する住民及び事業所	市民の快適で便利な暮らしのため、また三次を流れる河川の水質保全のため	事業区域内の下水道管渠の面的整備を行い下水道整備区域処理区域の拡大を図り下水道を利用できる状態にする	経営の安定化を目指したチェックとなるよう心がける	拡大処理区域面積	ha	270	300	285	処理区域内人口	人	8,200	9,288	9,800	4	接続工事により、市民に快適で便利な暮らしに改善され、水処理により、河川の水質保全をしている。	3	整備区域内の接続により成果を促進する。	4	国庫補助・県費補助を利用し、さらに下水道受益者負担金を投入し事業を行っている。	5	公共下水道の設置、改築・修繕、その他の管理は市町村が行うと定められている。（下水道法第3条）	5	近年の産業の高度化や生活様式の多様化などにより河川や海の汚濁は進行しており、生活雑排水により市内河川の汚濁はときとして異臭を感じる程度であり、市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を求める社会的ニーズは高い。	4	市民生活の向上や環境改善を求めるものであるが、処理区域となった場合、便所の水洗化や雑排水の接続が義務付けられるため、個人の負担も発生し、下水道を強く求める人と求めない人の両極である。総じては市民ニーズは大である。	25	B	未実施	要改善	事業拡大	市民からの要望が強い快適な住環境の実現に向けて、面整備拡大、接続増加を進めることが必要なため。また当該事業を進めることが地球環境の改善に資することになるため。	要改善	自主財源の確保の観点から，加入率の増加を図るとともに，適正な使用料を検討する。	18 受益と負担の適正化	19年度中
																下水道接続人口（戸数）	人（戸）	－	－	－	－																				
																水洗化率	%	72	73	73																					
282	営業管理室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	工業団地下水処理維持管理分担金徴収	86	三次工業団地、みわ工業団地内にある企業から分担金を徴収する。 （分担金額） ○三次工業団地（38社） 5，000円＋面積割額＋人数割額 ○みわ工業団地（4社） 電気料金等の必要経費×各企業ごとの徴収基準率	みわ工業団地分担金積算における各企業の徴収基準率の見直しが必要かどうか。	工業団地内にある企業	下水処理場の維持管理をしていくため	納付書の発行（三次：年4回・みわ：毎月）	現状維持	納付書発行回数	回	4	4	4	徴収率	%	100	100	100	5	分担金は100%徴収できた	5	滞納もないのでこれ以上の向上はできない	5	納付書を発送するだけなのでこれ以上のコスト削減は難しい	4	下水処理場の維持管理を市が行っており、また対称件数も少なく徴収経費も少額のため現状どおり市が行うほうがよい。	3	社会的ニーズは低いと思われるが、下水処理場の維持管理を行うためには必要である。	2	市民ニーズは低いと思われるが、下水処理場の維持管理を行うためには必要である。	24	B	未実施	現状維持	事業拡大	分担金は100%徴収しており、これ以上のコスト削減は難しい。今後更なる企業誘致がされれば、対象企業も増加していくため、滞納が発生しないように取り組みを行う必要がある。また、下水処理場の適切な維持管理に繋げていく必要がある。	要改善	滞納が発生しないよう，適切に実施する。	10 内容の改善	19年度当初
283	事業推進室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	甲奴地区簡易水道整備事業	130,212	本事業は，増補改良・水量拡張・区域拡張の3種類の補助をもとに水量，水質の確保のため取水・導水・浄水・送水施設の改良及び，矢原地区のカーターシビックセンターをはじめとした公共施設が点在する外，宅地開発された箇所への配水施設の建設を行う。	事業が短期間で計画されていたため，単年度ごとの予算が多大となり，予算確保が困難であるとともに予算執行が難しいため，事業完了年度の見直しが必要。	地域住民	水道未普及地域の解消及び取水・導水・送水施設の改良を行い，定住環境の改善を行う。	対象となる地域の水道管の布設及び施設の改良	早期完了を目指すため。	事業費	事業	1	1	1	施工予定管延長	m	6,229	6,277	6,277	3	水道未普及地域解消に貢献している。	3	水道未普及地域解消に貢献している。	4	費用対効果調べで比較済み。	5	投資額が多大であるため，市でなければ出来ない。	4	水道未普及地域解消のため，社会的ニーズが高い。	4	生活環境が改善されるため，市民ニーズが高い。	23	B	未実施	現状維持	要改善	事業費の精査による事業の見直し。	要改善	効率的かつ計画的に事業を推進する。	8 事務事業の効率化	19年度当初
																本事業施工予定全延長	m	6,277	6,277	6,277																					
																施工率	%	99	100	100																					
284	事業推進室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	三良坂町統合簡易水道事業	203,636	平成14年度に変更認可を受けた、統合簡易水道事業により、三良坂地区・灰塚地区・仁賀田利皆瀬地区の簡易水道の統合により、各地区間の連絡管の新設、導送配水の電気設備の更新、未普及地域の配水管の新設等が予定されている。今後においても、自家用井戸等の独自水源において水質の悪化や水量の低下などが進行する中で、未普及地域の早期解消を図り、安全で衛生的な生活用水の供給を行うことが必要である。 ①未普及地域の解消 長田地区・羽木長沢地区・和地地区 ②連絡管の新設 各地区との連絡管の新設 ③老朽施設の更新 老朽化した電気・計装設備の更新	事業が長期にわたるため，定期的に整備手法の見直しを行う必要がある。 例えば，統合簡易水道事業のみに留まらず上水道との統合により，浄水場の統廃合を行い，水道事業の効率的な運営を行う。	地域住民	水道の未普及地域を解消することにより，定住環境の改善を行う。	対象となる地域への水道管の布設。	水道管の面整備が完了したところから，随時給水開始を行い，未普及地域の早期解消を図るとともに，その事業収入により経営の安定化を図る。	事業費	事業	1	1	1	施工予定管延長（累計）	m	1,332	4,281	8,427	3	水道未普及地域解消に貢献している。	3	事業期間の見直しにより，向上の余地あり。	3	事業手法の見直しにより，コスト削減の余地がある。	5	投資額が多大であるため，市でなければ出来ない。	5	未普及地域解消のため，社会的ニーズが高い。	5	生活環境が改善されるため，市民ニーズが高い。	24	B	未実施	現状維持	事業拡大	多少手法等で改善の必要があるが，社会的・市民ニーズの点から，事業の拡大が望ましい。（吉舎町の一部・旧三次市の一部への拡張）	要改善	整備手法の見直しも含め，今後の整備方針を立てる。	10 内容の改善	19年度当初
																本事業施工予定全延長	m	32,648	32,648	32,648																					
																施工率	%	4	13	26																					

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
285	事業推進室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	***三和地区簡易水道事業***	193,505	地域住民の福祉と生活に必要不可欠な社会基盤施設である。水洗トイレの普及など生活様式の変化に伴い，水源確保と長期的な視点とした計画により，市民に安全で安定した飲料水の供給をする。 平成9年～平成15年度 取水・導水・浄水・送水・配水施設設備 平成16年～平成19年度 配水施設設備	地域住民の水道加入促進，水道普及率の向上。	給水区域内住民	水道未普及地域を解消し，安定した水を住民に供給する。	水道施設の整備	加入促進により，加入率の高い路線を優先的に工事を行う。	活動指標：事業費	事業	1	1	1	施工予定延長	m	1,544	4,473	1,880	4	4	3	5	4	3	23	B	未実施	現状維持	要改善	加入促進により加入率の向上に努め，その結果によってルート，管種・口径の再検討を行う必要がある。	要改善	**加入率の増加と適正な使用料を検討する。**	18 受益と負担の適正化	19年度中
																					本事業施工予定全延長	m	26,580	26,580	26,580															
																					施工率	%	6	17	7															
286	事業推進室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***小型浄化槽設置整備事業補助金***	91,072	公共下水道・農業集落排水・市町村設置浄化槽対象区域を除く市内全域を対象とし、住宅（店舗併用住宅を含む）に浄化槽設置希望者に対して補助金を交付するもの。 平成17年度の取り組み内容 設置基数 ： 171基（5人槽49基・7人槽115基・10人槽7基） 総事業費 ： 89,654千円	設置者が16・17年度減少傾向にあり，普及促進に努める。	次の要件を満たす浄化槽を設置する者①主として，居住の用を供する建物に設置する者②集合処理区域以外の区域	浄化槽を設置するものに対して補助金を交付し，浄化槽整備を推進することにより，生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し，生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。	浄化槽設置者に補助金を交付する。	早期の補助金交付に努める。	補助基数	基	202	171	200	浄化槽処理人口	人	685	580	680	4	3	4	4	5	4	24	B	現状維持	現状維持	事業拡大	小型浄化槽設置整備事業補助金制度を今後も継続して必要とする。	要改善	**普及促進に努める。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
287	事業推進室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***浄化槽市町村整備推進事業***	47,376	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により河川の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動 に伴う排水の浄化は促進されているが、その反面生活排水の浄化対策は、公共下水道等の集中処理区域が進んで おりその他の区域においては、排水対策が遅れている。このため、市町村設置型浄化槽の設置を推進し、公共水域の 環境保全を推進する。 平成17年度設置内容（布野8基・君田8基・三和22基） 設置基数：38基	平成22年度までの事業なので、対象者への普及促進する必要がある。	集合処理区域以外の住居等を対象とする。対象区域：布野町・君田町（三和町は17年度で事業終了）	生活排水を浄化（BOD200mg/ℓ以上～BOD20mg/ℓ以下に）し生活環境を改善する。	申請に伴い，浄化槽を設置しその対価として分担金を徴収し，月々使用料を徴収し維持管理費に充てる。	評価を的確に行う。	浄化槽設置基数	基	57	38	38	浄化槽処理人口	人	219	146	143	4	3	3	3	4	4	21	C	未実施	現状維持	要改善	浄化槽整備事業については，市町村設置整備と個人設置がある。維持管理費と使用料に違いが生じているが，合併協議会の取り決めがあり，今後検討を要す。	事業縮小	**整備は平成22年度までの事業であるが，対象地域への普及啓発を継続して実施する。**	取組の縮小	19年度当初
288	事業推進室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	***特定環境保全公共下水道事業（酒屋・布野・吉舎・三良坂・甲奴）***	644,623	近年の産業の高度化や生活様式の多様化などにより河川や海の汚濁は進行しており、ここ三次でも生活雑排水により市内河川の汚濁は進みつつあった。三次公共下水道事業は市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を図るため平成2年三次市公共下水道基本計画を策定し同年都市計画法・下水道法の認可を受け事業着手した。 平成17年度は、管渠延長2．5km、排水面積9．2haの整備を行った。	市民の快適な環境づくりのための下水道事業として、早期完成・早期供用開始が課題	下水道事業区域内に定住する住民及び事業所	市民の快適で便利な暮らしのため、また三次を流れる河川の水質保全のため	事業区域内の下水道管渠の面的整備を行い下水道整備区域処理区域の拡大を図り下水道を利用できる状態にする	計画的な事業を推進し，生活環境，地球環境の改善を図る。	拡大処理区域面積	ha	248	300	330	処理区域内人口	人	3,750	4,635	5,300	4	3	4	5	5	4	25	B	未実施	要改善	事業拡大	当市の下水道事業は、市民の環境問題への関心、快適な暮らしへのニーズに対応していくために、面整備拡大、接続増加を進めることが必要なため。	要改善	**加入促進と適正な使用料の検討をする。**	18 受益と負担の適正化	19年度中
																					下水道接続人口（戸数）	人（戸）	2,000	2,425	2,800															
																					水洗化率	%	53	52	1															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
289	営業管理室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	漏水調査・管路診断	5,552	昭和39年に水道事業運営の認可を受け，昭和40年度から水道管布設工事に着手し，昭和43年度から三次町・十日市町の一部で供用開始を行い，随時管延長を伸ばしまた老朽管の布設替えを行いながら現在に至っている現状で，長年の経年劣化により，管の腐食が進行し漏水を引き起こすことがあります。 漏水は，経済的損失だけでなく，水圧の低下・土壌の流出による道路陥没等の原因となるため，漏水調査を行い，安全で安定した水を確保する。 また，管路診断により，水道管路に必要な各種情報（水圧・流量・漏水情報等）を調査し，水道台帳としての情報・機能の確保をする。	定住環境の整備に伴い，水道事業普及範囲は年々拡大する。それに対応する維持管理範囲も拡大する。	市民	定住環境の整備（安全で安心して利用できる水道水の確保）	水道管を調査・診断し，漏水事故を事前に対応及び被害を最小限度に抑える。	前年度評価は現状維持であるため対応は特になし。	漏水調査・管路診断	（業務）	1	1	1			平成15年度	平成16年度	平成17年度	3	本事業により，平成17年度は大小含め24件の漏水箇所を発見することができ，事故防止に対応している。よって，目的達成に貢献している。	4	最善と思われる手法により調査・診断しているため，向上の余地は少ない。	4	深夜等人が寝静まったころ人力でやる調査なので，コストの削減余地は小さい。	5	水道事業は，三次市が経営しているため，本業務の委託は市でなければ発注できない。	3	安全で快適な生活の確保のため，社会的ニーズがある。	3	安全で快適な生活の確保のため，市民ニーズがある。	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	現在でも昭和43年度に施工した水道管が埋設してあり，計画的に布設替えを実施しているが，すべてを布設替えするには，かなりの期間と経費を要する状況にある。よって，維持管理のために水道管の経年劣化の把握や漏水箇所の事前把握等，本業務は必要である。	要改善	効率化を図る。	8 事務事業の効率化	19年度当初
290	事業推進室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	老朽管更新事業	39,322	本市の上水道事業は，昭和39年に創設した。 創設当時の既設管は老朽化が著しく，漏水事故等水道管の維持管理，安全な水の提供に支障をきたしている。 平成17年度は，昭和43年施工のφ150㎜の配水管をL=650.4m更新した。	早期に老朽管の更新が必要	市民	既設老朽管の早期更新を行い，安全で衛生的な生活用水を安定供給し，公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。あわせて水道管の維持管理経費の軽減を図る。	水道施設の整備（水道老朽管の更新）	現状維持であるため特になし。	老朽管更新工事	1工事	1	1	1	老朽管更新工事	工事延長	L=450m	L=650m	L=540m	5	上水道老朽管解消のため。	5	上水道老朽管解消。	5	老朽管を更新することにより，配水能力の向上と維持管理費の削減を図る。	5	水道事業は，原則として市町村が経営する。	5	安全で衛生的な生活用水を安定供給する必要性が高い。	5	老朽管を更新することにより，配水能力の向上と維持管理費の削減を図る。	30	A	現状維持	現状維持	事業拡大	旧三次市内にはまだ多くの老朽管が存在している。 本管の更新により，安全で衛生的な生活用水を安定供給し，公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り，あわせて水道管の維持管理経費の軽減を図る必要がある。	要改善	経過年数の長いものから，更新計画を立て順次実施する。	10 内容の改善	19年度予算
291	かいてき環境室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	新斎場建設事業	12,615	新しい斎場施設の整備。 平成18年度は、斎場（火葬場）建設のための測量調査、地質調査、基本設計、用地購入を行う。	建設予定地周辺住民の理解。	市民	畏怖感や不浄感を払拭し、あかるく清潔な施設であるとともに、周辺環境との調和や環境保全に配慮した施設を整備していく。	測量調査、地質調査、基本設計、用地購入	前年度，現状維持であるので特になし。	適地選定調査	地区	－	9	1	候補地の選定		－	選定		5	新斎場建設検討委員会の設置により、適正候補地を選定。	5	選定にあたって候補地の比較資料・現地調査を行い、選定。	4	業務委託経費が殆どであり、コスト削減の余地は少ない。	5	市が設置した新斎場建設検討委員会。	5	候補地の応募、建設検討委員会委員の選考にあたり、公募方式を導入。	5	市民の意見を取り入れるため、候補地の選定を公募方式にした。 また、建設検討委員会において市民代表も公募委員とした。	29	A	未実施	現状維持	要改善	新斎場建設候補地の選定を、検討委員会において調査・検討した結果、候補地を決定した。	要改善	整備計画に基づいて，効率的に事業を進める。	8 事務事業の効率化	18年度中
292	管財室	第6	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	地籍調査事業	229,410	計画地域について，2年間で完了する事業である。 1年目：地籍調査を実施する区域内の土地所有者への地元説明会後，現地調査（境界立会），測量を行う。 2年目：測量・土地所有者から聞き取りをしたものを参考に地籍図・地籍簿を作成し，閲覧，認証後，法務局へ送付し課税へ反映される。	①18年度から管財室付けとなった支所配置担当者間の連携及び本庁を中止とした指示体系の整備 ②事務を迅速に行うための事務支援システム，調査図策定システムの導入 ③将来，GIS（地図情報システム）を構築するにあたり，地籍調査の成果を有効活用するための数値情報化 ④公共事業とリンクした地籍調査事業の執行	国土調査を行っていない地域	国土開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに，あわせて地籍の明確化を図るため，国土の実態を科学的に調査する	調査区域内の土地所有者の土地の境界を確定するための調査	・担当旧町村職員を「管財室付け」にした組織体制の改編 ・旧三次地域の18年度調査再開に向けた準備作業実施	調査面積	㎢	24	20	23	調査面積	㎢	24	20	23	4	国庫補助金の交付状況が事業計画に影響するため，高度機器の導入も含め進捗的には長期スパンにならざるを得ない。その中で旧三次の再開を決定し諸準備を行なった。	3	市の推進体制の見直しなどにより成果の向上が見込まれる。	3	調査実施に係る業務委託方法等の改善によりコスト削減が図れる	5	国土調査法に基づく事業で，公益性が強い。	5	公共事業の計画地域等の地籍調査未実施地域について調査実施の要望がある。	5	地籍調査未実施の特に高齢化が進む地域について調査実施の要望がある。	25	B	未実施	事業拡大	要改善	事業実施体制の改編による事業執行を検証し，効率的体制を確立する。 旧三次市の調査も再実施。	要改善	限られた予算の中で対応するためには，特定地域への事業集中も検討し，迅速化を図る。	9 事業の迅速化	19年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
293	管財室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（4）安全で快適な生活環境づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	法定外公共物関係事務	354	法定外公共物とは里道及び水路のことで，国が所有者で市が管理を行っているものと，国から市へ譲与が済んでおり，所有者が市であるものとの2種類がある。 （事務手続） 国が所有者である里道・水路は払下げ・交換等の申請は市で受け付け，公用廃止の公告（2週間）後，県へ引継を行い，県から財務局へ引継ぎが行われた後に，財務局と申請者とで契約等がなされる。 市が所有者の里道・水路は，払下げ・交換等の申請は市で受け付け，公用廃止の公告（2週間）後，市と申請者とで契約等を行う。	譲与後の管理体制の整備	里道・水路	①法定外公共物の管理主体の明確化 ②当該施設の用途変更（払い下げなど）の手続きの簡略化	①国から譲与を受ける場合は，所定の申請手続きを行う。 ②申請に基づき，里道・水路の払い下げ，申請者の所有する土地と交換等を行う。	費用対効果も勘案し譲与を受けるかどうか検討を行ない，住民サービスへの効果が大きいと判断し，18年度譲与申請を行なうことを決定した。	譲与物件面積	㎡			478	譲与物件面積	㎡			478	5 法定外公共物の国からの譲与状況について，吉舎町，甲奴町，布野町分は譲与済みで，君田町，作木町は一部譲与済みである。また，旧三次市，三良坂町，三和町については，譲与を受けていない。17年度 国への譲与申請を決定したことで，市域において完全に譲与を受けることになる。	2 制度を十分啓発していない関係もあり，住民によく理解されていない面がある。理解されることで活用も図れる。	3 譲与申請事務や維持管理に係る経費をできるだけ抑える。	3 管理業務については，譲与も含め当面市が行なう。譲与申請事務は，外部委託を考えている。	4 有効的な土地利用面からも社会的ニーズは高い。	4 地域又は個人の施設利用等ニーズや施設の用途変更（払い下げなど）の手続きの迅速化が図られることから市民ニーズは高い。	21	C	未実施	要改善	要改善	法定外公共物は，地域内や私有地の隣接部分にも多数存在しており，その有効利用に対しニーズは見込まれる。また，現行は用途変更等，国へ申請が必要で結果まで相当の期間を要しており，譲与により手続きの簡素化も図れるが，一方で譲与後の管理体制の整備や維持管理経費の対応が必要となる。	要改善	**譲与手続き中であるが，今後の維持・管理体制の確立を図る。**	10 内容の改善	19年度当初
294	自治振興室	第6 都市	3都市の魅力づくり	（5）魅力ある地域づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	定住促進奨励金等の交付事務	6,028	交付決定者への定住促進奨励金等の交付事務	転出した場合の対象者への現況確認，対応。	旧町村補助金交付決定者	交付決定者の定住化	下宿用宿舎設置資金助成 住宅資金借入金利子補給	前年度現状維持であるため特になし。	補助金対象者数	人	78	45	30	補助金対象者の定住率	%	100	100	100	4 対象者の定住率は100%であるため，目的達成に貢献しているといえる。	5 新規はないため成果向上の余地はない。	5 旧町村で交付決定されたものである。	5 旧町村で交付決定されたものである。	1 すでに交付決定を受けたものへの経過措置的事業であるため，社会的ニーズは極めて低い。	1 すでに交付決定を受けたものへの経過措置的事業であるため，市民ニーズは極めて低い。	21	C	未実施	現状維持	廃止	すでに交付を受けたものへの経過措置的事業であるため。（H22年度で廃止）	終了	**経過措置として行う。（平成22年度まで）**	終期の設定	22年度まで
295	君田支所 地域振興グループ	第6 都市	3都市の魅力づくり	（5）魅力ある地域づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	定住対策奨励金交付事務	224	旧君田村時代に「君田村定住化促進条例」に基づき実施された「きみた村活彩田舎ぐらし奨励交付金」の交付者に対し，合併時の協議により引き続き利子補給金を交付していく事業	定住確認等適切な事務執行	交付決定を受けている者	定住促進のため	住宅建築に係る借入金の利子の一部を補給するための書類の作成及び確認	前年度現状維持であるため，特になし。	利子補給対象者	人	31	22	15	対象者への交付状況	%	100	100	100	4 平成17年度においても、迅速で正確なデータの作成に取り組む努力を行った。しかしながら、居住確認や、必要書類の徴収に時間を要した。	4 定住対策には有用な制度であると考えるが、新市においては類似精度はない。そういった意味では、成果の向上の余地は小さい	5 本庁との連絡調整、対象者との連絡等で、最低限の費用と考える。	5 旧町村と受益者の約束であり、市がその責を引き継いでいると考える	3 当時は、過疎対策として有効な手段として用いられていたが、経済状況が低迷している現在では、個人給付の制度は一考を要する	4 制度そのものは終息しており、事後処理業務はしなければならない。	25	B	未実施	現状維持	事業縮小	対象者が年々減少し、平成22年で終了予定の事業である	終了	**経過措置として行う。（平成22年度まで）**	終期の設定	19年度当初
296	企画調整担当	第6 都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	広島県内陸部振興対策協議会を通じた主要施策要望業務	402	議会議員と広島県内内陸部の市町長又は議会議長で構成する広島県内陸部振興対策協議会を通じ，内陸部の市町に共通する課題及び本市の課題等について，広島県へ要望する。 毎年7月に事務局である庄原市により翌年度の要望事項の取りまとめが行われ，役員会，理事会を経て，10月に要望活動が実施される。 構成団体（三次市・安芸高田市・庄原市・三原市・安芸太田町・北広島町・世羅町・神石高原町）	合併による構成市町の減少・広域化に伴う要望項目の精査と地方主権を積極的に推進する要望項目や政策提案に変えていく。	陸部全体の活性化のための主要施策の要望活動である。	三次市民全体の公共福祉の向上のため，また，内陸部全体の活性化のため一日でも早いハード事業の実施・完了とソフト事業の充実を図る。	広島県内陸部振興対策協議会を通じ，内陸部の市町に共通する課題及び本市の課題等について，広島県へ要望する。	三次市だけの取り組みでないため，改善が難しい状況である。	要望項目数	件	34	53	53	要望の成果があったと思われる項目数	件	8	10	12	3 本市及び内陸部の市町が抱える課題を県に要望・提案することにより，課題の解消や事業の推進に一定程度貢献している。	2 要望内容・要望方法等を更に工夫することにより，成果の向上余地はある。	3 主には負担金の納入と要望項目の取りまとめ，そして，市長が協議会出席や要望活動を行うものであり，大幅なコストの削減はできないが，事務の簡素化は行える。	5 内陸部の市町としての課題等を県へ要望するものであり，市でなければできない業務である。	3 三次市やその他の内陸部の市町が抱えている課題や事業の推進を県に対して要望するものであり，公共性は高く一定の社会的ニーズはある。	3 公共性は高く一定程度市民ニーズがあるものを協議会を通じて課題の解消等に努ている。	19	C	未実施	現状維持	要改善	本市や内陸部の市町と連携を図り協議会として県に対して課題等を要望することは有益であるが，要望の項目や協議会で要望する方法は改善していく必要がある。	要改善	**協議会としての要望活動も有益であるが，構成団体の減少に伴い，協議会のあり方について検討を要する。**	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
297	企画調整担当	第6　都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	*事務・権限移譲の推進*	1,621	県内・全国の自治体に先駆けて広島県から事務・権限の移譲を積極的に取り組んでいる。平成16年11月策定の「広島県分権改革推進計画」に基づき，平成16年12月，広島県・三次市事務移譲具体化協議会を設置し，移譲に向けた協議・調整を経て平成17年3月，移譲事務ごとに適切な移譲時期や必要な支援措置を検討し，「広島県・三次市移譲事務具体化プログラム」を策定した。平成17年4月1日からプログラムで定めた142事務を順次実施している。（平成17年度77の事務，平成18年4月18の事務の計95の事務の移譲を受け実施中）また，新たな事務・権限移譲の提案を行い県と協議を行っている。	・県から移譲された新たな事務を行うため，担当部局と企画調整担当が連携を図り問題が発生した場合も早急に対応できる組織をつくる。 ・移譲を受ける142事務の内，保健所事務等44事務については法改正が必要であるため，県と連携を図り国に対して法改正を提案する。 ・三次市独自に県・国に対して新な事務・権限移譲の提案及び協議を行う。（県道の管理権限，こども家庭センター（児童相談所）業務，都市計画決定権等）	三次市民，関係事業所等	今まで，県が行っていた事務を市民に身近な三次市（市役所）で行うことにより，スピーディーなワンストップサービスを提供する。また，市民ニーズに的確に対応する。	・移譲を受ける関係部局と連携を図り，市民サービスの向上させる。 ・円滑な移譲を行うため「広島県・三次市事務移譲具体化協議会」を設置し移譲年度や課題を協議する。 ・県の権限移譲推進室と連携し，新たな事務・権限の移譲を進める。	自己決定・自己責任・自己完結型の行政をさらに推進するため，県・国に対して，新たな事務・権限を移譲するよう提案を行っている。	事務・権限移譲に伴う県との協議回数	回	30	20	30	移譲事務数	事務		77	18	5	5	3	県から移譲された「県特例条例」上の事務であり，すぐに民間等へ委託することは，今のところ考えられないが，今後制度改正等が行われ，民間等へ委託可能となれば，検討し順次委託していく。	県道の改良・維持修繕等公共性が極めて高い事務が多い。	市民や関係機関に直結した事務であり，市民ニーズは極めて高い。	26	B	未実施	事業拡大	事業拡大	「広島県・三次市事務移譲具体化プログラム」で定めた142事務の移譲に止まることなく，さらなる市民サービスの向上を目指し，関係部局と連携し県・国に対して事務・権限の移譲を推進するよう三次市から新たな提案を行う。	事業拡大	**自己完結型の行政運営による，市民サービスの向上をめざし積極的に取り組む。**	移譲項目の拡大	１９年度当初
298	企画調整担当	第6　都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	*主要事業提案*	2,973	県選出国会議員，国の関係省庁，県知事及び県関係部局に対して次年度の三次市に係る国・県の主要事業（国・県道路改良等）の提案，制度・法改正（保健所設置要件の緩和等）の提案及び三次市の主要事業（駅前周辺整備事業支援等）の提案活動を行い，早期の事業実施・完了，法改正等を実現させ，三次市のさらなる発展と市民サービスの向上を図る。	これまで以上に補助金要望等の国・県頼みの提案は必要最小限とし，制度改正提案，税源移譲及び権限移譲を推進する提案，また，三次市の政策提案を中心に行う。	三次市民全体の公共福祉の向上のため，国・県に対して主要事業提案を行う。	国・県に対して主要事業の提案を行い，早期の事業実施や法改正等を推進する。	市の関係部局が事業推進や制度改正等についての提案書を作成し，国の関係省庁や県関係部局に対して，市長，副市長，議会議長，関係部局長が提案活動を行う。	国・県に対して補助金要望の提案は必要最小限とし，地方分権を推進のための法改正や政策提案を中心とした。	主要事業提案回数	回	7	7	7	提案件数	件	36	40	44	4	3	3	市でなくても提案は可能であるが，市の主要事業提案であり市が先頭に立って行う。	公共の福祉向上のための主要事業提案であり，社会的ニーズは高い。	国・県及び三次市に対する施策や事業に対す要望は強い。	22	B	未実施	事業拡大	要改善	補助金要望など国・県に頼る提案は少なくなり，制度改正や政策提案に移行しつつあるが，まだ不十分である。市民への周知不足でありホームページ等で広く周知する。	要改善	**直接，国や県に提案活動を行うことは有益である。更に政策提案型に移行するとともに，内容の公開を進める。**	2　徹底した情報公開	１８年度中
299	総務室	第6　都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	*固定資産評価審査委員会*	101	固定資産税の課税標準となる価格は固定資産評価基準に基づき評価されているが，この評価額の決定には高い，技術性，専門性が必要という側面を有している。そのため，固定資産税賦課業務のより一層の適正公平を期し，納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から，価格に対する納税者の不服については本市において処理することとせず，独立した中立的な機関によって審査決定する必要があるため，本市に中立的，専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会を設置し，不服申出書が提出された場合は，委員会を開催し審査決定する。	審査委員には専門性を有するものがいない為，研修会等への斡旋を行ったり，情報提供が必要である。また，審査委員会の開催に当たっては，十分な説明等を行い，スムーズな審議，適正な判断を下せるように配慮することが必要である。	固定資産税台帳に登録された固定資産評価額に不服がある納税者	固定資産課税台帳に登録された価格の適正化	審査申出人から審査申出書を受け，市長からは弁明書の提出を受ける。これらを委員会で審査する。	17年度は，審査申出がなかったが，3年に1度の研修会が開催された為，委員2名と事務局職員1名が参加した。	委員会・研修会開催回数	回	5	1	1	決定書が示された割合	%	100		100	3	3	4	事務局の準備次第で時間短縮を図れることはあるしかし，研修会への参加等で必要な経費がかかることもある。	地方税法423条により，市での設置が義務付けられている。	固定資産の評価に対する社会的関心はあり，これに対しての不服があった場合の審査機関は必要である。	固定資産の評価に対する市民的関心はあるがこれに対しての不服は少ない。しかしながら審査機関は必要である。	20	C	未実施	現状維持	要改善	固定資産課税台帳に登録されている価格は，適正な価格でなくてはならない。そのチェック機能として，評価審査委員会は重要な役目を果たす。この機関をより有効なものにするためにも，審査委員のスキルアップのため，研修を充実させることや，審査会開催にあたっては，わかりやすい説明，資料を提供する必要がある。	要改善	**様々な事例に対応するため，対応のマニュアル化や委員研修に取り組む。**	10　内容の改善	１９年度当初
300	さわやか市民室	第6　都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	*総合窓口業務（ワンストップサービス）*	83,764	市民サービスの向上を目的とする。 複数の部局に出向かなければできなかった各種手続き・証明を，可能なかぎり1箇所にまとめて行なえるよう、ワンストップサービスの実現をめざす。	さまざまな分野の専門知識が要求されるため、研修による職員の資質向上と、関係する部局の連携が必要である。 証明書自動交付機の導入により、コスト削減とお客様の待ち時間の短縮を図る。	各種手続き、証明発行請求のため来庁する市民	来庁者の待ち時間短縮	複数の部署にまたがる手続き、証明を1箇所で行なう。	県からの権限委譲により、窓口申請・交付業務の拡大を図った。	証明発行枚数	枚	67,747	67,810	68,000	証明手数料	千円	25,936	26,405	26,800	4	3	3	証明書の自動交付機導入によるコストの削減が考えられる。	個人のプライバシーに関することが多い。特に法に基づく届出・受付は、市で行なわなければならない。	ひとつの窓口で、手続き・証明発行が完結するしくみへの要望は、極めて高い。	複数の部局に出向かなければできなかった手続きが、1箇所でできるから。	25	B	未実施	要改善	要改善	現在、月1回の業務研修を行なっているが、専門的知識習得のため更なる専門研修が必要である。	事業拡大	**民間委託について検討するとともに，土曜・日曜の窓口開設の準備を行う。**	民間委託等の推進	１９年度予算

平成18年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費(千円)(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
301		第6 都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***公平委員会***	471	公平委員会は，中立的かつ専門的な人事機関として任命権者の任命権の行使をチェックする機能を有する。公務員は，その意に反する降任，免職等の不利益の処分を受けた場合，また，勤務条件に関して適当な行政上の措置を求める場合は，公平委員会に対して不服申し立て，行政措置の要求などを行いことができる。これらに規定する要求があったときは公平委は，事案について口頭審理その他の方法による審査を行い事実を判断し必要なら勧告等を行わなければならない。	職員からの不服・苦情等の相談処理に的確に対処できるよう,職員の資質の向上を図る必要がある。	三次市職員	委員，事務職員として，職員からの不服申し立て，行政措置の要求等の事案が出た場合に備えて，研修会等に参加し公平委員会制度の審査，研究及び資料の収集に努め公平委員会審査業務の適正な運営に当たる。	職員からの不服申立書を委員会受理決定後，書面審理，または口頭審理のどちらかで委員会審理を行う。審査の結果必要があると認めたときは，任命権者に対し不当な取り扱いを是正するための指示をする。	前年度は，不服申立・苦情等の相談は無かった。	公平委員会の開催 委員会審議件数	回 件	3 3	1 1	1 1	審議での承認の割合	%	100	100		5 委員,事務局職員が研修会等で資質の向上させ公平審査にあたっている。公務員制度改革の進展の下において，職員が安心して全力をあげて職務に専念し，もって行政の民主的かつ能率運営を確保することから，目的達成への貢献度は大きいと思われる。	5 この制度は，地方公務員法等に義務付けられている。職員が安心して全力をあげて職務に専念し，もって行政の民主的かつ能率的運営を確保するために，公平審査制度の有する意義は深いことから，十分に成果がある。	5 この制度は，地方公務員法等に義務付けられている。委員報酬，旅費，負担金等の予算措置しかなく削減の余地はないと思われる。	5 この制度は，地方公務員法等に義務付けられている。職員の権利を確保し，その勤務条件の適正化を図る目的から,市が行うべきものである。	4 職員が安心して職務に専念でき，行政の民主的かつ能率的な運営が期待でき，必要性は高いと思われる。	2 今のところ市民の関心は薄いようであり，市民ニーズは低いと思われる。	26	B	現状維持	現状維持	要改善	平成16，17年度においては，不服申し立て等の件数はなかったが，職員の身分や利益が不正に要求された場合，中立公正な立場で調査を実施し救済を行うなど，職員が安心して職務に専念できる重要な役割を果たしている。委員及び職員相互の連携，情報交換をより積極的に行い，資質の向上を図る必要がある。	要改善	**不服申立・苦情等の相談に的確に対応できるよう準備をしておく。**	10 内容の改善	18年度中
302	監査事務局	第6 都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***個別外部監査制度の導入***		選挙権を有する者からの監査請求，議会からの監査請求，長からの監査請求，長から財政援助団体等の監査請求，住民からの監査請求があった場合，議会の議決を要した後，個別外部監査契約に基づき外部監査人と締結し監査を実施する。	外部監査人と契約を締結する場合，正確で迅速な事務処理が必要であると思われる。	選挙権を有する者，議会，長，住民からの監査請求（地方自治法第75条第1項，同法第98条第2項，同法第199条第6，7項，第242条第1項）	外部の専門的な知識を有する者による外部監査をにより,監査機能の独立性・専門性を充実するとともに,住民の信頼に,より適切に応える必要がある。	選挙権を有する者，議会，長，住民からの監査請求があった場合，議会の議決を要した後，外部監査契約に基づき外部監査人と締結し監査を実施する。	前年度は制度を導入した。今のところ，個別外部監査請求は出ていない。	個別外部監査契約	件				個別外部監査契約	件				4 地方自治法により条例で定められている。外部の専門的知識を要する公認会計士，弁護士等との契約により監査を行うことで，効果的な監査が実施できる。	5 地方自治法により条例で定められている。選挙権を有する者，議会，，住民から監査請求があった場合，議会の議決を要した後，外部監査契約に基づき外部監査人による監査を行うことから，監査機能の専門性・独立性が図られ，十分に成果がある。	5 地方自治法により条例で定められている。外部の監査人と委託契約を結ぶものであるので，コストの削減余地はないと思われる。	5 地方自治法により条例で定められている。市と外部の専門的知識を要する弁護士，公認会計士等と委託契約を結ぶこととなっている。よって市でなければできないものである。	4 地方公共団体の予算・事業等の執行に対する住民の関心は，社会的に高まっている。	4 地方公共団体の予算・事業等の執行に対する住民の関心は高まっており，予算等の執行に関するチエック機能について，住民の信頼に，より適切に応えられる必要がある。	27	A	未実施	未実施	要改善	地方公共団体の予算・事業等の執行に対する住民の関心は高まっており，予算等の執行に関するチエック機能について，住民の信頼に，より適切に応えられる必要がある。	要改善	**監査請求に備えて正確で迅速な事務処理ができるような体制とする。**	10 内容の改善	18年度中
303	監査事務局	第6 都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***決算審査***	6,965	監査委員は，市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理,または市の事務執行について監査等を実施し，その結果に関する報告を決定し，これを市長等へ提出し公表するなどにより，民主的かつ効率的な行政執行確保に資し，もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。	決算審査意見書の意見を事業・業務等に着実に反映させることが必要である。	地方自治法第233条第2項の規程により審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び付属書類並びに基金の運用状況，及び地方公営企業法第30条第2項の規程により審査に付された水道・病院事業会計決算書等	決算書，その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに，予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に実施されているかを監査し，その結果,指摘した事項または表明した意見については，市長等から措置状況報告を求め，これを公表する。	決算審査により予算の執行状況が妥当であり，所期の目的に従って執行されたか，また，これらの計数が正確であるかを確認し，その結果に関する報告を決定し，これを市長等に提出する。また公表も行う。	本年度も適正に実施する。水道・病院企業会計の決算審査意見書は，一冊にまとめるようにした。	審査意見書の作成	件	6	4	4	審査意見書の作成	%	100	100	100	5 毎年度，全ての審査対象については適正に決算審査を実施し，決算審査意見書を作成している。決算審査意見書の意見により,効率的な予算執行,事務の改善に貢献している。	5 法令に基づき必ず実施するものである。決算審査意見書の意見により,効率的な予算執行,事業・事務の改善等が行われ，十分に成果がある。	4 法令に基づき必ず実施するものである。計算等はデーターベース化し効率を図っているが，資料等の確認は時間と人的労力を要する。コスト的に削減余地は小さいと思われる。	5 地方自治法第233条第2項，地方公営企業法第30条第2項において実施を義務付けられている。出納長又は収入役は，毎会計年度政令の定めるところにより，決算を調整し，証書類その他政令で定める書類とあわせて，長に提出しなければならない。長は決算等を監査委員の審査に付さなければならないと明記されているため，市でなければできないものである。	5 地方自治体の財政状況は厳しいことから，市の効率的な予算執行，事業・事務の改善等が行われているかを把握するうえでニーズは高い。	2 市民のニーズは低いと思われるが，自分たちの税金の使われ方や財税状況などについて把握できることから関心はあると思われる。	26	B	未実施	現状維持	要改善	決算審査は，地方自治法第233条第2項，及び地方公営企業法第30条第2項に基づいて行うものであり，今後も適正に審査を行う。	要改善	**効率的で効果的な決算審査事務を行う。**	14 成果の向上	19年度中
304	企画調整担当	第6 都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***公共事業再評価***	153	①事業採択後5年が経過してなお未着工の事業，②事業採択後10年が経過してなお継続中の事業等を対象に，当該公共事業の再評価を行う。評価は，学識経験者・市民代表等5名の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会において再評価を行う。※平成11年度以降，上下水道整備・みよし運動公園整備・林道整備等，年間0～2件程度の案件について委員会を開催し，再評価を実施している。平成17年度は，平成17年10月27日に委員会を開催し，吉舎町敷地地区簡易水道拡張事業（新規）等4件の公共事業の再評価を行い，いずれも新規事業・継続事業を妥当とする答申を受けた。	委員会が事業執行可否を判断するために必要な調査・議論等の時間を十分に確保する必要がある。また，国庫補助事業の評価のみならず単市事業等も拡大していくことを検討していかなくてはいけない。	三次市が実施する公共事業	公共事業の効率的かつ効果的な実施と，その実施過程の透明性の向上を目的とする。	対象となる公共事業について，「費用対効果分析調書」等の再評価資料を添えて委員会に諮問し，当該事業の継続可否について意見をいただく。	市民への周知のためホームページに掲載した。 女性の委員は前年度と同様に5人中2名である。	委員会開催回数 評価事業件数	回 件	1 2	1 4	1 1	評価事業のうち，事業継続の答申を受けた事業の割合	%	100	100	100	2 限られた時間・回数の中で審議しており，目的を達成するための十分な手段となっていない。事業も限られているため貢献度は小さい。	2 委員会開催前の資料提供及び事前説明・現地踏査等，委員会での審議の時間を十分確保することで，より一層，公共事業再評価の強化・充実を図ることが可能である。また，国庫補助事業に限らず単市事業も評価の視野に入れる。	3 事務処理を早く的確に行う努力をしていかなくてはいけない。	5 現制度で，公共事業の再評価を行うためには，市が第三者委員会を設置する必要がある。	4 現在の社会経済情勢において，公共事業の透明性・効率性向上に対する社会的ニーズは高い。	2 公共事業で専門性が高く事業が限られているため市民の関心は低い。	18	C	未実施	要改善	要改善	厳しく限られた財政状況の中で公共事業再評価に対する社会的ニーズは高いため，再評価を一層強化・充実させる必要がある。また，国庫補助事業に限らず単市事業も今後行っていくか検討していく。そのためには，委員会で審議していただく時間を十分に確保するとともに，現地踏査の実施や委員会の審議前に資料提供・事前説明を十分に行う必要がある。	要改善	**評価対象事業を年度当初において把握し，計画的な評価を行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
305	監査事務局	第6 都市	4市役所改革	（1）市民満足度の向上	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	例月出納検査	33,907	監査委員は，毎月①収入役及び企業出納員の保管する現金残高及び基金の運用状況の検証，②市の財務に関する事務の執行が適正かつ効果的に実施されているか，③市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効果的に行われているか，④事務事業の執行に係る工事について，当該工事の設計・施工等が適正に行われているかなどを監査し，その結果を市長・議長へ報告する。	合併以降，支払帳票・伝票等が増え，検査等の事務量が増加している。よって，監査の効率化について検討する必要がある。	例月現金出納表，収入役及び出納員の保管する現金残高及び基金の運用状況の計数の正確性を検証する。（一般・特別会計，水道・病院事業会計，備北地区消防広域行政組合会計等）	監査は，公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため，違法・不正の指摘に留まらず，指導に重点を置き，もって市行政の適正性・効率性・妥当性の確保を期する。	毎月，監査の実施にあたっては，事務事業の執行が予算及び決議並びに法令等に基づいて適正に行われているかを検査，その結果を市長・議長に報告する。	検査が効率的に実施できるよ，検査様式等を改善した。	例月出納検査	回	16	16	16	例月出納検査	%	100	100	100	5 毎月，検査対象については，適正に例月出納検査を実施している。助役及び企業管理者の保管する現金の残高,出納関係諸表の計数の正確性を検証し，現金の出納事務が適正に実施されているかを検査することにより，確実かつ適正な予算執行が図られることから，貢献度は極めて大きい。	5 法令等に基づいて実施するものである。一般会計，特別会計，企業会計の諸帳簿の計数の正確さ，:現金の保管状況の確認，収入支出関係書類の確認により，適正な予算執行が図られることから十分な成果があると思われる。	4 法令等に基づいて実施するものである。諸帳簿，通帳,証書類等の検査は，確実性・正確性が必要であり，事務の簡素化等は難しいことから削減の余地が小さいと思われる。	5 地方自治法第235条の2において，現金出納の検査が義務付けられている。地方自治体が自立的に自らをチェックする機関として監査委員制度があり，このチェック機能をはたらかせることから必要である。	4 確実かつ適正な予算執行が行われているかどうかのチェック機能として，社会的ニーズは高い。	2 市民ニーズは低いと思われるが，市の適正な予算執行等に対して，市民の関心はあると思われる。	25	B	未実施	現状維持	要改善	監査は，地方自治法や条例に基づいて行うものであり，公金の収入及び支払いに関する事務が適正に行われているかを監査する。	要改善	**例月出納書査の結果に迅速に対応できるよう，庁内掲示板等を利用し，各部署へ早期の通知を行う。**	8 事務事業の効率化	18年度中
306	企画調整担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	電源立地地域対策補助金	15,181	本事業(補助金)は電源開発を円滑に進めるために制定された法律に基づき国の交付金を受けて，広島県の補助金交付要綱に沿って行う補助事業であり，発電用施設の種類・規模等に応じ発電施設の所在市町村に対して公共施設の整備等に必要な費用を交付する制度である。(現在，本市では，君田町・布野町の水力発電施設が交付対象施設である。) 補助額は1，216万円／年で補助率は100%であり，公共施設整備事業(公共施設の整備，維持運営，補修事業)及び利便性向上等事業(地域活性化事業)から対象となる事業を選定する。	更に本補助金を効果的に活用する方法を検討する。	市民	補助対象事業を選定し，効果的に本補助金を活用し市民の利便性を向上する。	平成17年度事業 ①消防積載車両整備 ②保育所運営事業(保育士人件費)	本制度は，平成23年度までを期限とするものであり，事業の拡大等は望めるものではないため，本制度の計画的な活用について検討した。	主要事業提案回数	件	3	2	2	補助金交付額	万円	1,216	1,216	1,216	補助金受益者数	人	50	338	667	4 平成17年度は2事業に本補助金を活用した。①消防積載車両整備②保育士人件費の事業に取り組み①については地域要望による事業であり，本補助金が効果的に活用された。	3 本補助金は，交付金制度に基づき100%充当されるものであり，財源としての要素が大きいが，より効果的に本補助金を活用し市民の利便性の向上を図る必要がある。	4 本事務事業の経費は人件費が主なものであり，コスト削減余地は小さいものと考える。	5 本補助金は市町村に対して交付されるもので申請等の事務は市で行なう必要がある。	4 本市では本補助金の認知度は低いが，電源三法交付金に対するニーズは全国的には高く，本交付金の継続・拡充の要望は高い。	4 全市的には認知度が低く市民ニーズも低いが，該当地域(君田町・布野町)では本補助金に対するニーズは高い。	24	B	未実施	現状維持	要改善	本事業(補助金)は，電源開発を円滑に進めるために制定された法律に基づき交付されるものであり交付額も定額であるため事業拡大は見込めないが，本補助事業を更に有効に活用するため今後は基本方針を定める必要がある。	要改善	**事業の有効活用のため，基本方針を定める。**	10 内容の改善	19年度当初
307	秘書広報担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	アドバイザー会議運営事業	409	三次市アドバイザー設置要綱により委嘱された委員が，市の行政運営や課題等について，協議検討する。	新市になり3年が経過し，市制運営は軌道に乗り順調に進んでいるが，今後もアドバイザーの意見を反映させ，執行にあたるべきである。	市の財政運営や課題解決に精通しアドバイザーとなるべき委員を任命する。	重要な計画等についての意見をいただき，審議会等へ反映させる。	重要な案件があるとき委員会を開催して，市の行財政運営が円滑におこなわれるようアドバイスをいただく。	1名欠員だったが新たな委員が就任した。	会議開催回数	回	2	1	2	会議開催回数	回	2	1	2	4 アドバイザーである旧町村長の経験を生かした提言・意見を市政運営に反映させることができる。	5 十分に成果がある。	5 報酬のみの支出であり，削減余地は無い。	5 市の重要施策に関する会議であり，市が開催しなければならない。	3 行政経験を活かした提言・意見を市政運営に反映させることは有意義である。	2 市民には直接関係無いが，会議での重要な意見は必要である。	24	B	未実施	現状維持	要改善	合併後の市政運営にアドバイザーの提言をいただくことは大変重要であり，旧町村長の経験を生かした意見をさらに市政へ反映させていく必要がある。	要改善	**アドバイザー会議での意見を市政に反映する必要がある。**	14 成果の向上	19年度中
308	秘書広報担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	タウンミーティング	4,963	市内12か所において，市長・副市長・教育長・部局長が出席し，市の主要施策を説明した後，懇談を行う。 中学校区単位での開催。	限られた時間の中での市からの説明と懇談の時間配分。 若い世代にも出席をいただく取り組みが必要。今年度実施の託児所設置も継続の必要あり。	市民	市の施策や事業への関心，理解を深めていただくことにより，行政と市民の信頼関係を築く。	市長が市制全般を説明し，部局長が重要施策を説明した後，市民の質問 や意見に答える。	若い世代を含め多くの方に出席していただくため，各会場に託児所を設置した。また，中学生・高校生へ出席を促すチラシを作成し，学校を通じ配布した。	タウンミーティング開催回数	回	12	12	12	タウンミーティング参加人数	人	996	957	869	4 市幹部の出席により，市制の関心度・信頼度が増す。	3 参加者を増やすことの取組みが課題	5 開催時間を考慮すると，職員の待遇が課題	5 市が直接実施することに意義がある。	5 年1回の公聴の機会であるため，社会的ニーズは高い。	5 年1回の公聴の機会であるため，市民ニーズは高い。	27	A	未実施	現状維持	要改善	社会的・市民ニーズは高いと判断するため，参加者増大に向けた改善が必要。	要改善	**タウンミーティングの目的について，行政と市民の認識を統一する必要がある。**	1 市民と行政の協働	19年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
309	秘書広報担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	記者クラブ運営	1,418	三次記者クラブに属する9社（新聞4社・テレビ5社）と三次ケーブルビジョンへの対応を行う。 ・ 記者会見の開催や情報提供等を行う。 ・ 取材についての報告をとりまとめる。（パブリシティ報告書） ・ 記者クラブ会費の徴収等の会計事務	住民との協働のまちづくりには，住民と行政の情報の共有が前提である。そのためには，記者クラブ，三次ケーブルビジョンとの相互の協力が不可欠であり，より積極的な情報提供を行うべきである。日常的に危機管理意識を持ち，取材対応できる力を持つ職員を養成する。	記者クラブ会員・三次ケーブルビジョン	新聞・テレビ・ラジオなどの情報機関を通じて市の行政情報をタイムリーに住民に知らせるため協力を仰ぐ。	月1回の定例市長記者会見のほか，随時，記者発表や資料提供を行う。	ケーブルテレビの開局により，記者クラブと同様に三次ケーブルビジョンへも情報提供を行う。	記者会見回数	回	12	12	6	記者会見回数	回	12	12	6	5	4	4	5	5	5	28	A	未実施	現状維持	要改善	市から積極的また定期的に，あらゆる情報を提供することで，市民へ正しい情報を迅速に伝えることができる。	要改善	行政情報の発信は各種広報媒体に加えて，新聞・ラジオ・テレビも重要な広報媒体である。より積極的にタイムリーな情報提供に努めることが必要である。	2 徹底した情報公開	19年度当初
310	秘書広報担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	協働まちづくり出前講座	1,205	地域や団体からの要請により，住民の知りたい話題について職員が出向き，講座を開催する。 話題は，講座メニューの中から希望のメニューが選べる。 職員の専門知識を活かし， 仕事に対する自覚を高める。	自治振興部が進めている生涯学習講座の中に組み込む予定だが，まだ実施にいたっていない。 早期に実施できるよう取り組みを進める必要がある。	市内に在住，通勤・通学する人など，おおむね10人以上の団体	市政に対する理解を深め，協働のまちづくりの担い手としての意識を高める。	専門知識をもった職員が指定された会場に出向き，住民の知りたい情報について説明を行う。	開始前の予想を超える申し込みがあり，ニーズに応えているものと判断できる。申し込み状況等を鑑みて，メニューや方法の見直しを行う予定である。	開催回数	回	－	31	95	参加人数	人	－	865	2,261	4	3	4	4	4	4	23	B	未実施	事業拡大	要改善	市民が市制へ参画し，行政との協働のまちづくりを進めるためには，市が絶えず分かりやすい行政情報を市民に提供することが必要である。また，職員が地域に出かけ話をすることで，職務に対する責任感が増し，自己の意識改革につながるため，さらに積極的に推進していくべきである。	要改善	出前講座のPRを積極的に行う必要がある。各部局においては業務遂行の場でPRするだけでなく，市民ニーズの把握に努めニーズに合った講座を組み立てることも必要である。	10 内容の改善	19年度当初
311	秘書広報担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	市長室にいらっしゃい	3,546	市民の誰でも市長室へ来訪していただき，市長と(内容によっては担当部長)対話する。	開催が不定期であるため，来訪者に開催の通知が遅れぎみである。	市民	市長(室)を身近に感じていただき，市政への関心を高めていただく。	申込のあった方に時間設定し市長と対話をしていただく。 時間は，1人(1団体)あたり15分間		開催日数	日	23	17	4	来訪者数	人	178	156	60	5	5	5	5	4	4	28	A	未実施	現状維持	要改善	定期的な開催とし，より多くの方に来訪いただく。	要改善	定期開催の検討，実施回数（時間）増の検討も必要。	10 内容の改善	19年度当初
312	秘書広報担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	情報公開	3,545	市の保有する行政文書について，市民から公開請求があった場合，情報公開条例に基づき，個人情報保護条例との整合性を図りながら，その閲覧・写しの交付等開示を積極的に行う。	職員一人ひとりが情報開示の知識を深め，個人情報を守りながら開示・非開示の判断ができるようにすることが大切である。 また，指定管理者等に対して，公の施設の管理に係る情報の開示についても必要な措置を講ずるよう指導に努める。 さらに，開示を前提にした行政文書の作成，管理を徹底させる。	①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 ③市内に存する事務所に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行又は事務事業に利害関係を有する者	市民の知る権利を保障し，市民と行政との信頼関係及び市民の市政参加の促進を図る。	情報開示請求がされたら，担当部局と協議し資料を交付または閲覧に供する。	昨年度情報公開制度に関する職員研修を実施したが，さらに情報開示に対する職員の意識を高めるようにする。	情報公開請求件数	件	39	57	10	情報公開請求件数	件	39	57	10	4	3	5	5	4	4	25	B	未実施	事業拡大	要改善	情報開示を積極的に行い，多種多様な市民ニーズに応えていく必要がある。そのためには，職員一人ひとりがさらに仕事に対する自覚と責任感を高めていかなければならない。	要改善	情報開示に対する市民ニーズを的確に把握し，開示方法の改善を図ることが必要である。	2 徹底した情報公開	18年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
313	企画調整担当	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	構造改革特区・地域再生計画に関する事務	90	平成16年度より提案している「一定の要件を満たす永住外国人への地方参政権付与」及び「満18歳以上の市民への参政権付与」については，いずれも総務省から「選挙制度の根幹に係る問題」であり，特区対応は不可との回答を得ているが，引き続き提案を行っており，新規提案として「土地改良区が行うことができる事業の拡大」を提案した。また，地域再生計画については，「粟屋西小学校の廃校に伴う地域再生計画」，「汚水処理整備事業の地域再生計画」，「道路整備事業の地域再生計画」の認定を受けた。	特区提案については，平成17年度に提案した3件とも総務省の回答は対応不可であるため，提案が認定されるような提案理由や市民への周知を行っていく必要がある。また，新規提案については，まず市役所内での制度の周知を図り，市民への説明等を行なう必要がある。 地域再生計画については，3件の認定を受けているが，特色ある地域づくりを進めるため，今後はさらに制度の活用を検討する必要がある。	市職員，市内事業者及び市民	構造改革特区・地域再生計画を活用して，特色ある地域づくりを行う。	・職員・市民等への制度の周知・啓発 ・制度の活用に際しての助言 ・制度を活用した事業の企画・提案	17年度結果(事業拡大):1年を通じた特区・地域再生計画のスケジュールを確立し，提案事業の拾い出しに工夫を凝らし，計画的に提案していく。 提案・申請は年2回であるが，常日頃から各部局等との情報交換を行い積極的な提案を行っていく。	特区提案件数	件	2	3	5	特区認定件数	件			1	3 特区提案については，過去4件の提案のうち1件の認定であり，目的達成への貢献度は小さいが，地域再生計画の認定申請は全て認定を受けて特色ある地域づくりが行われ，その目的達成への貢献度は大きいものと考える。	2 提案や申請を行えば行うほど本市の特色ある地域づくり結びついていくため，さらに制度の普及啓発を強化することにより，市内民間企業等からの事業提案も期待でき，その成果の向上は大きいものと考える。	4 人件費以外は必要最小限のコストに抑えている。	3 制度の普及啓発は市が本制度の推進を担う必要があるが，国においても更なる啓発が必要である。また，特区の提案は民間事業者及び個人でもできるため提案自体の公共性は低いと考える。	4 構造改革特区及び地域再生計画は，規制緩和と地方分権を促進する制度であるため，社会的ニーズは高いものと考える。	1 市民及び市内事業者等への周知不足で普及啓発を強化すればニーズは高くなると思われるが，現時点では市民の関心は低い。	17	C	未実施	事業拡大	要改善	構造改革特区及び地域再生計画は，規制緩和と地方分権を促進する制度であるため，今後も制度の活用が見込まれるが，本市の対応としては，制度の周知啓発の強化を行い，市民・事業者・NPO等の団体・行政(市)が幅広く活用できるよう取り組む必要がある。	要改善	広く制度の周知と啓発に努め，行政のみならず幅広い活用を進める。	10 内容の改善	19年度当初
314	選挙管理委員会事務局	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	在外選挙人名簿登録	145	国外へ引き続き3ヶ月以上居住している有権者が，国内の最終住所地であった選挙管理委員会の在外選挙人名簿への登録申請をすることによって，平成18年度からは衆議院議員選挙における小選挙区及び比例区，並びに参議院議員選挙における選挙区及び比例区選挙を行なうことができる。 平成17年度は登録4件，変更1件，抹消5件の計10件の手続きを行なった。	昨年の衆議院選挙で，在外選挙人名簿登録者が郵便で投票をされたが開票日までに届かず無効となった事例があった。制度の効果を高めるためには，国に対しインターネットや電子投票を活用した投票も可能となるよう，制度の改正を働きかけていく必要がある。	三次市から国外へ転出し，その国へ3ヶ月以上居住している有権者	国外に居住する有権者からの申請にもとづいて，在外選挙人名簿に登録する。そのことによって，衆議院議員選挙における小選挙区及び比例代表選挙，並びに参議院議員選挙における選挙区及び比例代表選挙の選挙権が保障される。	在外選挙人名簿への登録申請にもとづき，国が定めた様式に従って登録する。また，選挙の時には登録された有権者の申請にもとづいて選挙管理委員会は，投票に関する事務を行なう。	公職選挙法に定められた手続きに従い，平成17年度も実施した。	在外選挙人名簿への登録・変更・再交付・抹消件数	件	7	10	15	在外選挙人名簿への登録・変更・再交付・抹消件数	件	7	10	15	4 公職選挙法にもとづき，選挙管理委員会が直接実施する事務として義務付けられているため，目的達成への貢献度は大きい。	4 提出された申請書に基づき登録資格を調査確認のうえ，定められた手続きにより在外選挙人名簿に登録する事務であり，成果向上の余地は小さい。なお，名簿登録者が行なう投票の方法についてはインターネットを活用した投票の導入等を国に働きかけることにより，本制度の有効性を高めたい。	5 国が定めた様式によって行なう事務であり，基本的にコストの軽減余地はない。	5 公職選挙法にもとづき，市が直接実施する事務として義務付けられており，市でなければできない。	4 国際化が進む日本において在外選挙権を保障する事務であり，社会的ニーズは高い。	4 国外居住者が増加しつつある現在，在外選挙権を保障する事務は市民ニーズが高い。	26	B	未実施	現状維持	要改善	公職選挙法で，市町村が実施する事務として義務付けられてはいるが，本制度の成果をあげるためには国や県に制度改正を働きかけていく必要がある。	要改善	構造改革特区の提案など制度改正を求める活動を行う。	13 サービスの向上	19年度中
315	選挙管理委員会事務局	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	選挙啓発事業	1,684	選挙管理委員会は，公職選挙法にもとづき選挙が公明・適正に行なわれるよう，あらゆる機会を通じて有権者の政治意識の向上に努めるとともに，選挙に関する必要事項を周知することとされている。 選挙管理委員会は合併後の平成16年12月7日，新たに「三次市明るい選挙推進協議会」を設立し，市内19支部とともに選挙に関する啓発活動を行なっている。その概要は，全体研修会の開催，話し合い活動の実施，指導者育成研修会への参加，支部活動への支援等を行なっている。また臨時啓発活動として，選挙時における街頭啓発や広報車による呼びかけを行っている。 平成17年度は，19支部102人参加による研修会の実施，衆議院選挙，県知事選挙時における街頭啓発並びに19支部における広報車を使った選挙啓発を実施した。	若年層の投票率向上を図っていく必要がある。	市民	明るく正しい選挙の推進を図るため，有権者の政治意識を向上させ，積極的に政治・選挙に参加するよう促す。また，選挙に際しては投票の方法，選挙違反その他選挙に関して必要なことを周知することとしている。	三次市明るい選挙推進協議会への補助金交付 三次市明るい選挙推進協議会と連携して，各種啓発事業を行う 若年層に対する啓発 政治・選挙関連法規の周知，等	平成17年度は各支部を中心とした話し合い活動の実施を目標としていたが，衆議院選挙が実施されたため各支部と連携した街頭啓発，広報車による選挙時啓発を中心に活動を行なった。	明推協活動日	日	7	6	6	投票率	%	78	80	－	4 三次市明るい選挙推進協議会は，平成17年度も広島県明るい選挙推進協議会と連携して啓発活動を実施しており，目的達成への貢献は大きい。	3 現在の推進員は高年齢者がほとんどで，活動がやや低調であるが，地域のコミュニティー活動とも関連しており，若年層の参加が増えるよう活動を展開していく必要がある。したがって成果の向上余地がある。	4 推進員の活動は基本的にボランティアであり，コスト削減の余地は小さいものの今後ともコスト削減に努める必要がある。	5 公職選挙法第6条で，選挙管理委員会はあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上，投票方法の周知等を行なうことが定められており，その活動を具体的に進めるためには引き続き三次市明るい選挙推進協議会と連携して活動を行なっていく必要がある。	4 選挙は民主主義の根幹であり，特に公明・適正な選挙執行のための啓発活動は社会的ニーズが高い。	4 民主主義の根幹をなす選挙制度，法改正等については継続して広く市民に周知する必要があり，市民ニーズが高い。	24	B	事業拡大	要改善	要改善	三次市明るい選挙推進協議会は選挙管理委員会と連携し，公職選挙法第6条で定められた「あらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努める」活動を行なっており，引き続きその活動を補助していく必要がある。	要改善	効果的手法を検討して，実施する。	14 成果の向上	19年度当初
																研修等実施	回	5	3	4	参加人員	人	92	102	130															
																資料等配布	件	3	3	2	配布部数	部	507	495	500															
316	選挙管理委員会事務局	第6 都市	4市役所改革	（2）現場主義による市民と行政との協働	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	選挙結果調べ作成		三次市選挙管理委員会が実施した選挙結果を，各年度毎に「選挙に関する結果調」として電子データにまとめ，三次市ホームページに掲載する。 内容は，合併後の選挙について，投票率一覧，開票結果，候補者別得票数等について記録する。	市民が理解しやすい形式でホームページに掲載する方法を研究する必要がある。	市民に対して選挙結果を公表	選挙に関する結果を，市民がいつでもホームページによって検索できるように記録する。	各年度毎にその年に実施された選挙結果を電子データにまとめる。 内容は，合併後の選挙について，投票率一覧表，開票結果，候補者別得票数等について記録し，ホームページに掲載する。	平成17年度はホームページへの掲載をしなかったが，平成18年度はこれまでの選挙結果を掲載する。	「選挙に関する結果調」作成	式			1	「選挙に関する結果調」作成	式			1	4 市民がいつでも選挙結果をホームページで検索できるようにすることは，選挙結果を情報公開する上で貢献度が大きい。	4 三次市のホームページを活用することは，有効的な手段であり成果向上の余地は小さい。なお，ホームページへの掲載方法については，市民が理解しやすい形式を研究していく必要がある。	5 小冊子を作成し記録を配布する方法もあるが，電子データとしてホームページへ記録する方が経済的であり，コスト削減の余地がない。	5 選挙管理委員会でなくては作成できない。	4 情報公開が進む中，過去の選挙結果をいつでもホームページで検索できるようにすることは，社会的ニーズが高い。	4 市民がいつでも選挙結果を検索出来ることは，市民ニーズが高い。	26	B	未実施	要改善	要改善	選挙結果を三次市のホームページに掲載し，市民がいつでもその情報を検索できるようにすることは，情報公開の点からも非常に有効な方法であるが，掲載方法については研究の余地がある。	要改善	年代別投票率など，工夫をして実施する。	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
317	選挙管理委員会事務局	第６都市	４市役所改革	（２）現場主義による市民と行政との協働	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	農業委員会委員選挙人名簿登録	1,205	選挙管理委員会は，農業委員会が受理した申請に基づき毎年１月１日現在によりその選挙資格を調査し，３月３１日付けで農業委員会選挙人名簿を確定することとなっている。 農地の耕作者であっても，農業委員会委員選挙人名簿へ登録されていなければ，農業委員会委員の選挙が実施された場合の選挙権が保障されない。 平成18年度（平成17年度末登録）の選挙人名簿登録者数は，4選挙区　９，563人であった。	登録資格の調査方法については，より効率的な方法を模索していく必要がある。	三次市の農業委員会の区域内に住所を有する20歳以上の人で，10アール以上の農地で耕作を営む親族又はその配偶者（選挙人名簿への登録要件として，年間おおむね60日以上耕作に従事していることが定められている）	登録される資格をもった耕作者の申請に基づき，毎年1月1日現在でその資格を調査し選挙人名簿を作成する。名簿に登録されている者でなければ農業委員会委員の選挙権がない。	農業委員会委員選挙の適正な管理・執行を行なうため，申請に基づき，毎年1月1日現在により選挙資格を調査し，3月31日付けで選挙人名簿を確定する。	農業委員会等に関する法律並びに公職選挙法にもとづいて毎年執行する事業である。	選挙人名簿の登録者数	人	11,510	9,563	10,000	選挙人名簿の作成	選挙区	4	4	4	4 「農業委員会等に関する法律」にもとづき，農業委員会と選挙管理委員会が連携して取り組む事業であり，目標達成への貢献度が大きい。	4 選挙管理委員会は，提出された申請書に基づき資格を調査確認のうえ，選挙人名簿を適正に調製・管理することとなっており，成果向上の余地は小さい。	4 農業委員会委員の選挙に関する法律が改正された場合，事務コストの軽減が考えられるが，現状ではコスト削減の余地は小さい。なお，登録資格の調査については，より効率的に実施する方法を模索していく必要がある。	5 「農業委員会等に関する法律」にもとづき，選挙管理委員会が行なうべき事業として義務付けられており，市でなければできない事業である。	3 農地耕作者のみが対象の事業ではあるが，社会的ニーズはある。	3 農地耕作者のみが対象の事業ではあるが，市民ニーズはある。	23	B	未実施	要改善	要改善	「農業委員会等に関する法律」にもとづき，選挙管理委員会が行なうべき事業として義務付けられているが，登録資格の調査については，より効率的に実施する必要がある。	要改善	**作業の効率化を図り，適正に実施する。**	8 事務事業の効率化	１９年度当初
318	総務室	第６都市	４市役所改革	（３）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	義務的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	職員研修	46,829	市民に期待される職員像に向け，各所属の専門研修，職員全体の能力アップ研修，意識改革研修及び民間企業，大学院等の派遣研修を実施している。 平成17年度においては，能力アップ研修として接客接遇研修，政策形成研修の他，情報公開制度の対応研修など職員ニーズに応じたタイムリーな研修を実施した。	単発的な研修参加ではなく，人事制度とリンクさせ，人材育成，職員配置に至るまでの総合的な取り組みが課題となる。	三次市職員	職員の能力開発及び組織の総合力強化・向上	各研修の実施，各所属研修参加にかかる旅費及び負担金支払い事務	行政チェックの結果を踏まえ作成した人材育成基本計画をもとに平成18年度研修計画では研修項目を増やすなど，市民に信頼される職員像をめざすとともに職員ニーズに対応したものを計画した。	研修出張回数	回	219	246	240	研修出張回数	回	219	246	240	3 課題が多く，評価が表れにくいが，職員の意識改革，能力アップという点においては，徐々にではあるが，貢献度は高いと思われる。	2 研修後のフィードバックや内容の評価ができれば，更なる成果の向上が見込める。	2 各部署で専門的なポイント及び人材の活用が効果的に機能すれば，出張旅費や研修負担金のコスト削減は可能である。	3 業者委託して研修プログラムの開発等は可能である。しかしながら，各部署単位の要望に応えるのは困難であり，コスト削減の面から考えると市であるべき事業と考える。	3 公務員の接客接遇，資質向上，業務の専門性を問われる昨今の現状を考えれば，社会的ニーズはあるものと思われる。	4 職員の接客接遇や資質向上は，市民に直接与える影響が大きく，市民ニーズは高いものと思われる。	17	C	未実施	要改善	要改善	長期的なプランニングを必要としており現状実績は表れにくいが，職員研修単独ではなく，人事制度と関連付けて総合的に事業を展開していく必要がある。	事業拡大	**自発的で効果的な研修に取り組みを進める。**	研修事業の拡大	１９年度当初
319	議会事務局	第６都市	４市役所改革	（３）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	議員提出議案調整	354	市，市民，議会はともに協力して，明るい未来を築く政策展開を行う必要がある。 特に自治体の自己決定権が拡大される中で，政策形成能力の充実が求められており，市民の代表である議員による議案提出は今後 益々重要となってくる。 現在はほとんど政策的な議案提出がない状況であるが，これからの調整が必要となってきている。	・提案にむけた議員研修の実施 ・議会全体の合意形成 ・継続的な提案の実施	より市民サイドにたった，政策立案を行う。	議員の政策立案により，市民サイドの政策展開を図る。	他市の提案状況、方法等の研究とともに，議員の資質の向上を図り， 18年途中から議案提出を実施する。	会派単位で議案提出の検討を行ってきた。	議員研修、関連視察	回		1	4	提出議案予定件数				3	3 地方行政における議会の役割として，今後益々その重要性は高まってくる。	4 今後の実施方法次第では，民意を市政に取り入れる有効な手段であり，議会の活性化の柱となるものである。	4 議案調整においてはコストはかかっていないが，今後やり方によってはかかる可能性が高い。	5 議会でなければ出ない事項であり，事務局において調整し，活動の活発化を図る。	4 全国的に，議会改革の中でその取組がなされているところであり，今後益々高まってくることが予想される。	4 民意を政策に取り入れる方法として，そのニーズは今後益々高まってくることが予想される。	24	B	未実施	要改善	要改善	要改善としているが，社会的動向によっては拡大が必要と考えられる。これからの具体的取り組みとなる。	要改善	**他市の提案状況や方法等を研究して調整を行う。**	10 内容の改善	１９年度当初
320	議会事務局	第６都市	４市役所改革	（３）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	諸調査・資料収集	936	地方自治法においても，「議員の調査研究に資するため，図書室を附置し・・中略・・広報及び刊行物を保管しておかなければならない。」と規程されており，又，地方分権の進展による自己決定権と自己責任の拡大や，急激な流れに議員として対応する知識を得るため，諸調査や関係資料収集等は益々重要となっている。	・予算の確保 ・情報収集力の強化 ・タイムリーな情報の収集方法	議員活動の支援及び議会事務局職員の研修のため。	議員及び事務局職員の資質を向上させ，市政発展へとつなげる。	各刊行物等を図書室に配備し，議員，市民がいつでも利用できるようにする。 市政を積極的にリードする議会づくりを行う。	前年Bランクで　現状維持との結果であったが，予算がともなうものであり，範囲内で最大の努力をしているところであるが，進展していないのが現状である。	諸調査	回	8	8	9	蔵書	冊	680	690	700	4 議員の資質向上に向けての資料収集は極めて重要であり，先例として議会に取り入れる資料となる。	3 収集手法の検討や、全国市議会あるいは県市議会等との連携等による，迅速な資料収集等に努める。	4 これ以上のコスト削減はほとんど考えられない。	5 市(議会事務局)以外に実施はし難い。	4 議員活動に関するものであり，社会的ニーズは高い	4 民意を市政に反映させる議会としては，市民ニーズは高いと言える。	24	B	未実施	現状維持	要改善	政務調査の基本となる資料収集等は当然継続又は拡大すべきであるが，その方法等については改善の余地がある。	要改善	**資料収集の精度を高めるとともに情報収集力を強化する。**	14 成果の向上	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
321	政策担当	第6 都市	4市役所改革	（3）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	ISO9001認証プロジェクト	2,228	「市民がお客様」「市民が主役」の市役所づくりを進めるため当市にとって，顧客満足度を高めるための管理の仕組みであるISO9001導入は非常に有効なツールである。このため，市役所改革の一環として取り組んでいる組織のフラット化やグループ制導入と同様にISO9001の認証取得を目指す。	①行政の現状と課題，スケジュールの整理 ②認証取得室の確定 ③品質方針の決定 ④取得効果の検証	職員	職員誰もが確実に分かりやすく迅速な事務対応することにより，市民へ平等のサービスを提供し，市民の満足度を高めるため，行財政改革の一環としてISO9001の認証取得を目指す。	仕事を計画通りに達成するための道具として各職務のマニュアル化し，誰がやっても同じ手順で同じものを作れるようにする。	平成17年度の先進地視察での研究を基に，平成18年度は市にふさわしい具体的な認証取得のスケジュール化と平成19年度取得に向けた準備を行う。	職員研修回数	回			10	事務事業のマニュアル作成率	%			100	4	達成により市民に対する顧客満足度がアップする。	2 研修や実施結果による方法等の見直しにより成果向上の余地がある。	2 事務事業のマニュアル化により無駄な動きや手間が省け，人件費削減に寄与することが考えられる。	5 市役所へ来訪される市民対象の職員業務のマニュアル化であり，市でなければできない。	5 行財政改革の一環として実施するものであり，市民サービスの向上に大きく貢献するものと考えられる。	5 行財政改革の一環として実施するものであり，市民サービスの向上に大きく貢献するものと考えられる。	23	B	未実施	未実施	事業拡大	平成19年度具体的実施に向けて取り組む事業であり，市民サービス向上にとって必要な事業である。	事業拡大	**平成19年度のISO9001認証取得に向けて，具体的な認証取得のスケジュール化等の準備を早急に行う。**	事業の迅速化	18年度中
322	政策担当	第6 都市	4市役所改革	（3）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	マネージメントチーム会議	2,127	マネージメントチームは中長期的視点に立った政策主導型市政の実現に向け，部長等の直轄部署に位置づけられている。縦軸と横軸をうまくつないで動けば，組織が機能的に働くこととなるので，幅広い見識と情報収集能力をもって各部の中心的役割を担っていくよう取り組むための意思統一の場としてマネージメントチーム会議を設定する。	①平成18年度は政策担当が部を越えての連絡調整機能のシステム化や強化，年間スケジュール調査・共有化を図る。 ②マネージメントチームの評価を検討。	マネージメントチーム員	基本的に部ごとに設置されているマネージメントチームの意思統一を図ることにより，各部局間の横の連携調整体制をとり，全庁的に事業を進めるためマネージメントチーム会議を開催。政策議論や情報交換，研修が主な内容。	各部の抱えている課題を提供，議論し，政策形成の一助とする。	各部からの報告や情報伝達が会議の主な内容となったため，本来のマネージメントチームが果たすべき役割を十分に果たせなかった。改善点としては，研修会を実施するとともに各部MT提案による政策議論を進める。	会議の開催	回	14	21	10	会議開催による部局連携強化	%	50	50	70	3 ・研修会等の回数が少ないため，十分な意識改革になっていない部分がある。 ・ファシリティマネジメントや議会答弁書，調査書類の作成等は十分な対応を行っている。	3 マネージメントチーム員の部での位置づけを明確にし，部長や室長等との連携により，マネージメントチームが問題意識をもって動くことが必要である。	5 現状では事業費を必要としていない。	5 庁内組織の調整及び連携強化のための組織であり，市でないと出来ない業務である。	3 会議開催による各部局関連携により，市が組織として強化されることになり，市民サービスの向上が期待できる。その結果として社会的ニーズに応えることができる。	3 会議開催による各部局関連携により，市が組織として強化されることになり，市民サービスの向上が期待できる。その結果として市民ニーズに応えることができる。	22	B	未実施	要改善	要改善	マネージメントチーム会議は，行政組織の横の連携と組織の活性化をスムーズに行うために必要なものであり，現状では各部からの情報発信が少なく事務連絡等が主な内容となっている。そのため，本来の目的が達成されるよう改善の必要性がある。	要改善	**連絡調整機能のシステム化や強化及び年間スケジュール調整と共有化を図る。また，部局内の予算と事務事業の関係についても把握しておく必要があり，会議の進め方等について更に工夫することが大切である。**	8 事務事業の効率化	18年度中
323	企画調整担当	第6 都市	4市役所改革	（3）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	行政組織の見直し業務	2,127	市民サービスの向上，仕事のスピード化，行政運営の効率化をめざして組織・機構を見直し，収入役の廃止，副市長2人制の導入，子育て支援局，水道局の再編を行い，スリムでフットワークのよい組織づくりを行った。	市民が主役のまちづくりを進めていくため，市民の期待に応える感性を持ち，スリムでフットワークの良い組織をつくるため，絶えず状況把握を行い，市民ニーズ，民間委託の推進，権限移譲による事務量の増減に対応していく。	市役所	担当部署等，市民に分かりやすい組織，迅速性のある組織づくりをめざす	・現状の分析・把握 ・職員等の意見集約 ・条例や規則等の改正	組織・機構（案）を各部署に示して，職員からの意見を求めた。	所管部署等の変更・新設・廃止	回	7	3	17	所管部署等の変更・新設・廃止	回	7	3	17	4 合併から2年を経過した組織・機構について全般的に見直し，他市に先駆けて収入役の廃止，副市長2人制の導入，子育て支援局・水道局を単独の部署として設置し，政策決定のスピード化を図り，市民サービスの向上に取り組んだ。	3 権限移譲，徹底した民間委託の推進などの状況に対応できるよう，状況把握を絶えず行う必要がある。また，組織のフラット化を生かした職員配置を行うなど，最小の経費で最大の効果が生じる組織体制の構築をめざす。	3 経費は，人件費であり，コスト削減の余地は少ない。	5 多様な市民の期待に応える，スリムでフットワークの良い組織をつくることは市が行うべきである。	3 市民ニーズ向上のため，迅速で効率的なサービスを提供できる組織づくりに対する要望は高い。	3 権限移譲の推進などにより市役所のワンストップサービスが向上していくこと対しては，市民ニーズが高い。また，休日の窓口開設にも潜在的な要望は高いと考えられる。	21	C	未実施	要改善	要改善	市民ニーズや権限移譲・民間委託等による業務量の変化に迅速に対応できる組織・機構を常に追求する必要がある。	要改善	**常に見直しが必要，現場の改善提案も積極的に行う。**	5 組織・機構の見直し	18年度中
324	総務室	第6 都市	4市役所改革	（3）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	セクハラ防止	70	組織としても行政としてもセクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組むための効果的な研修を行なうとともに，苦情・相談窓口の設置。	現状把握と具体的な対応策の模索	三次市職員	セクハラ防止体制の確立	職員研修並びに苦情・相談窓口の設置	規則に準じた相談窓口は設置しているが，前年度の取り組みの反省を踏まえ，更なる職員周知を行なう。また，管理職対象の職員研修を計画している。	研修会・相談窓口設置回数	回			4	相談者数	回				3 課題は多いが，事業を続けていくことによる継続的な効果は十分期待できる。	1 アンケート調査実施による状況把握や専門家の意見を取り入れることにより，一層の効果が期待できる。	4 今後に向けて，更なる強化・充実を図る必要があるため，コスト削減の余地はない。	5 市の職場を対象とした事業である。	3 男女機会均等法に定められるように，社会的関心は高く，社会的ニーズも高いと思われる。	1 市の職場を対象とした事業である。	17	C	未実施	要改善	要改善	セクハラ防止に関する事業は，社会的に大きな問題であり，男女雇用機会均等法の定められるように，継続して実施する必要がある。今後は，セクハラ防止に関する研修，相談窓口の設置だけでなく職場で取り組めるようセクハラ防止のマニュアルを作成するなど，より効果的な防止体制を早急に確立する必要がある。	要改善	**セクハラについて研修を行うとともに，効果的な防止体制を確立する。**	6 職員の意識改革	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
325	総務室	第６都市	４市役所改革	（３）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	メンタルヘルス	241	メンタルヘルスの正しい知識と理解の普及に努め，心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図ることとを目的とし，長期休職者の職場復帰に向けたサポートを行なっている。 平成17年度においては，三次市職員を対象に心の健康管理のため，月に1回臨床心理士による相談事業を実施するとともに，必要な部署に対しては外部講師による職員研修を実施した。また，担当医の許可を取り，1週間から1ヶ月の職場復帰訓練を実施した。	職場のメンタルヘルスに関する理解が不十分なことが，相談事業利用者が少ない原因の一つになっている。 今後は，メンタルヘルスに関する理解を深める研修を充実させるとともに，うつ病や過労の早期発見，病気休暇復帰後のサポート体制の充実が課題となる。	三次市職員	職員の心の健康管理及び長期休職者の減少並びに職場復帰者のサポート	臨床心理士による相談事業及び外部講師による職員研修並びに職場復帰訓練	平成16年度の取り組みの反省を踏まえ，必要な部署に外部講師による職員研修を実施した。また，職場復帰後，再度長期休暇に入るケースが見られることから，1週間から1ヶ月の職場復帰訓練を行なった。	相談事業回数・研修回数	回	8	10	22	相談回数	回				3	長期休職者の50パーセントが，精神及び行動の障害によるものである。課題は多いが，相談事業等を続けていくことによる継続的な効果は十分期待できる。	3	職場と障害を持つ職員との相互理解を深める研修や病気の早期発見，復帰者のサポート体制を充実させれば，より一層の効果が期待できる。	4	費用対効果による判断は困難であるが，今後充実させていく必要があるので，コスト削減の余地は少ないと考えられる。	5	市の職員を対象とした事業である。	4	社会的な問題であるので，本市の事業が社会の指標の一つとなると考えれば，社会的ニーズは高い。	1	市の職員を対象とした事業である。	20	C	未実施	要改善	要改善	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及に努め，心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図るとともに，職場復帰者に向けたサポート体制について効果のある実施方法に見直す必要がある。	要改善	**正しい知識と理解，対応などについて研修を進める。**	6　職員の意識改革	１９年度当初
326	三和支所　総合調整グループ	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	印鑑登録および証明事務	70	窓口業務 ： 印鑑の登録及び証明書の発行	・合併前登録証を新市登録証へ交換することの周知徹底 ・登録証明書の発行事務の広域化(自動交付機設置)の検討 ・登録、証明書交付等の申請様式の検討	市民（１５歳未満及び青年被後見人を除く）	印鑑の登録・証明書の交付	住民申請による印鑑登録・証明書の交付。	平成１７年度２次総合評価＝現状維持 今後の方向性＝正確･迅速を基本に、わかりやすく丁重な応対で事務を進める。 平成１８年度その対応＝現状維持	証明書発行枚数	枚	1,617	1,540	1,627	証明書発行枚数	枚	1,617	1,540	1,627	5	市民からの申請により、印鑑の登録・証明書を交付している。	5	市民からの申請により、印鑑の登録・証明書を交付している。	4	支所における事業費の支出はなく、コスト削減の余地は極めて小さい。	5	登録については、市の窓口が妥当。 交付については、自動交付機の設置により窓口の広域化が可能。	5	印鑑登録証明の添付の必要のある申請制度があるため。	5	印鑑登録証明の添付の必要のある申請制度があるため。	29	A	未実施	現状維持	要改善	交付申請書記入の簡素化を進める。 印鑑登録時,本人確認の徹底。	要改善	**正確・迅速・親切を基本として事務を進める。**	8　事務事業の効率化	１９年度当初
327	甲奴支所　総合調整グループ	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	窓口証明書発行業務	3,545	印鑑の登録及び証明書の発行，戸籍の届出，戸籍の謄本･抄本の交付，住民票交付，火葬許可，母子手帳交付，国民年金関係の申請受付，障害者手帳交付など	旧町の印鑑登録証を，新市の登録証への交換が済んでいない方への周知。 本人確認の徹底。	戸籍届者及び戸籍謄本・抄本等請求者，その他証明請求者	住民サービスの向上のために親切･丁寧な対応で迅速･正確な事務処理を行う。	住民申請による各種証明書の交付。	現状維持 ローカウンター記載用机を増設し，窓口事務を円滑にした。	証明書発行枚数	枚	4,357	4,587	4,168	証明書発行枚数	枚	4,357	4,587	4,168	5	市民からの申請により、各種証明書を交付している。	4	市民からの申請により各種証明書を交付している。	3	印鑑証明の代理申請の場合など，一枚の申請書で数件申請できれば用紙代，市民の方の負担も軽減できる。 支所における事業費の支出なし。	3	個人情報保護条例と密接に関連している	3	各種証明の添付の必要のある申請制度があるため。	4	各種証明の添付の必要のある申請制度があるため。	22	B	未実施	現状維持	要改善	窓口業務では，迅速･正確な事務処理が求められる。研修･自己啓発等により，より一層事務処理に精通することが重要である。	要改善	**正確・迅速・親切を基本として事務を進める。**	8　事務事業の効率化	１９年度当初
328	財政室	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	財政状況の公表	141	歳入歳出予算の執行状況並びに財産，地方債及び一時借入金の現在高，その他財政に関する事項を公表するよう定められており，毎年度，前年度決算と当該年度上半期の状況を11月末日までに，当該年度下半期の状況を翌年度5月末日までに公表している。	平成17年度についても，掲示板への掲示以外の公表ができていないため，今後，わかりやすい資料で，ホームページでの公表を行う。	全市民	予算の施行状況等をわかりやすく住民に知らせる。	予算執行状況などを精査し，決裁を受けた上で掲示板に掲示する。	掲示板への掲示以外の公表について対応できなかった。	財政状況の公表		2	2	2	掲示板に告示し，内容について閲覧希望があれば閲覧		閲覧希望は無	閲覧希望は無		3	自治法，条例に基づく業務であるが，掲示板に告示するだけでは，住民に広く公表したことにならない。	3	現在の公表は，法定の内容を掲示板で公表しているのみであり，わかりやすい内容をホームページで行うなど，改善点がある。	5	コストは人件費のみであり，ほぼ必要最低限の事務量である。	5	市の内部事務であり，市以外での実施は不可能である。	5	財政状況への社会的関心は高く，ニーズは高い。	5	財政状況への関心は高く，市民ニーズは高い。	26	B	未実施	要改善	要改善	機械的に掲示板に掲示するのみではなく，わかりやすい資料を用いて，ホームページなどに公表すべきと考える。	要改善	**本年10月の広報みよしで「財政状況」をお知らせしているが，今後も，より市民に分かりやすい内容で財政状況を公表する。**	10　内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，1～5の5段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
329	企画調整担当	第6　都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	***行財政改革の推進***	2,836	50年，100年後の未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぎ，限られた資源を有効に使い，創意と工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため，自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を目指した行財政基盤の整備・強化に取り組む。 市役所全体が計画的に行財政改革に取り組むため，平成17年度に三次市行財政改革大綱及び三次市行財政改革推進計画を策定した。	行財政改革大綱，行財政改革推進計画及び各種個別計画は平成17年度末に策定したが，今後各取組項目の計画的実施に向け全庁で取り組む必要がある。 また，現在の推進計画は平成17年度から平成19年度までの3年間を計画期間とするものであり，後期計画策定に向け，課題と新たな取組を常に把握する必要がある。	(2)(1)　市民役所	限られた資源を有効に活用し，市民が誇りに思えるまちづくりを行う。 最少の経費で最大の効果（市民サービスの向上）を上げるため。	・行財政改革大綱及び行財政改革推進計画の策定及び具体化に向けた事業の推進	(1)　行財政改革を計画的に実施するため，大綱及び推進計画を策定した。 (2)　市民に改革の効果がより理解されるよう，改革により生じる効果額を可能な限り算定し公表した。	実施した取組項目数	項目		26	53	行財政改革による削減効果額	千円		△51,283	△553,715	4	地方分権時代に対応した自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営をめざすためには，行財政基盤の整備・強化が不可欠であり，改革の基本指針・実行計画としての行財政改革大綱と行財政改革推進計画の役割は大きい。	3	行財政改革推進計画は，改革により生じる効果を可能な限り数値化したものであるが，改革の効果が何に生かされたのかという部分を市民に対しわかりやすく説明する必要がある。	4	行財政改革の推進事務は，事務を全て内部で行っており，人件費以外はコストの削減余地が小さい。	4	行財政改革は主として市役所内部で改革を行うものであるが，協働のまちづくりの実現には市民と役割分担を行う必要がある。	5	自主・自立した自治体運営を行うためには，効率的・効果的な組織体制と施策の実施，財政基盤の強化が必要であり，改革の必要性は高い。	4	情報公開，市民サービスの向上，職員の削減・意識改革，財政健全化等の改善・改革を求める市民ニーズは極めて高い。	24	B	未実施	事業拡大	要改善	限られた資源を有効に活用し，未来の三次市民に誇りの持てる地域を引き継ぐためには不断の取組が必要である。市民サービスの向上，効果的・効率的な行政運営が図れるよう行財政改革推進計画の計画的実施に取り組む必要がある。	事業拡大	**民間委託などについて，新たな発想と研究で計画を拡大するとともに，積極的に計画を実施する。**	徹底した改革の断行	18年度中
330	企画調整担当	第6　都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***行政評価システム***	8,750	行政評価とは，本市の政策推進のため，市役所の仕事の一つひとつについて，仕事の有効性や必要性等の視点から点検・評価する取り組みである。評価結果を実施計画及び予算編成に反映するとともに，業務改善や職員の意識改革に活用し，ホームページや広報みよし等で公開することにより，わかりやすく透明性の高い市役所を目指す。評価は，担当職員等による1次評価，庁内評価会議による2次評価，そして公募市民や外部有識者等で構成する行政チェック市民会議による外部評価3段階での評価を行う。 平成17年度は，主要事業を中心に381件の事務事業の評価を実施した。	行政評価の効果を明らかにし，制度の必要性を職員に認知させることが必要である。また，事務局・評価者双方の事務量が大きいため，事務の効率化を検討する必要がある。	事務事業	市の業務を評価することにより，業務の改善・向上を実現する。	市の業務について，チェックシートの記入により評価を行う。	平成16年度の取り組みの反省を踏まえ，評価対象事業を拡大したほか，①職員研修の強化，②市民評価の導入，③職員相互評価の実施，④ヒアリングの実施，⑤施策評価の実施，以上5点の制度改正を行った。	評価対象事業数	件	181	381	403	縮小した事業件数	件	10	6	10	3	平成17年度は前年度の反省点を改善し，事務事業数の拡大，事前評価の実施，窓口アンケートの実施等に取り組み，その結果を実施計画，予算編成に反映した。しかし，まだまだ課題も多く，目的を達成するためには市民評価の拡充を図るなど，行政評価システムを更に進化させる必要がある。	2	現行制度はまだ課題も多く，十分な成果は得られていない。したがって，成果向上の余地は大きい。また，常日頃から，職員一人ひとりが目的・意識をもって事業の計画策定・推進・評価という視点で日常業務を行うことが大事である。評価は自らが行うものであり，やらされている感覚に陥ってはいけない。	2	直接的な経費負担は大きくないが，人件費部分の負担が大きく，事務の効率化・簡素化を考える必要がある。	4	市が自らの仕事を評価し，そして市民に評価していただく制度であるが，第3者機関などの外部評価も考えられる。	5	地方自治体における行政評価の導入状況は，全国784市区のうち，392団体，50.0%（平成18年1月1日末現在）が導入済みであり，今後も導入団体は増加傾向にある。	3	市民の関心はまだ低いが，行政の仕事をチェックすることへの潜在的なニーズはあると思われる。	19	C	未実施	要改善	要改善	行財政改革や行政の透明性向上等の観点から，本制度は今後ますます拡大する必要がある。しかしながら，制度自体が発展途上にあるため，早期の制度確立が必要である。	事業拡大	**外部評価を含め，効果的なシステムの確立を早急に行う。**	システムの確立	19年度当初
																					廃止した事業件数	件	2	19	20													
																					拡大した事業件数	件	22	28	30													
331	企画調整担当	第6　都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	***実施計画（アクションプログラム）策定業務***	2,127	新市まちづくり計画（合併市町村建設計画）を基本に，本市の主要施策を計画的，効率的に実現するため，向こう3年間(平成18～20年度)に実施する主要事業を調整し，適切な進行管理を行うことを目的に策定し，毎年ローリング方式により見直しを行っている。 本来は，地方自治法第2条第4項の規定による市の基本構想に基づいて策定するべきものであるため，平成18年度からは，平成17年度末に策定した総合計画「みよし百年物語」を基本に，新市まちづくり計画等との調整を図りながら策定する。	平成17年度は，行政評価の結果を反映した計画策定を行い，策定後にホームページへ掲載して市民へ公開したところであるが，平成18年度は，平成17年度末に策定した総合計画「みよし百年物語」の実現に向けた事務事業を調整し，行政評価の結果を反映した計画策定を進めるとともに，市民にわかりやすく，伝わりやすい計画づくりが必要である。	次年度以降3年間で実施する事業	主要施策(事業)を計画的，効率的に推進するため。	各部局の要望調書によりヒアリング等を行い，新市まちづくり計画，財政計画及び財政推計との調整を図りながら，3年間の実施計画を策定する。また，平成18年度からは，平成17年度末に策定した総合計画「みよし百年物語」を基本に策定する。	「市民への情報開示と事業成果の検証方法を確立していく」との評価結果を受け，行政評価の結果を計画に反映させるほか，策定後にホームページで公開した。	計画事業数	件	255	277	270	計画の策定	―	策定	策定	策定	4	予算編成までに行政評価の結果等も反映させながら主要事業の調整が図られた。	3	施策の優先度やその施策に有効な事業の構成などの調整は，行政評価の取り組みの充実とともに，行政評価との連携を強化することにより，向上の余地があるものと考える。	4	本計画策定業務の経費は人件費のみであり，コスト削減余地は小さいと考える。	4	市政運営の根幹に関わる業務であり，本計画の策定は市で責任をもって行うべき業務である。	4	本計画は長期計画(総合計画，新市まちづくり計画)を実現するための中期計画であり，計画的，効率的な施策の推進は社会的にも求められているところである。	3	本計画は長期計画(総合計画，まちづくり計画)を実現するための中期計画であり，計画的，効率的な施策の推進は市民にも求められているところである。	22	B	未実施	要改善	要改善	実施計画策定の成果（効果）の検証方法を検討する必要があるが，本計画は予算編成までの事業調整に不可欠であり，今後も計画の策定は必要である。また，行政評価の取り組みの充実と行政評価との連携を強化するとともに，市民にわかりやすく，伝わりやすい計画づくりを行うなど，改善の必要性があるものと考える。	要改善	**各事業について行政評価による検証を行うとともに，市民にわかりやすく開示する。**	2　徹底した情報公開	18年度中
332	企画調整担当	第6　都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***主要施策の成果に関する説明書作成業務***	812	地方自治法第233条第5項の規定に基づき，各年度の決算に合わせて，当該年度の主要な施策の成果を説明する資料として，決算を審査する市議会に決算書と合わせて提出するため，また市が取り組んだ主要な施策の成果を市民に分かりやすく示すために，「主要な施策の成果に関する説明書」を作成する。	これまでの説明書は事務事業の実施結果が中心となっており，「施策」としての成果がわかりにくいものであった。したがって，平成18年度作成する説明書は，結果重視から成果重視への転換を図り，「行政評価システム（The行政チェック）」及び「実施計画（アクションプログラム）」との連携を進めることにより，政策的かつ効率的な行政運営の実現をめざすとともに，市が取り組んだ「施策の成果」が市民に対してもわかりやすい説明書となるよう努めるものとする。	市議会及び市民	市議会における決算審査のための資料とするため，また市が取り組んだ主要な施策（主要事業）の成果を市民に分かりやすく示すため。	当該年度に実施した主要な施策の成果を説明書として取りまとめる。	「市民にわかりやすい方法で公開する」との評価結果を受けたものの，平成17年度の評価結果が示された時点では既に作成済みであったため，対応できなかった。	作成部数	冊	200	180	200	活用部数	冊	180	180	200	4	決算審査の資料として活用されており，また本説明書以外に市の主要な施策の成果を取りまとめた資料は無い。	3	これまでは，市議会への提出のみで，内容も施策としての成果がわかりにくいものであったが，平成18年度作成分からは，市民に対してもわかりやすい説明書となるよう努めるとともに，作成後にホームページへ掲載するなどの改善を図っていくものとする。	4	市民にわかりやすい説明書にするためには，写真・図表等の掲載も必要であり，また効率的な作成作業を進めるために印刷・製本業務の業者発注が必要であることから一定程度の経費が必要である。	3	市が取り組んだ主要な施策の成果を取りまとめるものであり，市議会への提出も必要であることから，市が責任をもって作成するべきである。	3	市が取り組んだ主要な施策の成果をわかりやすく示すことは，社会的にも求められているところである。平成18年度作成分からはホームページ等で積極的な情報公開を行うものとする。	3	市が取り組んだ主要な施策の成果をわかりやすく示すことは，市民にも求められているところである。平成18年度作成分からはホームページ等で積極的な情報公開を行うものとする。	20	C	未実施	要改善	要改善	市が取り組んだ施策の成果が，市議会をはじめ，市民にわかりやすい説明書となるように引き続き努めるとともに，ホームページ等での積極的な情報公開を進める必要がある。	要改善	**施策の取り組み結果について市民に分かりやすく開示する。**	2　徹底した情報公開	18年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
333	総務室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	文書管理	8,669	平成17年度は，業者選定に向けて，各業者の文書管理システムの研究を行った。書庫整理作業等は，進まない部署があり，18年度は整理方法等の改善を図る必要がある。 平成19年度から文書管理システムの稼動予定であるが，平成18年度は，システム導入前の基盤整備として，書庫整理を徹底する。また，未整備である文書管理マニュアル，ファイル基準表，文書分類番号表等を作成する。 システムの導入により，文書を収受し，起案・保管・保存・廃棄するといった，文書のライフサイクルの管理にとどまらず，電子化されて蓄積された情報を有効に活用することで，文書事務に伴う様々なコストの削減と行政事務の質を向上させ，市民サービスの向上を図る。	業者決定後，様々な検証を行い，本市に適したシステムの構築を行う。 書庫内に保存している必要の無くなった文書を廃棄し，保存の必要な文書については，洗い出し，保存箱に詰めるなどの作業を行なう。また，これらの保有文書を一覧表で確認でき，保存場所が直ぐに判明するように徹底した書庫整理作業等を行なう。	本市が保有する行政文書	行政文書を適正に管理すること。また，既存文書を有効に活用し，事務の効率化を図る。	保有している行政文書を適正に保存・保管・廃棄できるように文書管理マニュアル，文書分類番号表，ファイル基準表を作成する。また，文書管理システムを導入し，文書のライフサイクルを電子管理し，電子決裁等を可能とする。	三次市の文書管理のあり方を検討するため，他市への視察等を行い，文書整理の方法やシステムの研究を行った。また，文書管理・電子決裁につては，情報化グランドデザインに，平成19年度導入が明記された。	視察・研修・協議会	回	4	11	5	文書・書庫整理割合	%	10	30	80	2 各業者の文書管理システムの研究を行った。また，一部の書庫整理作業を終え，各書庫の状況把握を行った。	1 平成18年度は，様々な検証を行い，本市に適したシステムの構築と文書管理マニュアルの作成等を行う。また，書庫成整理作業を徹底するなど向上の余地が大である。	3 平成18年度はシステムの導入年度であり，高額な予算が必要となる。また，書庫整理作業等，職員人件費が必要である。しかし，適正な業者選定，又効率的な書庫整理を行うことで，コストは削減できる。	3 行政文書は，市民の財産でもあり，適正な管理のもと，責任を持ち，保有する必要がある。しかし，今後は，古文書や歴史的価値のあるものについては，守秘義務等の課題を整理し，市民団体に整理を委託することなども視野に入れて考える事も必要である。	3 現社会情勢において，情報公開請求をはじめ市の透明性等に対する社会的ニーズがあり，適切な文書管理が求められる。	3 情報公開を求められることはあるが，請求は一部の市民であり，現状からみて市民ニーズが高いとは言えない。	15	D	未実施	要改善	要改善	17年度は，各業者の文書管理システムについて提案等を受け，本市の文書管理について検証した。また一部の部署で書庫整理を行ったが，これから，システムの構築や文書管理マニュアルの作成，また書庫整理等を拡充していかなければならない。	要改善	システム構築とマニュアル作成等による，適切な文書管理体制を早急に整備する。	8 事務事業の効率化	19年度当初
334	総務室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	給与支払事務	20,245	平成14年度末から人事給与システムを導入し，これによって給料，各手当，共済等の社会保険料，共済負担金，税等の控除らを管理，計算し全職員の給与を支給している。合併に伴い，医療職の職員が新たに加わったことや大幅に職員数が増加したこともあり，新たな制度やこれまでに無かったような事例への対応に苦慮することもある。 事務の効率化にはシステムの利便性の向上が必要な状況ではあるが，システムだけに頼るのでは正確性の確保等に不安があるので，補助で独自に作成したエクセル表を使うなどして，さらに迅速，正確を目指して事務の効率化を行っている。	給与支給は自治体における義務的な業務であるが，その中でどのような手法をとれば余分な作業と経費を削減できるかを考えていかなければならない。また，個人情報を多く有する業務なので，その情報を保護をすることの意識も継続していかなければならない。	一般職員，特別職員，嘱託員に対する給与の支払	迅速，かつ正確に事務を遂行する。	システムによる計算等に頼りがちであったため，支給後の確認で誤りを発見し調整することがあったが，システムとは別の確認表を作成して支給額を相互に確認し，整合性をあげていく。	17年度の結果は，「民間委託を検討する。」現在給与事務は，毎月の支払事務に関連して，新たな給与の構造改革へのシステム対応や時間外手当・年末調整業務など，各部署への指導を含めた対応を1名で行っている。このため，委託可能な業務内容について研究中である。	給与（賞与）支給のべ人数	人	17,384	18,708	17,996	給与（賞与）支給のべ人数	人	17,384	18,708	17,996	3 理論数値により支給額を確認する表を作成してチェック体制を整え，ほぼ正確に支給することができた。	3 正確性の維持はできたが，さらにチェック方法や入力方法などを工夫し迅速化をはかる。	3 報告書，支給明細書などのペーパーレス化をはかれる。	3 対象が職員なので市の義務的業務ではあるが，コストをみながら委託できる部分を検討する。	1 義務的事務のため行政上社会的ニーズはない。	1 職員対象のため行政上市民ニーズはない。	14	D	未実施	要改善	要改善	給与支給事務は義務的事務であり，存続・廃止を考えるものではない。コスト面では，他市との比較や契約内容の見直しが必要と思われる。	事業縮小	民間委託を含め，効率的な事務処理方法を確立する。	民間委託等の推進	19年度中
335	総務室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務（対外的な業務）	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	指定統計調査事務	40,931	統計法により，総務大臣が指定し公示した統計調査（以下「指定統計」という。）を実施するため，主に国⇒広島県⇒市区町⇒指導員・調査員⇒調査客体（例えば個人・事業所など）の流れで，調査票の配布・収集，審査・集計を行う。 市は，様々な指定統計に際して，指導員及び調査員（以下「調査員等」という。）の推薦，調査用品の準備，個別又は説明会による調査員等の指導，調査票の審査，整理，集計，提出などを行う。	マンションなどのオートロック化が進み，訪問活動が困難になってきていたり，多様化する犯罪に対する警戒意識やプライバシー意識の高揚と個人情報保護法解釈に対する錯誤により，統計調査の実施においては近年急激な環境悪化が起こっている。 今後も国による指定統計制度の抜本的な見直しと，先に述べた調査活動の環境悪化改善への検討を見守りながら，市としては統計調査が行われる際の市民への周知と調査員等への打合せ会や年間を通じた登録調査員への情報提供等により，調査員等の接遇を含めた能力向上に力を注ぐ必要がある。	調査員等，調査客体（個人・事業所など）。	正確で円滑な統計調査活動を実施することと，調査員等の調査活動に際しての安全確保や事故防止を目的とする。	調査員等に対する事務説明を個別又は調査員等事務打合せ会を開催して行う。これにより，調査活動とその事務の徹底を図る。また，安全面についても説明し，注意をしてもらう。 調査客体に対する広報などによる統計調査の周知をする。	調査員等に対する登録調査員制度を実質的に運用を開始するべく，前回から比較的最近に指定統計調査に従事していただいたことのある人に調査を行い，登録希望の有無を返答をもらった。これにより，調査があるときだけでなく，普段から，調査員となりえる方に統計制度の啓発を図れる環境ができた。	調査員等事務打合せ会開催	回	16	18	4	調査員等就任人数（延べ人数）	人	519	560	73	4 平成17年度は国勢調査という最も大規模な全数調査が行われ，550人の調査員等が携わったが，事務執行スケジュールが厳しい中でも，地区を分けるなどし，調査に必要な打合せ会を開くことができた。安全面でも，調査員等にけが人もなく，調査を終了することができた。	3 国勢調査が行われたことにより，例年に無く一度に多くの調査員などを必要としたが，必要な調査員などの確保ができた。 しかし，三次市に限らず全国的に調査員不足・調査員の高齢化が課題となっており，取組が必要である。	4 指定統計では，正規職員の人件費以外は，交付金が財源となる。一般財源の充当はほとんどない。 職員の人件費については，県内他市と比較しても，1名という最小限の正規職員で事務は執行している。	5 法令により，現在市が関与することが義務付けられている。 しかし，統計調査の民間委託については，その可能性などについて国で現在も検討中である。	5 国や地方公共団体のあらゆる分野の行政計画立案・事業執行において，統計調査結果の利用は，法令で定められている場合はもちろん，その他の場合においても欠かすことはできない。	4 公的な機関だけでなく，民間企業や個人の研究等においても，統計による分析結果の活用は前提条件となっていると言っても過言ではない。	25	B	未実施	現状維持	要改善	統計調査事務の執行にあたっては，ある程度円滑にできていると考える。調査制度そのものは法定受託事務なので，手を加える訳にはいかないが，調査員の確保とその資質の向上については，今後取り組む余地があると考える。	要改善	法令に従い効率的な調査を実施する。	8 事務事業の効率化	19年度当初
336	総務室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	制服管理業務	1,166	職員に職務遂行上必要な被服を貸与する。 在庫の管理を行う。	職場のニーズに応じた被服貸与の実施が必要である。	三次市職員	被服を貸与し，組織の一体化を図る。また，職務を遂行しやすい環境を作る。	職員に被服を貸与する。 在庫の管理を行う。	被服の保管場所を近くに変更し，被服をすばやく貸与できるようにした。	冬季事務服貸与件数	人	800	38	20						3 貸与することができた。	3 必要とする職員に必要な種類の被服を貸与できるよう改善していかなければならない。	2 被服貸与制度自体の見直し等コスト改善の余地がある。	5 内部管理事務であるため市が直接実施しなければならない。	1 職員対象のため，社会的ニーズは低い。	2 市民にとって職員であることが容易に判断できるが，ニーズが高いかどうかは不明。	16	D	未実施	要改善	要改善	制服が必要なのか，全職員に貸与する必要があるのか等，必要性や妥当性について見直す必要がある。	事業縮小	制服の必要性や自己負担について検討を行う。	受益と負担の適正化	19年度中

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
337	総務室	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***臨時職員賃金支払事務***	8,106	平成14年度末に導入した人事給与システムにより，臨時職員の賃金管理・計算・支払を行っている。	正確性を欠くことなくまた，個人情報保護の意識を持って，作業の効率化をはかっていかなければならない。	三次市臨時的任用職員	迅速，かつ正確に賃金支払を行う。	実績等データチェックと人事給与システムへの入力作業。賃金支払と明細の発行。	独自に作成したエクセル表を使用するなどして，事務の効率化を行っている。	臨時職員賃金支給のべ人数	人	4,864	5,035	4,935	臨時職員賃金支給のべ人数	人	4,864	5,035	4,935	3	3	2	5	1	1	15	D	未実施	要改善	要改善	義務的な業務であるが，事務の合理化，コストの削減を考えていかなければならない。	事業縮小	**民間委託等について検討する。**	民間委託等の推進	１９年度中
338	君田支所　総合調整グループ	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***申告相談業務***	4,254	申告相談を実施し、市民税・所得税申告書を作成し、市税を賦課する。また、未申告者については申告の勧奨を行う。	申告支援システムが統一されるため、新システムの研修、新担当者の研修が必要。	三次市民	市が申告相談を受けることで、市民に公平かつ正確に市税を賦課することを目的とする。	2月16日～3月15日までの申告受付期間に君田町内に相談所を設け聞き取りをし、申告書を作成する。	税制改正の周知を行った。農耕用機械の賦課のため聞き取りを行い申告時にナンバープレートを交付した。	申告者数	人	496	477	465	住民税申告件数	件	503	230	200	5	4	3	4	5	5	26	B	未実施	要改善	要改善	申告相談にかかる新システム導入があるため、職員の研修が大切になる。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	１９年度当初
																申告相談実施日	日	21	20	20	所得税申告件数	件	301	322	310															
339	布野支所　総合調整グループ	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***申告相談業務***	3,545	1月1日現在，三次市に住民登録されている人の所得状況等に関して申告を受ける。各地域の集会所等を申告会場とし，個々に面談し申告書を作成していく。コンピュータへデータを正確に入力するために，確認作業を徹底する。申告資料は，次年度の住民税の積算基礎となるほか，福祉や保健の各種制度を受けるための基準にもなっている。	少ない職員数で短期間のうちに処理するためには，所得情報の共有化とシステムの統一化等，合理化できるものは導入していく必要がある。	１月１日現在で住民登録している人	所得状況を把握する。	申告書へ記入したものを提出してもらう	申告時にナンバープレートの交付（農耕用等）申告相談業務作業の効率化を図る。	申告者数	人	457	435	440	住民税申告件数	件	434	270	270	5	3	5	3	5	2	23	B	未実施	要改善	要改善	市の事業を執行する上で極めて重要な財源確保方法である。このため，人員確保，新システムの導入により，作業の効率化・賦課の公平性を確保するよう，税の専門員や申告システム等を利用した自書申告を推進する必要がある。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	１９年度当初
																申告相談実施日	日	21	20	20	所得税申告件数	件	326	353	350															
340	吉舎支所　総合調整グループ	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***申告相談業務***	3,828	申告相談を実施し、市民税・所得税について，毎年3月15日までに申告書を収受する。また、未申告者については申告の勧奨を行う。 支所においては，支所館内のみの受付。	申告支援システムが旧市と旧市外で違うため，対象の方の申告相談を行なう場所が，住所を有する旧市町村に限定される。 給与支払報告書等の本庁から支所への振り分け作業・事前入力作業等，システムを統一した場合と比較すると，作業コスト，時間的コスト，人件費コストが不必要にかかる。	毎年１月１日に吉舎町に住所を有する方。	対象の方に，しんこくそうだんを受けていただくことにより，迅速・正確に市民税申告書を作成し，市民税等を公平に課税する。	市民税申告書の作成は，専門的な知識を必要とするため，対象の方がここに作成されることは困難です。そこで，市民税申告書が迅速・正確に作成できるように専門知識を持った職員が相談に当たります。	研修に参加。市民税申告書が迅速・正確に作成できるように専門知識を持った職員が相談に当たることができた。	申告者数	人	2,320	2,062	1,771	住民税申告件数	件	1,585	1,351	900	5	2	1	5	5	5	23	B	未実施	要改善	要改善	申告書を基に，市民税等の課税を公平に行なうこと，及び税の各種証明を発行するため，社会的ニーズはきわめて高い。市民税申告書の作成等専門的な知識を必要とするため，個々に申告書を作成することは容易ではなく，市民の方のニーズもきわめて高い。しかし，作業コスト・時間的コスト・人件費コストが必要以上にかかっていることから，見直す余地は十分にある。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	１９年度当初
																申告相談実施日	日	21	20	20	所得税申告件数	件	735	711	871															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
341	三良坂支所 総合調整グループ	第6 都市	4市役所改革	（3）市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	申告相談業務	5,672	税証明の交付 市民税・所得税申告相談	システム統一と運用についてのスケジュール管理を行い、次回の申告業務に万全を期す	三次市民及び住民税申告義務者	住民サービスの向上 適切な申告受付を行うことで正確な住民税の課税資料を収集し公正な課税を行う	迅速で正確な交付事務及び申告相談業務を行う	H17：申告相談業務は作業の効率化を行う H18：システムの統一について本年度で調整する	申告者数	人	1,004	981	998	住民税申告件数	件	453	437	445	3	3	3	4	5	5	23	B	未実施	現状維持	要改善	申告支援システムのオンライン化等の整備により、事務の効率化を進めることが必要である。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	19年度当初
																申告相談実施日	日	21	20	20	所得税申告件数	件	551	544	553															
																税証明交付件数	件	1,112	614	810																				
342	三和支所 総合調整グループ	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	申告相談業務	5,672	賦課期日現在市内に住所を有する者は、原則毎年3月15日までに課税標準等について申告することとなっている。総務省令で定める様式による申告書を作成するにあたり、相談を受け、その作成の指導と助言を行い、申告書を収受する。また、事前に課税資料を収集し、名寄せを行う。 支所においては支所管内の方のみ受付。	申告期間中に相談を受けることができる職員を増員し、体制を充実させることが必要。	1月1日現在に三和支所管内に住所を有する者全員	納税意識の高揚を図ることと、適正な課税を目的とする。	事前に課税資料を収集し、住民税申告受付支援システムへの入力を行う。申告相談時には、申告書の作成・収受と同時に電算への入力も行う。未申告者を把握後,申告を促し課税漏れのないようにする。	平成17年度2次総合評価＝要改善 今後の方向性＝作業の効率化を行う。 平成18年度その対応＝申告支援システムの統一化を具体化する。	申告者数	人	849	840	840	住民税申告件数	件	727	589	589	5	4	5	5	5	5	29	A	未実施	要改善	要改善	申告期間中における職員体制の充実。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	19年度当初
																申告相談実施日	日	21	20	20	所得税申告件数	件	575	676	676															
343	甲奴支所 総合調整グループ	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	申告相談業務	9,500	地方税法・三次市税条例の規定により，賦課期日現在に市内に住所を有している者は，毎年3月15日までに申告書を提出しなければならない。また，市は住民の方に対して正しく住民税を課税しなければならず，正しい課税を行なううえで，重要な申告の相談を行なう。	申告支援システムが旧市と旧町村で違うため，対象者の申告相談を行なう場所が，住所を有する旧市町村に限定される。 また，給与支払報告書等の本庁から支所への振分作業・事前入力作業等，システムを統一した場合に比べると，作業コスト・時間的コスト・人件費コストが不必要にかかっている。	毎年1月1日に甲奴町に住所を有する方。	対象者に，申告相談を受けていただくことにより，迅速・正確に市民税申告書を作成し，市民税等を公平に課税することを目的とする。	市民税申告書の作成は，専門的な知識を必要とするため，対象者が個々に作成することは困難である。市民税申告書が迅速・正確に作成できるように専門知識を持った職員が相談にあたっている。	作業の効率化を図る。	申告者数	人	1,004	973	1,065	住民税申告件数	件	475	513	461	4	2	1	5	5	5	22	B	未実施	要改善	要改善	住民税申告書を基に，課税を公平に行なうことは社会的ニーズはきわめて高い。また市民税申告書の作成，専門的な知識を必要とするため，個々に申告書を作成することは容易ではなく，市民の方のニーズも極めて高い。しかし，市内の都合の良い場所で申告相談を受けることができないこと，作業コスト・時間的コスト・人件費コストが必要以上にかかっていることから見直す余地は十分にある。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	19年度当初
																申告相談実施日	日	21	20	20	所得税申告件数	件	498	491	604															
344	あかるい住宅室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	市営住宅家賃収納事務	12,138	市営住宅の家賃収納については、納付書と口座振替の方法があり、その選択については入居者の判断にまかせている。納付書による納付については、年度当初にそれぞれの入居者に1年分の納付書を送付し、毎月、もよりの金融機関で納付することとしている。口座振替による納付については、毎月、市より口座振替依頼書とフロッピーを各金融機関に送付し、月末にそれぞれの入居者の口座から引落としを行う。残高不足等で引落としできなかった者については、翌月15日に再引落としを行う。また、前月分の家賃等が未納となっている者については、毎月20日過ぎに督促状を送付し、未納についての周知を図っている。さらに、長期滞納者や分納不履行者に対しては、随時、電話連絡、自宅訪問等を行い納付指導を行っている。	各入居者の調定・収納状況の把握については、常にその正確性が求められているが、このためには、日々の電算入力の結果と徴収台帳の消込み状況の照合等が不可欠となっている。また、滞納整理についても、平成18年度より旧三次市を対象に当該年度分の徴収業務を外部委託し収納率の向上とコスト縮減に努めることとしている。今後対象地域を全市に拡大し収納率の向上とコスト縮減に努めていく必要がある。。	市営住宅入居者	市営住宅入居者からの家賃徴収	市営住宅入居者について、毎月の調定、収入状況を把握し、未納者については、督促状を発送するとともに電話・訪問等による納付指導を行う。	前年度の課題であった未納者に対する納付指導について、平成18年度より旧三次市分の現年度分住宅使用料等の徴収業務を外部委託することにより、未納者の軽減に努める。	納付書・口座振替依頼件数	件	857	871	875	収納金額（現年分）	千円	134,534	136,472	136,721	4	3	4	5	4	5	25	B	未実施	要改善	要改善	① 家賃収納の電算処理システムの即応性や効率性に向けた改善を図る必要があること。 ② 家賃収納の事務処理体制の強化を図り、正確性・迅速性を図る必要があること。	要改善	**悪質滞納者に対しては，法的措置を実施すると共に，外部委託の拡大に努める。**	3 民間委託等の推進	19年度予算
																督促件数(延件数)	件	1,423	1,471	1,475	収納率（現年分）	%	97	97	97															
																一斉行動の訪問件数	件	133	151	155																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
345	営業管理室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***滞納整理***	22,688	受益者の応分の負担である料金（使用料），負担金（分担金）の未納について各種の手段を用いて解消することを目的として，事業に係る財源の確保及び公平性の堅持を図る。	○料金（使用料） 現在使用中の者に対する滞納整理の方法については，一定のルーチン化が完成した。今後は，滞納繰越分について，より分析を進め，法的処分を含めた適宜・適切な措置を適用し，滞納繰越額総額の減少をめざす必要がある。 ○負担金（分担金） 普及促進を含めて，負担金の主旨を充分に理解いただき，自主的な納付を促す啓発活動が不可欠。また，納付方法の改善の検討や悪質な未納者に対する法的措置の適用も必要である。	料金等の滞納者	滞納を解消する	給水停止をはじめとした各種の手段を用いて未収金の徴収を進める。 未納原因を分析し，回収不能な債権については，執行停止や不納欠損の措置を講じる。	○料金（使用料） 効率的な民間委託を行う。 → 平成18年4月1日業務委託開始 給水停止等の措置を行う。 → 平成17年度実施件数190件 ○負担金（分担金） 滞納整理の改善を要する。 → 平成17年度の集中的な取り組みにより徴収率を改善（公共2.7%増，農集排1.7%増，特排1.0%増）	給水停止件数	件	174	190	210	滞納繰越額	千円	157,921	143,084	138,791	5	4	3	5	5	3	25	B	未実施	要改善	要改善	事務のシステム化が途上にあり，さらに進める必要がある。	要改善	法的措置も含めて，あらゆる対応により，滞納を解消する。	14 成果の向上	19年度当初
																法的措置	件		1	5																				
																不納欠損額	千円	4,249	8,724	10,000																					
346	財政室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	新たなものを作り出す仕事	***公会計調査研究事業***		現在の地方公共団体の会計制度は，単式簿記方式であり，その短所を補うため，総務省方式によるバランスシートを導入している。しかし，このバランスシートの活用については，図られていないため，他の地方公共団体，早稲田大学などと一緒に，今後の公会計のあり方について，調査研究するものである。	調査研究結果を，今後の市財政運営に活かしていくこと。	全市民	バランスシートの活用による財政運営	公会計改革研究会（早稲田大学，地方自治体，民間シンクタンクなどで組織）に加入し，公会計に関する研究を行う。	なし	調査研究結果報告				1	調査研究により，新しい財政状況の分析方法が示される					3	4	4	5	5	5	26	B	未実施	未実施	終了	18年度の単年度事業であるため，研究事業は終了するが，結果の活用が重要である。	終了	研究結果を，今後の財政運営に活用する。	調査研究は終了	18年度中
347	財政室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	任意的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***財政計画策定***	577	実施計画策定に併せて，策定年度の前2か年度決算と当該年度の決算見込と次年度から3か年度までの財政推計を合わせた「財政計画」と，それ以降平成32年度までの「財政推計」を作成する。 （平成17年度策定…16年度から20年度までの財政計画，17年度から32年度までの財政推計の策定） （平成18年度策定…16年度から21年度までの財政計画，18年度から32年度までの財政推計の策定）	平成17年度決算による財政推計を行い。平成18年度交付税の確定を元に，財政計画を策定する。実施計画の策定を早める。例年「実施計画」⇒「財政計画」⇒「予算要求」⇒「査定」といった流れになるので，「財政計画」「実施計画」「予算要求」を同時進行的に，企画調整担当と連携しながら行う。実施計画，平成19年度予算編成の指針となる財政計画の早期作成。	職員全般，議会，地域審議会等	実施計画，まちづくり計画を実施していく上で，財政的根拠の裏付けがあるかどうかの判断資料	平成16年度の見なし決算での決算統計を作成し，その数値を基に財政推計を行った上で，財政計画を作成した。	継続実施のため基準年度の更新	財政計画		1	1	1	財政推計		1	1	1	5	5	5	5	4	4	28	A	未実施	現状維持	事業拡大	毎年度の更新による継続が必要であり，今後は，さらに「わかりやすい公表」のための資料作成も必要である。	要改善	公会計研究結果などを活用して財政推計を行うなど，新たな手法で財政推計を行うことも検討する。また，財政計画・財政推計とも市民に「わかりやすい公表」の仕方を考える。	14 成果の向上	19年度予算
348	財政室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***予算編成***	12,060	予算編成方針を示し，各部署において予算要求を行い，財政部局により調整後，市長査定を受け，予算案を作成のうえ，議会に付す。	枠配分方式の問題点（配分総額，各部署配分額の適正化）の解消	全市民	限られた財源を有効に活用し，住民の福利向上を目指す。	・予算編成方針，編成要領を作成し，各部署に示す。 ・要求一般財源枠を各部署に示す。 ・各部からのヒヤリングを受け，調整後，市長協議，予算書(案)を作成・印刷し，議会へ付す。	・市民予算提案制度の導入 ・枠配分方式の全経費導入	予算書		1	1	1	市民の予算提案	件	－	17	20	5	3	5	5	5	5	28	A	未実施	現状維持	要改善	予算編成手法は，不断の改善が必要である。また，さらに「わかりやすい公表」のための工夫も必要である。	要改善	市民予算提案制度，枠配分方式，職員予算プレゼンテーション，インセンティブ予算などの新たな予算手法を早期に確立するとともに，枠配分方式についてもより効果的で効率的な手法とするよう改善を行う。	10 内容の改善	19年度予算
																					職員プレゼンテーション予算	件	14	4	5															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）(職員人件費含む)	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
349	課税室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	市県民税・国民健康保険税賦課	48,073	賦課期日現在，市内に住所を有する個人，及び事業所を有する法人に，課税資料等に基づき，市県民税，国民健康保険税を賦課する。	(1) 更新する基幹業務システム，申告支援システムへの円滑かつ正確なデータ移動，及び活用を行う。 (2) 各業務マニュアルを見直して，賦課の正確性の確保，向上を行う。	賦課期日現在，市内に住所を有する個人，及び事業所を有する法人	対象者を正確に把握し，課税額を正しく算定し，税負担の公平性を確保する。	所得税確定申告書，給与支払報告書，住民税申告書等の課税資料，及び住民異動届書に基づき，市県民税，国民健康保険税の賦課決定を行う。 ・市県民税賦課期日 1月1日 ・国保税賦課期日 4月1日 (本算定 7月1日)	基幹業務システム更新が決定し,平成19年度から，新申告支援システムにより賦課を行う予定である。	現年賦課人数	人	40,623	40,869	43,379	現年賦課人数	人	40,623	40,869	43,379	3	本賦課事務により自主財源を確保している。	3 未申告者数(所得不明者)の削減により，適正かつ公平な賦課が行える。	3 申告支援システムオンライン化により事務の効率化が図れる。	5 地方税法の規定による。	5 自主財源の主要税目であり，その賦課事務は必要不可欠である。	5 自主財源の主要税目であり，その賦課事務は必要不可欠である。	24	B	未実施	要改善	要改善	基幹業務システム，申告支援システムの更新による事務の効率化の推進，及び業務マニュアルの改善により正確性の確保，向上を図る。	要改善	**公正，公平な賦課に取り組むための，内部研修の充実を図る。**	6 職員の意識改革	19年度当初
350	管財室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	市有財産台帳登録	2,127	三次市における，財産（土地，建物，山林，動産，物件，）の管理を行う。	財産台帳の電算化による管理	市の公有財産（土地，建物外）	市の公有財産台帳の適正管理	旧8市町村の財産台帳の統一的管理 市有財産の異動の把握と，市有財産台帳への登録，変更，削除	データベースをつくるための旧町村の財産台帳の記入漏れ等修正業務を実施	公有財産(土地)保有面積	㎡	17662187	17686679	17706679	公有財産(土地)保有面積	㎡	17662187	17686679	17706679	4	市の財産の効果的な台帳管理を行うための方法等の検討を行なっている。	3 システム整備等により，効果的な財産管理を行う必要がある。	3 電算化による管理コストの削減及び事務の効率化を図る。	5 市の財産を登録している。	4 公有財産の保有状況はその活用方法も含め関心は高い。	4 公有財産の保有状況はその活用方法も含め関心は高い。	23	B	未実施	要改善	要改善	より効率的に台帳管理をするため，また経費節減のため，市有財産台帳の電算化を進めていく必要がある。	要改善	**施設台帳のデータベースをつくり，資産の有効活用に努める。**	14 成果の向上	19年度当初
351	課税室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	申告相談業務	38,459	所得税の確定申告期間に，申告受付を実施する。	(1) 更新する基幹業務システム，申告支援システムへの円滑かつ正確なデータ移動，及び活用を行う。 (2) 各業務マニュアルを見直して，賦課の正確性の確保，向上を行う。	住民税申告義務者	適切な申告受付を行うことにより，正確な住民税の課税資料を収集する。	所得税の確定申告期間に，市内延べ160会場(H17実績)で申告受付を実施する。	基幹業務システム更新が決定し,平成19年度から，新申告支援システムにより賦課を行う予定である。	申告受付者数	人	17,004	19,633	20,000	申告受付者数	人	17,004	19,633	20,000	3	本業務により自主財源を確保している。	3 未申告者数(所得不明者)の削減により，適正かつ公平な賦課が行える。	3 申告支援システムオンライン化により業務の効率化が図れる。	5 適正な住民税の賦課を行うためには不可欠である。	5 自主財源の主要税目であり，その賦課事務の一環である本業務は必要不可欠である。	5 自主財源の主要税目であり，その賦課事務の一環である本業務は必要不可欠である。	24	B	未実施	要改善	要改善	基幹業務システム，申告支援システムの更新により事務の効率化を推進する。	事業縮小	**確定申告等については自主申告を推進し，併せて申告相談会場の見直しにより事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	18年度中
352	管財室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	庁舎管理	151,715	・本庁舎及び各支所等の庁舎の改修，コピー機等の設備機器の購入及び修繕。 ・当直業務，電話交換機，浄化槽の保守点検等の委託。 ・各庁舎用器具の購入，修理。 ・庁舎の需用費（光熱水費，燃料費等）の支払い。	①更なる経常経費の（光熱水費，機器借上料等）の削減 ②老朽施設の計画的改修 ③事務機器の更新時期の把握と計画的更新及び見直し	本庁舎及び各支所庁舎等	行政事務を執行するための庁舎機能の維持・管理	関係部署との連携を図り計画的に事務を執行する	・事務機器の計画的更新 ・ISO推進活動による更なる光熱水費等の削減に向けた取り組み	施設管理委託料	円	54,870	51,079	50,000	委託管理料削減額	円	―	3,791	1,079	5	行政事務を執行する建物，設備の維持管理業務の遂行は必須である。	3 事務機器の適正配置と更新の計画性	3 光熱水費等削減の余地がある	5 市の所有であり市でなければできない	3 市の財産であり維持管理経費等に配慮することに社会的ニーズがある	3 市の財産であり維持管理経費等に配慮することに市民ニーズがある	22	B	未実施	現状維持	要改善	庁舎管理については，光熱水費や燃料費等の削減に向けた全職員のISOによる取り組みを更に強化するともに，事務用機器等の配置も使用状況を把握する中で見直しを行い総体的に維持管理経費の削減に努める。	事業縮小	**職員の意識改革によりコスト縮減を徹底し，効率的な維持管理を行う。**	コストの削減	19年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
353	課税室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***家屋敷課税賦課***	2,633	市内に住民登録がないが，市内に事務所，事業所または家屋敷を有している個人に均等割額を賦課する。	納税義務者への理解の促進を図り,課税制度の定着を図る。	市内に住民登録がないが，市内に事務所，事業所または家屋敷を有している個人	納税義務者を的確に把握し，公平かつ適正な賦課を行う。	固定資産税課税台帳をもとに対象となる家屋敷を抽出し，現地調査，所有者への調査等により課税客体を把握し，納税義務者の申告により賦課を行う。	課税初年度として課税客体の把握を厳密に行い,賦課の客観性の確保を行った。	現年賦課件数	件		178	170	現年賦課件数	件		178	170	3	4	4	5	5	5	26	B	未実施	現状維持	要改善	納税義務者への理解を促進し，円滑な賦課を行う。	要改善	**課税客体の把握に努め，適正な賦課を行い，事務の効率化も行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
354	課税室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***軽自動車税賦課***	8,377	市内に定置場所を有する原動機付自転車等の標識の交付，及び市内に定置場所を有する軽自動車等の所有者に対して，軽自動車税を賦課する。	若年層をはじめ納税義務者への制度内容の周知,納税意識の喚起を行うことにより，適正で効率的な賦課事務を行う。	市内を定置場所とする軽自動車等の所有者または使用者	納税義務者を的確に把握し，公平かつ適正な賦課を行う。	窓口での受付，及び広島県軽自動車協会からの送付により，登録・廃車・変更の申告書等の処理を行う。	住民税申告相談受付時に，農業用車両を中心に登録・廃車申告の指導を行った。	現年賦課件数	件	35,382	35,674	36,335	現年賦課件数	件	35,382	35,674	36,335	3	3	3	5	5	5	24	B	未実施	現状維持	要改善	原付自転車等の未申告による廃車，譲渡，車両放置が，若年層に多く生じており，賦課に収納が伴わない結果となっている。このため，若年層を中心とした納税義務者へ制度の周知を図り，適正な賦課を行う必要がある。。	要改善	**課税客体の把握に努め，適正な賦課を行い，事務の効率化も行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
355	課税室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***固定資産（家屋）評価事務***	22,310	固定資産税の対象となる建物の把握と評価事務	昨年，三次市独自で比準評価を行なおうとしたが，年間1000棟新築されないと比準データとして正確な処理ができないことが判明。評価方法については，現状どおりの部分別評価で行なっていく。非木造建物については県が評価をしているが，近い将来，不動産取得税がなくなるのではないかと言われており，そうなれば非木造建物の評価事務を県が行なわなくなる可能性がある。その際に事務量の増加が見込まれる。課税室には建物台帳を保管する場がなく，支所分は未だに支所に保管してある。また，本庁の未整理分については，光データへの移行等を行ないたい。今後，台帳管理の方法について検討していきたい。	三次市内に建築された固定資産税賦課の対象となる建物及び建物所有者	三次市内に建築されている固定資産税賦課対象となる建物の全棟把握 適正な評価による公正な課税の実現	建築確認申請・リサイクル法による届出・農地転用申請・登記簿・市民からの申告などにより，現地調査し評価並びに台帳の整理を行なう。併せて，定期的なパトロールにより申請されていないものを把握，現地調査並びに評価・台帳整理を行なう。	課税客体の把握に努め，適正な評価を実施した。	評価棟数	棟	57,110	57,160	57,096	評価棟数（新・増築分）	棟	447	449	413	5	3	4	5	5	5	27	A	現状維持	現状維持	要改善	合併前に各町村が保管していた建物台帳の整理を行なわなければ全市的に公正な課税ができない。そのためには，市内全域の全棟調査が必要となる。現状では，その年の新増築・滅失を確認するだけに終わり，台帳整理まで仕事ができていない現状にある。そのため，改善が必要と思われる。	要改善	**評価客体の把握に努め，適正な評価を行い，事務の効率化も行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
																					確認棟数	棟	409	447	387														
356	課税室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	***固定資産税土地評価事務***	40,401	固定資産税の課税客体である土地の利用状況を把握し，国の定めた「固定資産評価基準」によって土地評価事務を行う。 平成17年度は，合併後初めてとなる平成18年度評価替えに向けて，合併前市町村の過去の評価替えにおける課題整理を行い，評価基準を統一し，新設路線価の付設や地籍調査成果に基づく新地積課税への移行等を行い，公平・適正な課税の実現に向けた評価事務を実施した。	合併後初めてとなる平成18年度評価替えを行ったが，これは評価統合の第一歩に過ぎず，今後は平成21年度評価替えに向けて，全市的な視点にたった標準宅地の再編や標準地比準指数の見直しによる評価水準の均衡化を図り，公平・適正な課税を実現する必要がある。	固定資産税の課税客体のうち土地。	土地の利用状況を把握し，適正な評価による公平な課税の実現。	①土地の利用状況を把握 ②現地調査・図面及び資料の活用 ③対象土地の評価	土地利用状況の把握及び適正な評価を実施した。	評価筆数	筆	309,542	309,459	310,000	平均価格（宅地）	円／㎡	11,581	11,281	10,728	5	3	3	5	5	5	26	B	未実施	現状維持	要改善	市の最も安定的で根幹を担う税の性格からみて，より適正な課税客体の把握と評価及び公平な課税を行うとともに，課税根拠の説明責任を果たさなければならない。そのためには，全市的な評価統合を踏まえた標準宅地の再編や標準地比準指数の見直しによる評価水準の均衡化を図ることが求められる。	要改善	**評価客体の把握に努め，適正な評価を行い，事務の効率化も行う。**	8 事務事業の効率化	19年度当初
																					平均価格（田）	円／㎡	104	104	104														

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
357	収納室	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	三次市債権確保対策事業	119,821	平成16年4月合併後，新市まちづくり計画の中では，「債権確保」について，行財政改革による自治体組織の健全化の区分でとらえ，自主財源の確保と公平・公正の原則を堅持し，市民の信頼を得られる行政運営の推進を目的に，あらゆる手段・アイデアを集約するとともに，悪質・大口滞納者には法的措置を講じ，収納率・徴収率の向上，滞納額の減少を図ることとし，債権原室はもとより全庁体制で集中実施期間を設定し具体的な取組みを行っている。	①債権確保行動による債権の分析が進み，残された債権の大部分が，複雑な事情を抱える事案や高額滞納であり，今後の折衝には，より 洗練された対応方針が不可欠であり，そのための職員研修が重要である。 ②債権の分析後の法的措置は，迅速・的確に執行するため，各債権担当室との連携が重要である。 ③コンビニ・クレジット収納など，納税者・納付者の利便性向上の取り組み。	市税・国保税，負担金・料・貸付金等の滞納者	①公平性の確保 ②市財源の確保 ③自主納付制度の確立	①　全職員（2人1組）による全滞納債権確保のための臨戸訪問及び 徴収行動。 ②　対象者が市外在住の場合は，文書送付や電話による催告行動。	平成16年度までの取り組みを総括し， ①債権担当室を中心とした取り組みを強化した。 ②滞納者に対するペナルティの実施を厳しく取り組んだ。	延べ行動人員	人	9,938	10,468	8,544	収納件数	件	2,255	5,974	4,876	4 市債権の公平・公正の原則を堅持するため，債権確保行動により市民への啓発と滞納債権の減少を図る。	3 全職員による債権確保行動により，滞納債権を分析・分類し，各債権担当室における現年徴収対策の強化を図り，徹底した分納管理と法的措置により滞納債権の減少を図ることが事業の目的のより一層の遂行につながる。	5 職員の債権確保行動については，勤務時間の変更で対応している。	5 地方税法ほかの法令により義務付けられている。	5 公正・公平の観点から社会的ニーズは高い。	5 公正・公平な納付のため市民ニーズは高い。	27	A	現状維持	要改善	要改善	①全職員による債権確保一斉行動は，三次市の債権に対する姿勢を内外に示す啓発効果は大きく，また対象住民の現状を具体的に把握するためにも，引き続き実施する意味は大きい。しかしながら事務局の負担が大きく，今後は債権原室の属する部局による独自性を持った行動展開や，研修会等の開催による職員資質の向上と行動の質の向上に改善の余地がある。	要改善	これまでの取り組みを検証し，より効果のあがる対策を実施する。特に管理職だけの特別行動なども検討していく。また，悪質滞納者には法的措置を実施する。	14 成果の向上	19年度当初
358	管財室	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	工事等検査	3,545	市が発注した工事について，工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し，発注者として工事目的物を受け取る。また，工事成績を評定することにより，請負者の適正な選定及び指導育成に資する。	3月中の工事完了が多く，年度末の工事検査が集中するため，公共工事の早期発注・事業採択の適正化等を検討し，検査体制の充実を図る。	市が発注する建設工事等	市が発注した工事について，工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し，発注者として工事目的物を受け取る。また，工事成績を評定することにより，請負者の適正な選定及び指導育成に資する。	三次市建設工事検査規程に規定された工事検査員による工事検査の実施。	施工体制の適正化の徹底。検査体制の関係部署協議。	工事検査数	件	347	224	250	工事検査数	件	347	224	250	4 公共工事の早期着工等への指導や関係部署の協議により検査の精度の向上が図れる。	3 さらに公共工事の早期着工に担当部署が取り組むことにより検査が充実してくる。	5 専任の検査員1名での体制となっており，最低限の人員と経費で業務を遂行している。	5 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき，市が工事についての請負契約を締結した場合には，市は契約の適正な履行を確保するため，又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないこととされている。	5 公共建築物の強度等への関心は高まっている。	5 公共建築物の強度等への関心は高まっている。	27	A	未実施	要改善	要改善	検査体制を充実させ，検査の透明性を確保し，工事の評価をより公平・客観的に行い，工事成績を業者の格付けに反映させる。	要改善	工事の計画的推進と速やかな検査体制を構築する。	8 事務事業の効率化	18年度中
359	収納室	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	市税・国民健康保険税督促事務	3,629	地方税法に定められた事務処理。「納期限後20日以内に督促状を発しなければならない」の規定により，メールシールはがき様式による督促状を発している。（納期限後20日目が祝土日の場合は前の平日が発送日。市県民税（特徴）は，納期限1月後，法人市民税は翌月10日としている。）督促状は情報処理システム準備室により督促発付5日前程度までの入金履歴により未納者の督促状を作成し収納室に送付。（法人市民税は別システムにより処理）その後，督促状発送日当日までの入金を納付済み通知書等で確認し抜き取り，入金の確認できないものについて発送。	入金確認による督促状の抜取件数が多く，作成費用面，抜取ミスの危険性が高い。これを改善するためには，リアルタイムでの入金情報による必要な時点での督促状の作成，会計室におけるOCRの読取(消込)の迅速な処理を行う必要がある。（法人市民税は市独自のシステムを導入しており，不要な督促状の作成等のロスはない。）また，督促状を受けた納税義務者の納付の利便性及び督促手数料の付加収納面を考えた場合，督促状が納付書を兼ねる様式にすることをコンビニ収納等と併せ検討する必要がある。	個人・法人・特別徴収義務者。	市税・国民健康保険税の各納期限内に納付のない納税義務者等に対して速やかな納税を促す。 滞納を放置しない行政姿勢の顕示。	メールシールはがき様式の督促状郵送(法人市民税以外) A4様式の督促状郵送(法人市民税)	課税室との連携を深め，督促停止者を事前に把握する等，適正な事務を実施した。	督促状発布件数	件	29,785	29,881	30,000	督促発布後納付件数	件	8,744	6,730	9,000	督促発布後納付額	千円	225,383	156,377	200,000	5 地方税法規定事務	3 督促状納付書兼用 外国語用督促状の作成	5 ハガキ様式に変わる手段なし	5 地方税法規定事務	5 地方税法規定事務 公平性の確保・市財源の確保	5 地方税法規定事務 サービス範疇でない	28	A	現状維持	現状維持	要改善	リアルタイムの収納情報確認や督促状の様式変更	要改善	適正に実施する。	8 事務事業の効率化	19年度当初
360	管財室	第６都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	入札・契約	24,815	三次市が発注する事業の入札・契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については，「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定により，入札及び契約の透明性の確保・公正な競争の促進・談合その他の不正行為の排除，契約された公共工事の適正な施工の確保が求められている。	入札・契約適正化の基本原則である①透明性の確保については，毎年度の発注見通し・入札契約に係る情報の公表を推進する。②公正な競争の促進については，電子入札の促進・入札契約方法の改善（一般・指名競争の適切な実施）に努める。③不正行為の排除については，不良不適格業者の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。④適正な施工の確保については，丸投げの全面禁止・施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告を確認する。	三次市の入札に参加する業者。（建設工事・業務委託等）	公平・公正で競争性の高い調達方式で，信頼性の高い確実な工事・業務委託等の施行を確保する。	1．業者指名及び入札 2．建設工事・業務委託等の契約締結	1．電子入札を促進する。 2．「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定がされており，品質確保のため，専任の主任技術者・監理技術者は，雇用期間等の確認をする。 また，予定価格を公表した入札に関しては，入札時に工事費内訳書の提出を求める。	入札契約件数	件	506	624	620	入札契約件数	件	506	624	620	工事入札契約件数	件	347	332	330	業務入札契約件数	件	159	292	290	5 電子入札の実施等により，公正な競争を促進すし，落札率を下げるとともに信頼性の高い工事等を実施している。	3 更に公正な競争を促進する手法等も検討することで，落札率を下げることが可能。	4 市の入札・契約を管財室で集中して実施することにより一定の効率が保たれている。	5 入札・契約事務については，公平性・公正性・競争性が求められ，市が直接実施すべきものである。	4 入札・契約に関する情報を公表している。	4 入札・契約に関する情報を公表している。	25	B	未実施	要改善	要改善	入札・契約については，透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施工の確保・不正行為の排除の徹底を基本原則とした上で，情報の公表・施工体制の適正化・不正行為に対する措置に取り組んでいく必要がある。	要改善	電子入札を導入し，迅速化・透明性の確保を更に進める。	8 事務事業の効率化	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※　各評価項目は，１～５の５段階で評価　※　総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択　※　ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
361	会計室	第６　都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***基金の管理***	1,418	基金（26種類　11,097百万円）を安全・有利に管理するため，預金（37口）及び債権購入（23口）により運用している。	○基金全体の一括運用方式の導入 ○運用益の拡大に向けた取り組み及び基金管理事務の消滅。	地方自治法，市条例の規定により設置した基金	適性で効果的な基金管理運用	①より有利な条件の金融機関口座等への基金の保管替え ②財政運用のための基金取り崩し件数を少なくする。 ③管理・運用にあたる職員の研修等への参加による知識・能力向上 ④運用益の増大	①基金保管替えを行う。 ②基金取り崩し件数を少なくする。 ③基金管理・運用に係る研修に参加した。 ④債権等で預金をすることにより運用益の増大を図る。	基金保管替え件数〔件〕	件	91	98	13	基金利子積立	千円	3,426	7,676	8,000	5	4	5	5	4	4	27	A	未実施	要改善	要改善	債権等預金により更に運用益の拡大に向けた取り組みを行なう。 なお，金利動向を良く見極め，より有利で安全な基金管理を行う。	要改善	**資金運用面のあらゆる工夫を行う。**	14　成果の向上	１９年度予算
																基金取り崩し件数〔件〕	件	9	9	9																					
																職員研修参加状況（回）	回	3	3	3																					
362	会計室	第６　都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***収入支出資金運用計画***	1,418	資金を適切に運用するため毎月作成する収支計画書の精査を行い、資金不足等が起きないよう、変更がある場合は速やかに連携し対応する。 また、一時的に生じた余裕金については適時、定期預金等への保管換を行い効率的に運用する。	超低金利・ペイオフ制度下における安全及び人的コスト面をも考慮した資金運用。	歳計現金の保管換ならびに基金の一時繰り替え運用または資金の一時借入を効率的に行うための資金運用計画を立てる。	収支計画に基づいて適切な資金計画を立て、資金需要に対応した資金供給を行い且つ運用益の確保を図る。	・各室において毎月収支計画を作成し財政室を通し会計室に提出する。 ・歳計現金の定期預金等による保管換え及び資金不足に対応するため基金の繰替え運用または資金の一時借入を行う。	・精査された収支計画の提出と収支計画の変更がある場合の迅速な報告について強力に指導した。 ・歳計現金が乏しく資金に不足が予想されるときは、担当部局と連携し可能な限り支払日を繰り延べるよう調整する。	歳計現金の保管換件数	件	91	58	55	保管換による預金利子	円	838,244	444,095	466,300	4	4	4	3	3	3	21	C	未実施	要改善	要改善	収支計画の精査と全部署との連携強化により効率的な資金運用を行なう。	事業縮小	**年間，四半期単位で中期的な資金運用計画を立て，事務の効率化を図る。**	事務事業の効率化	１９年度当初
363	総務室	第６　都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***支所等てい送業務***	7,177	本庁（出先含む），支所，その他市の関係機関との相互間での文書等をてい送することにより，業務の一体性，事務の効率化，スピード化を図り，市民サービスの向上へつなげる。 平成17年度までは信書便の資格を持たない三次市シルバー人材センターと契約していたため，中国総合通信局の指導により継続することができなくなった。平成18年度は臨時職員で対応するが，平成19年度からは業者委託を考える必要がある。	平成18年度は臨時職員で業務を行っているが，平成19年度からは，入札による業者選定を行う必要があり，これに伴う準備をしなくてはならない。 併せて，平成19年度から職員による自主運営が可能か検討する。	本庁と本庁以外の各部署職員	直接的には，市職員の業務の効率化，スピード化を図ることを目的とするが，このことで，市民サービスの向上へつなげる	本庁（出先含む），支所，市の関係機関をつなぐ，効率的なてい送ルートを作成する。	ルートの見直しを行い，図書館や教育委員会の文書等の逓送を充実させたものにした。このため逓送時間の増加や，文書量の増加となったが，市民サービスは向上した。また，平成18年度は入札を行う準備が間に合わなかったため，臨時職員での対応となった。	逓送日数	日／年	240	240	240	てい送業務により各機関での文書等の受渡しが適正に行われた割合	%	100	100	100	4	2	3	1	1	2	13	D	未実施	要改善	要改善	平成18年度は，臨時職員で，業務を行っているが，平成19年度からは，入札による業者委託を行うことで，効率的で低コストな運営を行いたい。 併せて，平成19年度から職員による自主運営が可能か検討する。	事業縮小	**入札による業者委託について検討する。**	民間委託等の推進	１９年度予算
364	管財室	第６　都市	４市役所改革	（４）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	***公用車管理業務***	48,207	公用車（242台）の日常点検及び車検整備までの一切の公用車に関する事務及び安全運転に関する講習等安全教育。 自動車損害賠償保険にかかわる事務。 有料道路使用に関する事務（ETC含む）。 公用車にかかわる事故処理の一切。	・庁用自動車の適正配置と維持管理経費の削減 ・事故防止の強化策	庁用自動車，市職員等公用車運転者	・庁用自動車の適正管理，効率的な使用と事故防止の徹底 ・事故が発生した場合の迅速な対応ができるシステムづくり	・保険業務，事故処理業務 ・自動車管理規則に基づく安全教育等	・庁用自動車削減に向けた取り組み ・事故防止のための交通安全研修会の開催 ・自転車等の利用の推進 ・事故処理業務の民間委託の検討	庁用自動車保有台数	台	268	242	230	削減台数	台	―	26	12	4	3	3	2	4	4	20	C	未実施	要改善	要改善	新たな方法も考え，庁用自動車台数の削減，安全教育の徹底による交通事故の削減及びアウトソーシングの推進に取り組む。	事業縮小	**民間委託等を推進する。**	民間委託等の推進	１９年度予算

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

連番	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応
365	議会事務局	第6 都市	4市役所改革	（5）広報戦略の強化	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	議会だより発行調整業務	4,627	「議会だより」は議会の情報の最大の情報提供方法として，年4回，定例会の審議内容を中心とし，市内全世帯を対象とし発行している。 編集は，8名の議員で構成する特別委員会が行っており，諸調整を事務局において担当している。	・議会としてタイムリーな情報の提供 ・市民に関心をもってもらえるような内容の検討 ・編集している広報公聴特別委員会の活性化	全市民を対象として発行する広報紙の発行調整	議会活動状況を市民に開示し，理解いただくとともに，議会への関心を引き出す。	特別委員会において編集された原稿をもとに製本し，年4回全世帯へ 配布する。	前年Bランクで現状維持との結果であったが，より分かりやすくし，掲載内容範囲の拡大を図っている。

連番	定量分析 活動指標	単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的手段の適切さ 目的達成への貢献度	有効性	効率性	市の役割 市関与の妥当性	必要性 社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価 総合評価	今後の方向性	2次総合評価 総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
365	年発行回数	回	4	4	4	配布世帯数	世帯	24,500	24,500	24,500	4 現時点で，市議会の情報を市民に提供する最も有効で効果的な発信方法であり，その調整は重要であり，貢献度も高い。	3 パソコンの普及もあるが，三次市においては，情報伝達手段としては現在最も有効であると考えられる。その調整に当たっては，市民の関心を引くものであるとか，タイムリーな情報の提供，あるいは，偏った編集を避ける等の調整が必要である。	4 印刷製本及び人件費であり，コスト的にはその削減余地は少ない。	2 議員活動の一環として，自分たちの活動内容を市民に広報する考えからすれば，議員独自で編集、発行をすることが望ましく，関与の縮小は可能である。	4 広報活動については，全国共通で，各市創意工夫を凝らして市民への情報提供をしており，社会的に認められたニーズである。	4 CATVも普及しつつあるが，現時点では，議会の情報を知りえる最も有効な方法として，ニーズが高い	21	C	現状維持	現状維持	要改善	発行自体は当然継続すべきものであり，いかに住民に分かりやすく，かつ根魅力的な広報紙としていくか，又経費的に削減可能か検討する。	要改善	市民がわかりやすい内容とする。	10 内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
17	3	のびのびこども室	第1　こども	1子育て	（2）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	延長保育推進事業	11,926	保護者の就労形態の多様化，勤務時間の増加等に対応するため11時間の後1時間の延長保育を行う。 東光保育所，十日市保育所で実施していたが，平成18年度から愛光保育所でも実施している。また，私立では子供の城保育園，子供の館保育園，みゆき保育園で実施している。今後については，延長保育のニーズの高い保育所が発生した時点で検討を行う。	15年8月より東光，16年度より十日市，18年度より愛光保育所と保育をしてきたが，今後は3歳未満児保育施設を重点的にニーズに応じて取り組む。しかし，補助金の対象外となる1日平均6名以下であるため，財政的に厳しいことが予測される。	延長保育希望者	延長保育希望者全員に保育することで，保育者の就労の時間的な余裕や勤務条件の緩和等に対応する。	午後6時30分までに迎えに来られないとき，前日または当日の午後4時までに連絡を受け保育する。簡単なおやつを食する。あらかじめ延長保育希望の申請をしていただく。	15年度は東光保育所のみ実施，16年度から十日市保育所，18年度からは愛光保育所で開始した。	延長保育実施保育所数	所	2	2	3	延長保育1日平均利用者数（十日市保育所）	人	2	4	6	3	平成18年度から延長保育を実施する保育所が，23箇所の公立保育所のうち3箇所になったため。利用者には喜ばれているが利用者は少ない。	3	保育時間拡大となるので延長保育の実施で働きやすくなる。	4	コストは職員人件費が大半である。	2	十日市・東光・愛光保育所においては，民間委託を検討している。	3	共働き等により延長保育を求める保護者が増えているため社会的ニーズはあると思われる。	3	共働き等により延長保育を求める保護者が増えているため市民ニーズはあると思われる。	18	C	事業拡大	現状維持	要改善	延長保育を必要とする人はいるが，利用者は少ない。利用人数の面だけでは判断できないが，市民全体の利益につながる事業かどうかを見直していく必要はある。	事業拡大	**利用者のニーズを把握し，子育て中の保護者が利用しやすい制度とする。**	サービスの向上	19年度当初
																						延長保育1日平均利用者数（東光保育所）	人	2	3	6																		
																						延長保育1日平均利用者数（愛光保育所）	人	－	－	6																		
30	31	学校教育室	第1　こども	2教　育	（1）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	のびのび学級三次プラン推進事業	66,037	「明るく元気なみよしの子ども」を育成することを目途として，少人数学級の特性を生かした指導を行い，児童･生徒の学力向上を図るために，市費負担教員を任用して，段階的に「20人学級編制」を行っていく。 平成16年度はステップ1として，市費負担教員を20名を任用し，小学校においては「30人学級（34人以下）」，中学校においては英語･数学での「習熟度別少人数指導」を実施した。 平成17年度は市費負担教員22名を任用。さらに平成18年度はステップ2として，市費負担教員25名を任用し，小学校においては「25人学	･少人数学級編制を効果的に活用した指導方法等の工夫改善。 ･優秀な人材確保のための情報収集の徹底及び勤務条件の整備。 ･資質の向上のための研修制度の確立。	三次市地域の児童・生徒	次世代を担う”明るく元気なみよしの子”を育てることを掲げ，三次市独自の「のびのび学級三次プラン」を推進し，学力向上日本一を実現する。	現行制度では学級定員が40名のところを，段階的に少人数学級編制を行い，最終的には「20人学級編制」としていく。	･優秀な人材を確保するため，大学や関係団体等への制度のPRと教員に係る情報収集を行い，優秀な人材の確保に努めた。また，給与･手当等の勤務条件について改善を図った。	市費負担教員数	名	20	22	25	学力到達度検査結果での平均正答率	%	72	74	77	4	成果指標においては，向上が認められるほか，児童生徒･保護者･教員を対象としたアンケートで，学習意欲の向上や人間関係の深化等について成果が認められる。	4	市費任用教員の待遇改善，研修システムの整備により，優秀な人材確保と人材育成が可能となり，成果の一層の向上が期待できる。	4	市独自で優秀な人材を確保していくことが必要であり，コスト削減の余地は小さい。	5	義務教育に係る内容であり，さらに三次市としての独自性を発揮すべき内容である。	5	文部科学省による全国的な学力調査が来年度から実施される予定となっているように，児童･生徒に確かな学力を身につけさせることについての社会的ニーズは極めて高い。	5	少人数学級･少人数指導に関わる紙上調査結果から伺えるように，義務教育就学児童･生徒をもつ保護者からのニーズは極めて高い。	27	A	事業拡大	事業拡大	事業拡大	小･中学校ともに少人数学習は着実に成果をあげてきている。 本年度までの取組みを総括して，最終的には平成20年度に大規模校を中心に小学校の20人学級を編制していくこととしており，事業拡大を計画している。	事業拡大	**計画的に推進する中で効果を検証し，実績が上がる手法を確立する必要がある。**	計画的に拡大	19年度当初
59	78	いきいきシルバー室	第2　保健・福祉	2福　祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	介護認定調査業務	32,548	要介護（要支援）認定申請者に対し，介護認定審査会において要支援･要介護度を決定する資料とするため，認定調査員が申請者と面談し，国が設定している82項目の調査を行っている。	平成17年度の認定調査の状況は，約41%を市が行い，約59%が事業者への委託となっている。市の調査件数を増やせば，委託料が減額となり市の経費は増額となるが，全体事業費は削減される。現在，市が月平均約190件の認定調査を嘱託調査員を含め5.4人では，月平均200件が限度であると思われる。平成18年度は嘱託調査員が1名増員となったが，これから，団塊の世代が高齢者となれば急激な高齢者の増加となることが予測されることから，嘱託調査員の増員を計画的に行う必要がある。(委託料は，在宅：3，150円／件，施設：2，10	要介護（要支援）認定申請をされた被保険者全員	申請者の要支援･要介護度を決定する資料とするため，認定調査員が申請者の心身の状態を把握する。	国が設定している82項目の調査を行っている。	前年度の評価結果において介護保険制度の見直しを踏まえて検討することとされている。今年度は，介護保険制度において新規･変更申請については自治体が行うこととなっているので引き続き行っているが，制度改正に伴い更新申請のうち要支援･要介護1の者の一部については今年度から市が行っている。	認定調査件数	件	5,617	5,710	5,900	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった割合	%	1	1	1	5	認定調査により，適切な要介護度を決定し，適正な介護サービスにつなげている。	4	自治体が認定調査を行うことは，公正･中立な立場を堅持でき，有効かつ効果的なサービス計画が策定できる。	3	直営（嘱託調査員）の調査比率を高めると委託料が削減され，全体事業を削減できると思われる。 認定を受けてもサービスの利用のない方が多くいる。申請は被保険者であれば誰でもできるが，サービス利用がない申請は，見直す余地がある。	4	市が実施したほうが，公平･公正の観点から判断すればより良いと思われる。（平成18年度から市の関与を高める制度改正が行われた。）	5	今後とも介護保険サービスを利用する高齢者等は増加することが予測できる。 これに伴い要介護（要支援）認定申請をする高齢者等も増加すると予測される。	5	要介護（要支援）認定申請をする市民も増加すると予測される。	26	B	未実施	要改善	事業拡大	引き続き，要介護（要支援）認定申請をする市民が増加すると予測される。 また，認定審査会資料の公正･中立の立場を保つためには市が実施することが必要と考えられるとともに，委託すると1件当たりの委託料は在宅：3，150円，施設：2，100円を必要となり，市が実施すれば安価になると考えられる。	要改善	**対象者の増加に対応して委託か調査員の増員か，トータルコストで比較し安価の方を選択する。**	8　事務事業の効率化	19年度当初
85	108	布野支所　地域振興グループ	第3　文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	709	市町村合併と前後して各町に住民自治振興組織が設立されたが，この自治振興組織への支援を進め活発化することにより，市民との共同のまちづくりを進める一つとする。	指定管理者制度の導入により，管理施設が加わったことに伴い，前年より布野町まちづくり連合会の業務が増えている。当面は，これまで以上の活動支援が必要となると思われる。	自治振興組織及び市民	自治振興組織を中心とした市民による自治活動が活発化する。	･まちづくりに関係する各種情報提供（講師や視察などの研修情報） ･地域リーダー育成研修会の開催 ･布野町まちづくり連合会主催事業への事務支援 ･ふのまちづくりビジョン実行のサポート	地域住民が主体的に事業に取り組むためには，各地域でのリーダーが必要であり，その育成に支援を行う。 まちづくりビジョンの実行に当たり，支所からの支援を行う。	まちづくり連合会主催事業支援	式	1	1	1	まちづくり連合会主催事業支援	式	1	1	1	3	行政と市民による協働のまちづくりへの過渡期であり，急激な変化による混乱を避けるための穏やかな改革には必要である。	3	自治振興組織の取り組みの程度に差が大きく，活動があまり行われない組織への支援が不十分である。	3	職員の労務提供はあるが，それ以外の予算執行は伴わない。	4	協働のまちづくりの観点から，市が関与すべきことである。	3	将来的には，市民の自治に対する意識の高まりにより，行政の関与は縮小される。	4	当面は，市民の自治活動について行政への支援が強く求められる。	20	C	未実施	要改善	要改善	自治活動の担い手は市民であり，市民に活動しやすい環境を整備することが行政の役割である。適切な情報提供を行うとともに，地域リーダーの育成にこれまで以上の力を注ぐ必要がある。 また，指定管理では少人数での対応のため，支援が必要である。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10　内容の改善	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18		単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
86	110	作木支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	14,180	・まちづくりセンターと支所との連携 ・住民自治組織との連携 ・情報ステーション機能 ・交流サロン機能 ・相談研修機能 ・コーディネート機能 ・生涯学習振興機能	住民自治組織の自立の支援。	住民自治組織及び市民	住民自治組織の自立を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを実現する。	住民自治組織と連携をとり活動の支援をおこなう。	昨年に引き続き住民自治組織と連携をとり活動の支援をおこなう。	住民自治組織との会議	回	36	36	36	住民自治組織との会議	回	36	36	36	5	3	3	5	5	5	26	B	未実施	要改善	要改善	住民自治組織への支援を継続し、自立を促進することが必要。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初
87	111	作木支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	7,090	「人が輝き　自然がきらめき　活き活きとふれあうまち　きさ」をめざし，自治組織による市民と協働のまちづくりを展開していくための機能として位置づけ。	これからの「市民協働型」のまちづくりを推進していくうえで，今後も住民自治組織の活動支援や地域リーダーの育成に向けた研修など，まちづくりの情報交換やアドバイス活動が求められますが，行政主導でない，住民自治組織等の自主性の向上に努めるとともに，連携を強めていく必要がある。	住民自治組織及び市民	住民自治組織の活動支援や地域リーダーの育成に向けた研修など，まちづくりの情報交換やアドバイス活動ができるようにする。	中央サポートセンターと連携をとりながら，吉舎まちにおけるまちづくり活動支援を行う。 ・情報ステーション機能　・交流サロン機能　・相談研修機能 ・コーディネート機能　・生涯学習機能	住民自治組織と連携し，自治連合会中心に委員の推薦により，18名で組織された策定委員会でまちづくりビジョンを策定，これから，組織・行政相互に連携し，ビジョンの具体化に向け協働して取り組む。	生涯学習回数	回	41	46	34	生涯学習参加人数	人	800	900	750	3	3	3	3	4	5	20	C	未実施	要改善	要改善	今後も，住民自治組織による市民と行政の協働のまちづくりは，推進していかなければならない，サポートセンターも真にその機能を発揮し，住民の活動をサポートしていくことで，継続した協働のまちづくりが展開できる。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初
88	113	三良坂支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	3,545	三良坂町自治振興区連絡協議会を中心に，特色あるまちづくりに向けた取り組みを行なう。17年度においては「まちづくりビジョン策定委員会」を組織し，三良坂の今後10年のまちづくりの指標となる「まちづくりビジョン三良坂」を策定した。18年度では，30名程度の委員で組織する「三良坂まちづくり会議」を発足させ，まちづくりビジョンに基づく具体的な行動計画の策定に取り組む。支所（まちづくりサポートセンター）では，これらの活動に対する運営補助や情報提供・助言等の支援を行ない，行政と市民の協働のまちづくりに向けた取り組みを行	17年度において「まちづくりビジョン」が作成され，少しずつ特色あるまちづくりへの取り組みが進んでいる。しかし各単位振興区をみると，自治のまちづくりに向けた考え方の転換や，輪番制の役員選出等により継続的・一体的な活動が行なわれているとはいい難い。18年度において計画されている「まちづくりビジョン」の具体的行動計画の策定を支援し，特色あるまちづくりに向けた住民の自発的な活動への機運醸成や後方支援を行なうことが今後の課題となる。	○三良坂町自治振興区連絡協議会の行なうまちづくり活動 ○主に三次市三良坂町の市民	市民ひとり一人が，まちづくりについて自ら考え行動する「自治」のまちづくりをめざす。また三良坂ならではの特色あるまちづくりに向けた取り組みを行なう。	三良坂町自治振興区連絡協議会を中心とした，特色あるまちづくりの多方面からの支援。18年度においては，17年度に策定した「まちづくりビジョン三良坂」に基づく具体的行動計画策定のため組織された「三良坂まちづくり会議」の支援。	18年度に組織した「三良坂まちづくり会議」では，3つの分科会が設けられている。それぞれの分科会に支所の3つのグループのマネージャーと職員が担当としてサポートする。地域振興グループだけではなく全体でサポートしていく体制となっている。	組織運営支援月数	月	12	12	12	情報提供による各種補助金助成金事業申請件数	件	3	5	3	4	3	3	5	4	4	23	B	未実施	要改善	要改善	特色あるまちづくりに向けて，まちづくりサポートセンターとしての機能を，グループの枠をこえて支所全体（職員全員）で取り組む体制・意識が必要。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初
																	自治連各種会議支援回数	回	3	12	15	事業の内，各種団体と共催で行なう割合	%		15	10														
89	115	三和支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	4,254	市民の自治活動、及び学習活動への支援のために次の機能を果たす。 (1)情報ステーション機能 (2)交流サロン機能 (3)相談研修機能 (4)コーディネイト機能 (5)生涯学習振興機能	市民のニーズに対し，的確な助言やサポートをするために，中央機能を担う，三次まちづくりサポートセンターの機能強化により，支所職員のスキルアップのための研修等の実施が必要。また，まちづくりサポートセンターの存在・機能を広く市民に周知するための啓発も重要な課題。	三和町の市民 三和町内自治組織	自らが考え行動する住民自治を確立する	各種情報の提供、助言 住民の意識改革のための啓発	各自治組織において，まちづくりに向けての，自主的，主体的な取り組みができつつある。	自治連絡協議会との協議回数	回	170	156	120	自治連絡協議会との協議回数	回	170	156	120	2	2	2	2	3	2	13	D	未実施	要改善	要改善	市民との協働は，関わり過ぎても、また距離をおき過ぎてもだめで、ちょうどよい加減を模索している。サポートセンター機能は重要と思われるが、市民と行政双方に足りない部分が多くあり、目的にそった運営ができていない。もうしばらく実施する必要がある。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳分	実施期限
90	117	甲奴支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	14,180	「人々がふれあい輝く自治のまちづくり」をめざし、より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参画し、市民と行政の協働のまちづくりを推進していくための機能として位置づけている。支所でのサポート機能としては、①情報ステーション機能（自治活動や市民活動に関する各種情報提供）②交流サロン機能（市民活動の交流が図れる場の提供）③相談研修機能（市民活動を支援する制度、サービス等についての相談、地域リーダーの育成）④コーディネイト機能（協働のまちづくりを推進していくための各種団体のネットワーク化や相互交流につながる事業展	サポート機能を充実していくためには、的確なアドバイスができるよう、職員に日々の研鑽と研修が求められている。 まちづくり情報は、インターネット等で比較的容易に収集できるが、他の情報源からの情報収集も必要である。	市民、住民自治組織、各種ボランティア団体等	市民一人ひとりが、まちづくりについて自ら考え行動する「自治」のまちづくりをめざす。甲奴の特色を活かしたまちづくりを協働して実現していく。	まちづくりに関する様々な情報提供や相談及び事業の企画支援等。 自立した住民自治組織の育成とまちづくり人材養成を目的とした研修。	住民自治組織活動の活発化に向け，更に工夫を凝らした取り組みを進める。 ①コミュニティビジネスの推進及び支援（カータービーナッツの特産品化） ②自治組織法人化への研修会 ③生涯学習講座、イベント等の企画支援	相談件数	回	600	800	900	相談件数	回	600	800	900	4	「サポートセンター」に対する市民の浸透は薄いが、地域振興協議会、イベント役員からの相談は多い。地域づくり、イベント等における各種団体とのコーディネイト機能の役割は重要であり、特色あるまちづくりを進めていくために、サポートセンターの貢献度は大きいと評価できる。	2	地域づくり、まちづくり活動の成果は、緊急を要する地域課題の解決も含め、地域社会が持続して成り立っていくまちづくりを進めなくてはならない。そうした意味で、まだまだ成果の向上余地はある。	4	直接経費は、ほとんど必要ないが、相談に応じられる人的配置は今後とも必要である。	3	協働のまちづくりを進めていくには、行政と連携が必要な分野も多く、積極的に行政が関与すべきである。まちづくりの担い手である、人材を発掘し、育成していくために、市の役割は大切である。	4	特色あるまちづくり、協働のまちづくりを推進していく上で、情報の交換、提供をおこなう機能は欠かせない。	3	日常的には、サポートセンターへの関心は低いが、地域役員、イベント関係者のニーズは高い。 パソコン教室等専門性を有する分野での生涯学習講座の企画運営に対する要望は強い。	20	C	未実施	要改善	事業拡大	特色あるまちづくりビジョンの実現、市民との協働まちづくりを推進する上で、サポート機能の充実を図る必要がある。	要改善	住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。	10 内容の改善	19年度当初
																	振興協議会連絡会議	回	12	12	12																				
116	141	秘書広報担当	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	大型観光キャンペーン事業(秘書広報担当分)	57,689	今春に開館した奥田元宋・小由女美術館，はらみちを美術館などの芸術文化施設を含めた市内のあらゆる観光資源と連携して，観光都市みよしをPRし，入込観光客の増加を目指す。 三次市観光キャンペーン実行委員会と連携し，イベントの実施，観光情報発信，市民のおもてなしの心の醸成を推進する。	19年度以降は17･18年度で行った事業を一定の成果としてとらえ，観光ビジョンに基づき，それぞれの部署で主体的に取り組んでいく。	三次市内外及び海外の人	三次市の知名度アップと入込観光客の増加	観光ルートの設定 観光情報の積極的な発信 観光資源の魅力アップ 市民をあげてのおもてなしの気運の醸成		キャンペーンポスター掲示	枚	－	6,100	3,000	GW主要施設入館（場）者数	人	－	54,955	106,790	4	大型観光キャンペーンによる三次市の知名度アップへの貢献度は大きい。	5	地域産業に活力を与え，元気な三次市を創造して働く喜びをもてるまちづくり，誇りを持てるまちづくりに十分成果がある。	4	トータルの宣伝効果を考慮し，それぞれのイベントや事業を行なっているため，削減余地は少ない。	3	観光とあわせ，農林業，商工業の施策を一体的に行なうことで，三次の魅力をアップし国内外へアピールするには，市の関与が必要である。	5	観光情報やおいしいもの，気持ちのいいお店などいろいろな情報をみんな求めている。	4	観光客を呼び込むためには，全市民がおもてなしの心で対応し，リピーター，滞在型の観光客を増やすことが重要である。	25	B	未実施	未実施	終了	平成17年度から開始した観光キャンペーンにより，魅力ある三次市の宣伝にかなりの成果があった。 今後は，三次市観光キャンペーン実行委員会を継続させ，観光ビジョンに基づき各部で日常的に取り組んでいく。	事業拡大	平成17年度･18年度の取組による効果などを整理し，「また来ていただける三次」づくりのため部署間の連携を深め更なる観光資源の魅力アップに向けた情報発信に取り組む。	成果の向上	18年度中
																	新聞広告	部		1,218,180		年間入込客数	人	1,629,985	1,625,455	2,924,794															
																	キャンペーン説明会	人		190																					
119	144	観光商工室	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	大型観光キャンペーン事業(観光商工室担当分)	3,770	本市が保有する豊かな自然，個性ある歴史・伝統・文化資源，市民が持つ魅力やエネルギーを全国に積極的に発信することにより，「三次」の知名度・認知度を高め，観光客の誘致拡大を図り，本市が賑わい溢れる活気のある"まち"に，また，市民挙げての『おもてなし』の心で，何度も訪れてみたい魅力ある"まち"にするため，官民が協働となって，「三次市観光キャンペーン実行委員会」を設立し，各種事業の展開を図る。	市民が一体となって，観光客に対する歓迎ムードを醸成するには，市全体で各種事業を展開しないといけない。 その啓発に向けて，関係機関と協議・調整し，理解度を高めるよう，努めなければならない。	観光客全般と市民	観光客誘致拡大 市民挙げての『おもてなし』の心（歓迎ムード）の醸成	地域で開催される各種イベントや情報など，三次の魅力を全国に積極的に発信するべく，HPや雑誌などを活用し，広報PRを強化するとともに，市内一円を花で飾るなど，『おもてなし』の機運の醸成を図る。		おもてなしの花いっぱい事業	回		1	2	市民ボランティア参加人数	名		149		4	観光客誘致へ向けて，各地に点在する魅力を有機的に結びつける方策を検討することは，市全体の魅力を再発見するためにも必要である。	4	新たな施設の開館PRに伴い，近隣施設の紹介を行ったため，県外からの観光客から問い合わせが多数あった。	4	各種事業の展開規模を縮小することは可能であるが，各種媒体を活用する広報PRについては，対象者・規模・時期など計画を立て，実行すべきである。	2	関係者が連携して，各種事業の展開を図ることは可能であるが，市全体のイメージアップに繋がるようなものは，全体の中で調整が必要である。	4	「癒し」や「やすらぎ」を求める観光客は，今後も増加傾向にあると考え，三次の「観光」は社会的ニーズが高い。	3	魅力ある地域をつくるのは，その地域に住んでいる“ひと”であり，交流人口の増加は，その地域を活性化させる最大の方法である。 市民を巻き込んで，市全体の活性化に向けて取り組むべきである。	21	C	未実施	要改善	事業拡大	市域全体が活性化するためには，各種部会について，十分な協議・調整が必要であり，官民一体となって事業の展開を図るべきである。 観光に携わる関係者だけでなく，市民を巻き込んで『おもてなし』の心の醸成に向けて，取組むべきである。	事業拡大	平成17･18年度における広報活動とホスピタリティーの育成により，着実に観光客の増につながっており，新たな発想で三次の魅力を積極的に発信していく。	成果の向上	19年度中
137	167	ふるさと農林室	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（2）「消費者が求める安全・安心，そしておいしいもの」へのこだわり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	地産地消の推進	709	三次市は，策定した「ふるさと農林業創造プラン」の柱の一つに地産地消の推進を掲げ，三次市の特産品の消費拡大PRとあわせて，学校・保育所給食への安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を取り入れた「三次市ふるさとランチ」を推進している。 「米」は三次市の代表的な農産物である。従って，米飯給食を中心にした「三次市ふるさとランチ」は，地元産農産物の消費拡大とあわせて，学校・保育所における食農教育として，地域の食文化を理解する上で重要な役割を果たすものといえる。 また，学校給食に米飯を取り入れるため，平成14年度か	米飯給食実施校の増校や地元農産物の学校給食への安定的な供給体制づくり。 各地域の自治組織の取組への拡大を図るための普及啓発が課題。	三次市市民，特に小学校の児童	給食への供給により，地元農産物の消費拡大を図る。 次代を担う子どもたちに給食を通じて地元産の食材に接する場をつくり，「食」への感謝の心を育て，農業及び農産物への理解を深める中で，子どもや親が適切な食生活を実践できる環境を整えていく。	小学校へ米飯給食用の食器を導入（H14～H17） 自治組織が食材供給に取り組むための保冷庫導入補助金の交付 小学生の農業体験の実施	積極的に推進する。 自治組織の食材供給への取組を推進したことにより，取組拡大の機運が高まりつつある。自治組織，学校，市が連携して，小学生の農作業体験を通じての農業への理解を深める取組を始めた。	保冷庫導入数	台			2	米飯給食実施校数	校	22	26	30	4	モデル的に実施した田幸小学校では，児童の食や農業に対する関心は非常に高く，特に給食の残食率にも改善が見られることから，取組を拡大することにより，市全域での効果が期待できる。	3	自治組織の取組への意欲が不十分であるため，普及啓発の必要がある。 農産物の生産の調整など，安定的な供給に解決すべき課題はまだ多い。	4	米飯給食及び地元産農産物の食材供給のための最低限の初期投資であり，コスト削減の余地は少ない。	3	生産者（農家）・消費者（学校）双方にニーズは一致しているが，商工業の調整を図るため，市（農林室・コミュニティセンター）への期待は大きい。	5	飽食の時代だからこそ，学校給食において「食育」を推進する際の役割はより一層重要性を増している。	5	子どもたちに安全・安心な農産物を利用した学校給食を提供し，地域への理解を深めさせることは，保護者だけでなく地域全体の願いである。	24	B	未実施	事業拡大	事業拡大	学校給食への地元農産物供給は，地域農業の振興だけでなく，その教育的作用からも大きな成果が見られ，市内全校に普及していくことが求められている。 また，学校給食への取り組みだけでなく，幅広い観点から「地産地消」を推進していく必要がある。	事業拡大	市内で消費できるシステムづくりを推進し，生産者の顔が見える「安全・安心なの農産物」を提供していくことが，農家所得の向上にもつながり，後継者も育成できる。	事業内容の拡大	19年度当初
																	学校、自治組織、市が連携した小学生の農業体験取組件数	件			1																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析									目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
193	220	君田支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	2,127	三次市は消防団を設置し市民の生命、身体及び財産を守ることを任務とする。 防災については異常気象時対応、災害未然防止、有事の対応。	若年層のさらなる消防団加入促進。地域高齢化が進み、若手団員は地域に欠かせない存在になっている。 各分団単位での若手団員加入促進を勧める。出動手当支給、事務連絡等は生活安全グループと各支所の連携強化をする。	君田町に居住している市民及び君田町内の事業所に勤務する方	市民の生命、身体及び財産の保護を目的とする。	消防団活動については（訓練・会議等）に関する諸事務、連絡調整。防災に関しては注意報、警報発令時の体制配備、情報収集、住民周知。	平成17年度の若手団員加入が9名あった。しかし全体の割合からするとまだ高齢化のためさらなる若手団員の加入が必要。	訓練等回数	回	10	8	6	訓練等参加延べ人数	人	315	335	320	5	5	4	3	5	5	27	A	未実施	現状維持	事業拡大	近年の災害増加は市民も不安を抱えており、消防団へのニーズは高い。火災対応だけでなく防犯活動、地域連帯、災害時の出動など消防団の役割は年々大きくなっているため、より一層の活性化が必要である。	要改善	消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。	1 市民と行政の協働	18年度中
																	方面隊幹部会議開催件数	回	5	5	5																			
194	223	作木支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	消防・防災関係業務	709	地域防災計画を策定し，危機管理体制を充実させるとともに，広報や防災訓練などにより市民の防災意識の高揚を図ります。また，新市の河川防災の中枢となる水防センターを整備し，一体性の速やかな確立を図ります。 消防については，各地域の消防団の再編・統合と非常時における自主防災体制を確立するとともに，消防防災施設の整備を進めます。また，備北地区消防広域行政組合による市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。 平成17年度末には三次市（作木地区）洪水ハザードマップを作成し，洪水時に対応できるよう，江の川	防災については，危機管理体制が計画されているが，全市的に訓練されたことはない。大規模な災害が発生した場合が心配である。 消防については，これまで旧町村で実施してきた事業を団員で自主的に行うことになったが，行政に依存する形態を大きく変えることができていない。消防団には，旧町村の職員が所属している場合が多く，異動により各支所に不在となったことで人員減となり，さらに，高齢化等の進行で団員の減少が進み，初期の対応が遅れる問題も出ている。	作木町に居住している市民及び作木町内の事業所に勤務する方	地震，水害，火災などの災害から守る	防災計画の策定と，避難路や避難場所を示した防災マップの作成。危機管理体制の充実。消防防災施設，水防センター等の整備。常備消防の全域出動態勢の確立。	作木地区の災害ハザードマップを作成し，江の川沿岸の各戸に配布した。	訓練等回数	回	7	7	4	訓練等参加延べ人数	人	378	363	310	3	3	4	4	4	5	23	B	未実施	要改善	要改善	消防団は，旧三次市においては，住民⇒消防署⇒消防団の流れで出動するが，各支所は，住民⇒消防署⇒各支所⇒消防団，と流れが違うこともあり，事務局体制が支所に求められる体制になる。方面隊内外の連携のためには，事務局としての機能が必要である。	要改善	消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	7	6	6																			
195	225	吉舎支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	1,418	防災行政無線の管理・運営 広報活動等による防災意識の高揚 危機管理体制の充実 消防団吉舎方面隊との連携および協力，施設整備の充実	防災行政無線については，現在，町内のみの運用であり，設置後18年が経過し，全体の機器更新の時期に来ている。平成20年のCATV開局まで，現状を維持するために応急工事を続けていますが，CATVへの切り替えと音声告知放送への加入の問題。 自主防災組織の確立。	吉舎町に居住している市民及び吉舎町内の事業所に勤務する方	市民の安全な生活を守るため，防災体制の充実を図る。また，市民の防災意識を高める，自主防災組織の結成と活動の活性化を図る。	広報・訓練等による防災意識の高揚と自主防災組織の確立 消防・防災設備の充実 危機管理体制の充実	自治組織等を中心にした，組織が未組織のため，住民自らの取り組みを推進していく。	訓練等回数	回	3	3	3	訓練等参加延べ人数	人	411	329	420	3	3	5	3	4	4	22	B	未実施	現状維持	要改善	防災行政無線（個別受信機）の各戸貸与など，災害時に備えての整備は行なっているが，旧自治体のエリアに留まっているのが現状である。統一したシステムの整備など改善の余地はある。また，システム整備後も施設を活かして，いかに被害を最小限に食い止めるかのマニュアル作りや訓練等も欠かすことはできない。	要改善	消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	6	6	7																			
196	227	三和支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	709	・ 防災計画策定 ・ 危機管理体制の充実 ・ 消防団組織体制等の充実と消防防災施設等の整備 ・ 広報活動等による防災意識の高揚 ・ 地域の自主防災組織の充実	消防防災設備・施設（防火水槽・詰所（格納庫）・積載車等）の老朽化等による更新・修繕を要する箇所が多数あり、引続き計画に沿った対策を講じる必要がある。	三和町に居住している市民及び三和町内の事業所に勤務する方	市民の安全な生活を守るため、防災体制の充実、また防災意識の高揚と自主防災体制の充実を図る。	・ 地域防災計画の策定、危機管理体制の充実 ・ 広報や訓練などによる防災意識の高揚 ・ 消防団組織体制等の充実と自主防災体制の確立、消防防災施設の整備	平成17年度2次総合評価＝現状維持 今後の方向性＝消防・防災担当部署と連携し，適確に実施していく。 平成18年度その対応＝消防・防災担当部署と連携し，啓発活動・危機管理体制を継続する。	訓練等回数	回	7	7	7	訓練等参加延べ人数	人	613	601	609	3	3	5	4	4	4	23	B	未実施	現状維持	要改善	消防防災設備・施設の老朽化等による修繕等、早急に対策を講じる必要あり。	要改善	消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	8	5	5																			

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応
197	229	甲奴支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	709	危機管理体制の充実させるとともに本庁担当室・三次市消防団及び消防団事務局と連携し，広報活動・防災訓練などにより市民の防災意識の高揚をはかる。	消防防災設備・施設及び防災無線設備の老朽化等による更新・修繕を要する箇所が多数あり，引続き計画に沿った対策を講じる必要がある。	甲奴町に居住している市民及び甲奴町内の事業所に勤務する方	防災に強いまちづくりに向け，防災啓発事業を通じ市民の防災意識を高める。	防災無線放送を通じて防災啓発活動 消防団甲奴方面隊との連携，協力 危機管理体制の充実 消防防災施設の整備	消防・防災担当部署との連携を強化し，業務を確に実施する。

連番	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価		
		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
197	訓練等回数	回	7	8	30	訓練等参加延べ人数	人	560	680	1,800	3	3	4	4	4	4	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	災害はいつ起こるかわからない。日頃の防災対策がいざというときの役に立ち，被害を最小限に抑えることができる。このため，本庁担当G，警察，消防署，消防団等と連携し啓発活動を継続し，さらに充実していく必要がある。	要改善	消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。	1 市民と行政の協働	19年度当初
	方面隊幹部会議開催件数	回	10	12	15																				

連番	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応
212	244	自治振興室	第5 環境	3地域交通	（1）利便性の高い生活交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	生活交通確保対策事業	195,604	①市民バス 地域内における日常生活交通手段として運行。 ②デマンド型交通システムの試験運行 三良坂町域において，利便性と効率性の向上をめざして試験運行を実施。 ③路線バス 三次市の幹線交通手段として確保するため補助金を交付。 ④JR線 芸備線・福塩線・三江線の各協議会に関する事務。要望事項のとりまとめ。	①市民バス 路線毎の運行経路・ダイヤ及び運行形態に関する具体的な実施計画の策定。②デマンド型交通システム 試験運行を基にしたデマンド型交通システムの有効性の検証に基づく実施計画の策定。③路線バス 市内外への幹線交通としての役割を明確にした，路線毎の配置及びダイヤ等の具体的な見直し。④観光客などの市内の移動手段の確保に向けた実施計画の策定。⑤環境に配慮した公共交通システムの調査・研究。⑥JR線三次・広島間の高速化に向けての調査・研究。	観光客	・住民の通院・通学・買物など日常的な地域内及び市内外の移動手段としての公共交通を，利便性の向上を図りつつ効率的に運行すること。 ・観光客などの市内の移動手段の確保。	公共交通機関の確保	・市民バスについては，誰もが利用できる条件を整備したとともに，一定の受益者負担を導入した。 ・デマンド型交通システムの試験運行を実施したことにより，利便性と効率性の向上へ向けた調査・研究のデータを得た。

連番	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価		
		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
212	市民バス等利用者数	人	110,342	100,242	100,000	市民バス等利用者数	人	110,342	100,242	100,000	4	3	3	2	4	4	20	C	現状維持	要改善	要改善	路線バス・市民バスとも利便性の向上，費用対効果などの面から，路線の存続やダイヤまた運行形態などさらなる見直しが必要である。	要改善	安全・便利で環境にやさしい交通体系を確立し，市内外の移動時間を短縮するよう，運行形態などの見直しを行う。	10 内容の改善	19年度当初

連番	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応
348	388	財政室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	予算編成	12,060	予算編成方針を示し，各部署において予算要求を行い，財政部局により調整後，市長査定を受け，予算案を作成のうえ，議会に付す。	枠配分方式の問題点（配分総額，各部署配分額の適正化）の解消	全市民	限られた財源を有効に活用し，住民の福利向上を目指す。	・予算編成方針，編成要領を作成し，各部署に示す。 ・要求一般財源枠を各部署に示す。 ・各部からのヒヤリングを受け，調整後，市長協議，予算書(案)を作成・印刷し，議会へ付す。	・市民予算提案制度の導入 ・枠配分方式の全経費導入

連番	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価		
		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
348	予算書		1	1	1	市民の予算提案	件	－	17	20	5	3	5	5	5	5	28	A	未実施	現状維持	要改善	予算編成手法は，不断の改善が必要である。また，さらに「わかりやすい公表」のための工夫も必要である。	要改善	市民予算提案制度，枠配分方式，職員予算プレゼンテーション，インセンティブ予算などの新たな予算手法を早期に確立するとともに，枠配分方式についてもより効果的で効率的な手法とするよう改善を行う。	10 内容の改善	19年度当初
						職員プレゼンテーション予算	件	14	4	5															

連番	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応
357	397	収納室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	三次市債権確保対策事業	119,821	平成16年4月合併後，新市まちづくり計画の中では，「債権確保」について，行財政改革による自治体組織の健全化の区分でとらえ，自主財源の確保と公平・公正の原則を堅持し，市民の信頼を得られる行政運営の推進を目的に，あらゆる手段・アイデアを集約するとともに，悪質・大口滞納者には法的措置を講じ，収納率・徴収率の向上，滞納額の減少を図ることとし，債権原室はもとより全庁体制で集中実施期間を設定し具体的な取組みを行っている。	①債権確保行動による債権の分析が進み，残された債権の大部分が，複雑な事情を抱える事案や高額滞納であり，今後の折衝には，より 洗練された対応方針が不可欠であり，そのための職員研修が重要である。 ②債権の分析後の法的措置は，迅速・的確に執行するため，各債権担当室との連携が重要である。 ③コンビニ・クレジット収納など，納税者・納付者の利便性向上の取り組み。	市税・国保税，負担金・料・貸付金等の滞納者	①公平性の確保 ②市財源の確保 ③自主納付制度の確立	① 全職員（2人1組）による全滞納債権確保のための臨戸訪問及び 徴収行動。 ② 対象者が市外在住の場合は，文書送付や電話による催告行動。	平成16年度までの取り組みを総括し， ①債権担当室を中心とした取り組みを強化した。 ②滞納者に対するペナルティの実施を厳しく取り組んだ。

連番	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価		
		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
357	延べ行動人員	人	9,938	10,468	8,544	収納件数	件	2,255	5,974	4,876	4	3	5	5	5	5	27	A	現状維持	要改善	要改善	①全職員による債権確保一斉行動は，三次市の債権に対する姿勢を内外に示す啓発効果は大きく，また対象住民の現状を具体的に把握するためにも，引き続き実施する意味は大きい。しかしながら事務局の負担が大きく，今後は債権原室の属する部局による独自性を持った行動展開や，研修会等の開催による職員資質の向上と行動の質の向上に改善の余地がある。	要改善	これまでの取り組みを検証し，より効果のあがる対策を実施する。特に管理職だけの特別行動なども検討していく。また，悪質滞納者には法的措置を実施する。	14 成果の向上	19年度当初
	延べ行動件数	件	6,921	5,979	4,880	収納金額	千円	76,220	97,085	79,241															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
17	3	のびのびこども室	第1　こども	1子育て	（2）子育てと仕事が両立できる環境づくり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	延長保育推進事業	11,926	保護者の就労形態の多様化，勤務時間の増加等に対応するため11時間の後1時間の延長保育を行う。 東光保育所，十日市保育所で実施していたが，平成18年度から愛光保育所でも実施している。また，私立では子供の城保育園，子供の館保育園，みゆき保育園で実施している。今後については，延長保育のニーズの高い保育所が発生した時点で検討を行う。	15年8月より東光，16年度より十日市，18年度より愛光保育所と保育をしてきたが，今後は3歳未満児保育施設を重点的にニーズに応じて取り組む。しかし，補助金の対象外となる1日平均6名以下であるため，財政的に厳しいことが予測される。	延長保育希望者	延長保育希望者全員に保育することで，保育者の就労の時間的な余裕や勤務条件の緩和等に対応する。	午後6時30分までに迎えに来られないとき，前日または当日の午後4時までに連絡を受け保育する。簡単なおやつを食する。あらかじめ延長保育希望の申請をしていただく。	15年度は東光保育所のみ実施，16年度から十日市保育所，18年度からは愛光保育所で開始した。	延長保育実施保育所数	所	2	2	3	延長保育1日平均利用者数（十日市保育所）	人	2	4	6	3	平成18年度から延長保育を実施する保育所が，23箇所の公立保育所のうち3箇所になったため。利用者には喜ばれているが利用者は少ない。	3	保育時間拡大となるので延長保育の実施で働きやすくなる。	4	コストは職員人件費が大半である。	2	十日市・東光・愛光保育所においては，民間委託を検討している。	3	共働き等により延長保育を求める保護者が増えているため社会的ニーズはあると思われる。	3	共働き等により延長保育を求める保護者が増えているため市民ニーズはあると思われる。	18	C	事業拡大	現状維持	要改善	延長保育を必要とする人はいるが，利用者は少ない。利用人数の面だけでは判断できないが，市民全体の利益につながる事業かどうかを見直していく必要はある。	事業拡大	**利用者のニーズを把握し，子育て中の保護者が利用しやすい制度とする。**	サービスの向上	19年度当初
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18															
																		人	2	3	6	延長保育1日平均利用者数（東光保育所）	人	2	3	6															
																		人	－	－	6	延長保育1日平均利用者数（愛光保育所）	人	－	－	6															
30	31	学校教育室	第1　こども	2教　育	（1）子どもたちのための学校改革	任意的事務	間接業務（内部管理）	サービス向上が求められる仕事	のびのび学級三次プラン推進事業	66,037	「明るく元気なみよしの子ども」を育成することを目途として，少人数学級の特性を生かした指導を行い，児童･生徒の学力向上を図るために，市費負担教員を任用して，段階的に「20人学級編制」を行っていく。 平成16年度はステップ1として，市費負担教員を20名を任用し，小学校においては「30人学級（34人以下）」，中学校においては英語･数学での「習熟度別少人数指導」を実施した。 平成17年度は市費負担教員22名を任用。さらに平成18年度はステップ2として，市費負担教員25名を任用し，小学校においては「25人学	･少人数学級編制を効果的に活用した指導方法等の工夫改善。 ･優秀な人材確保のための情報収集の徹底及び勤務条件の整備。 ･資質の向上のための研修制度の確立。	三次市地域の児童・生徒	次世代を担う”明るく元気なみよしの子”を育てることを掲げ，三次市独自の「のびのび学級三次プラン」を推進し，学力向上日本一を実現する。	現行制度では学級定員が40名のところを，段階的に少人数学級編制を行い，最終的には「20人学級編制」としていく。	･優秀な人材を確保するため，大学や関係団体等への制度のPRと教員に係る情報収集を行い，優秀な人材の確保に努めた。また，給与･手当等の勤務条件について改善を図った。	市費負担教員数	名	20	22	25	学力到達度検査結果での平均正答率	%	72	74	77	4	成果指標においては，向上が認められるほか，児童生徒･保護者･教員を対象としたアンケートで，学習意欲の向上や人間関係の深化等について成果が認められる。	4	市費任用教員の待遇改善，研修システムの整備により，優秀な人材確保と人材育成が可能となり，成果の一層の向上が期待できる。	4	市独自で優秀な人材を確保していくことが必要であり，コスト削減の余地は小さい。	5	義務教育に係る内容であり，さらに三次市としての独自性を発揮すべき内容である。	5	文部科学省による全国的な学力調査が来年度から実施される予定となっているように，児童･生徒に確かな学力を身につけさせることについての社会的ニーズは極めて高い。	5	少人数学級･少人数指導に関わる紙上調査結果から伺えるように，義務教育就学児童･生徒をもつ保護者からのニーズは極めて高い。	27	A	事業拡大	事業拡大	事業拡大	小･中学校とも中に少人数学習は着実に成果をあげてきている。 本年度までの取組みを総括して，最終的には平成20年度に大規模校を中心に小学校の20人学級を編制していくこととしており，事業拡大を計画している。	事業拡大	**計画的に推進する中で効果を検証し，実績が上がる手法を確立する必要がある。**	計画的に拡大	19年度当初
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18															
59	78	いきいきシルバー室	第2　保健・福祉	2福　祉	（2）住み慣れた地域で快適生活	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	介護認定調査業務	32,548	要介護（要支援）認定申請者に対し，介護認定審査会において要支援･要介護度を決定する資料とするため，認定調査員が申請者と面談し，国が設定している82項目の調査を行っている。	平成17年度の認定調査の状況は，約41%を市が行い，約59%が事業者への委託となっている。市の調査件数を増やせば，委託料が減額となり市の経費は増額となるが，全体事業費は削減される。現在，市が月平均約190件の認定調査を嘱託調査員を含め5.4人では，月平均200件が限度であると思われる。平成18年度は嘱託調査員が1名増員となったが，これから，団塊の世代が高齢者となれば急激な高齢者の増加となることが予測されることから，嘱託調査員の増員を計画的に行う必要がある。（委託料は，在宅：3，150円／件，施設：2，10	要介護（要支援）認定申請をされた被保険者全員	申請者の要支援･要介護度を決定する資料とするため，認定調査員が申請者の心身の状態を把握する。	国が設定している82項目の調査を行っている。	前年度の評価結果において介護保険制度の見直しを踏まえて検討することとされている。今年度は，介護保険制度において新規･変更申請については自治体が行うこととなっているので引き続き行っているが，制度改正に伴い更新申請のうち要支援･要介護1の者の一部については今年度から市が行っている。	認定調査件数	件	5,617	5,710	5,900	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった割合	%	1	1	1	5	認定調査により，適切な要介護度を決定し，適正な介護サービスにつなげている。	4	自治体が認定調査を行うことは，公正･中立な立場を堅持でき，有効かつ効果的なサービス計画が策定できる。	3	直営（嘱託調査員）の調査比率を高めると委託料が削減され，全体事業を削減できると思われる。 認定を受けてもサービスの利用のない方が多くいる。申請は被保険者であれば誰でもできるが，サービス利用がない申請は，見直す余地がある。	4	市が実施したほうが，公平･公正の観点から判断すればより良いと思われる。（平成18年度から市の関与を高める制度改正が行われた。）	5	今後とも介護保険サービスを利用する高齢者等は増加することが予測できる。 これに伴い要介護（要支援）認定申請をする高齢者等も増加すると予測される。	5	要介護（要支援）認定申請をする市民も増加すると予測される。	26	B	未実施	要改善	事業拡大	引き続き，要介護（要支援）認定申請をする市民が増加すると予測される。 また，認定審査会資料の公正･中立の立場を保つためには市が実施することが必要と考えられるとも に，委託すると1件当たりの委託料は在宅：3，150円，施設：2，100円を必要となり，市が実施すれば安価になると考えられる。	要改善	**対象者の増加に対応して委託か調査員の増員か，トータルコストで比較し安価の方を選択する。**	8　事務事業の効率化	19年度当初
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18															
85	108	布野支所　地域振興グループ	第3　文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	709	市町村合併と前後して各町に住民自治振興組織が設立されたが，この自治振興組織への支援を進め活発化することにより，市民との共同のまちづくりを進める一つとする。	指定管理者制度の導入により，管理施設が加わったことに伴い，前年より布野町まちづくり連合会の業務が増えている。当面は，これまで以上の活動支援が必要となると思われる。	自治振興組織及び市民	自治振興組織を中心とした市民による自治活動が活発化する。	･まちづくりに関係する各種情報提供（講師や視察などの研修情報） ･地域リーダー育成研修会の開催 ･布野町まちづくり連合会主催事業への事務支援 ･ふのまちづくりビジョン実行のサポート	地域住民が主体的に事業に取り組むためには，各地域でのリーダーが必要であり，その育成に支援を行う。 まちづくりビジョンの実行に当たり，支所からの支援を行う。	まちづくり連合会主催事業支援	式	1	1	1	まちづくり連合会主催事業支援	式	1	1	1	3	行政と市民による協働のまちづくりへの過渡期であり，急激な変化による混乱を避けるための穏やかな改革には必要である。	3	自治振興組織の取り組みの程度に差が大きく，活動があまり行われない組織への支援が不十分である。	3	職員の労務提供はあるが，それ以外の予算執行は伴わない。	4	協働のまちづくりの観点から，市が関与すべきことである。	3	将来的には，市民の自治に対する意識の高まりにより，行政の関与は縮小される。	4	当面は，市民の自治活動について行政への支援が強く求められる。	20	C	未実施	要改善	要改善	自治活動の担い手は市民であり，市民に活動しやすい環境を整備することが行政の役割である。適切な情報提供を行うとともに，地域リーダーの育成にこれまで以上の力を注ぐ必要がある。 また，指定管理では少人数での対応のため，支援が必要である。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	10　内容の改善	19年度当初
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18															

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，１～５の５段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30　B:22～26　C:17～21　D:12～16　E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	１次総合評価		２次総合評価			
																		単位	16	17	18		単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳分	実施期限
86	110	作木支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	14,180	・まちづくりセンターと支所との連携 ・住民自治組織との連携 ・情報ステーション機能 ・交流サロン機能 ・相談研修機能 ・コーディネート機能 ・生涯学習振興機能	住民自治組織の自立の支援。	住民自治組織及び市民	住民自治組織の自立を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを実現する。	住民自治組織と連携をとり活動の支援をおこなう。	昨年に引き続き住民自治組織と連携をとり活動の支援をおこなう。	住民自治組織との会議	回	36	36	36	住民自治組織との会議	回	36	36	36	5	3	3	5	5	5	26	B	未実施	要改善	要改善	住民自治組織への支援を継続し、自立を促進することが必要。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初
87	111	作木支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	7,090	「人が輝き　自然がきらめき　活き活きとふれあうまち　きさ」をめざし，自治組織による市民と協働のまちづくりを展開していくための機能として位置づけ。	これからの「市民協働型」のまちづくりを推進していくうえで，今後も住民自治組織の活動支援や地域リーダーの育成に向けた研修など，まちづくりの情報交換やアドバイス活動が求められますが，行政主導でない，住民自治組織等の自主性の向上に努めるとともに，連携を強めていく必要がある。	住民自治組織及び市民	住民自治組織の活動支援や地域リーダーの育成に向けた研修など，まちづくりの情報交換やアドバイス活動ができるようにする。	中央サポートセンターと連携をとりながら，吉舎まちにおけるまちづくり活動支援を行う。 ・情報ステーション機能　・交流サロン機能　・相談研修機能 ・コーディネート機能　・生涯学習機能	住民自治組織と連携し，自治連合会中心に委員の推薦により，18名で組織された策定委員会でまちづくりビジョンを策定，これから，組織・行政相互に連携し，ビジョンの具体化に向け協働して取り組む。	生涯学習回数	回	41	46	34	生涯学習参加人数	人	800	900	750	3	3	3	3	4	5	20	C	未実施	要改善	要改善	今後も，住民自治組織による市民と行政の協働のまちづくりは，推進していかなければならない，サポートセンターも真にその機能を発揮し，住民の活動をサポートしていくことで，継続した協働のまちづくりが展開できる。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初
88	113	三良坂支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	3,545	三良坂町自治振興区連絡協議会を中心に，特色あるまちづくりに向けた取り組みを行なう。17年度においては「まちづくりビジョン策定委員会」を組織し，三良坂の今後10年のまちづくりの指標となる「まちづくりビジョン三良坂」を策定した。18年度では，30名程度の委員で組織する「三良坂まちづくり会議」を発足させ，まちづくりビジョンに基づく具体的な行動計画の策定に取り組む。支所（まちづくりサポートセンター）では，これらの活動に対する運営補助や情報提供・助言等の支援を行ない，行政と市民の協働のまちづくりに向けた取り組みを行	17年度において「まちづくりビジョン」が作成され，少しずつ特色あるまちづくりへの取り組みが進んでいる。しかし各単位振興区をみると，自治のまちづくりに向けた考え方の転換や，輪番制の役員選出等により継続的・一体的な活動が行なわれているとはいい難い。18年度において計画されている「まちづくりビジョン」の具体的行動計画の策定を支援し，特色あるまちづくりに向けた住民の自発的な活動への機運醸成や後方支援を行なうことが今後の課題となる。	○三良坂町自治振興区連絡協議会の行なうまちづくり活動 ○主に三次市三良坂町の市民	市民ひとり一人が，まちづくりについて自ら考え行動する「自治」のまちづくりをめざす。また三良坂ならではの特色あるまちづくりに向けた取り組みを行なう。	三良坂町自治振興区連絡協議会を中心とした，特色あるまちづくりの多方面からの支援。18年度においては，17年度に策定した「まちづくりビジョン三良坂」に基づく具体的行動計画策定のため組織された「三良坂まちづくり会議」の支援。	18年度に組織した「三良坂まちづくり会議」では，3つの分科会が設けられている。それぞれの分科会に支所の3つのグループのマネージャーと職員が担当としてサポートする。地域振興グループだけではなく全体でサポートしていく体制となっている。	組織運営支援月数	月	12	12	12	情報提供による各種補助金助成金事業申請件数	件	3	5	3	4	3	3	5	4	4	23	B	未実施	要改善	要改善	特色あるまちづくりに向けて，まちづくりサポートセンターとしての機能を，グループの枠をこえて支所全体（職員全員）で取り組む体制・意識が必要。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初
																	自治連各種会議支援回数	回	3	12	15	事業の内，各種団体と共催で行なう割合	%		15	10														
89	115	三和支所　地域振興グループ	第３　文化・学習	１住民自治・生涯学習	（２）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	4,254	市民の自治活動、及び学習活動への支援のために次の機能を果たす。 (1)情報ステーション機能 (2)交流サロン機能 (3)相談研修機能 (4)コーディネイト機能 (5)生涯学習振興機能	市民のニーズに対し，的確な助言やサポートをするために，中央機能を担う，三次まちづくりサポートセンターの機能強化により，支所職員のスキルアップのための研修等の実施が必要。また，まちづくりサポートセンターの存在・機能を広く市民に周知するための啓発も重要な課題。	三和町の市民 三和町内自治組織	自らが考え行動する住民自治を確立する	各種情報の提供、助言 住民の意識改革のための啓発	各自治組織において，まちづくりに向けての，自主的，主体的な取り組みができつつある。	自治連絡協議会との協議回数	回	170	156	120	自治連絡協議会との協議回数	回	170	156	120	2	2	2	2	3	2	13	D	未実施	要改善	要改善	市民との協働は，関わり過ぎても、また距離をおき過ぎてもだめで、ちょうどよい加減を模索している。サポートセンター機能は重要と思われるが、市民と行政双方に足りない部分が多くあり、目的にそった運営ができていない。もうしばらく実施する必要がある。	要改善	**住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。**	１０　内容の改善	１９年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
90	117	甲奴支所 地域振興グループ	第3 文化・学習	1住民自治・生涯学習	（2）住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	まちづくりサポートセンター運営業務	14,180	「人々がふれあい輝く自治のまちづくり」をめざし、より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参画し、市民と行政の協働のまちづくりを推進していくための機能として位置づけている。支所でのサポート機能としては、①情報ステーション機能（自治活動や市民活動に関する各種情報提供）②交流サロン機能（市民活動の交流が図れる場の提供）③相談研修機能（市民活動を支援する制度、サービス等についての相談、地域リーダーの育成）④コーディネイト機能（協働のまちづくりを推進していくための各種団体のネットワーク化や相互交流につながる事業展	サポート機能を充実していくためには、的確なアドバイスができるよう、職員に日々の研鑽と研修が求められている。 まちづくり情報は、インターネット等で比較的容易に収集できるが、他の情報源からの情報収集も必要である。	市民、住民自治組織、各種ボランティア団体等	市民一人ひとりが、まちづくりについて自ら考え行動する「自治」のまちづくりをめざす。甲奴の特色を活かしたまちづくりを協働して実現していく。	まちづくりに関する様々な情報提供や相談及び事業の企画支援等。 自立した住民自治組織の育成とまちづくり人材養成を目的とした研修。	住民自治組織活動の活発化に向け，更に工夫を凝らした取り組みを進める。 ①コミュニティビジネスの推進及び支援（カータービーナッツの特産品化） ②自治組織法人化への研修会 ③生涯学習講座、イベント等の企画支援	相談件数	回	600	800	900	相談件数	回	600	800	900	4 「サポートセンター」に対する市民の浸透は薄いが、地域振興協議会、イベント役員からの相談は多い。地域づくり、イベント等における各種団体とのコーディネイト機能の役割は重要であり、特色あるまちづくりを進めていくために、サポートセンターの貢献度は大きいと評価できる。	2 地域づくり、まちづくり活動の成果は、緊急を要する地域課題の解決も含め、地域社会が持続して成り立っていくまちづくりを進めなくてはならない。そうした意味で、まだまだ成果の向上余地はある。	4 直接経費は、ほとんど必要ないが、相談に応じられる人的配置は今後とも必要である。	3 協働のまちづくりを進めていくには、行政と連携が必要な分野も多く、積極的に行政が関与すべきである。まちづくりの担い手である、人材を発掘し、育成していくために、市の役割は大切である。	4 特色あるまちづくり、協働のまちづくりを推進していく上で、情報の交換、提供をおこなう機能は欠かせない。	3 日常的には、サポートセンターへの関心は低いが、地域役員、イベント関係者のニーズは高い。 パソコン教室等専門性を有する分野での生涯学習講座の企画運営に対する要望は強い。	20	C	未実施	要改善	事業拡大	特色あるまちづくりビジョンの実現、市民との協働まちづくりを推進する上で、サポート機能の充実を図る必要がある。	要改善	住民自治活動の活性化に向け，更に工夫を凝らした取組を進める。	10 内容の改善	19年度当初
																	振興協議会連絡会議	回	12	12	12																				
116	141	秘書広報担当	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	大型観光キャンペーン事業(秘書広報担当分)	57,689	今春に開館した奥田元宋・小由女美術館，はらみちを美術館などの芸術文化施設を含めた市内のあらゆる観光資源と連携して，観光都市みよしをPRし，入込観光客の増加を目指す。 三次市観光キャンペーン実行委員会と連携し，イベントの実施，観光情報発信，市民のおもてなしの心の醸成を推進する。	19年度以降は17･18年度で行った事業を一定の成果としてとらえ，観光ビジョンに基づき，それぞれの部署で主体的に取り組んでいく。	三次市内外及び海外の人	三次市の知名度アップと入込観光客の増加	観光ルートの設定 観光情報の積極的な発信 観光資源の魅力アップ 市民をあげてのおもてなしの気運の醸成		キャンペーンポスター掲示	枚	－	6,100	3,000	GW主要施設入館（場）者数	人	－	54,955	106,790	4 大型観光キャンペーンによる三次市の知名度アップへの貢献度は大きい。	5 地域産業に活力を与え，元気な三次市を創造して働く喜びをもてるまちづくり，誇りを持てるまちづくりに十分成果がある。	4 トータルの宣伝効果を考慮し，それぞれのイベントや事業を行なっているため，削減余地は少ない。	3 観光とあわせ，農林業，商工業の施策を一体的に行なうことで，三次の魅力をアップし国内外へアピールするには，市の関与が必要である。	5 観光情報やおいしいもの，気持ちのいいお店などいろいろな情報をみんな求めている。	4 観光客を呼び込むためには，全市民がおもてなしの心で対応し，リピーター，滞在型の観光客を増やすことが重要である。	25	B	未実施	未実施	終了	平成17年度から開始した観光キャンペーンにより，魅力ある三次市の宣伝にかなりの成果があった。 今後は，三次市観光キャンペーン実行委員会を継続させ，観光ビジョンに基づき各部で日常的に取り組んでいく。	事業拡大	平成17年度･18年度の取組による効果などを整理し，「また来ていただける三次」づくりのため部署間の連携を深め更なる観光資源の魅力アップに向けた情報発信に取り組む。	成果の向上	18年度中
																	新聞広告	部		1,218,180		年間入込客数	人	1,629,985	1,625,455	2,924,794															
																	キャンペーン説明会	人		190																					
119	144	観光商工室	第4 産業・経済	1観 光	（1）観光資源の魅力アップ	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	大型観光キャンペーン事業(観光商工室担当分)	3,770	本市が保有する豊かな自然，個性ある歴史・伝統・文化資源，市民が持つ魅力やエネルギーを全国に積極的に発信することにより，「三次」の知名度・認知度を高め，観光客の誘致拡大を図り，本市が賑わい溢れる活気のある"まち"に，また，市民挙げての『おもてなし』の心で，何度も訪れてみたい魅力ある"まち"にするため，官民が協働となって，「三次市観光キャンペーン実行委員会」を設立し，各種事業の展開を図る。	市民が一体となって，観光客に対する歓迎ムードを醸成するには，市全体で各種事業を展開しないといけない。 その啓発に向けて，関係機関と協議・調整し，理解度を高めるよう，努めなければならない。	観光客全般と市民	観光客誘致拡大 市民挙げての『おもてなし』の心（歓迎ムード）の醸成	地域で開催される各種イベントや情報など，三次の魅力を全国に積極的に発信するべく，HPや雑誌などを活用し，広報PRを強化するとともに，市内一円を花で飾るなど，『おもてなし』の機運の醸成を図る。		おもてなしの花いっぱい事業	回		1	2	市民ボランティア参加人数	名		149		4 観光客誘致へ向けて，各地に点在する魅力を有機的に結びつける方策を検討することは，市全体の魅力を再発見するためにも必要である。	4 新たな施設の開館PRに伴い，近隣施設の紹介を行ったため，県外からの観光客から問い合わせが多数あった。	4 各種事業の展開規模を縮小することは可能であるが，各種媒体を活用する広報PRについては，対象者・規模・時期など計画を立て，実行すべきである。	2 関係者が連携して，各種事業の展開を図ることは可能であるが，市全体のイメージアップに繋がるようなものは，全体の中で調整が必要である。	4 「癒し」や「やすらぎ」を求める観光客は，今後も増加傾向にあると考え，三次の「観光」は社会的ニーズが高い。	3 魅力ある地域をつくるのは，その地域に住んでいる“ひと”であり，交流人口の増加は，その地域を活性化させる最大の方法である。 市民を巻き込んで，市全体の活性化に向けて取り組むべきである。	21	C	未実施	未実施	要改善	市域全体が活性化するためには，各種部会について，十分な協議・調整が必要であり，官民一体となって事業の展開を図るべきである。 観光に携わる関係者だけでなく，市民を巻き込んで『おもてなし』の心の醸成に向けて，取組むべきである。	事業拡大	平成17･18年度における広報活動とホスピタリティーの育成により，着実に観光客の増につながっており，新たな発想で三次の魅力を積極的に発信していく。	成果の向上	19年度中
137	167	ふるさと農林室	第4 産業・経済	2農林畜産業等	（2）「消費者が求める安全・安心，そしておいしいもの」へのこだわり	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	新たなものを作り出す仕事	地産地消の推進	709	三次市は，策定した「ふるさと農林業創造プラン」の柱の一つに地産地消の推進を掲げ，三次市の特産品の消費拡大PRとあわせて，学校・保育所給食への安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を取り入れた「三次市ふるさとランチ」を推進している。 「米」は三次市の代表的な農産物である。従って，米飯給食を中心にした「三次市ふるさとランチ」は，地元産農産物の消費拡大とあわせて，学校・保育所における食農教育として，地域の食文化を理解する上で重要な役割を果たすものといえる。 また，学校給食に米飯を取り入れるため，平成14年度か	米飯給食実施校の増校や地元農産物の学校給食への安定的な供給体制づくり。 各地域の自治組織の取組への拡大を図るための普及啓発が課題。	三次市市民，特に小学校の児童	給食への供給により，地元農産物の消費拡大を図る。 次代を担う子どもたちに給食を通じて地元産の食材に接する場をつくり，「食」への感謝の心を育て，農業及び農産物への理解を深める中で，子どもや親が適切な食生活を実践できる環境を整えていく。	小学校へ米飯給食用の食器を導入（H14～H17） 自治組織が食材供給に取り組むための保冷庫導入補助金の交付 小学生の農業体験の実施	積極的に推進する。 自治組織の食材供給への取組を推進したことにより，取組拡大の機運が高まりつつある。自治組織，学校，市が連携して，小学生の農作業体験を通じての農業への理解を深める取組を始めた。	保冷庫導入数	台			2	米飯給食実施校数	校	22	26	30	4 モデル的に実施した田幸小学校では，児童の食や農業に対する関心は非常に高く，特に給食の残食率にも改善が見られることから，取組を拡大することにより，市全域での効果が期待できる。	3 自治組織の取組への意欲が不十分であるため，普及啓発の必要がある。 農産物の生産の調整など，安定的な供給に解決すべき課題はまだ多い。	4 米飯給食及び地元産農産物の食材供給のための最低限の初期投資であり，コスト削減の余地は少ない。	3 生産者（農家）・消費者（学校）双方にニーズは一致しているが，両者の調整を図りスムーズな運営を図るため，市（農林室・コミュニティセンター）への期待は大きい。	5 飽食の時代だからこそ，学校給食において「食育」を推進する際の役割はより一層重要性を増している。	5 子どもたちに安全・安心な農産物を利用した学校給食を提供し，地域への理解を深めさせることは，保護者だけでなく地域全体の願いである。	24	B	未実施	事業拡大	事業拡大	学校給食への地元農産物供給は，地域農業の振興だけでなく，その教育的作用からも大きな成果が見られ，市内全校に普及していくことが求められている。 また，学校給食への取り組みだけでなく，幅広い観点から「地産地消」を推進していく必要がある。	事業拡大	市内で消費できるシステムづくりを推進し，生産者の顔が見える「安全・安心なの農産物」を提供していくことが，農家所得の向上にもつながり，後継者も育成できる。	事業内容の拡大	19年度当初

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18	成果指標	単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳区分	実施期限
193	220	君田支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	2,127	三次市は消防団を設置し市民の生命、身体及び財産を守ることを任務とする。 防災については異常気象時対応、災害未然防止、有事の対応。	若年層のさらなる消防団加入促進。地域高齢化が進み、若手団員は地域に欠かせない存在になっている。 各分団単位での若手団員加入促進を勧める。出動手当支給、事務連絡等は生活安全グループと各支所の連携強化をする。	君田町に居住している市民及び君田町内の事業所に勤務する方	市民の生命、身体及び財産の保護を目的とする。	消防団活動については（訓練・会議等）に関する諸事務、連絡調整。防災に関しては注意報、警報発令時の体制配備、情報収集、住民周知。	平成17年度の若手団員加入が9名あった。しかし全体の割合からするとまだ高齢化のためさらなる若手団員の加入が必要。	訓練等回数	回	10	8	6	訓練等参加延べ人数	人	315	335	320	5	消防団の活動により市民の生命、身体、財産を守る目標達成へ極めて大きく貢献している。防災に関しては防災無線を通じて火災通報、防犯情報を周知し貢献している。	5	消防団の活動により火災、無事故が図られており町民の信頼も厚い。防災に関しては注意報、警報発令時の支所職員配置により有事に対し迅速に対応できるよう体制を整えている。	4	出場手当については団員の意欲低下につながるため削減するべきではない。	3	消防団の活動は自主的に行うものが望ましいが生活安全グループからの事務連絡調整、伝達等は市で行った方がよりよくできる。	5	住民同士の交流が薄れる中、消防団の存在は地域の連帯意識を高め、火災時対応、防犯対策等に大きな役割を果たしており社会的ニーズは極めて高い。	5	高齢化が進む君田町で消防団のニーズは極めて高い。火災対応だけでなく、ひとり暮らし老人訪問、夜警巡回による防犯対策等地域に重要な役割を果たしている。	27	A	未実施	現状維持	事業拡大	近年の災害増加は市民も不安を抱えており、消防団へのニーズは高い。火災対応だけでなく防犯活動、地域連帯、災害時の出動など消防団の役割は年々大きくなっているため、より一層の活性化が必要である。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1 市民と行政の協働	18年度中
																	方面隊幹部会議開催件数	回	5	5	5																				
194	223	作木支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	消防・防災関係業務	709	地域防災計画を策定し，危機管理体制を充実させるとともに，広報や防災訓練などにより市民の防災意識の高揚を図ります。また，新市の河川防災の中枢となる水防センターを整備し，一体性の速やかな確立を図ります。 消防については，各地域の消防団の再編・統合と非常時における自主防災体制を確立するとともに，消防防災施設の整備を進めます。また，備北地区消防広域行政組合による市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。 平成17年度末には三次市（作木地区）洪水ハザードマップを作成し，洪水時に対応できるよう，江の川	防災については，危機管理体制が計画されているが，全市的に訓練されたことはない。大規模な災害が発生した場合が心配である。 消防については，これまで旧町村で実施してきた事業を団員で自主的に行うことになったが，行政に依存する形態を大きく変えることができていない。消防団には，旧町村の職員が所属している場合が多く，異動により各支所に不在となったことで人員減となり，さらに，高齢化等の進行で団員の減少が進み，初期の対応が遅れる問題も出ている。	作木町に居住している市民及び作木町内の事業所に勤務する方	地震，水害，火災などの災害から守る	防災計画の策定と，避難路や避難場所を示した防災マップの作成。危機管理体制の充実。消防防災施設，水防センター等の整備。常備消防の全域出動態勢の確立。	作木地区の災害ハザードマップを作成し，江の川沿岸の各戸に配布した。	訓練等回数	回	7	7	4	訓練等参加延べ人数	人	378	363	310	3	必要な消防・防災活動は行われ，目標は達成されている。	3	消防団の取り組みについては，より自主的な活動に向けて向上の余地がある。防災活動についても，大規模な訓練などを行う必要がある。	4	市民の安全のために必要なコストであり，削減できる余地は小さい。	4	消防団事務局については，地域性やこれまでの経緯も考えると，全てを消防団で自主的に行うべきとは言えない。	4	全国的にみても，市民の安全・安心については関心の高い事柄であり，消防・防災もこれにあてはまる。	5	住民の求めている生活の安全のひとつとして，消防・防災が挙げられる。	23	B	未実施	要改善	要改善	消防団は，旧三次市においては，住民⇒消防署⇒消防団の流れで出動するが，各支所は，住民⇒消防署⇒各支所⇒消防団，と流れが違うこともあり，事務局体制が支所に求められる体制になる。方面隊内外の連携のためには，事務局としての機能が必要である。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	7	6	6																				
195	225	吉舎支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	1,418	防災行政無線の管理・運営 広報活動等による防災意識の高揚 危機管理体制の充実 消防団吉舎方面隊との連携および協力，施設整備の充実	防災行政無線については，現在，町内のみの運用であり，設置後18年が経過し，全体の機器更新の時期に来ている。平成20年のCATV開局まで，現状を維持するために応急工事を続けていますが，CATVへの切り替えと音声告知放送への加入の問題。 自主防災組織の確立。	吉舎町に居住している市民及び吉舎町内の事業所に勤務する方	市民の安全な生活を守るため，防災体制の充実を図る。また，市民の防災意識を高める，自主防災組織の結成と活動の活性化を図る。	広報・訓練等による防災意識の高揚と自主防災組織の確立 消防・防災設備の充実 危機管理体制の充実	自治組織等を中心にした，組織が未組織のため，住民自らの取り組みを推進していく。	訓練等回数	回	3	3	3	訓練等参加延べ人数	人	411	329	420	3	防災無線を使って，災害情報・警報発令等の広報を行っている。そのため，災害発生時には迅速に対応できるよう，設備の点検整備や更新が必要である。 あわせて，防災意識の高揚を図るため，市民へあらゆる機会を捉えての啓発が必要である。	3	消防防災の基盤整備や危機管理体制の確立など，今後も取り組みが必要である。 また，自治振興会などを拠点とした自主防災組織の確立が進めば，さらに防災意識の高揚が図れるとともに，有事の際に被害を最小限に食い止めることができる。	5	支所における事業費支出がないため	3	市・警察・消防署・消防団の連携は不可欠である。 しかし，市が実施する事業以外に，自主防災組織の確立とその自主活動には大きく期待する。	4	安心安全で，災害のないまちづくりを求められている。	4	災害の経験からも，最近の世界・国内の状況からも，消防防災に対する意識は高い。	22	B	未実施	現状維持	要改善	防災行政無線（個別受信機）の各戸貸与など，災害時に備えての整備は行なっているが，旧自治体のエリアに留まっているのが現状である。統一したシステムの整備など改善の余地はある。また，システム整備後も施設を活かして，いかに被害を最小限に食い止めるかのマニュアル作りや訓練等も欠かすことはできない。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	6	6	7																				
196	227	三和支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	709	・ 防災計画策定 ・ 危機管理体制の充実 ・ 消防団組織体制等の充実と消防防災施設等の整備 ・ 広報活動等による防災意識の高揚 ・ 地域の自主防災組織の充実	消防防災設備・施設（防火水槽・詰所（格納庫）・積載車等）の老朽化等による更新・修繕を要する箇所が多数あり、引続き計画に沿った対策を講じる必要がある。	三和町に居住している市民及び三和町内の事業所に勤務する方	市民の安全な生活を守るため、防災体制の充実、また防災意識の高揚と自主防災体制の充実を図る。	・ 地域防災計画の策定、危機管理体制の充実 ・ 広報や訓練などによる防災意識の高揚 ・ 消防団組織体制等の充実と自主防災体制の確立、消防防災施設の整備	平成17年度2次総合評価＝現状維持 今後の方向性＝消防・防災担当部署と連携し，適確に実施していく。 平成18年度その対応＝消防・防災担当部署と連携し，啓発活動・危機管理体制を継続する。	訓練等回数	回	7	7	7	訓練等参加延べ人数	人	613	601	609	3	火災・災害発生時の情報収集及び対応は迅速かつ正確に行う必要がある。日頃から防災意識の高揚を図りながら，施設の点検等を併せて行い対策を講じる必要がある。	3	あらゆる機会を利用しての，意識啓発及び気運を盛り上げるための取り組みが必要。	5	支所においては，事業費支出はない。	4	市，警察，消防署，消防団との連携が必要である。	4	社会的にも，火災のない町，災害ゼロの町を望んでいる。	4	市民の消防・防災への気運はかなり高い。	23	B	未実施	現状維持	要改善	消防防災設備・施設の老朽化等による修繕等、早急に対策を講じる必要あり。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	8	5	5																				

平成１８年度「The行政チェック」事務事業評価一覧(施策順)

※ 各評価項目は，1～5の5段階で評価 ※ 総合評価・・・「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「終了」「廃止」から選択 ※ ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

市民会議評価対象事務事業

連番	チェックシートNo.	所管	分野	大項目	中項目	任意・義務	直接・間接	正確性等	事務事業名	平成17年度事業費（千円）（職員人件費含む）	事業概要	今後の課題	事務事業の対象者等	目的	手段	前年度の対応	定量分析										目的手段の適切さ			市の役割	必要性		合計点	ランク	十六年度評価	十七年度評価	1次総合評価		2次総合評価			
																		単位	16	17	18		単位	16	17	18	目的達成への貢献度	有効性	効率性	市関与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ					総合評価	今後の方向性	総合評価	今後の方向性	内訳分	実施期限
197	229	甲奴支所 総合調整グループ	第5 環境	2防災・安全	（1）だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	消防・防災関係業務	709	危機管理体制の充実させるとともに本庁担当室・三次市消防団及び消防団事務局と連携し，広報活動・防災訓練などにより市民の防災意識の高揚をはかる。	消防防災設備・施設及び防災無線設備の老朽化等による更新・修繕を要する箇所が多数あり，引続き計画に沿った対策を講じる必要がある。	甲奴町に居住している市民及び甲奴町内の事業所に勤務する方	防災に強いまちづくりに向け，防災啓発事業を通じ市民の防災意識を高める。	防災無線放送を通じて防災啓発活動 消防団甲奴方面隊との連携，協力 危機管理体制の充実 消防防災施設の整備	消防・防災担当部署との連携を強化し，業務を的確に実施する。	訓練等回数	回	7	8	30	訓練等参加延べ人数	人	560	680	1,800	3	火災・災害発生時の情報収集及び対応は迅速かつ的確に行うため，日頃から防災意識の高揚を図りながら，施設の点検・整備・更新等を行う必要がある。	3	あらゆる機会を利用して，防災意識の気運を高める取り組みが必要である。	4	市，警察，消防署，消防団との連携が必要であり，市が関与すべきである。	4	社会的にも火災・水害等災害のない，また災害に強いまちづくりが必要である。	4	市民の消防・防災への意識は高い。	22	B	未実施	現状維持	事業拡大	災害はいつ起こるかわからない。日頃の防災対策がいざというときの役に立ち，被害を最小限に抑えることができる。このため，本庁担当G，警察，消防署，消防団等と連携し啓発活動を継続し，さらに充実していく必要がある。	要改善	**消防団の役割も大きいが，すべての市民が安全に安心して暮らすために，今後は，自主防災組織の組織化の推進など地域防災力の強化が必要である。**	1 市民と行政の協働	19年度当初
																	方面隊幹部会議開催件数	回	10	12	15																			
212	244	自治振興室	第5 環境	3地域交通	（1）利便性の高い生活交通体系の確立	任意的事務	直接業務（対外的な業務）	サービス向上が求められる仕事	生活交通確保対策事業	195,604	①市民バス 地域内における日常生活交通手段として運行。 ②デマンド型交通システムの試験運行 三良坂町域において，利便性と効率性の向上をめざして試験運行を実施。 ③路線バス 三次市の幹線交通手段として確保するため補助金を交付。 ④JR線 芸備線・福塩線・三江線の各協議会に関する事務。要望事項のとりまとめ。	①市民バス 路線毎の運行経路・ダイヤ及び運行形態に関する具体的な実施計画の策定。②デマンド型交通システム 試験運行を基にしたデマンド型交通システムの有効性の検証に基づく実施計画の策定。③路線バス 市内外への幹線交通としての役割を明確にした，路線毎の配置及びダイヤ等の具体的な見直し。④観光客などの市内の移動手段の確保に向けた実施計画の策定。⑤環境に配慮した公共交通システムの調査・研究。⑥JR線三次・広島間の高速化に向けての調査・研究。	観光客	・住民の通院・通学・買物など日常的な地域内及び市内外の移動手段としての公共交通を，利便性の向上を図りつつ効率的に運行すること。 ・観光客などの市内の移動手段の確保。	公共交通機関の確保	・市民バスについては，誰もが利用できる条件を整備したとともに，一定の受益者負担を導入した。 ・デマンド型交通システムの試験運行を実施したことにより，利便性と効率性の向上へ向けた調査・研究のデータを得た。	市民バス等利用者数	人	110,342	100,242	100,000	市民バス等利用者数	人	110,342	100,242	100,000	4	地域生活交通手段を確保する上で，路線バス・市民バスは総じて利用率が低い点を除けば，目的を達成するために大きな役割を果たしている。	3	路線バス・市民バスとも利用者の利用実態に応じた路線や運行形態の変更などより効果的な運行の向上をはかることができる余地がある。	3	財政支援等の面で市が関与することは不可欠であるが，より効果的な運行形態等運行に関しては，民間主導でより柔軟に利便性と効率性を高い次元でバランスさせるべきである。	2	環境やエネルギーの有効利用も含めて，より多くの市民が公共交通を利用するような仕組みをつくっていくという意味で社会的ニーズは高い。	4	現状では，実際に公共交通機関を使わざるを得ない市民のニーズは極めて高いが，自家用車利用の市民のニーズは低い。そのギャップは大きなものがあるが，将来的な社会的ニーズを含めた意味においては，その必要性は増大してくる。	20	C	現状維持	要改善	要改善	路線バス・市民バスとも利便性の向上，費用対効果などの面から，路線の存続やダイヤまた運行形態などさらなる見直しが必要である。	要改善	**安全・便利で環境にやさしい交通体系を確立し，市内外の移動時間を短縮するよう，運行形態などの見直しを行う。**	10 内容の改善	19年度当初
348	388	財政室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	間接業務（内部管理）	正確性が重視される仕事	予算編成	12,060	予算編成方針を示し，各部署において予算要求を行い，財政部局により調整後，市長査定を受け，予算案を作成のうえ，議会に付す。	枠配分方式の問題点（配分総額，各部署配分額の適正化）の解消	全市民	限られた財源を有効に活用し，住民の福利向上を目指す。	・予算編成方針，編成要領を作成し，各部署に示す。 ・要求一般財源枠を各部署に示す。 ・各部からのヒヤリングを受け，調整後，市長協議，予算書(案)を作成・印刷し，議会へ付す。	・市民予算提案制度の導入 ・枠配分方式の全経費導入	予算書		1	1	1	市民の予算提案	件	－	17	20	5	地方自治体にとって予算編成は，必須の事務である。	3	予算編成手法として，市民予算提案制度，枠配分方式，職員予算プレゼンテーション，インセンティブ予算などを導入しているが，ここの手法の確立までに至っていないため，改善の余地がある。	5	コストの大部分は，人件費であり，予算の精度を保つためには，ほぼ必要最低限の事務量である。	5	市の内部事務であり，市以外での実施は不可能である。	5	すべての行政事務に不可欠なものであるため，社会的ニーズは極めて高い。	5	市民サービスへ直結するものであり，市民ニーズ，関心ともの高い。	28	A	未実施	現状維持	要改善	予算編成手法は，不断の改善が必要である。また，さらに「わかりやすい公表」のための工夫も必要である。	要改善	**市民予算提案制度，枠配分方式，職員予算プレゼンテーション，インセンティブ予算などの新たな予算手法を早期に確立するとともに，枠配分方式についてもより効果的で効率的な手法とするよう改善を行う。**	10 内容の改善	19年度予算
																						職員プレゼンテーション予算	件	14	4	5														
357	397	収納室	第6 都市	4市役所改革	（4）自主自立の財政基盤づくり	義務的事務	直接業務（対外的な業務）	正確性が重視される仕事	三次市債権確保対策事業	119,821	平成16年4月合併後，新市まちづくり計画の中では，「債権確保」について，行財政改革による自治体組織の健全化の区分でとらえ，自主財源の確保と公平・公正の原則を堅持し，市民の信頼を得られる行政運営の推進を目的に，あらゆる手段・アイデアを集約するとともに，悪質・大口滞納者には法的措置を講じ，収納率・徴収率の向上，滞納額の減少を図ることとし，債権原室はもとより全庁体制で集中実施期間を設定し具体的な取組みを行っている。	①債権確保行動による債権の分析が進み，残された債権の大部分が，複雑な事情を抱える事案や高額滞納であり，今後の折衝には，より 洗練された対応方針が不可欠であり，そのための職員研修が重要である。 ②債権の分析後の法的措置は，迅速・的確に執行するため，各債権担当室との連携が重要である。 ③コンビニ・クレジット収納など，納税者・納付者の利便性向上の取り組み。	市税・国保税，負担金・料・貸付金等の滞納者	①公平性の確保 ②市財源の確保 ③自主納付制度の確立	① 全職員（2人1組）による全滞納債権確保のための臨戸訪問及び 徴収行動。 ② 対象者が市外在住の場合は，文書送付や電話による催告行動。	平成16年度までの取り組みを総括し， ①債権担当室を中心とした取り組みを強化した。 ②滞納者に対するペナルティの実施を厳しく取り組んだ。	延べ行動人員	人	9,938	10,468	8,544	収納件数	件	2,255	5,974	4,876	4	市債権の公平・公正の原則を堅持するため，債権確保行動により市民への啓発と滞納債権の減少を図る。	3	全職員による債権確保行動により，滞納債権を分析・分類し，各債権担当室における現年徴収対策の強化を図り，徹底した分納管理と法的措置により滞納債権の減少を図ることが事業の目的のより一層の遂行につながる。	5	職員の債権確保行動については，勤務時間の変更で対応している。	5	地方税法ほかの法令により義務付けられている。	5	公正・公平の観点から社会的ニーズは高い。	5	公正・公平な納付のため市民ニーズは高い。	27	A	現状維持	要改善	要改善	①全職員による債権確保一斉行動は，三次市の債権に対する姿勢を内外に示す啓発効果は大きく，また対象住民の現状を具体的に把握するためにも，引き続き実施する意味は大きい。しかしながら事務局の負担が大きく，今後は債権原室の属する部局による独自性を持った行動展開や，研修会等の開催による職員資質の向上と行動の質の向上に改善の余地がある。	要改善	**これまでの取り組みを検証し，より効果のあがる対策を実施する。特に管理職だけの特別行動なども検討していく。また，悪質滞納者には法的措置を実施する。**	14 成果の向上	19年度当初